各委員会所管事項の動向

－第217回国会（常会）における課題等－

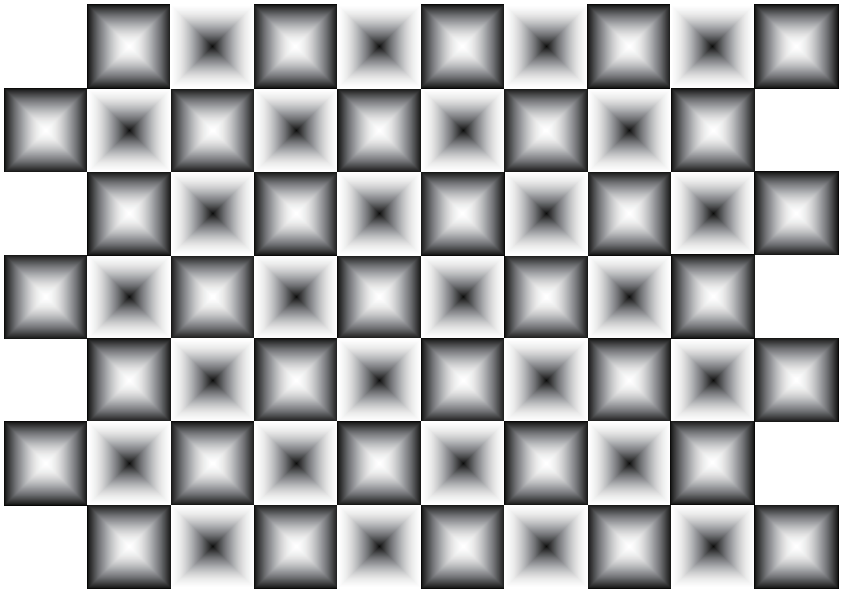

令 和 ７ 年 １ 月

衆 議 院 調 査 局

以下の方法により、本資料の電子ファイル（ＰＤＦファイル）を閲覧することができます。

○「衆議院立法情報ネットワークシステム」（イントラネット）にて

＜電子ファイルへのアクセス方法＞

「立法調査情報」クリック→「調査局刊行物等」クリック→「各委員会所管事項の動向」クリック→必要な情報をクリック→電子ファイルが開きます。

○「衆議院ホームページ」にて

＜電子ファイルへのアクセス方法＞

「衆議院ホームページ」（https://www.shugiin.go.jp/）→国会関係資料「調査局作成資料」クリック→「各委員会所管事項の動向」クリック→必要な情報をクリック→電子ファイルが開きます。

本書は、各委員会の所管事項に関する、最近の主なトピックスについて、これまでの経緯や今後の動向等を取りまとめたものです。本書が国会における皆様の御活動の一助となれば幸いです。

本書の執筆は、各調査室が担当いたしました。記載内容についてのお問合せは、各調査室の担当者までお願いいたします。

なお、御意見等がございましたら、調査局調査情報課（内線31853）までお電話いただければと存じます。

衆議院調査局長　近藤　博人

目　　次

○内閣委員会 …… 1

経済財政政策（新しい資本主義 / 物価高への対応等）
経済安全保障（経済安全保障推進法 / 経済安全保障分野におけるセキュリティ・クリアランス制度）
悪質ホストクラブ対策（悪質ホストクラブ問題 / 悪質ホストクラブ問題への対応）
金属盗対策（金属盗の現状 / 金属くずの買受けに関する規制 / 金属盗対策に関する検討会）
闇バイト対策（いわゆる「闇バイト」とは / 政府による対策）
独立行政法人国立女性教育会館（ＮＷＥＣ）及び男女共同参画センターの機能強化（独立行政法人国立女性教育会館（ＮＷＥＣ）及び男女共同参画センターの概要 / 機能強化の議論の経緯及び方向性）
サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法と我が国のサイバーセキュリティ政策の推進体制 / 能動的サイバー防御）
日本学術会議（概要 / 日本学術会議の在り方の検討）
ＡＩ政策（ＡＩの発展とリスクの顕在化 / ＡＩ制度の在り方に関する検討）
個人情報保護制度（個人情報保護制度の概要 / 制定及び改正の経緯 / 個人情報保護制度の今後）

○総務委員会 …… 23

地方行政（自治体ＤＸの推進 / 地方公共団体情報システムの標準化 / 地方公務員制度）
地方財政（令和７年度地方財政対策）
地方税（令和７年度税制改正要望 / いわゆる「103 万円の壁」への対応 / 国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策 / 令和７年度税制改正大綱）
情報通信（ＮＴＴに対する規制等を含む情報通信政策の見直し / デジタル空間における情報流通の健全性確保）
放送（放送事業者の経営環境の改善に向けた動き）
郵政事業（郵政民営化の見直し / 郵便料金制度の見直し / ゆうパックの配達委託に係る下請法違反）
消防行政（救急需要の増加への対応）

○法務委員会 …… 36

民事関係（担保に関する法制の見直し / 民事判決情報データベース化/ 選択的夫婦別氏制度（いわゆる選択的夫婦別姓制度）をめぐる現状 / 性同一性障害者特例法に関する最高裁決定 / 同性婚をめぐる現状）
刑事関係（刑事裁判手続等のデジタル化 / 保護司制度 / 自動車運転による死傷事犯に係る罰則に関する検討/ 再審制の見直し / 死刑）
出入国在留管理関係（出入国管理及び難民認定法と在留管理制度 / 外国人技能実習制度 / 特定技能制度 / 育成就労制度）

○外務委員会 …… 47

米国（トランプ氏の大統領就任と日米関係 / 日本製鉄によるＵＳスチール買収計画）
中国（日中関係総論 / 日中両国間の最近の主な動き）
朝鮮半島（韓国 / 北朝鮮）
ロシア（ロシアによるウクライナ侵略 / 日露関係（北方領土問題））
中東情勢（パレスチナ自治区ガザ地区等をめぐる動き / 周辺国をめぐる動き / シリアをめぐる動き）
令和７年度外務省予算案

○財務金融委員会 …… 60

財政（我が国の財政の現状 / 財政に関する最近の動き）
税制（税収の推移 / 令和７年度税制改正に向けた議論の動向 / 令和７年度税制改正の概要）
金融（日銀の金融政策 / 金融行政に関する最近の取組と課題）

○文部科学委員会 …… 81
教育政策の動向（教育振興基本計画 / 教育未来創造会議）
初等中等教育（教員に関する諸課題 / 35 人学級の推進と小学校教科担任制の拡充 / 部活動改革（部活動の地域移行） / いじめ、不登校 / 学校給食の無償化 / 高等学校の就学支援をめぐる動向）
高等教育（大学改革 / 国立大学における授業料値上げ / 奨学金等の学生に対する経済的支援）
科学技術及び学術の振興（科学技術政策 / 研究開発の現状 / 科学技術の基盤的な力の強化 / 我が国の大学の研究力の向上 / 原子力損害賠償制度）
文化及びスポーツの振興（文化芸術政策 / 文化財 / 著作権 / 世界平和統一家庭連合（旧統一教会）に対する宗教法人法に基づく解散命令の請求 / スポーツ施策の推進）

○厚生労働委員会 …… 98
社会保障（社会保障給付費等 / 全世代型社会保障の構築）
医療・健康施策（医療保険制度 / 医療提供体制 / 医薬品・医療機器施策）
介護保険制度
年金制度（公的年金制度の概要 / 年金制度改革の動向 / 年金積立金の運用）
生活保護制度・生活困窮者自立支援制度
障害者施策
労働政策（近年の雇用情勢 / 賃金 / 三位一体の労働市場改革等 / 雇用保険制度 / 女性活躍推進・ハラスメント対策 / 労働安全衛生対策）

○農林水産委員会 …… 108
食料・農業・農村基本法の改正を受けた食料・農業・農村基本計画の改定（食料・農業・農村基本法の改正 / 食料・農業・農村基本計画の改定）
合理的な価格形成の法制化
土地改良法制の見直し
山村振興法の延長等
棚田地域振興法の延長等
森林経営管理法の改正
漁業災害補償法の改正

○経済産業委員会 …… 116
我が国経済の動向
中小企業政策（中小企業をめぐる現状 / 事業再構築法制の整備 / 生産性向上等に向けた設備投資の促進 / 下請取引の適正化 / スタートアップ支援 / 事業承継の促進）
資源・エネルギー政策（我が国の一次エネルギー供給 / 各エネルギーの現状 / エネルギー基本計画の見直しに向けた検討 / ＧＸ実現に向けた動き / エネルギー価格高騰問題）
産業政策（自動車産業 / 半導体 / 成長志向型の資源自律経済の確立実現に向けた制度見直し）
知的財産政策
通商政策
独占禁止政策（公正取引委員会の概要 / スマートフォンのソフトウェアに係る競争環境の整備）

○国土交通委員会 …… 130
国土政策及び社会資本整備の動向（社会資本整備重点計画及びインフラ老朽化対策 / 道路政策の動向 / 半島振興策の動向 / 整備新幹線等の整備 / 上下水道の一体化、地震対策）
安心・安全で豊かな暮らし（地域公共交通の維持・確保 / 建設産業政策の動向 / 都市政策の動向 / 住宅政策の動向 / 令和６年能登半島地震による住家被害等 / 流域治水の推進 / 物流・自動車政策の動向 / 今後の気象業務の在り方）
航空、港湾、海事政策の動向（航空政策の動向 / 港湾政策の動向 / 海事政策の動向）
観光施策の動向
海上保安の動向

○環境委員会 …… 146
脱炭素社会の構築（気候変動に関する国際的な取組 / 気候変動に関する我が国における取組 / 今後の主な課題）
循環型社会の形成（循環型社会を形成するための法体系等 / 循環経済（サーキュラーエコノミー）

／ プラスチックごみ問題への対応 ／ 災害廃棄物処理に関する取組）
自然共生社会の形成（生物多様性に関する国際的な取組 ／ 生物多様性に関する我が国の取組 ／ 国内における個別課題への対応）
健康被害の補償・救済及び懸念への対応（水俣病 ／ 有機フッ素化合物（ＰＦＡＳ）問題）
東日本大震災対応等（放射性物質汚染対処特措法の制定と政府の主な対応 ／ 原子力規制委員会の発足等）

○安全保障委員会 …… 159

我が国を取り巻く安全保障環境
自衛官の処遇改善閣僚会議基本方針
防衛省・自衛隊をめぐる課題（不祥事に対する大量処分 ／ 潜水艦修理契約・特別防衛監察）
安保三文書に基づく防衛力整備等に向けた主な動き（統合作戦司令部の創設 ／ スタンド・オフ防衛能力の整備 ／ 同志国等との安保協力の進展 ／ ＡＩの活用促進、サイバー人材の確保・育成）
防衛関係予算等（５年間の防衛力整備水準等 ／ 2025（令和７）年度防衛関係費）
防衛装備移転三原則等の見直しと次期戦闘機共同開発等（国家安全保障戦略等を踏まえた防衛装備移転三原則等の改正（2023（令和５）年 12 月） ／ 次期戦闘機共同開発と防衛装備移転三原則運用指針の改正（2024（令和６）年３月） ／ 防衛産業の基盤強化に向けた有識者会議の設置）
在日米軍問題（オスプレイをめぐる動き ／ 在日米軍関係者による犯罪に関する情報共有体制の見直し ／ ＰＦＡＳによる水質汚染問題）

○国家基本政策委員会 …… 170

党首討論の導入と国家基本政策委員会設置の経緯（党首討論と国家基本政策委員会の関係 ／ 国会審議活性化法の概要 ／ 「国会審議活性化法」成立までの経緯）
党首討論の運営申合せ（「運営申合せ」決定までの経緯 ／ 「運営申合せ」の概要）
令和６年 10 月９日の党首討論
党首討論の課題（開会回数の確保 ／ 討議時間の拡大 ／ 発言時間における「片道方式」の導入）

○予算委員会 …… 180

我が国の財政状況（一般会計における歳出・歳入の状況 ／ 普通国債残高の推移 ／ 国及び地方の長期債務残高）
財政健全化に向けた取組（財政健全化目標 ／ 国・地方を合わせたＰＢ黒字化の見通し）
令和７年度予算編成（令和７年度予算の編成等に関する建議 ／ 令和７年度予算の編成の基本方針 ／ 令和７年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度 ／ 令和７年度予算（案）の決定）
今後の課題（国債費の増大への備え ／ 財政の持続性確保に向けた取組）

○決算行政監視委員会 …… 194

決算等（令和５年度決算等の概要及び審議状況 ／ 令和５年度決算検査報告の概要 ／ 令和２年度決算、令和３年度決算及び令和４年度決算に関する議決）
予備費等（令和５年度予備費使用等の概要及び審議状況 ／ 令和６年度予備費の予算計上等）
会計検査院による報告（国会及び内閣に対する報告（随時報告） ／ 国会からの検査要請事項に関する報告）
政策評価及び行政評価・監視に係る調査結果（政策評価 ／ 行政評価・監視）

○東日本大震災復興・防災・災害対策に関する特別委員会 … 201

東日本大震災復興（東日本大震災の概要 ／ 復興庁の設置 ／ 復興の基本方針の策定等 ／ 復興財源フレーム ／ 復旧・復興の現状 ／ 福島の復興・再生）
防災・災害対策（最近の自然災害をめぐる状況 ／ 国土強靱化の推進 ／ 地震・津波対策 ／ 災害に関する法制度等の動向）

○政治改革に関する特別委員会 …… 218

本委員会の最近の動き、これから見込まれる動き（公職選挙法改正に向けた議論 /第 216 回国会における政治資金規正法の改正等と今後検討される事項/ 自由討議 ／ 衆議院選挙制度に関する協議会の設置に係る経緯と同協議会の概要 /選挙執行経費基準法の一部改正）
政治資金規正をめぐる動き（政治資金規正法改正の経緯 /第 213 回国会（令和６年常会）におけ

る政治資金規正法の改正）
衆議院の一票の較差是正（アダムズ方式による定数配分の導入 / 令和２年国勢調査に基づく公職選挙法の改正 / 次回以降の小選挙区選挙の区割り改定 / 新しい区割りに基づく衆議院議員総選挙に対する一票の較差訴訟）
参議院選挙制度改革
選挙等をめぐる最近の動き（投票率の低下 / 投票環境の向上方策 / 主権者教育 / 女性や若者の政治参画促進）

○沖縄及び北方問題に関する特別委員会 …… 236

沖縄関係（沖縄振興 / 在沖米軍基地問題等）
北方関係（北方領土問題と平和条約締結交渉 / 北方四島における共同経済活動に関する動き / 北方四島訪問に関する枠組み（北方四島交流等事業））

○北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会 …… 248

北朝鮮による拉致問題（北朝鮮による拉致問題とは / 経緯と現状 / 「特定失踪者」の問題）
国会の対応（北朝鮮関連法の制定及び改正 /拉致問題等に関する調査）
政府の取組（「拉致問題対策本部」の設置 / 日本と北朝鮮との会談・協議等 / 近年の日本政府の動き / 北朝鮮に対する制裁措置 / 拉致問題に関する主な広報・理解促進活動）
米朝協議の動き
近年の北朝鮮の核・ミサイル開発の状況等
国際社会への働き掛け

○消費者問題に関する特別委員会 …… 260

令和７年度の消費者庁関係予算案の概要（予算案の概要 / 地域の消費者行政の充実・強化に関する予算案の概要 / 紅麹関連製品に係る事案を受けた機能性表示食品制度等の対応に関する予算案の概要）
最近の消費生活相談の傾向と特徴（消費生活相談の傾向と特徴 / インターネット通販・定期購入に関する相談）
公益通報者保護制度の見直し
不当寄附勧誘防止法施行後の動向
食品ロスの削減の推進
機能性表示食品制度をめぐる状況

○原子力問題調査特別委員会 …… 271

原子力問題調査特別委員会の設置等（原子力問題調査特別委員会の設置 / 原子力規制委員会の発足）
現行の規制基準の概要等（原子炉等規制法に基づく規制基準の見直し / 実用発電用原子炉施設の適合性審査の進捗状況 / 特重施設の設置 / 現行の運転期間延長認可制度（令和５年改正前） / 高経年化した発電用原子炉に関する安全規制の見直し）
原子力規制検査制度（現行の検査制度 / 東京電力柏崎刈羽原子力発電所に対する原子力規制検査の状況）
東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組（廃止措置等の実施に向けた基本方針等 / 燃料デブリの試験的取り出し / 汚染水・処理水対策）
原子力災害対策
核燃料サイクル（核燃料サイクルの仕組み / 使用済燃料の貯蔵 / 使用済燃料の再処理 / 高速炉開発）
高レベル放射性廃棄物の処理・処分に関する取組

○地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会 …… 285

地域活性化（地方創生 / 地方分権改革 / 国家戦略特区制度）
こども政策（少子化の現状 / こども未来戦略（こども・子育て支援加速化プラン） / 保育政策の新たな方向性 / 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） / 児童虐待防止対策）
旧優生保護法被害者の救済
デジタル社会形成（デジタル行財政改革の経緯 / データ利活用 / マイナンバー制度）

※本書は、原則として令和７年１月17日時点の情報をもとに作成しています。

内閣委員会

内閣調査室

１　経済財政政策

(1) 新しい資本主義

ア　岸田内閣の方針

令和３年10月に発足した岸田内閣は、市場に任せればうまくいくという新自由主義的な政策については富めるものと富まざるものとの深刻な分断を生んだという弊害が指摘されており、世界では、中間層を守り、気候変動などの地球規模の危機に備え、企業と政府が大胆な投資をしていく、新しい時代の資本主義経済を模索する動きが始まっているとの認識を示し、その上で、成長戦略と分配戦略を車の両輪として、「新しい資本主義」の実現を目指すとの方針を示した[1]。

「新しい資本主義」とは、社会課題の解決に向けた取組自体を成長のエンジンに変えることで、持続可能で包摂的な社会を構築し、裾野の広い成長と適切な分配が相互に好循環をもたらす「成長と分配の好循環」を目指すものであるとされた[2]。

（図表）新しい資本主義のイメージ

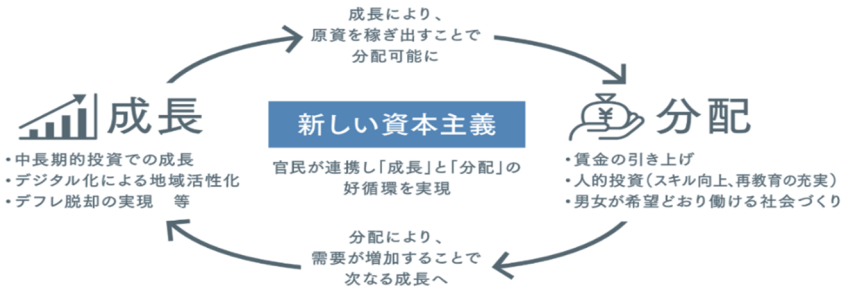

（出所）政府広報オンラインＨＰ

イ　新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」は、成長と分配の好循環を目指す複数年度にわたる計画であり、令和４年６月に閣議決定された後、２度改訂されている。

令和６年６月21日に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」では、これまでの新しい資本主義の取組の方向性は正しかったとの認識を示す一方、デフレ脱却への道はいまだ道半ばであるとした。その上で、円安が今後の物価に与える影響を注視する必要性に言及しつつ、物価上昇を上回る賃上げを定着させるためには、中小・小規模企業の賃上げの定着が必要であり、このため、中小・小規模企業の「稼ぐ力」の向上に全力を挙げるとした。そのほか、三位一体の労働市場改革[3]の早期実行、企業の参入・退出の円滑化やコンテンツ産業の活性化、国内投資の推進等に係る取組が盛り

1　第205回国会における岸田内閣総理大臣所信表明演説（令和３年10月８日）

2　「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和５年６月16日閣議決定）

3　ジョブ型人事の導入、労働移動の円滑化、リ・スキリングによる能力向上支援

込まれた。

ウ　経済財政運営と改革の基本方針2024（骨太方針2024）

令和６年６月21日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2024」（以下「骨太方針2024」という。）では、日本経済の現状についてデフレから完全に脱却する千載一遇のチャンスを迎えているとし、賃上げを起点とした所得と生産性の向上を通じて成長型の新たな経済に移行させるとの方針を示した。

さらに、中長期的に経済・財政・社会保障の持続可能性を確保するためには、人口減少が本格化する2030年代以降も実質経済成長率が安定的に１％を上回る必要があり、安定的な物価上昇の下で高い成長が確保できた場合には、2040年頃に名目ＧＤＰが1,000兆円程度となることが視野に入るとした。そのため、人口減少が本格化する2030年度までを対象期間とする「経済・財政新生計画」を骨太方針2024において定め、同計画に基づき経済・財政一体改革を推進するとしている。

エ　石破内閣の方針

令和６年10月に発足した石破内閣は、日本経済が、デフレを脱却するかどうかの瀬戸際にいるという認識を示し、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」を実現するため、岸田内閣で進めてきた成長戦略を着実に引き継いでいく方針を示した[4]。

(2) 物価高への対応等

世界規模の物価高騰が見られる中、我が国においては、円安の進行とも相まって、輸入物価の上昇を通じて、エネルギー・食料品を中心としたコストプッシュ型の物価上昇が生じた。こうした生活に身近な商品の値上がりが続く事態に対し、政府は、累次にわたり対策を講じてきた。

令和６年 11 月 22 日には、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」が閣議決定された。政府は、我が国の経済について、長きにわたったコストカット型経済から脱却し、デフレに後戻りせず、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」に移行できるかどうかの分岐点にあるとし、同対策を、賃金上昇が物価上昇を安定的に上回る経済の実現、そして、成長型経済への移行を確実なものにすることを目指すものとして位置付けている。同対策は、①日本経済・地方経済の成長（賃上げ環境の整備等）、②物価高の克服（低所得者世帯への支援等）、③国民の安心・安全の確保（自然災害からの復旧・復興等）の３本の柱で構成されており、その事業規模は 39 兆円程度になる。同年 12 月 17 日には、同対策の裏付けとなる令和６年度補正予算が成立した。

[4] 石破内閣総理大臣記者会見（令和６年 10 月１日）

２　経済安全保障

(1) 経済安全保障推進法

ア　概要

政府は、国際情勢の複雑化、社会経済構造の変化等により、安全保障の裾野が経済分野に急速に拡大する中、国家・国民の安全を経済面から確保するための取組を強化・推進することが重要であるとしている。このような状況の下、令和４年５月、安全保障の確保に関する経済施策を総合的かつ効果的に推進するため、経済安全保障推進法[5]が制定された。

同法は、基本方針を策定するとともに、安全保障の確保に関する経済施策として所要の制度を創設するもので、具体的には、法制上の手当てが必要な喫緊の課題に対応するため、①重要物資の安定的な供給の確保、②基幹インフラ役務の安定的な提供の確保、③先端的な重要技術の開発支援、④特許出願の非公開の４分野に関する制度を創設するものである。同法は段階的に施行され、令和６年５月には全ての制度の運用が開始された。

イ　ＧＯＣＯ（国有施設民間操業）スキームの導入

上記「①重要物資の安定的な供給の確保」に関する制度は、国民の生存に必要不可欠又は広く国民生活・経済活動が依拠している重要な物資について、「特定重要物資」として指定し、その安定供給確保に取り組む民間事業者等を支援（融資、助成等）することを通じて、特定重要物資のサプライチェーンの強靭化を図るものである。また、民間事業者等への支援では安定供給確保が困難な場合は、「特別の対策を講ずる必要がある特定重要物資」（特別特定重要物資）として指定し、国が備蓄等の必要な措置を講ずることとされている。

令和６年12月、政府は、特別特定重要物資に対して講ずることができる措置の一つとして、民間ベースでの安定供給確保が困難な状況が解消されるまでの間、政府が施設（工場、設備等）を取得・保有し、物資の生産や施設の管理を、国の事業として民間事業者に委託できる仕組み（ＧＯＣＯスキーム）の導入について検討していることを明らかにした[6]。

ウ　基幹インフラ制度の対象分野の追加

上記「②基幹インフラ役務の安定的な提供の確保」に関する制度（基幹インフラ制度）は、基幹インフラの重要設備が役務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されることを防止するため、電気、ガス等、法定された分野の中から政令で定める事業については、一定の基準に該当する事業者が重要設備の導入等をしようとする際に、事前に国に届出を行い、審査を受ける制度である。

経済安全保障推進法の制定時、港湾関係の事業は基幹インフラ制度の対象に含まれていなかったが、令和５年７月に発生した名古屋港におけるサイバー攻撃事案の発生を受け、令和６年５月、「港湾運送分野」を基幹インフラ制度の対象に追加する経済安全保障推進法

---

[5] 「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」（令和４年法律第43号）

[6] 「経済安全保障推進法に基づき国自ら講ずる措置」（第11回経済安全保障法制に関する有識者会議（令和６年12月24日）資料）。ＧＯＣＯは、Government-Owned, Contractor-Operatedの略。

改正法[7]が制定された。

さらに、令和６年12月、政府は、「医療分野」に関して、基幹インフラ制度の対象となり得る設備等の検討を行い、令和７年度の夏までに結論を得るとの方針を示している[8]。

エ　安全・安心に関するシンクタンクの設立に向けた動き

上記「③先端的な重要技術の開発支援」に関する制度は、先端的な重要技術（特定重要技術[9]）の研究開発の促進とその成果の適切な活用のため、資金支援、官民伴走支援のための協議会設置、調査研究業務の委託等の措置を講ずる制度である。このうち、調査研究業務の委託に関しては、特定重要技術の見定めやその研究開発等に資する調査研究を、内閣総理大臣が一定の能力を有する機関に委託し、当該機関に守秘義務を求めることとされている。

この点、「第６期科学技術・イノベーション基本計画[10]」等では「安全・安心に関する新たなシンクタンク機能の体制を構築し、今後の安全・安心に係る科学技術戦略や重点的に開発すべき重要技術等の政策提言を行う」こととされており、政府は、安全・安心に関するシンクタンクについて、経済安全保障推進法に基づく調査研究の受託を可能とすることも見据え、速やかな設立に向けて準備を進めている[11]。令和６年11月の「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」では、令和８年度目途の設立に向け、準備を加速するとの方針が示されている。

(2) 経済安全保障分野におけるセキュリティ・クリアランス制度

セキュリティ・クリアランス制度とは、国家における情報保全措置の一環として、政府が保有する安全保障上重要な情報として指定された情報にアクセスする必要がある者に対して政府による調査を実施し、その信頼性を確認した上でアクセスを認める制度である。

これまでセキュリティ・クリアランス制度を規定している法律は特定秘密保護法[12]のみであったが、同法では経済安全保障に関する情報が必ずしも明示的に保全の対象となっていない。政府は、安全保障の概念が経済・技術分野にも拡大し、安全保障のための情報に関する能力の強化が一層重要となる中、経済安全保障分野においても、セキュリティ・クリアランス制度の整備を通じ、情報保全の更なる強化を図る必要があるとし、令和６年５月、政府保有の経済安全保障上の重要な情報を保護・活用するための制度を創設する重要

---

[7] 「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の一部を改正する法律」（令和６年法律第28号）。同法は、公布の日（令和６年５月17日）から１年６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行。

[8] 「特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度の一般港湾運送事業追加に向けた準備状況等について」（第11回経済安全保障法制に関する有識者会議（令和６年12月24日）資料）

[9] 将来の国民生活・経済活動の維持にとって重要なものとなり得る先端的な技術のうち、その技術が外部に不当に利用された場合に国家・国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがあるもの等。

[10] 令和３年３月26日閣議決定

[11] 「統合イノベーション戦略2024」（令和６年６月４日閣議決定）16頁

[12] 「特定秘密の保護に関する法律」（平成25年法律第108号）。特定秘密として指定できる情報の範囲は、防衛、外交、特定有害活動（スパイ行為等）の防止、テロリズムの防止の４分野に関する一定の要件を満たす事項に限られている。

経済安保情報保護活用法[13]が制定された。同法は、経済安全保障上の重要な情報（重要経済安保情報[14]）の保護及び活用に関し、必要な事項を定め、漏えいの防止を図り、我が国及び国民の安全の確保に資することを目的とするもので、その主な内容は以下のとおりである。

○重要経済安保情報の指定（例：サイバー脅威・対策等に関する情報、サプライチェーン上の脆弱性関連情報）
○一定の基準を満たす民間事業者（適合事業者）との契約に基づく重要経済安保情報の提供
○重要経済安保情報の取扱いの業務は情報漏えいのおそれがないと認められた者に制限
○行政機関の長は、本人同意の下、内閣総理大臣（内閣府）による一元的な調査の結果に基づき情報漏えいのおそれがないことについての評価（適性評価）を実施
○重要経済安保情報の漏えい等に対する罰則の整備
○一部の規定を除き、公布の日（令和６年５月17日）から１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行
※なお、衆議院において、政府は、毎年、有識者の意見を付して、重要経済安保情報の指定等の運用状況について国会に報告するとともに、公表するものとする等の修正が行われた。

さらに、同法では、重要経済安保情報の指定・解除、適性評価の実施、適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準（運用基準）を定めることとされており、政府は、運用基準やガイドライン等の策定に向けて検討を行っている[15]。

３　悪質ホストクラブ対策

(1) 悪質ホストクラブ問題

昨今、いわゆるホストクラブにおいて、入店時の説明とは異なる高額な料金の請求を行ったり、飲酒による酩酊やホストへの恋愛感情等を利用して女性客に高額な注文を行わせたりする、悪質な行為が観取されている。また、高額な請求に対し、直ちに支払ができない女性客が売掛金、立替金等の名目で多額の借金を負わされ、当該借金の返済のために売春をさせられたり、性風俗店で稼働させられたりするといった事案が発生している。こうした、社会経験が未熟な女性や困難な問題を抱える女性の弱い立場に付け込んだ悪質な行為が、大きな社会問題（以下「悪質ホストクラブ問題」という。）となっている[16]。

いわゆるホストクラブには明確な定義があるわけではないが、一般に主に男性の接客係（ホスト）が女性客相手に接客サービスをする飲食店を指す。ホストクラブは風営適正化法[17]第２条第１項第１号の風俗営業[18]に該当するものであり、同法の規制を受ける。具体的には、営業時間の制限等（都道府県条例に委任）、料金表示義務、年少者の立入禁止の表示義務等の遵守事項や、客引きの禁止、18 歳未満の接待禁止等の禁止行為などが定められて

---

13 「重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律」（令和６年法律第27号）

14 重要なインフラや物資のサプライチェーンに関する一定の情報であって、公になっていないもののうち、その漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿する必要があるもの。

15 運用基準（案）については、令和６年11月28日から同年12月27日までパブリックコメントが行われた。

16 「悪質ホストクラブ対策に関する報告書」（令和６年 12 月　悪質ホストクラブ対策検討会）１頁

17 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和 23 年法律第 122 号）

18 キヤバレー、待合、料理店、カフエーその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業

いる。風俗営業者が遵守事項に違反した場合は、営業停止などの行政処分の対象となり、禁止事項の違反は、行政処分だけでなく、直罰の対象となり得る。

(2) 悪質ホストクラブ問題への対応

ア　政府の対応等

悪質ホストクラブ問題については、令和５年 11 月以降、国会で議論となり、松村国家公安委員会委員長（当時）は、同月の参議院内閣委員会において、「およそ返済困難な売り掛けをさせることは私も常識的に考えて問題ではないかと考えております」と答弁した[19]。また、同月、警察庁は各都道府県警察に対し、悪質なホストクラブ等に対する厳正な取締りの推進を指示した[20]。

令和６年６月、松村国家公安委員長（当時）は、新宿の歌舞伎町を視察し、風営適正化法の改正も含めて対策を検討する考えを示した[21]。

イ　ホストクラブ業界の対応

令和５年 11 月、吉住新宿区長は記者会見で、売掛金の自主規制のルールを策定することや、業界団体を設立することなどをホストクラブ業界に求めたことを明らかにした[22]。また、同年 12 月５日に開かれた、新宿区とホストクラブ経営者らとの連絡会において、令和６年４月までに売掛金を廃止すること、親元に取立てを行わないこと等が確認された[23]。

さらに、ホストクラブ経営者らは、運営の健全化や利用者の保護などを目的とした日本ホストクラブ健全化推進協議会を設立し、令和６年８月に記者会見を行い、被害相談窓口の設置、各店舗の視察や研修の実施をするとした[24]。

ウ　悪質ホストクラブ対策検討会

令和６年７月、警察庁は悪質ホストクラブ問題への対応を協議するため、悪質ホストクラブ対策検討会を立ち上げた。同検討会においては、「売掛金、立替金等の蓄積」段階及び「売掛金、立替金等の悪質な取立て」段階での問題を中心に議論が行われた。

同検討会は、同年 12 月に報告書[25]を取りまとめ、①売掛金、立替金等の蓄積の防止策、②売掛金、立替金等の悪質な取立ての防止策、③売春、性風俗店勤務等のあっせんへの対応、④悪質な営業を営む者の処罰やその排除の在り方の４点について、規制の方向性を示した。警察庁は、これを踏まえ、令和７年の常会に風営適正化法の改正法案を提出する方針とされている。

---

19 第 212 回国会参議院内閣委員会会議録第２号５頁（令 5.11.9）松村国家公安委員会委員長答弁

20 「ホストクラブ等の売掛金等に起因する各種事件捜査等の推進について（通達）」（令和５年 11 月 16 日警察庁丁保発第 129 号）

21 『東京新聞』（2024.6.27 都心版）

22 『読売新聞』（2023.11.18）

23 『読売新聞』（2023.12.6）、『朝日新聞』（2023.12.6）

24 『産経新聞』（2024.8.30）、『共同通信ニュース』（2024.8.29）

25 「悪質ホストクラブ対策に関する報告書」（令和６年 12 月　悪質ホストクラブ対策検討会）

（図表）悪質ホストクラブに対する規制の方向性

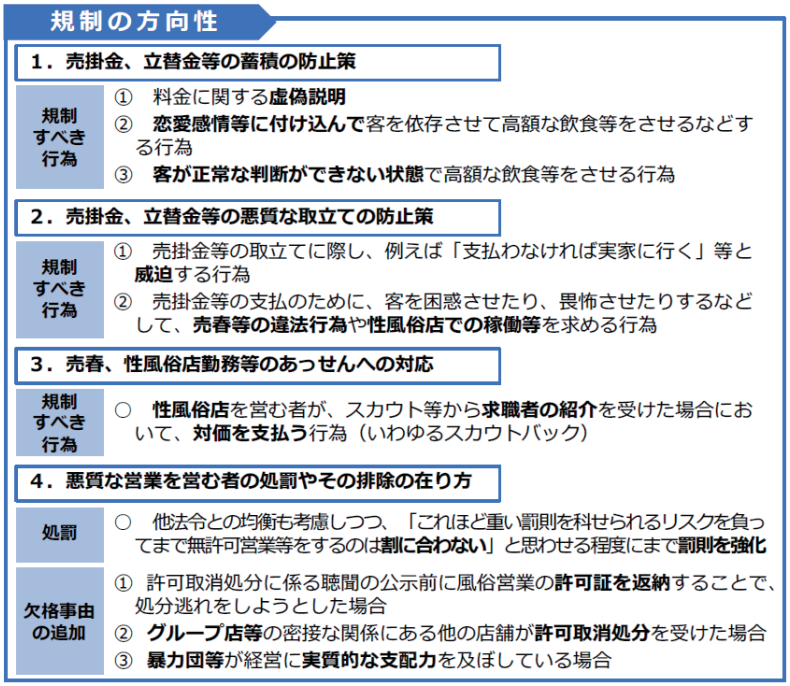

（出所）「悪質ホストクラブ対策に関する報告書」（令和６年12月　悪質ホストクラブ対策検討会）24頁

４　金属盗対策

(1) 金属盗の現状

昨今、太陽光発電施設からの金属ケーブル窃盗を始めとする金属盗が増加しており、被害品が金属くず買受業者等に売却されるなどの事案も発生している[26]。金属盗の認知件数は統計を取り始めた令和２年以降増加を続けており、令和２年の認知件数は 5,478 件であったが、令和５年には 16,276 件となった。また、令和５年の金属盗の被害総額は約 133 億円で、同年の窃盗犯全体の被害額の約２割に相当し、材質別で見ると銅の被害額が全体の約７割を占める[27]。特に、太陽光発電施設における金属ケーブル窃盗が多く発生しているが[28]、太陽光発電施設は人目の少ない場所にあることが多く、犯行が気付かれにくい上、まとまった量のケーブルを盗むことができるという特徴がある。太陽光発電施設での被害発生時には、金銭的損害のみならず、一定期間送電が停止するなど社会や事業に甚大な影響を与える場合がある。なお、太陽光発電施設における金属ケーブル窃盗で検挙された者の６割以上は外国人で、警察当局は、金属盗の背景で外国人を含む匿名・流動型犯罪グループ[29]（トクリュウ）が暗躍しているとみている[30]。

26　「金属盗対策に関する検討会報告書」（令和７年１月　金属盗対策に関する検討会）１頁

27　「金属盗対策に関する検討会報告書」（令和７年１月　金属盗対策に関する検討会）２頁

28　令和５年の金属盗の認知件数 16,276 件のうち 32.9%（5,361 件）を太陽光発電施設に対する金属ケーブル窃盗が占める。（第１回金属盗対策に関する検討会（令和６年９月 30 日）資料）

29　警察は、各種資金獲得活動により得た収益を吸い上げている中核部分は匿名化され、違法行為の実行者はＳＮＳでその都度募集され流動化しているなどの特徴を有する新たな形態の犯罪集団を「匿名・流動型犯罪グループ」として位置付けている。

30　『産経新聞』（2024.10.1）

(2) 金属くずの買受けに関する規制

盗品の流通防止等のため、古物の買受けについては、「古物営業法[31]」により買受け時の相手方の確認等が義務付けられている。しかし、「古物」とはそのままで又は幾分の手入れをしてそのもの本来の目的に使用し得るものをいうのであって、全然形を変えなければ利用できないようなくず鉄やくず製品は廃品であって古物ではないと解釈されている[32]。そのため、溶かして再利用する金属ケーブル等には、古物営業法は適用されないため、身分確認は義務ではなく、盗品を持ち込んだ人物の特定が難しくなっている[33]。

一方で、古物に該当しない金属くずの買受けについて、取引時の本人確認等を買受業者に義務付ける条例を制定している道府県もある[34]。

(3) 金属盗対策に関する検討会

警察庁は、令和６年５月、太陽光発電施設の金属ケーブルなどの盗難が全国で多発していることについて、治安上の大きな課題であるという認識を示し[35]、同年７月には各都道府県警に対策強化を指示した[36]。また、同年９月には、金属盗対策に関する検討会を立ち上げ、金属くず買受業者の規制の在り方や金属盗に用いられる犯行用具の規制の在り方等について議論を行った。

同検討会は、令和７年１月に報告書[37]を取りまとめ、①金属くず買受業者を届出制とし、取引時の本人確認や取引記録の作成・保存義務を課すこと、②現に金属盗の犯行に用いられている一定のケーブルカッター等の隠匿携帯を処罰対象とすること等が必要とした。これを受けて、政府は新法案をまとめ、早期に法案を提出する方針とされている[38]。

---

31 昭和 24 年法律第 108 号

32 第 30 回再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース（令和６年３月 22 日）議事概要 29 頁

33 『朝日新聞』(2024.12.5)

34 令和７年１月１日現在、全国の 17 道府県において、いわゆる「金属くず条例」が制定されている。

35 国家公安委員会委員長記者会見（令和６年５月９日） 露木警察庁長官発言

36 警察庁「組織的窃盗・盗品流通事犯対策の推進について（通達)」令和６年７月 29 日）

37 「金属盗対策に関する検討会報告書」（令和７年１月　金属盗対策に関する検討会）

38 『朝日新聞』(2025.1.9)

（図表）金属盗対策についての今後の方向性

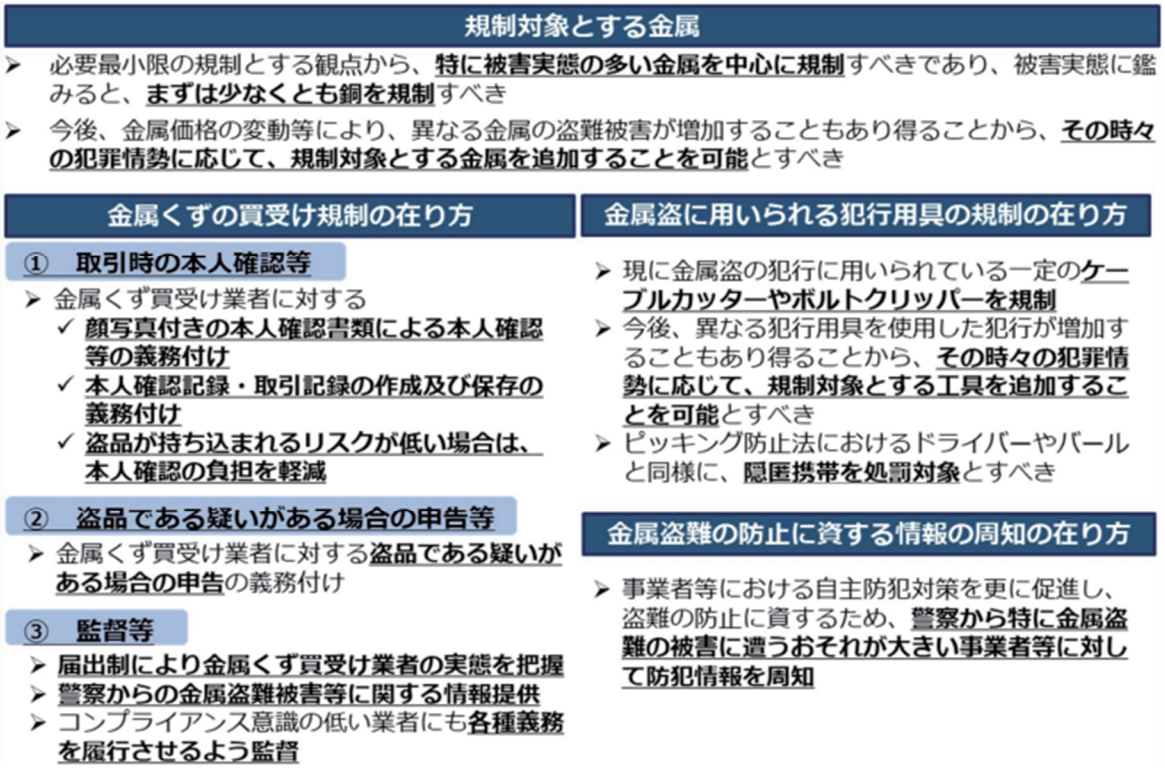

（出所）「金属盗対策に関する検討会報告書」（令和７年１月　金属盗対策に関する検討会）26 頁

５　闇バイト対策

(1) いわゆる「闇バイト」とは

匿名・流動型犯罪グループ（以下「トクリュウ」という。）は、特殊詐欺を始め、様々な犯罪により資金を獲得していると見られるが、トクリュウが犯罪を敢行するに当たって、ＳＮＳ等において、犯罪の実行犯を募集している実態が認められ（いわゆる「闇バイト」[39]）、社会問題となっている。闇バイトはＳＮＳが主な募集手段とされるが、求人サイトに普通の求人を装って投稿されるケースもある[40]。

令和５年１月に東京都狛江市で発生した強盗殺人事件を始めとして、昨今、闇バイトとの関連が疑われる強盗等事件が広域的に発生し、国民に大きな不安を与えている。最近の広域強盗の実行犯募集には、①「ホワイト案件」と示し「最低５万円」などと好条件を示す、②応募はダイレクトメッセージで受け付ける、③秘匿性の高い通信アプリに誘導するという共通点があるとされ、その後に身分証の画像送信を求められ、個人情報を把握した上で具体的な犯行が指示される[41]。応募者が犯行をちゅうちょしたり、グループからの離脱意思を示したりした場合には、個人情報を把握しているという優位性を利用して脅迫する

[39] 「闇バイト」という表現には、犯罪への気軽な参画を容易にするという指摘もあるところ、警察庁は、青少年等への広報・啓発等に当たっては、「犯罪実行者募集情報」といった語も、引き続き、適切に活用していくとしている（「国民を詐欺から守るための総合対策」（令和６年６月 18 日　犯罪対策閣僚会議決定）15 頁）。

[40] 『日本経済新聞』（2024. 11. 15）

[41] 同上

などして服従させ、実行犯として繰り返し犯罪に加担させるなどの状況が見られ、また、応募者が犯罪を敢行したとしても約束した報酬が支払われない場合もあるとされる[42]。

(2) 政府による対策

ア　国民を詐欺から守るための総合対策

令和６年６月、政府は、犯罪対策閣僚会議において、「国民を詐欺から守るための総合対策」[43]（以下「総合対策」という。）を策定した。総合対策は、①「被害に遭わせない」ための対策、②「犯行に加担させない」ための対策、③「犯罪者のツールを奪う」ための対策、④「犯罪者を逃さない」ための対策の４つを柱としており、「犯行に加担させない」ための対策として、闇バイト等情報に関する情報収集、削除、取締り等の推進、青少年をアルバイト感覚で犯罪に加担させない教育・啓発等が掲げられている。

政府は、従前、特殊詐欺の被害が依然として深刻であることを受けて策定された「オレオレ詐欺等対策プラン」[44]や、闇バイトが関係する広域強盗等事件の発生や特殊詐欺について依然として深刻な情勢が続いていることを踏まえて策定された「ＳＮＳで実行犯を募集する手口による強盗や特殊詐欺事案に関する緊急対策プラン」[45]に基づき、官民一体となって特殊詐欺等への対策を講じてきた。総合対策は、ＳＮＳやキャッシュレス決済の普及等が進む中で、新たな科学技術を悪用した犯罪の手口が急激に巧妙化・多様化している情勢を踏まえ、一層強力な対策を迅速かつ的確に講じるため、これらのプランを発展的に解消させ、特殊詐欺等を対象に、政府が総力を挙げて取り組むべき施策をまとめたものである。

（図表）「国民を詐欺から守るための総合対策」の主な施策

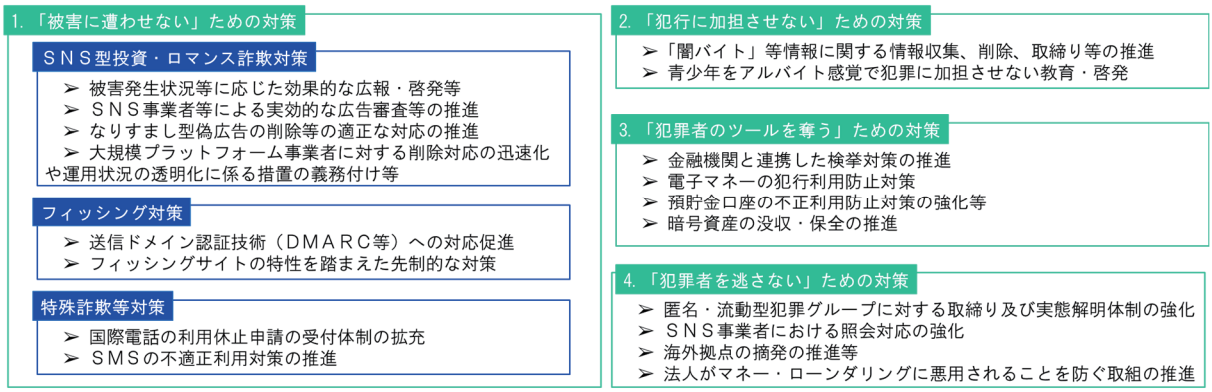

（警察庁「令和６年版警察白書」21 頁を基に当室作成）

イ　いわゆる「闇バイト」による強盗事件等から国民の生命・財産を守るための緊急対策

総合対策の策定以降も、闇バイトが絡む強盗等事件が広域的に発生し、特に、１都３県では、令和６年８月から 11 月にかけて、闇バイトとの関連が疑われる一連の強盗等事件が

---

42 警察庁「令和６年版警察白書」３頁
43 令和６年６月 18 日　犯罪対策閣僚会議決定
44 令和元年６月 25 日　犯罪対策閣僚会議決定
45 令和５年３月 17 日　犯罪対策閣僚会議決定

19 件発生した。こうした状況を受け、同年 12 月、犯罪対策閣僚会議は、更に一歩踏み込んだ対策を行うため、総合対策のフォローアップも含む緊急対策[46]を取りまとめ、闇バイト情報を許さない労働力の募集環境の整備、仮装身分捜査[47]も活用した徹底的な取締り、地域の防犯力の強化などに取り組むこととした。

（図表）「いわゆる「闇バイト」による強盗事件等から国民の生命・財産を守るための緊急対策」の主な施策

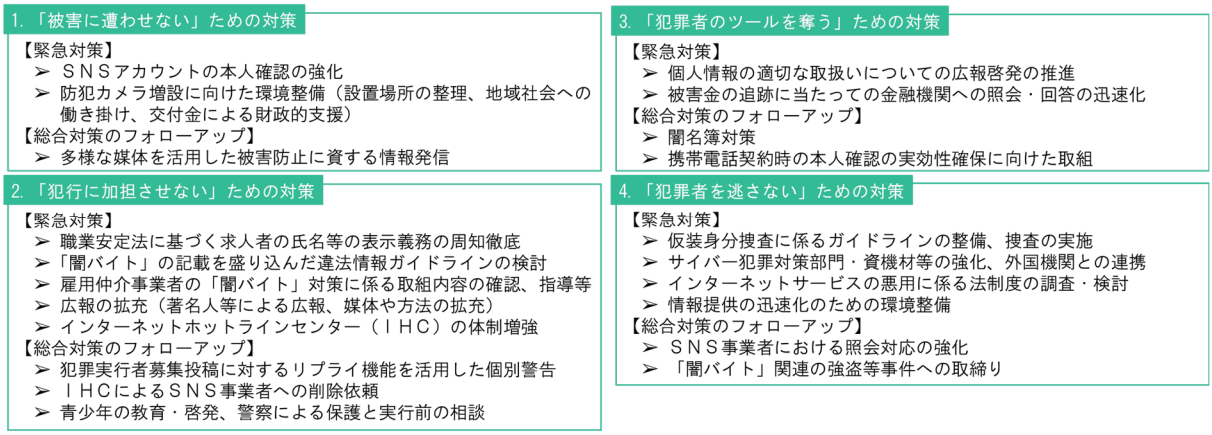

（「いわゆる「闇バイト」による強盗事件等から国民の生命・財産を守るための緊急対策」（令和６年 12 月 17 日　犯罪対策閣僚会議決定）を基に当室作成）

６　独立行政法人国立女性教育会館（ＮＷＥＣ）及び男女共同参画センターの機能強化

(1) 独立行政法人国立女性教育会館（ＮＷＥＣ）及び男女共同参画センターの概要

ア　独立行政法人国立女性教育会館（ＮＷＥＣ）の概要

独立行政法人国立女性教育会館[48]（以下「ＮＷＥＣ」という。）は、埼玉県嵐山町に設置されている、文部科学省所管の独立行政法人である。我が国唯一の女性教育のナショナルセンターとして、女性教育指導者等に対する研修、女性教育に関する専門的な調査及び研究等を行うことにより、女性教育の振興を図り、男女共同参画社会の形成の促進に資することを目的としている[49]。

イ　男女共同参画センターの概要[50]

男女共同参画センターは、男女共同参画のための総合的な施設として、地域の様々な課題に対応するため、広報啓発、講座、相談事業、情報収集・提供、調査研究等の事業を始

46　「いわゆる「闇バイト」による強盗事件等から国民の生命・財産を守るための緊急対策」（令和６年 12 月 17 日　犯罪対策閣僚会議決定）

47　捜査員が仮装の身分を使用して関係者と接触するなどして、情報・証拠の収集を行うもの。公的な身分証明制度に混乱をもたらすおそれがあるとの意見がある一方で、組織性・密行性が高い犯罪における真相解明に資する、核心的な犯罪情報や物的証拠の入手可能性が高い等のメリットがあるとされる。（「捜査手法、取調べの高度化を図るための研究会 最終報告」（平成 24 年２月）31 頁）

48　昭和52年７月に「国立婦人教育会館」として設置され、平成13年４月より「独立行政法人国立女性教育会館」に移行した。

49　「独立行政法人国立女性教育会館法」（平成11年法律第168号）第３条

50　第１回男女共同参画センターにおける業務及び運営についてのガイドライン作成検討ワーキング・グループ（令和５年11月10日）資料４　１頁、「男女共同参画センターにおける業務及び運営についてのガイドライン作成検討に関する提言」（令和６年10月　男女共同参画センターにおける業務及び運営についてのガイドライン作成検討ワーキング・グループ）８頁

めとした、実践的な活動を行っている。法律上の根拠はなく、都道府県や市区町村において条例等に基づき、令和６年４月現在で、全国に354か所設置されている。

(2) 機能強化の議論の経緯及び方向性

ア　機能強化についての政府の方針

政府は、「女性活躍・男女共同参画の重点方針2022[51]」（以下「女性版骨太の方針2022」という。）において、①ＮＷＥＣについて、その主管府省を内閣府に移管し、地域における女性リーダー等の人材育成機能と各地の男女共同参画センターを束ねる拠点機能の強化を行うこと、②男女共同参画センターについて、専門人材の確保、関係機関・団体との連携強化、地域による取組の温度差の解消を強力に進め、その機能強化を図ることを決定した。

イ　機能強化の在り方についての検討

「女性版骨太の方針2022」に基づき、令和４年12月から、男女共同参画会議の計画実行・監視専門調査会の下に設置された「独立行政法人国立女性教育会館（ＮＷＥＣ）及び男女共同参画センターの機能強化に関するワーキング・グループ」（以下「機能強化WG」という。）において、ＮＷＥＣ及び男女共同参画センターの機能強化の在り方について議論が行われた。令和５年４月、報告書[52]が取りまとめられ、ＮＷＥＣ及び男女共同参画センターの具体的な機能強化策が示された。

ウ　法案提出についての政府の方針

政府は、「女性活躍・男女共同参画の重点方針2024（女性版骨太の方針2024）[53]」において、女性の経済的自立を始め、全国津々浦々で男女共同参画社会の形成を促進するため、ＮＷＥＣの主管を内閣府に移管し、男女共同参画センターに法令上の位置付けを付与すること等を内容とする、ＮＷＥＣ及び男女共同参画センターの機能強化を図るための所要の法案について、早期の国会提出を目指すとした。

エ　ＮＷＥＣの機能強化による新たな組織の整備に向けた動き

政府は、機能強化WGの報告書を踏まえ、ＮＷＥＣの機能強化後の事業の在り方について検討するとともに、施設の在り方について、ＮＷＥＣの所在地である埼玉県及び嵐山町とも対話を重ねて検討し、令和６年７月30日、今後の男女共同参画の中核的組織の整備方針を取りまとめた[54]。

同方針において、ＮＷＥＣの機能強化後の新法人の主たる事務所は、引き続き埼玉県嵐山町に存置し、男女共同参画に関する新たな中核的組織として、地域住民・地元自治体と

---

[51] 令和４年６月３日　すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定

[52] 「独立行政法人国立女性教育会館（ＮＷＥＣ）及び男女共同参画センターの機能強化に関するワーキング・グループ報告書」（令和５年４月11日）

[53] 令和６年６月11日　すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定

[54] 「独立行政法人国立女性教育会館の機能強化による男女共同参画の中核的組織の整備に向けて」（令和６年７月30日　内閣府、文部科学省、国立女性教育会館）

の関わり合いを通じて事業の質を高め、男女共同参画に関する課題解決のための取組が全国に展開されることを目指すとされた。

オ　男女共同参画センターの機能強化の実現に向けた動き

男女共同参画センターの機能強化を図るに当たり、令和５年11月から、計画実行・監視専門調査会の下に設置された「男女共同参画センターにおける業務及び運営についてのガイドライン作成検討ワーキング・グループ」において、機能強化ＷＧの報告書を踏まえ、男女共同参画センターの業務及び運営に係るガイドラインの作成に関する検討が行われ、令和６年10月、提言[55]が取りまとめられた。

同提言を踏まえ、内閣府において、男女共同参画センターにおける業務及び運営についてのガイドラインが作成される予定である。同ガイドラインは、地方公共団体の手引きとなる内容とする一方、地方公共団体に画一的な対応を求めたり、ガイドラインに記載された内容を強制したりするものではないとされる[56]。

７　サイバーセキュリティ

(1) サイバーセキュリティ基本法と我が国のサイバーセキュリティ政策の推進体制

ア　サイバーセキュリティ基本法

サイバー空間が経済社会の活動基盤となる一方で、組織的かつ高度なサイバー攻撃等による脅威の高まりが見られるようになり、サイバーセキュリティの確保は国民生活や社会経済活動、我が国の安全保障の観点から極めて重要な課題となってきた。こうした状況を背景に、平成26年、サイバーセキュリティに関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、サイバーセキュリティ基本法[57]（以下「ＣＳ基本法」という。）が成立した。

ＣＳ基本法により、「サイバーセキュリティ」という概念が法的に位置付けられ、国、地方公共団体等の責務が明確化されたほか、政府は、サイバーセキュリティ施策の総合的・効果的な推進を図るため、「サイバーセキュリティ戦略」を定めることとされた。また、サイバーセキュリティ戦略本部がサイバーセキュリティ政策に係る政府の司令塔として位置付けられ、国の行政機関に対する勧告権等の権限が付与された。

その後、平成28年には、国が行う情報システムに対する不正な活動の監視・分析等の対象を独立行政法人等に拡大すること等を内容とする改正が行われた。次いで、平成30年には、「サイバーセキュリティ協議会」の創設や、サイバーセキュリティ戦略本部の所掌事務にサイバーセキュリティに関する事象が発生した場合における国内外の関係者との連絡調整に関する事務を追加する等の改正が行われた。

55　「男女共同参画センターにおける業務及び運営についてのガイドライン作成検討に関する提言」（令和６年10月　男女共同参画センターにおける業務及び運営についてのガイドライン作成検討ワーキング・グループ）

56　第１回男女共同参画センターにおける業務及び運営についてのガイドライン作成検討ワーキング・グループ（令和５年11月10日）資料５

57　平成26年法律第104号

（図表）サイバーセキュリティ政策の推進体制

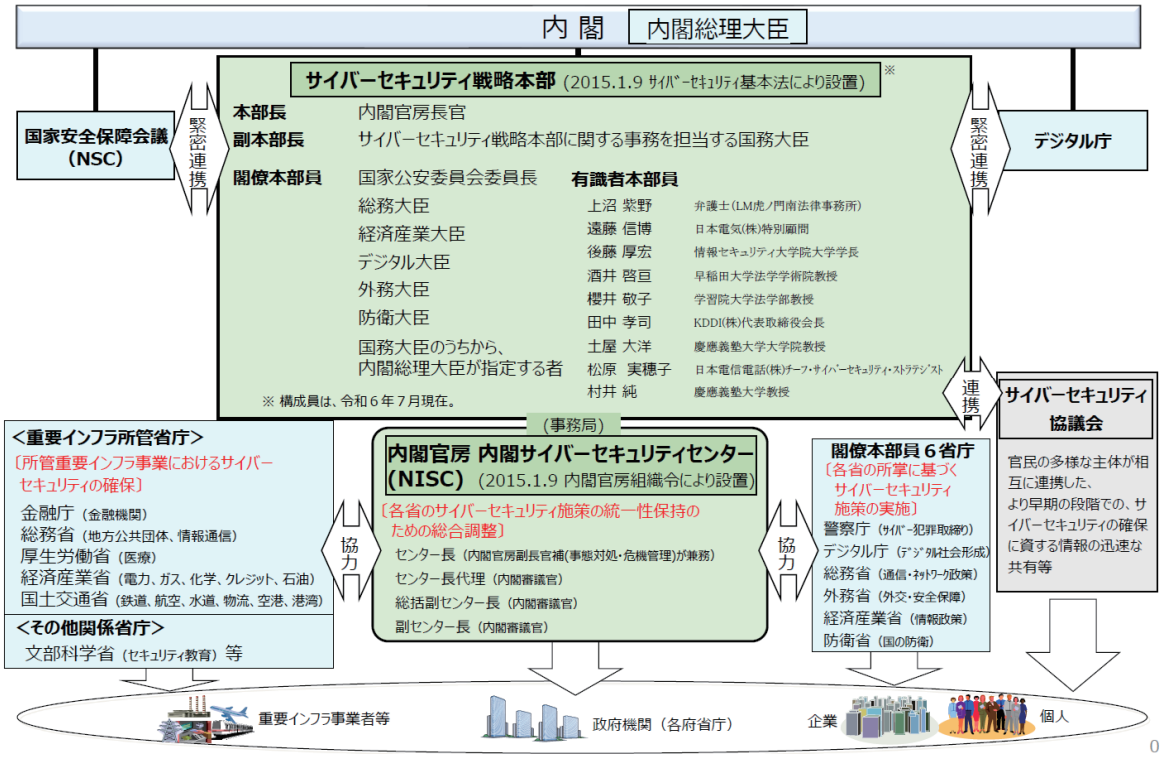

（出所）内閣サイバーセキュリティセンターＨＰ

イ　重要インフラの防護

政府は、ＣＳ基本法に基づき、重要インフラ防護に係る基本的な枠組みとして、政府と重要インフラ事業者等との共通の行動計画[58]を策定し、自然災害、管理不良、サイバー攻撃等のリスクを許容範囲内に抑制するとともに、障害発生時に迅速な復旧を図ることにより、国民生活や社会経済活動に重大な影響を及ぼすことなく、重要インフラサービスの安全かつ持続的な提供を実現することとしている。

(2) 能動的サイバー防御

令和４年に策定された国家安全保障戦略[59]は、重大なサイバー攻撃のおそれがある場合、これを未然に排除し、また、攻撃が発生した場合の被害の拡大を防止するために「能動的サイバー防御」を導入するとした。また、同戦略は、①攻撃を受けた民間企業等との情報共有及び政府からの支援等の取組強化、②攻撃者サーバ等を検知するため、通信事業者が持つ通信情報を活用すること、③可能な限り未然に攻撃者サーバ等への侵入・無害化を可能とするための、政府への必要な権限の付与、の３点を含む必要な措置の実現に向け検討

58 「重要インフラのサイバーセキュリティに係る行動計画」（令和４年６月17日サイバーセキュリティ戦略本部決定。令和６年３月８日同本部改定）。重要インフラ分野は、当初、①情報通信、②金融、③航空、④空港、⑤鉄道、⑥電力、⑦ガス、⑧政府・行政サービス、⑨医療、⑩水道、⑪物流、⑫化学、⑬クレジット、⑭石油の14分野とされていたが、令和６年の改定により、港湾が追加され、計15分野とされた。

59 令和４年12月16日国家安全保障会議決定・閣議決定

を進めるとした[60]。

令和６年６月、「サイバー安全保障分野での対応能力の向上に向けた有識者会議」が設置され、サイバー安全保障分野での対応能力を欧米主要国と同等以上に向上させるための新たな取組の実現のために必要となる法制度の整備等について検討が行われることとなった。有識者会議は、全体会議に加え、テーマ別の会合を開催するなどして議論を進め、同年11月、「サイバー安全保障分野での対応能力の向上に向けた提言[61]」を取りまとめた。

（図表）「サイバー安全保障分野での対応能力の向上に向けた提言」の概要

官民連携の強化	・基幹インフラ事業者からのサイバー攻撃事案の報告の義務化 ・官民双方向の情報共有枠組みの設置
通信情報の利用	・国内を経由する国外から国外への通信に加え、国外から国内、国内から国外への通信について、取得・分析が必要 ・個人のコミュニケーションの本質的内容に関わる情報（メールの中身）は分析不要 ・独立機関による監督が重要
攻撃者サーバ等へのアクセス・無害化	・警察官職務執行法（警職法）を参考に、緊急時に即時に対処可能な制度を構築すべき ・執行主体はまずは警察が、特に必要がある場合に自衛隊が加わり、共同で実施

（「サイバー安全保障分野での対応能力の向上に向けた提言」、各種報道を基に当室作成）

同月、石破内閣総理大臣は、平サイバー安全保障担当大臣に対し、有識者会議の成果を踏まえ、可能な限り早期に関連法案を取りまとめるよう指示し[62]、翌12月には、同法案を令和７年の常会において提出すると表明した[63]。

８　日本学術会議

(1) 概要

日本学術会議は、我が国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させること[64]を目的とする内閣府の「特別の機関」である。日本学術会議は、内閣総理大臣の所轄の下、独立してその職務（科学に関する重要事項の審議や研究の連絡等）を行うこととされ[65]、総会や３つの部会（人文・社会科学、生命科学、理学・工学）、30の分野別の委員会などを開催するとともに、政府からの諮問に対する答申、政府に対する勧告や科学技術に関する声明、提言等を行っている。また、日本学術会議の活動について意見を聴くための外部評価有識者を委嘱しており、原則として毎年１回、外部評価書が作成されている。

---

60 そのほか、サイバーセキュリティ戦略本部の事務局である内閣サイバーセキュリティセンター（ＮＩＳＣ：National center of Incident readiness and Strategy for Cybersecurity）について、発展的に改組し、サイバー安全保障分野の政策を一元的に総合調整する新たな組織を設置するとされている。

61 令和６年 11 月 29 日サイバー安全保障分野での対応能力の向上に向けた有識者会議

62 第４回サイバー安全保障分野での対応能力の向上に向けた有識者会議（令和６年11月29日）議事要旨２頁

63 『読売新聞』(2024.12.28)

64 「日本学術会議法」(昭和23年法律第121号) 第２条

65 日本学術会議法第１条第２項、第３条

日本学術会議は、同会議の推薦に基づき内閣総理大臣が任命する会員（定員210名）[66]及び会長が任命する連携会員[67]（約1,900名）から構成される。会員の任期は６年で、３年ごとに半数を改選している。会員は非常勤の特別職国家公務員、連携会員は非常勤の一般職国家公務員に該当し、会議出席などの活動に対し、手当や旅費が支給される。日本学術会議に関する経費は国庫の負担とされ[68]、毎年度の予算は約10億円である。

(2) 日本学術会議の在り方の検討

ア　日本学術会議における議論

令和２年10月に行われた会員の半数改選において、菅内閣総理大臣（当時）は、日本学術会議から推薦された105名の会員候補者のうち、６名を除く99名を任命した[69]。同月、梶田日本学術会議会長（当時）は菅総理と面会して、任命されていない会員候補者の任命等を求める要望書を手渡した。その際、両者の間で、日本学術会議の在り方について未来志向で検討することで合意がなされた。さらに、井上内閣府特命担当大臣（科学技術政策）（当時）と日本学術会議との意見交換において、梶田会長は、外部評価等を踏まえると、日本学術会議の提言機能、情報発信力、国際活動等において検討すべき課題があり、日本学術会議において検討するとした[70]。また、同年11月、井上大臣から梶田会長に対し、日本学術会議の設置形態についても検討するよう提案がなされた[71]。

これらを踏まえ、日本学術会議は、令和３年４月、設置形態に関する検討も含めた自己改革案[72]を取りまとめた。この中では、国の機関としての形態を変更する積極的理由を見いだすことは困難とされ、また、日本学術会議を国から切り離して法人化する場合には、その役割を適切に発揮していく上で解決すべき様々な課題がある[73]ほか、法令等の改正に加え、組織面・財政面の課題への対応などに相当な準備と時間が必要となると見込まれるとされた。

---

66 日本学術会議法第７条、第17条

67 日本学術会議法第 15 条

68 日本学術会議法第１条第３項

69 令和５年10月の会員の半数改選においては、日本学術会議から推薦された105名の会員候補者全員が会員に任命された。なお、推薦された105名には、令和２年10月の半数改選の際に任命されていない６名の会員候補者は含まれていない。

70 井上内閣府特命担当大臣記者会見要旨（令和２年10月23日）

71 井上内閣府特命担当大臣記者会見要旨（令和２年11月27日）

72 「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」（令和３年４月22日日本学術会議）

73 日本学術会議は、その役割を果たす上で満たすべき要件として①学術的に国を代表する機関としての地位、②そのための公的資格の付与、③国家財政支出による安定した財政基盤、④活動面での政府からの独立、⑤会員選考における自主性・独立性があり、設置形態の検討に当たっても、これら５要件の全てを満たすことが大前提であるとしている。

イ　総合科学技術・イノベーション会議有識者議員懇談会

令和３年５月以降、井上大臣の要請を受けた総合科学技術・イノベーション会議有識者議員懇談会において、日本学術会議の在り方に関する政策討議が行われ、令和４年１月、議論の取りまとめが公表された[74]。その中では、日本学術会議の組織形態について、現在の形態が最適なものであるという確証は得られていないとされた。

ウ　政府の方針

政府は、これらの取りまとめを踏まえて日本学術会議の在り方について検討を進め、令和４年12月、「日本学術会議の在り方についての方針[75]」を公表した。この中で、政府等と問題意識や時間軸等を共有しつつ、科学的助言を行う機能等を抜本的に強化することとし、活動や運営の透明化、ガバナンス機能の強化を図るため、国の機関として存置した上で、必要な措置を講じ、改革を加速すべきとされた。

また、同月、政府は、日本学術会議に対し、具体化検討案[76]（会員選考に関して意見を述べる選考諮問委員会の設置等）を示し、その中で、今後、日本学術会議の意見も聴取しつつ、法制化に向けて必要な検討・作業等を進め、令和５年の常会に所要の法案を提出することを目指すとした。

エ　日本学術会議法改正案の提出に関する議論

令和５年４月17日、政府は、日本学術会議総会において、日本学術会議法改正案の概要を説明した。これに対し、日本学術会議は、翌18日の総会において、政府に対する勧告[77]を議決し、改正案の提出を思いとどまり、学術体制全般にわたる包括的・抜本的な見直しを行うための開かれた協議の場を設けることを求めた。また、改正案に含まれる選考諮問委員会の設置、中期業務運営計画の策定などが日本学術会議の独立性を毀損する可能性があるとして国民に対し問題提起する声明[78]を決定した。同月20日、政府は、第211回国会（令和５年の常会）への日本学術会議法改正案の提出見送りを発表した[79]。

オ　日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会

令和５年６月に閣議決定された骨太方針2023[80]において、「日本学術会議の見直しについては、これまでの経緯を踏まえ、国から独立した法人とする案等を俎上に載せて議論し、早期に結論を得る」とされた。これを受けて、同年８月、「日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会」（以下「有識者懇談会」という。）が設置され、日本学術会議に求められる

74　「日本学術会議の在り方に関する政策討議取りまとめ」（令和４年１月21日総合科学技術・イノベーション会議有識者議員懇談会）

75　「日本学術会議の在り方についての方針」（令和４年12月６日内閣府）

76　「日本学術会議の在り方について（具体化検討案）」（令和４年12月21日内閣府総合政策推進室）

77　「勧告　日本学術会議のあり方の見直しについて」（令和５年４月18日日本学術会議）

78　「声明　『説明』ではなく『対話』を、『拙速な法改正』ではなく『開かれた協議の場』を」（令和５年４月18日日本学術会議）

79　第１回日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会（令和５年８月29日）議事録13頁

80　「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和５年６月16日閣議決定）

機能及びそれにふさわしい組織形態の在り方について検討が進められた。同年12月、有識者懇談会は中間報告[81]をとりまとめ、この中で、日本学術会議は、国とは別の法人格を有する組織になることが望ましいとされた。これを踏まえ、政府は、日本学術会議を国から独立した法人格を有する組織とする方針を示し、今後、日本学術会議の意見も聴きながら、内閣府において法制化に向けた具体的な検討を進めるとした[82]。

有識者懇談会は、中間報告等を踏まえ、令和６年４月から、①組織・制度ワーキング・グループ及び②会員選考等ワーキング・グループを開催し、日本学術会議の在り方に関する具体的な検討を開始した。

また、令和６年６月に閣議決定された骨太方針2024[83]では、日本学術会議について、「独立性の徹底、自律的な進化と透明性・ガバナンスの担保に向け、独立した法人格を有する組織として必要な法制の検討等を進める」とされた。

その後、令和６年12月、有識者懇談会において、上記ワーキング・グループでの議論を踏まえた最終報告書[84]が取りまとめられた。同報告書の中では、法人化により学術会議の独立性・自律性を高めるとして、会員選考における投票制度の採用や、日本学術会議の活動・運営について外部の知見を取り入れる仕組み、国民に説明する仕組みを制度化すること等が示された。

同報告書に対して、光石日本学術会議会長は、法人化の具体的な姿が示されたことを評価する一方、法制化に向けて具体的な検討が必要となる論点も残されているとして、引き続き政府に協議を求める旨の談話を発表した[85]。

政府は、報告書の内容を踏まえて、速やかに法制化の作業を進めたいとしている[86]。

９　ＡＩ政策

(1) ＡＩの発展とリスクの顕在化

令和４年に米国のオープンＡＩ社の対話型生成ＡＩ「ChatGPT」が登場して以降、ＡＩの社会での活用が広がっている。生成ＡＩの急速な発展を受けて、今後、産業や国民生活の様々な分野においてＡＩが効率性や利便性を大きく向上させ、国民生活の向上、国民経済の発展に大きく寄与する可能性があるとされている。

他方で、ＡＩによる偽サイトや合成音声が詐欺等に使用される犯罪の巧妙化、偽・誤情報の作成にＡＩが使用され、拡散されることによる情報操作等多様なリスクが顕在化しつつある。

このような状況の下、令和５年５月、政府全体のＡＩ戦略を検討するため、法制度、倫理などの幅広い有識者から構成される「ＡＩ戦略会議」が設置された。さらに、同月には

---

81 「中間報告」（令和５年12月21日日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会）

82 「日本学術会議の法人化に向けて」（令和５年12月22日内閣府特命担当大臣決定）

83 「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和６年６月21日閣議決定）

84 「世界最高のナショナルアカデミーを目指して～日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会最終報告書～」（令和６年 12 月 20 日日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会）

85 「有識者懇談会最終報告及び日本学術会議第 193 回総会を受けて～より良い役割発揮のための改革に向けて～」（令和６年 12 月 22 日日本学術会議会長談話）

86 坂井内閣府特命担当大臣記者会見要旨（令和６年 12 月 20 日）

Ｇ７広島サミット等を踏まえ、生成ＡＩの利用拡大を受けた「ＡＩに関する暫定的な論点整理[87]」が取りまとめられ、懸念されるリスクの具体例と対応とともに、ＡＩ開発力の強化・利用の促進等の施策が示された。

また、「統合イノベーション戦略2024[88]」では、ＡＩ分野の競争力強化と安全・安心の確保を目的とした戦略が策定されたほか、ＡＩの安全・安心な活用の促進のため、「ＡＩ事業者ガイドライン（第1.01版）[89]」にて、事業活動におけるＡＩ開発、提供、利用に当たっての考え方が示されている。

(2) ＡＩ制度の在り方に関する検討

ＡＩのリスクへの対応については、欧米等の各国においては法制度の議論や検討が進んでいる一方で、我が国においては、ガイドライン等のソフトローによる対応が中心であり、ＡＩに特化した法制度はない。

こうした状況を踏まえ、令和６年７月にＡＩ戦略会議の下にＡＩ制度研究会が設置され、事業者、有識者、自治体を含む様々な関係者からヒアリングが行われ、法制度の要否を含む、ＡＩ制度の在り方について検討が行われている。

同年12月のＡＩ制度研究会において、ＡＩ政策を統括する政府の司令塔機能の強化や、研究開発・活用を促進するための戦略策定、重大事案発生時の国の調査権限付与に必要な法整備を求める「中間とりまとめ（案）」が公表された[90]。石破内閣総理大臣は、同会議において、ＡＩのイノベーション加速とリスク対応を両立させる新たな法案を早期に国会に提出できるよう対応を進めることを関係大臣に指示するとともに、ＡＩ政策の司令塔機能を強化するため、全閣僚が参加する「ＡＩ戦略本部」の設置を表明した[91]。

（図表）「中間とりまとめ（案）」の概要

①基本的な考え方	・法令とガイドラインを適切に組み合わせ、イノベーション促進とリスク対応を両立 ・国際的な整合性、相互運用性を確保
②具体的な制度・施策の方向性	・政府の司令塔機能を強化し、ＡＩの安全・安心な研究開発・活用のための戦略（基本計画）を策定 ・国民の権利を侵害する重大事案は政府が原因を究明し、関係者に指導・助言 ・発信者情報を明示する「オリジネーター・プロファイル（ＯＰ）技術[92]」など技術的対応も重要
③今後の検討課題	・サイバー攻撃へのＡＩ利用等安全保障上のリスクは、関係省庁で必要な対応を検討

（「中間とりまとめ（案）」、『読売新聞』夕刊（2024.12.26）を基に当室作成）

87 令和５年５月26日ＡＩ戦略会議

88 令和６年６月４日閣議決定

89 令和６年11月22日総務省・経済産業省

90 「中間とりまとめ（案）」については、令和６年12月27日から令和７年１月23日までの間、パブリックコメントを行い、今後の取りまとめの参考とするとしている。

91 首相官邸ＨＰ「ＡＩ戦略会議・ＡＩ制度研究会合同会議」（令和６年12月26日）

92 インターネット上の記事や広告に、第三者機関が認証した発信者情報を電子的に付与する日本発のデジタル技術であり、メディアや通信企業などで構成する「ＯＰ技術研究組合」が令和７年の実用化を目指している。

政府は、令和７年の常会に関連法案を提出できるように、検討作業を加速するとしている[93]。

10　個人情報保護制度

(1) 個人情報保護制度の概要

ア　個人情報保護法の体系

個人情報保護法[94]は、個人情報の適正な取扱いに関し、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的としている（第１条）。

また、個人情報保護法には、我が国全般にわたる個人情報の保護に関する施策を総合的に推進するための基本的枠組みについて定めた基本法的部分に加え、民間部門に適用される規律を定める部分及び公的部門に適用される規律を定める部分が併存する（図表参照）。

（図表）個人情報保護法の全体像

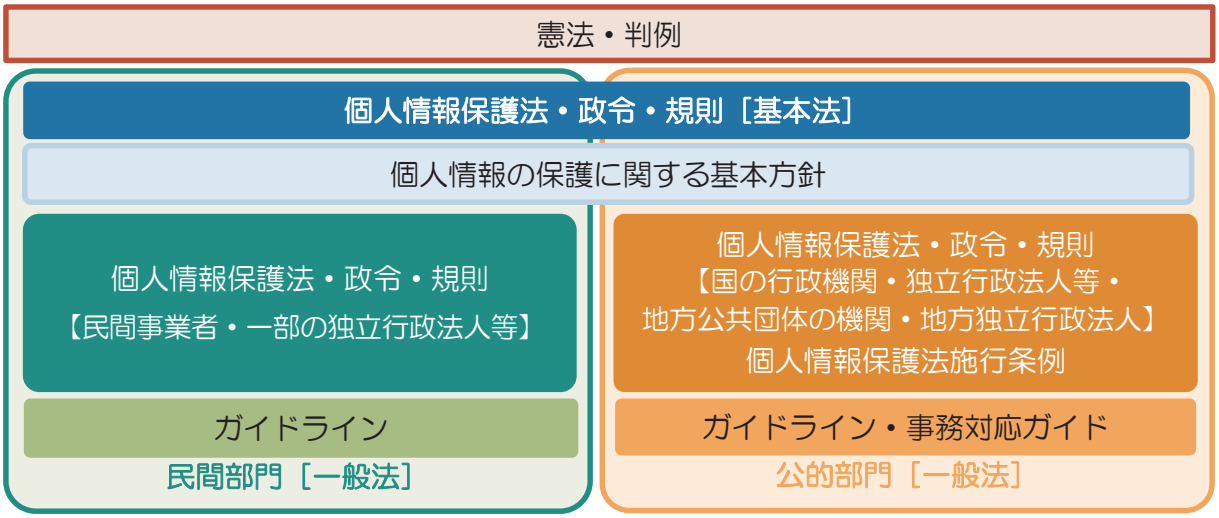

（個人情報保護委員会資料を基に当室作成）

イ　個人情報とは

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、以下のいずれかに当たるものを指す（第２条第１項・第２項、図表参照）。

（図表）個人情報の定義

定　義	具体例
当該情報に含まれる記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）	氏名、生年月日、顔写真等（メールアドレスも該当する場合がある）
個人識別符号が含まれるもの	運転免許証番号、マイナンバー、ＤＮＡ、指紋・静脈の特徴情報等

（各種資料等を基に当室作成）

93　『共同通信』（2025. 1. 7）

94　「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）

ウ　民間部門に適用される規律

民間部門に適用される規律としては、個人情報取扱事業者（個人情報データベース等[95]を事業の用に供している者。営利・非営利を問わない。）が遵守すべき義務、罰則等がある。

具体的には、個人情報の利用目的の特定・通知、適正な取得、個人データ[96]の正確性の確保、安全管理措置、従業者・委託先の監督、漏えい等の報告、第三者提供の制限、外国にある第三者への提供の制限、開示・訂正・利用停止請求への対応等が規定されている。

エ　公的部門に適用される規律

公的部門に関する規律が適用される機関（行政機関等）は、行政機関、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人である（第２条第11項）。

行政機関等が遵守すべき義務は、民間部門と概ね同じであるが、行政機関等は公権力を行使して容易に広範な個人情報を収集し得る立場であるため、民間部門より厳しい規制もある。他方で、行政運営の効率化等を図る観点から、行政機関等は「相当の理由」があれば本人の同意がなくても利用目的以外の目的のために個人情報を利用し、又は提供することができる（第69条第２項）など、民間部門より簡素な規制もある。

オ　個人情報保護委員会

個人情報保護委員会は、国の行政機関、地方公共団体及び民間事業者等に対して、個人情報保護法に基づく監視・監督を行うとともに（第132条）、マイナンバー法[97]に基づく監視・監督を行う、合議制の第三者機関である。同委員会は、内閣府の外局で、内閣総理大臣の所轄に属する（第130条）が、独立して職権を行うことが明記されており（第133条）、「国家行政組織法[98]」第３条に基づく委員会（いわゆる三条委員会）に相当する。

(2) 制定及び改正の経緯

我が国では、地方公共団体が国より先行して、昭和40年代後半より個人情報保護条例の整備が進められた。国においては、昭和63年に「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律[99]」が制定された後、平成15年に、民間部門及び公的部門のそれぞれに適用される規律として個人情報保護関連５法が制定された[100]。

---

95 個人情報を含む情報の集合物であって、①特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの及び②特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの（第16条第１項）。

96 個人情報データベース等を構成する個人情報（第16条第３項）。

97 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）

98 昭和23年法律第120号

99 昭和63年法律第95号

100 ①個人情報保護法、②「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第58号）、③「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（同第59号）、④「情報公開・個人情報保護審査会設置法」（同第60号）、⑤「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（同第61号）

個人情報保護法は、これまで３回改正された（平成27年改正法[101]、令和２年改正法[102]及び令和３年改正法[103]）。特に令和３年改正法では、これまで別の法律や条例で定められていた民間部門と公的部門の規律が個人情報保護法に一元化することとされた。

(3) 個人情報保護制度の今後

個人情報保護法の令和２年改正法には、改正法の施行後３年ごとに施行状況について検討を行う規定（いわゆる３年ごと見直し）が置かれている（附則第10条）。

同規定に基づき、個人情報保護委員会では、令和５年11月から法改正に向けた検討を行い、令和６年６月に中間整理[104]を公表した。その後、一層の意見集約を図るため有識者検討会を開催して検討を進め、同年12月に有識者検討会の報告書[105]を公表した。主な課題としては、課徴金制度、団体による差止請求制度及び被害回復制度、漏えい等報告・本人通知の在り方等が挙げられている。同委員会は、報告書は法改正に直結しないとしているものの、令和７年の常会への改正法案の提出を視野に入れているとされる[106]。

内容についての問合せ先
内閣調査室　正木首席調査員（内線 68400）

---

101 「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」（平成27年法律第65号）

102 「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律」（令和２年法律第44号）

103 「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和３年法律第37号）

104 個人情報保護委員会「個人情報保護法　いわゆる３年ごと見直しに係る検討の中間整理」（令和６年６月 27 日）

105 「個人情報保護法のいわゆる３年ごと見直しに関する検討会報告書」（令和６年 12 月 25 日）

106 『日本経済新聞』（2025.1.6）

総務委員会

総務調査室

１　地方行政

(1) 自治体ＤＸの推進

ア　背景

政府は、デジタル社会の構築に向けた取組を推進しており、地方公共団体についても、デジタル技術を活用して、住民の利便性を向上させるとともに、業務の効率化を図ることが求められている。

そこで、総務省は、デジタル社会の構築に向けた取組を全地方公共団体において着実に進めていくため、令和２年12月、「自治体デジタル・トランスフォーメーション（ＤＸ）推進計画」（対象期間：令和３年１月から令和８年３月まで）を策定し、地方公共団体が重点的に取り組むべき事項･内容を具体化するとともに､関係省庁の支援策等を取りまとめた。

その後、同計画は、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」などの国の動向に合わせて改定が行われ、令和６年４月には、「自治体ＤＸ推進計画【第3.0版】」が策定されている。

イ　自治体ＤＸ推進計画【第3.0版】

自治体ＤＸ推進計画【第3.0版】では、自治体ＤＸの重点取組事項として、①自治体フロントヤード改革の推進、②自治体の情報システムの標準化・共通化（(2)参照）、③公金収納におけるｅＬＴＡＸの活用、④マイナンバーカードの普及促進・利用の推進、⑤セキュリティ対策の徹底、⑥自治体のＡＩ・ＲＰＡ[1]の利用推進、⑦テレワークの推進が挙げられており、それぞれの事項について、取組方針や国の主な支援等が示されている。

このうち、①自治体フロントヤード改革の推進は、当初の自治体ＤＸ推進計画には記載のなかったもので、行政手続のオンライン化や書かないワンストップ窓口[2]など、住民と行政との接点（フロントヤード）の多様化・充実化の実現や、フロントヤードの手続における「データ」対応の徹底によるバックヤードの効率化・集約化等の取組方針が示されている。これを踏まえ、総務省は、令和６年度中にフロントヤードの多様化・充実化等を図る人口規模別の総合的な改革モデル等を構築し、横展開を図ることとしており、令和６年度補正予算に関連予算10.1億円を計上している。

ウ　都道府県と市町村が連携した地域ＤＸ推進体制の構築

自治体ＤＸの推進に当たっては、現場の実務に即して技術の導入の判断や助言を行うことのできるデジタル人材を確保することが必要であるが、全国的にデジタル人材が不足す

---

[1] ＲＰＡ（Robotic Process Automation）は、普段人が行う定型的なパソコン操作をソフトウェアのロボットが代替して自動化するもの（総務省「自治体におけるＲＰＡ導入ガイドブック」（令和５年６月））。

[2] 窓口業務とともにバックヤード業務までを地方公共団体が自ら業務改革を行い、保有情報やマイナンバーカード等のデジタルの力を最大限活用することで、地方公共団体における「書かない、待たない、回らない、ワンストップ窓口」を実現するもの。

る中、市町村においては、その人材確保が課題となっている。

このため、総務省では、都道府県等が市町村支援のためのデジタル人材を確保した場合の経費について特別交付税措置を講ずるなど、都道府県と市町村が連携したＤＸ推進体制の構築を支援してきた。加えて、この取組を加速するため、令和７年度中に全ての都道府県で市町村と連携した地域ＤＸ推進体制を構築し、その中で市町村の求めるＤＸ支援のための人材プール機能を確保できるよう、支援を強化することとしている。

(2) 地方公共団体情報システムの標準化

ア　「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」の制定

地方公共団体では、業務において様々な情報システムが活用されているが、そのほとんどは各団体が個別に維持管理や改修などを行っているため、人的・財政的な負担となっている。加えて、今般の感染症対応において、国・地方のシステムが異なるため、横断的なデータの活用が十分にできないなどの課題が表面化した。こうした状況を踏まえ、令和３年５月に「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（令和３年法律第40号）が成立し、標準化対象事務[3]を処理する地方公共団体の情報システムについて、国が定める標準化基準に適合した標準準拠システムの利用が義務付けられることとなった。

イ　標準準拠システムへの移行状況と移行支援

政府は、令和４年10月、「地方公共団体情報システム標準化基本方針」（以下「標準化基本方針」という。）を閣議決定し、令和７年度までにガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行を目指すとした。しかし、政府の調査では、令和７年度までの移行が極めて困難なシステムがあることが明らかとなった。そのため、政府は、令和５年９月に標準化基本方針を改定し、期限内の移行が極めて困難なシステム[4]については、デジタル庁と総務省が対処方法を精査した上で、所要の移行完了期限を設定することとした。

デジタル庁によれば、期限内の移行が困難と見込まれるシステムは、令和５年10月時点で171団体（9.6%）・702システム（２%）とされていたが[5]、令和６年10月時点では、402団体（22.5%）・2,165システム（6.3%）に増加しており[6]、この背景には、システムエンジニアなどのデジタル人材不足があるとされている[7]。

また、標準準拠システムへの移行経費については、地方公共団体情報システム機構（Ｊ－ＬＩＳ）に造成した基金を活用して国が補助（10/10）しているが、同基金の設置期限が令和７年度末とされているため、地方からは、同基金の設置期限を延長し、移行完了まで

---

[3] 政令（令和４年政令第１号）により、住民基本台帳、税務関係、社会保障関係などの 20 事務が対象とされた。

[4] ①現行システムがメインフレーム（大型汎用コンピュータ）であり、標準準拠システムへの移行に時間を要する場合や、②現行システムを構築・運用する事業者が標準準拠システムの開発から撤退し、他の事業者を公募するなどしたものの代替事業者が見つからない場合などが想定されている。

[5] デジタル庁「移行困難システムの把握に関する調査における調査結果の概要（令和５年 10 月調査時点）」

[6] デジタル庁「特定移行支援システムの該当見込み（概要）（令和６年 10 月末時点）」

[7] 『時事通信社 iJAMP』(2024.12.24) 等

確実に補助金を措置するよう要望された[8]。

こうしたことを踏まえ、政府は、令和６年12月、改定標準化基本方針を閣議決定し、この中で、令和７年度末の移行期限に間に合わないシステムを「特定移行支援システム」と位置付け、概ね５年以内に移行できるよう、国が積極的に支援を行うとした上で、基金の設置期限について、５年延長を目途に検討するとされた。

これを受け、基金の設置期限を定める「地方公共団体情報システム機構法」（平成25年法律第29号）を改正するため、今国会に関連法案が提出される見込みである。

なお、標準準拠システムへの移行支援に関して、地方六団体は、①全額国庫補助による確実な措置、②影響を受ける全システムの改修費等への財政的支援などを要望している[9]。

(3) 地方公務員制度

ア　社会の変革に対応した地方公務員制度の在り方

地方公務員制度を取り巻く環境[10]は、生産年齢人口の減少やそれに伴う民間企業等との間での人材獲得競争の激化など大きな変革の中にあることから、制度の在り方について総合的な検討を行うため総務省において、「社会の変革に対応した地方公務員制度のあり方に関する検討会」が開催され、令和５年10月から議論が進められている[11]。

また、同検討会の下で開催された給与分科会は、令和６年９月、地方公務員の地域手当について、令和７年度から国に合わせ、支給率の設定を現在の市町村単位から都道府県単位を基本に変更することが適当との報告書を取りまとめた。

同年11月、総務省は「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについての総務副大臣通知」を発出し、地域手当については都道府県単位に広域化した国における指定基準及び令和７年度の級地別支給割合に基づき、支給地域及び級地区分・支給割合を定めることを基本とすること等の助言を行った。

イ　部分休業制度の拡充

令和６年８月、人事院は、同年５月に改正された民間労働法制の内容も踏まえ、国家公務員についても、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置を拡充し、職員の希望や事情に対応した勤務を可能にするよう国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出を行った。

同年12月、当該意見の申出に鑑み、所要の措置を講ずるための国家公務員の育児休業等

---

[8] 指定都市市長会・中核市市長会「国の施策及び予算に関する指定都市市長会・中核市市長会共同提言」（令和６年11月）

[9] 地方六団体「令和７年度予算編成及び地方財政対策について」（令和６年12月17日）

[10] 平均寿命の伸長や少子高齢化の進展を踏まえ、国家公務員について定年の段階的引上げ等が行われていることに伴い、総務省は、各地方公共団体に対し、地方公務員の定年については国家公務員の定年を基準として条例を定める必要があること等を示した（「地方公務員法の一部を改正する法律の運用について（通知）」（令和３年８月31日）等）。

[11] 国家公務員では、人事管理の在り方について横断的な議論を行うため人事院において、「人事行政諮問会議」が開催され、令和６年５月９日には、「中間報告」が取りまとめられた。現在は、最終提言に向けた議論が行われている。

に関する法律の改正法が成立し、地方公務員についても国家公務員と同様の措置を講ずるための、「地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律」（令和７年法律第５号）が成立した。

改正法では、育児のために勤務しないことを認める部分休業制度[12]について、現行の１日につき２時間を超えない範囲内の形態に加え、１年につき条例で定める時間（10日相当）を超えない範囲内の形態（１日につき２時間を超えることも可（例えば、１日単位で取得することも可能））を設けることとし、職員はいずれかの形態を選択可能とすることとされた。

２　地方財政

令和７年度地方財政対策

政府は、令和７年度の地方財政の運営方針を定める「令和７年度地方財政対策」を令和６年12月27日に決定した。今後、この地方財政対策を踏まえ、「令和７年度地方財政計画」が策定されるとともに、同計画を踏まえ、地方交付税の総額の特例等を定める地方交付税法等改正案が立案され、今国会に提出されることとなる。

令和７年度地方財政対策の主な内容は、次のとおりである。

ア　一般財源総額の確保等

令和７年度の一般財源（使途の制限がない地方税、地方交付税等）の総額は、前年度比1.8兆円増の67.5兆円であり、水準超経費[13]を除く交付団体ベースで前年度比1.1兆円増の63.8兆円が確保された。このうち、地方税は45.4兆円（前年度比2.7兆円増）となり、地方譲与税は3.0兆円（同0.2兆円増）、地方特例交付金等は0.2兆円（同0.9兆円減）となった[14]。また、地方交付税は、令和６年度からの繰越金0.7兆円も活用し、７年連続の増加となる19.0兆円（同0.3兆円増）が確保された。

一方で、財源不足は前年度比0.7兆円減の1.1兆円まで減少し、これに伴い、財源不足に対処するために発行する臨時財政対策債（赤字地方債）が、平成13年度の制度創設以来、初めて新規発行額ゼロ（前年度0.5兆円）となり、令和７年度末の累積残高も前年度末から3.5兆円減少し、42.3兆円となる見込みとなっている。加えて、交付税特別会計借入金について、これまで償還を後年度に繰り延べてきたもののうち、令和６年度までの繰延べ分2.2兆円を含む2.8兆円を償還することとするなど、地方財政の健全化に向けた取組も盛り込まれている。

---

[12] 国の育児時間制度に該当

[13] 地方交付税の交付を受けない地方団体（不交付団体）の財源超過額に相当する額である。なお、地方財政計画においては、地方財源を適切に確保するための技術的な措置として、当該額を「地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費」（水準超経費）という項目を立てて歳出に計上する取扱いが行われている。

[14] なお、令和６年度地方財政計画では、定額減税の実施に伴う地方税の減収 0.9 兆円及び当該減収を補塡するための地方特例交付金 0.9 兆円が計上されていた。

イ　デジタル技術の活用と防災・減災対策の推進

担い手不足が急速に深刻化するおそれがある中、デジタル技術を活用した行政運営の効率化・地域の課題解決等に向けた取組を加速するため、「デジタル活用推進事業費（仮称）」（1,000億円）を創設し、令和７年度から11年度までの５年間、情報システムや情報通信機器等の整備財源に活用できる「デジタル活用推進事業債（仮称）」（充当率90%、交付税措置率50%）の発行を可能とすることとした。

また、令和２年度に創設された「緊急浚渫推進事業費」について、河川等の浚渫（堆積土砂の撤去等）が水害の未然防止に繋がっている一方、未だ浚渫事業の必要性が高い状況が継続しているため、農業用排水路に係る浚渫を対象事業に追加した上で、令和６年度までとされている特例措置の期間を令和11年度まで５年間延長し、令和７年度については1,100億円（前年度同額）を計上することとした。

なお、政府は、これらの措置を講ずるため、地方財政法の改正を行うこととしている。

ウ　人件費の増加への対応

令和６年人事委員会勧告に伴う給与改定に要する経費（地方負担分7,700億円程度。うち会計年度任用職員分1,450億円程度）や教職調整額の率の引上げ[15]に伴う令和７年度の地方負担（113億円）を計上するとともに、令和７年度の給与改定に備え、一般行政経費（単独）に「給与改善費（仮称）」（2,000億円）を計上することとした。

エ　物価高への対応

学校、福祉施設、図書館、文化施設など自治体施設の光熱費の高騰や、ごみ収集、学校給食など自治体のサービス・施設管理等の委託料の増加を踏まえ、一般行政経費（単独）に1,000億円（前年度比300億円増）を計上するほか、資材価格等の高騰による建設事業費の上昇を踏まえ、①公立病院の新設・建替等事業（病院事業債）と②津波浸水想定区域からの庁舎移転事業（緊急防災・減災事業債）における建築単価の上限を引き上げることとした。

３　地方税

(1) 令和７年度税制改正要望

令和６年６月に閣議決定された骨太の方針2024においては、中長期の経済財政運営に当たり、経済成長を阻害しない安定的な税収基盤を確保するため、税体系全般の見直しを推進するとされたほか、地方税体系の構築に向けては、地方公共団体間の税収の偏在状況や財政力格差の調整状況等を踏まえつつ、税源の偏在是正に取り組むことが明記された。

なお、税源の偏在是正に関し、財政制度等審議会財政制度分科会においては、「東京都の

[15] あべ文部科学大臣及び加藤財務大臣における令和７年度予算大臣折衝（令和６年12月24日）において、教師の処遇改善を図るため、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（昭和46年法律第77号）を改正し、残業代の代わりに基本給の４%が一律支払われる「教職調整額」の支給割合を、令和12年度までに10%に引き上げることとし、令和８年１月から５%に引き上げることで合意された。

豊かな財政力を背景にした手厚い行政サービスは、自治体間の行政サービス格差の拡大を招いており、更なる一極集中を是正するためにも、偏在性が小さい地方税体系を構築することが重要」といった意見[16]があった。

その後、令和７年度税制改正に向けて、令和６年８月末までに各府省庁から総務省に地方税についての改正要望が提出された。主な改正要望としては、住宅ローン減税に係る所要の措置、中小企業経営強化税制の拡充及び延長、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の延長、生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に関する固定資産税の特例措置の拡充及び延長、自動車関係諸税の課税の在り方の検討等であった。

(2) いわゆる「103万円の壁」への対応

いわゆる「103万円の壁」とは、パート・アルバイトを含む給与所得者に対して所得税が課される最低ラインの年収[17]を指す。国民民主党は、第50回衆議院議員総選挙の選挙公約において、103万円の壁への対応として、「1995年からの最低賃金の上昇率1.73倍に基づき、基礎控除等の合計を103万円から178万円に引き上げます[18]」としていた。

令和６年10月に実施された第50回衆議院議員総選挙において、自由民主党及び公明党の両党が衆議院で過半数に達しない状況となった。この結果を受け、自由民主党、公明党はそれぞれ国民民主党との政務調査会長会談を実施[19]し、今後各党間で「103万円の壁」も含め税制改正等について議論を進めていくことを確認した。

なお、村上総務大臣は閣議後記者会見（令和６年11月５日）の質疑応答において、仮に単純に基礎控除の額[20]を、国・地方において75万円ずつ引き上げた場合は、一定の仮定をおいて機械的に計算すれば、地方の個人住民税だけで４兆円程度の減収と見込まれるとした。

(3) 国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策

令和６年11月22日、賃金上昇が物価上昇を安定的に上回る経済の実現と、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行を確実なものとすることを目指す「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」が閣議決定された。

同経済対策は、自由民主党、公明党の与党と国民民主党との合意を踏まえたものであり、いわゆる「103万円の壁」については、①令和７年度税制改正の中で議論し引き上げること、②「ガソリン減税（いわゆる暫定税率の廃止を含む）」については、自動車関係諸税全体の見直しに向けて検討し、結論を得ることが明記され、これらに伴う諸課題に関しては、今後、検討を進め、その解決策について結論を得ることとされた。以上の内容は、同月29日に行われた第216回国会（臨時会）における石破内閣総理大臣所信表明演説においても明言された。

---

16 財政制度分科会（令和６年４月９日開催）議事要旨

17 所得税における給与所得控除（最低 55 万円）と基礎控除（48 万円）との合計額

18 国民民主党『政策パンフレット 2024』

19 『日本経済新聞』（2024.11.6）等

20 住民税における基礎控除は 43 万円である。

なお、衆議院における令和６年度補正予算の採決に当たり、令和６年12月11日に自由民主党、公明党及び国民民主党の幹事長間で、以下の合意がなされた[21]。

「一、いわゆる「103万円の壁」は、国民民主党の主張する178万円を目指して、来年から引き上げる。

一、いわゆる「ガソリンの暫定税率」は、廃止する。

上記の各項目の具体的な実施方法等については、引き続き関係者間で誠実に協議を進める。」

(4) 令和７年度税制改正大綱

令和７年度税制改正大綱（令和６年12月20日 自由民主党、公明党。以下「令和７年度与党大綱」という。）においては、地方税に係る主なものとして、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応としての個人住民税の見直し[22]、地方創生や活力ある地域経済の実現に向けた企業版ふるさと納税の延長や都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築等が示された。

これを受けて政府は、令和６年12月27日、令和７年度与党大綱のうち令和７年度税制改正の具体的内容に係るものを「令和７年度税制改正の大綱」として閣議決定した。

４　情報通信

(1) ＮＴＴに対する規制等を含む情報通信政策の見直し

ア　情報通信産業を取り巻く課題

我が国の情報通信産業は国内外の市場環境の変化を受けて様々な課題を抱えている。

例えば、昨今、ＡＩ市場の拡大や社会・経済のデジタル化の進展等によってデータ通信量は大幅に増加し、これを支える通信インフラへのニーズも世界的に増大しているところであるが、ネットワーク機器及びサービスの国際市場において我が国のシェアは低いなど、情報通信産業における我が国の国際競争力は高いとは言えない状況にある。

また、国内の光ファイバや携帯電話網の整備が着実に進む中[23]、メタル固定電話については、契約数は令和５年度末時点で1,235万と一定のニーズはあるもののの、平成10年のピーク（6,285 万）の５分の１程度にまで減少した。固定電話サービスの減収傾向に対してその設備維持に係る費用は大きくは変わらないことから、令和４年度に約300億円であったメタル設備による固定電話等のＮＴＴ[24]の赤字額は今後も更に拡大することが見込まれ

---

[21] 令和７年度税制改正大綱（令和６年12月20日 自由民主党、公明党）３頁

[22] 所得税については、基礎控除の引上げ、給与所得控除の最低保障額の引上げ、特定親族特別控除（仮称）の創設、扶養親族及び同一生計配偶者の合計所得金額に係る要件の引上げが行われることとされた。一方で、個人住民税については、「地域社会の会費」的な性格を踏まえ、基礎控除の引上げを除く各事項への対応が行われることとされた。

[23] 令和５年度末時点で、光ファイバは世帯カバー率99.84％（未整備世帯約10万世帯）、５Ｇは人口カバー率98.1％に達している。

[24] 本稿では、日本電信電話株式会社（ＮＴＴ持株会社）、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（ＮＴＴ東西）の３社を「ＮＴＴ」と表記する。

る[25]。

イ　国際競争力の強化に向けた情報通信政策の見直し（第一段階）

上記のような課題に対して、総務省の情報通信審議会に設置された通信政策特別委員会は令和５年８月から情報通信政策の見直しに向けた検討を進めており[26]、総務省は、結論が得られたものから制度の見直しを二段階に分けて行うこととしている。

その第一段階は令和６年に成立した改正ＮＴＴ法[27]である。この改正法によって、ＩＯＷＮ構想[28]を通じて我が国の国際競争力の向上などの重要な役割が期待されるＮＴＴについて、時代に即した自由な経営を確保する観点から、①研究の推進及び成果の普及責務の撤廃、②社名変更を可能とすること、③外国人役員規制の緩和[29]等が行われた。

ウ　時代に即した制度の見直し（第二段階）

見直しの第二段階については、上述の改正法附則の検討条項において、「令和７年に開会される国会の常会を目途」とする「必要な措置を講ずるための法律案」の提出が規定されている[30]。

令和６年 12 月、通信政策特別委員会は、時代に即した制度の見直しを迅速に行うため、ＮＴＴによる固定電話サービスのあまねく日本全国における提供責務を緩和して複数事業者の連携によって同サービスの提供を確保することなど、ＮＴＴの負担を軽減させることの必要性等を示す最終報告書を取りまとめた。また、ＮＴＴに関する規律の法形式については同検討条項を受けて「ＮＴＴ法の廃止」も選択肢に検討がされたところであるが、同報告書では、①引き続きＮＴＴ法に規定する案、②電気通信事業法[31]に規定し、結果としてＮＴＴ法を廃止する案が考えられるとした上で、「必要な規律を適切かつ確実に担保できる形式を検討することが適当」とされた。この後、同報告書を基とした情報通信審議会の「最終答申」を踏まえ、総務省は必要な制度整備を行うこととなる。

---

[25] ＮＴＴは、赤字額が年間約 900 億円に上ると試算される 2035（令和 17）年を目途に、老朽化しコスト効率が悪化するメタル回線設備の縮退を表明している。

[26] 令和５年８月に総務大臣から情報通信審議会に対し、「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方」について諮問がされた。

[27] 日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和６年法律第 20 号、同年４月 25 日施行）

[28] ＩOWN（Innovative Optical and Wireless Network）構想とは、情報伝送処理のために利用される電気信号を可能な限り光信号に置き換える「光電融合」の技術を用いて、超大容量、超低遅延、超低消費電力な情報通信インフラを実現するものであり、ＮＴＴがこれを提唱している。

[29] 日本国籍を有しない者によるＮＴＴの取締役又は監査役への就任は禁止されていたが、本改正に伴い、総数の３分の１未満まで就任が可能となった。ただし、代表取締役については日本人でなければならない。

[30] 改正法附則第４条。政府は、①電気通信役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供の確保（ユニバーサルサービスの確保）、②電気通信事業の公正な競争の促進、③電気通信事業及びその関連事業の国際競争力の強化、④電気通信事業に係る安全保障の確保等を図る観点から、「ＮＴＴ法の廃止を含め、ＮＴＴに係る制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて」必要な措置を講ずるための法律案の国会への提出が求められている。

[31] 昭和 59 年法律第 85 号

(2) デジタル空間における情報流通の健全性確保

ア　偽・誤情報等の流通と被害状況

ＳＮＳ等のプラットフォームサービスは国民生活や社会経済活動等に広くかつ深く浸透し、災害時の情報収集手段に活用されるなど公益性の高まりも見られる一方で、昨今では、閲覧数（インプレッション数）に応じて投稿者が収益を得る仕組やデジタル広告の流通によって、様々なリスクや社会的な問題が顕在化している状況にある。

例えば、令和６年能登半島地震に際して、ＳＮＳ上で偽・誤情報が流通及び拡散し、救命・救助活動等の妨げを招いた。また、ＳＮＳ等において著名な人物になりすまし、投資セミナーや投資ビジネスへの勧誘等を図る広告を端緒として金銭等をだまし取る詐欺（ＳＮＳ型投資詐欺）について、その認知件数及び被害額は令和６年４月にピークを迎え、その後減少傾向にあるものの、依然として深刻な状況が続いている[32]。

イ　改正プロバイダ責任制限法による偽・誤情報等の流通への対応可能性

令和６年５月 10 日、ＳＮＳ上の誹謗中傷等の違法・有害情報への対策を目的とした改正プロバイダ責任制限法が成立した[33]が、同法は大規模プラットフォーム事業者が提供するサービス上で流通・拡散する偽・誤情報等への対策としても一定の効果が見込まれている[34]。

例えば、流通・拡散している偽・誤情報等が名誉毀損やなりすまされた者の肖像権侵害等の権利侵害情報に該当する場合、権利侵害情報に係る削除対応の迅速化に係る規定[35]及び運用状況の透明化に係る規定[36]が大規模プラットフォーム事業者に適用される。

また、権利侵害情報に該当しない場合でも、社会的な影響が大きい偽・誤情報やいわゆる「闇バイト」の募集活動に係る投稿といった法令違反情報等について、大規模プラットフォーム事業者が対処しようとする際には、運用状況の透明化に係る規定が適用される。

ウ　国民を詐欺から守るための総合対策

令和６年６月 18 日、全閣僚を構成員とする犯罪対策閣僚会議は、オレオレ詐欺などの特殊詐欺、ＳＮＳ型投資詐欺等が一層複雑化、巧妙化する中、その被害から国民を守るための対策を推進するため、「国民を詐欺から守るための総合対策」を発表した。この中で、①

---

[32] 警察庁「令和６年 11 月末におけるＳＮＳ型投資・ロマンス詐欺の認知・検挙状況等について」によれば、ＳＮＳ型投資詐欺について、令和６年 11 月における認知件数は 400 件、被害額は 46.9 億円であり、被害が拡大してきた前年同期（同 285 件、34.5 億円）をいずれも上回っている。

[33] この改正に伴い、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成 13 年法律第 137 号）（プロバイダ責任制限法）の題名は、「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」（情報流通プラットフォーム対処法）に改められることとなる。本改正法は、公布の日（令和６年５月 17 日）から１年以内の施行が予定されている。

[34] 総務省「デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会とりまとめ　別紙１」（令和６年９月10日）

[35] ①削除申出窓口・手続の整備・公表、②削除申出への対応体制の整備、③削除申出に対する原則一定期間内の判断・通知の義務

[36] ④削除基準の策定・公表、⑤削除した場合の発信者への通知、⑥運用状況の公表の義務

ＳＮＳ事業者等による実効的な広告審査等の推進、②なりすまし型偽広告の削除等の適正な対応の推進、③情報流通プラットフォーム対処法の速やかな施行等を掲げている[37]。

エ　総務省による検討と今後の方針

令和５年11月以降、インターネット上での偽・誤情報等の流通への対策について総務省の有識者会議[38]で議論され、令和６年９月10日には、デジタル空間における情報流通を巡る課題に対する「総合的な対策」が取りまとめられた。総務省はこれを踏まえ、引き続き情報流通の健全性確保に向けた制度整備を検討しているが、政府主導による対処は、「検閲」や「表現の自由への制約」につながるおそれがあると懸念されている[39]。

５　放送

放送事業者の経営環境の改善に向けた動き

近年、ネット利用時間がテレビのリアルタイム視聴時間を上回り[40]「テレビ離れ」が進むとともに、令和３年にインターネット広告費がテレビメディア広告費を逆転し、今後もその差が広がると予測されている[41]ことから、放送事業者の経営環境の改善が喫緊の課題となっており、これに対応するための放送法の改正が行われ、また、複数の同一系列局で持株会社を設立して経営統合を図る[42]など、経営基盤の強化、業務の効率化に向けた動きも見られる。

具体的な経営改善への課題として、中継局の維持費用の問題がある。現在の地上テレビジョン放送は、親局や大規模な中継局に加え、主に１万世帯以下の地域を対象とした小規模な中継局を併用して行われているが、例えば日本放送協会（ＮＨＫ）の場合、小規模な中継局について、それが担う範囲は全受信者世帯の５％程度であるにもかかわらず、地上テレビジョン放送の送信に係る経費全体の約５割を占めている[43]。このため、人口減少地域や山間地等における放送サービスの維持が懸念されている。

放送の将来像や放送制度の在り方を中長期的な視点から検討を行う総務省の検討会が公表した取りまとめ[44]では、放送事業者の負担を軽減する方策として、放送に準ずる品質・機能を確保した上で、小規模な中継局による放送をインターネットによる配信（ＩＰユニキ

---

37 犯罪対策閣僚会議の決定を受けた総務省は、Meta社等の大規模なプラットフォーム事業者に対し、令和６年６月21日になりすまし型偽広告に関して、同年12月18日に闇バイトの募集に関して、利用規約等に基づいた迅速な削除や本人確認の強化等の実施を要請した。

38 デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会

39 『東京新聞』(2024.9.5) 等

40 総務省情報通信政策研究所「令和５年度情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査報告書」（令和６年６月）

41 総務省「令和６年版情報通信白書」

42 日本テレビホールディングスは、系列４局を経営統合し、持株会社を設立する方針を示した（『日本経済新聞』(2024.11.29) 等）。

43 ＮＨＫ「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会（第２回）ご説明資料」（令和３年12月６日）48頁

44 「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ（第３次）」（令和６年12月13日）

ャスト方式）で代替することをＮＨＫ及び民間放送事業者の双方に対して許容することが適当であるとしている[45]。今後、総務省において法制的な観点から検討を行い、必要な制度整備を行うこととなる。

６　郵政事業

(1) 郵政民営化の見直し

事業体制の変更などの郵政民営化の見直しが行われた平成24年当時の「人手過剰とデフレ」という社会状況は一変し、昨今では、「人手不足と物価上昇」に見舞われ、日本郵政グループの事業環境が悪化している。さらに同グループの郵便事業については、平成13年から続く郵便物数の減少等による収支の悪化に対処するため、送達日数・配達頻度の緩和（３日以内、週６日配達→４日以内、週５日配達）等の措置が講じられ、また、郵便料金の値上げも令和６年10月から行われたが、令和７年度は黒字となるものの令和８年度以降は再び赤字転落が予想される[46]など、郵便事業の収支は引き続き厳しい見通しである。

このような状況に鑑み、自由民主党の議員連盟を中心に、同グループの経営を持続的なものとするため、郵政民営化を見直す改正案についての議論や調整が同党の内外で進められていると報道されている[47]。

(2) 郵便料金制度の見直し

郵便料金は、適正な原価を償い、かつ、適正な利潤の確保を前提としながらも、郵便の役務がユニバーサルサービスであることから、低廉な水準であることが求められてきたほか、郵便料金の一部は総務省令[48]によりその上限が定められている[49]。

こうした中、(1)で前述のとおり、令和６年10月の郵便料金の値上げ以後も、郵便事業の収支は引き続き厳しい見通しであることから、総務省は同年６月、「郵便事業を取り巻く経営環境等の変化を踏まえた郵便料金に係る制度の在り方」について情報通信審議会に諮問した。諮問を受け同審議会は、郵政政策部会に「郵便料金政策委員会」を設置し、算定の在り方等の郵便料金に係る制度の見直しを検討しており、令和７年夏頃目途に答申を行う予定となっている。

(3) ゆうパックの配達委託に係る下請法違反

ゆうパックの配達業務の委託に関し、一部の郵便局において、誤配や苦情があった際、その配達を担当した委託業者から委託料金に比して高額な違約金を徴収していたことは、

---

45 取りまとめでは、著作権等の権利処理や、住民理解・受信者対策等の課題についても指摘されている。

46 「情報通信審議会 郵政政策部会 郵便料金政策委員会（第１回）議事録」（令和６年７月３日）８頁

47 『日本経済新聞』（2025.1.17）等

48 郵便法施行規則（平成15年総務省令第５号）第23条

49 郵便法第67条第２項第３号。なお、郵便法施行規則第23条の改正により令和６年10月から上限の額は84円から110円となった。郵便料金の変更は、原則、総務大臣への事前届出（郵便法第67条第１項）。

下請法[50]違反（不当な経済上の利益の提供要請）に該当するとして、公正取引委員会が令和６年６月に日本郵便に対し行政指導を行っていたことが令和７年１月に判明した[51]。

また、日本郵便は下請業者との取引において物価高騰を受けた価格転嫁が不十分であると評価[52]されたことを受け、日本郵便は配達・集荷などの委託契約に関する自主点検の実施や適正な価格設定に向けた協議の場を設けるなどの取組[53]を公表した。これに対し総務大臣は、積極的に価格交渉や価格転嫁の協議・相談に応じること、適正な条件で契約することを求めた[54]。しかし、その後も価格転嫁等が不十分な状況が続いていたことから、公正取引委員会は下請法が禁じる「買いたたき」に該当するとして、令和６年６月に日本郵便に対し行政指導を行っていたことも令和７年１月に判明した[55]。

これらの報道を受け、日本郵便は、違約金の制度に関しては、違約金の対象や金額について令和７年４月をめどに全国で統一する予定であり、価格転嫁等に関しては、積極的に協議を行いコストの高騰を反映した委託料金の見直しを行っていくとしている。

また、村上総務大臣は日本郵便に対し、委託先企業との適正な条件での契約に基づき、サービスを安定的に提供することを求めた[56]。

７　消防行政

救急需要の増加への対応

近年、救急車による救急出動件数は、高齢化の進展等を背景として増加傾向[57]にある。令和５年は、764万件（対前年比41万件増）[58]となり、２年連続で集計開始以来最多を更新した。また、病院収容所要時間（119番通報を受けてから医師に引き継ぐまでに要した時間）も延伸傾向（令和４年中：全国平均で約47.2分（10年前と比較して8.5分延伸）[59]）にあり、これらによる救命率の低下を防ぐため、救急車の適時・適切な利用を推進する必要がある。

そこで、消防庁は、住民が急な病気などの際に救急車を呼ぶべきかを医師・看護師等の専門家に電話で相談できる「救急安心センター事業（＃7119）」の全国展開を推進しており、令和６年11月現在、全国36地域（都府県内の全域：31地域、道県内の一部：５地域）において、同事業が行われている（人口カバー率：78.1％）。

また、消防庁は、救急業務の迅速化・円滑化を図るため、救急隊がマイナ保険証を活用して、傷病者情報を正確かつ早期に把握する取組（マイナ救急）を進めており、令和６年度に全国の67消防本部、合計660隊の救急隊における実証実験を行った上で、令和７年度に

50　下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）

51　『朝日新聞』（2024.1.6）等

52　中小企業庁「価格交渉促進月間（2022年９月）フォローアップ調査の結果」（令和５年２月７日）

53　日本郵便「協力会社とのパートナーシップ構築に向けた取組」（令和５年２月13日）

54　総務省「日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社の令和５事業年度事業計画の認可」（令和５年３月31日）

55　『朝日新聞』（2025.1.8）等

56　総務省「村上総務大臣閣議後記者会見の概要」（令和７年１月７日）

57　ただし、令和２年及び３年は、コロナ禍の外出自粛等の影響によって令和元年よりも少なかった。

58　総務省消防庁「『令和５年中の救急出動件数等（速報値）』の公表」（令和6年３月29日）

59　総務省消防庁「令和５年版　救急・救助の現況」（令和６年１月26日）

全国展開を推進することとしている。

マイナ救急は、原則として、救急隊員が傷病者の同意を得た上で、当該傷病者のマイナンバーカードでオンライン資格確認等システムにアクセスし、傷病者の医療情報等を取得するもので、救急隊は、取得した正確で詳細な医療情報等を救急業務で活用することができる。これにより、傷病者への負担を軽減しつつ、搬送先医療機関を円滑に選定できるようになるなどの効果が期待されている。

他方、一部の地方公共団体では、緊急性の認められない救急車の利用について、事実上有料化する取組が行われている。茨城県は、令和６年12月２日、救急医療体制の維持のため、救急車で搬送された者について、緊急性が認められなかった場合に、病院が選定療養費[60]を徴収する制度[61]を始めた。県単位での実施は茨城県が全国初とされる[62]。

同様の取組は、三重県松阪市が令和６年６月１日から始めているほか、富山県等でも導入が検討されているが、これらの取組については、本来救急搬送が必要な者が救急車の要請をちゅうちょする可能性があるとの指摘もある[63]。

内容についての問合せ先
総務調査室　相原首席調査員（内線 68420）

[60] 医療機関の機能分化のため、紹介状なしで大病院を受診する場合に徴収される特別の料金。
[61] 患者から徴収する額は、一部の病院を除き、7,700円となっている。
[62] 『日本経済新聞（電子版）』(2024.11.14)
[63] 『読売新聞』(2024.12.8)

法務委員会

法務調査室

１　民事関係

(1) 担保に関する法制の見直し

我が国の企業の資金調達においては､銀行貸出しを中心とした間接金融の役割が大きく、その際の担保としては、不動産や連帯保証などの人的保証が多用されてきた。他方で、中小企業の中には不動産を有しないものもあることや、企業の債務を個人で保証した者が過大な責任を負う場合があることが問題視されたことなどを背景として、多様な資金調達手法を整備し、不動産担保や人的保証に過度に依存しない融資を促進する必要があるとの認識が高まっている。

現行の民法には、所有する動産の占有を維持したまま、これを担保の目的とすることを予定した規定は存在しない。また、将来取得するものを含む複数の動産や債権を一体として担保の目的とすることを予定した規定も、民法には存在しない。

このため、実務では、在庫や事業を継続するために必要な機械など、所有者が引き続き占有する必要がある動産について債権者に財産権を移転し、債務が弁済されれば債務者に返還する「譲渡担保」や、商品等の売買において動産の引渡し後も所有権を債権者（売主）に留保し、代金が完済されて初めて債務者（買主）に所有権が移転する旨を約定する「所有権留保」などの手法が用いられ、また、債権やそれ以外の財産を担保とする譲渡担保などの手法も利用されてきた。

これらの手法について、現在は専ら判例によってルールが形成されているが、判例は個別事案の解決を目的とするため、その射程がどこまで及ぶかは必ずしも明確でないことも多く、法的安定性に欠ける面がある。また、判例がルールを示していない論点も残されており、これらに関する法律関係にはなお不明確な点も残されている。

このような状況の下、令和３年２月 10 日、法務大臣は、法制審議会に対し、動産や債権等を担保の目的として行う資金調達の利用の拡大など、不動産以外の財産を担保の目的とする取引の実情等に鑑み、その法律関係の明確化や安定性の確保等の観点から、担保に関する法制の見直しについて諮問した。これを受けて同審議会は「担保法制部会」を設置して調査審議を進めており、今後、要綱案が取りまとめられた後、同審議会から法務大臣への答申を経て、法務省における法律案の立案作業が進められ、今国会に提出される予定である。

(2) 民事判決情報データベース化

裁判所における審理結果を表す判決書は憲法上公開が要請され､民事訴訟法においては、訴訟記録の一部として何人も閲覧することができるものとされている（第 91 条第１項)。

民事事件における判決数は年間 20 万件を超えており、インターネットで公開されている年間数百件の判決書以外のものを閲覧するためには裁判所に出向く必要があることから、民事判決情報が十分に利活用されていないことが課題として指摘されている。

平成 13 年６月に「司法制度改革審議会」が取りまとめた「司法制度改革審議会意見書」においては、司法に関する情報公開の推進のため、「判例情報をプライバシー等へ配慮しつつインターネット・ホームページ等を活用して全面的に公開し提供すべきである。」とされ、令和２年３月に「民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議」が取りまとめた「民事司法制度改革の推進について」においては、「法務省は、民事判決情報を広く国民に提供することについて、司法府の判断を尊重した上で、ニーズやあい路等につき必要な検討をする。」とされた。

これを受けて、令和４年 10 月、法務省は、「民事判決情報データベース化検討会」を設置し、民事判決情報を広く国民に提供するための方策の在り方について検討を進め、令和６年７月、同検討会は、「民事判決情報データベース化検討会報告書」を取りまとめた。

同報告書では、法務省が「情報管理機関」として指定する非営利法人が、裁判所から民事判決情報を取得し、個人情報について仮名処理を行った上で、法律雑誌社や判例データベース会社といった民間企業等に有料で提供する仕組み等が示されている。この報告書を踏まえ、法務省において、法律案の立案作業が進められ、今国会に提出される予定である。

(3) 選択的夫婦別氏制度（いわゆる選択的夫婦別姓制度）をめぐる現状[1]

民法第 750 条は、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。」とし、我が国では夫婦同氏（同姓）制度が採られている。このため、婚姻に際しては、夫又は妻のいずれか一方が必ず氏を改めなければならないところ、現実には、夫の氏を選び、妻が氏を改める例が 95%近くに上っている。

平成８年２月、法制審議会は、夫婦同氏制度に加えて、夫婦が望む場合には、それぞれ旧氏を称することを認める「選択的夫婦別氏制度」を導入することなどを内容とする「民法の一部を改正する法律案要綱」を法務大臣に答申したが、国民の間にも様々な意見があったこと等から、民法改正案の国会提出には至らなかった。

また、議員立法により、選択的夫婦別氏制度を含む民法改正案が繰り返し提出されてきているが、日常生活・職業生活上の不便・不利益の解消、アイデンティティの保持、婚姻率及び出生率の向上、一人っ子同士の婚姻による家名の存続などを理由に賛成する意見がある一方、日本独自の家族形態の崩壊、子への悪影響、家族の一体感の喪失等を理由に反対する意見があり、議論は長年にわたり平行線のまま推移している。

政府は、選択的夫婦別氏制度の導入については「国民各層の意見や国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断も踏まえ、更なる検討を進める」としつつ、旧姓の通称使用の拡大や周知に取り組んでおり、現在までに、全ての国家資格等を証する書面、住民票、個人番号カード及び旅券に記載される氏、不動産登記における所有権の登記名義人の登記すべき氏等において旧姓の通称使用や併記が可能とされるなど、旧姓の通称使用や併記が拡大している。

---

[1] 「選択的夫婦別氏制度に関する資料（令和６年 12 月 衆議院調査局法務調査室）」で関連資料を整理している。

平成 27 年 12 月、最高裁判所大法廷は、夫婦別氏を認めない現行制度は憲法に違反するとの集団訴訟において、夫婦同氏制度が直ちに個人の尊厳と両性の本質的平等の要請に照らして合理性を欠く制度とは認められないとして合憲の判断を示しつつ、夫婦の氏については、嫡出子の仕組み等の婚姻制度や氏の在り方に対する社会の受け止め方に依拠するところが少なくなく、国会で論ぜられ、判断されるべき事柄である旨付言しており、令和３年６月にも同様の判示がなされている（令和６年３月には３度目の集団訴訟が東京地裁及び札幌地裁に提起されている。）。

選択的夫婦別氏制度の導入に関する最近の世論調査（令和４年３月公表）では、「選択的夫婦別姓制度を導入した方がよい」とする者が 28.9%、「現在の制度である夫婦同姓制度を維持した上で、旧姓の通称使用についての法制度を設けた方がよい」とする者が 42.2%、「現在の制度である夫婦同姓制度を維持した方がよい」とする者が 27.0%となっている。

また、令和６年６月 10 日、日本経済団体連合会は、夫婦別姓を認めない今の制度は、女性活躍の着実な進展に伴い、企業にとってもビジネス上のリスクになり得るなどとして、政府に対し選択的夫婦別姓制度の導入に必要な法律の改正を早期に行うよう求める提言をとりまとめた。

さらに、同年 10 月 29 日、国連の女子差別撤廃委員会は、日本政府に対して、夫婦同氏を義務付ける民法の規定を見直し、選択的夫婦別氏（別姓）制度を導入するよう勧告した（2003（平成 15）年、2009（平成 21）年及び 2016（平成 28）年に続き４度目の勧告。）。

選択的夫婦別姓制度の導入をめぐっては、上記のような近時の状況を踏まえ、多数のメディアにおいて報道されるなど、国民から高い関心が寄せられており、今後の国会における議論の状況が注目されている。

(4) 性同一性障害者特例法に関する最高裁判所大法廷決定

平成 15 年に議員立法で成立した「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」では、生物学的な性別と心理的な性別（性の自己意識）が一致しない性同一性障害者であって、①18 歳以上であること（年齢要件）、②現に婚姻をしていないこと（非婚要件）、③現に未成年の子がいないこと（子なし要件）、④生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること（生殖不能要件）、⑤その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること（外観要件）のいずれにも該当するものについて、その者の請求により、家庭裁判所は性別の取扱いの変更の審判をすることができるとしている（第３条第１項）。

令和５年 10 月 25 日、最高裁判所大法廷は、上記④の生殖不能要件は過酷な二者択一を迫るもので制約の程度は重大であるなどとし、個人の尊重、生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利を定めた憲法第 13 条に違反する旨の判断を示すとともに、上記⑤の外観要件に関する抗告人の主張について更に審理を尽くさせるため、本件を高等裁判所に差し戻す決定をした[2]。

[2] 本件差し戻し審において、令和６年７月10日、広島高等裁判所は、⑤の外観要件について、手術が必要とす

最高裁決定を踏まえた特例法の見直しについて、政府は、最高裁判所の判断を踏まえ、立法府の動向等を注視しつつ関係省庁と連携して引き続き所要の検討を進めるとしている。

(5) 同性婚をめぐる現状

同性婚とは、当事者双方の性別が同一である婚姻のことをいうが、政府の答弁書によれば、憲法第 24 条第１項は、「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立」すると規定し、同性婚の成立を認めることは想定していないとされている。

諸外国においても、婚姻は異性間においてなされるものとされていたが、2001（平成 13）年にオランダが同性婚を容認して以来、2025（令和７）年１月末現在、39 の国・地域において同性婚が認められている[3]。

我が国においても、同性婚が認められていないことに起因する不利益として、①相続人となることができないこと、②医療現場で家族として扱われないこと、③安定した環境で子を育てることができないこと等が挙げられている。

平成 31 年、同性間の婚姻を認める規定を設けていない民法及び戸籍法の婚姻に関する諸規定が憲法に違反するとして、国に対し損害賠償を求める訴訟が札幌、東京、名古屋、大阪及び福岡の５か所の地方裁判所に提起された。一審の判決では判断が分かれたが、二審の判決においては憲法第 13 条、第 14 条第１項、第 24 条第１項、第 24 条第２項のいずれかに違反するとの判断が示されている（各裁判所の判断は下表参照）。一方で、いずれの判決でも損害賠償請求は棄却した。いずれも原告側が控訴、上告中であり、今後の裁判の帰趨が注目されている。

【同性婚に関する各裁判所の憲法判断】

裁判所	年月	第 13 条	第 14 条第１項	第 24 条第１項	第 24 条第２項
①札幌地裁	R3. 3	合憲	違憲	合憲	合憲
②大阪地裁	R4. 6	合憲	合憲	合憲	合憲
③東京地裁（１次）	R4. 11	（原告側主張せず）	合憲	合憲	違憲状態
④名古屋地裁	R5. 5	（原告側主張せず）	違憲	合憲	違憲
⑤福岡地裁	R5. 6	合憲	合憲	合憲	違憲状態
⑥東京地裁（２次）	R6. 3	（原告側主張せず）	合憲	合憲	違憲状態
⑦札幌高裁※①の控訴審	R6. 3	合憲	違憲	違憲	違憲
⑧東京高裁※③の控訴審	R6. 10	（原告側主張せず）	違憲	（判断せず）	違憲
⑨福岡高裁※⑤の控訴審	R6. 12	違憲	違憲	合憲	違憲

第 13 条：すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。
第 14 条第１項：すべて国民は法の下に平等であって、人種や性別などにより差別されない。
第 24 条第１項：婚姻は両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有する。
第 24 条第２項：婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

るならば二者択一を迫る過剰な制約を課し、憲法違反の疑いがあると指摘しつつ、本件については当事者がホルモン治療により外観要件を満たしていることから、性別の変更を認める決定をした。

[3] 「ＮＰＯ法人ＥＭＡ日本」ＨＰによる（2025年１月16日アクセス）。

２　刑事関係

(1) 刑事裁判手続等のデジタル化

裁判関連手続のデジタル化については、民事裁判手続等のＩＴ化が先行して実施されてきているが、刑事手続についても、情報通信技術を活用する方策に関し、現行法上の法的課題を抽出・整理した上でその在り方を検討することを目的として法務省が設置した「刑事手続における情報通信技術の活用に関する検討会」において検討が進められ、令和４年３月15日、「『刑事手続における情報通信技術の活用に関する検討会』取りまとめ報告書」が取りまとめられた。

同報告書を踏まえ、同年６月27日、法務大臣は、情報通信技術の進展等に対応するための刑事法の整備について法制審議会に諮問を行い、法制審議会では、「刑事法（情報通信技術関係）部会」で検討を進め、令和６年２月15日、①刑事手続において取り扱う書類について、電子的方法により作成・管理・利用するとともに、オンラインにより発受すること、②捜査・公判等の手続において、映像・音声の送受信により行うこと等を内容とする「情報通信技術の進展等に対応するための刑事法の整備に関する要綱（骨子）」を答申した。

法務省では、この答申を踏まえ、刑事訴訟法等の改正に向けた検討が進められており、今国会に法律案が提出される予定である。

「情報通信技術の進展等に対応するための刑事法の整備に関する要綱（骨子）」の項目

第１－１　訴訟に関する書類の電子化
第１－２　電磁的記録による令状の発付・執行等に関する規定の整備
第１－３　電磁的記録を提供させる強制処分の創設
第１－４　電磁的記録である証拠の開示等
第２－１　刑事施設等との間における映像と音声の送受信による勾留質問・弁解録取の手続を行うための規定の創設
第２－２　映像と音声の送受信による裁判所の手続への出席・出頭を可能とする制度の創設
第２－３　証人尋問等を映像と音声の送受信により実施する制度の拡充
第３－１　電磁的記録をもって作成される文書の信頼を害する行為を処罰するための罰則の創設
第３－２　電子計算機損壊等による公務執行妨害の罪の創設
第３－３　新たな犯罪収益の没収の裁判の執行及び没収保全等の手続の導入
第３－４　通信傍受の対象犯罪の追加

(2) 保護司制度

犯罪をした者等の社会復帰支援は、数多くの民間協力者の活動に支えられている。その中でも更生保護の中核としての役割が期待されている保護司[4]は、近年、その人数が減少傾

[4] 保護司は、民間協力者のうち、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアである。「保護司法」（昭和 25 年法律第 204 号）に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員とされているが、給与は支給されない。保護司は、民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性を生かし、保護観察官と協働して保護観察に当たるほか、犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰を

向[5]にあり、高齢化も進んでいる。その背景には、人口の減少や地域における人間関係の希薄化といった社会的要因に加え、保護司活動に伴う不安や負担が大きいことが指摘されており、保護司制度の維持が危惧される状況にあるとされている。

「第二次再犯防止推進計画」（令和５年３月17日閣議決定）において、時代の変化に適応可能な保護司制度の確立に向け、保護司の待遇や活動環境、推薦・委嘱の手順、年齢条件及び職務内容の在り方並びに保護観察官との協働態勢の強化等について検討･試行を行い、２年を目途として結論を出し、その結論に基づき所要の措置を講じることとされたことから、法務省は、「持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会」を設置し、検討を進めていた。

このような状況の中、令和６年５月、滋賀県において保護司として長年活動してきた男性が自宅で殺害され､保護観察中の者が容疑者として逮捕される事件が発生したことから、保護司の安全確保が喫緊の課題となり、保護司の安全確保上の課題についても併せて検討されることとなった。

令和６年10月３日、同検討会は、検討結果を取りまとめた「持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会報告書」を法務大臣に提出した。法務省は、この報告書に盛り込まれた内容を踏まえ、必要な施策を進めていくとしている。

(3) 自動車運転による死傷事犯に係る罰則に関する検討

飲酒運転や著しい速度超過の悪質・危険な運転行為による重大な死傷事犯の発生を契機に、被害者や遺族をはじめ、広く国民の間から、厳罰化を求める声が上がるようになったことを踏まえ、平成13年に刑法中に危険運転致死傷罪が設けられ、その後、「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」が制定・改正されるなど、累次にわたる法整備がされてきた。

しかしながら、明らかに悪質・危険な運転行為であるにもかかわらず、危険運転致死傷罪が制御困難な運転であること等を構成要件としており立証のハードルが高いこと等から、同罪による処罰がなされていないものがあるとの指摘がある。

このような状況を踏まえ、法務省は、悪質・危険な運転行為による死傷事犯に係る罰則の改正の要否、考えられる法整備の内容等を検討するため、「自動車運転による死傷事犯に係る罰則に関する検討会」を設置した。同検討会において、令和６年11月27日、危険運転致死傷罪における飲酒類型及び高速度類型につき数値基準を規定すること等を内容とする報告書が取りまとめられた。今後、法制審議会に諮問が行われる見込みである。

(4) 再審制の見直し

再審をめぐっては、令和６年９月26日に静岡地裁で言い渡されたいわゆる袴田事件の再

果たしたとき、スムーズに社会生活を営めるよう、釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整や相談を行っている。

[5] 平成 16 年における保護司数は４万 9,389 人であったが、令和６年における保護司数は４万 6,584 人となっている。なお、保護司の定数は、保護司法により５万 2,500 人を超えないものと定められている。

審無罪判決など、近年、えん罪や再審に関する大きな動き[6]があり、国民の関心が高まっている状況にある。

再審制度は、刑事訴訟法「第４編　再審」（同法第435条から第453条まで）の「再審法」と呼ばれる規定に基づき運用が行われており、一般に、三審制の下で通常審を経て確定した有罪判決について、主として事実認定の不当を是正し、その言渡しを受けた者を救済するための非常救済手続とされている。この手続は、再審理由の有無を判断し再審を許すかどうかを決定する手続（再審請求審）と、これに基づいて新たに事件について審判する手続（再審公判）とに区別される。

再審制度に関する問題点については、再審請求審において、①証拠開示が不十分であること、②検察官による不服申立てが手続の長期化を招いていること、③手続規定が刑事訴訟法にほとんど置かれていないこと等が指摘されている。

法務省では、令和４年に設置された「改正刑訴法に関する刑事手続の在り方協議会」で証拠の開示等について検討を行っている。また、いわゆる袴田事件の再審無罪判決を受けて、最高検察庁は、令和６年12月26日、同事件の再審請求手続の長期化に関する問題点、捜査公判等における問題点及びこれらの問題点を踏まえた対応策等を内容とする検証結果報告書を公表した。

国会においては、令和６年３月、超党派の「えん罪被害者のための再審法改正を早期に実現する議員連盟」が発足し、刑事訴訟法の見直しに向けた議論が行われている。

(5) 死刑

死刑に関しては、平成５年以降、おおむね毎年執行があったが 、令和４年７月を最後に執行は行われていない。

死刑判決確定人員、死刑確定者及び死刑執行人員（各年末時点）

（人）

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
死刑判決確定人員	9	22	10	8	7	2	7	2	2	5	2	4	0	3	2
死刑確定者	111	128	133	130	128	127	129	123	110	111	110	108	107	107	106
死刑執行人員	2	0	7	8	3	3	3	4	15	3	0	3	1	0	0

死刑執行に関する情報公開について、法務省では、平成19年12月以降、執行の発表に当たり、執行対象者の氏名と犯罪事実、執行場所を公表している。平成22年８月６日には「死刑の在り方についての勉強会」の初会合が開かれるとともに、同月27日、マスメディアに対し、東京拘置所の刑場が公開された。平成24年３月９日、法務省は、同勉強会の議論の状況を取りまとめた報告書を公表した。この報告書では、死刑制度について、現時点で勉強会としての結論の取りまとめを行うことは相当ではなく、国民の間で更に議論が深めら

[6] 令和６年 10 月 23 日、名古屋高等裁判所金沢支部は、昭和 61 年に発生したいわゆる福井女子中学生殺人事件について再審開始の決定をした。同決定は検察側からの不服申立てがなされずに確定し、令和７年３月に第１回の再審公判が予定されている。

れることが望まれるとされた。

民間においては、国会議員、研究者、各界有識者、犯罪被害者遺族及び日本弁護士連合会から推薦された委員で構成される「日本の死刑制度について考える懇話会」が、令和６年２月から同年11月にかけて計12回開催され、同月13日、検討結果を取りまとめた「『日本の死刑制度について考える懇話会』報告書」が公表された。同報告書では、早急に国会及び内閣の下に死刑制度に関する根本的な検討を任務とする公的な会議体を設置し、同会議体において法改正に直結する具体的な結論を提案すべきであると提言している[7]。

死刑に関する国際的な動向としては、令和４年時点における全面的な死刑廃止国は112か国であり、事実上の廃止国を含めると144か国となっているところ、国連総会において平成19年以降複数回にわたって、死刑執行の停止を求める決議が採択されている（直近では令和６年12月17日）。総会決議には法的拘束力はないが、国際社会の多数意見を反映するものとして加盟国には一定の圧力となっている。

なお、我が国における近年の世論調査の動向は、次のとおりとなっている。

	どんな場合でも死刑は廃止すべきである	場合によっては死刑もやむを得ない	わからない・一概に言えない
平成21年12月	5.7%	85.6%	8.6%

	死刑は廃止すべきである	死刑もやむを得ない	わからない・一概に言えない
平成26年11月	9.7%	80.3%	9.9%
令和元年11月	9.0%	80.8%	10.2%

（出所）「基本的法制度に関する世論調査」（内閣府）

３　出入国在留管理関係

(1) 出入国管理及び難民認定法と在留管理制度

出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。入管法）は、「本邦に入国し、又は本邦から出国する全ての人の出入国及び本邦に在留する全ての外国人の在留の公正な管理を図るとともに、難民の認定手続を整備すること」を目的とし、出入国の管理、我が国に在留する外国人の在留の管理、難民認定の手続等を内容としている。

我が国に入国・在留する外国人は、原則として、入管法に定める在留資格のいずれかを有する必要がある[8]。

---

[7] 令和６年 12 月４日、懇話会座長である井田良中央大学大学院法務研究科教授から報告書が額賀議長に手渡された。

[8] 戦前より我が国に在住していた台湾・朝鮮半島出身者及びその子孫は、「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」（平成３年法律第71号。入管特例法）に基づき、「特別永住者」としての地位が与えられている。
なお、入管法上の在留資格をもって在留する「中長期在留者」と「特別永住者」を合わせた在留外国人数は、令和４年末に初めて300万人を超え（307万5,213人）、令和６年６月末現在では358万8,956人となっている。

【在留資格一覧】

就労が認められる在留資格（活動制限あり）	
在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、作家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者、管理者等
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者等
教育	高等学校、中学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
介護	介護福祉士
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等
特定技能	特定産業分野※1の各業務従事者
技能実習	技能実習生

身分・地位に基づく在留資格（活動制限なし）	
在留資格	該当例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、我が国で出生し引き続き在留している実子
定住者	日系３世、外国人配偶者の連れ子等

就労の可否は指定される活動によるもの	
在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等

就労が認められない在留資格※2	
在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者等
留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子

※１　介護、ビルクリーニング、工業製品製造業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、自動車運送業、鉄道、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業、林業、木材産業
※２　資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる。

（出所）出入国在留管理庁「外国人材の受入れ及び共生社会実現に向けた取組」を基に作成

(2) 外国人技能実習制度

外国人技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を我が国で最長５年間受け入れ、ＯＪＴを通じて技能を移転する制度であり、平成５年に創設された。令和６年６月末現在、全国に42万5,714人の外国人技能実習生が在留している。

【技能実習の流れ等】

	技能実習１号（１年目）		技能実習２号（２年目、３年目）	技能実習３号（４年目、５年目）
技能実習の流れ	講習（座学）	実習	実習	実習
		←労働関係法令適用→		
対象職種	制限なし		送出し国のニーズがあり、公的な技能評価制度が整備されている職種〔91種167作業（令和６年９月現在）〕	技能実習２号移行対象職種と同一（一部職種を除く。）
対象者	・18歳以上 ・制度の趣旨を理解して技能実習を行おうとする者 ・帰国後、修得等をした技能等を要する業務に従事することが予定されていること 等		所定の技能評価試験の学科試験及び実技試験に合格した者	所定の技能評価試験の実技試験に合格した者

（出所）法務省出入国在留管理庁・厚生労働省人材開発統括官「外国人技能実習制度について」等を基に作成

外国人技能実習には、我が国の企業等が海外の現地法人、合弁企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施する企業単独型と、非営利の監理団体（事業協同組合、商工会等）が外国人技能実習生を受け入れ、傘下の企業等で技能実習を実施する団体監理型があり、団体監理型による受入れが98.3%を占めている（令和６年６月末現在）。

(3) 特定技能制度

特定技能制度は、中小・小規模事業者をはじめとした深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野（以下「特定産業分野」という。）において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れる制度であり、平成31年４月に開始された。

特定産業分野は、現在、①介護、②ビルクリーニング、③工業製品製造業、④建設、⑤造船・舶用工業、⑥自動車整備、⑦航空、⑧宿泊、⑨自動車運送業、⑩鉄道、⑪農業、⑫漁業、⑬飲食料品製造業、⑭外食業、⑮林業及び⑯木材産業の16分野となっている。

【特定技能制度のポイント】

	特定技能１号	特定技能２号（注２）
対象者	特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人	特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人
在留期間	１年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間ごとの更新（通算で上限５年）	３年、１年又は６か月ごとの更新（上限なし）
技能水準	試験等で確認（注１）	試験等で確認
日本語能力水準	生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（注1）	試験等での確認は不要
家族の帯同	基本的に認めない	要件を満たせば可能（配偶者、子）
受入れ機関又は登録支援機関による支援	支援の対象	支援の対象外
在留者数（令和6年9月末現在）	268,756 人	408 人

（注１）技能実習２号を修了した外国人は試験等免除
（注２）特定技能２号の対象分野は、特定産業分野16分野のうち、②③④⑤⑥⑦⑧⑪⑫⑬⑭の11分野
（出所）出入国在留管理庁「外国人材の受入れ及び共生社会実現に向けた取組」を基に作成

(4) 育成就労制度

令和６年６月、現行の技能実習制度を発展的に解消して新たに育成就労制度を創設する「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」が成立した[9・10]。

育成就労制度は、育成就労産業分野（特定産業分野のうち、その分野に属する技能を我が国において就労を通じて修得させることが相当な分野）において、我が国での３年間の就労を通じ、特定技能１号水準の技能を有する人材を育成するとともに、当該分野における人材を確保することを目的として外国人労働者を受け入れる制度であり、受入れ対象分野は原則として特定産業分野と一致する[11]ものとされ、育成就労制度と特定技能制度に連続性を持たせる制度となっている。また、育成就労制度から特定技能制度に至るまでの各段階において、日本語能力に係る試験合格等の要件が設けられ、段階的な日本語能力の向上を図ることとしている。

さらに、外国人が送出機関に支払う手数料等が不当に高額とならないようにするため、手数料等が主務省令で定める基準に適合していることを求めるとともに、悪質な送出機関を排除するため、送出国と新たな二国間取決め（ＭＯＣ）を作成し、原則として、当該送

[9] 衆議院において、①育成就労外国人が大都市圏等に過度に集中して就労することとならないようにするための措置をはじめとする政府が講ずべき必要な措置に関する規定、②永住者の在留資格の取消しに係る規定の適用に当たっての配慮に関する規定、③法律の施行後３年を目途とした育成就労制度の運用状況の検証及び同制度の在り方の検討に関する規定を追加する等の修正を行った。

[10] 同法は、一部の規定を除き、公布の日（令和６年６月 21 日）から起算して３年を超えない範囲内において政令で定める日から施行される。

[11] 具体的な育成就労産業分野や各分野の受入れ見込数等は、令和６年 12 月に設置された「特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議」の意見を踏まえ、今後決定される。

出国の送出機関からのみ受入れを行うこととしている。

受入れ機関に対する監理・指導等を行う監理支援機関については、受入れ機関からの独立性・中立性を担保するため、外部監査人の設置義務や受入れ機関と密接な関係を有する役職員の監理への関与を制限すること等の許可要件が設けられた。

このほか、本制度では、外国人の労働者としての権利保護をより適切に図る観点から、やむを得ない事情がある場合の転籍のほか、外国人本人の意向による転籍についても一定要件の下で認められることとなった。

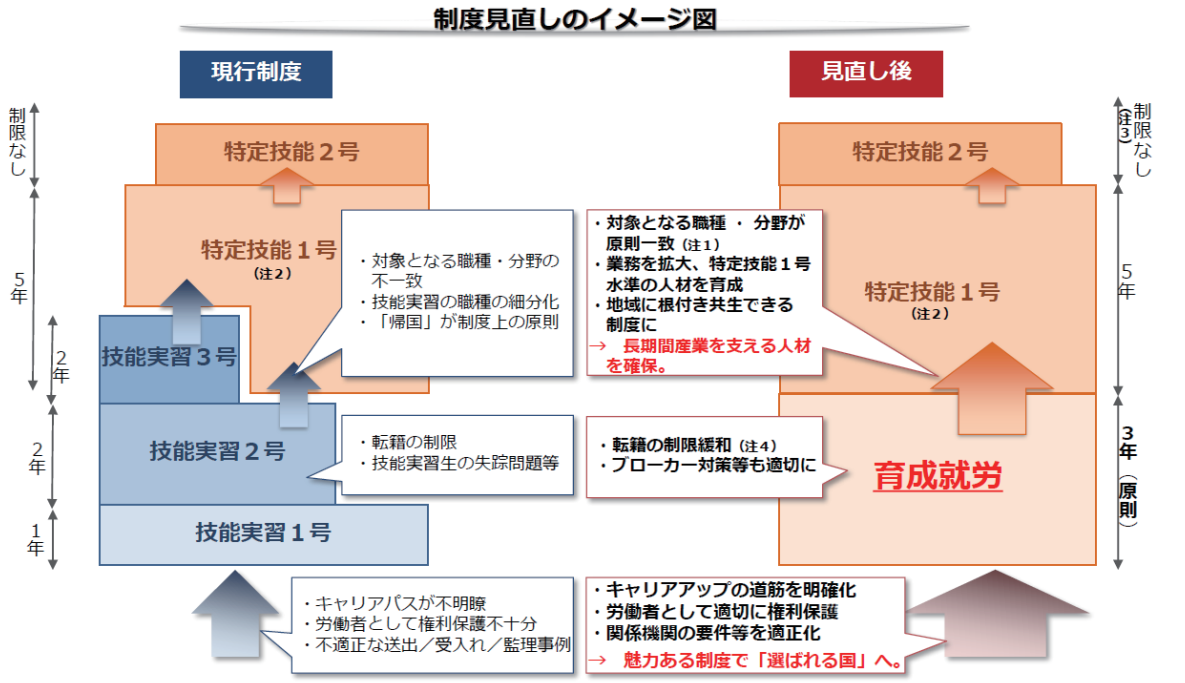

（注１）育成就労制度の受入れ対象分野は特定産業分野と原則一致させるが、国内での育成になじまない分野は育成就労の対象外。

（注２）特定技能１号については、「試験ルート」での在留資格取得も可能。

（注３）永住許可につながる場合があるところ、永住許可の要件を一層明確化し、当該要件を満たさなくなった場合等を永住の在留資格取消事由として追加する。

（注４）転籍の制限緩和の内容

○ 「やむを得ない事情がある場合」の転籍の範囲を拡大・明確化するとともに、手続を柔軟化。

○ 以下を要件に、同一業務区分内での本人意向による転籍を認める。

- 同一機関での就労が１～２年（分野ごとに設定）を超えている
- 技能検定試験基礎級等及び一定水準以上の日本語能力に係る試験への合格
- 転籍先が、適切と認められる一定の要件を満たす

（出所）出入国在留管理庁ホームページ

内容についての問合せ先

法務調査室　勝部首席調査員（内線68440）

外務委員会

外務調査室

１　米国

(1) トランプ氏の大統領就任と日米関係

2025年１月20日に大統領就任式[1]が行われ、共和党のドナルド・トランプ氏が大統領に就任した。連邦議会でも共和党が上下両院の多数を占める中、トランプ大統領は、主要閣僚に自身に忠実な人物を起用し、第一期政権以上に自身が掲げる政策の実現を追求すると予想されている。

バイデン前政権が多国間協力や国際協調を重視する外交方針であったのに対し、トランプ大統領は第一期政権時と同様に「米国第一」を掲げている。国際機関等への拠出には否定的で、首脳同士の個人的な関係や二国間の「ディール（取引）」を重視する外交を展開するとみられている。

トランプ大統領が就任初日に掲げた主な政策

【就任演説】
- 米国を第一に考える
- 不法移民対策として南部国境に国家非常事態を宣言、軍隊を派遣
- 国家エネルギー非常事態を宣言、「ドリル・ベイビー・ドリル」（石油・天然ガスを掘りまくれ）、米国のエネルギーを世界中に輸出
- グリーン・ニューディール政策を終了、電気自動車の義務化を取り消す
- 貿易制度の見直しを開始、外国に関税を課す、関税等を徴収するため対外歳入庁を設立
- 政府効率化省を設立
- 性別は男性と女性の二つだけであることが政府の公式方針
- 最強の軍隊を再び構築
- 「メキシコ湾」の名前を「アメリカ湾」に変更、パナマ運河を取り戻す
- 火星に星条旗を掲げるために、米国人宇宙飛行士を送り込む

【ホワイトハウスで記者団に】
- カナダとメキシコからの輸入品に25％の関税を課すことを検討、２月１日に実施の可能性も
- ＮＡＴＯ加盟国に対国内総生産（ＧＤＰ）比５％の国防支出を要求
- ロシアによるウクライナ侵略の早期終結を目指す

【大統領令に署名】
- パリ協定からの離脱、世界保健機関（WHO）からの脱退

（トランプ大統領の就任演説及び各種報道（2025.1.21現在）を基に当室作成）

我が国との関係では、我が国の防衛費について「ＧＤＰの２％」の水準[2]を超える増額を求める可能性や在日米軍駐留経費の日本側負担の増額を求める可能性[3]が指摘されている。

---

[1] 我が国からは、岩屋外務大臣が出席した。

[2] 我が国は、「国家安全保障戦略」（令和４年12月16日国家安全保障会議決定、閣議決定）において、防衛費を「2027年度において、現在の国内総生産（ＧＤＰ）の２％」とする方針を掲げている。

[3] 第一期トランプ政権で国家安全保障担当大統領補佐官を務めたボルトン氏は、その著書で、「トランプ大統領が現行の４倍に相当する年間約80億ドルの日本側負担を要求している」旨を自身が日本政府に伝えたとしている。なお、現行の在日米軍駐留経費負担に係る特別協定は2026年度までを対象としている。

また、バイデン政権下で立ち上げられたインド太平洋経済枠組み（ＩＰＥＦ）[4]からの離脱や、日米豪印（いわゆるＱＵＡＤ）、日米韓等のインド太平洋地域における多国間協力の停滞・後退も懸念されている。経済面では、関税の引上げやこれを交渉材料に貿易交渉を迫られる可能性[5]、米国が半導体などの分野で更に対中規制を強化した場合に我が国に対しても同様の規制強化を求めてくる可能性などが指摘されている。我が国政府は、日米同盟を外交・安全保障の基軸としており、トランプ新政権との間でも、緊密な意思疎通を行い、日米同盟対処力・抑止力を高めると同時に、あらゆる分野において同盟をより高みに引き上げたいとしている[6]。石破総理は、トランプ大統領との会談について、「政権発足後、最もふさわしい時期に、最もふさわしい形で行うことで、早期の実現を目指して最終的な調整を行っている[7]」としており、２月前半で調整していると報じられている。

(2) 日本製鉄によるＵＳスチール買収計画

2025年１月３日、バイデン大統領は、日本製鉄による米製鉄会社ＵＳスチールの買収計画[8]について、米国の国家安全保障上の懸念を理由に、買収を禁止する行政命令を発表した。同盟国である日本の企業による買収を禁止するのは異例[9]である。

我が国政府は、日米双方の産業界から今後の日米間の投資について懸念の声が上がっているとして、米国政府に懸念の払拭を求めている[10]。石破総理は、「なぜ国家安全保障上の懸念があるかについて、きちんと述べてもらわなければこれからの話にならない。いかに同盟国であろうとも、今後の関係においてこうした点は非常に重要」[11]と述べている。

本計画についてトランプ大統領は、選挙期間中から反対の立場を表明しており、大統領選後の2024年12月にも「全面的に反対する」「大統領として私はこの取引を阻止する」と表明している。

---

[4] 豪州、ブルネイ、フィジー、インド、インドネシア、日本、マレーシア、ニュージーランド、フィリピン、韓国、シンガポール、タイ、米国及びベトナムの 14 か国が参加

[5] 第一期トランプ政権との間では、米国が環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定から離脱した後に日米貿易協定の交渉が開始されたが、同時期に、米国は自動車・自動車部品に対する追加関税を課すための手続を進めていた。締結された日米貿易協定では、我が国が農産品の多くの品目でＴＰＰ協定と同程度の関税撤廃・削減を約束した一方、我が国から米国に輸出する自動車・自動車部品の関税については「関税の撤廃に関して更に交渉する」とされた（ＴＰＰ協定では関税撤廃が約束されていた）。

[6] 外務省ウェブサイト「岩屋外務大臣会見記録（令和６年 12 月 27 日）」

[7] 首相官邸ウェブサイト「日米比首脳テレビ会議等についての会見（令和７年１月 13 日）」

[8] 本買収計画に対しては、全米鉄鋼労働組合やＵＳスチールに買収を提案していた米製鉄会社クリーブランド・クリフスが反対している。

[9] 米国国内法に基づき、米国大統領は、対米外国投資委員会（ＣＦＩＵＳ）の調査・勧告を受けて、米国企業の支配権を実行する外国企業が、国家安全保障に脅威を与える行動に出る可能性を示す確かな証拠がある場合に、外国による米国企業の買収を停止または禁止することができる。今回の案件以外で禁止命令が出されたのは８件で、うち７件が中国関連企業によるものである。

[10] 日米外相会談（令和７年１月７日）において岩屋外務大臣からブリンケン国務長官に、日米比首脳テレビ会議（同年１月 13 日）において石破総理からバイデン大統領に、それぞれ求めている。

[11] 首相官邸ウェブサイト「石破内閣総理大臣年頭記者会見（令和７年１月６日）」

２　中国

(1) 日中関係総論

日本と中国は、共に重要な貿易相手国として緊密な経済関係を有し、人的交流も活発であり、日本政府は中国との関係を最も重要な二国間関係の一つであるとしている。

その一方で、我が国は中国との間において、尖閣諸島周辺海域における中国公船の活動[12]、東シナ海における我が国の排他的経済水域（ＥＥＺ）内の中国によるブイの設置[13]、在留邦人の安全確保問題[14]、中国によるＡＬＰＳ処理水の海洋放出を理由とする日本産水産物輸入規制措置など、様々な課題や懸案を抱えている。我が国は、累次の首脳会談や外相会談等においてこれらの懸案事項等を取り上げ、懸念を表明し、対応を求めてきた。

2024年11月15日に開催された石破総理と中国の習国家主席との日中首脳会談では[15]、日中両国は引き続き「戦略的互恵関係」を包括的に推進し「建設的かつ安定的な関係」を構築するという大きな方向性を共有していること、日中間の４つの基本文書[16]の諸原則と共通認識を堅持して率直な対話を重ねられる関係を築いていくこと、この大きな方向性の下であらゆるレベルで幅広い分野における意思疎通をより一層強化し、課題と懸案を減らし協力と連携を増やしていくために互いに努力することが確認された[17]。

(2) 日中両国間の最近の主な動き

ア　中国の日本人向け短期滞在ビザ免除措置の再開

中国の日本人向けの短期滞在ビザ免除措置は、2020 年３月から、新型コロナウイルス感染拡大を理由に停止され、日本政府は我が国の経済界からの要望などを踏まえ、当該免除措置の早期再開を累次にわたり中国政府に要望してきた[18]。2024 年 11 月 22 日、中国外務省は同月 30 日から我が国を含む９か国の一般旅券所持者に対し、ビザ免除措置を試行することを決定したこと、ビザ免除在留期間を 15 日から 30 日まで延長することを決定した

---

[12] 我が国が尖閣三島（魚釣島、北小島、南小島）を国有化した 2012 年以降は毎年、中国の海上法執行機関（中国海警局）の船舶による日本領海内への侵入事案が発生しており、2024 年の発生件数は 39 件（同年 12 月 28 日現在）となっている（ＮＨＫ ＮＥＷＳＷＥＢ「沖縄 尖閣沖『接続水域』中国当局の船の航行日数 過去最多に」(2024. 12. 29)）。なお、2023 年の発生件数は 34 件、2022 年は 28 件であった。

[13] 2023 年７月、東シナ海の我が国のＥＥＺで中国設置のブイが確認された。日本政府はブイの即時撤去を求めているが、中国側は応じていない。また、2024 年 12 月には、与那国島南方の我が国のＥＥＺで中国が設置したと思われるブイが新たに確認された。

[14] 中国では、2014 年の「反スパイ法」施行後、国内法に違反したとして邦人が拘束される事案が発生し、現在も拘束中の邦人がいる。また、2024 年には、蘇州で日本人学校スクールバスの停留所で日本人親子が中国人に襲われて負傷し、バスの案内係である中国人が亡くなったほか、深圳で日本人学校の児童が母親と共に徒歩で登校中、学校の校門近くで中国人に襲われ、亡くなるなど、邦人に危害が及んだ事案が発生した。

[15] ＡＰＥＣ首脳会議の際における日中首脳会談は、2022 年から３年連続で行われている。

[16] 1972 年の「日本国政府と中華人民共和国政府の共同声明」（日中共同声明）、1978 年に発効した「日本国と中華人民共和国との間の平和友好条約」（日中平和友好条約）、1998 年の江沢民国家主席の訪日時に発出された「平和と発展のための友好協力パートナーシップの構築に関する日中共同宣言」、2008 年の胡錦濤国家主席の訪日時に発出された「『戦略的互恵関係』の包括的推進に関する日中共同声明」の４つの文書を指す。

[17] なお、石破総理は、2024 年 11 月 29 日の第 216 回国会における所信表明演説においてもこれらについて言及している（首相官邸ウェブサイト「第二百十六回国会における石破内閣総理大臣所信表明演説」(2024. 11. 29)）。

[18] 外務省ウェブサイト「岩屋外務大臣会見記録」(2024. 11. 22)

こと等を発表した[19]。当該措置は 11 月 30 日から発表どおり実施されている。

イ　岩屋外務大臣の中国訪問（日中外相会談等）

2024 年 12 月 25 日、岩屋外務大臣は中国を訪問し[20]、李強中国首相への表敬や王毅中国外相との外相会談等を行ったほか、「第２回日中ハイレベル人的・文化交流対話[21]」をあべ文部科学大臣と共に実施した。

日中外相会談では、「戦略的互恵関係」を包括的に推進し、「建設的かつ安定的な関係」を構築する、との大きな方向性の下、課題と懸案を減らし、協力と連携を増やしていくために互いに努力していくことを確認した。そのため、あらゆるレベルで幅広い分野による意思疎通をより一層強化するとともに、必要な協議と作業を加速化し、ハイレベルの意思疎通・往来の機会も活用しながら具体的な成果を挙げるために最大限努力することで一致した。また、岩屋外務大臣は、日本産水産物の輸入規制問題や、尖閣諸島をめぐる情勢等を含む東シナ海情勢、中国軍の活動の活発化、中国での邦人拘束事案など、我が国が中国との間で抱える諸懸案について懸念等を伝え、中国側の対応を求めた。さらに岩屋外務大臣は、中国側に対し、2024 年 12 月に新たに確認されたブイも含め、我が国のＥＥＺに設置されている中国のものと思われるブイの即時撤去を求めた。

「第２回日中ハイレベル人的・文化交流対話」では、岩屋外務大臣は、日中両国が「建設的かつ安定的な関係」を構築するためには国民同士の交流が基盤になる旨述べ、中国のビザ免除措置の再開を歓迎するとともに、中国人に対する観光ビザ緩和措置の実施を決定した旨表明した。この緩和措置には、10 年間有効の観光数次ビザ[22]の新設や、団体観光ビザの滞在可能日数の延長（15 日間から 30 日間へ）、高齢層に対するビザ申請書類の簡素化等が含まれると説明されている。加えて、我が国から中国への渡航者数の回復を図り、相互の往来を促進するためには、短期渡航者を含む日本人滞在者全般の安心・安全の確保が重要である旨強調した。

19　人民網日本語版「中国が日本など９ヶ国をビザ免除対象国に　在留期間も 30 日まで延長」（2024.11.22）

20　外務大臣の中国訪問は 2023 年４月に林外務大臣が訪問して以来のことであった。

21　「日中ハイレベル人的・文化交流対話」は、2019 年６月のG20 大阪サミットの際の日中首脳会談で、両国間の人的・文化交流を深化させる方策について方向性を確認し、今後の取組を促進する場として、両国首脳が創設に合意したものである。第１回対話は、2019 年 11 月、東京において、日中両国の外相が議長を務め、文科相や教育部長を始めとするハイレベルの出席を得て行われた（外務省ウェブサイト「岩屋外務大臣の中国訪問」（2024.12.24））。

22　なお、このビザを取得して入国する場合に認められる１回あたりの滞在期間は、最長で 90 日間である（外務省ウェブサイト「岩屋外務大臣会見記録」（2024.12.27））。

３　朝鮮半島

(1) 韓国

日韓間には元徴用工問題[23]や慰安婦問題[24]、竹島問題[25]など様々な問題が存在しているが、2022 年５月の尹錫悦（ユン・ソンニョル）大統領就任以来、日韓関係は改善基調にある。そして、ロシアとの軍事的協力を深める北朝鮮への対応などを念頭に、日米韓でも安全保障協力を強化してきた。他方、尹政権は国内では少数与党であり、野党から対日姿勢を批判されていた。2024 年 12 月の尹大統領による非常戒厳宣布に端を発する韓国国内の混乱に収束の見通しが立たないことから、日韓関係の先行きは不透明になっている。

（参考）韓国の「非常戒厳」を巡る主な経過

2024年 12/3	尹錫悦大統領が「非常戒厳」を宣布
12/4	国会が戒厳解除要求決議を可決。尹大統領が非常戒厳を解除
12/7	国会で尹大統領の１度目の弾劾訴追案が投票不成立
12/10	検察、金竜顕前国防相を内乱容疑で逮捕
12/14	国会が尹大統領の２度目の弾劾訴追案を可決。尹氏の職務停止。韓悳洙首相が大統領代行に
12/27	憲法裁で尹大統領の弾劾審判の手続き開始。国会が韓首相の弾劾訴追案を可決。崔相穆経済副首相が大統領代行兼首相代行に
12/31	ソウル西部地裁、尹大統領の拘束令状を発布
2025年 1/3	合同捜査本部、令状の執行手続きを開始したが、大統領警護庁に阻まれ中止
1/7	ソウル西部地裁、尹大統領の拘束令状を再発布
1/15	合同捜査本部、内乱容疑で尹大統領の身柄を拘束

（出所）2025 年１月 15 日までの各種報道を基に当室作成

ア　尹大統領による非常戒厳宣布及びその後の政治動向

2024 年 12 月３日夜、尹大統領は緊急の談話[26]で、「憲政秩序を守るため、非常戒厳を宣布する」と表明した[27]。この直後、戒厳司令官は、一切の政治活動を禁止するとの布告令を発出した。この布告

---

[23] 1965 年の日韓請求権・経済協力協定が、日韓両国及びその国民の間の請求権に関する問題が完全かつ最終的に解決されたことを確認しているにもかかわらず、2018 年に韓国大法院（最高裁）は、第二次世界大戦中に日本統治下の朝鮮半島において日本企業に「強制徴用」されたとされる韓国人（元徴用工）に対する損害賠償の支払い等を日本企業に命じる判決を確定させた。日本政府は同協定に反するとして韓国政府に対して適切な措置を講ずることを強く求めたが、文在寅（ムン・ジェイン）政権は具体的な措置を取らなかった。尹政権は 2023 年３月に、韓国政府傘下の財団が原告に賠償金相当額を支払う「第三者弁済方式」による解決策を発表し、2023 年 12 月から 2024 年１月にかけて、韓国大法院が９件の同種の訴訟につき日本企業に対して損害賠償の支払等を命じる判決を確定させたことに対しても、自らが発表した措置を踏まえた対応を継続していくことを表明している。日本政府は韓国政府が 2023 年に発表した措置を踏まえて適切な対応がなされるよう求めている。

[24] 慰安婦問題について、我が国は、1965 年の日韓請求権・経済協力協定により解決済みとの立場であり、日韓両政府は、2015 年 12 月の日韓外相会談における合意で約束した措置を双方が着実に実施するとの前提で、慰安婦問題の「最終的かつ不可逆的な解決」を確認している。日本政府は、元慰安婦が日本政府に対して提起した損害賠償訴訟に関し、原告の訴えを認めた 2023 年 11 月のソウル高等裁判所判決を含め、国際法の主権免除の原則や二国間の合意に明らかに反する判決は、断じて受け入れられないとしている。

[25] 1952 年１月に李承晩（イ・スンマン）大統領が朝鮮半島の公海上にいわゆる「李承晩ライン」を一方的に設定し、その中に竹島を取り込み、1954 年には竹島に駐留部隊を派遣した。竹島の領有権に関する紛争を国際司法裁判所（ＩＣＪ）に付託するとの我が国提案に韓国は応ぜず、その後も竹島への灯台やヘリポート等の設置、警備隊の常駐などを行い、竹島の不法占拠を続けている。我が国は、竹島は歴史的事実に照らしても、かつ国際法上も明らかに日本の領土であるとの一貫した立場に基づき、韓国が何らかの措置を行うたびに厳重な抗議を重ねている。

[26] 尹大統領は談話で、野党による相次ぐ弾劾訴追に触れ、これは国家機能を妨害し、司法・行政システムをまひさせていると強調した。また、予算案に合意しない野党の対応を「大韓民国の国家財政を翻弄している」とし、予算を政治的論争の手段として利用していると非難した。

[27] 外務省海外安全情報「韓国大統領による「非常戒厳」の宣布について（第１報）」

令発出を受け、禹元植（ウ・ウォンシク）国会議長は、戒厳令解除の唯一の方法である国会議員による表決[28]を行うため、全議員（300 人）に国会召集を命じた。翌４日午前１時頃、採決に参加した野党と一部与党議員（計 190 人）の全員の賛成により、国会は解除要求決議案を可決した。戒厳令発出から約６時間後、尹大統領は非常戒厳の解除を発表した[29]。

野党は、非常戒厳宣布は憲法違反だとして尹大統領の弾劾訴追案を提出したが、投票不成立[30]となった。その後、12 日に再度弾劾訴追案が提出され、14 日に弾劾訴追案は可決された。憲法裁判所は、事件を受け付けた日から 180 日以内に尹大統領の罷免の是非を判断することとなる。また、尹大統領は職務停止となり、韓悳洙（ハン・ドクス）首相が大統領代行と首相を兼ねることとなった。しかし、憲法裁判所の判事の任命[31]を韓首相が保留したことに反発し、野党は同月 26 日に韓首相の弾劾訴追案も提出した。翌 27 日、弾劾訴追案が可決され、崔相穆（チェ・サンモク）経済副首相兼企画財政相が大統領代行と首相を兼ねることとなった。また、同日より、憲法裁判所で尹大統領の弾劾審判の弁論準備手続きが開始された。

他方、12 月８日、韓国検察は尹大統領を内乱容疑[32]で捜査中だと発表した。10 日には、尹大統領に戒厳令を進言した金竜顕（キム・ヨンヒョン）前国防相が内乱容疑で逮捕された。尹大統領は「高位公職者犯罪捜査庁」（公捜庁）と警察から成る合同捜査本部からの計３回の出頭要請を拒否したため、31 日、内乱首謀容疑での拘束令状（2025 年１月６日期限）が発布された。2025 年１月３日には大統領警護庁に執行を阻まれたが、７日に再発布された拘束令状を同月 15 日、合同捜査本部が執行し、内乱容疑で尹大統領の身柄を拘束した。韓国の現職大統領が身柄を拘束されたのは史上初となる。

イ　今後の日韓関係

尹大統領職務停止後の 12 月 19 日、石破総理は大統領権限代行（当時）の韓首相と電話会談を行い、両国関係を維持発展させるため、緊密な意思疎通を続け、2025 年の日韓国交正常化 60 周年[33]に合わせて交流事業の準備を進めることで一致した。また、核ミサイル開発を続ける北朝鮮に対し、日韓・日米韓で緊密に連携することも確認した[34]。2025 年１月

---

[28] 韓国憲法では、国会は在籍議員の過半数の賛成により、戒厳の解除を要求することができると定められている。

[29] ジェトロ『ビジネス短信』「尹大統領が非常戒厳を布告も、短時間で解除発表」（2024.12.4）

[30] 韓国憲法では、大統領の弾劾訴追案について、国会（定数 300）の在籍議員の過半数で発議でき、可決には３分の２（200）以上が必要と定められている。

[31] ９人の裁判官で構成される憲法裁判所は、尹大統領の弾劾訴追案可決時３人が空席となっていた。大統領の弾劾には６人以上の賛成が必要であることから、裁判官補充の有無が弾劾審判の行方に影響するとみて与野党間で激しい攻防が行われていた。（『日本経済新聞』（2024.12.18））韓首相に代わり大統領代行となった崔経済副首相は 12 月 31 日に欠員３人のうち２人を任命し、残る１人についても「与野党の合意が確認され次第、任命する」としている。（『読売新聞』（2025.1.1））

[32] 韓国憲法において大統領は「不訴追特権」が保障されているが、内乱罪はその例外となっている。

[33] 1965 年６月、「日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約」が調印され、同年 12 月に批准書を交換し、日韓両国の国交が正常化した。国交正常化に当たり日韓基本条約、日韓請求権・経済協力協定及びその他関連協定が締結された。

[34] 外務省ウェブサイト「石破総理大臣と韓悳洙（ハン・ドクス）韓国大統領権限代行・国務総理との電話会談」（2024.12.19）

13 日に岩屋外務大臣が訪韓し行われた日韓外相会談では、日韓関係の重要性は変わらないという認識が改めて共有され、アメリカのトランプ政権の発足を念頭に、北朝鮮への対応などをめぐり、日米韓の３か国で連携して取り組んでいくことが確認された。

他方、「大統領が変われば、日韓関係が再び冷え込んでしまう可能性があり、両国間の経済関係にも悪影響をもたらす」との指摘もある[35]。

(2) 北朝鮮

ア　露朝間の軍事協力の進展と東アジアへの影響

2024 年 12 月、北朝鮮がロシアとの間で６月に署名した「包括的戦略パートナーシップ条約」が発効した。同協定は、一方が武力侵攻を受けて戦争状態に陥った場合、「保有するあらゆる手段で軍事的、その他の援助を提供する」と定めており、「事実上の軍事同盟」とも指摘されている[36]。同年 10 月には、北朝鮮がウクライナ侵攻を続けるロシアを支援するため総勢１万２千人に上る北朝鮮兵の派遣を始めたことを米国、韓国、ウクライナ政府等が明らかにした。最近の露朝軍事協力の進展の動きに対し、12 月 16 日、Ｇ７を始めとする 10 か国・１機関の外相は、露朝協力を非難する外相共同声明を発出した。共同声明は、ロシアのウクライナに対する侵略戦争への北朝鮮の直接支援は「欧州及びインド太平洋の安全保障に深刻な影響をもたらす、紛争の危険な拡大を意味する」ことを指摘し、朝鮮半島の緊迫した状況を悪化させることとなる「大量破壊兵器及びその運搬手段を含む北朝鮮による不法な兵器計画に対しロシアが提供している可能性のある、いかなる政治的、軍事的又は経済的支援も深く懸念している」ことを表明した[37]。

イ　核・ミサイル問題

北朝鮮の弾道ミサイル発射及び核実験に対し、国連安全保障理事会（安保理）は、2006 年から 11 本の北朝鮮に対する制裁決議を採択し、段階的に制裁を強化してきたが、2022 年５月に米国が提案した制裁強化の内容を含む新たな決議案[38]は、安保理の常任理事国であるロシアと中国の拒否権行使により否決された。また、2024 年３月には、安保理において、北朝鮮に対する制裁の履行状況を監視する北朝鮮制裁委員会専門家パネル[39]の任期を１年延長する決議案がロシアの拒否権行使により否決され、専門家パネルは４月に活動を終了した。このような状況のなか、日米韓を含む 11 か国[40]は、10 月に、安保理決議に定められた制裁措置の違反及び回避を監視し報告するための多国間メカニズムとして「多国間

---

35 木内登英野村総研金融 IT イノベーション事業本部エグゼクティブ・エコノミスト「韓国で非常戒厳：日韓関係が再び悪化すれば日本の GDP を 0.23%押し下げると試算」（野村総研 &N 未来創ラボ コラム 2024.12.4）

36 『朝日新聞』（2024.12.5 夕刊）等

37 外務省ウェブサイト「露朝協力を非難する外相共同声明の発出」（令和６年 12 月 16 日）

38 北朝鮮が 2017 年 11 月以来となるＩＣＢＭを発射したことを受けたもの。2017 年 12 月に採択された決議には、北朝鮮がさらなるＩＣＢＭの発射を実施する場合には、安保理が「北朝鮮に対する石油の輸出を更に制限するための行動をとることを決定する」と明記されていた。

39 2009 年５月 25 日に北朝鮮が行った核実験（２回目）をきっかけに同年６月 12 日に安保理決議（第 1874 号）が採択され、同決議に基づき、北朝鮮制裁委員会の下に専門家パネルが設置された。

40 日本、米国、韓国、豪州、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、オランダ、ニュージーランド及び英国

制裁監視チーム（ＭＳＭＴ）」の設立を発表し、全ての国に対して参加を呼び掛けた。ＭＳＭＴについては、その活動を実効的なものにするうえで、各構成国の強みを生かした調査を主導したり、調査結果に基づき、有志国合同の制裁などの措置を提案するといった形で日本が主導的な役割を果たすことができるとの指摘もある[41]。

ウ　拉致問題

北朝鮮による拉致問題は、2002 年に５人の拉致被害者が帰国してから 20 年以上が経過したが、その後、新たな拉致被害者の帰国は実現していない。石破総理は、第 214 回国会の所信表明演説において、拉致問題は「ひとときもゆるがせにできない人道問題、国家主権の侵害であり、政権の最重要課題」と位置付け、「日朝平壌宣言の原点に立ち返り、すべての拉致被害者の一日も早い御帰国を実現するとともに、北朝鮮との諸問題を解決するため、私自身の強い決意の下で、総力を挙げて」取り組むとしている[42]。

４　ロシア

(1) ロシアによるウクライナ侵略

ア　概況

2022年２月24日にロシアが「特別軍事作戦」と称してウクライナに対する全面的な侵略を開始してから３年が経過しようとしている。

ウクライナへの侵略が長期化し、ロシア軍の兵員不足が深刻化する中、ロシアは北朝鮮から兵士を受け入れ、派遣された北朝鮮兵は、ロシア西部のクルスク州において、ウクライナ軍との戦闘に加わっているものとみられる。露朝の間では、2024年12月に「包括的戦略パートナーシップ条約」が発効するなど、軍事面も含めた協力関係の深化がみられる。

北朝鮮兵の戦闘への参加を受けて、米国のバイデン大統領は、これまでの慎重姿勢から方針転換し、ウクライナに対して、米国製の長距離兵器を使ったロシア領内への攻撃を承認したと報じられた[43]。これに対して、ロシアのプーチン大統領は核兵器使用の条件を示した「核ドクトリン」の改定を承認する大統領令に署名した。改定された核ドクトリンでは、核保有国による支援等を受けた非核保有国による侵略は、共同攻撃とみなす旨明記されており、そのような場合における核兵器による反撃の可能性を示唆している。

ロシアによるウクライナ侵略が長期化の様相を呈する中、2025 年１月に就任した米国のトランプ大統領は、早期の停戦を主張し、仲介の動きを活発化させている。しかしながら、プーチン大統領は、ウクライナがＮＡＴＯ加盟を断念し、ウクライナの東・南部４州から

---

[41] 竹内舞子早稲田大学紛争交渉研究所招聘研究員（国連安保理北朝鮮制裁委員会専門家パネル元委員）「〈3〉試練の時を迎えた安保理北朝鮮制裁」（2024.11 No.214 CISTEC Journal）

[42] 石破総理は、2024 年９月の自民党総裁選の政策集で「東京・平壌相互の連絡事務所開設」を掲げていたが、所信表明演説では言及しなかった。拉致被害者家族会は、石破総理との就任後初の面会において、連絡事務所開設構想について「時間稼ぎした上で幕引きすることにしか寄与しない」として反対し、石破総理からは、連絡事務所構想に言及することはなく、日朝首脳会談に意欲を表明したと報じられている。（『産経新聞』（2024.10.18））

[43] 11 月 19 日には、ウクライナは米国から供与された長距離ミサイルを用いてクルスク州に隣接するブリャンスク州の軍事施設を攻撃した。

同国軍が撤退することを交渉開始の前提とする一方で、ウクライナのゼレンスキー大統領は、占領された全ての領土を実力で奪還することは困難だと認めつつも、停戦には自国が統治する地域がＮＡＴＯの傘の下に置かれる必要があると述べるなど、両者の主張には大きな隔たりがある。トランプ大統領に対して、ウクライナ側には、ロシアによる侵略の終結に向けて決定的な役割を果たすことへの期待感と、大幅な譲歩を迫られることへの警戒感が交錯しているものとみられる。

イ　日本の対応

日本は、ロシアによるウクライナ侵略を「国際秩序の根幹を揺るがす暴挙」と厳しく非難し、他のＧ７諸国と足並みをそろえ、個人・団体等に対する資産凍結、輸出入禁止品目拡大など、対露制裁を維持・強化してきた。また、2024年６月からは、対露制裁の迂回に関与した中国やインド等、第三国の団体に対しても資産凍結や輸出禁止等の制裁措置を開始した。

日本は、ウクライナ支援として、これまでに2024年の45億ドルの支援を含む総額120億ドルを超える支援を確約・実施している。2024年２月には東京において「日・ウクライナ経済復興推進会議」を開催し、官民一体となってウクライナの復旧・復興を支える姿勢を示した。また、６月には、「日ウクライナ支援・協力アコード[44]」に署名し、日本の対ウクライナ支援及び協力に関するコミットメントを示すとともに、ウクライナの問題は、欧州だけでなく、国際社会全体の問題であることを改めて示した。

2024年11月、岩屋外務大臣は、就任後初めてウクライナを訪問した。ゼレンスキー大統領への表敬では、ウクライナの公正かつ永続的な平和の一日も早い実現への支持を表明し、今後も協力していく旨述べるとともに、エネルギー支援や地雷対策の支援[45]についても継続していく旨説明した。外相会談では、外交防衛当局者による二国間ハイレベル安全保障政策対話を実施することで合意した。また、岩屋外務大臣及びシュミハリ首相の立会いの下、両国政府間の情報共有の制度的基盤となる「日・ウクライナ情報保護協定[46]」の署名が行われた。

(2) 日露関係（北方領土問題）

ウクライナ侵略を受けた日本による制裁措置に対してロシアは、2022年３月、日本を米国やＥＵ諸国等と共に、「非友好国」に指定した。さらに同月、日本との平和条約交渉を継続する意思がないことを表明し、同年９月には、北方領土をめぐる「ビザなし交流」と「自由訪問」に関する日本との合意の効力停止を一方的に発表した[47]。

---

[44] 正式名称は「日本国政府とウクライナとの間のウクライナへの支援及び協力に関するアコード」。

[45] 2025 年秋には、地雷対策支援を通じたウクライナの復旧・復興等について議論するための国際会議である「ウクライナ地雷対策会議」を日本が主催する予定である。

[46] 正式名称は「情報の保護に関する日本国政府とウクライナ政府との間の協定」。

[47] ロシア外務省は、北方墓参については影響しないとしており、日本国外務省も北方墓参の枠組み自体は生きているとの認識を示している（第 213 回国会参議院外交防衛委員会会議録第６号９頁（令 6.3.26））。他方、ロシア外務省は 2023 年３月、北方墓参の実施手続きに関する問題の検討に時間を要する旨、日本国外務省に通知した。日本は、北方墓参の再開について、ロシア側に外交上の働き掛けを行っているが、再開に向けた肯定的な反応は得られていないとされる（第 213 回国会参議院政府開発援助等及び沖縄・北方問題に関する特

石破総理は、第216回国会の所信表明演説において、日露関係は、厳しい状況にあるとした上で、我が国としては、領土問題を解決し、平和条約を締結するとの方針を堅持する旨表明した。また、岩屋外務大臣は、日露が隣国として対処する必要のある事項については、引き続き適切に対応する旨述べるとともに、北方四島交流訪問事業の再開を最優先事項の一つとし、特に北方墓参に重点を置いて、ロシアに対して事業の再開を強く求めていくとしている[48]。

５　中東情勢

2023 年 10 月 7 日のイスラム原理主義組織ハマス（以下「ハマス」という。）による越境攻撃以来、イスラエル軍はパレスチナ自治区ガザ地区におけるハマスとの闘いのほか、レバノンのシーア派勢力ヒズボラ、イエメンのホーシー派など「抵抗の枢軸」と呼ばれる親イラン武装勢力、またイランと攻撃の応酬を行ってきた。2024 年秋にはイスラエル軍はハマスとヒズボラの軍事力を壊滅させ、また、同年 12 月にはイランがヒズボラへの補給路としていたシリアのアサド政権が崩壊した。トランプ大統領は、第一期政権ではイスラエル寄りの姿勢[49]をとり、イランを孤立させる政策[50]を進めた。第二期トランプ政権も在イスラエル大使、中東特使等の人事からはイスラエル寄りの姿勢をとるとみられている。

(1) パレスチナ自治区ガザ地区等をめぐる動き

2023 年 10 月 7 日のイスラエル軍とハマス等との戦闘開始以降ガザ地区での死者数は４万６千人を上回った。2025 年１月 15 日時点で約 100 名が人質として拘束されているとされる。

同地区では人口の９割に当たる約 190 万人が避難生活を送っており、戦闘開始から２度目の冬季を迎え、乳児や新生児の凍死が相次ぎ、また、物資搬入の滞りによる飢餓が深刻化している。イスラエル議会は 2024 年 10 月 28 日に「国連パレスチナ難民救済事業機関（ＵＮＲＷＡ[51]）」。の国内活動・接触禁止法案を可決し、同法案は１月下旬施行の見通しとなっている。これによる人道危機の更なる悪化が懸念されている。

ガザ地区における停戦と人質解放に向けた交渉は、米国、エジプト及びカタールの仲介で断続的に続けられていた。トランプ大統領は就任前の 2024 年 12 月２日に自身の大統領就任までにハマスが人質を解放しなければ「地獄の代償」を払うことになるだろうと警告し、自らの指名した中東特使を仲介に参加させた。2025 年１月 15 日、カタールが３段階の停戦合意を発表した。第一段階では１月 19 日から６週間にわたり停戦し、停戦期間中にハマスは 33 人の人質を解放し[52]、イスラエル軍はガザ地区の人口密集地域から撤退するとしている。また、人道支援物資の搬入と配布を拡大するとしている。また、第二段階と第

別委員会会議録第３号５頁（令 6.3.21））。

48 第 216 回国会衆議院外務委員会（令 6.12.11）岩屋外務大臣発言

49 大使館のエルサレム移転、パレスチナ自治区ヨルダン川西岸への入植併合の支持、ゴラン高原占領地併合の承認等。

50 2020 年のアブラハム合意でイスラエルと湾岸アラブ諸国との国交正常化を促した。

51 1949 年 12 月の国連総会決議 302(4) に基づき設立し、1950 年より活動開始。

52 19 日に発効し、同日、ハマスは人質女性３人を解放、イスラエルも拘束下のパレスチナ人 90 人を釈放した。

三段階について協議を継続し、恒久的な停戦を目指すとしている。バイデン前大統領は「今回の交渉は私の政権のもとで進展したものだが、合意の大部分は次の政権が実現することになる」と述べ、国連のグテーレス事務総長はすべての当事者に停戦合意の完全な履行を求めると同時に、「占領を終わらせ、イスラエルとパレスチナが平和と安全のうちに共存する２国家解決を実現することは、依然として緊急の優先事項だ」と強調した[53]。他方、第二期トランプ政権はヨルダン川西岸への入植等のイスラエルの政策を支持すると予想され、２国家解決の道から遠ざかるとの見方がある[54]。

(2) 周辺国をめぐる動き

レバノンでは2023年10月７日以降、ヒズボラとイスラエルが攻撃の応酬を続けていたが、2024年９月にイスラエルがヒズボラ幹部を殺害し、地上侵攻を行ったことでヒズボラが弱体化し、同年11月27日にイスラエルとレバノン政府の間で60日間の停戦が発効した。停戦合意発効後もイスラエルとヒズボラの攻撃は続いており一触即発の状態である。

イランは米国やイスラエルへの抑止力として、核開発とともに、ハマスやヒズボラ、ホーシー派など国外の親イラン勢力を支援してきた。2023年10月７日以降はイスラエルとの対立をさらに深め、2024年４月及び10月には直接攻撃の応酬を行った。この間７月に就任したペゼシュキアン大統領は国際社会との融和を掲げているとされているが、最高指導者ハーメネイ師はイスラエルへの報復姿勢を発信し続けている。トランプ大統領は第一期政権では革命防衛隊司令官を殺害しており、2024年の選挙後にもイスラエルによるイラン核施設への攻撃を容認したとされている。

(3) シリアをめぐる動き

2011年３月以降アサド政権と反政府勢力との間で内戦状態にあったシリアでは、2024年12月８日、イスラム過激組織「タハリール・アル・シャーム機構（ＨＴＳ）」が主導する反体制派が首都ダマスカスを制圧し、アサド父子２代50年以上に及ぶ強権支配が崩壊した。アサド氏は国外脱出し、反体制派と前政権首脳は政権移譲に合意し、ＨＴＳ系の指導者ムハンマド・バシル氏が暫定政権の首相（任期は2025年３月１日まで）に任命された。

13年９か月に及ぶ内戦では、イスラム国（ＩＳＩＬ）の存在や外国の介入[55]もあり、50万人以上が犠牲となり、国内外で1300万人以上の避難民が生じた。前政権下で約15万人が拘束され行方不明となり、政権崩壊後には集団墓地が各地で発見されている。暫定政権は市民の拘束や拷問に関与した者を裁く特別法廷を設置する方針を示している。

暫定政府は各民族や宗派の代表など[56]を集めて今後の国のあり方を話し合う包括的な国

---

[53] ＮＨＫ ＮＥＷＳＷＥＢ「ガザ地区でイスラエルとハマス停戦合意” カタール発表」（2025年１月16日）

[54] Asia Pacific Alliance for Disaster Management(A-PAD) /Peace Winds Japan(PWJ) 上席顧問 宮原信孝「イスラエル「一強」下の中東情勢――国際社会に何ができるのか」（笹川平和財団国際情報ネットワーク分析 2025.1.10）

[55] 欧米とトルコが一部の反政府勢力を支持し、イランとロシアがアサド政権を支持した。また米国はＩＳＩＬに対抗させるためクルド人勢力を支援した。

[56] イスラム教スンニ派が多数で、アサド政権を支えたアラウィ派は少数派。他にドゥルーズ派、キリスト教、

民対話会議を 2025 年１月初旬に予定していたが延期となった。また、暫定政府は旧反体制派を解散し国防省の下で統合することに合意したと発表しているが、合意には一部の武装勢力が加わっていない。

ＨＴＳについては、米国等がテロ組織に指定し制裁を課してきた[57]が、トルコはＨＴＳをテロ組織に指定しつつもＩＳＩＬ、アルカイダに対抗する意味でこれと連携し[58]、暫定政権発足後は西欧諸国に対し、テロ組織指定の解除を求めている[59]。国連シリア問題担当ペデルセン特使は 12 月 15 日首都ダマスカスを訪問し経済制裁については「早期に解除され、シリアの再建に向けて力を結集できることを期待する」と述べた[60]。

トランプ大統領は、この地域に米国の戦力を投入することに消極的とされるが、アサド政権崩壊後にイスラエルは、ゴラン高原の緩衝地帯に進軍し、占領地の入植を拡大しており、国連事務総長は緩衝地帯からの撤退を求めている。[61]

６　令和７年度外務省予算案

令和７（2025）年度一般会計予算案のうち、外務省予算は総額 7,617 億円（デジタル庁所管分を含む。）が計上され、前年度比 200 億円の増額となっている。外務省は、予算の柱（重点項目）として５つを掲げている。（図表）

（図表）外務省の予算総額と「予算の柱」

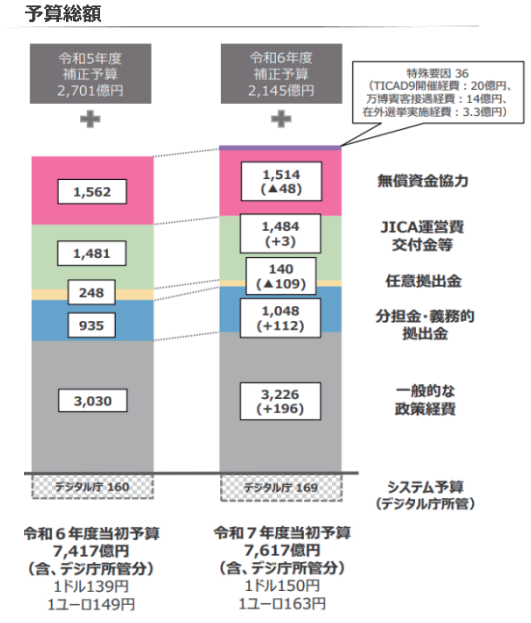

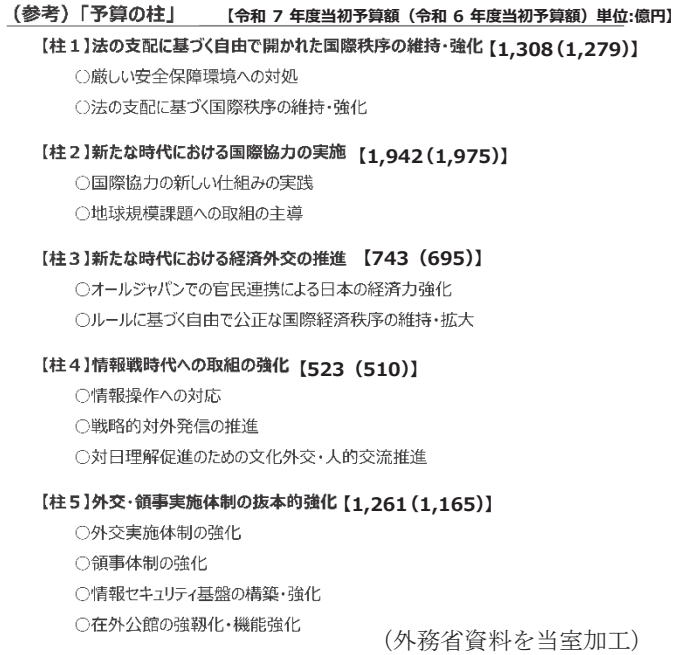

（外務省資料を当室加工）

クルド人が存在する。

[57] 前身のヌスラ戦線の一派として指定しているものと、2016 年のＨＴＳ結成後に指定しているものがある。

[58] 公益財団法人中東調査会『中東かわら版』「No. 191　シリア：イドリブ県についてロシアとトルコが停戦合意」（2020. 3. 6）

[59] ＮＨＫ　ＮＥＷＳＷＥＢ「トルコ外相　シリア暫定政権指導者と会談　影響力強めるねらいか」（2024 年 12 月 23 日）

[60] ＮＨＫ　ＮＥＷＳＷＥＢ「国連特使　暫定政権発足のシリア訪問　“経済制裁解除の必要”」（2024 年 12 月 16 日）

[61] ＮＨＫ　ＮＥＷＳＷＥＢ「イスラエル　アサド政権崩壊後　ゴラン高原で実効支配強化図る」（2024 年 12 月 22 日）

外務省予算のうち、政府開発援助（ＯＤＡ）予算は 4,380 億円が計上され、前年度比３億円の減額となっている。具体的には、無償資金協力に 1,514 億円（▲48 億円）、ＪＩＣＡ運営費交付金等に 1,484 億円（＋３億円）、国際機関等分担金/拠出金に 538 億円（▲２億円）などが計上されている。なお、日本政府全体のＯＤＡ事業量は、近年増加傾向にあり、令和７年度も拡大する見込みとなっている。ＯＤＡについては、財政制度等審議会の「令和７年度予算の編成等に関する建議」において、単なる量的拡大を追求するのではなく、日本経済への裨益や外交政策上の重要性を吟味の上、民間資金の動員[62]や無償資金協力における滞留資金[63]の活用を図りつつ、一層戦略的かつ効率的に活用すべきとされている。

また、厳しい国際情勢を踏まえ、安全保障対応に係る予算に重点が置かれ、政府安全保障強化支援（ＯＳＡ）に 81 億円（＋30 億円）、情報セキュリティ強化に 298 億円（＋８億円）、偽情報対策に 14 億円（＋５億円）が計上されたほか、邦人保護や危機管理といった外交基盤強化に係る予算にも重点が置かれ、在外公館の機能強化に 287 億円（＋15 億円）、在外公館の職員待遇改善に 104 億円（＋８億円）、在外公館の警備体制強化に 101 億円（＋５億円）、日本人学校の安全対策強化に 16 億円（＋５億円）が計上されている。

その他、新規に計上されている項目のうち主なものとして、日韓国交正常化 60 周年事業 0.4 億円、法の支配に基づく国際秩序の維持・強化に向けた中南米諸国・グループとの閣僚級及び事務レベル対話開催経費 0.4 億円、ＴＩＣＡＤ９開催経費 20 億円[64]、鉱物資源安全保障パートナー（ＭＳＰ）関連経費 0.02 億円、2025 年万博賓客招聘・接遇等経費 25 億円、中国の各学校のスクールバスへの警備員の配置 3.6 億円がある。

内容についての問合せ先
外務調査室　河上首席調査員（内線 68460）

[62] 外務省の「開発のための新しい資金動員に関する有識者会議」は、ＯＤＡによる民間資金動員の触媒機能を強化する観点から、ＪＩＣＡ の機能を拡充し、発展途上国でのプロジェクトに対する信用保証やファンドの劣後階層への出資等を可能とすることなどを内容とする提言を令和６年７月 12 日に外務大臣に提出した。

[63] 外務省からＪＩＣＡに交付済であるものの未だに執行されていない資金。財政制度等審議会の建議等を踏まえ、進捗の見通しが立たない案件に係る資金については他の案件への有効活用ができるよう柔軟性のある制度に見直すこととしている。これにより令和７年度は 50 億円程度が活用可能となる見込みとなっている。

[64] 当該年度限りの案件実施のための経費である「特殊要因」として計上されている。令和７年度外務省予算案（当初予算）には、36 億円（ＴＩＣＡＤ９開催経費：20 億円、万博賓客接遇経費：14 億円、在外選挙実施経費：3.3 億円）が計上されている。

財務金融委員会

財務金融調査室

１　財政

(1) 我が国の財政の現状

ア　一般会計税収・歳出の概要

近年は、景気の持ち直しに伴い税収が増加傾向にあり、令和７年度当初予算において、税収は過去最大となる78.4兆円が見込まれている。一方、歳出総額は115.5兆円を計上することから、国債の新規発行額は28.6兆円と見込まれている。

一般会計税収、歳出総額及び国債発行額の推移

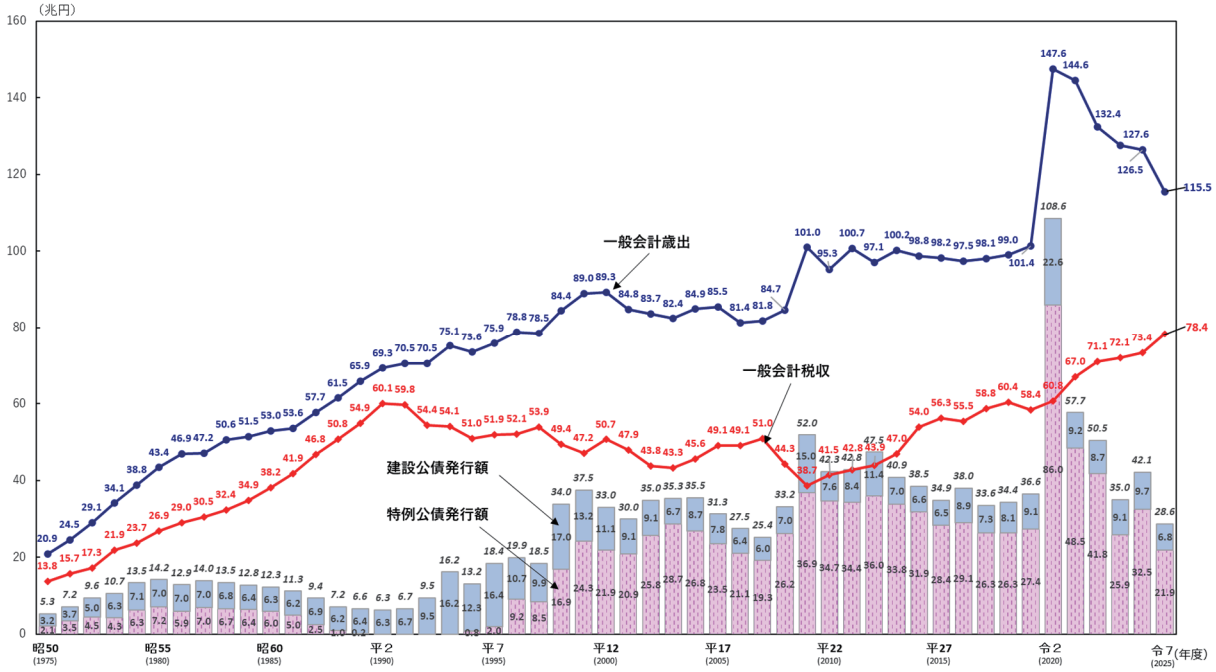

（注１）令和５年度までは決算、令和６年度は補正後予算、令和７年度は政府案による。
（注２）特例公債発行額は、平成２年度は湾岸地域における平和回復活動を支援する財源を調達するための臨時特別公債、平成６～８年度は消費税率３％から５％への引上げに先行して行った減税による租税収入の減少を補うための減税特例公債、平成23年度は東日本大震災からの復興のために実施する施策の財源を調達するための復興債、平成24年度及び平成25年度は基礎年金国庫負担２分の１を実現する財源を調達するための年金特例公債を除いている。

（出所）財務省資料を基に作成

イ　公債依存の現状

我が国の財政は、歳出が租税等収入を上回る状況が続いており、歳入不足分の相当額を公債金収入に頼る公債依存体質となっている。

我が国では、昭和40年当時、不況による税収不足を補うための特例公債が、戦後初めて発行された。その後しばらくは特例公債の発行が行われなかったが、景気悪化に伴う税収の伸び悩みにより、昭和50年度に再び特例公債を発行することとなった。

昭和60年代のいわゆるバブル経済による税収の伸びに恵まれ、平成２年度には特例公債を発行することなく予算を編成するに至ったが、その後の景気低迷への対応や、高齢化の

進展による社会保障給付額の増加により、平成６年度以降は再び特例公債の発行を余儀なくされている。

その後も特例公債への依存が続いていたが、雇用・所得環境の改善が続き、内需を中心とした景気回復が見込まれたことを受け、平成時代終期の公債依存度（一般会計歳出総額に占める国債発行額の割合）は30％台で推移した。

その後、令和２年度は新型コロナウイルス感染症への対応等のために編成された補正予算で多額の追加歳出が計上され、その財源を主に公債金としたことから、公債依存度は73.5％に急増した。しかし、それ以外の年度は30％台以下となっており、令和７年度の公債依存度は24.8％と見込まれている。

国債発行額、公債依存度の推移

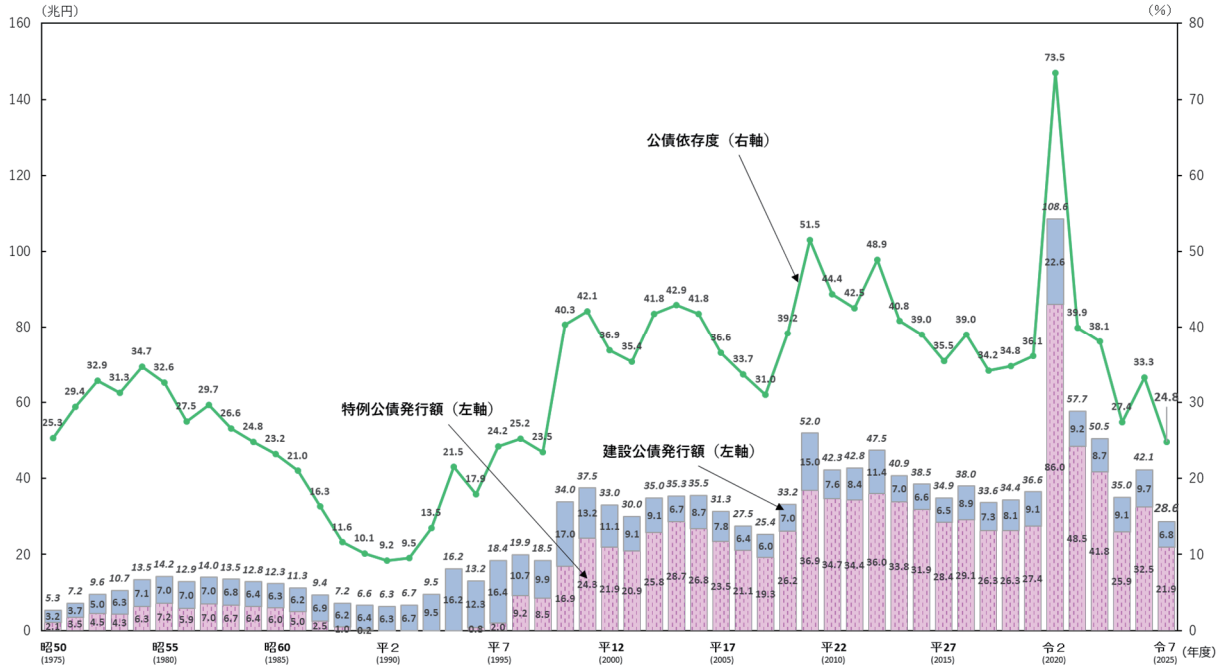

（注１）令和５年度までは決算、令和６年度は補正後予算、令和７年度は政府案による。

（注２）特例公債発行額は、平成２年度は湾岸地域における平和回復活動を支援する財源を調達するための臨時特別公債、平成６～８年度は消費税率３％から５％への引上げに先行して行った減税による租税収入の減少を補うための減税特例公債、平成23年度は東日本大震災からの復興のために実施する施策の財源を調達するための復興債、平成24年度及び平成25年度は基礎年金国庫負担２分の１を実現する財源を調達するための年金特例公債を除いている。

（出所）財務省資料を基に作成

(2) 財政に関する最近の動き

ア　財政健全化目標

平成30年６月に策定された財政健全化目標では、2025年度の国・地方を合わせた基礎的財政収支（プライマリーバランス、ＰＢ）[1]の黒字化や債務残高（公債等残高[2]）対ＧＤＰ（国内総生産）比の安定的な引下げ等が掲げられた。

1　「借入を除く税収等の歳入」から「過去の借入に対する元利払いを除いた歳出」を差し引いた財政収支のことを表し、その時点で必要とされる政策的経費を、その時点の税収等でどれだけ賄えているかを示す指標。

2　普通国債（建設国債、特例国債、復興債、借換債）、年金特例公債、地方債及び交付税特会借入金の残高の合計。

「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和６年６月閣議決定）においても、「2025年度の国・地方を合わせたＰＢ黒字化を目指すとともに、計画期間を通じ、その取組の進捗・成果を後戻りさせることなく、債務残高対ＧＤＰ比の安定的な引下げを目指し、経済再生と財政健全化を両立させる歩みを更に前進させる」としている。

令和６年７月に公表された内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」では、民需主導の堅調な成長が続く中、一定の前提の下で、2025年度のＰＢは黒字化する姿となることが示されたが、補正予算が組まれれば赤字になるのではないかとの指摘[3]もあった。その後の令和７年１月公表の同試算では、2025年度のＰＢは赤字になるとの試算が示されている。

令和６年12月27日、令和７年度予算案が決定したことを踏まえ、石破内閣総理大臣は、財政健全化について、令和６年度補正予算の影響を含めて中期的な経済財政の展望を示し、財政健全化の進捗を検証するとともに、財政健全化の旗は降ろさず、ＰＢ黒字化を目指すという方針の下、これまでの取組の進捗・成果を後戻りさせることなく、歳出・歳入両面からの取組を継続していく旨を述べている[4]。

イ　ＩＤＡ第21次増資に伴う対応

国際開発協会（ＩＤＡ）は、世界銀行グループに属する機関であり、所得水準の特に低い開発途上国に対し、超長期・低利の融資や贈与を供与している。それら融資等の原資は先進国を中心とした加盟国からの出資金等であり、通常３年に１度増資を行っている。

2024年12月６日、ＩＤＡは、過去最高となる1,000億ドルの増資を行うことに合意した。我が国も、4,257億円の追加出資を行う旨を表明しており、そのためには、支出の根拠となる「国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律」の改正が必要となる。

ウ　産業投資（財政投融資）における財源の柔軟化

財政投融資の一類型である産業投資は、政策的必要性が高くリターンが期待できるものの、リスクが高く民間だけでは十分に資金が供給されない分野に対して、民間投資の呼び水としてのリスクマネーを供給している。

令和６年７月29日、財務省の財政制度等審議会財政投融資分科会は、財政投融資の在り方に関する報告書を公表し、国際的な地政学リスクが高まる中で、民間のみでは負うことの難しいリスクを負担できる産業投資の役割は益々高まっていくとの考えを示した。また、産業投資を管理する投資勘定の財源の大半は国が保有するＮＴＴ株やＪＴ株の配当であり、景気や同社の業績に左右される上、歳入を勘定内に留保しておく仕組みや、歳入不足時に自前で機動的に資金調達を行う手段がないとの課題を指摘した。そして、このような課題に対応するため、「法令改正も含め、必要な具体的対応について検討」するよう提言した。

---

[3] 令和６年第11回経済財政諮問会議（令6.7.29）中空議員

[4] 石破内閣総理大臣令和７年度予算案の概算決定等についての会見（令6.12.27）

２　税制

(1) 税収の推移

一般会計税収の合計は平成２年度に60兆円に達した後、40兆円台から50兆円台で推移していた。平成21年度は経済情勢の悪化により30兆円台まで低下したが、その後は回復傾向を示し、令和４年度には70兆円を超えた。令和５年度決算の税収は72.1兆円となり、４年連続で過去最大となった[5]。令和６年度補正後予算では約73.4兆円、令和７年度当初予算では約78.4兆円の税収が見込まれ、６年連続で過去最大を更新するとみられている[6]。

令和７年度当初予算に関して、税目別税収をみると、所得税は、令和６年限りで実施された定額減税分が戻るほか、賃上げや雇用拡大等により、約23.3兆円への増収が見込まれている。法人税は、企業業績が好調に推移していることや、円安による輸出の伸びから、約19.2兆円への増収が見込まれている。消費税は、平成元年に制度が創設されて以降、安定的に推移しており、三度の税率引上げを経て令和２年度には所得税を上回る税収となった。令和７年度当初予算では最近の物価高により、税収全体の三分の一を占める約24.9兆円への増収が見込まれている[7]。

なお、近年では、所得税、法人税及び消費税で税収全体の85%程度を占めている。

一般会計税収（主要税目）の推移

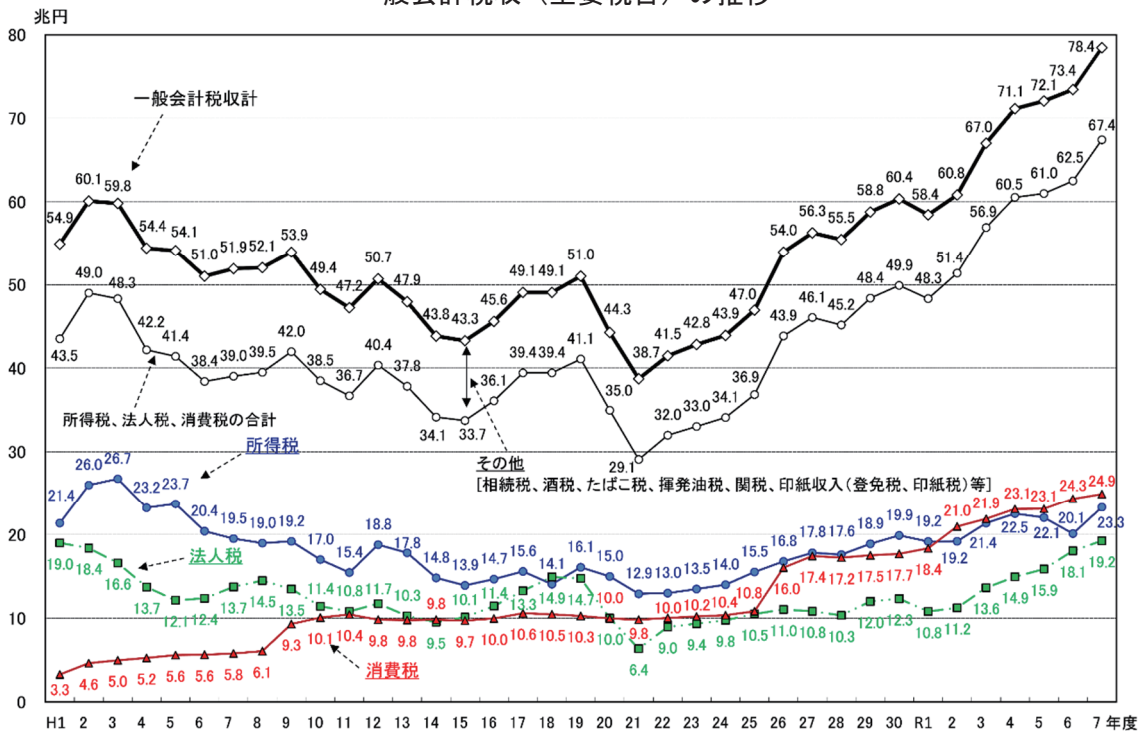

（注）令和５年度までは決算、令和６年度は補正後予算、令和７年度は政府案による。
（出所）財務省資料等を基に作成

[5] 『日本経済新聞』（2024.7.4）
[6] 『読売新聞』（2024.12.28）
[7] 同上

(2) 令和７年度税制改正に向けた議論の動向

令和７年度税制改正に当たっては、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整対策の観点から、所得税の基礎控除の控除額及び給与所得控除の最低保障額の引上げ並びに大学生年代の子等に係る新たな控除の創設、国際環境の変化等に対応する観点から、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置などが焦点となった。

ア　石破内閣の総合経済対策と３党合意

令和６年11月、自由民主党及び公明党は、いわゆる「年収103万円の壁」[8]の見直しについて、国民民主党との政策協議を行い、103万円の引上げに向けて今後の税制改正で協議することを明記する文言を総合経済対策に盛り込むことで合意し、３党は合意文書に署名した[9]。政府は同月22日に閣議決定した総合経済対策[10]の中で、いわゆる「年収103万円の壁」について「令和７年度税制改正の中で議論し引き上げる」、「ガソリン減税（いわゆる暫定税率の廃止を含む）」については「自動車関係諸税全体の見直しに向けて検討し、結論を得る」と明記し、これらに伴う諸課題に関しては「今後、検討を進め、その解決策について結論を得る」とした。

その後も自由民主党、公明党及び国民民主党の３党による政策協議が続けられ、12月11日、３党は「いわゆる『年収103万円の壁』は178万円を目指して、来年から引き上げる」「いわゆる『ガソリンの暫定税率』は廃止する」との内容で合意[11]したが、「年収103万円の壁」の令和７年度の引上げ額については、政府の「令和７年度税制改正の大綱」が取りまとめられるまでには、３党では合意に至らなかった。

イ　防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

同措置については、「令和５年度税制改正の大綱」（令和４年12月23日閣議決定）において、法人税、所得税及びたばこ税により令和９年度時点で１兆円強を確保するとの方針が決定された。「令和６年度税制改正の大綱」（令和５年12月22日閣議決定）においては、加熱式たばこと紙巻たばことの間の税負担差を解消することとし、この課税の適正化による増収を防衛財源に活用するとされ、その上で、国税のたばこ税率を引き上げ、課税の適正化による増収と合わせ、３円／１本相当の財源を確保するとされた。また、令和６年３月に成立した「所得税法等の一部を改正する法律」（令和６年法律第８号）の附則第74条において、政府は、令和９年度に至る各年度の防衛力強化に係る財源確保の必要性を勘案しつつ、所得税、法人税及びたばこ税について所要の検討を加え、その結果に基づいて適当な時期に必要な法制上の措置を講ずるものとすることが規定された。

---

[8] 給与所得者の場合、年収が103万円を超えると所得税が課税されることから、パート労働者等の就労意欲を奪う心理的障壁になっているとされる。103万円は基礎控除額の48万円と給与所得控除の最低金額55万円の合計額。103万円という金額は平成７年に基礎控除額の引上げが行われて以降、およそ30年間据え置かれている。

[9] 合意文書では、「自由民主党、公明党、国民民主党は、今後とも政策本位の協議を続け、合意事項の実現に向け誠意をもって行動する」と記された。

[10] 国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策～全ての世代の現在・将来の賃金・所得を増やす～（令和６年11月22日閣議決定）

[11] 『毎日新聞』（2024.12.12）

令和７年度税制改正に向けた議論の中で、自由民主党及び公明党の両党は、法人税、所得税及びたばこ税のうち、所得税については増税開始時期の決定を先送りし、法人税及びたばこ税の見直し等は令和８年４月から実施する方針で合意した[12]。

ウ　扶養控除等の見直し

令和６年10月から児童手当の支給期間が高校生年代まで延長されたことに伴い、政府は「令和６年度税制改正の大綱」において、16歳から18歳まで（高校生年代）の扶養控除の控除額を現行の国税38万円から25万円へ引き下げる方向で見直すこと等について、令和７年度税制改正において結論を得るとしていた。

令和７年度税制改正に向けた議論の中で、自由民主党及び公明党の両党は、教育費の負担が大きい子育て世帯への支援の必要性等から、高校生年代の扶養控除については、現行の水準を維持することで合意した[13]。

エ　「令和７年度税制改正の大綱」の閣議決定

こうした状況を背景に、与党内で議論が行われた結果、令和６年12月20日、「令和７年度税制改正大綱」（自由民主党、公明党）（以下「与党大綱」という。）が決定された。

この中では、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整対策の観点から、所得税の基礎控除の控除額及び給与所得控除の最低保障額の引上げ並びに大学生年代の子等に係る新たな控除の創設、国際環境の変化等に対応する観点から、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置[14]等に関する税制改正の具体的内容が示された。

なお、高校生年代の扶養控除等については、令和８年分の所得税は現行制度を維持し、その見直しは、令和８年度以降の税制改正において、各種控除の在り方の一環として検討し、結論を得ることとされた。

「与党大綱」に示された内容のうち、令和７年度税制改正において措置するものについて、同月27日、「令和７年度税制改正の大綱」として閣議決定された。

(3) 令和７年度税制改正の概要

「令和７年度税制改正の大綱」で示された主な項目（国税関係）の概要は次のとおりである。

ア　個人所得課税関係

(ｱ) 物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応

・所得税の基礎控除について、合計所得金額が2,350万円以下である個人の控除額を10万円引き上げ、58万円とする。

---

12 『日本経済新聞』（2024.12.14）
13 『毎日新聞』（2024.12.19）
14 法人税及びたばこ税に係る措置については、令和８年４月から実施することとされ、所得税については、いわゆる「103万円の壁」の引上げ等の影響も勘案しながら、引き続き検討することとされた。

・給与所得控除の最低保障額について、10万円引き上げ、65万円とする。
・19歳から22歳までの大学生年代の子等の合計所得金額が85万円[15]までは、親等が特定扶養控除と同額（63万円）の所得控除を受けられ、また、大学生年代の子等の合計所得金額が85万円を超えた場合でも親等が受けられる控除の額が段階的に逓減し、合計所得金額が123万円を超えると消失する仕組みとする。

(ｲ) 確定拠出年金（企業型ＤＣ及びiDeCo）の拠出限度額等の引上げ

・国民年金第二号被保険者[16]の個人型確定拠出年金（iDeCo）の拠出限度額について、勤務先の企業年金の有無等による差異を解消し、企業年金と共通の拠出限度額（現行：月額5.5万円）に一本化した上で、この共通拠出限度額について、月額6.2万円に引き上げる。
・国民年金第一号被保険者[17]の個人型確定拠出年金と国民年金基金との共通拠出限度額（現行：月額6.8万円）について、月額7.5万円に引き上げる。

(ｳ) 子育て支援に関する政策税制

・住宅ローン控除について、１年間の措置として、子育て世帯等に対し、借入限度額を、認定住宅は5,000万円、ＺＥＨ[18]水準省エネ住宅は4,500万円、省エネ基準適合住宅は4,000万円へと上乗せする。また、床面積要件を緩和[19]する。
・住宅リフォーム税制について、１年間の措置として、子育て対応改修工事を適用対象に追加する。
・生命保険料控除における新生命保険料に係る一般生命保険料控除について、１年間の措置として、居住者が23歳未満の扶養親族を有する場合には、令和８年分における控除額を最高６万円（現行：４万円）に引き上げる。

イ　資産課税関係（事業承継税制における役員就任要件等の見直し）

・法人版事業承継税制の特例措置における役員就任要件（現行：贈与の日まで引き続き３年以上）について、贈与の直前において特例認定贈与承継会社の役員等であることとする。（個人版事業承継税制についても、同様の見直しを行う。）

---

[15] 給与収入150万円に相当。
[16] 日本国内に住む20歳以上60歳未満の人は、全て国民年金の被保険者となる。このうち、70歳未満の会社員、国・地方公共団体の公務員や私立学校の教職員は、厚生年金の被保険者となると同時に、国民年金の第二号被保険者として扱われる。
[17] 自営業者、学生、厚生年金が適用されていない被用者、無職者などは第一号被保険者として扱われる。
[18] ＺＥＨ（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）とは、外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅をいう。
[19] 合計所得金額1,000万円以下の者に限り40㎡に緩和する。

ウ　法人課税関係

(ｱ) 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の延長等

・所得の金額が年10億円を超える事業年度について、所得の金額のうち年800万円以下の金額に適用される税率を17%（現行：15%）に引き上げる等の見直しを行った上で、適用期限を２年延長する。

(ｲ) 中小企業経営強化税制の拡充等

・特定経営力向上設備等[20]に、その投資計画における年平均の投資利益率が７%以上となることが見込まれるものであること及び経営規模の拡大を行うものとして経済産業大臣が定める要件に適合することにつき経済産業大臣の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備（機械装置、工具、器具備品、建物及びその附属設備並びにソフトウエアで、一定の規模以上のもの）を追加するほか、所要の見直しを行った上で、適用期限を２年延長する。

エ　消費課税関係（外国人旅行者向け免税制度（輸出物品販売場制度）の見直し）

・出国時に税関において持出しが確認された場合に免税販売が成立する制度とし、その確認後に免税店から外国人旅行者に消費税相当額を返金するリファンド方式に見直す。

・一般物品と消耗品の区分や消耗品の購入上限額及び特殊包装を廃止するとともに、免税店が販売する際に「通常生活の用に供するもの」であるか否かの判断を不要とする等の措置を講ずる。

オ　国際課税関係（グローバル・ミニマム課税への対応）

・軽課税所得ルール[21]に対応するため、各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税（仮称）の創設等を行う。

・国内ミニマム課税[22]に対応するため、各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税（仮称）の創設等を行う。

カ　防衛力強化に係る財源確保のための税制措置関係

(ｱ) 防衛特別法人税（仮称）の創設

・法人税額に対し、税率４%の新たな付加税を課す。

・令和８年４月１日以後に開始する事業年度から適用する。

・課税標準となる法人税額から500万円を控除する。

---

[20] 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）施行規則第16条第２項に規定する経営力向上に著しく資する設備等（生産性向上設備・収益力強化設備・デジタル化設備・経営資源集約化設備）（同法第17条第1項に規定する経営力向上計画に記載されたものに限る。）をいう。

[21] 軽課税国に所在する親会社等関連企業の税負担が最低税率（15%）に至るまで子会社等の所在する国において課税を行う制度

[22] 自国に所在する事業体の税負担が最低税率（15%）に至るまで課税を行う制度

(ｲ) たばこ税の見直し

・加熱式たばこの課税方式について、重量のみに応じて紙巻たばこに換算する方式とするほか、一定の重量以下のものは紙巻たばこ１本として課税する仕組みとする等の見直しを、２段階で、令和８年４月及び同年10月に実施する。

・国のたばこ税率を、３段階で、令和９年４月、令和10年４月及び令和11年４月にそれぞれ0.5円／１本ずつ引き上げる。

（参考）近年の税制改正等に関する主な動き

令和４年	１月25日	「所得税法等の一部を改正する法律案」（令和４年度税制改正法案）国会提出 （主な内容） ・賃上げに係る税制の拡充 ・オープンイノベーションの促進に係る税制の拡充 ・住宅ローン控除制度の見直し
	３月22日	「令和４年度税制改正法」成立
	12月23日	「令和５年度税制改正の大綱」閣議決定
令和５年	２月３日	「所得税法等の一部を改正する法律案」（令和５年度税制改正法案）国会提出 （主な内容） ・ＮＩＳＡ制度の抜本的拡充・恒久化 ・スタートアップへの再投資に係る非課税措置の創設 ・極めて高い水準の所得について最低限の負担を求める措置の導入 ・資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築等（相続時精算課税制度等の見直し） ・最低税率15%以上の課税を各国ごとに確保するためのグローバル・ミニマム課税の導入
	３月28日	「令和５年度税制改正法」成立
	10月１日	消費税のインボイス制度（適格請求書等保存方式）の実施
	12月22日	「令和６年度税制改正の大綱」閣議決定
令和６年	２月２日	「所得税法等の一部を改正する法律案」（令和６年度税制改正法案）国会提出 （主な内容） ・所得税の定額減税の実施 ・ストックオプション税制の適用要件の見直し ・賃上げ促進税制の強化 ・戦略分野国内生産促進税制及びイノベーションボックス税制の創設 ・プラットフォーム課税制度の導入
	２月16日	「令和６年能登半島地震災害の被災者に係る所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の臨時特例に関する法律案」（能登税特法案）国会提出 （主な内容） ・雑損控除の特例 ・災害減免法による所得税の軽減免除の特例
	２月21日	「能登税特法」成立
	３月28日	「令和６年度税制改正法」成立
	（10月１日岸田内閣総辞職、同日内閣総理大臣指名、石破内閣発足）	
	（10月９日解散、10月27日総選挙）	
	12月27日	「令和７年度税制改正の大綱」閣議決定

（出所）当室作成

３　金融

(1) 日銀の金融政策

ア　日銀の金融政策の概要

(ｱ) 共同声明の公表及び「物価安定の目標」の導入

平成24年12月にデフレからの脱却を掲げた第２次安倍政権が発足し、その直後の平成25年１月、政府・日銀は「デフレ脱却と持続的な経済成長の実現のための政府・日本銀行の政策連携について（共同声明）」（いわゆるアコード）を公表し、以来、政策運営における政府・日銀の緊密な連携が継続されている。共同声明と同時に日銀は、消費者物価の前年比上昇率を２％とする「物価安定の目標」を導入した。

(ｲ) 「量的・質的金融緩和」及び「長短金利操作」などの導入

黒田前総裁就任後の平成25年４月、日銀は「量的・質的金融緩和」の導入を決定した。この政策は、２％の物価安定目標を２年程度の期間を念頭にできるだけ早期に実現するため、日銀が世の中に直接的に供給するマネタリーベース（流通現金及び日銀当座預金）を２年間で２倍に拡大するなどとするもので、「異次元の金融緩和」と呼ばれる。それまで日銀は短期金利を金融市場調節の操作目標として物価の安定を目指していたが、これにより主な操作目標は「量」（マネタリーベース）に変更された。

平成28年１月には、それまで欧州の一部で採用されていた「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」が導入された。この政策は、金融機関が日銀に保有する当座預金の一部にマイナス0.1％の金利を適用するもので、短期金利をゼロ％以下に押し下げる効果を狙ったものである。これにより、金融政策に再び「金利」の概念が追加された。

さらに、同年９月には、「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」が導入された。短期のマイナス金利のみならず、長期金利をも操作する長期と短期の金利操作（イールドカーブ・コントロール）が政策枠組みの中心に据えられ、長期金利について10年物国債金利が０％程度で推移するよう長期国債の買い入れを行うこととされた。これにより、主な政策ターゲットは「量」から「金利」に戻ることとなった。

「異次元の金融緩和」の枠組みの変遷（各枠組み終了時点の概要）

金融緩和策			量的・質的金融緩和	マイナス金利付き量的・質的金融緩和	長短金利操作付き量的・質的金融緩和
時　　期			平成25年４月～	平成28年１月～	平成28年９月～令和６年３月
金融市場調節方針	マネタリーベース・コントロール	マネタリーベース年間増加額	約80兆円	同左	10年物国債金利が０％程度で推移するように国債の買入れ量を調整
	長短金利操作	長期金利	―		10年物国債金利が０%程度（上限は1.0％目途）
		短期金利	―	マイナス金利（金融機関が保有する日銀当座預金の「一部」に▲0.1%の金利を適用）	同左
資産買入れ方針	長期国債買入れ量と年限	保有残高の年間増加ペース	約80兆円	同左	必要な金額（上限を設けない）
		買入れの平均残存期間	７～12年程度	同左	期間の定めなし
	ＥＴＦの買入れ	保有残高の年間増加ペース	約３兆円（＋別枠3,000億円）	約６兆円	必要に応じた金額（上限約12兆円）

（出所）当室作成

(ｳ) 「異次元の金融緩和」の終了とその後の金融政策運営

令和５年４月の植田総裁の就任を経て、翌令和６年３月、日銀は、２％の「物価安定の目標」が持続的・安定的に実現していくことが見通せる状況に至ったと判断し、「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」を終了することとした。具体的には、長期金利操作をやめるとともに、金融市場調節の主たる操作手段を短期金利のみに戻し、短期金利の水準を０～プラス0.1%程度に誘導することとした（マイナス金利政策の終了）。加えて、量的政策である長期国債の買入れはこれまでと概ね同程度の金額とする一方、質的政策であるＥＴＦについては新規買入れを終了した。政策変更に当たり植田総裁は、「量的・質的金融緩和」以降11年間にわたって続けてきた大規模な金融緩和はその役割を果たしたとし、当面は緩和的な環境を維持しつつ、「普通の金融政策」を行っていくと発言[23]し、「異次元の金融緩和」の終了を表明した。

さらに、同年７月には、短期金利の誘導目標を0.25%程度に引き上げることを決定した。先行きの金融政策運営について、植田総裁は、今後の賃金動向や米国次期政権の経済政策を巡る不確実性をはじめとした海外経済の先行きなどを見極めつつ、日銀の経済・物価の

[23] 令和６年３月19日総裁定例記者会見（金融政策決定会合後）

見通しが実現していくとすれば、それに応じて、引き続き政策金利を引き上げ、金融緩和の度合いを調整していく旨を述べ[24]、利上げにより緩和的な金融環境を終了させていくための要件を示している。

(エ) 「金融政策の多角的レビュー」の取りまとめ

令和６年12月、日銀は「異次元の金融緩和」などの効果・副作用等について整理した「金融政策の多角的レビュー」を公表、同レビューの内容は以下のように整理できる。

① 「異次元の金融緩和」は、期待操作の困難性などにより当初想定したほど効果は発揮しなかったが、経済・物価を押し上げる効果はあった。
② 国債市場の機能度にマイナスの影響という副作用はあったが、現時点では、全体として我が国経済に対してプラスの影響。ただし、今後はマイナスの影響が大きくなる可能性がある点に留意。
③ 非伝統的な政策手段を除外すべきではないが、伝統的な金利操作に比して定量的な効果が不確実であり、短期金利操作の完全な代替手段にはなり得ない。可能な限りゼロ金利制約に直面しないような政策運営が望ましい。

(オ) 日銀の長期国債保有残高

「量的・質的金融緩和」の導入以降、時期によりそのペースに変動はあるものの、日銀の長期国債保有残高は増加傾向が続いてきた。「量的・質的金融緩和」の導入直前の平成25年３月時点で100兆円弱であった日銀の長期国債保有残高は、「異次元の金融緩和」の終盤には500兆円台後半まで増加しており、発行済長期国債残高に占める保有割合も10%強から50%を超える水準へと大きく上昇した。

日銀は、「異次元の金融緩和」の終了後の令和６年６月、長期国債買入れを減額していく方針を決定、同年７月には、利上げとともに月６兆円程度であった買入額を令和８年1-3月に月３兆円程度とする減額計画を決定した。日銀が保有する国債の平均的な償還額は月６兆円程度とされており、令和６年８月には、日銀の長期国債保有残高は前年同月比で減少に転じている。計画に基づくと、今後はゼロ近傍から徐々にマイナス幅を拡大していくことが予想される。

[24] 令和６年12月19日総裁定例記者会見（金融政策決定会合後）

日銀の保有長期国債増加額の推移

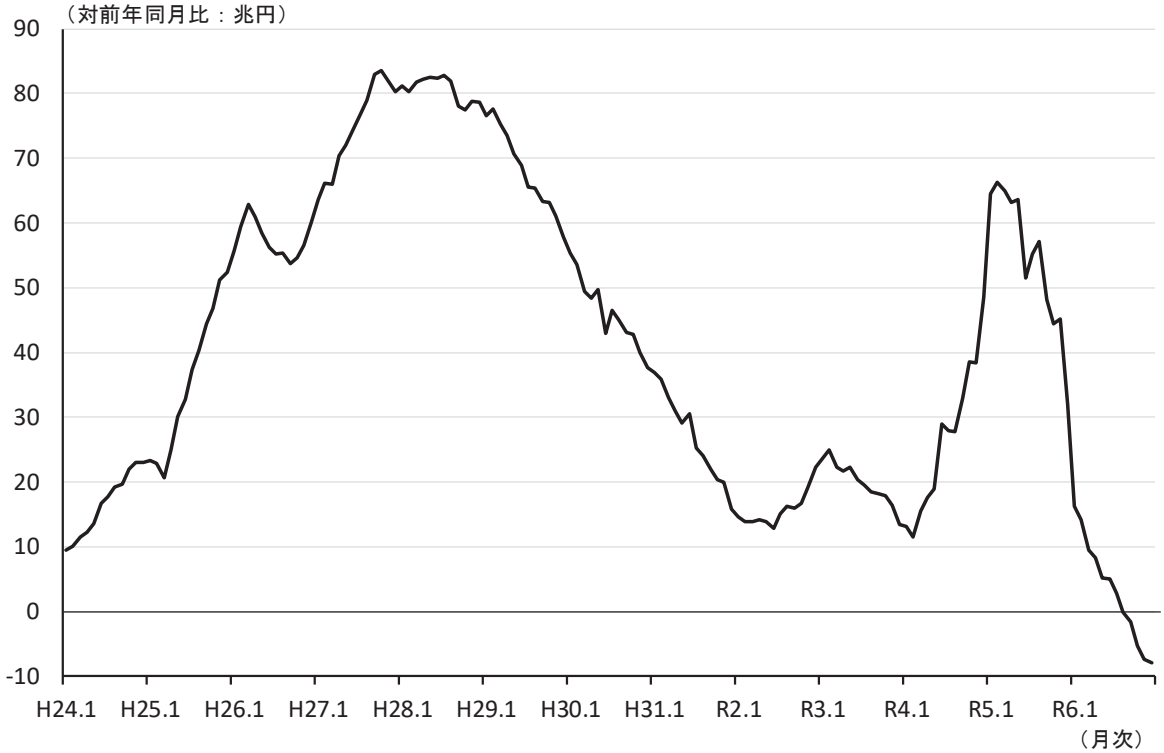

（出所）日銀統計を基に作成

イ　物価の動向と見通し

(ｱ)「物価安定の目標」達成状況及び今後の物価見通し

平成25年１月の２％の「物価安定の目標」導入以降、消費者物価指数（ＣＰＩ）の上昇率は、下図のように推移している。

平成25年４月の「量的・質的金融緩和」導入当初、日銀は、２％の「物価安定の目標」の達成時期について、黒田前総裁の２年程度の期間を念頭にできるだけ早期に実現との発言と整合的な2015（平成27）年度を中心とする期間との見方を示していた。しかし、黒田前総裁の在任中に、持続的・安定的に物価安定目標を実現したと日銀が判断するには至らなかった。目標が達成できなかった理由について、黒田前総裁は退任記者会見で、長きにわたるデフレの経験から、賃金や物価が上がらないことを前提とした考え方や慣行、いわゆるノルムが根強く残っていたことが影響していると述べた。

各種消費者物価指数上昇率の推移

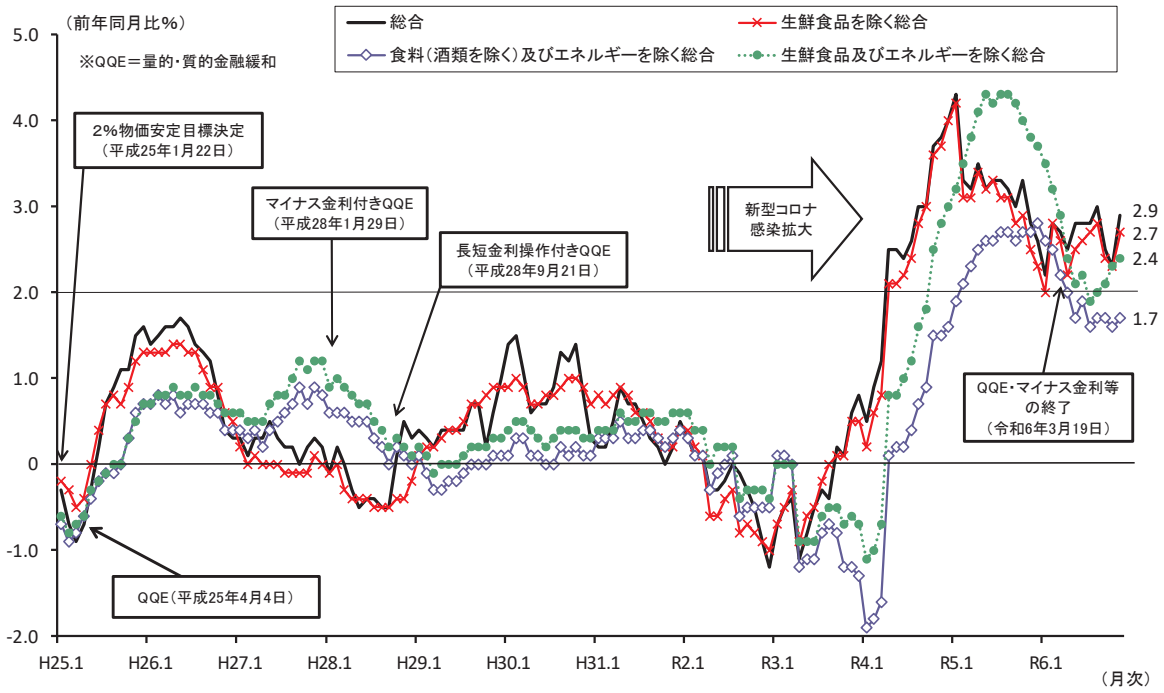

（出所）総務省統計局「消費者物価指数（ＣＰＩ）」、「消費税調整済指数（参考値）」を基に作成

ただし、物価上昇率は、令和３年後半以降、エネルギー価格の高騰や海外と我が国の金利差等を通じた円安による輸入物価の上昇などによって、代表的な４つの指数全てで上昇率が一時２％を大きく超えた。エネルギー価格を含む２つの指数（「総合（――線）」「生鮮食品を除く総合（―×―線）」）は、政府の負担軽減策の効果等もあって上下に動いているが、足下では４指数の全てでピークアウトし、２％前後の水準に近づいてきている。

また、一般に価格変動が滑らかであるサービス価格の影響が大きい、残る２つの指数（「食料（酒類を除く）及びエネルギーを除く総合（―◇―線）」「生鮮食品及びエネルギーを除く総合（…●…線）」）においても従前よりも消費者への価格転嫁が進んでいる様子がみられ、企業の価格設定行動に変化が生じつつあることを示している。

このような物価上昇基調を受け、日銀の令和６（2024）年10月時点の「経済・物価情勢の展望」（展望レポート）では、消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、2024年度に２％台半ばとなったあと、2025年度及び2026年度には、概ね２％程度になるとし、見通し期間後半には「物価安定の目標」と概ね整合的な水準で推移すると予想している。これは、消費者物価の基調的な上昇率が、賃金と物価の好循環が引き続き強まることなどによって徐々に高まっていくとの見通しに基づいている。

消費者物価指数（除く生鮮食品）の政策委員の大勢見通し(注)

（単位：%）	2024年度	2025年度	2026年度
2024年10月時点	＋2.5	＋1.9	＋1.9
2024年７月時点	＋2.5	＋2.1	＋1.9

（注）消費者物価指数（除く生鮮食品）の対前年度比（%）の政策委員見通しの中央値。
（出所）日銀「経済・物価情勢の展望」を基に作成

(ｲ) 賃金の動向

日銀は「物価安定の目標」の達成には、賃金と物価の好循環が重要との考え方を示しているが、「異次元の金融緩和」開始以降の賃金と物価の伸び率の推移を確認すると、現状では、トレンドとして所定内賃金の上昇が物価の上昇に追いついていない姿が続いてはいるものの、人手不足等により企業に賃上げの動きが見られ、その差は縮小していることがわかる[25]（下図参照）。

賃金と物価の推移（12 月移動平均）

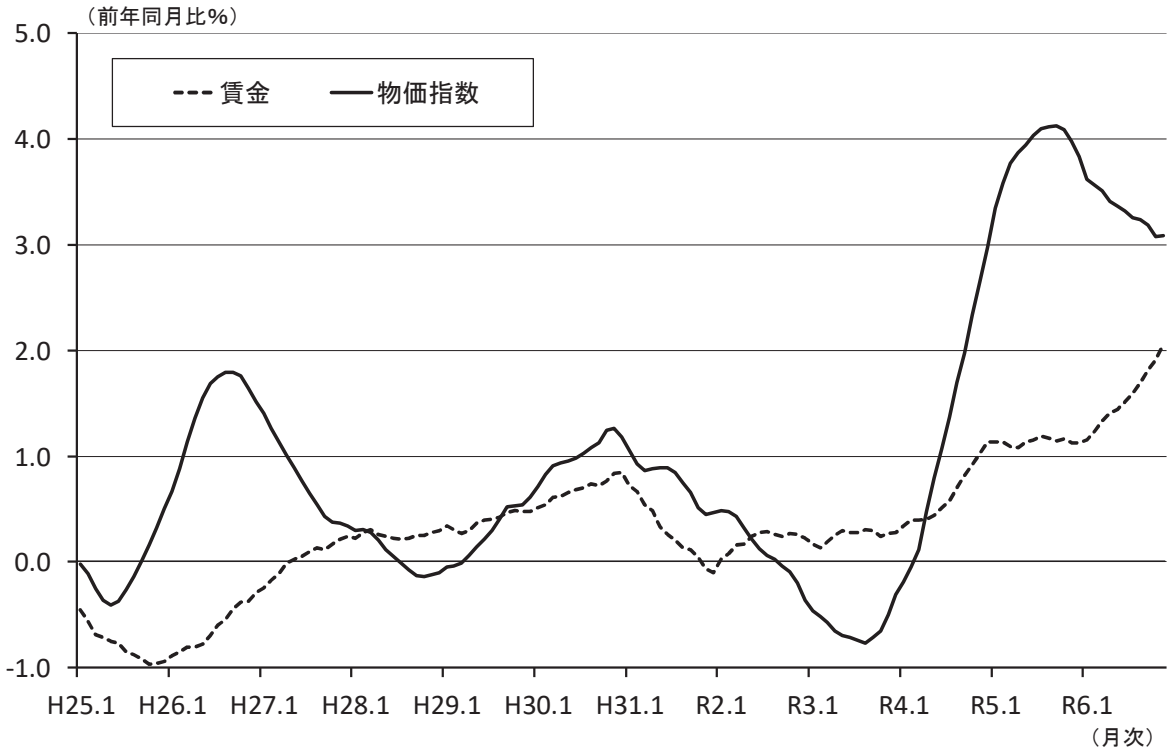

（注）賃金は事業所規模５人以上、全就業形態、全産業の（名目）所定内給与、消費者物価指数は、消費税調整済の帰属家賃を除く総合ベース。グラフに掲載している計数は月次計数を12月移動平均した値。
（出所）総務省「消費者物価指数」、厚労省「毎月勤労統計調査」を基に作成

企業の販売価格見通しも上昇する中で先述したとおり物価上昇率は落ち着きを取り戻す一方、令和６年の春季労使交渉の賃上げ率は５％超と1991年以来の高水準となっており、

[25] 単月の実質賃金でみると、ボーナスを含む現金給与総額では、夏の賞与が大きく伸びた令和６年６月及び７月において前年同月比でプラスに転じたが、その後はマイナスとなっている。

２年連続で大幅な賃上げが実現している。今後も労働需給の引き締まった状況が続くことから、この流れが定着していくことが期待されている[26]。

日銀は、昨年10月の展望レポートにおいて、緩和的な金融環境などを背景に、所得から支出への前向きの循環メカニズムが徐々に強まることから、潜在成長率を上回る成長を続けると予測している中、植田総裁は、最近の講演で家計や企業において賃金や物価が上がらないことを前提とした考え方や慣行、いわゆるノルムに変化が見られると述べている[27]。今後は、予測どおりこうした変化が定着し、賃金と物価の好循環による２％の「物価安定の目標」が持続的・安定的に実現されるのかに注目が集まっている。

(2) 金融行政に関する最近の取組と課題

令和６年８月26日に開催された金融審議会総会において、金融担当大臣から「保険市場の信頼の確保と健全な発展に向けた方策」及び「資金決済制度等のあり方」に関する検討を行うよう諮問されたことを受け、金融審議会に各ワーキング・グループ（以下「WG」という。）が設置されて議論が行われた。ここでは、各諮問事項についてWGでの審議の結果を踏まえて概説する。

ア　保険市場の信頼の確保と健全な発展に向けた方策

損害保険業界では令和５年、中古車販売店の株式会社ビッグモーター（現：ウィーカーズ）による保険金不正請求事案及び大手損害保険会社４社による保険料調整行為事案といった度重なる不適切事案が確認された。

保険金不正請求事案は、一部の損害保険会社が自動車修理工場及び乗合保険代理店[28]を兼業していた同社の保険契約の取扱件数等を過度に重視し、保険業法が求める保険代理店に対する適切な教育・管理・指導（以下「指導等」という。）が実質的に機能しなかったほか、査定の簡略化なども行われていたものである。損害保険会社及び保険代理店が自社の利益を優先させた結果、不適切な保険募集が行われるといった顧客本位の業務運営の欠如につながったことが問題視された。

---

[26] 令和７年の賃上げ見通しについて、氷見野副総裁は、令和７年１月14日の講演で１月の支店長会議で強めの報告が多かったことや各種アンケート結果からも前向きな見方を示した。そのほか、令和７年１月にとりまとめが予定されている経団連が春闘にむけて策定する「経営労働政策特別委員会報告」の原案には、賃上げを社会全体に波及させ、定着させることが、経団連と企業の社会的責任との考え方が明記された。

[27] 令和６年12月25日総裁講演「２％物価目標の実現とわが国経済」（日本経済団体連合会審議員会における講演）

[28] 複数の保険会社の商品を扱う代理店のこと。

（参考）保険金不正請求事案で認められた課題

<今般の保険金不正請求事案に関する各種の課題の関係性>

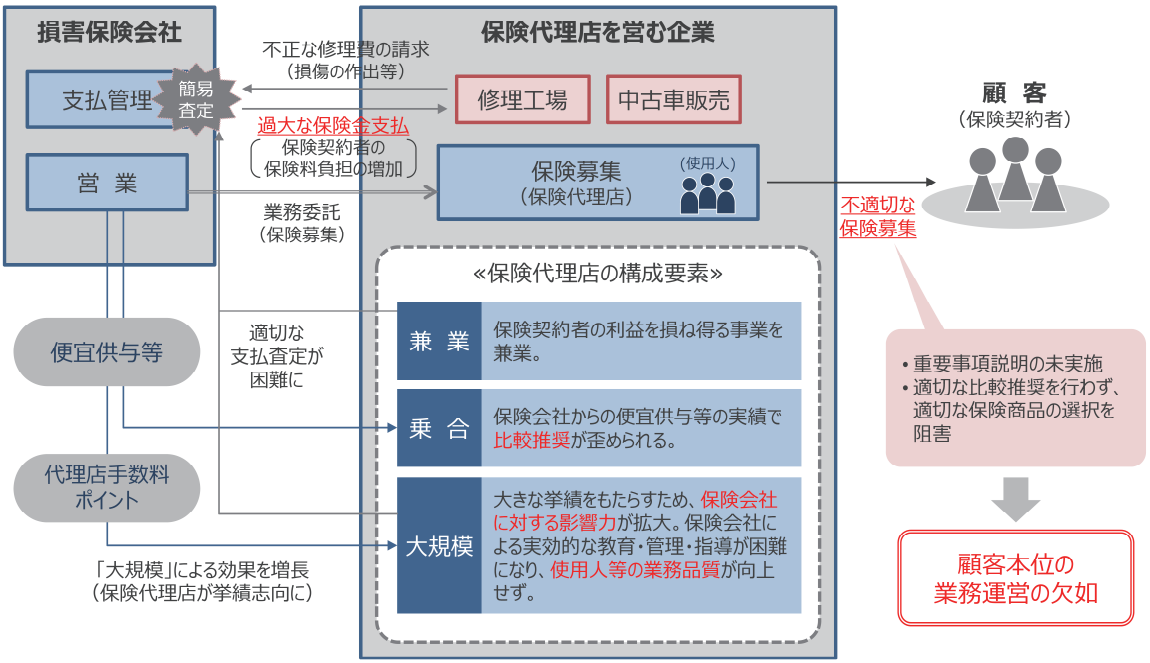

（出所）金融庁資料

保険料調整行為事案は、令和４年12月、企業向け共同保険契約[29]に係る入札において、大手損害保険会社４社の担当者による応札前の価格調整が行われたものである。事案の発覚を受け、金融庁は保険業法に基づく報告徴求命令を発出、その後、共同保険の組成過程において、複数の損害保険会社が入札前に保険料の事前調整を行うといった、独占禁止法[30]に抵触するおそれのある行為が幅広く行われていたことが確認された[31]。

このような事案に至った背景として、企業向け保険市場は、大手４社の寡占市場となっており、①幹事保険会社の保険料を基準に組成される共同保険のビジネス慣行、②政策保有株や便宜供与実績といった保険以外の要素がシェアに影響を及ぼす環境、③企業グループに属し位置付けが不明確な企業内代理店の存在――といった不健全な競争環境のほか、自然災害の頻発・激甚化による火災保険の赤字が常態化する中での営業部門へのプレッシャーもあったとされる[32]。

[29] １つの保険契約を複数の保険会社が共同して引き受けることで保険金支払いリスクを分散する契約形態。保険契約上の責任は各保険会社が引受割合に応じて負い、幹事保険会社は他の引受保険会社を代理・代行する。

[30] 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）

[31] 公正取引委員会は、独占禁止法違反（不当な取引制限）を認定し、大手４社に計15件、約21億円の課徴金納付命令を発出するとともに、代理店も含めた５社に計32件の再発防止を求める排除措置命令を発出した。（公正取引委員会「損害保険会社らに対する排除措置命令及び課徴金納付命令等について」（令和６年10月31日））

[32] 「損害保険業の構造的課題と競争のあり方に関する有識者会議」報告書（令和６年６月25日）3, 14頁

（参考）保険料調整行為事案で認められた課題

<今般の保険料調整行為事案に関する各種の論点の関係性>

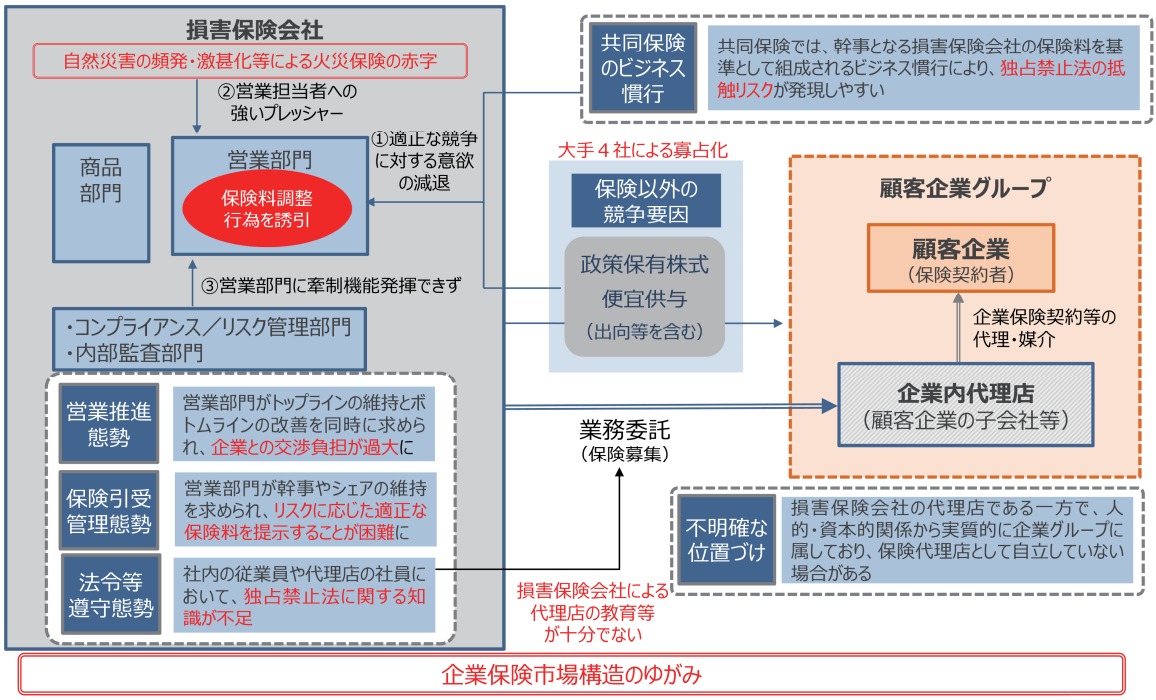

（出所）金融庁資料

金融庁及び財務局は、これらの事案に対し、法令に基づきビッグモーター社の代理店登録の取り消し（令和５年11月）のほか、業務改善命令を発出する等の一連の行政対応を行った[33]。

さらに、上記の不適切な両事案が、業界の慣行が作り出す市場環境が大きな要因となっているという認識のもと、金融庁は、令和６年３～６月にかけて「損害保険業の構造的課題と競争のあり方に関する有識者会議」（以下「有識者会議」という。）を開催し、我が国保険市場の健全な発展に向けた必要な取組について、幅広く議論を行った。有識者会議による報告書（同年６月25日公表）では、①大規模代理店に対する指導等の実効性の確保などの顧客本位の業務運営の徹底、②企業内代理店のあり方などの健全な競争環境の実現――を柱とした再発防止施策が盛り込まれた。

冒頭の諮問とともに同報告書を踏まえ、損害保険業等に関する制度等ＷＧでは、保険金不正請求事案への対応として(ｱ)顧客本位の業務運営の徹底、保険料調整行為事案への対応として(ｲ)健全な競争環境の実現――などの主な検討課題についての審議を行い、その結果を公表した。

[33] 保険料調整行為事案に関し令和５年12月に大手損害保険会社４社に対する業務改善命令を発出、保険金不正請求事案に関し令和６年１月に損害保険ジャパン株式会社及び親会社であるＳＯＭＰＯホールディングスに対する業務改善命令を発出。

(ｱ) 顧客本位の業務運営の徹底

a　特定大規模乗合保険募集人（注１）に対する体制整備の強化等	特定大規模乗合保険募集人に対し、以下の措置を求める ➢ 内部管理体制の強化（法令等遵守責任者の設置、苦情処理体制の整備等）等 ➢ 保険金から修理費等の支払いを受ける事業（保険金関連事業）を兼業する者に対し、顧客の利益・信頼を害するおそれのある取引を特定し、その適切な管理方針を公表、顧客の利益・信頼を害することを防止するための体制整備
b　保険会社による指導等の実効性の確保等	保険会社に対し、以下の措置を求める ➢ 保険金等支払管理部門と営業部門の適切な分離 ➢ 保険金関連事業を兼業する全ての委託先保険代理店について、顧客の利益・信頼を害するおそれのある取引を特定し、その適切な管理方針を公表 ➢ 委託先の特定大規模乗合保険募集人の法令等遵守態勢等を検証する管理責任者の設置等 ➢ 全保険募集人に対する求償権（注２）の行使状況についての把握・管理
c　乗合代理店における適切な比較推奨販売の確保	➢ 顧客の意向に沿って保険商品を絞り込み、推奨することを求める

（注１）複数の所属保険会社等を有する保険代理店（乗合代理店）のうち、特に規模の大きな保険代理店

（注２）所属保険会社等は原則として保険募集人が保険募集について保険契約者に加えた損害を賠償する責任を負うが、その責任を履行した場合、保険募集人に対して求償権を行使することができる。

（出所）金融庁資料を基に作成

(ｲ) 健全な競争環境の実現

a　保険仲立人（注１）の活用促進	➢ 企業向け保険で顧客からの手数料受領を可能に ➢ 供託金の最低金額の引き下げ（2,000万円→1,000万円） ➢ 誤認防止措置を前提として、保険代理店等との協業を認める ➢ 当局の許可により、企業等と外国保険業者の保険契約の媒介行為を可能に ➢ 不詳事件届出の義務化
b　保険会社による保険契約者等への過度な便宜供与の禁止	➢ 過度な便宜供与（物品の購入、役務の提供等（出向を含む））を「特別の利益の提供」として禁止される行為（注２）に追加 ➢ 特別の利益の受け手に保険契約者等の「グループ企業」を追加
c　企業内代理店に関する規制の再構築	➢ 特定契約比率規制（注３）について、３年程度の準備期間を設け、経過措置（注４）を撤廃し、「特定者」の範囲を連結に拡大 (一定の態勢整備と手数料の適正化を満たす企業内代理店は、規制の適用除外) ➢ 企業内代理店の役務に見合う額を超える保険会社の手数料は、企業（保険契約者等）に対する禁止行為である「特別の利益の提供」に該当することを明確化

（注１）顧客（企業等）から委託を受けて保険契約の締結の媒介を行う者。平成８年の制度導入以降、登録業者数・取扱契約額は伸び悩んでいるとされる（令和６年11月20日現在、登録業者数65社）。

（注２）保険料の割引、割戻し、その他特別の利益の提供は、保険契約者間の公平性を害し、保険業の健全な発展を阻害するおそれから禁止行為となっている。

（注３）保険代理店の自立促進、保険料の実質割引の防止を目的に、親会社等の保険契約を一定割合に抑制する規制。

（注４）特定契約比率規制導入時に既に存在していた保険代理店への措置で、伝統的な自動車・火災・傷害保険に限定することで同比率を低く抑えることを許容。

（出所）金融庁資料を基に作成

イ　資金決済制度等のあり方

送金・決済サービスの分野では、経済・社会全体のデジタル化等の変化に応じ、令和２年以降、資金移動業の柔構造化、暗号資産交換業の規制強化、電子決済手段等取引業の創設といった対応が行われてきた。ただ足下では、このような送金・決済サービス分野のほか、幅広い分野においても、利用者・利用形態の広がりや、従前の金融規制が典型的に想定していた形態とは異なる新たな金融サービスの登場がみられている。

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版（令和６年６月21日閣議決定）では「分散型のデジタル社会の実現に向け、利用者保護等にも配慮しつつ、（略）決済の円滑化等を図る」こととされた。こうした状況を受け、同年８月の金融審議会総会において、資金決済制度等に関し「利用者保護等に配慮しつつ、適切な規制のあり方について検討を行うこと」が諮問された。

金融審議会に設置された資金決済制度等に関するＷＧでは、(ｱ) 送金・決済サービス分野、(ｲ) 暗号資産・電子決済手段（ステーブルコイン[34]）分野――についての審議を行い、その結果を報告書（案）として取りまとめた。以下は、その概要である。

(ｱ) 送金・決済サービス分野

a　資金移動業者の破綻時における利用者資金の返還方法の多様化	➢ 利用者資金の還付手続の迅速化のため、保証機関等による利用者への直接返還を選択可能に（注１）
b　第一種資金移動業における利用者資金の滞留規制の緩和	➢ 利用者の利便性向上等のため、一定程度の資金滞留期間の延長を容認する方針　（注２）
c　国境を越えたクロスボーダー収納代行への規制	➢ 金銭債権の発生原因の成立に関与しない者が行うクロスボーダー収納代行については、基本的に為替取引規制を適用　（注３）
d　前払式支払手段の寄附への利用（注４）	➢ 公益増進の観点から寄附を可能とする方針（潜脱防止やマネロン・詐欺リスクの観点から、寄附金受領者や１回当たりの寄附金額に一定の制限を設ける）

（注１）現行制度上、資金移動業者に対しては、利用者から受け入れた資金の全額を保全するよう求めている。保全方法が供託、保証、信託のいずれの場合でも破綻時には、必ず供託を経由して顧客資金の返還が行われることとされており、銀行等の保証契約の相手方又は信託の受託者が顧客資金を直接返還することができない。なお、利用者資金の還付手続には最低170日を要する。

（注２）100万円超の送金を取り扱うことのできる第一種資金移動業について、破綻時の影響を極小化するため、運用・技術上必要とされる期間を超えて利用者資金を保持することが禁止され、利用者は送金の都度、資金の払込みが必要となっている。

（注３）当該収納代行は、銀行や資金移動業者が行うクロスボーダー送金と同様の機能を有し、マネロンリスクへの対応が必要と考えられる。例えば一定の、①海外オンラインカジノ賭金の収納代行、②海外投資事案の収納代行、③海外EC取引業者からの委託を受け決済だけに関わる収納代行、④インバウンド旅行者の国内決済のための収納代行――が該当すると考えられる。

（注４）いわゆる交通系ＩＣカードのような磁気型・ＩＣ型のプリペイドカードや番号通知型のギフトカード等を指す。その用途は物品等の購入等に限られ、他者への譲渡は送金業務規制の潜脱防止の観点から限定的な範囲でのみ認められている。

（出所）金融庁資料を基に作成

[34] 法定通貨と連動する価値を有し額面で償還するもの。

(イ) 暗号資産・電子決済手段（ステーブルコイン）分野

a　グローバルな暗号資産交換業者の破綻時における資産の国外流出防止規定の整備	➢ 暗号資産取引所のＦＴＸの破綻事案（注１）を受け、利用者保護の観点から、資金決済法において資産の国内保有命令規定を整備
b　暗号資産等に係る事業実態を踏まえた新たな仲介業の創設	➢ 利用者財産の預託を受けることなく、暗号資産等の売買の「媒介」のみを行う業について、暗号資産交換業よりも規制が緩和された登録制の仲介業を創設（注２）
c　特定信託受益権型ステーブルコイン（３号電子決済手段）について **① 発行見合い金の管理・運用方法の柔軟化（注３）** **② トラベルルールの適用**	➢ ①要求払預貯金以外にも元本毀損リスクのない運用（一定の国債と定期預金）を認め、組入比率の上限を50％とする ➢ ②保有者の追跡が困難な３号電子決済手段への対応（注４）

（注１）暗号資産取引所のＦＴＸが令和４年11月に米連邦破産法11条の適用を申請し経営破綻。その子会社FTXジャパンは、暗号資産交換業者（資金決済法）と第一種金融商品取引業者（金融商品取引法）であったが、資金決済法には、資産の国内保有命令規定がないため、金融商品取引法の規定により、資産の国外流出を防止した。暗号資産の現物取引のみを行う場合、資金決済法上の暗号資産交換業者となれば足りるため、同様の破綻等に対し、法令上、暗号資産の国外流出を防止できない。

（注２）事業者が自ら提供するゲームアプリ等でゲーム内通貨・アイテムとして暗号資産を利用する場合、当該事業者は利用者財産の預託を受けることなくユーザーと暗号資産交換業者等との間の暗号資産等の取引の仲介を行う。当該ビジネスは、資金決済法上の「媒介」に該当し、暗号資産交換業等の登録を要する場合がある。ただ、「媒介」行為のみの業務に対し、利用者財産の保全等の規制を全て課すことは過度な負担となる。新業では、暗号資産交換業者の指導監督等を義務とする所属制が想定されている。

（注３）特定信託受益権型ステーブルコインの発行者には、発行見合い金の全額について、要求払預貯金での管理が求められているが、米国・EU等では、国債を含む預金以外での運用が認められている。

（注４）トラベルルールとは、暗号資産交換業者等に対し、暗号資産等の移転時に送付人・受取人の情報を送付先に通知する義務。暗号資産等の取引経路を追跡することを可能にすることが目的。現行規制上、受益証券発行信託型の３号電子決済手段については、譲渡の際には受益権原簿の書換えが行われ、受益権原簿の参照により取引経路が追跡可能であることを想定し、適用対象外とされている。その後、受益証券発行信託によらない（受益権原簿のない）特定信託受益権の発行を検討する動きがみられている。

（出所）金融庁資料を基に作成

今後、政府においては、各ＷＧの報告書を踏まえ、保険業法及び資金決済法において所要の法改正等の対応が進められる見込みである。

ウ　公益信託制度改革

新しい資本主義の実現に向けた公益法人・公益信託制度[35]改革に関して、①主務官庁制の廃止と行政庁（内閣府又は都道府県）による認可・監督制の創設、②公益法人と同様に認可の基準・ガバナンス等の法定――を柱とする新しい公益信託制度が令和８年４月にスタートする予定となっている。新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版では、「信託業法との整理を進める」とされており、法律の施行までに信託業法の改正が予定されている。

内容についての問合せ先
財務金融調査室　相川首席調査員（内線 68480）

[35] 公益信託とは、委託者が、一定の公益目的のため、受託者に対してその財産を移転し、その公益目的に従って財産を管理・処分させることをもってその公益目的を実現しようとする信託のこと。これまで公益法人と比べて制度が十分に活用されていなかったことから大幅な見直しが行われることとなり、令和６年の第213回国会における審議を経て、「公益信託に関する法律」（令和６年法律第30号）として可決・公布された。

文部科学委員会

文部科学調査室

１　教育政策の動向

(1) 教育振興基本計画

令和５年６月に閣議決定された新たな「教育振興基本計画[1]」（令和５～９年度）では、「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」がコンセプトとして掲げられ、今後の教育政策に関する５つの基本的な方針の下に、16の教育政策の目標、基本施策及び指標が示されている。

今後の教育政策に関する基本的な方針

①グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成
②誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進
③地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進
④教育デジタルトランスフォーメーション（ＤＸ）の推進
⑤計画の実効性確保のための基盤整備・対話

(2) 教育未来創造会議

教育未来創造会議[2]は、令和４年５月に、デジタル・グリーン等の成長分野への大学の学部等の再編促進に向けた支援[3]、給付型奨学金と授業料減免（高等教育の修学支援新制度）の中間層への拡大やライフイベントに応じた柔軟な返還（出世払い）の仕組みの創設（３(3)参照）等を内容とする「我が国の未来をけん引する大学等と社会の在り方について（第一次提言）」を取りまとめた。

令和５年４月には、コロナ後のグローバル社会を見据えた人への投資の在り方について、「未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ（第二次提言）」を取りまとめた。第二次提言では、2033年までに日本人学生の海外留学者数50万人[4]、外国人留学生の受入数40万人[5]の実現等を目指すとしており、その実現に向けて、コロナ後の新たな留学生派遣・

---

[1] 教育振興基本計画は、平成18年12月に全面改正された教育基本法第17条に基づき策定される政府の教育に関する総合的な計画である。

[2] 教育未来創造会議は、我が国の未来を担う人材を育成するため、高等教育を始めとする教育の在り方の方向性を明確にし、教育と社会との接続の多様化・柔軟化を推進することを目的として、令和３年12月に設置されたもので、内閣総理大臣を議長とし関係閣僚及び有識者で構成されている。

[3] これを受け、同年 12 月に「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法」の改正が行われ、令和４年度第２次補正予算において、大学等の学部再編等支援のための基金（約 3,000 億円）が計上された。

[4] なお、第二次提言において示す内訳は以下のとおり。
・高等教育段階での日本人留学生の長期留学者数 6.2 万人→15 万人
・高等教育段階での中短期の留学者数 11.3 万人→23 万人
・高校段階での留学者数（研修旅行（３か月未満））4.3 万人→11 万人、（留学（３か月以上））0.4 万人→１万人

[5] なお、第二次提言において示す内訳は以下のとおり。
・高等教育機関及び日本語教育機関 31.2 万人→38 万人、高校 0.6 万人→２万人

受入れ方策、留学生の卒業後の活躍に向けた環境整備、教育の国際化の推進の取組を実施することとしている。また、９月には、第二次提言における具体的取組を着実に実行するため、政府が今後取り組む方策やスケジュールを示した工程表が公表されている。

２　初等中等教育

(1) 教員に関する諸課題

ア　教員を取り巻く環境整備（学校における働き方改革、教員の処遇改善等）

令和６年８月に取りまとめられた中央教育審議会（以下「中教審」という。）の答申では、教員を取り巻く環境整備の基本的な方向性として、①学校における働き方改革の更なる加速化、②学校の指導・運営体制の充実、③教師の処遇改善を一体的・総合的に推進することが示された上で、具体策が挙げられた。

答申で示された主な具体策

①学校における働き方改革の更なる加速化
・取組状況の「見える化」とＰＤＣＡサイクルの構築（全ての教師の時間外在校等時間が月45時間以内となることを目標とする等）
・勤務間インターバル、早出遅出勤務、フレックスタイム制、テレワークの導入促進
②学校の指導・運営体制の充実
・小学校中学年における教科担任制の推進　・若手教師のサポート等を担う「新たな職」の創設
③教師の処遇改善
・教職調整額の引上げ（少なくとも10%以上）　・教諭と主幹教諭の間の「新たな級」の創設
・学級担任の義務教育等教員特別手当の額の加算　・管理職手当の改善

（出所）文部科学省資料をもとに調査室作成

この答申を踏まえ、文部科学省は、令和７年度予算概算要求において、学校における働き方改革の更なる加速化と併せて、小学校における教科担任制の拡充等の学校の指導・運営体制の充実、教職調整額を４％から13％に改善する等の教員の処遇改善のための予算を要求した。一方、財務省は、教員の給与について、学校における働き方改革を着実に進めることを条件に、教職調整額を10％まで段階的に引き上げること等を提案した。

両省大臣折衝の結果、教員を取り巻く環境整備を進めるため、①教師の処遇改善について、給特法[6]を改正し、教職調整額を令和12年度までに確実に10％へ引き上げるとともに、学級担任への手当の加算など、職責と業務負担に応じた給与とすること、②教職員定数について、今後、４年間で計画的に改善することとし、令和７年度においては、小学校35人学級の推進等に加え、小学校教科担任制や中学校生徒指導担当教師の拡充等のため、5,827人の改善を行うこと、さらに、令和８年度から、中学校35人学級への定数改善を行うこと等について合意がなされた。

文部科学省は、この合意に基づく事項を令和７年度予算案に計上するとともに、令和７年通常国会において給特法改正案を提出することとしている。

[6] 「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」

イ　教員不足

文部科学省の調査によると、令和３年度始業日時点において、小・中・高等学校と特別支援学校で欠員が生じる教員不足が2,558人に上ることが明らかとなった。さらに、文部科学省がその後の状況（令和４年度当初から６年度当初まで）について行った調査においても、依然として厳しい状況にあることが明らかとなっている。

各都道府県・指定都市教育委員会における教員不足の状況

- **令和３年度始業日時点の状況** 2,558 人（５月１日時点 2,065 人）
- **令和４年度当初の状況**：令和３年度に比べ、悪化 40、同程度 22、改善６
- **令和５年度当初の状況**：令和４年度に比べ、悪化 29、同程度 28、改善 11
- **令和６年度当初の状況**：令和５年度に比べ、悪化 22、同程度 35、改善 11

（出所）文部科学省資料をもとに調査室作成

文部科学省は、教員不足の要因として、①産休・育休取得者数、特別支援学級数、病休者数の増加による臨時的任用教員の見込み以上の必要数の増加、②大量退職・大量採用に伴う採用倍率低下等による、講師名簿登載者の減少（臨時的任用職員のなり手の減少）を挙げている。

深刻な教員不足の状況に対し、文部科学省は、短期的な対応策として、年度初期に産休・育休の取得が見込まれる教員の代替者を年度当初から任用する地方公共団体による取組の支援等を行っている。また、長期的な対応策として、公立学校教員採用選考試験の早期化[7]・複数回実施等についての方向性の提示や、教員のメンタルヘルス対策、教員を取り巻く環境整備（**ア**参照）、教職に関する情報発信等の取組を行っている。

さらに、文部科学省は、令和６年12月、教員不足の解消にも資するよう、教職員の給与等に要する経費の国庫負担額について定める政令を改正し、産休・育休者の業務を代替する教職員が正規の教職員である場合にも国庫負担の対象とすることとした（令和７年４月施行）。

(2) 35人学級の推進と小学校教科担任制の拡充

令和３年３月、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（義務標準法）の改正が行われ（同年４月１日施行）、公立小学校の学級編制の標準を、令和３年度から令和７年度までの５年をかけて、小学校第２学年から第６学年まで35人に段階的に引き下げることとされた。令和７年度予算案では、第６学年の学級編制の標準を35人に引き下げるための教職員定数の改善（3,086人）が計上された。

なお、この改正法附則における検討規定に基づいて、35人学級等の効果検証に必要な実証研究が令和４年度から行われており[8]、令和７年度中に取りまとめられる予定である。

---

[7] 文部科学省は、令和５年５月、令和６年度実施の第１次選考試験を従前より１か月程度前倒し、６月 16 日を標準日とすること等を都道府県教育委員会等に要請した。また、令和６年４月には、令和７年度実施の日程については更に前倒しし、５月 11 日を標準日とすること等を要請した。

[8] 骨太方針 2024 では、「35 人学級等についての小学校における多面的な効果検証等を踏まえつつ、中学校を含め、学校の望ましい教育環境や指導体制を構築していく」とされた。

令和７年度計上分

学級編制の標準の段階的な引下げ

年度	令和３	令和４	令和５	令和６	令和７
小学校（40人（注）⇒35人）	小２	小３	小４	小５	小６

（注）小学校第１学年の学級編制の標準は、平成23年の義務標準法改正により35人に引き下げられている。

また、令和６年12月、財務大臣と文部科学大臣との間で、教員を取り巻く環境整備に関する折衝が行われ、合意事項の１つとして、「財源確保とあわせて、令和８年度から中学校35人学級への定数改善を行う」こととされた。

このほか、学びの質の向上と教員の持ち授業時数の軽減のため、令和４年度から小学校高学年における教科担任制が推進されており、令和６年度までの３年間で合計3,800人の定数改善がなされた。加えて、令和６年８月の中教審答申（**２(1)ア**参照）において、小学校中学年についても教科担任制を推進することとされたこと等を踏まえ、令和７年度予算案においては、小学校第４学年への教科担任制の拡充と新規採用教員の持ち授業時数を軽減するための教科担任制の推進のため、合わせて990人の定数改善が計上された。

(3) 部活動改革（部活動の地域移行）

学校の部活動をめぐる状況について、近年、特に深刻な少子化の進行に伴い、持続可能性の観点から厳しさを増していることが指摘されているほか、部活動指導が教員にとって大きな業務負担となっているとの課題も認識されている。

スポーツ庁及び文化庁は、令和４年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定した。同ガイドラインでは、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備について、まずは休日における地域の環境の整備を着実に推進することとし、令和５年度から令和７年度までの３年間を改革推進期間として、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指すこと等が示された。

また、令和６年８月には、改革推進期間以降の取組について検討するための有識者会議が設置された。同会議はスポーツ庁及び文化庁が合同で開催し、地域クラブ活動への移行に係る課題の整理・解決策、令和８年度以降の地域クラブ活動への支援方策、ガイドラインの見直し等について議論が行われている。同会議の下に設置されたワーキンググループでの議論等を経て、令和７年春頃の取りまとめが目指されている。

なお、スポーツ庁及び文化庁は、令和５年度から、運営団体等の体制整備、指導者の確保、参加費用負担への支援等に関する実証事業を実施しており、これらの取組のため、令和６年度補正予算及び令和７年度予算案に合わせて45億円が計上されている。

(4) いじめ、不登校

ア　いじめ

文部科学省は、いじめの認知件数や重大事態の件数が年々増加していること等を踏まえ、令和５年10月に「不登校・いじめ緊急対策パッケージ」を策定した。同パッケージにおいては、いじめの重大事態化を防ぐための早期発見・早期支援の強化策や、重大事態の国へ

の報告を通じた実態把握・分析等を踏まえた、各地方公共団体への取組改善に向けた指導助言及び全国的な対策の強化などが示された。同パッケージに基づき、こども家庭庁等の関係機関とも連携を図りながら、不登校・いじめ対策等を早急に推進することとしている。

また、令和６年８月には、平成29年３月に策定した「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を改訂し、重大事態調査への学校や関係者の対応を明確化した。

このような取組にもかかわらず、文部科学省の「令和５年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（令和５年度問題行動等調査）（令和６年10月公表）において、小・中・高等学校等でのいじめの認知件数は732,568件（対前年度50,620件（7.4％）増）、いじめの重大事態[9]の件数は1,306件（同387件（42.1％）増）と、いずれも過去最多を記録した。文部科学省は、増加の背景として、アンケートや教育相談の充実等による児童生徒に対する見取りの精緻化や、ＳＮＳ等のネット上のいじめの積極的な認知が進んだことなどが考えられるとしている。

イ　不登校

文部科学省は、不登校児童生徒数が年々増加していること等を踏まえ、令和５年３月に「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（ＣＯＣＯＬＯプラン[10]）」を、同年 10 月には「不登校・いじめ緊急対策パッケージ」を策定し、これらに基づき、不登校対策を進めている。同パッケージにおいては、ＣＯＣＯＬＯプランの対策の前倒しと併せて、不登校施策に関する情報が、児童生徒や保護者に届くよう、情報発信を強化することなどが示された。

このような取組にもかかわらず、文部科学省の令和５年度問題行動等調査において、小・中学校の不登校児童生徒数は 346,482 人（対前年度 47,434 人（15.9％）増）と過去最多を記録した。同調査の中では、不登校児童生徒について把握した事実[11]として、多いものから順に「学校に対してやる気が出ない等の相談があった。」（32.2％）、「不安・抑うつの相談があった。」（23.1％）等が挙げられた。文部科学省は、増加の背景として、コロナ禍の影響による登校意欲の低下、特別な配慮を必要とする児童生徒に対する早期からの適切な指導や必要な支援に課題があったことなどが考えられるとしている。

(5) 学校給食の無償化

「こども未来戦略方針」（令和５年６月閣議決定）においては、学校給食費の無償化の実現に向け、学校給食費の無償化を実施する地方公共団体の取組実態等を速やかに調査し、

---

[9] いじめの重大事態とは、いじめ防止法第 28 条第１項各号において、「いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」及び「いじめにより児童生徒等が相当期間欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」と規定されている。

[10] ＣＯＣＯＬＯプラン（Comfortable, Customized and Optimized Locations of Learning）とは、文部科学省が、不登校児童生徒の教育機会の確保や相談体制の充実などを推進することを目指し、①不登校児童生徒全ての学びの場の確保、②「チーム学校」での支援、③学校風土の見える化を目標として掲げた取組である。

[11] 令和５年度調査から、各学校が認識する不登校の要因に代わり、各学校が把握している不登校のきっかけや背景にある事実について、複数回答する形式で調査が行われた。

法制面等も含め課題整理を行い、具体的方策を検討するとされた。

これを受け、文部科学省は、学校給食の実施方法や学校給食費の無償化を実施する地方公共団体の取組状況等について調査を実施した。令和６年６月に公表された調査結果では、令和５年９月１日時点で1,794団体のうち722団体において、何らかの形で無償化を実施していることが明らかとなった。

文部科学省は、調査結果をもとに学校給食費を無償化する際の課題を整理し、令和６年12月に「『給食無償化』に関する課題の整理について」を公表した。同整理では、中高所得者世帯を含む全員を対象にした給食無償化については、学校給食の目的・目標とは異なる「子育て支援」や「少子化対策」の目的で実施されている地方公共団体も一部認められることから、学校給食費の無償化を子育て支援や少子化対策のための基礎的な給付として捉えた際の課題に関して、次の４つの観点からまとめている。

学校給食費の無償化に関する課題

①児童生徒間の公平性
・給食未実施校や喫食しない児童生徒に恩恵が及ばない。 **・学校給食費（食材費に相当する金額）の月額平均は、都道府県の間で1.4倍弱の開きがある。**
②格差是正策としての妥当性
・既に無償化している生活保護世帯等（要保護者及び準要保護者）の経済的困窮世帯（約14%）には追加的恩恵がなく、格差是正の観点に乏しい。
③国と地方の役割分担
・給食費支援の大半を占める準要保護世帯に対する就学援助が、平成17年の「三位一体の改革」により税源移譲と共に一般財源化された経緯を踏まえる必要がある。
④効果的な少子化対策
・学校給食費として推計約4,832億円の安定財源確保を要する。 **・「給食無償化」が少子化対策としてより効果的な施策か否かの検討を要する。**

（出所）文部科学省資料をもとに調査室作成

(6) 高等学校の就学支援をめぐる動向

文部科学省は、家庭の教育費負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的として、国公私立を問わず、高等学校等に通う所得等要件を満たす世帯（年収910万円程度未満の世帯）の生徒に対して、高等学校等就学支援金を支給している。また、多くの都道府県は、それぞれの実情に応じ、国の高等学校等就学支援金制度に上乗せして授業料等の支援を行っている。このうち、大阪府及び東京都は、令和６年度より所得制限のない授業料支援を開始した。

高等学校等の教育費の負担軽減方策の在り方については、現在、高校教育の在り方に関して検討が行われている中教審初等中等教育分科会のワーキンググループにおいても議論がなされており、令和６年12月の会合において示された審議まとめ（素案）においては、地方公共団体ごとの独自の授業料支援の状況などを踏まえ、限りある財源の有効活用の観点から、国は、公立・私立に対する様々な支援施策も含め、どのような施策がより効果的に教育費負担軽減につながるのかを検討する必要があるとされた。

３　高等教育

(1) 大学改革

ア　これまでの動向

第４次産業革命、Society5.0と言われる産業構造、社会構造が大きく変化する時代にあっても社会に柔軟に適応できる高度な人材を育成する教育機関として大学への期待が高まっている。加えて、18歳人口の大幅な減少により定員割れ・赤字に陥る大学等も少なくないという観点からも社会や時代のニーズに合った教育機関への変革が求められている。

このような要請を受けて中教審において議論が行われ、平成30年11月に「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」（グランドデザイン答申）が取りまとめられた。これまでに国立大学法人における一法人複数大学制度の導入、地域連携プラットフォームの構築に関するガイドラインの策定など、グランドデザイン答申や骨太方針等に基づいた大学改革が進められてきた。

そのほか、国立大学について、令和５年12月、管理運営の改善等を図るため、事業の規模が特に大きい国立大学法人（特定国立大学法人）についての運営方針会議の設置及び中期計画の決定方法等の特例の創設や、長期借入金等を充てることができる費用の範囲の拡大等を定める国立大学法人法の改正が行われた（一部の規定を除き、令和６年10月施行）。

また、私立大学については、令和５年４月、幅広い関係者の意見の反映、逸脱した業務執行の防止を図るため、学校法人の理事、監事、評議員、会計監査人の資格及び選解任の手続等の管理運営制度の見直し等を内容とする私立学校法の改正が行われた（一部の規定を除き、令和７年４月施行）。

イ　急速な少子化が進行する中での高等教育の在り方

文部科学省の推計では、少子化により 2040 年の大学入学者数は 40 万人台となり、大学入学定員の総数を令和５年度と同数とした場合、７割台の定員充足率となるとしている。

このような急速な少子化やグランドデザイン答申以降の高等教育を取り巻く変化を背景に、人材育成と知的創造活動の中核である高等教育機関が一層重要な役割を果たすことが求められているという問題意識から、令和５年９月、文部科学大臣は、「急速な少子化が進行する中での将来社会を見据えた高等教育の在り方について」を中教審に諮問した。これを受けて、令和６年８月、中教審大学分科会の「高等教育の在り方に関する特別部会」は、「急速な少子化が進行する中での将来社会を見据えた高等教育の在り方について（中間まとめ）」を取りまとめた。同年 12 月、同特別部会は答申案を公表しており、令和６年度中に一定の結論を得る予定としている。

中間まとめの概要

１．今後の高等教育の目指すべき姿
①　我が国の「知の総和」（数×能力）を維持・向上することが必須であり、高等教育機関がその中心的な役割を果たす ②　高等教育政策の３つの目的（質・規模・アクセス）をバランスよく、かつ効果的に達成するための制度及び資源配分の在り方を検討することが重要　等
２．今後の高等教育政策の方向性と具体的方策
①　教育研究の「質」の更なる高度化 学修者本位の教育の更なる推進、外国人留学生や社会人をはじめとした多様な学生の受入れ促進、大学院教育の改革、情報公表の推進 ②　高等教育全体の「規模」の適正化 18歳で入学する日本人学生以外の受入れ拡大、高等教育全体の規模の適正化に向けた支援 ③　高等教育への「アクセス」確保 地理的観点からのアクセス確保、社会経済的観点からのアクセス確保
３．機関別・設置者別の役割や連携の在り方
①　機関別の役割 学校種ごとに制度目的や修業年限等に違いがあり、それぞれの特色に応じた多様な高等教育が展開 ②　設置者別の役割 設置者別の役割や機能を踏まえつつ、各大学のミッションを見つめ直し、時代の変化に応じて刷新し、自らの行く末を定めていく必要
４．高等教育改革を支える支援方策の在り方
質の高い高等教育を実現するための高等教育の財務構造について、公財政支援や個人・保護者負担の在り方等の観点から引き続き議論

（出所）文部科学省資料をもとに当室作成

⑵ 国立大学における授業料値上げ

国立大学の授業料については、文部科学省令により、各大学は規定された「標準額」（平成17年度より53万5,800円）の120％を上限に、その範囲内で学則等において各々設定することができ、標準額を上回る授業料を設定している大学は６大学ある（令和６年12月時点）。

令和６年３月、中教審大学分科会の「高等教育の在り方に関する特別部会」において、委員から、国・公・私立大学間の公平な競争環境を整えて大学教育の質を上げるため、国立大学の授業料を標準額の約３倍の年間「150万円程度」に引き上げることが提案された。同年８月には、一般社団法人日本私立大学連盟が、国立・私立大学間の授業料格差を踏まえ、国立大学の授業料の柔軟化（授業料の上限規制の撤廃）を提言した。

また、同年６月、一般社団法人国立大学協会は、基盤経費（運営費交付金）の減額や物価高騰等による基盤経費の圧迫等から「もう限界」とした上で、国立大学の財務状況の改善等のために国民の理解等を求める声明を発表した。同年９月、東京大学は、現行の標準額から上限の64万2,960円への授業料引上げ及び学生支援拡充の方針を決定した。

文部科学省は、同年７月、国立大学法人化の成果や課題の現状について分析を行うとともに国立大学法人等の機能強化等のための具体的な対応策を検討することを目的として、「国立大学法人等の機能強化に向けた検討会」を設置した。同検討会は、国立大学法人の

財務の状況等を分析するとともに、それを踏まえた今後の対応策について検討を行っている。

(3) 奨学金等の学生に対する経済的支援

ア　修学支援新制度

令和元年５月、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生等に対し、大学等の修学に係る経済的負担を軽減するため、授業料等減免制度の法制化及び給付型奨学金制度の拡充に係る所要の措置を講ずることを主な内容とする「大学等における修学の支援に関する法律」が成立した。同法に基づく高等教育の修学支援新制度は令和２年４月から実施されており、令和３年度は約32万人、令和４年度は約34万人、令和５年度は約34万人の学生等に対し支援が行われた。令和７年度予算案においては、修学支援新制度に係る費用として6,532億円（対前年度比1,094億円増）が計上された。

高等教育の修学支援新制度の概要

○　授業料等減免

・　授業料等減免の額は、その対象となる学生等の在学する学校の種類、設置者等の別に応じた一定額（住民税非課税世帯については、下表の額）を上限として、当該学生等に係る授業料及び入学金の額とする
・　非課税世帯に準ずる世帯の学生等に対しては、非課税世帯の学生等に対する減免額の３分の２又は３分の１を減免
・　中間層の多子世帯（扶養される子供が３人以上）の学生等に対しては、非課税世帯の学生等に対する減免額の４分の１を減免（令和６年度開始）
・　多子世帯（扶養される子供が３人以上）の学生等に対しては、所得制限を設けず、非課税世帯の学生等に対する減免額の全額を減免（令和７年度開始予定）
・　中間層の理工農系の学生等に対しては、文系との差額分を減免（令和６年度開始）

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	282,000円	535,800円	260,000円	700,000円
短期大学	169,200円	390,000円	250,000円	620,000円
高等専門学校	84,600円	234,600円	130,000円	700,000円
専門学校	70,000円	166,800円	160,000円	590,000円

○　給付型奨学金

・　非課税世帯の学生等に対しては下表の額を、非課税世帯に準ずる世帯の学生等に対してはその額の３分の２又は３分の１を支給
・　中間層の多子世帯の学生等に対しては、非課税世帯の学生等に対する給付額の４分の１を支給（令和６年度開始）

	国公立		私立	
（月額）	自宅	自宅外	自宅	自宅外
大学・短期大学・専門学校	29,200円	66,700円	38,300円	75,800円
高等専門学校	17,500円	34,200円	26,700円	43,300円

（出所）文部科学省資料をもとに当室作成

イ　奨学金事業

高等教育機関で学ぶ学生を対象とする国の奨学金事業は、独立行政法人日本学生支援機構（ＪＡＳＳＯ）が実施しており、貸与型及び修学支援新制度の一部である給付型奨学金の２種類がある。

貸与型奨学金は、第一種奨学金（無利子）と第二種奨学金（有利子）がある。令和７年度予算案においては、第一種に係る事業費（後述する大学院修士段階の授業料後払い制度に係る事業費を含む。）として2,805億円（対前年度73億円増）が、第二種では5,854億円（同34億円増）が計上された。

貸与された奨学金については、返還が困難になった場合の減額返還制度や返還期限猶予制度に加え、平成29年度の無利子奨学金の新規採用者から年収に応じて返還額が変化する所得連動返還方式の選択が可能となっている。

ウ　支援の充実

文部科学省は、令和４年５月の教育未来創造会議（１(2)参照）第一次提言や「こども未来戦略」（令和５年12月閣議決定）を受けて、令和６年度から新たな高等教育費の負担軽減策を実施している。

令和６年度からの高等教育費の負担軽減策

①高等教育の修学支援新制度における多子世帯（扶養される子供が３人以上）及び理工農系の学生等の中間層への支援の拡大
②大学院修士段階における授業料後払い制度の創設
③貸与型奨学金における減額返還制度の年収要件等の柔軟化による拡充

さらに、「こども未来戦略」に基づき、令和７年度から多子世帯の学生等については授業料等を無償とすることとしている[12]。また、授業料後払い制度についても、学部段階への本格導入に向けた更なる検討を進めるとしている。

４　科学技術及び学術の振興

(1) 科学技術政策

我が国の科学技術政策は、科学技術・イノベーション基本法に基づき策定された「科学技術・イノベーション基本計画[13]」等に沿って、総合科学技術・イノベーション会議の下、関係府省が連携しつつ推進されている。令和６年度の科学技術関係予算の全府省総額は４兆8,556億円（当初予算額）で、そのうち文部科学省の科学技術関係予算は42.4％に当たる２兆579億円である。

文部科学省が所管する主な科学技術政策には、①科学技術・学術に関する基本的政策、②科学技術関係人材の育成・確保、③研究費、研究開発評価、④研究環境・基盤整備、研究拠点形成、⑤産学官連携、地域科学技術振興、スタートアップ支援、⑥科学技術・学術の国際活動、⑦分野別の研究開発等がある。

---

[12] 同時に、高等教育の修学支援新制度の学業要件が見直されることとなり、令和７年度から修得単位数や出席率等について新たな要件が適用される。

[13] 科学技術・イノベーション創出の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、10 年先を見通した今後５年間の科学技術政策を具体化するものとして政府が策定するものであり、令和３年３月、令和３年度から７年度を対象期間とする「第６期科学技術・イノベーション基本計画」が閣議決定された。

(2) 研究開発の現状

文部科学省では、宇宙、原子力、ライフサイエンス、情報、環境エネルギー、ナノテクノロジー・物質・材料、量子科学技術、核融合エネルギー、海洋、地震・防災など多岐にわたる分野の研究開発を推進している。

ア　宇宙

我が国の宇宙政策は、宇宙基本法に基づき策定された「宇宙基本計画[14]」（令和５年６月閣議決定）に沿って行われている。令和６年度予算における宇宙関係予算の全府省総額は4,336億円（当初予算対前年度比1.6％増）であり、そのうち文部科学省の予算額は1,630億円である。

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（ＪＡＸＡ）では、固体燃料ロケット「イプシロン[15]」及び新型基幹ロケット「Ｈ３ロケット[16]」等の輸送システムや人工衛星の開発・運用を行うとともに、民間企業・大学等との共同研究や教育支援活動などを行っている。令和５年11月には、「国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法の一部を改正する法律」が成立し、ＪＡＸＡの業務として、宇宙空間を利用した事業の実施を目的として民間事業者等が行う先端的な研究開発に対する助成を行う業務が追加された[17]。

また、我が国は、日本実験棟「きぼう」及び宇宙ステーション補給機の開発・運用等を通じて「国際宇宙ステーション（ＩＳＳ）計画[18]」に参画するとともに、国際宇宙探査計画である「アルテミス計画[19]」への参画を表明している。

イ　原子力

原子力行政の所管は、複数の府省庁に分かれている。原子力の研究、開発及び利用に関する政策等は内閣府に置かれた原子力委員会、エネルギーに関する原子力政策等は経済産業省資源エネルギー庁、研究開発、人材育成及び原子力損害賠償等は文部科学省、原子炉等の安全規制は原子力規制委員会（平成24年９月に環境省の外局として設置）が、それぞ

---

[14] 宇宙開発利用について政府が総合的かつ計画的に実施すべき施策等が定められている。

[15] 平成25年に初号機を打ち上げて以降、令和３年11月に打ち上げた５号機までは打上げに成功していた。しかし、令和４年10月に打ち上げた６号機は、目標姿勢がずれたために打上げに失敗した。ＪＡＸＡによる原因調査の結果報告では、第２段ガスジェットエンジンから推進薬が漏洩したことが直接の要因であるとの見解が示されている。

[16] 令和５年３月に試験機１号機が打ち上げられたが、第２段エンジンが着火せず、打上げは失敗した。ＪＡＸＡによる原因調査の後、令和６年２月に試験機２号機、同年７月に３号機、同年11月に４号機の打上げに成功した。

[17] 「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和５年11月閣議決定）において、民間事業者・大学等による複数年度にわたる宇宙分野の先端技術開発や技術実証、商業化を支援するため、ＪＡＸＡに10年間の「宇宙戦略基金」を設置し、総額１兆円規模の支援を行うことを目指すこととされた。ＪＡＸＡは、令和６年７月から同基金による技術開発テーマの公募を開始し、順次各テーマの採択結果を公表している。

[18] 日本、米国、欧州、カナダ、ロシアの５極共同による国際協力プロジェクトである。我が国は、令和12年までのＩＳＳの運用延長への参加を決定している。

[19] 火星探査を視野に入れつつ、月周回有人拠点（ゲートウェイ）の整備を含む月面の持続的な探査を目指した米国提案の計画である。令和６年４月、日米両国の間で、将来、日本人宇宙飛行士が２度月面着陸することなどが合意された。

れ所管している。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（ＪＡＥＡ）は、原子力基本法に基づき、原子力の安全性向上研究や核燃料サイクルの研究開発、原子力研究の人材育成等を実施している。なお、高速増殖原型炉「もんじゅ」は、平成28年12月に廃止措置への移行が決定され、平成29年６月にＪＡＥＡが策定した「『もんじゅ』の廃止措置に関する基本的な計画」に基づき、おおむね30年間での廃止が予定されている[20]。

ウ　量子科学技術

政府が第５期科学技術基本計画において、量子技術[21]を重要基盤技術として位置付けたことを受け、統合イノベーション戦略推進会議[22]は、令和２年１月に量子技術の研究開発戦略として「量子技術イノベーション戦略」を策定し、量子技術イノベーションを牽引すべく、関係府省において研究開発から社会実装に至るまでの取組が行われている。

文部科学省は、同戦略に基づき、基礎研究から技術実証まで一気通貫で取り組む「量子技術イノベーション拠点」を整備するとともに、産学官連携や海外との共同研究等を通じた研究開発及び量子技術を活用した社会課題解決や新産業創出等を担う人材育成を行っている。また、「量子未来社会ビジョン」（令和４年４月策定）、「量子未来産業創出戦略」（令和５年４月策定）及び「量子産業の創出・発展に向けた推進方策」（令和６年４月報告）を踏まえ、文部科学省は、国産量子コンピュータの整備や量子ソフトウェアの基盤研究の強化等の取組を推進している。

エ　海洋

文部科学省は、海洋分野における研究開発を海洋立国日本の重要な使命と位置付け、「第４期海洋基本計画[23]」（令和５年４月閣議決定）等を踏まえた海洋科学技術分野の研究開発を総合的に推進している。また、国立研究開発法人海洋研究開発機構（ＪＡＭＳＴＥＣ）は、地球深部探査船「ちきゅう」や有人潜水調査船「しんかい6500」等を用いて、海底資源や深海生物等の研究及び地球内部構造の解明研究などを行っている。

オ　地震・防災

文部科学省は、自然災害による被害の軽減を図るため、地震調査研究推進本部（本部長：文部科学大臣）の方針に基づき、地震の発生とそれに伴う津波の予測に関する調査研

---

[20] ４つの廃止措置段階のうち、第１段階（燃料体取出し期間）が令和４年10月に完了し、令和５年４月からは第２段階（解体準備期間）に入っている。

[21] 量子とは、物質を形作っている原子そのものや、原子を構成する更に微細な電子・中性子・陽子など、粒子と波の性質をあわせ持った極めて小さな物質やエネルギーの単位のことである。量子技術とは、量子特有の性質を利用して通信や計算を行う技術であり、データの超高速処理を可能とするなど新たな価値創造を創出する中核となる基盤技術である。

[22] 「統合イノベーション戦略」（平成30年６月閣議決定）に基づき内閣府に設置された、内閣官房長官を議長とする会議体であり、全ての国務大臣で構成されている。

[23] 海洋基本法に基づき、海洋に関する施策についての基本的な方針や海洋に関して政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等が規定されている。おおむね５年ごとに見直しが行われる。

究を行っているほか、国立研究開発法人防災科学技術研究所（ＮＩＥＤ）において陸海統合地震津波火山観測網（ＭＯＷＬＡＳ）等を活用した防災研究開発を行っている。また、「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」（令和２年12月閣議決定）を踏まえ、学校施設等の老朽化対策などについて、財政支援などの必要な対策に取り組んでいる。

令和５年６月に成立した活動火山対策の更なる強化のための「活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律」を受け、令和６年４月、「火山調査研究推進本部[24]」（本部長：文部科学大臣）が文部科学省に設置された。

(3) 科学技術の基盤的な力の強化

文部科学省は、科学技術の基盤的な力として、①人材力、②知の基盤、③資金改革のそれぞれの強化に取り組んでいる。

人材力の強化では、若手研究者が安定かつ自立した研究環境で自主的・自立的な研究に専念できるよう、研究者及び研究機関に対して支援を行う「卓越研究員事業」を実施するなど、若手研究者の総合的な支援を行っている。また、博士課程に進学する学生が減少しているなどの状況を踏まえ、博士課程学生への経済的支援とキャリアパスの整備（博士課程修了後のポストへの接続）を一体として実施する大学に対し支援を行うとともに、令和６年３月には、博士人材が多様なフィールドで活躍する社会の実現に向けた「博士人材活躍プラン～博士をとろう～」を取りまとめている。

知の基盤の強化では、科学研究費助成事業（科研費）[25]等の改革や研究施設、データ等の共同利用及び共同研究体制を通じた多様な研究の展開等に取り組んでいる。

資金改革の強化では、国立大学法人運営費交付金や私立大学等経常費補助金などの基盤的経費の確保とともに、科研費をはじめとした競争的研究費の拡充など、多様な研究資金の確保・拡充に努めている。

(4) 我が国の大学の研究力の向上

ア　10兆円規模の大学ファンド

近年、我が国の研究力は、科学技術活動を国際比較する際の代表的な指標である論文数が伸び悩むなど、諸外国と比較して相対的に低下していることが課題となっている[26]。この原因として、我が国の大学は、世界のトップ大学と比較して資金力が乏しく、研究基盤の整備や若手研究者への支援を拡充できていないことなどが挙げられている。

政府は、世界に比肩するレベルの研究を行う大学（世界と伍する研究大学）を実現するため、「10兆円規模の大学ファンド」を創設し、ファンドの運用益により、世界レベルの

---

[24] 火山に関する観測、測量、調査及び研究の推進に関する施策の立案や調査観測計画の策定、関係機関の調査研究予算等の調整等を行う機関である。

[25] 科研費は、人文・社会科学から自然科学までの全ての分野にわたり、基礎から応用まであらゆる「学術研究」（研究者の自由な発想に基づく研究）を対象とする研究助成制度であり、独立行政法人日本学術振興会が大部分の業務を担っている。令和７年度予算案において2,379億円が計上されている。

[26] 科学技術活動を国際比較する際の代表的な指標である論文数（Top10%補正論文数・分数カウント法）において、日本は2010-2012年（平均）では６位だったが、2020-2022年（平均）では13位となっている。

研究基盤を大学に構築するとともに、博士課程学生などの若手人材育成等を推進することとした[27]。その後、大学ファンドの支援対象となる大学についての制度を構築することを内容とする「国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律」が令和４年５月に成立し[28]、令和５年12月には、国立大学法人の国際卓越研究大学に求められるガバナンス体制の整備を可能にする「国立大学法人法の一部を改正する法律」が成立した。

文部科学省は、令和６年度からの支援開始に向け、支援対象となる大学（国際卓越研究大学）を公募し、令和６年11月、10大学から申請があった初回の公募において、東北大学を国際卓越研究大学に認定した[29]。同年12月には東北大学が提出した体制強化計画が認可され、併せて第２期の公募も開始された。

イ　地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ

我が国の研究力向上のためには、国際卓越研究大学だけでなく、地域の中核大学や特定分野に強みを持つ大学の機能強化をしていくことが必要であることから、令和４年２月、政府は、「地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ」を策定し、令和５年２月及び令和６年２月に改定を行った。

これを受け、文部科学省は、地域の大学が連携を図りつつ、研究活動の国際展開や社会実装の加速・レベルアップに向けた環境を整備するための支援を行っている[30]。

(5) 原子力損害賠償制度

原子力損害発生時の被害者救済などを行うため、「原子力損害の賠償に関する法律」（原賠法）には、原子力事業者の無過失・無限責任や損害賠償措置、原子力事業者に対する政府の援助などが定められている。

平成23年３月の東京電力福島原子力発電所事故を受け、文部科学省は原賠法に基づき、原子力損害賠償紛争審査会を設置した。審査会は、平成23年８月に原子力損害の範囲や損害賠償額の算定に係る指針である「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」を策定して以降も、必要に応じて中間指針の追補を策定している。令和４年12月、審査会は、同原子力発電所事故に伴う損害賠償請求の集団訴訟について、東京電力の損害賠償額に係る部分の判決が確定したことを踏

---

[27] 令和３年１月に成立した「国立研究開発法人科学技術振興機構法の一部を改正する法律」により、国立研究開発法人科学技術振興機構が大学ファンドの運用及び大学に対する助成を行うこととなった。ファンドの運用は令和４年３月から開始されており、その資金として、令和２年度第３次補正予算～令和４年度予算において、10兆円（一般会計出資金１兆1,111億円、財政融資資金８兆8,889億円）が措置された。

[28] 文部科学大臣が、大学の申請に基づく国際卓越研究大学（国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相当程度見込まれる大学）の認定及び国際卓越研究大学が作成した研究等の体制強化計画の認可を行い、国立研究開発法人科学技術振興機構が、認可を受けた研究等の体制強化計画に対し大学ファンドから助成を行うこととなる。

[29] 国際卓越研究大学は、年間数百億円が最長25年間助成される。今後、令和６年度中に東北大学への助成開始が予定されており、同大学への計画初年度（令和７年度）分の助成額は、約154億円と想定されている。

[30] 「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業」及び「地域中核・特色ある研究大学の連携による産学官連携・共同研究の施設整備事業」を実施している。

まえ、賠償の範囲や賠償額を見直し、第５次追補を策定・公表した。

５　文化及びスポーツの振興

(1) 文化芸術政策

文化芸術に関する施策は、「文化芸術基本法」に基づき策定される「文化芸術推進基本計画」により、総合的かつ計画的な推進が図られている。

文化芸術基本法は、文化芸術そのものの振興にとどまらず、観光やまちづくり等の分野における文化芸術に関連する施策も対象範囲としている。

令和５年３月、第２期文化芸術推進基本計画が閣議決定された。第２期基本計画では、第１期基本計画の目標を中長期目標として基本的に踏襲した上で、今後５年間（令和５～９年度）において推進する施策の着実かつ円滑な実施に必要な取組を示している。

なお、文化庁は、地方創生や文化財の活用などの観点から京都へ移転し、令和５年５月、職員の７割に当たる390人の体制で本格的稼働を開始した。

(2) 文化財

ア　文化財の保存・活用

国は、文化財保護法に基づき、文化財のうち重要なものについて指定等を行い、現状変更等に一定の制限を課す一方、保存修理等に対し補助を行うことにより、文化財の保存を図っている。また、文化財の公開施設の整備に対する補助や展覧会などによる文化財の鑑賞機会の拡大を図ることなどにより、文化財の活用のための措置も講じている。

第２期文化芸術推進基本計画において、近現代建築の保存・活用の推進等による建築文化の振興が重点施策として掲げられた。これを受け、文化庁に設けられた「建築文化に関する検討会議」において、後世に継承すべき近現代建築の保存・活用の在り方等について検討が行われ、令和５年５月、建築文化の振興に向け、法制面、税制面での専門的な検討を行うことなどを内容とする報告書が取りまとめられた。

イ　世界遺産

「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（世界遺産条約）は、文化的価値のある資産と自然的価値のある資産を等しく人類全体のための遺産として登録し保護する枠組みで、昭和47年にユネスコ（国際連合教育科学文化機関）総会で採択された。ユネスコの世界遺産委員会は、締約国からの推薦などに基づいて審議を行い、登録基準を満たしていると認められる資産を世界遺産として登録している。

我が国からは、令和６年７月に、「佐渡島（さど）の金山」（文化遺産）の登録が決定し、我が国の世界遺産は26件（文化遺産21件、自然遺産５件）となった。

文化審議会は、同年９月、「飛鳥・藤原の宮都」を令和６年度の世界文化遺産の推薦候補とすることを答申した。

(3) 著作権

著作権については、近年のデジタル化・ネットワーク化に対応するため、図書館関係の権利制限規定の見直し、放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化など累次の法改正が行われている。

令和５年５月には、利用の可否に係る著作権者等の意思が確認できない著作物等の時限的な利用に関する新たな裁定制度の創設等を内容とする著作権法の改正が行われた（一部を除き、公布日から３年を超えない範囲内で政令で定める日から施行）。

また、近年のＡＩ技術の進展、特に生成ＡＩの技術の急速な進歩による著作権侵害のリスクが指摘されている。これを踏まえ、文化審議会著作権分科会において、現行の著作権法がＡＩとの関係でどのように適用されるかに関して一定の考え方を示すため、令和６年３月、「ＡＩと著作権に関する考え方について」が取りまとめられた。同取りまとめにおいては、著作権法の基本的な考え方と技術的な背景を踏まえ、生成ＡＩに関する懸念点について、開発・学習段階、生成・利用段階、生成物の著作物性等の論点に関する現行の著作権法の解釈等が示された。

「知的財産推進計画2024」（令和６年６月知的財産戦略本部決定）においても、ＡＩと著作権の関係に関しては、同取りまとめの内容が反映されている。

(4) 世界平和統一家庭連合（旧統一教会）に対する宗教法人法に基づく解散命令の請求

文化庁は、旧統一教会に対する７回にわたる報告徴収・質問権の行使や被害者等へのヒアリングを通じて情報収集し、詳細に検討した結果、旧統一教会の行為が法令に違反して著しく公共の福祉を害しており、宗教団体の目的を著しく逸脱していると判断して、令和５年10月、宗教法人審議会の意見聴取を経て、東京地方裁判所に対して宗教法人法に基づく解散命令を請求した。

また、令和５年12月、「特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律」（議員立法）が成立した（一部を除き、令和５年12月施行）。令和６年３月、同法に基づき、旧統一教会が指定宗教法人[31]に指定された。

(5) スポーツ施策の推進

スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成23年８月に施行されたスポーツ基本法においては、文部科学大臣は「スポーツの推進に関する基本的な計画」（スポーツ基本計画）を策定することとされている。

令和４年３月に策定された「第３期スポーツ基本計画」（令和４～８年度）では、第２期スポーツ基本計画において掲げた４つの中長期的な基本方針[32]を踏襲した上で、スポー

---

[31] 所轄庁等からの解散命令請求等があった宗教法人であって、被害者が相当多数存在することが見込まれ、財産処分・管理の状況を把握する必要があると認められる場合に、所轄庁が指定する宗教法人。

[32] 第２期スポーツ基本計画では、全ての人々が「する」「みる」「ささえる」という様々な立場でスポーツに関わることにより、①スポーツで「人生」が変わる、②スポーツで「社会」を変える、③スポーツで「世界」

ツを取り巻く環境や社会状況の変化を踏まえ、スポーツを「つくる／はぐくむ」、スポーツで「あつまり、ともに、つながる」、スポーツに「誰もがアクセスできる」の３つの「新たな視点」から施策を講じることとされた。

また、「国民スポーツ大会[33]」については、開催地となる地方公共団体の大きな負担になっている等の理由から、複数の地方公共団体から国や公益財団法人日本スポーツ協会（ＪＳＰＯ）に対して在り方の見直しについての申し入れが行われた。令和６年９月からＪＳＰＯの有識者会議において大会の在り方についての検討が行われており、令和７年３月末までに、今後の大会の方向性について取りまとめが行われる予定である。

内容についての問合せ先
文部科学調査室　奈良首席調査員（内線 68500）

とつながる、④スポーツで「未来」を創るとする４つの中長期的な基本方針が掲げられていた。

[33] スポーツ基本法第 26 条においてＪＳＰＯ、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとされており、毎年、都道府県対抗、各都道府県持ち回り方式で開催されている。旧名称は「国民体育大会」であり、令和６年開催大会から「国民スポーツ大会」に名称変更された。

厚生労働委員会

厚生労働調査室

1　社会保障

社会保障制度は、国民の「安心」や生活の「安定」を支えるセーフティネットであり、①社会保険、②社会福祉、③公的扶助、④保健医療・公衆衛生からなり、人々の生活を生涯にわたって支えるものである。具体的には、①社会保険は年金・医療・介護・労働、②社会福祉は障害者や母子家庭などへの公的支援、③公的扶助は生活保護、④保健医療・公衆衛生は健康のための予防や衛生である。

(1) 社会保障給付費等

令和６年度の社会保障給付費は137.8兆円（対ＧＤＰ比22.4％：予算ベース）となっている。今後、高齢化の進展等に伴って社会保障給付費は更に増加すると見込まれている。

社会保障給付費の推移

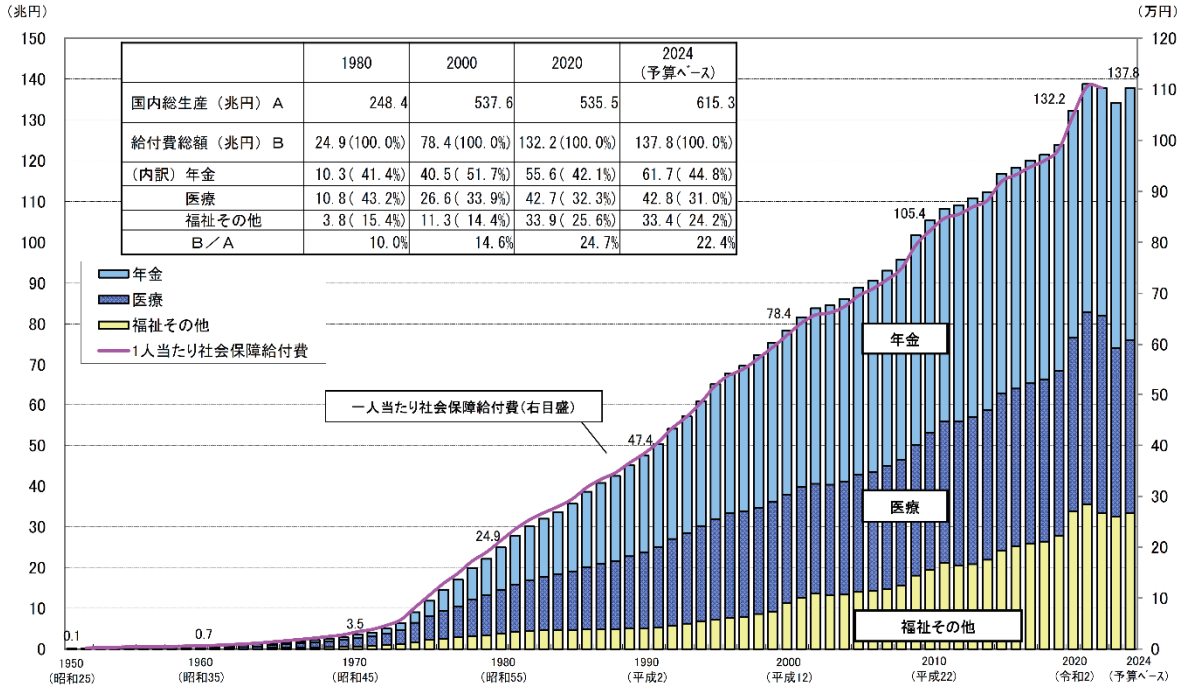

	1980	2000	2020	2024（予算ベース）
国内総生産（兆円）Ａ	248.4	537.6	535.5	615.3
給付費総額（兆円）Ｂ	24.9（100.0%）	78.4（100.0%）	132.2（100.0%）	137.8（100.0%）
（内訳）年金	10.3（41.4%）	40.5（51.7%）	55.6（42.1%）	61.7（44.8%）
医療	10.8（43.2%）	26.6（33.9%）	42.7（32.3%）	42.8（31.0%）
福祉その他	3.8（15.4%）	11.3（14.4%）	33.9（25.6%）	33.4（24.2%）
Ｂ／Ａ	10.0%	14.6%	24.7%	22.4%

資料：国立社会保障・人口問題研究所「令和4年度社会保障費用統計」、2023～2024年度（予算ベース）は厚生労働省推計、
2024年度の国内総生産は「令和6年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度（令和6年1月26日閣議決定）」
（注）図中の数値は、1950,1960,1970,1980,1990,2000,2010,2020及び2024年度（予算ベース）の社会保障給付費（兆円）である。

（出所）厚生労働省資料

社会保障給付費の財源の構成については、保険料（被保険者拠出及び事業主拠出）が80.3兆円、公費（国及び地方）が54.7兆円となっている（令和６年度予算ベース。このほかの財源として積立金の運用収入等がある。）。

他方で、令和７年度予算（政府案）における社会保障関係費は38兆2,778億円となってい

る。対前年度増加額は5,600億円程度となっており、これは「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和６年６月21日閣議決定）（以下「骨太方針2024」という。）を踏まえ、これまでの歳出改革努力を継続し、経済・物価動向等に適切に配慮しつつ、社会保障関係費の実質的な伸びを高齢化による増加分に収めるとの方針に沿ったものであると説明されている。なお、令和７年度厚生労働省予算案の一般会計総額は、34兆2,904億円であり、その99%が社会保障関係費（33兆9,723億円）となっている。

社会保障の給付と負担の現状（2024年度予算ベース）

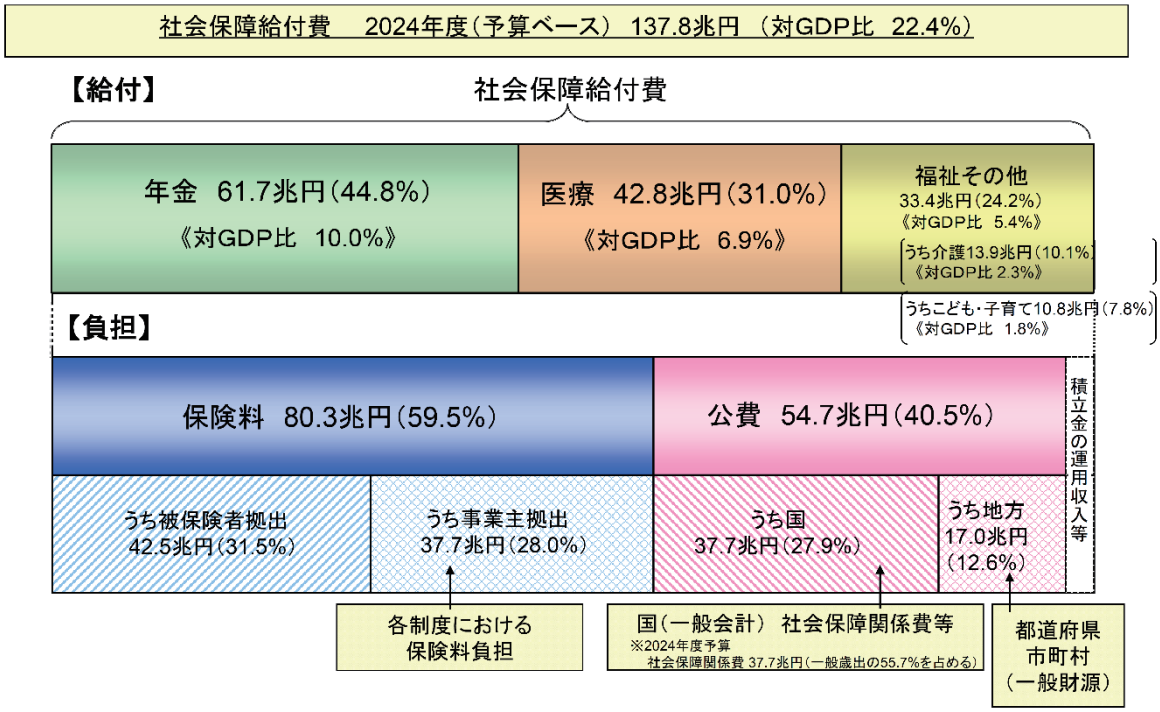

（出所）厚生労働省資料

(2) 全世代型社会保障の構築

本格的な「少子高齢化・人口減少時代」を迎えようとする我が国において、政府は、社会保障の持続性を確保し、「成長と分配の好循環」を実現するため、給付と負担のバランスを確保しつつ、全ての世代で安心できる「全世代型社会保障」の構築に向け、令和４年12月16日に取りまとめられた「全世代型社会保障構築会議」報告書の内容に基づく取組を進めている。

また、政府は、令和５年12月22日、こども・子育て政策の基本的考え方、基本理念、今後３年間の集中的な取組である「こども・子育て支援加速化プラン」（以下「加速化プラン」という。）等から構成される「こども未来戦略」を閣議決定した。加速化プランを支える財源は、徹底した歳出改革等によって確保することを原則として、実質的な負担が生じないこととされた。この歳出改革について、同日閣議決定された「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」では、「働き方に中立的な社会保障制度等の構築」、「医療・介護制度等の改革」、「「地域共生社会」の実現」について、それぞれ、①2024年度に実施す

る取組、②加速化プランの実施が完了する2028年度までに検討する取組、③2040年頃を見据えた中長期的な取組の３つの時間軸に分けて具体的な改革の工程が示された。

さらに、加速化プランに掲げられたいわゆる「年収の壁[1]」への対応について、政府は令和５年９月27日に決定した「年収の壁・支援強化パッケージ」[2]を実行するとともに、更なる制度の見直しを行うため、被用者保険の適用拡大等を内容とする法律案を本通常国会に提出する予定である（後述の「年金制度改革の動向」参照）。

２　医療・健康施策

(1) 医療保険制度

我が国の医療保険制度は、原則として全ての国民が何らかの制度に加入する「国民皆保険」体制になっている。具体的には、75歳以上の高齢者を対象とする後期高齢者医療制度、75歳未満の被用者を対象とする健康保険（健保組合と協会けんぽ）と各種共済組合、75歳未満の地域住民等を対象とする国民健康保険（市町村[3]と組合）がある。加入者は、保険料を納付し、医療機関の窓口でのマイナンバーカードによる被保険者資格確認等[4]により、一定割合の自己負担[5]で医療を受けることができる。自己負担部分以外の費用については、保険者から支払われる。

令和５年度の国民医療費は48.0兆円（実績見込み）であり、そのうち後期高齢者医療費は18.6兆円（国民医療費の38.8%）となっている。

医療保険制度に関しては、人口減少や少子高齢化が進行し、支え手の中心となる生産年齢人口の減少が加速する中、制度の持続可能性を確保することが重要な課題となっている。このため、令和５年の第211回国会（常会）においては、後期高齢者負担率の設定方法の見直し、前期高齢者の医療給付費に係る保険者間の調整の仕組みの見直し、後期高齢者医療制度が出産育児一時金[6]に係る費用の一部を支援する仕組みの創設、都道府県医療費適正化計画の記載事項の充実等の措置を講ずる健康保険法等の改正が行われた。

このほか、「医療ＤＸ[7]」に関しては、「医療ＤＸの推進に関する工程表」（令和５年６月

---

[1] 被用者保険の適用事業所に勤務する者で、雇用契約時に所定内賃金が月8.8万円以上となると、被用者保険が適用され保険料負担が生じる「106万円の壁」、被扶養者の年間収入の見込額が130万円以上となった場合、配偶者の扶養から外れ、国民年金・国民健康保険又は被用者保険の保険料の負担が生じる「130万円の壁」等があり、就労している被扶養者が手取り収入の減少を理由として就業調整を行う誘因となっていることが指摘されている。

[2] 当面の対応として、短時間労働者が新たに被用者保険の適用となる際に、労働者の収入を増加させる取組を行った事業主に対する助成金の支給等の措置を講じるもの

[3] 市町村が行う国民健康保険については、平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となっており、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等に中心的な役割を担っている。

[4] 令和６年12月２日、健康保険証の新規発行が終了し、マイナンバーカードの健康保険証利用を基本とする仕組みに移行した。

[5] 70歳未満の者は３割（６歳（義務教育就学前）未満の者は２割）、70歳以上75歳未満の者は２割（現役並み所得者は３割）、75歳以上の後期高齢者は１割（現役並み所得者は３割、課税所得28万円以上かつ年収200万円以上（単身世帯の場合。複数世帯の場合は後期高齢者の年収合計320万円以上）の者は２割）

[6] 出産育児一時金は、令和５年４月より42万円から50万円に引き上げられた。（政令事項）

[7] 保健・医療・介護の各段階（疾病の発症予防、受診、診察・治療・薬剤処方、診断書等の作成、申請手続、

２日医療ＤＸ推進本部決定）に基づき、①全国医療情報プラットフォームの創設、②電子カルテ情報の標準化等、③診療報酬改定ＤＸを３本の柱として取組が進められている。また、骨太方針2024において、医療ＤＸに関連するシステム開発、運用主体として、社会保険診療報酬支払基金について、国が責任を持ってガバナンスを発揮できる仕組みを確保すること等とされたことを受け、社会保障審議会医療保険部会等において議論が進められてきた。政府は、これらを踏まえ、医療ＤＸの運営に係る母体として社会保険診療報酬支払基金の組織体制等の見直しを行うこと等を内容とする法律案（後述する医療法等改正案の一部）を本通常国会に提出する予定である。

(2) 医療提供体制

高齢化の進展等により、医療・介護サービスの需要の増大・多様化が見込まれている中で、患者それぞれの状態にふさわしい良質かつ適切な医療をより効果的・効率的に提供していくことが求められている。また、住み慣れた地域の中での医療と介護サービスの一体的な提供の確保や、地域間・診療科間での医師等の偏在の解消、病院勤務医の厳しい勤務環境の改善等も課題となっている。

質の高い医療を効果的・効率的に提供する体制を構築するため、病床の機能ごとの将来の必要量等、地域の医療提供体制の将来の在るべき姿を定める地域医療構想が全都道府県で策定され、病床機能の分化・連携に向けた取組が進められてきた。現行の地域医療構想は令和７年に向けた取組であるため、令和８年度以降の新たな地域医療構想について、厚生労働省の検討会等において検討が進められ、2040年に向け、外来・在宅医療、介護との連携、人材確保等も含めた在るべき医療提供体制の実現に資するよう策定・推進することとされた。

また、医師の偏在については、骨太方針2024において、総合的な対策のパッケージを令和６年末までに策定することとされたことを受け、厚生労働省は、同年12月、「医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージ」を策定した。同パッケージにおいては、具体的な取組として、①人口減少より医療機関の減少スピードが速い地域等を「重点医師偏在対策支援区域」と設定すること、②医師確保計画の中で、同区域を対象とした「医師偏在是正プラン」を策定すること、③同区域に派遣される医師等への手当増額支援等の経済的インセンティブを講じること等が明記された。

政府は、これらを踏まえ、地域医療構想の見直し、医師偏在是正に向けた総合的な対策の実施等を内容とする医療法等の改正案を本通常国会に提出する予定である。

診療報酬の請求、医療介護の連携によるケア、地域医療連携、研究開発など）において発生する情報に関し、その全体が最適化された基盤（クラウドなど）を構築し、活用することを通じて、保健・医療・介護の関係者の業務やシステム、データ保存の外部化・共通化・標準化を図り、国民自身の予防を促進し、より良質な医療やケアを受けられるように、社会や生活の形を変えていくこと

(3) 医薬品・医療機器施策

医薬品・医療機器等については、その有効性・安全性を確保するため、薬機法[8]に基づき、製造から販売、市販後の安全対策まで一貫した規制が行われている。令和元年薬機法改正の施行状況を踏まえた更なる制度改善に加え、人口構造の変化や技術革新等により新たに求められる対応を実現する観点から、厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会において薬機法見直しの検討等が行われ、令和７年１月、「薬機法等制度改正に関するとりまとめ」が公表された。政府は、これを踏まえ、①医薬品等の品質及び安全性の確保の強化、②医療用医薬品等の安定供給体制の強化等、③より活発な創薬が行われる環境の整備、④国民への医薬品の適正な提供のための薬局機能の強化等を内容とする薬機法等の改正案を本通常国会に提出する予定である。

３　介護保険制度

介護保険制度は、社会全体で高齢者の介護を支える仕組みとして、平成12年４月に創設された。介護保険の保険者は市町村であり、被保険者は、①65歳以上の者（第１号被保険者）、②40歳から64歳までの医療保険加入者（第２号被保険者）となっている。介護保険給付は、要介護・要支援状態と認定された場合に行われ（第２号被保険者は加齢に伴う特定の疾病が原因の場合に限り認定）、給付に必要な費用は、１割の利用者負担（一定以上の所得を有する第１号被保険者は２割又は３割負担）を除いて、公費50％と保険料50％で賄われている。

平成12年４月の制度創設以来、制度の定着やサービス利用者数の増加に伴い、介護費用が増大している。また、それに伴い、第１号被保険者が負担する保険料も増加しており、給付と負担の見直し等による制度の持続可能性確保のほか、介護人材の確保や介護現場の生産性向上の推進が課題となっている。

給付と負担の見直しについては、利用者負担が２割となる「一定以上所得」の判断基準の見直し、ケアマネジメントに関する給付の在り方、軽度者への生活援助サービス等に関する給付の在り方等について、第10期介護保険事業計画期間の開始までの間に（令和８年度予算編成過程等において）検討を行い、結論を得ることとされている。

また、介護人材の確保については、令和５年10月時点の介護職員は前年から２万９千人減の212万６千人となり、統計を開始した平成12年以降、初めての減少となった。政府においては、①介護職員の処遇改善、②多様な人材の確保・育成、③離職防止・定着促進・生産性向上、④介護職の魅力向上、⑤外国人材の受入環境整備など総合的な介護人材確保対策に取り組んでいる。

４　年金制度

(1) 公的年金制度の概要

我が国の公的年金は、「国民皆年金」という特徴を持っており、国内に居住する20歳から

[8] 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

60歳までの全ての人が加入する国民年金（基礎年金）と、会社員や公務員等が加入する厚生年金による、いわゆる２階建ての構造となっている。

老後には、受給資格を満たした全ての人が老齢基礎年金（月額68,000円：40年保険料納付 令和６年度の新規裁定者（67歳以下）の額）を、厚生年金に加入している人は基礎年金に加えて、在職中の報酬に比例した老齢厚生年金を受給することができる。

公的年金の財政方式は、現役世代が納めた保険料をその時々の高齢者の年金給付に充てる仕組み（賦課方式）を基本としつつ、一定の積立金を保有し、その運用収入も活用している。また、基礎年金においては、給付費の２分の１が国庫負担となっている。

年金制度の体系

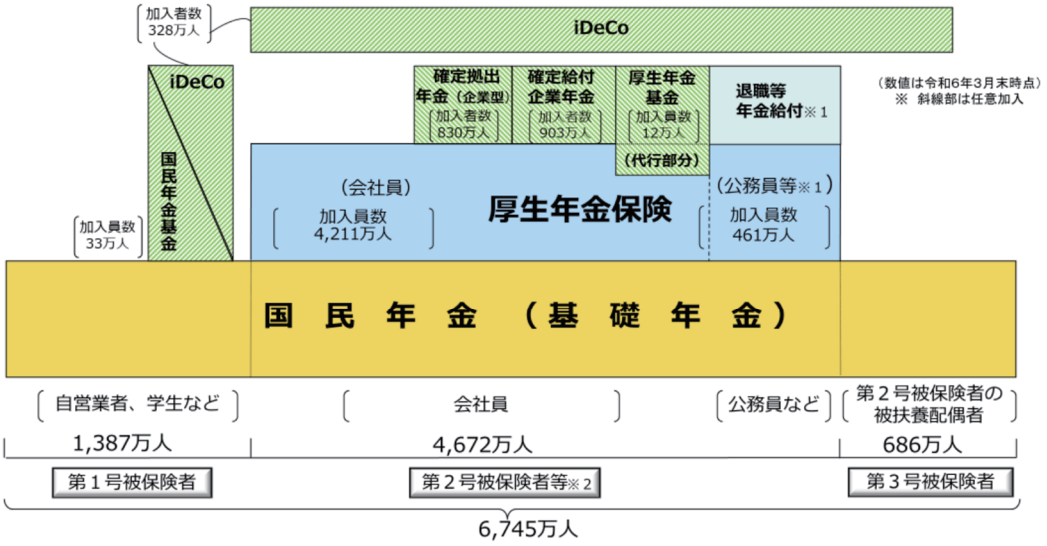

※１　被用者年金制度の一元化に伴い、平成27年10月1日から公務員および私学教職員も厚生年金に加入。また、共済年金の職域加算部分は廃止され、新たに退職等年金給付が創設。
ただし、平成27年9月30日までの共済年金に加入していた期間分については、平成27年10月以後においても、加入期間に応じた職域加算部分を支給。
※２　第２号被保険者等とは、厚生年金被保険者のことをいう（第２号被保険者のほか、65歳以上で老齢、または、退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む）。

（出所）厚生労働省資料を基に作成

(2) 年金制度改革の動向

令和６年７月３日に公表された「令和６（2024）年財政検証結果[9]」では、2024年度の所得代替率[10]は61.2%となり、経済前提の異なる４つのケースについて、５年後（2029年度）の見通しは59.4%～60.3%となっている。また、最も低い経済成長を仮定したケース（１人当たりゼロ成長ケース）を除き、将来にわたって所得代替率50%を確保できることが確認された。一方、マクロ経済スライド[11]の調整期間が厚生年金と比べて長期化する見通しの基礎年金については、過去30年の経済状況を投影した保守的なケース（経済成長の仮定は

[9] 政府は少なくとも５年ごとに作成しなければならないとされている年金財政の収支についての現況と見通し

[10] 公的年金の給付水準を示す指標。現役男子の平均手取り収入額に対する年金額（夫婦２人の基礎年金と夫の厚生年金の合計額）の比率により表される。

[11] 保険料収入の範囲内で給付を行いつつ、長期的な年金財政運営が図られるようにするために、調整期間においては、現役人口の減少や平均余命の伸びを年金額に反映させ、その分だけ賃金や物価による年金額の上昇を抑える仕組み

上から３番目）では、将来の給付水準が大きく低下することが見込まれており、給付水準の低下抑制の方策が大きな課題である。なお、同財政検証結果では、被用者保険の更なる適用拡大[12]、基礎年金の拠出期間延長・給付増額、マクロ経済スライドの調整期間の一致を行った場合、将来の年金水準の確保に効果がある（特に基礎年金や低年金）ことも報告された。

同財政検証結果も踏まえ、社会保障審議会年金部会等において、①働き方に中立的な制度を目指すとともに、ライフスタイル等の多様化を年金制度に反映しつつ、②高齢期の経済基盤の安定や所得保障・再分配機能の強化を図るとの基本的な考え方に基づき、次期年金制度改正に向けた検討が進められてきた。また、私的年金制度についても、社会保障審議会企業年金・個人年金部会において、企業年金・個人年金制度の加入条件、拠出や受給の在り方等について議論が行われてきた。

これらの検討結果を受け、政府は、①被用者保険の適用拡大等、②在職老齢年金制度の見直し、③遺族年金の見直し、④厚生年金保険等の標準報酬月額の上限の引上げ、⑤個人型確定拠出年金（iDeCo）の加入可能年齢の上限の引上げ等を内容とする法律案を本通常国会に提出する予定である[13]。

(3) 年金積立金の運用

年金積立金を運用する年金積立金管理運用独立行政法人（ＧＰＩＦ）における令和６年度第２四半期の収益額は△９兆1,277億円で、同期末現在の運用資産額は248兆2,274億円となっている（市場運用を開始した平成13年度以降の累積収益額は153兆6,431億円）。

５　生活保護制度・生活困窮者自立支援制度

生活保護制度は、資産、能力その他あらゆるものを全て活用してもなお最低限度の生活を維持できない者に対して現金（医療扶助、介護扶助は現物）を給付し、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長するものである。令和７年度の保護費は、約3.7兆円（全額公費（国3/4、地方1/4））が見込まれている。

生活保護受給者数は、平成７年度を底に増加に転じ、平成26年度まで増加を続けたが、以降減少に転じ、令和６年10月には約201万人となっている。世帯類型別の生活保護受給世帯数の動向を見ると、「高齢者世帯」は社会全体の高齢化の進行と単身高齢世帯の増加を背景に、近年では生活保護受給世帯の半数以上を占めているほか、稼働年齢層と考えられる「その他の世帯」（「高齢者世帯」、「母子世帯」及び「障害者・傷病者世帯」のいずれにも該当しない世帯）は、令和２年６月以降対前年同月伸び率で増加が続いている。

また、生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対しては、自立相談支援事業の実施、

---

[12] 令和２年の厚生年金保険法の改正により、被用者保険の適用拡大が行われ、被用者保険の適用対象とすべき事業所の企業規模要件が令和４年10月に従業員数500人超から100人超へ引き下げられた。また、令和６年10月には50人超へ引き下げられた。

[13] マクロ経済スライドの見直しについては、政府において、本法律案の内容に盛り込むかどうかの調整が行われている。

住居確保給付金の支給その他の支援を行う生活困窮者自立支援制度が実施されている。

令和６年の第213回国会（常会）においては、生活困窮者等の自立の更なる促進を図るため、家賃の低廉な住宅への転居を支援するため住居確保給付金の支給対象者を拡充するなどの居住支援の強化とともに、進学準備給付金の対象を拡大し、生活保護受給世帯の子どもが高等学校等卒業後に就職して自立する場合にも一時金を支給するなどの子どもの貧困への対応等の措置を講ずる法改正が行われた。

このほか、生活扶助基準については、一般低所得世帯の消費実態や社会経済情勢などを総合的に勘案して、必要に応じ改定が行われている。令和５～６年度においては、令和４年の社会保障審議会生活保護基準部会での検証結果を反映した上で臨時的・特例的な対応が実施されている。しかしながら、その間も物価・賃金などが上昇基調にあることを背景として消費が緩やかに増加していることも考慮し、当面２年間（令和７～８年度）の臨時的・特例的な対応として、令和４年の検証結果に基づく令和元年当時の消費実態の水準に世帯人員一人当たり月額1,500円を加算するとともに、加算を行ってもなお従前の基準額から減額となる世帯について、従前の基準額を保障することとし、令和７年10月から実施することとされた。

６　障害者施策

我が国の障害者数（身体障害、知的障害、精神障害の各区分における概数）は、身体障害者（身体障害児を含む。）423.0万人、知的障害者（知的障害児を含む。）126.8万人、精神障害者614.8万人となっている。これらの障害者及び障害児については、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者総合支援法[14]に基づき、必要な障害福祉サービスに係る給付等の支援が総合的に行われている。令和６年９月時点での障害福祉サービスの利用者数は約106.8万人となっている。

また、障害者雇用促進法[15]に基づき、事業主に一定割合以上の障害者を雇用することを義務付け、これを満たさない事業主からは納付金を徴収し、障害者を多く雇用している事業主に調整金等を支給すること等により、障害者雇用を促進するための措置が講じられている。民間企業における障害者の実雇用率は上昇傾向にあり、令和６年６月時点で2.41％であったが、法定雇用率（2.5％）には達していない。なお、民間企業の法定雇用率は令和８年７月に2.7％に引き上げられる予定である。

７　労働政策

(1) 近年の雇用情勢

令和２年１月の有効求人倍率は1.49倍、完全失業率は2.4％であったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等により悪化し、有効求人倍率は同年８月に1.04倍、完全失

[14] 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

[15] 障害者の雇用の促進等に関する法律

業率は同年10月に3.1％となった。その後は経済社会活動が徐々に活発化する中で持ち直して、令和６年11月はそれぞれ1.25倍、2.5％となっている。

(2) 賃金

我が国の賃金は、1990年代の後半以降、低迷が続いている。令和６年の春闘（春季労使交渉）における賃上げ率は、高水準を達成した前年の結果を大きく上回る33年ぶりの高水準となった。物価上昇が続く中、実質賃金は一時期を除き前年比でマイナスが続いており、物価上昇を上回る持続的な賃上げの実現が引き続き重要な課題となっている。

賃金の最低限度については、最低賃金法に基づき国が定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払うことが義務付けられている。

都道府県ごとに定められる地域別最低賃金は、例年、７月下旬頃に中央最低賃金審議会から示される引上げ額の目安を参考に８月頃に地方最低賃金審議会での審議を経て決定される。令和６年度の地域別最低賃金の改定後の全国加重平均額は、前年度より51円高い1,055円となり、最高額（東京都：1,163円）と最低額（秋田県：951円）の差は212円となった。最高額に対する最低額の比率は81.8％と10年連続で改善している。政府は、2020年代に1,500円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続するとしている。

(3) 三位一体の労働市場改革等

政府は、賃上げを持続的・構造的なものとするため、骨太方針2024において、「リ・スキリングによる能力向上支援」、「個々の企業の実態に応じたジョブ型人事（職務給）の導入」、「成長分野への労働移動の円滑化」という「三位一体の労働市場改革」を推進するとしている。また、これと併せて、多様な人材が安心して働き続けられる環境整備にも取り組むこととしている。

(4) 雇用保険制度

雇用保険制度は、労使が負担する保険料と国庫負担を財源として、失業等給付（①求職者給付、②就職促進給付、③教育訓練給付、④雇用継続給付）及び育児休業給付を行うとともに、雇用安定事業及び能力開発事業を行うものである。

三位一体の労働市場改革及び多様な働き方の推進や、「こども未来戦略」（令和５年12月22日閣議決定）に盛り込まれた共働き・共育ての推進に向けて、令和６年の第213回国会（常会）において、①雇用保険の適用範囲の拡大、②教育訓練給付金の給付率の上限の引上げ、③教育訓練休暇給付金の創設、④育児休業給付の国庫負担の引下げの暫定措置の廃止、⑤出生後休業支援給付の創設等を内容とする法改正が行われた。

(5) 女性活躍推進・ハラスメント対策

労働者が性別により差別されることなく、その能力を十分に発揮できる雇用環境を整備

することは重要な課題であり、男女雇用機会均等法[16]の施行により男女均等取扱いの法的枠組みは整備されてきた。

女性の雇用者数は着実に増加しているものの、出産を契機に女性が非正規雇用化するいわゆる「Ｌ字カーブ」や男女間賃金格差は依然として存在し、女性管理職の割合も国際的に見ると水準は低いと指摘されている。また、ハラスメント関係の相談件数は高止まり傾向にあり、カスタマーハラスメント（顧客、取引先等からの著しい迷惑行為等）や就職活動等におけるセクシュアルハラスメントなどが社会的関心を集めている。

このような状況に鑑み、労働政策審議会雇用環境・均等分科会において女性の職業生活における活躍の更なる推進及び職場におけるハラスメント防止対策の強化について議論が行われ、令和６年12月26日、同審議会から建議が行われた。政府は、これを踏まえ、①カスタマーハラスメントや就職活動等におけるセクシュアルハラスメントの防止のための事業主の雇用管理上の措置義務を課すこと、②男女間賃金差異等の情報公表を義務付けること等を内容とする労働施策総合推進法[17]等の改正案を本通常国会に提出する予定である。

(6) 労働安全衛生対策

労働安全衛生法においては、労働災害の防止のための主要な対策等に関する事項を定めた「労働災害防止計画」を厚生労働大臣が策定することとされている。現在、令和５年度から令和９年度までの５年間を計画期間とする「第14次労働災害防止計画」に基づき、労働者一人一人が安全で健康に働くことができる職場環境の実現に向け、各般の施策に取り組んでいる。

我が国の労働災害による死亡者数は長期的には減少傾向にあるものの、未だ多くの人命が失われており、近年、休業４日以上の死傷者数は増加傾向にある。

こうした近年の労働災害発生状況等を踏まえ、多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる環境を整備するため、既に公表されている専門家による検討会報告書等の内容を踏まえつつ、令和６年４月以降、労働政策審議会安全衛生分科会において、①個人事業者等に対する安全衛生対策の推進、②職場のメンタルヘルス対策の推進、③高年齢労働者の労働災害防止の推進等について議論が行われており、政府は、労働安全衛生法及び作業環境測定法の改正案を本通常国会に提出する予定である。

内容についての問合せ先
厚生労働調査室　青木首席調査員（内線68520）

[16] 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律

[17] 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律

農林水産委員会

農林水産調査室

１　食料・農業・農村基本法の改正を受けた食料・農業・農村基本計画の改定

(1) 食料・農業・農村基本法の改正

我が国の農政の基本方向を示す「食料・農業・農村基本法」（平成 11 年法律第 106 号。以下「基本法」という。）については、制定からおよそ四半世紀が経過した令和６（2024）年５月、基本理念を①食料安全保障の確保、②環境と調和のとれた食料システムの確立、③多面的機能の発揮、④農業の持続的な発展、⑤農村の振興の５本の柱に整理し直し、あわせて「食料・農業・農村基本計画」（以下「基本計画」という。）のほか、関連する基本的施策を見直す等の改正が行われた。

(2) 食料・農業・農村基本計画の改定

令和６（2024）年８月、内閣総理大臣を本部長とする食料安定供給・農林水産業基盤強化本部において、基本法の改正を受けて、年度内に基本計画を改定する方針が示された。同月、農林水産大臣は、基本計画の改定について、食料・農業・農村政策審議会に諮問した。現在、同審議会の下で課題の分析等が行われており、令和７（2025）年３月に答申が行われる予定となっている。

基本法改正を受けた基本計画改定の検討方向及び政策課題

政策分野	基本計画の検討方向／政策課題
食料安全保障の強化 （輸出拡大等による所得向上）	輸入依存度の高い麦・大豆の増産（水田政策の見直し） 輸出拡大に向けた産地育成（農地の大区画化、有機農業の推進等） 生産資材の確保・安定供給 安定的な備蓄・輸入の確保 合理的な価格の形成 食品アクセスの確保
環境と調和のとれた食料システムの確立	新たな環境直接支払交付金の創設（令和９年度目標）
農業の持続的発展 農村の振興 （生産性の向上（生産方式の革新等）による所得向上）	農業人口減少下での農業の持続的発展 農村人口減少下での地域コミュニティの維持

（出所）食料安定供給・農林水産業基盤強化本部（第８回）（令和６年８月 27 日）配布資料を基に当室作成

２　合理的な価格形成の法制化

我が国においては、市場経済の下、食品の価格はそれぞれ需給事情等に応じて形成され

ている。このため、流通段階での価格競争の厳しさといった様々な要因で、農業生産資材等の費用の上昇分を適切に取引価格に転嫁することは難しい。

令和６（2024）年５月に改正された基本法では、食料の価格形成について、食料システムの関係者により食料の持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるようにしなければならないことが規定された。

政府は、これらの費用を考慮する価格形成の仕組みについて、令和７(2025)年通常国会への法案提出に向けて法制化作業を加速することとしており、農林水産省に設置された「適正な価格形成に関する協議会」において、具体的な仕組みを検討している。

コストを考慮した取引の実施（考え方）

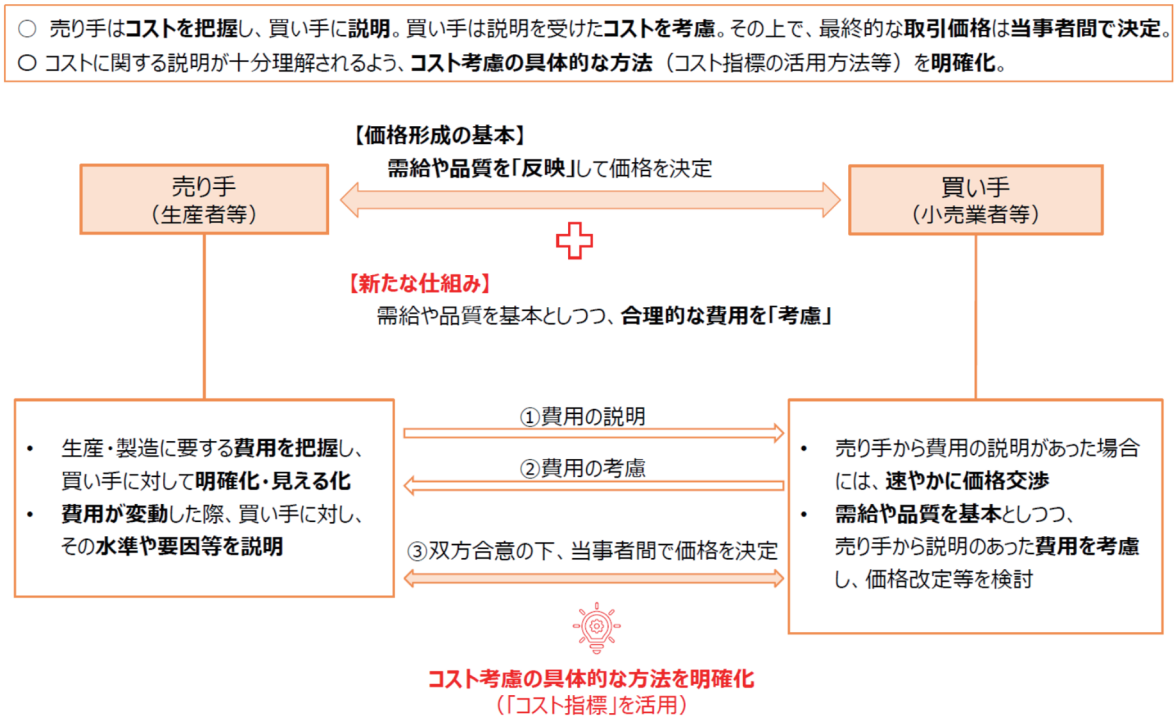

（出所）適正な価格形成に関する協議会（第６回）（令和６年 10 月 24 日）配布資料

なお、同協議会においては、費用を考慮する価格形成の検討と食品産業の持続的な発展に向けた検討を表裏一体の取組として併せて実施する方針が示された。

食料の持続的な供給を図る制度検討

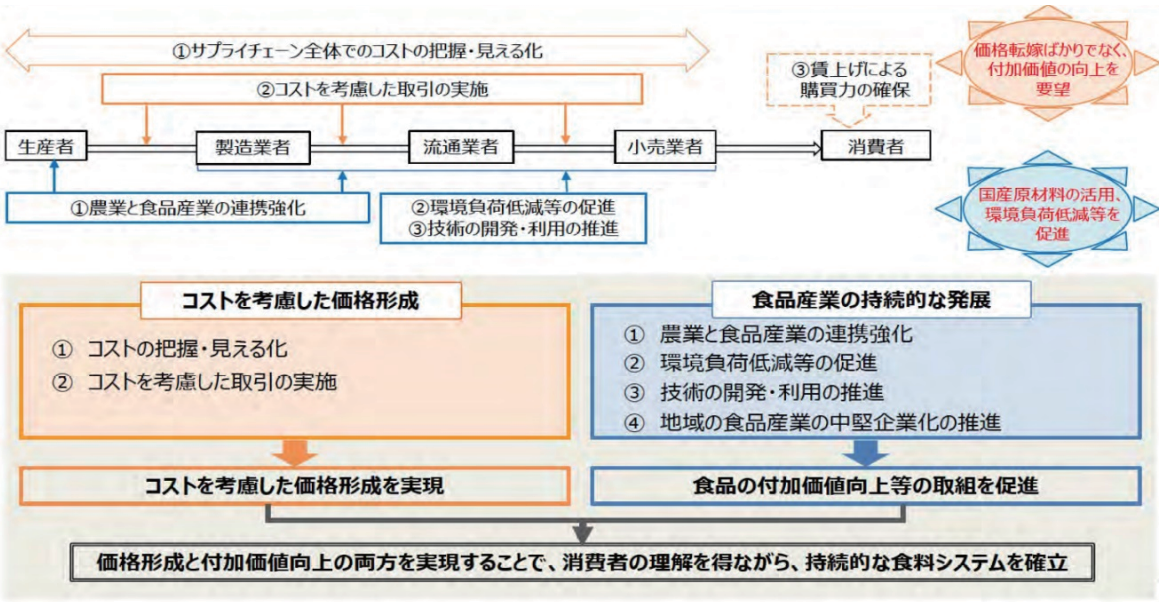

（出所）適正な価格形成に関する協議会（第６回）（令和６年 10 月 24 日）配布資料

３　土地改良法制の見直し

我が国の農業を成長産業にするとともに、食料安全保障の確立を図るためには、農地を大区画化するなど農業生産基盤を整備し良好な営農条件を整えるとともに、国土強靱化の観点から農業水利施設の長寿命化等の防災・減災対策を効果的に行うことが重要とされている。

このために行われる土地改良事業は、農業生産の基盤である農地・農業水利施設等を整備・管理するものであり、事業を実施するための手続等は「土地改良法」（昭和 24 年法律第 195 号）により定められている。土地改良事業は、原則として、農業者の発意・申請に基づき、実施区域内の農業者の３分の２以上の同意をもって、国、都道府県、市町村、土地改良区等の役割分担の下に実施されている。

主な土地改良事業としては、農業水利施設の整備、農地の大区画化等の工事を行う事業のほか、造成された施設の管理を行う事業があり、施設の維持管理は主に土地改良区により実施されている。

土地改良事業の概要

（出所）農林水産省資料

近年、農業水利施設の老朽化が進み、突発事故の発生が増加していることに加え、農村人口の減少、高齢化により、施設の点検操作等の共同活動が困難となる地域も増加している。こうした状況下においても生産活動が維持されるよう、農業水利施設等の保全も適切に図っていく必要があることから、令和６（2024）年５月に改正された基本法では、農業生産基盤の整備に加え、保全に必要な施策も講ずるものとされた。

政府においては、人口減少下における農業用インフラの保全管理のため、下記等に係る土地改良法制の見直しについて、令和７（2025）年通常国会への改正案の提出を視野に検討が進められている。

○人口減少に対応し、基幹的な用排水施設について、申請がなくても更新等を行えるよう手続の簡素化

○末端インフラの適切な保全のため、土地改良区と地域の関係者による議論・体制づくりを推進

○災害リスクの増大に対応するため、緊急的な防災事業について、事業目的に地震・豪雨対策に加え老朽化対策を追加

４　山村振興法の延長等

山村は、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等の多面にわたる機能を有しており、こうした機能は、山村における農業生産活動や森林の整備等を通じて発揮されるものである[1]。

[1] 山村振興法第２条で山村を「林野面積の占める比率が高く、交通条件及び経済的、文化的諸条件に恵まれず、産業基盤及び生活環境の整備等が他の地域に比較して十分に行われていない山間地その他の地域で政令で定める要件に該当するもの」と定義しており、政令で林野率 75%以上、人口密度 1.16 人/町歩未満等の要件を定めている。

「山村振興法」（昭和 40 年法律第 64 号）は、山村振興の目標、振興山村[2]の指定、山村振興基本方針及び山村振興計画の作成、山村振興計画に基づく事業の助成、山村振興のための特別な措置、国土審議会の調査審議等の規定により構成されている。

同法は、昭和 40（1965）年に議員立法で制定された時限法だが、法の有効期限の 10 年延長が５回行われており、現行法の期限は令和７（2025）年３月 31 日[3]である。

同法において、振興山村の指定は、主務大臣（国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣）が、都道府県知事の申請を受け、国土審議会の意見を聴いて行うこととされている。現在、振興山村数は旧市町村単位で 2,104、現市町村の単位で 734 となっている。

全国における山村の位置付け

	振興山村	対全国比	全国
市町村数（R6.4.1 現在）※1	734	43%	1,719
旧市町村数（S25.2.1 現在）	2,104	19%	11,241
総面積（※2）（万 ha）	1,789	47%	3,780
うち林野面積（R2.2.1 現在）※3	1,513	61%	2,477
うち経営耕地面積（R2.2.1 現在）	69	21%	323
人口（R2.10.1 現在）（万人）	319	2.5%	12,615

※1　東京都 23 区を 1 市町村として含む。
※2　R2.10.1 現在。振興山村の総面積は、H27.2.1 現在。
※3　林野面積とは、現況森林面積に森林以外の草生地の面積を加えた面積をいう。振興山村の林野面積は、2015 年から 2020 年の変化分を、市区町村ごとに 2015 年の林野面積に応じて按分し、推計。
出典：農林水産省「農林業センサス」、総務省「国勢調査」
（出所）農林水産省「山村振興対策百科」（令和６年 11 月）

振興山村を対象に、同法に基づく措置（林業・木材産業改善資金助成法の特例、基幹的な市町村道等の整備の特例（都道府県代行）、日本政策金融公庫資金の貸付け、一部の交付金における国庫補助率の嵩上げ等）のほか、予算措置（山村活性化支援交付金等）により支援が行われている。

令和６（2024）年 11 月に、国土審議会は、農林水産大臣に対して、山村振興施策を今後も引き続き強力に推進する必要性についての意見を述べた。

５　棚田地域振興法の延長等

棚田地域は、農産物の供給にとどまらず、国土の保全、水源のかん養、生物の多様性の確保その他の自然環境の保全、良好な景観の形成、伝統文化の継承等の多面にわたる機能を有している。しかし、棚田の保全には、その地形的な条件不利性等から多大なコストを要するのが実情である。

[2] 山村振興に関する計画を作成しこれに基づいてその振興を図ることが必要かつ適当である山村（山村振興法第７条第１項）
[3] 条文上は平成 37 年３月 31 日（制定附則第２項）

「棚田地域振興法」（令和元年法律第 42 号）は、貴重な国民的財産である棚田を保全し、棚田地域の有する多面にわたる機能の維持増進を図ること等を目的として、令和元（2019）年に議員立法で制定された時限法で、法の有効期限は令和７（2025）年３月 31 日である。

同法には、政府が棚田地域の振興に関する基本方針を定めること、都道府県が都道府県棚田地域振興計画を定めること、主務大臣（総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、環境大臣）が都道府県の申請に基づき、指定棚田地域を指定し、市町村が組織する指定棚田地域振興協議会が作成し主務大臣が認定した棚田地域振興計画に基づく活動に対して支援を行うこと等が定められており、令和６（2024）年 12 月までに、39 道府県の 200 の棚田地域振興活動計画が認定されている。

棚田地域振興法のスキーム

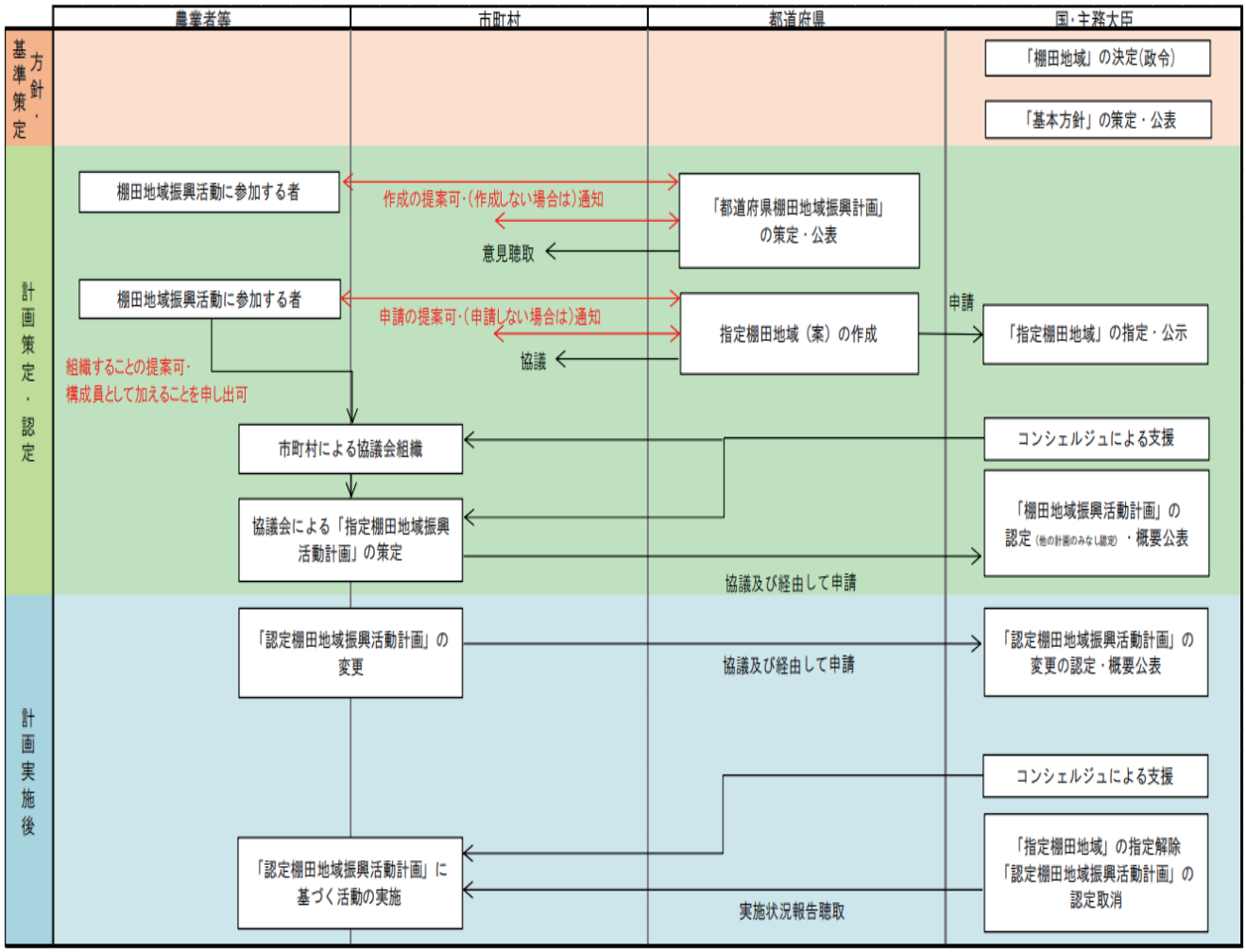

（出所）内閣府地方創生推進事務局「棚田地域振興法について」（令和６年３月）

６　森林経営管理法の改正

我が国の森林は、戦後に造林された人工林を中心に本格的な利用期を迎え、豊富な森林資源を循環利用することが重要な課題となっている。しかしながら、多くの森林所有者が小規模零細で分散した森林を抱え、林業経営の意欲が低下している一方で、意欲と能力の

ある林業経営者の多くが事業規模拡大のための事業地を確保することに困難を感じており、森林資源の適正な管理・利用が進みにくい状況となっている。このような中、平成31(2019)年４月に、「森林経営管理法」（平成30年法律第35号）が施行され、市町村が中心となって適切な森林の経営管理を促す森林経営管理制度が導入された。

同制度では、手入れの行き届いていない森林について、市町村が、森林所有者に対して経営管理の現況や今後の見通しを確認する意向調査を実施した上で、市町村への委託希望の回答があった場合に、森林所有者から経営管理の委託（経営管理権の設定）を受け、林業経営に適した森林は地域の林業経営者に再委託するとともに、林業経営に適さない森林は市町村が公的に管理をすることとされている。

令和５（2023）年度末までに、全国の1,132市町村において、森林約103万haの意向調査が実施され、約22.6万haについて市町村への委託希望（回答があった森林所有者の約４割）があった。一方で、市町村の経営管理権の設定に至った森林は約2.3万ha、林業経営体への再委託は約0.3万haにとどまっている。

森林経営管理法においては、法律施行後５年を目途として検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとされており、政府は、令和６（2024）年６月12日の食料安定供給・農林水産業基盤強化本部において、森林の循環利用ができる林業経営体の育成と集積・集約化の促進のため、令和７（2025）年中の国会提出を視野に、新たな法制度の検討を進めていく方針を示した[4]。

林野庁は、令和６（2024）年12月、令和７（2025）年の通常国会に法案を提出する森林経営管理法の改正方針として、森林の集積・集約化を進めるため、地域の関係者が森林の「集約化構想」を策定すること、その構想段階から林業経営者が関与することや、市町村の事務負担を軽減するため、制度運用に関する事務作業の一部を制度で位置付けた法人に任せられるようにすることなどを示した、と報じられている[5]。

７　漁業災害補償法の改正

漁業は自然環境に左右されやすい産業であるため、中小漁業者の営む漁業について、異常の事象又は不慮の事故によって受ける損失を補塡し、漁業再生産の阻害の防止及び漁業経営の安定に資することを目的として、「漁業災害補償法」（昭和39年法律第158号）に基づく漁業共済が設けられている。国は、漁業者が支払う共済掛金の一部を補助するとともに、漁業共済団体が行う事業の保険事業を行っている。

---

[4] 経済財政運営と改革の基本方針2024（令和６年６月21日閣議決定）では、「森林の循環利用ができる経営体育成と集約化等を促進する法制度の次期通常国会提出を目指す。」とされている。

[5] 日本農業新聞（令和６年12月21日）

令和４（2022）年３月に閣議決定された「水産基本計画」では、資源管理や漁場改善に取り組む漁業者の経営を支える漁業収入安定対策については、資源管理や漁場改善を取り巻く状況の変化に対応しつつ、漁業者の経営安定を図るためのセーフティーネットとして効果的かつ効率的にその機能を発揮させる必要があり、漁業共済制度の在り方を含めて検討を行うとされた。

令和５（2023）年には、イカ、サンマ、サケなどの不漁の継続や、これまで漁獲されていなかった魚種の増加への対応が進んでいないことを踏まえ、「海洋環境の変化に対応した漁業の在り方に関する検討会」が開催された。同年６月に公表された同検討会の取りまとめでは、複数の漁法を組み合わせることや複数の資源を漁獲すること等により環境の変化に対応する必要性が指摘され、漁業の複合化等に取り組む漁業者を支えるため、経営体単位で漁業共済の対象とできる仕組みの整備を検討すること等が示された。

漁業共済の体系

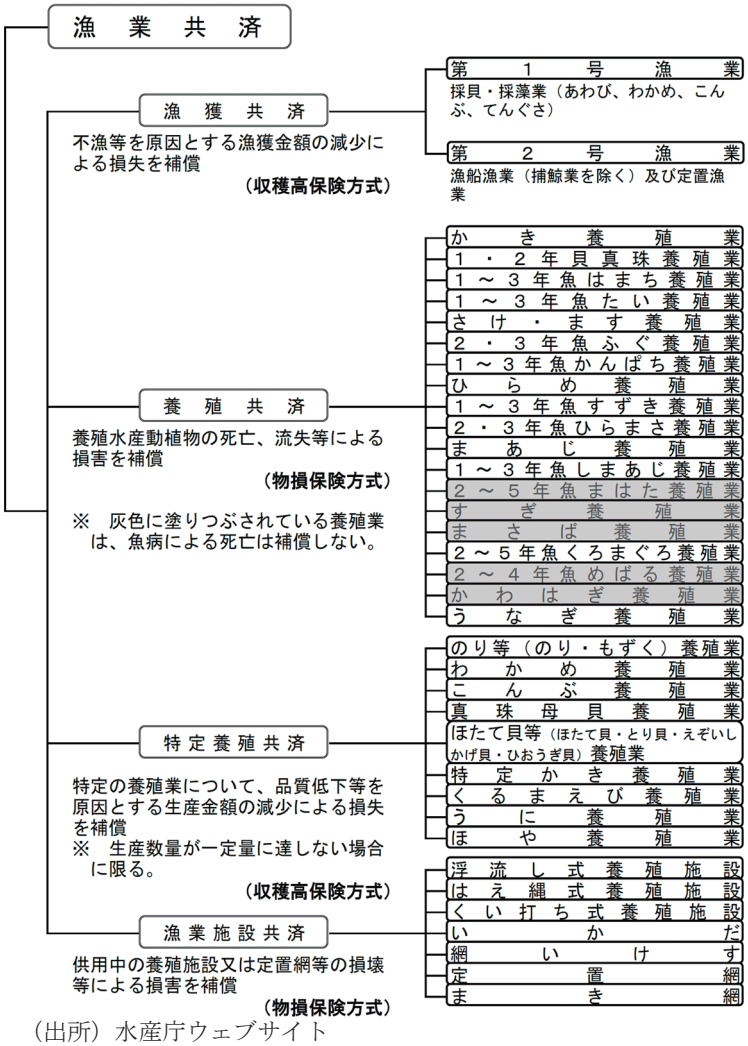

（出所）水産庁ウェブサイト

令和６（2024）年８月に開催された食料安定供給・農林水産業基盤強化本部においては、複数の魚種等を対象とできる漁業共済制度を創設し、複合的な漁業を推進するため、漁業災害補償法の改正に係る法案提出の検討を進めるとされた。

内容についての問合せ先
農林水産調査室　本山首席調査員（内線 68540）

経済産業委員会

経済産業調査室

１　我が国経済の動向

我が国の実質ＧＤＰ成長率は、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け初めて緊急事態宣言が発出された 2020 年４－６月期（Ⅱ期）に前期比 7.6%減と大幅マイナスになった。その後、感染症の状況や、世界的なエネルギー・原材料価格の高騰等の影響を受け、一進一退の動きが続いており、2024 年７－９月期（Ⅲ期）には前期比 0.3%増となった。

＜実質ＧＤＰ成長率（前期比、季節調整済み）＞

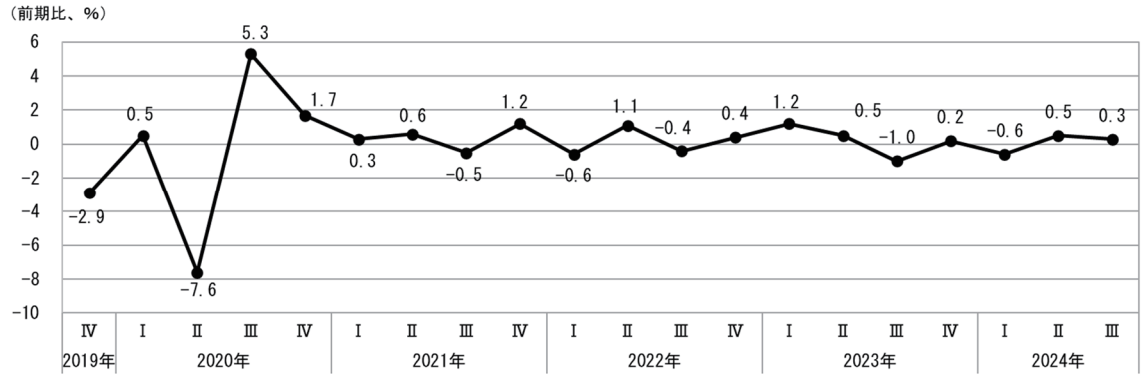

（出所）内閣府「国民経済計算（ＧＤＰ統計）」を基に当室作成

２　中小企業政策

(1) 中小企業をめぐる現状

我が国の中小企業・小規模事業者数は、2021 年６月時点で約 336 万者（企業数全体の 99.7%）[1]であるが、厳しい経営環境の下、その数は長期にわたって減少傾向にある。

また、中小企業の業況判断ＤＩ（前年同期比）[2]は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、2020 年４－６月期（Ⅱ期）に▲66.7（1980 年の調査開始以来最低）となった。直近の 2024 年 10－12 月期（Ⅳ期）は▲18.0（前期差 0.9 ポイント減）と、２期連続の低下となった。

[1] 中小企業庁「中小企業・小規模事業者の数（2021 年６月時点）の集計結果を公表します」（2023 年 12 月 13 日）

[2] 独立行政法人中小企業基盤整備機構が、全国の中小企業約 19,000 社を対象に四半期ごとに実施している「中小企業景況調査」において、前年同期比で「好転」と回答した企業比率から「悪化」と回答した企業比率を引いた数値を算出したもの。

＜中小企業の業況判断ＤＩ（前年同期比）＞

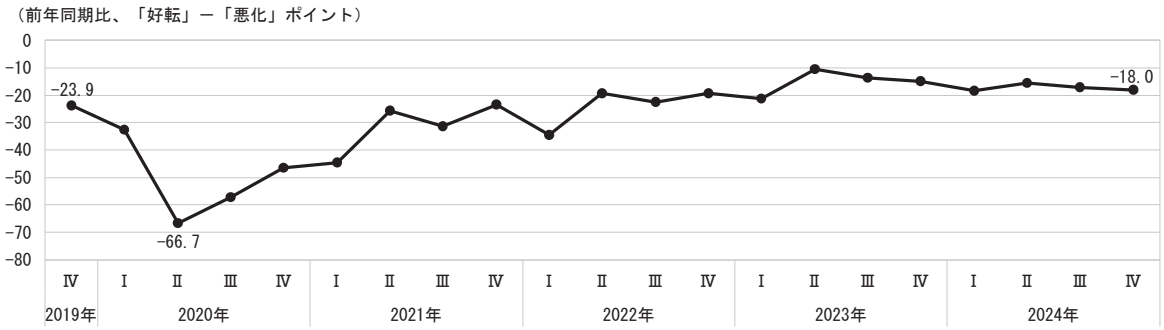

（出所）独立行政法人中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」を基に当室作成

倒産件数は、コロナ禍において、実質無利子・無担保融資（いわゆるゼロゼロ融資）等の政府による資金繰り支援策の効果もあり、コロナ禍前より低位にとどまっていた。しかし、コロナ関連支援の終了、円安、物価高、人手不足等の影響により、2022年４－６月期から2024年10-12月期まで11四半期連続で前年同期を上回り、企業倒産の増勢が鮮明になった。2024年には10,006件（前年比15.1%増）となり、2013年（10,855件）以来、11年ぶりに１万件を超えた。[3]

＜倒産件数の推移＞

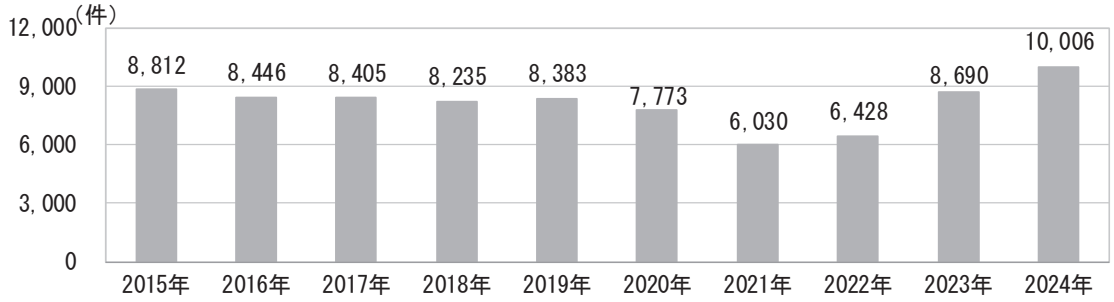

（出所）東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」を基に当室作成

(2) 事業再構築法制の整備

倒産件数の増加が見込まれる中、企業が早期かつ迅速に債務を整理し、事業再構築に取り組める環境を整備することが必要であるとされている。事業再構築に取り組むに当たっては、事業価値毀損[4]の回避を重視し、私的整理[5]が活用されることも多いが、この手続には全対象債権者の同意が必要となることが課題であるとされている。

そのため、2022年には、内閣官房・新しい資本主義実現会議の下に設置された「新たな事業再構築のための私的整理法制検討分科会」において、「新たな事業再構築のための法

[3] 東京商工リサーチ「2024年（令和６年）の全国企業倒産10,006件」（2025年１月14日）

[4] 会社更生法や民事再生法などの法的整理を申し立てることにより当該債務者の信用力が低下し、事業再建に支障が生じるおそれがある。

[5] 法的な倒産手続きを用いずに、当事者との合意に基づいて債務の整理を行うことをいう（金融庁「業種別支援の着眼点」（2023年３月））。

制度の方向性（案）」が提示され、多数決により金融債務の整理を容易にする事業再構築のための法制度について検討が進められた。同案についてはパブリックコメントも行われた。2024 年６月には、産業構造審議会経済産業政策新機軸部会の下に「事業再構築小委員会」が設置され、同年 12 月には、報告書案において新たな制度の方向性が示された。同報告書案における新たな制度は、法的整理手続とも私的整理手続とも異なる、「第三の手続」として新たに位置付けることが適当であるとされ、経済的に窮境に陥るおそれのある段階（倒産前の状態）の事業者について、公平中立的な第三者機関（指定法人）と裁判所が関与して手続の透明性・公正性の両方を担保しつつ、金融債務の整理を迅速に行うため、対象債権者の多数決により権利変更を可能とするものである。2024 年 11 月に閣議決定された「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（以下「総合経済対策」という。）においても、経営者の判断により早期の事業再構築を進めることができるよう、多数決によって金融負債の整理を進めることができる法案について、早期に国会に提出することを目指すとされた。

(3) 生産性向上等に向けた設備投資の促進

中小企業・小規模事業者向けの主な補助金として、生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資を支援する「ものづくり補助金」、小規模事業者が経営計画を自ら策定して行う販路開拓や生産性向上の取組を支援する「小規模事業者持続化補助金」、自社の課題やニーズに合ったＩＴツールの導入を支援する「ＩＴ導入補助金」等が設けられている。また、人手不足に悩む中小企業等の省力化投資を促進するため、IoT、ロボット等の人手不足解消に効果的な汎用製品をあらかじめ補助の対象として登録したリストであるカタログ[6]から選択・導入することによって付加価値向上や賃上げにつなげる取組を支援する「中小企業省力化投資補助金」が設けられている。

2024 年 11 月の総合経済対策においては、省力化投資に関して、カタログから選ぶような汎用製品の導入に加え、業務に応じたソフトウェアの簡易な選択及び導入を支援することとされたほか、事業者それぞれの業務に応じたオーダーメイド型の省力化投資を支援することとされた。また、意欲ある中小企業・小規模事業者の飛躍的成長を実現するため、売上高 100 億円を目指す中小企業等の設備投資を支援する「中小企業成長加速化補助金」も設けられた。

(4) 下請取引の適正化

下請取引の適正化を図るため、政府は、「下請代金支払遅延等防止法（下請法）[7]」において、親事業者の義務及び禁止行為（買いたたき等）を定め、下請事業者に対する優越的地位の濫用行為を取り締まるとともに、「下請中小企業振興法[8]」により、下請事業者の体質

---

[6] カタログは、中小企業省力化投資補助金事務局のウェブサイト等で公開されている。

[7] 昭和 31 年法律第 120 号

[8] 昭和 45 年法律第 145 号

強化を図っている。また、業種の特性に応じて望ましい取引事例等を示した「下請適正取引等推進のためのガイドライン」の策定、取引調査員（下請Ｇメン）による訪問調査、関係事業者団体に対する下請事業者への配慮要請等、様々な取組が実施されている。

原材料価格やエネルギーコスト、労務費等が上昇する中、中小企業が適切に価格転嫁できる環境を整備することが重要である。そこで、政府は、９月及び３月を「価格交渉促進月間」と定め、発注企業と受注企業の価格交渉・価格転嫁を促進するとともに、受注企業に対し、その状況についてのフォローアップ調査を実施している。

特に、賃上げ原資の確保に向けて、労務費の価格転嫁が重要であることを踏まえ、2023年11月、労務費の価格転嫁に関する発注者・受注者の双方の立場からの行動指針である「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」が取りまとめられた。2024年５月には「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」が改正され、コスト（労務費、原材料価格、エネルギーコスト等）の著しい上昇を、春闘の妥結額等の公表資料から把握できる場合に下請代金を据え置くことも「買いたたき」に当たるとされた。

2024年７月以降、公正取引委員会と中小企業庁は、優越的地位の濫用規制の在り方について、下請法を中心に検討することを目的として、関係有識者からなる「企業取引研究会」を開催し、同年12月に、買いたたき規制の在り方や下請代金等の支払条件、物流に関する商慣習の問題、下請法の執行に係る省庁間の連携の在り方などに関する検討結果について報告書を取りまとめた。2024年11月の総合経済対策においても、下請法の改正を検討し、早期に国会に提出することを目指すとされた。

(5) スタートアップ支援

スタートアップは、イノベーションや雇用の創出、社会課題の解決等に貢献しうる重要な存在である。2022 年 11 月に決定された「スタートアップ育成５か年計画」においては、我が国は、欧米主要国に比べ、開業率が低く、スタートアップ向け投資額やユニコーン企業数（時価総額 1,000 億円超の未上場企業数）も少ないとされ、今後の目標として、2027年度にスタートアップへの投資額を 10 倍超の規模（10 兆円規模）とすることや、将来においてユニコーンを 100 社創出すること等が掲げられた。

主なスタートアップ支援策としては、ストックオプション税制、オープンイノベーション促進税制等のスタートアップ関連税制の拡充、株式会社産業革新投資機構（ＪＩＣ）による資金調達支援等が行われている。

(6) 事業承継の促進

中小企業経営者の高齢化が進むとともに、後継者不在の企業が多数存在することから、廃業の増加による雇用や技術への影響が懸念されている。事業承継[9]を促進するため、事業承継・引継ぎ支援センターによる相談対応や事業承継計画の策定支援、事業承継・M&Ａ補助

[9] 事業承継は、引き継ぐ先によって、親族内承継、従業員承継、社外の第三者への引き継ぎ（M&Ａ）の３類型に分類される。

金等、様々な支援策が実施されている。特に昨今は、M&Aによる第三者承継を行う際の支援が強化されており、中小企業庁は、中小企業が安心してM&Aに取り組める基盤を構築するためのM&A支援機関登録制度を設けているほか、M&Aを適切な形で進めるための手引きである「中小M&Aガイドライン」を策定したり、中堅・中小企業のグループ化を促進するため複数回のM&Aを後押しする中堅・中小グループ化税制等の支援策を講じている。

「中小M&Aガイドライン」が、2024年８月に改訂され、不適切な譲り受け側の存在や経営者保証に関するトラブル、M&A専門業者が実施する過剰な営業・広告等の課題に対応するため、仲介者・FA[10]の手数料・提供業務に関する事項、広告・営業の禁止事項、利益相反に係る禁止事項等が明記された。

３　資源・エネルギー政策

(1) 我が国の一次エネルギー供給

我が国の「一次エネルギー供給[11]」は、1960年代以降、石油への依存を強めてきたが、1970年代の２度のオイルショック等を経て、石油に代わり天然ガス（液化天然ガス：LNG）や原子力等の導入が進められた。しかし、2011年３月に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故を受けて原発が順次稼働を停止し、その代替として化石燃料、特にLNGの割合が上昇した。一方、再生可能エネルギーの割合は、2012年７月の固定価格買取制度（FIT制度）[12]の開始により上昇している。

また、我が国の一次エネルギー供給におけるエネルギー自給率は戦後低下を続け、原子力の発電量がゼロになった2014年度に過去最低（6.3%）を記録した[13]。その後、再生可能エネルギーの普及や原発の再稼働により、2023年度は15.2%となった[14]。

---

[10] FA（フィナンシャル・アドバイザー）とは、譲り渡し側又は譲り受け側の一方との契約に基づいてマッチング支援等を行う支援機関をいう。

[11] 国内で供給されている国産、輸入を含めた全てのエネルギーの量。発電所における電気エネルギーへの転換や石油精製工場におけるガソリン等の石油製品への加工等、エネルギー転換を経て、消費者に届けられる。

[12] Feed In Tariff:再生可能エネルギー電気を電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを保証する制度

[13] 原子力発電のウラン燃料は輸入されているが、再処理することで再び燃料として利用が可能であるため、IEA（国際エネルギー機関）は原子力を国産エネルギーとして一次エネルギー自給率に含めている。

[14] 資源エネルギー庁「2023年度エネルギー需給実績（速報）」

＜一次エネルギー国内供給の推移＞

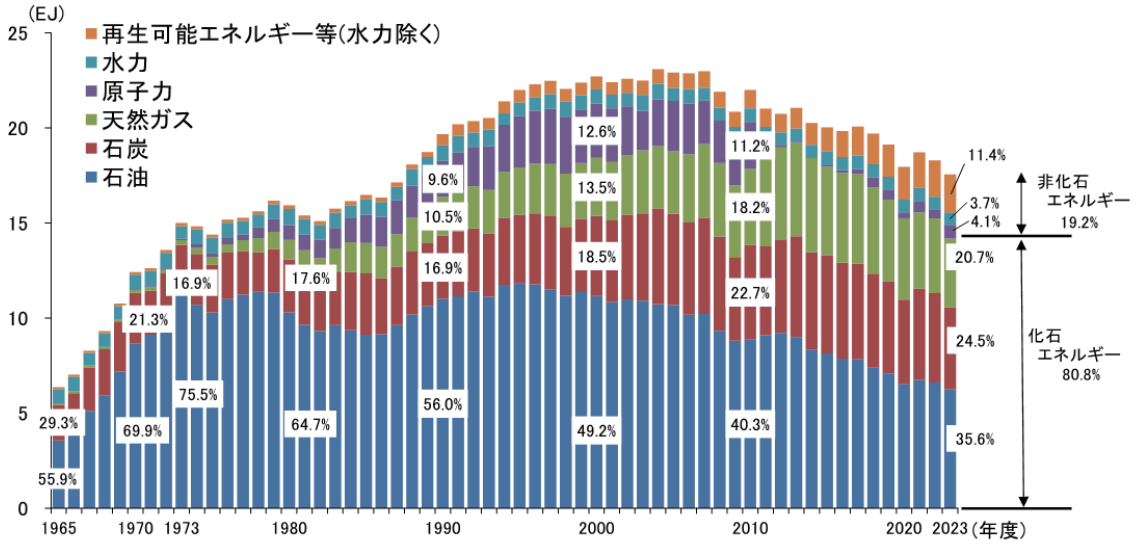

（出所）資源エネルギー庁「エネルギー白書 2024」、「2023 年度エネルギー需給実績（速報）」を基に当室作成

(2) 各エネルギーの現状

ア　化石燃料（石油、ＬＮＧ、石炭）

化石燃料のうち、石油については、一次エネルギー供給の最大の割合を占めており、ホルムズ海峡における中東情勢の地政学的リスク[15]や新興国での需要増大等を受けて、調達先の多角化、海外権益の確保、国家・民間での備蓄[16]等が進められている。

ＬＮＧについては、他の化石燃料に比べてＣＯ２排出量が少なく、カーボンニュートラルの実現に向けたトランジション（移行）の手段として、その需要の世界的な拡大が見込まれることに加え、ロシアによるウクライナ侵略の影響等を踏まえ、戦略的にＬＮＧを確保する仕組みを構築するなど、安定供給に向けた取組が進められている。

石炭については、他の化石燃料に比べてＣＯ２排出量が多いため、電力の安定供給の確保を大前提としつつ、非効率な石炭火力のフェードアウトが進められている。

世界規模で脱炭素化の動きが進む中、政府は、燃料の脱炭素化を図るため、燃焼時のＣＯ２を排出しない水素やアンモニア等の利活用に向けた研究開発や社会実装の支援を行っている。

イ　再生可能エネルギー（太陽光、風力、水力、バイオマス）

再生可能エネルギーは、ＦＩＴ制度の開始により導入量が拡大しており、2023 年度の電源構成（発電電力量）に占める割合は 22.9%となっている。一方で、ＦＩＴ制度に基づく買取

[15] 原油の 95.2%（2022 年度）、ＬＮＧの 9.0%（同）が中東地域からの輸入であり、多くが狭隘なホルムズ海峡を経由する（資源エネルギー庁「エネルギー白書 2024」）。

[16] 2024 年 11 月末で、国家備蓄が 4,136 万 kℓ（146 日分）、民間備蓄が 2,633 万 kℓ（93 日分）など計 248 日分備蓄されている（資源エネルギー庁「石油備蓄の現況」（2025 年１月））。

費用（国民負担）の増大[17]、発電量等が変動する再生可能エネルギー由来の電力の送電抑制等が課題となっている。これらの課題への対応策として、市場価格と連動させて賦課金による国民負担の抑制等を図るＦＩＰ制度[18]が 2022 年４月より開始されたほか、地域間連系線の増強等、次世代電力ネットワークの形成に向けた取組が進められている。

ウ　原子力

原子力発電は、気候や地政学的リスク等の変動要因が少なく、安定供給が可能な「ベースロード電源」として利用が進められ、2010 年度の電源構成（発電電力量）に占める割合は約 25%であったが、東京電力福島第一原子力発電所事故を経た 2023 年度では 8.5%となっている。原子力発電所については、原子力規制委員会の「新規制基準」（2013 年７月施行）に適合すると認められた 14 基が再稼働している（2025 年１月現在）。政府は、近年の脱炭素化及びエネルギー安定供給の確保の観点から、安全確保を大前提として原子力の活用を進めることとしており、2023 年５月に成立した「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（ＧＸ脱炭素電源法）[19]」において、発電用原子炉の運転期間の延長[20]に関する規定の整備等が行われている。

福島第一原発の廃炉については、廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議で決定された「中長期ロードマップ[21]」に基づいて進められている[22]。最長で 2051 年までかかるとされる廃止措置の終了に向けて、2024 年 11 月には、燃料デブリ（事故により溶けた燃料等が冷えて固まったもの）の試験的取り出しに成功した。今後、取り出した試料を分析し、燃料デブリの取り出し工法、安全対策及び保管方法の検討等に活用することとしている[23]。

資源の乏しい我が国は、原子力発電所で生じた使用済燃料を再処理して、再度発電に利用する「核燃料サイクル」の取組を進めている。最終的に発生する高レベル放射性廃棄物

---

[17] 再生可能エネルギー電気と通常の電気料金との差額は「賦課金」として電力利用者が負担しており、標準家庭の月額負担額は、2024 年度では 1,396 円となっている。また、同年度の買取費用の総額は約 4.8 兆円に達する見込みである（経済産業省ＨＰ）。

[18] Feed In Premium：ＦＩＴ制度のように固定価格で買い取るのではなく、再生可能エネルギー発電事業者が卸市場などで売電したとき、その売電価格に対して一定のプレミアムを上乗せして交付する制度。

[19] 令和５年法律第 44 号。①特に重要な送電線の整備計画の認定制度の創設、②原子炉の運転期間（40 年）の延長に関する規定の整備、③原子力利用の価値及び国・事業者の責務の明確化等を内容とする。

[20] 原子炉の運転期間については、従来 40 年とされ、延長は一回に限り、20 年まで可能であった。ＧＸ脱炭素電源法では、運転期間について、最大 60 年（原則 40 年、延長 20 年）とする枠組みを維持した上で、原子力規制委員会による安全性確認を大前提として、この 60 年のカウントから原子力事業者の予見し難い事由（安全規制に係る制度や運営の変更、仮処分命令等）による運転停止期間を除外することとされた。

[21] 廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議「東京電力ホールディングス（株）福島第一原子力発電所廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」（2019 年 12 月 27 日）

[22] 福島第一原発の原子炉建屋に流れ込む地下水により発生した汚染水は、多核種除去設備（ＡＬＰＳ）等で処理した上で原発敷地内において保管されてきたが、2023 年８月 24 日からＡＬＰＳ処理水の海洋放出が行われている。政府は、処理水の処分に伴う風評影響等に対処するため、処理水の処分完了まで全責任をもって取り組む方針を示している。

[23] 東京電力「燃料デブリポータルサイト」

は地層処分することとされており、最終処分地選定手続の第一段階に当たる文献調査[24]が、北海道寿都（すっつ）町及び神恵内（かもえない）村において2020年11月から、佐賀県玄海町において2024年６月から開始された。2024年11月、原子力発電環境整備機構（ＮＵＭＯ）は、第二段階の概要調査に進むことが可能であるとする文献調査報告書を寿都町長及び神恵内村長に提出した[25]。

(3) エネルギー基本計画の見直しに向けた検討

エネルギー基本計画は、政府がエネルギー政策の基本的な方向を示すために策定するもので、「エネルギー政策基本法[26]」において、少なくとも３年ごとに見直しの検討を加えなければならないとされている。

2021年10月に「第６次エネルギー基本計画」が策定されて以降、我が国を取り巻くエネルギー情勢は大きく変化し、脱炭素化の進展に加えて、生成ＡＩなどによるＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）の進展に伴う電力需要の増加の可能性も指摘される中、政府は、「ＧＸ2040ビジョン[27]」の策定に向けた動きと連動して、2024年５月から「第７次エネルギー基本計画」の策定の検討を進めている。

2024年12月に公表された「エネルギー基本計画（案）」では、「可能な限り原発依存度を低減する」との文言を削除する代わりに、「特定の電源や燃料源に過度に依存しない」との文言が追加されたほか、2040年度におけるエネルギー需給の見通し（発電電力量で再エネ４～５割程度、火力３～４割程度、原子力２割程度）等が示された。政府は、パブリックコメントを経た上で、2024年度内の閣議決定を目指している。

(4) ＧＸ実現に向けた動き

ア　我が国の脱炭素化への取組全般

世界規模での脱炭素化に向けた動きを背景として、2020年10月に菅内閣総理大臣（当時）が2050年カーボンニュートラルを宣言し、同年12月には、経済と環境の好循環を作っていく産業政策として、グリーンイノベーション基金の創設等を盛り込んだ「グリーン成長戦略」が策定された。また、2021年４月には、2030年度の新たな温室効果ガス削減目標として、2013年度から46％削減することを目指し、さらに50％の高みに向けて挑戦を続けるとの新たな方針を表明した。

こうした中、脱炭素化に向けた取組と産業競争力強化・経済成長を同時に実現する経済社会システム全体の変革とされるＧＸ（グリーントランスフォーメーション）の実現に向けた投資競争が世界規模で加速している。加えて、2022年２月のロシアによるウクライナ

---

[24] 処分地選定には、段階的な技術的調査（文献調査、概要調査、精密調査）が必要であり、最初に行う文献調査は、地質図や学術論文などの文献・データを基にした机上調査である。文献調査は、概要調査を実施するかどうかを検討するための材料を集める事前調査的な位置付けとされている。

[25] 原子力発電環境整備機構ＨＰ

[26] 平成14年法律第71号

[27] 産業構造、産業立地、技術革新、消費者行動といった経済社会全体の大変革と脱炭素への取組を一体的に検討するための、2040年に向けた新たな国家産業戦略（後述）。

侵略は、国際的なエネルギー情勢を一変し、我が国を取り巻くエネルギー安全保障上の課題を浮き彫りにした。

こうした変化を契機として、政府は、2023年２月、産業・社会構造の変革や安定的で安価なエネルギー供給を実現するための今後10年のロードマップである「ＧＸ実現に向けた基本方針」を閣議決定した。この方針等に基づき、ＧＸ実現に向けて必要となる関連法として、同年５月には「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（ＧＸ推進法）[28]」及びＧＸ脱炭素電源法が成立し、同年７月、ＧＸ推進法に基づいて「脱炭素成長型経済構造移行推進戦略（ＧＸ推進戦略）」が策定された。さらに、2024年５月には「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（水素社会推進法）[29]」及び「二酸化炭素の貯留事業に関する法律（ＣＣＳ事業法）[30]」が成立している。

政府は、こうした一連のＧＸ政策をさらに発展させるため、2040年に向けた新たな国家産業戦略である「ＧＸ2040ビジョン」の策定に向けた議論を2024年５月から開始した。同年12月には、ＧＸ推進戦略の改訂版と位置付けられた「ＧＸ2040ビジョン（案）」を公表し、政府は、パブリックコメントを経た上で、2024年度内の閣議決定を目指している。

イ　カーボンプライシング制度の詳細設計に向けた検討

ＧＸ推進法（2023年６月施行）では、カーボンプライシング制度[31]の在り方について、法施行後２年以内に必要な法制上の措置を講ずることが規定されており、ＧＸ推進戦略では、2026年度に排出量取引制度を本格稼働する方針が示されている。

政府は、2024年９月から、制度の具体的な設計について論点整理を行うなど、制度の具体化に向けた検討を重ねており、これらの検討の成果は、「ＧＸ2040ビジョン（案）」に反映されている。これらを踏まえ、政府は、ＧＸ推進法改正案を第217回国会（常会）に提出する方針を示している。

(5) エネルギー価格高騰問題

政府は、ガソリン価格等の燃料価格の高騰対策として、2022年１月より「燃料油価格激変緩和対策事業」を実施している。また、化石燃料価格の上昇等による電気・ガス料金の

---

[28] 令和５年法律第32号。①ＧＸ推進戦略の策定、②ＧＸ投資の支援のためのＧＸ経済移行債の発行、③カーボンプライシングの導入（2028年度からの化石燃料の輸入事業者等への賦課金の徴収及び2033年度からの発電事業者に対する負担金の徴収）等を内容とする。

[29] 令和６年法律第37号。①低炭素水素等供給等事業に関する計画認定制度の創設、②認定を受けた事業者に対する支援措置等を内容とする。

[30] 令和６年法律第38号。ＣＣＳ（Carbon dioxide Capture and Storage）とは、ＣＯ２を分離・回収し、地下に貯留する技術を意味する。ＣＣＳ事業法は、①貯留事業・試掘の許可制度の創設、②貯留事業・試掘に関する事業規制・保安規制の整備等を内容とする。

[31] 企業等の排出するＣＯ２に価格をつけ、それによって排出者の行動を変容させるために導入する政策手法。代表的な手法として、「炭素税」（企業等が燃料や電気を使用して排出したＣＯ２に対して課税）や「排出量取引」（企業ごとに排出量の上限を決め、それを超過する企業と下回る企業との間でＣＯ２の排出量を取引）、「クレジット取引」（ＣＯ２の削減を「価値」と見なして証書化し、売買取引を行う）等がある。

高騰対策として、2023年１月から2024年５月及び2024年８月から10月の間、「電気・ガス価格激変緩和対策事業」を実施した。

「燃料油価格激変緩和対策事業」については、2024年12月以降、補助率を縮減しつつ実施している。また、「電気・ガス価格激変緩和対策事業」についても、物価高により厳しい状況にある生活者を支援するため、2025年１月から再開され、３月まで実施することとしている。

これまでに燃料油価格激変緩和対策事業として約8.2兆円、電気・ガス価格激変緩和対策事業として約4.3兆円の予算措置を行っている。

４　産業政策

(1) 自動車産業

自動車産業はＧＸとＤＸの２つの側面での産業構造変化が進んでいる。

ＧＸでは、世界的な脱炭素化への移行に伴い、各国が相次いでガソリン車規制に関する方針を表明しており、電気自動車をはじめとする車の電動化が世界で進んでいる。2023 年の電気自動車の世界販売台数は前年比 30.6％増の約 1,004 万台、ハイブリッド車は同 27.7％増の約 553 万台、プラグインハイブリッド車は同 49.6％増の約 425 万台となったとされている[32]。2024 年については、ハイブリッド車が前年比 16.3％増、プラグインハイブリッド車が同 28.2％増と見込まれる一方、電気自動車については伸び悩み 4.4％増と見込まれている[33]。

＜主要国の電動化目標＞

日本	2035 年までの乗用車新車販売での電動車（電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド車、ハイブリッド車）100%
ＥＵ	2035 年以降、ガソリン車（プラグインハイブリッド車、ハイブリッド車を含む）の販売禁止としていたものの、2023 年 3 月、合成燃料のみで走行する内燃機関車の新車販売も可能とすることで合意
中国	2027 年までに新車販売の 45%を電気自動車等の新エネルギー車に
米国	2030 年までに新車販売の半数を電気自動車、プラグインハイブリッド車、燃料電池車に

（出所）各種報道資料を基に当室作成

ＤＸでは、自動車を取り巻くデジタル技術の進展に伴い、自動車産業のバリューチェーンや産業構造に大きな変化がもたらされ、自動車を巡る競争は、グローバルなゲームチェンジが起こりつつある。例えば、ソフトウェアを起点とした車両開発（ＳＤＶ：ソフトウエア・デファインド・ビークル）が進み、ソフトウェアのアップデートにより、自動車の性能向上や機能の追加等といった新たな価値が提供されるといったことが生じている。こうした、自動車分野のＤＸを巡る国際競争を勝ち抜く観点から、政府は、2024 年５月に、官民で目指すべき中長期目標の設定と、その実現に向けたロードマップの策定等を盛り込んだ「モビリティＤＸ戦略」を策定した。

---

32 富士経済「世界の EV・HV・PHV 新車販売台数を予測」（2024.10.18）

33 同上

(2) 半導体

近年、デジタル化の進展に伴うデジタル機器の需要拡大等により世界的に半導体の需給がひっ迫したことを踏まえ、各国で経済安全保障及び産業政策の観点から半導体の生産基盤を自国内に構築するための支援策を打ち出す動きが見られる。

我が国においても、①超低遅延や多数同時接続といった機能が強化された第５世代移動通信システム（ポスト５Ｇ）に用いられる先端半導体製造技術の開発事業等を支援する「ポスト５Ｇ情報通信システム基盤強化研究開発事業」、②高性能な半導体の生産拠点を確保する「特定半導体基金事業」、③「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（経済安全保障推進法）[34]」に基づき、特定重要物資として半導体を指定し、各種半導体の国内生産能力を維持・強化することとする「半導体のサプライチェーン強靱化支援事業」の３つの支援策を行っている。

＜ポスト５Ｇ情報通信システム基盤強化研究開発事業の主な採択状況＞

採択日	事業者名	事業概要	最大助成額
2022年11月11日	Rapidus（ラピダス）	先端半導体製造技術の開発	700億円
2023年４月25日	Rapidus（ラピダス）	先端半導体製造技術の開発	2,600億円
2023年10月３日	マイクロンメモリジャパン	次世代型メモリの研究開発	250億円
2023年12月21日	サムスン	後工程技術の研究開発	200億円
2024年４月２日	Rapidus（ラピダス）	先端半導体製造技術の開発	5,900億円

（出所）政府資料等を基に当室作成

＜特定半導体基金事業の採択状況＞

採択日	事業者名	主要製品	最大助成額
2022年６月17日	ＴＳＭＣ、ＪＡＳＭ	ロジック半導体（22/28nm・12/16nm）	4,760億円
2022年７月26日	キオクシア、 ウェスタンデジタル等	３次元フラッシュメモリ （第６・８世代製品）※	929.3億円
2022年９月30日	マイクロンメモリジャパン等	ＤＲＡＭ（１β世代）	464.7億円
2023年10月３日	同上	ＤＲＡＭ（１γ世代）	1,670億円
2024年２月６日	キオクシア、 ウェスタンデジタル等	３次元フラッシュメモリ （第８・９世代製品）	1,500億円
2024年２月24日	ＴＳＭＣ、ＪＡＳＭ	ロジック半導体（6nm・12nm）	7,320億円

※2024年２月６日の変更の認定により、第８世代製品が追加された。
（出所）政府資料等を基に当室作成

2024年11月の総合経済対策では、半導体分野について、2030年度までの７年間に必要となるＡＩ・半導体分野の技術開発や設備投資計画を重点的に支援し、今後10年間で50兆円を超える官民投資を誘発し、半導体生産等に伴う約160兆円の経済波及効果を実現するため、複数年度にわたって、必要な財源を確保しつつ、補助・委託、金融支援、法制上の措置により10兆円以上の公的支援[35]を行う「ＡＩ・半導体産業基盤強化フレーム」が盛り込まれた。さらに、同支援フレームの一環として、先端・次世代半導体の国内生産拠点の整備や研究開発支援を実施するとともに、次世代半導体の量産等のために必要な法制上の措置を検討し、次期通常国会に法案を提出すると明記された。同年12月には、経済産業

[34] 令和４年法律第43号

[35] ①次世代半導体研究開発やパワー半導体量産投資等への補助・委託等として６兆円程度、②次世代半導体量産投資やＡＩ利活用に向けた計算基盤整備等への出資や債務保証等の金融支援として４兆円以上。

省に「次世代半導体等小委員会」が設置され、次世代半導体の量産化支援のための制度設計等に向けた検討が進められている。また、同月に閣議決定した令和７年度予算案には、次世代半導体の量産化に向けた金融支援として、1,000億円が計上されている。

(3) 成長志向型の資源自律経済の確立実現に向けた制度見直し

近年、循環経済（サーキュラーエコノミー）[36]への転換の必要性が高まっており、2023年３月に経済産業省において資源循環経済政策に係る総合的な政策パッケージである「成長志向型の資源自律経済戦略」が策定された。その後、同省の審議会で関連法制の拡充・強化について検討が行われ、2024年12月に報告書案が示された。

政府は、2024年12月に公表した「ＧＸ2040ビジョン（案）」において、再生材の利用に関する計画の作成及び定期報告の義務付け等を行うとしており、これらを踏まえ、政府は資源有効利用促進法改正案を第217回国会（常会）に提出する方針を示している。

５　知的財産政策

我が国の知的財産政策は、知的財産基本法に基づき毎年策定される「知的財産推進計画」にのっとって推進されている。2024年６月４日に策定された「知的財産推進計画2024」では、我が国のイノベーションを創出・促進するため、①ＡＩ技術の進歩の促進と知的財産権の適切な保護が両立するエコシステムの実現に向けて、ＡＩ開発者や権利者等の関係者の取組を促進すること、②国際標準化を総合的に進める国家戦略を2025年春目途に策定すること、③高度知財人材の戦略的育成・活躍を推進すること等を明記している。また、同日、「新たなクールジャパン戦略」が策定され、コンテンツ産業をはじめとするクールジャパン関連産業を基幹産業として位置付け、2033年までに海外展開を50兆円以上の規模とする目標等が掲げられた。同戦略における今後の取組については「知的財産推進計画2024」にも盛り込まれている。なお、2024年10月以降、「知的財産推進計画2025」の策定に向けた検討が進められている。

＜知的財産推進計画2024の全体像＞

１．知的財産の創造（国内のイノベーション投資の促進、知財・無形資産への投資による価値創造、ＡＩと知的財産権）
２．知的財産の保護（技術流出の防止、海賊版・模倣品対策の強化）
３．知的財産の活用（産学連携による社会実装の推進、標準の戦略的活用の推進等）
４．高度知財人材の戦略的な育成・活躍（研究開発における人材育成・流動化、コンテンツ開発や利活用における人材育成、知財活用を支える人材基盤の強化）
５．新たなクールジャパン戦略・コンテンツ戦略（海外へのビジネス展開等）

（出所）知的財産戦略本部「知的財産推進計画2024（概要）」を基に当室作成

[36] バリューチェーンのあらゆる段階で資源の効率的・循環的な利用を図りつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じ、付加価値の最大化を図る経済。

６　通商政策

2000 年代後半以降、ＷＴＯ（世界貿易機関）での多国間交渉が難航・長期化する中、世界の主要国は貿易・投資の拡大のため、積極的に二国間・地域間の経済連携協定（ＥＰＡ／ＦＴＡ）を締結するようになっている。

我が国では 2024 年９月現在、20 の経済連携協定が発効済みであり、2016 年２月に署名されたＴＰＰ協定（環太平洋パートナーシップ協定）及び同協定から米国が離脱したことを受けて残りの 11 か国で 2018 年 12 月に発効したＣＰＴＰＰ協定（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）の締結を進めたほか、2022 年１月に発効したＲＣＥＰ協定（地域的な包括的経済連携協定）にも参加している。ＣＰＴＰＰ協定については、2023 年７月に英国の加入が正式に承認され、2024 年 12 月 15 日に議定書が発効した。このほかにも中国、台湾、エクアドル、コスタリカ、ウルグアイ、ウクライナ、インドネシアが加入を申請している。

2022 年５月にはＩＰＥＦ（インド太平洋経済枠組み）が立ち上げられた。これは、米国を含む14か国が参加する経済枠組みであり、2022 年９月のＩＰＥＦ閣僚級会合において、「貿易」「サプライチェーン」「クリーン経済」「公正な経済」の４つの分野について交渉を進めることとされたが、インドは「貿易」分野への参加を見送っている。なお、ＩＰＥＦは、ＥＰＡやＦＴＡとは異なり、関税についての交渉は行わないこととされている。

2024 年２月には、サプライチェーンの途絶時における連携手続等を規定する「ＩＰＥＦサプライチェーン協定」が、同年 10 月には、クリーンエネルギーへの移行等に関する「ＩＰＥＦクリーン経済協定」、贈収賄を含む腐敗行為の防止に取り組む「ＩＰＥＦ公正な経済協定」及び事後的に交渉対象に追加された、分野横断的な事項について取り扱う閣僚級の協議体設置のための「ＩＰＥＦ協定」[37]も発効しており、残る交渉分野は「貿易」のみとなった。

＜ＣＰＴＰＰ、ＲＣＥＰ、ＩＰＥＦの参加国＞

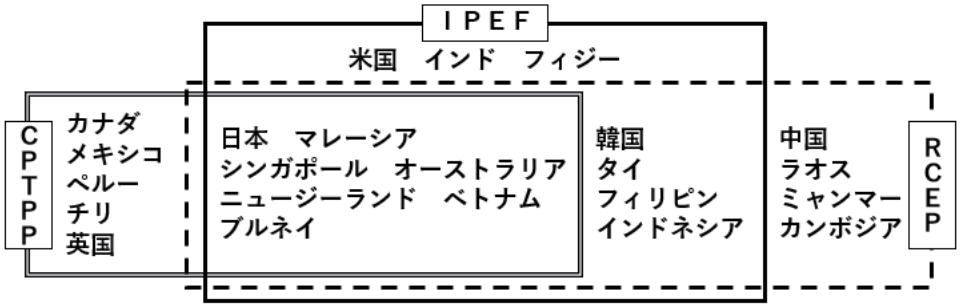

（出所）当室作成

[37] 本協定は、2022 年９月のＩＰＥＦ閣僚級会合の際に一致した４つの交渉分野には含まれなかったものの、ＩＰＥＦの下における取組の効果的な実施に資するものとして、事後的に交渉対象に追加された。

7　独占禁止政策

(1) 公正取引委員会の概要

我が国の独占禁止政策は、独立行政委員会である公正取引委員会において進められている。同委員会は、独占禁止法及び下請代金支払遅延等防止法等について、違反行為の調査及び排除措置命令等のほか、各種ガイドラインの策定等を行っている。

(2) スマートフォンのソフトウェアに係る競争環境の整備

スマートフォンが国民生活及び社会経済活動の基盤となる中、スマートフォンの利用に特に必要な特定ソフトウェア（モバイルＯＳ、アプリストア、ブラウザ、検索エンジン）に係る市場は、特定少数の有力な事業者による寡占状態にあり、新規参入が妨げられるなど、公正かつ自由な競争が妨げられている。このため、特定ソフトウェアに係る競争環境を整備するため、2024 年に「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（スマートフォンソフトウェア競争促進法）[38]」が成立した。

同法は、一定規模以上の特定ソフトウェア事業者を規制対象事業者[39]として指定するとともに、指定事業者に対して、禁止事項（他の事業者がアプリストアを提供することを妨げる行為の禁止等）や遵守事項（データの管理体制の開示義務等）のほか、指定事業者によるこれらの遵守状況等に関する報告書の提出、違反行為に対する排除措置命令・課徴金納付命令等を定めており、2025 年 12 月 19 日までに全面施行される予定である。

内容についての問合せ先
経済産業調査室　深谷首席調査員（内線 68560）

[38] 令和６年法律第 58 号

[39] 2024 年 12 月 10 日に規制対象事業者の事業の規模を年度の月平均利用者数が 4,000 万人超と定める政令（スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律第３条第１項の事業の規模を定める政令）が閣議決定された。

国土交通委員会

国土交通調査室

１　国土政策及び社会資本整備の動向

(1) 社会資本整備重点計画及びインフラ老朽化対策

ア　社会資本整備重点計画

社会資本整備重点計画とは、社会資本整備重点計画法に基づき、社会資本整備事業を重点的、効果的かつ効率的に推進するために策定される計画であり、道路、交通安全施設、鉄道、空港、港湾、公園・緑地、河川等の事業を対象としている。現在は、令和３年５月に閣議決定された「第５次社会資本整備重点計画」（計画期間：令和３～７年度）に基づいてインフラ整備が進められている。同計画では、計画期間内に達成すべき６つの重点目標（「防災・減災が主流となる社会の実現」、「持続可能なインフラメンテナンス」、「持続可能で暮らしやすい地域社会の実現」、「経済の好循環を支える基盤整備」、「インフラ分野のデジタル・トランスフォーメーション（ＤＸ）」、「インフラ分野の脱炭素化・インフラ空間の多面的な利活用による生活の質の向上」）が設定されており、その目標達成に向けて必要な事業横断的な19の政策パッケージが設定され、重点的に取り組む具体的な事業や施策が明らかにされている。また、インフラを国民が持つ資産として捉え、そのストック効果を最大化させるため、工夫を凝らした取組を実施する「インフラ経営」の視点が新たに取り入れられている。

なお、次期計画の策定に向けた検討も国土交通省社会資本整備審議会計画部会において令和６年４月から開始されており、今後の社会資本整備の方向性や計画の実効性を確保する方策等の議論が行われている。

イ　インフラ老朽化対策

高度経済成長期に集中的に整備された社会資本が今後一斉に老朽化することが懸念されており、従来の事後保全からその機能に支障が生じる前に対策を行う予防保全への転換によるトータルコストの縮減及びコスト平準化が不可欠となっている。このような中、政府の「インフラ長寿命化基本計画」（平成25年11月）に基づいて、国土交通省は、平成26年５月、自らが管理・所管するあらゆるインフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中長期的な取組の方向性を明らかにする「国土交通省インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定し（令和３年６月改定）、行動計画に記載された施設（道路、鉄道等）の管理者による「個別施設毎の長寿命化計画」に基づく取組が進められている。

人員や予算の不足等によりインフラメンテナンスの課題が深刻化している市区町村については、社会資本整備審議会・交通政策審議会技術分科会技術部会における提言を踏まえ、令和５年８月から、国土交通省は、区域に拘らない広域的な視点で、道路、公園、下水道等の複数、多分野のインフラを群として捉え、更新や集約・再編、新設も組み合わせた検討により、効率的、効果的にマネジメントし、地域に必要なインフラの機能、性能を維持

する「地域インフラ群再生戦略マネジメント」を全国的に展開するため、その計画策定手法や実施手法等について検討を行っており、令和５年12月には11件（40地方公共団体）のモデル地域が選定され、モデル地域における取組や知見を全国展開につなげることとしている。また、国は、令和３～７年度の５か年に防災・減災、国土強靱化に関して追加的に必要となる事業規模（おおむね15兆円程度）等を定めた「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」（令和２年12月閣議決定）において、「重点的に取り組むべき対策」の１つとして「予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策」を位置付け、国土強靱化の観点からも老朽化対策に取り組んでいる。国土交通省関連では、河川管理施設・道路・港湾・鉄道・空港等の老朽化対策、老朽化した公営住宅の建替えによる防災・減災対策等を行うこととしている。

(2) 道路政策の動向

我が国の道路施設については、老朽化が大きな問題となっており、平成25年の道路法等改正により、平成26年度から、道路管理者が、全ての橋梁、トンネル、道路附属物等について、５年に１度の点検を行うことが義務付けられており、平成30年度に１巡目点検、令和５年度に２巡目点検が完了し、令和６年度から３巡目点検が実施されている。国土交通省は、令和５年度までの点検や実施状況等を「道路メンテナンス年報（令和５年度）」（令和６年８月）として取りまとめている。その中で、１巡目（平成26～平成30年度）点検において修繕等の措置を講ずべき[1]とされた橋梁について、次回点検まで（５年以内）に措置を講ずべきとされているが、地方公共団体においては、着手率、完了率ともに低水準となっていることなどが指摘されている。同省は、令和２年度予算において「道路メンテナンス事業補助制度」を創設し、地方公共団体による道路メンテナンス事業の計画的かつ集中的な支援を実施している。

１巡目点検（H26～H30 年度）で修繕等が必要とされた橋梁の措置状況

管理者	措置が必要な施設数	措置に着手済の施設数	
			うち完了
国土交通省	3,340	3,340 (100%)	2,724 (82%)
高速道路会社	2,532	2,532 (100%)	2,164 (85%)
地方公共団体計	60,482	50,129 (83%)	39,688 (66%)
都道府県・政令市 等	19,814	18,238 (92%)	14,298 (72%)
市区町村	40,668	31,891 (78%)	25,390 (62%)
合計	66,354	56,001 (84%)	44,576 (67%)

（出所）「道路メンテナンス年報」（令和５年度）より作成

また、令和６年能登半島地震における災害対応から得られた教訓事項を踏まえ、令和６年６月、社会資本整備審議会道路分科会国土幹線道路部会において、今後道路行政が取り組むべき方向が緊急提言として取りまとめられた。緊急提言では、今回の災害で、災害時こそアクセスルートとして最大限に機能することが求められる高規格道路の盛土が大規模

[1] 判定区分は４段階。修繕等の措置を講ずべきとしているのは、判定区分Ⅲ及びⅣ（判定区分Ⅲ（早期措置段階）は、構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。判定区分Ⅳ（緊急措置段階）は、構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。）。

に被災し十分に機能しなかったことは道路ネットワークの根幹に関わる課題であるとされ、今後、道路行政が取り組むべき施策として、耐震性や復旧性を備え災害時に機能するネットワーク整備や適切な管理の在り方の検討、防災拠点としての「道の駅」などの拠点機能の強化などが提言された。

(3) 半島振興策の動向

半島振興法は、三方を海に囲まれ、平地に恵まれず、水資源が乏しい等の制約から産業基盤及び生活環境の整備等が遅れていた半島地域について広域的かつ総合的な対策を実施するため、昭和60年に議員立法で10年間の時限法として制定された。以降、10年ごとに議員立法でその内容の拡充及び期限の延長のための改正をしてきており、令和７年３月末に期限切れとなる。

国土審議会半島振興対策部会は、令和６年６月、半島振興策のこれまでの成果と現状及び今後の対応の方向性についての中間取りまとめを公表した。同取りまとめでは、半島地域における急速な人口減少及び高齢化の進行、地域産業支援による半島地域全体の活性化が道半ばである状況、令和６年能登半島地震の甚大な被害について指摘した上で、①「半島強靱化」対策の強化、②安全・安心な地域づくり、③強みをいかした産業振興、観光振興等、④地域の担い手確保・関係人口の拡大を半島振興策の今後の方向性として示した。

令和７年１月に入り、与党が期限延長と併せて防災対策・国土強靱化の観点等を盛り込む半島振興法改正案大綱をまとめた旨の報道もあり[2]、今国会では、３月末の期限切れへ向けて結論を得るため、各党内や与野党間において検討が本格化すると見込まれる。

(4) 整備新幹線等の整備

整備新幹線とは、「全国新幹線鉄道整備法」に基づき、昭和48年に整備計画が定められた右表の５路線を指す。建設費用はＪＲが毎年支払う新幹線貸付料[3]がまず充当され、残額を国及び地方がそれぞれ２：１の割合で負担している。

整備新幹線の一覧

路線名	整備計画区間	開業（ゴシック体は建設中）
北海道新幹線	新青森～札　幌	新　青　森～新函館北斗…2016年３月開業 **新函館北斗～札　　幌…開業時期未定**
東北新幹線※	盛　岡～新青森	盛　　岡～八　　戸…2002年12月開業 八　　戸～新　青　森…2010年12月開業
北陸新幹線	東　京～大　阪	高　　崎～長　　野…1997年10月開業 長　　野～金　　沢…2015年３月開業 金　　沢～敦　　賀…2024年３月開業 （敦賀～大阪間は未着工）
九州新幹線 （鹿児島ルート）	博　多～鹿児島中央	新　八　代～鹿児島中央…2004年３月開業 博　　多～新　八　代…2011年３月開業
九州新幹線 （西九州ルート）	博　多～長　崎	武 雄 温 泉～長　　崎…2022年９月開業 （博多～武雄温泉間は在来線を走行）

※東北新幹線の東京～盛岡間は整備新幹線ではない。

現在、北海道新幹線の新函館北斗～札幌間で整備が進められているが、トンネル工事の遅れ等から、当初2030年度末とされていた開業が遅れることが明らかとなり、同区間の開業時期の見通しが立っていない。なお、北海道新幹線の札幌延伸に伴い並行在来線となる函館本線の一部区間については、全国的な鉄道貨物輸送に不可欠な路線であるため、貨物

---

[2] 『読売新聞』（令7.1.1）

[3] 整備新幹線は、トンネルや橋梁などの施設を独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構（鉄道・運輸機構）が建設・保有し、ＪＲ各社は、それらを借りて車両を運行させている。新幹線貸付料とは、ＪＲ各社が同機構に毎年支払う新幹線施設の使用料であり、その額は受益を限度とするとされている。具体的には、新幹線を整備した場合としない場合の30年間の収益の差額を30で除し、毎年の使用料が算定される。

路線としてどのように維持させるかについての協議も行われている。

北陸新幹線は、令和６（2024）年３月に敦賀まで開業したが、敦賀～新大阪間については、同年８月、同区間の詳細な駅位置や京都駅付近の３つのルート案と、それぞれ想定される建設費や工期が明らかにされ、建設費は約3.4～3.9兆円[4]、工期は約25～28年と、当初想定の約2.1兆円、15年との見通しから大幅な変更となった。また、沿線の京都府や京都市からトンネル工事に伴う地下水への影響や財政負担に対する懸念が表明されており、着工に向けてはこれらの課題について自治体の十分な理解を得る必要があり、令和７年度内の着工は困難となっている。

令和４（2022）年９月に暫定開業した九州新幹線西九州ルートでは、途中区間の新鳥栖～武雄温泉間の整備方針が定まっていない。沿線自治体の佐賀県は、佐賀駅経由で新幹線軌道を新設するフル規格について、財政負担の重さや移動時間の短縮効果が薄い等の理由から難色を示しているが、佐賀空港を経由するルートについては議論の余地があるとしており、現在、同県と国土交通省の間で、ルートや整備方針について協議が行われている。

中央新幹線は、ＪＲ東海が、超電導リニア方式による令和９（2027）年の品川駅～名古屋駅間の営業運転開始を目標に、平成26年12月から工事に着手したが、水環境や生態系への影響の懸念から、南アルプストンネルの静岡県内の区間が未着工となっており、ＪＲ東海は令和６年３月、令和９（2027）年の開業を断念する方針を明らかにしている。静岡県側も鈴木知事が令和７年の年頭の記者会見で、ＪＲ東海との年内の対話完了は難しいと述べているが、一方で、政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2024」（以下「骨太方針2024」という。）において、「現行の想定時期の下、適切に整備が進むよう（中略）必要な指導及び技術的支援を行う」として、大阪までの全線開業の時期を当初の想定どおりの「最速2037年」と注記している。

(5) 上下水道の一体化、地震対策

上下水道事業では、人口減少等により今後の大幅な需要減、料金収入減が見込まれており、経営改善が求められるとともに、施設の老朽化対策や耐震化への対応等に取り組む必要がある。その一方で、上下水道事業に携わる職員数はピーク時の約４割減となっており、人材確保や技術の継承が困難になるなどの課題が生じている。

このような中、令和６年４月に厚生労働省からの水道行政の移管を受けた国土交通省は、災害に強く、持続可能な上下水道の機能を確保するため、上下水道一体の取組が必要として、上下水道一体となった地震対策、上下水道一体でのウォーターＰＰＰ（官民連携）[5]の取組、流域全体として最適な上下水道施設の再編、上下水道ＤＸ等による事業の効率化・高度化・基盤強化の取組を推進している。また、同省は、同年11月に「上下水道政策の基本的なあり方検討会」を設置し、長期的な視野から上下水道行政の基本的な方向性について検討を行っている。

---

[4] 将来の物価上昇を見込んだ場合は4.8～5.3兆円とされる。

[5] コンセッション方式と管理・更新一体マネジメント方式の総称

さらに、令和６年能登半島地震において、上下水道の基幹施設が被災し、広範囲かつ長期的な断水や下水道管内での滞水が生じるなど、地震対策の強化及び加速化の必要性が再認識された。

被害を契機に、上下水道システムの急所となる基幹施設や、避難所等に接続する上下水道管路等の耐震化状況の緊急点検が全国で実施され、同省は、点検結果を踏まえ[6]、全ての水道事業者や下水道管理者等に対して、令和７年１月末までに上下水道耐震化計画を策定するよう要請し、計画的かつ集中的に上下水道施設の耐震化を進めることとしている。加えて、令和６年度補正予算では、水道事業について、耐震化の取組状況等を要件とした支援対象の拡充や補助率の拡大等が行われている。なお、料金値上げ等への住民理解を進めるため、耐震化や経営改善の必要性を見える化する「水道カルテ」が公表された。

２　安心・安全で豊かな暮らし

(1) 地域公共交通の維持・確保

地域公共交通は地域住民の日常生活における移動や観光客等の移動の手段として大きな役割を担ってきたが、自家用自動車の普及や地方の人口減少などの社会経済環境の変化により、地域公共交通の利用者は長期的に減少傾向にある。さらに、コロナ禍を経て、地域公共交通を取り巻く状況は劇的に変化し、地域鉄道や一般路線バスの旅客の輸送需要がコロナ禍前の水準まで回復せず、事業者の経営状況が一段と厳しい状況となっている。

これに加え、長い労働時間や低い賃金水準から、バスの運転業務における人手不足が深刻化しており、人手不足を要因とする路線バスの休廃止の動きが地方部だけでなく都市部においても拡大している。

このような現状に対し、地域公共交通の維持・確保に向け、人口・社会構造の変化に対応した地域公共交通のリ・デザイン（再構築）が避けられない状況となっている。

国土交通省は、平成19年に制定された地域公共交通活性化再生法[7]に基づく様々な支援を実施している。また、令和５年の同法の改正では、①ローカル鉄道の再構築に関する仕組みの創設・拡充、②地域公共交通利便増進事業[8]の拡充、③鉄道・タクシーにおける協議運賃制度の創設等が措置された。

また、令和６年７月には、全国各地で、タクシー、乗合タクシー、日本版ライドシェア[9]、公共ライドシェア[10]等を活用しつつ、地域住民や来訪者が公共交通を使えない「交通空白」

---

[6] 接続する上水道及び下水道の管路等の両方が耐震化されている重要施設の割合（令和５年度末時点の全国値）は約15％であるなど、各施設の耐震化率は全体的に低い水準にとどまっていることが確認された。

[7] 地域の交通について、地方自治体が主体となって幅広い関係者の参加による協議会を設け、法に基づく計画をとりまとめ、同計画に基づく地域公共交通の維持・確保等の取組を促進する法律で、かかる取組について、法律の特例措置で支援を行う仕組みが設けられている。

[8] 地域公共交通の利用者の利便を増進するための事業であって、地方公共団体の支援を受けつつ、地域公共交通ネットワークの再編やダイヤ、運賃の改善等を行う事業

[9] タクシー事業者の管理の下で、自家用車・一般ドライバーを活用した運送サービスを提供する事業

[10] 地域住民等の生活に必要な輸送を確保するため、タクシーや乗合タクシー、デマンド交通等による輸送が困難で、地域の関係者が必要であるとして協議が整った場合において、一定の要件を満たした市町村やＮＰＯ法人等が自家用車を使用した運送を提供する事業

の解消に向け早急に対応していくため、国土交通大臣を本部長とする「交通空白」解消本部が設置され、令和７～９年度の３か年を「「交通空白」解消・集中対策期間」と定め、自治体・交通事業者とともに、「交通空白」の解消に向けた取組が進められている。

(2) 建設産業政策の動向

建設業に関しては、処遇改善や将来の担い手確保、資材価格高騰による価格変動等が生じた場合のリスク負担の在り方が課題となっているほか、令和６年４月から適用された罰則付きの時間外労働規制への対応などが求められている。このため、公共工事設計労務単価の引上げや、建設技能者の資格や現場での就業履歴等を登録及び蓄積して能力評価につなげる「建設キャリアアップシステム」の普及及び活用の推進などによる処遇改善のための取組が進められている。

また、同年６月には、担い手確保や生産性向上を促し、地域における対応力を強化するものとして、「第三次・担い手３法」(「建設業法」、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（入契法）及び「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（品確法）の改正）が成立した。改正建設業法では、中央建設業審議会が建設工事の労務費に関する基準（標準労務費）を作成し、これを著しく下回る見積り・契約締結を禁止するなどの適正な労務費の確保と行き渡りを図る仕組みや、資材高騰時に価格転嫁を円滑化するためのルールが整備されるなど、建設工事の請負契約における商慣行の適正化が図られている。令和７年12月までの全面施行に向け[11]、現在、中央建設業審議会の「労務費の基準に関するワーキンググループ」において、標準労務費の作成や運用に向けた検討が進められている。

(3) 都市政策の動向

ア　都市機能の集約・再編等によるコンパクトシティ等の推進

都市構造のコンパクト化を誘導するため、平成26年の「都市再生特別措置法」改正により立地適正化計画制度が創設された。同制度は、市町村が居住誘導区域や都市機能誘導区域を定めた立地適正化計画[12]を作成し、居住、医療、福祉、商業等の都市機能の区域内への立地を予算・金融上の支援措置により誘導等するものである。

また、社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会の下に設置されている都市計画基本問題小委員会において令和５年４月に公表された、今後の都市政策の方向性を提言する中間取りまとめでは、都市構造の検討として、多様な暮らし方、働き方に応じた実効性のあるコンパクト・プラス・ネットワークの取組の推進が挙げられている。

さらに、コンパクト・プラス・ネットワークの取組を更に実効的なものとする上で、立地適正化計画制度に求められる必要な取組を検討することを目的に、国土交通省に「立地

---

[11] 建設業法等の改正のうち、標準労務費中央建設業審議会による労務費の基準の勧告権限の創設等については令和６年９年に、資材高騰時の価格転嫁の円滑化に関する規定等については同年12月に施行されている。

[12] 住宅及び都市機能増進施設（医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの。）の立地の適正化を図るための計画で、市町村が都市計画区域内について作成することができる。568都市が令和６年３月末までに計画を作成・公表している。

適正化計画の実効性の向上に向けたあり方検討会」（座長：谷口守 筑波大学システム情報系教授）が設置され、令和６年12月、裾野拡大と計画見直しに向けた国による推進策の方向性として、広域連携の推進、データ整備や標準化、人材確保等に向けた支援等を内容とする同検討会の取りまとめとなる「持続可能な都市構造の実現のための『立適＋（プラス）』」が公表されている。

イ　まちづくりＧＸ

令和５年７月に開催されたＧ７香川・高松都市大臣会合の結果を受け、①気候変動への対応、②生物多様性の確保、③Well-beingの向上の実現に向け、地方公共団体等による緑地の保全・整備等の推進とともに、都市のエネルギー利用の再エネ化・効率化を進めるなど、まちづくりＧＸの総合的な推進が図られている。

また、同月に閣議決定された国土形成計画（全国計画）においても、多様な機能を有する都市緑地の量・質の確保を通じたまちづくりＧＸの推進を図ることとされている。

このような動きを踏まえ、良好な都市環境の形成に必要な都市緑地の確保や機能増進等を推進するため、令和６年５月、都市緑地法等が改正され（11月８日施行）、12月に基本方針が策定された。

(4) 住宅政策の動向

ア　住宅・建築物におけるカーボンニュートラルの実現

建築物の省エネ化等により、脱炭素社会の実現に資するため、令和４年に「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」等が改正[13]され、改正事項がこれまで段階的に施行されてきた。令和７年４月には、住宅を含む原則全ての建築物の新築等に対する省エネ基準への適合が義務化され全面施行を迎えることから、マニュアルやガイドラインの作成、講習会や研修会の開催など、円滑な施行に向けた準備が進められている。

イ　誰もが安心して暮らせる多様な住まいの確保と子育て世帯への支援強化

高齢者、低額所得者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者のための住宅セーフティネット機能を強化する「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づき登録されたセーフティネット登録住宅[14]について、改修費用の補助、家賃及び家賃債務保証料の低廉化に係る費用の補助が行われている。

また、高齢者への施策として、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づくサービス付き高齢者向け住宅の整備が国庫補助等により促進されている[15]。

今後の単身高齢世帯等の増加等を踏まえ、令和６年５月の両法律の改正により、入居中の安否確認や緩やかな見守りなどを行う居住サポート住宅の認定制度の創設などが行われ

---

[13] 改正後における法律の題名は「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」

[14] 一定の基準に適合する住宅が登録対象となり、令和６年６月末時点で約91万戸が登録されている。

[15] 令和６年７月末時点で、8,301棟、287,773戸のサービス付き高齢者向け住宅が登録されている。

ることとなっており、住宅政策と福祉政策が一体となった居住支援機能等の充実が図られることとなる。

さらに、令和５年12月に閣議決定された「こども未来戦略」では、今後10年間で子育て世帯等の居住に供する住宅約30万戸を確保する等の取組が打ち出されており、令和６年度補正予算において、子育てグリーン住宅支援事業[16]が創設された。

ウ　良質な住宅ストックと流通市場の形成

マンションの老朽化等に対応するため、「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」に基づく管理計画認定制度[17]や「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」に基づく団地における敷地分割制度[18]等により、マンションの管理適正化や再生円滑化に向けた取組が進められている。

令和５年８月には、国土交通省の「今後のマンション政策のあり方に関する検討会」（座長：浅見泰司 東京大学大学院工学系研究科教授）において、現時点で考えられる政策の方向性がマンション政策全般の大綱として取りまとめられ、今後更なるマンションの管理適正化や再生円滑化に向けた取組を進めるに当たっては、その前提となる法務省の法制審議会における区分所有法制の見直しに関する要綱案（令和６年２月決定）を受けた区分所有法改正の動向や、11月に設置された社会資本整備審議会住宅宅地分科会マンション政策小委員会（委員長：齊藤広子 横浜市立大学国際教養学部教授）の取りまとめ（令和７年２月策定予定）を踏まえる必要があるとしている。

また、平成26年制定の「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき市町村による空家等対策計画の策定[19]、特定空家等[20]に対する勧告、命令、代執行等が行われている。加えて、令和５年の改正[21]で措置された、管理不全空家等[22]に対する勧告や空家等活用促進区域の創設、空家等管理活用支援法人制度の創設等により、空家の適切な管理や活用などが促進される。

(5) 令和６年能登半島地震による住家被害等

令和６年１月１日に発生した能登半島地震では、多数の住宅が被害を受け、耐震改修の重要性及び緊急性が顕在化しており、同年２月、国土交通省に「令和６年能登半島地震における建築物構造被害の原因分析を行う委員会」（委員長：中埜良昭 東京大学生産技術研

---

16 持家・借家を問わず、「ＺＥＨ水準を大きく上回る省エネ住宅」の導入や、「新築住宅のＺＥＨ基準の水準の省エネルギー性能確保」の義務化、既存住宅の省エネ改修等への支援を行う制度

17 適切な修繕積立金の設定等の基準を満たすマンションの管理計画を地方公共団体が認定する制度

18 要除却認定を受けた老朽化マンションを含む団地において、敷地共有者の５分の４以上の同意によりマンション敷地の分割を可能とする制度

19 1,501市区町村（86%）で既に策定済み（令和６年３月31日現在）。

20 そのまま放置すれば著しく保安上危険又は衛生上有害となるおそれのある状態、著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切な状態にあると認められる空家等

21 令和５年６月に成立、12月に全面施行。施行に伴い、空家対策に関する国の基本指針や地方自治体向けのガイドライン等が国土交通省により公表されている。

22 放置すれば特定空家になるおそれのある空家等

究所教授）が設置された。同委員会において、11月１日に中間取りまとめが公表され、1981～2000年に建築された木造建築物の被害要因や被害がなかった建築物に関する要因分析、杭基礎である鉄筋コンクリート造等建築物の傾斜や転倒被害の原因分析等について、引き続き情報収集や詳細な検討を行うこととされている。

また、輪島市で発生した大規模火災を受けて、令和６年３月、国土交通省に「輪島市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」（座長：関澤愛 ＮＰＯ法人日本防火技術者協会理事長）が設置され、同年７月、報告書が取りまとめられた。木造密集地域における家屋の倒壊等により道路が閉塞したことで、消防活動が困難となっていたことを踏まえ、木造密集地域における耐震化の支援等の強化を図ることとされている。

(6) 流域治水の推進

近年、水災害が激甚化及び頻発化しており、今後は、気候変動の影響により2040年頃には降雨量が約1.1倍、流量が約1.2倍、洪水発生頻度が約２倍に増加すると見込まれている。

このような状況を踏まえ、河川管理者が長期的な方針を定める河川整備基本方針について、気候変動及び流域治水の新たな視点を踏まえた改定を行うなど、気候変動に対応した治水計画への見直しが行われるとともに、河川管理者等が主体となって行う河川整備等の事前防災対策を加速化させることに加え、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う「流域治水」への転換が推進されている。

具体的には、令和３年３月に、現行の河川整備計画に基づく戦後最大洪水等に対応した河川整備と流域での対策（雨水貯留浸透施設、土地利用規制等）を組み合わせた、あらゆる関係者の協働による治水対策の全体像を示す「流域治水プロジェクト」が全国109の一級水系において策定され、取組が進められている（令和６年３月末時点で約600の二級水系においても策定済み）。また、一級水系については、気候変動の影響により目標とする治水安全度が目減りすることを踏まえ、気候変動の影響による被害増大の明示や必要な対策の追加などを行うことで、流域治水の取組を加速化、深化させる「流域治水プロジェクト2.0」への見直しが実施された。

さらに、令和３年11月に施行された流域治水関連法[23]により、特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川の指定が全国の河川に拡大され、ハード整備に加え、水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりや、流域における貯留・浸透機能の向上等が推進されており、新たな特定都市河川の指定が進められ、制度の活用が取り組まれている。

加えて、国は、流域全体で、治水に加えて利水及び環境もあらゆる関係者と協働して取り組むとともに、治水、利水、環境間の「相乗効果の発現」、「利益相反の調整」を図る[24]「流域総合水管理」を推進することとしている。

---

[23] 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律

[24] 治水と利水（発電）で望ましいダムの水位が異なる中での効果最大化等

(7) 物流・自動車政策の動向

ア　物流の2024年問題への対応

トラックの運転業務に係る時間外労働の上限規制の適用を令和６(2024)年４月に控え、一部のドライバーの労働時間が短くなることも想定される中、実効性ある対策を講じなければ物流が停滞しかねなくなる「物流2024年問題」が大きな課題となっていたことから、同年の第213回国会において「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」（以下「改正物流法」という。）が制定された。

国土交通省、経済産業省及び農林水産省の３省は、令和６年６月から合同会議[25]を開催し、改正物流法に基づく荷主や物流事業者に対する規制的措置の施行に向けた検討を行った。合同会議では、改正物流法に基づき国が定めることとされているドライバーの運送や荷役等の効率化の推進に関する基本方針や荷主や物流事業者が取り組むべき措置に関する判断基準が検討されたほか、取り組むべき措置について中長期計画の作成や定期報告を義務付ける一定規模以上の大手荷主等の指定基準などが検討され、同年11月、取りまとめが行われた。同取りまとめを踏まえ、令和７年４月と令和８年４月に判断基準や指定基準等に係る政省令等が順次施行される予定である。

また、改正物流法の衆議院国土交通委員会の附帯決議において、「実運送を行わない、いわゆる「専業水屋」についても実態を把握し、規制措置の導入も含め必要な対策を講じること[26]」とされたこと等を踏まえ、国土交通省は、令和６年８月から、「トラック運送業における多重下請構造検討会」を開催している。同検討会では、トラック運送業の多重下請構造の是正やドライバーの賃上げの原資となる適正な運賃収受に向けて、同年９月から10月にかけて多重下請構造に介在する利用運送事業者などの実態調査を実施した。調査結果を踏まえ、トラック運送業における多重下請構造の背景や課題を検証し、令和７年２月から最終取りまとめに向けた検討を行うこととしている。

イ　いわゆる「ライドシェア」の導入

ライドシェアの導入については、令和５年10月に岸田内閣総理大臣（当時）の指示を受け、デジタル行財政改革会議の課題発掘対話において議論が開始された。具体的検討は規制改革推進会議の地域産業活性化ワーキンググループ（以下「地域産業活性化WG」という。）にて行われ、同年12月、デジタル行財政改革会議において中間取りまとめが行われた。

中間取りまとめを踏まえ、令和６年３月、タクシー配車アプリデータ等を活用して、タクシーが不足する地域・時期・時間帯を特定した上で、タクシー事業者の管理の下で、自家用車・一般ドライバーを活用した運送サービスの提供を可能とする「日本版ライドシェア」（自家用車活用事業）が創設され、同年４月から提供が開始されている。また、「公共ライドシェア」（自家用車有償旅客運送）について、対価の目安の引上げ（タクシー運賃の約８割）や、ダイナミックプライシングの導入等の運用改善が図られている。

---

[25] 「交通政策審議会交通体系分科会物流部会・産業構造審議会商務流通情報分科会流通小委員会・食料・農業・農村政策審議会食料産業部会物流小委員会合同会議」

[26] 参議院国土交通委員会でも同趣旨の附帯決議が付されている。

加えて、「デジタル行財政改革　取りまとめ2024」（令和６年６月18日デジタル行財政改革会議決定）において、「不断に自家用車活用事業や自家用有償旅客運送のバージョンアップを図ることとし、天候・大規模イベント等への対応、台数制限の緩和、貨客混載の導入、協議運賃の導入、「５％ルール」の適用時間拡大、マッチング率の算定方法合理化を進めていくほか、新たなダイナミックプライシングなど運賃・料金の多様化やタクシー以外の運送事業者（バス、鉄道等）の参入促進の検討を直ちに開始する」とされた。こうしたことなどを踏まえ、国土交通省は、令和６年７月から10月にかけて、日本版ライドシェアのバージョンアップ第１弾として、雨天時や酷暑、イベント開催への対応、大都市部以外の地域における制限緩和（供給車両数、時間帯の拡充等）を行った。現在、新たなダイナミックプライシングなど運賃・料金の多様化やタクシー以外の交通事業者（バス、鉄道等）の参入促進等について検討を行っている。

タクシー事業者以外の者がライドシェア事業を行うことを位置付ける法制度については、令和６年５月30日、岸田内閣総理大臣の前で、河野内閣府特命担当大臣（規制改革）と斉藤国土交通大臣（いずれも当時）が議論した結果、日本版ライドシェア等のモニタリング及び検証と並行して、特定の期限を設けず議論していくこととされ、「骨太方針2024」（令和６年６月21日閣議決定）等において、ライドシェアに関し、「全国の移動の足不足の解消に向けて、自家用車活用事業等について、モニタリングを進め、検証を行い、各時点での検証結果の評価を行う。並行して、こうした検証の間、タクシー事業者以外の者が行うライドシェア事業について、内閣府及び国土交通省の論点整理を踏まえ、法制度を含めて事業の在り方の議論を進める」とされた。一方、「規制改革推進に関する答申」（令和６年５月31日）において、「タクシー事業者以外の者が行うライドシェア事業を位置づける新たな法制度について、次期通常国会の法案提出を視野に、年末に向けて、法案化作業を直ちに開始すべきである」とされ、その趣旨が「規制改革実施計画」（令和６年６月21日閣議決定）に掲げられた。これを受けて、地域産業活性化WGに設置された非公開の準備会合（サブWG）において検討が行われている。

ウ　型式指定申請における不正行為

令和５年３月以降、自動車メーカー等による型式指定申請に係る不正行為が相次いで明らかとなったことから、国土交通省は、不正行為の発生原因を究明し、その再発を防止するため、令和６年４月から「自動車の型式指定に係る不正行為の防止に向けた検討会」において、メーカーの不正行為を根本から防止するための対策について検討を行い、同年12月、自動車の型式指定申請に係る不正行為を防止するための対応策が取りまとめられた[27]。この取りまとめでは、型式指定申請に係る不正防止策として、①内部統制の強化・徹底、②国による監視の強化、③規制の実効性向上が示された。①については、自動車メーカー等が自ら認証業務に係る内部統制を構築・強化する必要性から、認証業務に係る法令遵守の経営方針への明記、認証業務全般に関する責任者の明確化、認証業務に係る内部統制の状況

[27] 「自動車の型式指定に係る不正行為の防止に向けた検討会　とりまとめ」（令和６年12月24日）

評価及び報告書の作成について、自動車メーカー等に対して義務的に課すことが必要であるとされた。②については、新たな措置として、型式指定後に、生産ラインから実車を抜き取って試験を行い当該自動車の保安基準適合性等を確認することが考えられるとされた。③については、各自動車メーカー等が安全基準や環境基準に対応するための開発や評価の負荷が増加しており、国も、審査や監査の負荷が増加している現状を踏まえた上で、認証業務に係る内部統制を適切に構築し良好に運用している自動車メーカー等に対しては、国による監査等の頻度を下げるなどの対応を行うことなどが示された。

(8) 今後の気象業務の在り方

線状降水帯は毎年のように発生する大きな被害をもたらす現象であり、その予測精度の向上が喫緊の課題となっている。気象庁は、水蒸気等の観測強化や解析雨量等の精度を改善するとともに、次期静止気象衛星「ひまわり10号」（令和11年度運用開始予定）の整備にも着手している。また、予測精度向上のため、令和６年３月に新しいスーパーコンピュータシステム（従来の約２倍の計算能力）へ更新し、令和５年３月から導入した線状降水帯予測スーパーコンピュータの運用と合わせて約４倍の計算能力となり、局地モデルの予測時間が10時間から18時間に延長できたとしている。

線状降水帯の発生等についての情報の改善策については、令和３年６月から、線状降水帯の発生を検知した際には「顕著な大雨に関する気象情報」が発表されていたが、大雨災害への危機感をいち早く高めるため、令和５年５月からは予測技術を活用し最大30分程度前倒しして発表し、令和８年からは予測時間をさらに延ばして２～３時間前に発表することを目指している。また、令和６年には線状降水帯による大雨の可能性の発表を県単位で行っており、さらには、令和11年に市町村単位の危険度について、地図上の危険度分布形式の情報として半日前から提供することとしている。

さらに、複雑で分かりにくいとの指摘がある防災気象情報[28]について、気象庁及び水管理・国土保全局は、有識者からなる「防災気象情報に関する検討会」の令和６年６月の最終取りまとめを踏まえ、新たにレベル４相当の「危険警報」を設けるとともに、「洪水」「大雨」「土砂災害」「高潮」の４種類の災害の危険度をレベル２～５の４段階で表す運用の令和８年度からの開始を目指すとしている。

３　航空、港湾、海事政策の動向

(1) 航空政策の動向

航空旅客需要は回復しつつあるものの、事業環境の構造的な変化により、特に地方路線の収支が厳しい状況となっていること等を踏まえ、引き続き、航空機燃料税の軽減措置[29]に加え、100億円規模での空港使用料等の軽減を行っている。

---

[28] 国等が発表する、防災関係省庁、地方公共団体等の防災機関が行う防災対応や住民の自主的防災行動に資するための情報

[29] 本則26,000円/kℓが13,000円/kℓへ軽減されている。

グランドハンドリング[30]について、国土交通省は、安全監督体制の強化のため、事業実態について国が直接情報提供を受けるとともに、重大事案等の発生時に国がグランドハンドリング事業者に対して直接調査や聴き取り等を行える制度の創設を検討することとしており、今国会での航空法改正も視野に詳細を詰めるとの報道[31]がされている。

また、航空整備士及び操縦士の確保について、政府目標である2030年訪日外国人旅行者数6,000万人の達成や今後の航空需要の増加を支えるため、国土交通省は、官民一体となって積極的に検討を進め、必要な制度改正や協力体制の構築等を推進するとしている。

無人航空機の利活用について、令和４年12月に有人地帯での補助者なし目視外飛行（レベル４飛行）が可能となり、令和５年12月には、ドローン配送の事業化に向けて、レベル3.5飛行[32]の制度が新設された。また、無人航空機による事業化促進のため、多数機同時運航[33]の普及拡大に向けた検討が進められており、国土交通省は、令和６年度中に多数機同時運航のためのガイドラインの策定を目指している。

令和６年１月２日に発生した羽田空港における日本航空機と海上保安庁機の衝突事故を受け、国土交通省は、同月、「羽田空港航空機衝突事故検討委員会」を設置した。そして、同年６月の同委員会の中間取りまとめを踏まえ、全国の空港で停止していた航空機の離陸順序（No.1、No.2等）に関する情報提供の再開、主要５空港（羽田・成田・関西・福岡・那覇）における計14名の航空管制官の緊急増員、航空保安大学校における航空管制官採用枠の増加、羽田空港Ｃ滑走路における滑走路状態表示灯（ＲＷＳＬ）[34]の工事、滑走路占有監視支援機能[35]の強化といった取組を行った。また、運輸安全委員会は、同年12月25日、本件事故調査の経過報告を公表し、事故に関与した可能性のある多くの事実情報を明らかにした。今後、同委員会は最終報告に向け、事実情報の分析を進め、原因を究明し、具体的な再発防止策や被害軽減策を明らかにすることとしている。

(2) 港湾政策の動向

令和６年能登半島地震では、石川県を中心に計22港で岸壁の変位、岸壁背後の沈下、津波、地盤の隆起等の被害が発生した[36]。また、地球温暖化の影響に伴う海面の上昇や高潮、高波等の自然災害で重大な浸水被害が発生するおそれも指摘されている。このことから、

---

30 グランドハンドリングとは、航空機が空港に到着してから出発するまでの限られた時間内で行われる地上支援作業の総称。航空機の誘導や客室の整備等を行う。

31 『時事通信iJAMP』（令6.12.25）

32 「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領」を改正し、現在のレベル３飛行（無人地帯での補助者なし目視外飛行）に一定の要件（操縦者ライセンスの保有、保険への加入、緊急着陸地点の設定）を追加することで、立入管理措置の緩和や道路等の一時的な横断を可能とするもの。

33 一人の操縦者による複数の無人航空機の同時運航

34 滑走路状態表示灯（ＲＷＳＬ：Runway Status Lights）とは、航空機等が滑走路を使用している場合、他の離陸しようとする航空機又は滑走路を横断しようとする航空機等に対して警告する灯火をいう。

35 滑走路占有監視支援機能とは、航空機等が滑走路を使用している状態で、他の航空機等が滑走路に進入しようとした場合において、管制卓のレーダー画面上の滑走路及び航空機等情報の表示色が変わる注意喚起システムをいう。

36 国土交通省交通政策審議会「令和６年能登半島地震を踏まえた港湾の防災・減災対策のあり方　答申～港を核とした海上支援ネットワークの形成～」（令和６年７月８日）3-4頁

政府は、護岸や防波堤等の港湾施設の耐震化を促進し、地球温暖化による災害リスクにも対応するため、今国会において、企業に港湾施設の耐震化を促す税制特例措置の対象を全国化する税制改正案や、この措置の適用要件として「協働防護計画（仮称）」を位置付ける港湾法改正案を提出する意向とされる[37]。

港湾には二酸化炭素の排出源が多く立地し、その削減効果も大きいことから、国土交通省は、カーボンニュートラルポート（ＣＮＰ）の形成を推進しており、水素や燃料アンモニア等の次世代エネルギーの利活用の検討や脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化等への取組を進めている。現在、ＣＮＰの形成等のために令和４年に改正された港湾法に基づき、全国の港湾において、官民の関係者による協議会の設置（令和６年12月現在、94港）や「港湾脱炭素化推進計画」の作成（同33港）が進んでいる。

国際基幹航路の寄港維持拡大に向けて国際コンテナ戦略港湾（京浜港及び阪神港）への集貨等を推進するため、令和６年２月、国土交通省「新しい国際コンテナ戦略港湾政策の進め方検討委員会」（座長：河野真理子 早稲田大学法学学術院教授）は、多方面・多頻度の直行サービスの充実に向け、集荷等を引き続き強力に推進しつつ、コンテナ物流のＤＸ、ＧＸの加速化、港湾の情報セキュリティ対策の強化等を基本方針とする最終取りまとめを公表した。なお、情報セキュリティ対策に関しては、名古屋港のサイバー攻撃事案の発生（令和５年７月）を受け、令和６年の第213回国会（常会）において、ターミナルオペレーションシステム（ＴＯＳ）の導入等の際に国が事前審査を行えるよう、ＴＯＳを使用して役務の提供を行う一般港湾運送事業を経済安全保障推進法[38]の「特定社会基盤事業」に指定することを可能とし、港運の安定提供の確保を図る同法の改正法が成立した。

(3) 海事政策の動向

国際海運については、国土交通省及び業界団体・日本船主協会が2050年までにカーボンニュートラルを目指しており、国土交通省は、温室効果ガス（ＧＨＧ）の段階的な削減に向け、重油に代わる燃料の技術実証やバンカリング（燃料補給）の環境整備等を推進することとしている。

内航海運については、国土交通省において、代替燃料の活用に向けた取組の支援や、荷主と海運事業者が連携して取り組む「連携型省エネ船」の開発と普及といったＧＨＧ対策を進めている。また、「物流の2024年問題」対策として期待される陸送からのモーダルシフトには、十分な規模の港湾施設の整備、荷役の効率化、船員不足対策等が必要となることから、令和３年５月に改正された内航海運業法や船員法に基づく取引環境の改善や船員の働き方改革の取組が進められている。

関連して、我が国の国民生活・経済に重要な海上運送の安定的確保のため、船員等の海技人材の確保が喫緊の課題となっている。国土交通省「海技人材の確保のあり方に関する検討会」（座長：野川忍 明治大学専門職大学院法務研究科教授）は、令和６年12月、海技

[37] 『日本経済新聞』（令7.1.8）

[38] 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律

人材の養成ルートの強化、人材確保の間口の拡充等の対応策を盛り込むとともに、関連法の改正も視野に早急な制度設計を国に要請するとした中間取りまとめを公表した。

このほか、我が国の経済安全保障の推進や海事産業の競争優位性の確立のため、経済安全保障推進法の「特定重要物資」に指定された舶用製品[39]の安定供給の確保、令和３年に成立した海事産業強化法[40]に基づく造船・舶用事業者の事業基盤の強化や海運業の競争力強化なども進められている。

海事分野においては、近年、安全や信頼を揺るがす深刻な問題も相次いでいる。令和４年４月に発生した北海道知床沖の遊覧船の海難事故を受けて、旅客船の総合的な安全・安心対策等を講ずるため、令和５年の第211回国会（常会）で海上運送法等が改正され、実施可能なものから順次施行されている。このような中、九州旅客鉄道㈱は、子会社・ＪＲ九州高速船㈱が日韓航路で使用する旅客船の船体のクラックや浸水を確認しながら船舶安全法に基づき受検義務がある検査等を行わないまま運航を続ける事案を２回起こし、令和５年６月と令和６年９月に行政処分を受けた後、対策を施してもなお確実な安全が担保できないと判断し、令和６年12月、日韓航路事業からの撤退を決定した。

また、令和６年４月以降、船舶用エンジンメーカー22社中４社が燃料消費率の試運転記録を改ざんしていたことが判明し、NO_x放出量の基準値の逸脱が確認された事例も生じている。国土交通省は、不適切事案があった会社に対して全容の解明と再発防止策の策定を求めた上、事実確認を踏まえて厳正に対処することとしている。

４　観光施策の動向

政府は、国を挙げて、観光を我が国の基幹産業へと成長させるため、平成28年３月、訪日外国人旅行者数を2030年に6,000万人とすること等を目標とする「明日の日本を支える観光ビジョン」を策定し、これらの目標達成のため、多言語対応といった受入環境整備等を行ってきた。その結果、平成30年には初めて訪日外国人旅行者数が3,000万人を突破した。

その後、令和２年からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大により観光需要が大きく減少し、深刻な影響を受けたが、観光需要の回復が進み、訪日外国人旅行者数も増加[41]した。その一方、観光需要の急速な回復に伴い、混雑やマナー違反が地域住民の生活に影響を与えるなどのオーバーツーリズムへの対応が課題となり、令和５年10月に取りまとめられた「オーバーツーリズムの未然防止・抑制に向けた対策パッケージ」に基づき、マナー啓発や推奨する行動に関するコンテンツとして、未来の旅のエチケット及び観光ピクトグラムの策定等の取組が行われている。

また、政府は、令和５年３月「観光立国推進基本計画」を策定し、訪日外国人旅行消費額の早期の５兆円達成や訪日外国人旅行者数を令和７年までに3,200万人を超える水準に

---

[39] 船舶用機関（主機エンジン及びクランクシャフト）、推進器（プロペラ）及び航海用具（ソナー）

[40] 海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律

[41] 訪日外国人旅行者数は、令和６年12月、3,489,800人（2019年同月比138.1%、前年同月比127.6%）となっており、令和６年の年間では36,869,900人（2019年比115.6%）となっている。（「訪日外客数（2024年12月及び年間推計値）」2025年１月15日　日本政府観光局）

するなどの目標達成に向けて、同年５月に策定された「新時代のインバウンド拡大アクションプラン」に定める施策を着実に実施するとしている。

５　海上保安の動向

尖閣諸島周辺の海域においては、平成24年の尖閣諸島の国有化以来、中国船舶の活動が活発化し常態化している[42]。特に、平成25年の中国海警局の発足後は、同局船舶の隻数の増加とともに、船舶の大型化・武装化が進んでいる。

また、中国は、令和３年２月に施行された海警法[43]を根拠に、尖閣諸島の周辺海域を含む同国周辺海域における管轄権の主張や領海侵犯等の圧力を強めており、令和５年３月には、海警局の船舶が過去最長の80時間以上にわたり尖閣諸島付近の領海に侵入する事案が生じており、我が国の領海内において日本漁船に接近しようとする事案も発生している。また、同年７月には、中国が尖閣諸島周辺の排他的経済水域（ＥＥＺ）内に大型の観測ブイを設置していたことが発見され、今なお我が国の撤去要求にも応じていない上、令和６年７月と12月にも、中国がそれぞれ沖ノ鳥島北方の大陸棚「四国海盆海域」及び与那国島南方の我が国のＥＥＺ内において観測ブイを設置していたことが明らかになっている。

さらに、我が国のＥＥＺ内での外国漁船による違法操業、東シナ海や日本海のみならず沖ノ鳥島と南鳥島周辺海域まで広域化した外国海洋調査船による我が国の同意を得ない調査活動、令和４年に入ってからかつてない頻度で日本海や太平洋に弾道ミサイルを着弾させている北朝鮮の動き等、我が国周辺海域を巡る状況は、厳しさを増している。

このような状況に対応するため、令和４年12月、新たに「海上保安能力強化に関する方針」が決定され、海上保安庁は、巡視船、航空機等の大幅な増強等のハード面の取組とともに、警察、自衛隊、外国海上保安機関との連携強化等のソフト面の取組を推進し、領海警備能力等６つの能力[44]を強化することとしている。

加えて、令和５年４月には、武力攻撃事態時において、自衛隊法に基づき海上保安庁を自衛隊の指揮下に置く手順を定めた「統制要領」が策定され、有事の際の自衛隊との役割分担や連携強化が図られており、同年５月と６月には、同要領に基づく自衛隊と海上保安庁の共同訓練が実施されている。

内容についての問合せ先
国土交通調査室　須澤首席調査員（内線68580）

---

[42] 荒天の日等を除き、ほぼ毎日、我が国の接続水域（領海の外側の24海里（約44km）までの海域）に数隻の中国海警局船舶が入域し（令和６年の入域日数は355日で過去最高）、それらの船舶が、月平均３～４日程度、我が国の領海へ侵入している（令和６年において領海侵入のあった日数は42日）。

[43] 中国海警局の権限と役割を定めた法律で、「管轄海域」（具体的な範囲は示されていない）における、「武器の使用を含む一切の必要な措置」を認める内容となっている。このような規定について、我が国は、適用範囲や武器使用権限が曖昧であり、国際法に反するものであると主張している。

[44] ①新たな脅威に備えた高次的な尖閣領海警備能力、②新技術等を活用した隙の無い広域海洋監視能力、③大規模・重大事案同時発生に対応できる強靭な事案対処能力、④戦略的な国内外の関係機関との連携・支援能力、⑤海洋権益確保に資する優位性を持った海洋調査能力、⑥強固な業務基盤能力

環境委員会

環境調査室

１　脱炭素社会の構築

(1) 気候変動に関する国際的な取組

ア　パリ協定

2015 年 12 月、フランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（ＣＯＰ21）において、2020 年以降の新たな国際枠組みである「パリ協定」が採択された。パリ協定では、世界共通の長期目標として２℃目標[1]が設定されるとともに、1.5℃に抑える努力を追求することが盛り込まれた。また、パリ協定に参加する全ての国に 2020 年以降の削減目標（国が決定する貢献（Nationally Determined Contribution)。以下「ＮＤＣ」という。）の提出・更新が義務付けられている。パリ協定は 2016 年 11 月４日に発効し、2020 年１月１日から取組が開始されている。

パリ協定の主な内容

・世界共通の長期目標として２℃目標の設定。1.5℃に抑える努力を追求することに言及。
・主要排出国を含む全ての参加国が削減目標を５年ごとに提出・更新。
・全ての参加国が共通かつ柔軟な方法で実施状況を報告し、レビューを受けること。
・全ての参加国が長期的な温室効果ガスの低排出型の発展のための戦略（長期低排出発展戦略）を作成、提出。
・適応の長期目標の設定、各国の適応計画プロセスや行動の実施、適応報告書の提出と定期的更新。
・イノベーションの重要性の位置付け。
・５年ごとに世界全体の実施状況を確認する仕組み（グローバル・ストックテイク)。
・先進国が資金の提供を継続するだけでなく、途上国も自主的に資金を提供。
・我が国提案の二国間クレジット制度（ＪＣＭ）も含めた市場メカニズムの活用を位置付け。

（出所）環境省資料を基に当室作成

イ　世界の脱炭素化に向けた動き

パリ協定の長期目標を受けてＩＰＣＣ（国連気候変動に関する政府間パネル）は、1.5℃と２℃との影響の違いについての知見を 2018 年に「1.5℃特別報告書」としてまとめ、将来の平均気温上昇が 1.5℃を大きく超えないようにするためには、2050 年前後には世界のＣＯ２排出量が正味ゼロ（カーボンニュートラル）となっていることが必要であることなどが示された。こうした科学的知見に加え、近年頻発する気象災害などを受けて、多くの国々が気温上昇を 1.5℃に抑えることを目指し、そのための対策として 2050 年排出ゼロを目標とするようになり、さらに、2021 年 10 月に開催されたＣＯＰ26 で採択された「グラスゴー気候合意」では、1.5℃目標を追求し今世紀半ばのカーボンニュートラルとその重要な経過点となる 2030 年に向けて、野心的な対策を各国に求めることが盛り込まれた。

ＩＰＣＣが 2023 年３月に公表した第６次評価報告書統合報告書（ＡＲ６）では、2011 年から 2020 年の世界平均気温は既に 1.1℃の温暖化に達しているとし、継続的な温室効果ガスの排出は更なる地球温暖化をもたらし、短期のうちに 1.5℃に達するとの厳しい見通しが示されている[2]。

1.5℃目標が世界的潮流となる中、米国ではトランプ大統領が就任した。今後、世界第２

[1] 世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも２℃高い水準を十分に下回るものに抑えるという目標。

[2] 多くのシナリオでは 2030 年代前半とされている。

位の温室効果ガス排出国である米国は、パリ協定から再び離脱すると見込まれている。

なお、2024 年 11 月 11 日からアゼルバイジャン共和国・バクーで開催されたＣＯＰ29 では、気候資金に関する新規合同目標（ＮＣＱＧ）等が決定されている[3]。

(2) 気候変動に関する我が国における取組

我が国は、2020（令和２）年 10 月に 2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、2050 年カーボンニュートラル宣言を行い、翌 2021（令和３）年４月には、2030 年度の温室効果ガス排出量 46％削減（2013 年度比）を目指し、さらに 50％の高みに向け挑戦を続けることを決定した。以後、関係する計画等の見直しが行われ、同年 10 月 22 日、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図る新たな「地球温暖化対策計画」が閣議決定された。また、同日、2030 年度の温室効果ガス削減目標である「日本のＮＤＣ（国が決定する貢献）」が地球温暖化対策推進本部で決定され、2050 年カーボンニュートラルに向けた基本的考え方を示す「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」が閣議決定された。

その後、温室効果ガス排出削減の国際公約及び我が国の産業競争力強化・経済成長の同時実現に向け、官民で巨額の投資（今後 10 年間で 150 兆円超）を実現するため、第 211 回国会で、「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」（令和５年法律第 32 号。ＧＸ推進法）が成立し、2023 年７月、同法に基づく「脱炭素成長型経済構造移行推進戦略」が閣議決定された。同法では、成長志向型カーボンプライシング構想の下、カーボンプライシングの具体策として「排出量取引制度」「炭素に関する賦課金」の導入が示されている[4]。第 213 回国会では、二国間クレジット制度（ＪＣＭ）の実施体制強化及び地域共生型の再エネ導入促進に向けた地域脱炭素化促進事業制度の拡充等の措置を講ずるため、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号）が改正された。さらに、地域における脱炭素の促進に向け、意欲的に取り組む地方公共団体等を複数年度にわたり継続的・包括的に支援するスキームとして、令和４年度から「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金[5]」が新設され、地域脱炭素ロードマップ[6]で示された脱炭素先行地域[7]への重点的支援が行われている。

一方、気候変動への適応[8]については、近年の気温の上昇傾向を踏まえ、熱中症対策を強化するため、第 211 回国会において気候変動適応法等の改正法が成立している[9]。

---

[3] 先進国が率先する形で 2035 年までに少なくとも年間 3,000 億ドルの途上国向けの資金目標等を決定した。

[4] 「排出量取引制度」は 2026 年度に本格稼働した後、2033 年度から有償オークションを発電事業者に対して段階的に導入する。「炭素に対する賦課金」については 2028 年度に化石燃料の輸入事業者等に導入する。

[5] 令和６年度補正予算及び令和７年度予算では、「特定地域脱炭素移行加速化交付金」等とともに、地域脱炭素推進交付金として合計 750.2 億円が計上されている。

[6] 今後５年間の集中期間に政策を総動員し、2030 年度までに少なくとも 100 か所の脱炭素先行地域を創出する目標等を掲げ、新たな地域の創造や国民のライフスタイルの転換を図ることとしている。

[7] 令和６年 12 月 16 日現在で 38 道府県 107 市町村の 81 件が選定されている。

[8] 気候変動適応とは、気候変動影響に対応して、これによる被害の防止又は軽減その他生活の安定、社会若しくは経済の健全な発展又は自然環境の保全を図ることを指す。

[9] 従来からの熱中症警戒アラートに加え、極端な高温現象により国民の健康へ重大な支障を及ぼす事態が生じる場合に、一段上の熱中症特別警戒情報を発表する等が主な改正内容となっている。

(3) 今後の主な課題

パリ協定等に基づき、各国は本年２月までに次期ＮＤＣの国連への提出が求められている。我が国においても、環境省と経済産業省で検討が重ねられ[10]、昨年 12 月末の地球温暖化対策推進本部で「2035 年度 60%削減、2040 年度 73%削減（いずれも 2013 年度比）」というＮＤＣの内容を含む地球温暖化対策計画の案が取りまとめられた。この目標について政府は、ＩＰＣＣが示す 1.5℃経路の削減率の幅に収まっており 1.5℃目標に整合的としているが、検討段階においては、政府が示す 2030 年度目標と 2050 年ネットゼロを直線的に結ぶ経路の削減ペースでは不十分とする指摘も相次いだ[11]。計画案は、パブリックコメントを経て閣議決定される予定である。また、計画案では、エネルギー転換、産業・業務・運輸、地域・くらし、横断的取組などに関する対策・施策を掲げており、政府はＧＸ2040 ビジョン[12]、エネルギー基本計画と一体的に、これらの対策等を実施することとしている。政府が掲げる脱炭素、経済成長、エネルギー安定供給の同時実現に向けて、中長期的な予見可能性を高めたＧＸ投資を加速させ、産業分野を始めとする排出削減を進展させることが出来るのか、目標達成のための具体的な政策が注視される。そのＧＸの柱の一つであるカーボンプライシングについては、現状の排出量取引制度の試行的取組から 2026 年度の本格稼働に向けて、ＧＸ推進法改正案が通常国会に提出される予定である。

２　循環型社会の形成

(1) 循環型社会を形成するための法体系等

我が国の循環型社会を形成するための法体系は、この分野の基本法である「循環型社会形成推進基本法」（平成 12 年法律第 110 号。以下「循環基本法」という。）、同法の下に位置付けられ一般的な仕組みとしての「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）、「資源の有効な利用の促進に関する法律」（平成３年法律第 48 号）及び「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」（令和６年法律第 41 号）、特定の素材に着目した包括的な法制度としての「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（令和３年法律第 60 号。以下「プラスチック資源循環法」という。）、個別物品の特性に応じた規制法としての容器包装や家電等の個別リサイクル法等で構成されている。

循環基本法においては、施策の優先順位が、①リデュース（発生抑制）、②リユース（再使用）、③リサイクル（再生利用）、④熱回収、⑤適正処分という順位で規定されており、これらを踏まえて、循環型社会の実現に向けた取組が行われている。また、循環基本法は政府に循環型社会の形成に関する基本的な計画の策定を義務付けている。この循環型社会形成推進基本計画は、概ね５年ごとに策定されている。

---

[10] 中央環境審議会地球環境部会 2050 年ネットゼロ実現に向けた気候変動対策検討小委員会・産業構造審議会イノベーション・環境分科会地球環境小委員会中長期地球温暖化対策検討WG 合同会合

[11] 「地球温暖化対策計画（案）に対する意見募集について」（2024 年 12 月 27 日開始）における【関連資料】「これまでの合同会合でのご意見のまとめ」

[12] 昨年 12 月末、ＧＸ実行会議において取りまとめられた「ＧＸ2040 ビジョン（案）」は、ＧＸに向けた投資の予見可能性を高めるため、産業構造・産業立地等のビジョン等のより長期的な方向性を示すもので、脱炭素成長型経済構造移行推進戦略の改訂と位置付けられる。

(2) 循環経済（サーキュラーエコノミー）[13]

ア　循環経済の意義と実現に向けた取組

大量生産・消費型の社会は環境に負荷をかけ、気候変動などの様々な環境問題と密接に関係している。これに対し「循環経済（サーキュラーエコノミー）」への取組が、国際社会共通の課題となっている。循環経済への移行により、３Ｒ（廃棄物等の発生抑制・循環資源の再使用・再生利用）＋Renewable（バイオマス化・再生材利用等）を始めとする資源循環の取組を進め、製品等のライフサイクル全体での環境負荷低減につながることが期待されている。

令和６年８月に閣議決定された第五次循環型社会形成推進基本計画では、循環経済への移行は、気候変動、生物多様性の損失、環境汚染等の社会的課題を解決し、産業競争力の強化、経済安全保障、地方創生及び質の高い暮らしの実現にも資するものとされた。こうした認識の下、循環経済への移行を関係者が一丸となって取り組むべき重要な政策課題であるとし、循環型社会形成に向けた政府全体の施策を取りまとめた国家戦略として同計画は策定された。また、同年 12 月には、循環経済（サーキュラーエコノミー）に関する関係閣僚会議において、循環経済への移行加速化パッケージが取りまとめられ、再生材の安定供給に向けた全国 12 箇所の拠点整備のための調査事業、レアメタル含有率の高い小型家電などの回収と再資源化、使用済みおむつや太陽光パネルリサイクルの推進などが盛り込まれた。

循環経済への移行は、国民のライフスタイルの転換、製品の設計から廃棄物の再資源化・再生材の利用など、サプライチェーン全体のあらゆる企業の変革を伴うものであるため、同閣僚会議が司令塔となって推進するとしている。

イ　太陽光パネルの廃棄及びリサイクルのあり方に関する検討

太陽光パネルの製品寿命は20～30年程度とされており、2030年代半ばからその排出量が顕著に増加し、年間最大50万トンに達することが見込まれている。排出量の増加に備えて、計画的な処理及び再資源化等を実施するためには、太陽光発電設備の着実なリユース・リサイクルとともに、それらに要する費用の確保やパネルの製造・販売から再資源化までの各段階における情報管理、さらには発電事業終了後の太陽光発電設備の放置・不法投棄といった地域の懸念に対しても対応が必要となる。

こうした背景を踏まえ、環境省及び経済産業省合同のワーキンググループにおいて、必要となる対応のあり方について検討が行われ、令和６年12月に報告書が取りまとめられた。同報告書においては、①太陽光発電設備の解体費用は設備所有者が負担すること、②パネルのリサイクル費用は製造業者（海外製の場合は輸入業者）が負担すること、③所有者及び製造業者等は、公正・中立な第三者機関に費用を預託し、当該機関が費用及び情報を管理すること、④一定水準以上の再資源化が可能な中間処理業者を主務大臣が認定する制度を設けること、⑤パネルの放置や不法投棄を防ぐため、設備のリサイクル状況等について

[13] 「国際的な議論では、循環経済は、資源（再生可能な資源を含む。）や製品の価値を維持、回復又は付加することで、それらを循環的に利用する経済システムであるとされている。」（第五次循環型社会形成推進基本計画 ７頁）

情報登録を求め、関係者間で共有する仕組みを構築することなどが示された。

報告書で示された制度の枠組みについて、政府は、令和６年12月から本年１月にかけて意見募集を行っており、関連法案の提出が検討されている。

(3) プラスチックごみ問題への対応

不適正な管理等により一般環境中に流出したプラスチックごみは、野生生物の摂食等によって生態系へ影響を及ぼすだけでなく、海洋流出により漁業や観光にも影響を与えるなど、様々な問題を引き起こしている。また、環境中で劣化するなどによりプラスチックが微小化するマイクロプラスチックの問題も大きな課題となっている。

プラスチック廃棄物削減に向けた国際的な取組としては、2019（令和元）年６月のＧ20大阪サミット首脳宣言において、2050 年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染ゼロを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有され、令和５年４月に開催されたＧ７気候・エネルギー・環境大臣会合で、目標を 10 年前倒し、2040 年までの追加的なプラスチック汚染ゼロが合意された。また、プラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際条約の策定に向けて、2024（令和６）年 11 月に第５回の政府間交渉委員会（ＩＮＣ５）が開催されたが、プラスチックの生産に係る規制の導入等について各国の意見の隔たりが大きく、条約案の策定は先送りされることとなった。今後は、再開会合を開催し交渉を継続するとしている。

一方、国内では、国内外からのプラスチック等の漂着物に係る対策が行われるとともに、プラスチック資源循環戦略の策定等により対策が講じられている[14]。令和４年４月に施行されたプラスチック資源循環法は、プラスチックという素材に着目し、製品の①設計・製造、②販売・提供、③排出・回収・リサイクルの各段階において、あらゆる主体による資源循環等の取組を促進する措置を講じている[15]。

市区町村は、同法によって、プラスチック製容器包装廃棄物とそれ以外のプラスチック使用製品廃棄物の一括回収・リサイクルが可能となった。環境省は、令和４年度から市区町村が実施する一括収集やリサイクルに関する経費について特別交付税措置を講じ、市区町村の取組を更に後押ししている。また、市区町村が再商品化計画を作成し、国の認定を受けることで、認定再商品化計画に基づいて事業者と連携して再商品化を行うことができる制度が創設され、令和６年 11 月までに 24 の事業が認定を受けている。

(4) 災害廃棄物処理に関する取組

台風や地震などの自然災害は多量の災害廃棄物を発生させる。災害廃棄物処理の遅滞は

---

[14] その他にも、平成 30 年に「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（平成 21 年法律第 82 号）が改正され、漂流ごみ等の法の対象への追加やマイクロプラスチック対策に係る規定の新設等が行われた。また、令和２年にはレジ袋有料化義務化が行われた。

[15] 同法に基づき、プラスチック使用製品廃棄物の排出抑制のため、特定プラスチック使用製品（無償で提供されるストロー・スプーン等）の使用の合理化の取組が行われている。使用の合理化の具体的な方法としては、省令において、①有償提供、②景品等の提供（ポイント還元等）、③消費者への意思確認、④繰り返し使用を促すことなどが挙げられている。

被災地の復興の妨げとなるため、平時の備えとなる災害廃棄物処理計画の策定等や、発災時における迅速かつ適切な初動対応、国による被災地支援体制の構築などが重要となる。

環境省は、自治体等における災害廃棄物対策の支援充実のため、災害廃棄物に関する有識者、技術者、業界団体等で構成される「災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)」を構築し、災害の種類・規模等に応じて災害廃棄物の処理が適正かつ円滑・迅速に行われるよう災害廃棄物処理計画の策定等に対する技術支援、発災時の初動対応、復旧・復興対応支援等を行っている。また、地方環境事務所が中心となって、自治体や事業者等の参画により、地域ブロック協議会が全国８か所に設置され、地域ブロック別の災害廃棄物対策行動計画等の作成、共同訓練の実施、自治体の災害廃棄物処理計画の策定支援の取組が実施されている。

過去の発災時には、自治体による災害廃棄物処理計画の未策定により災害廃棄物への対応が遅れた事例があった。第五次循環型社会形成推進基本計画では、災害廃棄物処理計画の策定率について、2030年度に、都道府県及び市町村において100％とする目標が掲げられた[16]。以前より市区町村では専門知識を持つ職員や予算の確保が困難であることが指摘されており、引き続き国による支援が求められている[17]。

３　自然共生社会の形成

(1) 生物多様性に関する国際的な取組

生物の多様性を包括的に保全するとともに、生物資源を持続可能な形で利用していくための国際的な枠組みとして、1992（平成４）年に、「生物の多様性に関する条約」（生物多様性条約）が採択された。その後、2010（平成 22）年に愛知県で開催された同条約の第 10 回締約国会議（ＣＯＰ10）で 2020 年までの生物多様性の保全と持続可能な利用に関する世界目標「愛知目標」が採択された。

愛知目標は 2020 年を達成年としていたが、同年９月に発表された国連の生物多様性条約事務局の報告書「地球規模生物多様性概況第５版（ＧＢＯ５）」は、ほとんどの愛知目標についてかなりの進捗が見られたものの、20 の個別目標のいずれも完全に達成されたものはなかったと結論付け、森林減少や種の絶滅といった生物多様性の損失に歯止めがかかっていないと指摘している。

こうした状況を踏まえ、新たな世界目標が検討されてきたが、2022 年 12 月に開催されたＣＯＰ15 では、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」（ＧＢＦ）が採択された。同枠組は、2050 年までの「自然と共生する世界」の実現を目指すもので、枠組の中の 2030 年ターゲットでは、2030 年までに陸地と海洋の少なくとも 30％の保全を目指す「30by30 目標」を始め、愛知目標を引き継ぐ 2030 年までに達成すべき 23 項目の目標が掲げられた。また、同枠組の進捗をモニタリング・評価する仕組みも決定された。

2023（令和５）年４月に開催されたＧ７気候・エネルギー・環境大臣会合では、ＧＢＦ

---

[16] 令和４年度末で同計画を策定した自治体は、都道府県では 100％、市区町村では 80％となっている。

[17] 令和６年１月１日に発生した能登半島地震で生じた災害廃棄物に関しては、公費解体の加速化、自治体に対する仮置場の確保や分別徹底等の周知とともに、環境省の職員を派遣し、現場状況の確認及び助言を行うなどの支援が実施されている。

の迅速かつ完全な実施の重要性が確認されるとともに、全ての部門において生物多様性保全を主流化させるための知識の共有や情報ネットワーク構築の場としての「Ｇ７ネイチャーポジティブ経済アライアンス」が設立された。

なお、企業に対する生物多様性に及ぼす影響の評価・情報開示については、2023（令和５）年９月に、民間企業や金融機関が自然資本及び生物多様性に関するリスクや機会を適切に評価し、開示するための枠組みを構築する国際的な組織である「自然関連財務情報開示タスクフォース（ＴＮＦＤ）」が、最終提言として情報開示の枠組みを公表している。

2024 年 10 月 21 日から 11 月２日まで、コロンビア・カリでＣＯＰ16 が開催された。会合では、遺伝資源のデジタル配列情報（ＤＳＩ）の使用に係る利益配分に関する多国間メカニズムに関し、ＤＳＩから利益を得る業界のＤＳＩ使用者が利益等の一部をグローバル基金（カリ基金）に拠出することを締約国が促すことや、同基金を条約の目的のために使うこと等が決定された。一方で、ＧＢＦの実施をモニタリングする枠組や、ＧＢＦの実施に必要な資金の動員や資金メカニズムについては、会議自体が中断されたこともあり合意に至らなかった[18]。

(2) 生物多様性に関する我が国の取組

「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の採択を踏まえ、令和５年３月 31 日に、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する国の基本的な計画である「生物多様性国家戦略 2023-2030」が閣議決定された[19]。同国家戦略は、2030 年までに自然を回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ（自然再興）」の実現に向け、５つの基本戦略を掲げ、各基本戦略の下に、状態目標（15 個）と行動目標（25 個）の計 40 の目標が紐付けられている。

基本戦略の下で達成すべき行動目標では、可能なものについては関連指標の現状や数値目標が明記され、例えば、30by30 目標を達成するために国立公園等の保護地域の新規指定や大規模拡張を目指すほか、海域公園地区の面積を約 11 万 ha に倍増させることなどが示されている。

なお、基本戦略の一つとして「ネイチャーポジティブの実現」が掲げられ、その重点施策として、ネイチャーポジティブ経済[20]移行戦略が位置付けられたことを踏まえ、令和６年３月には、環境省、農林水産省、経済産業省、国土交通省の連名で「ネイチャーポジティブ経済移行戦略」が策定されている。同戦略は、国際的な動向を踏まえて企業による積極的なネイチャーポジティブの取組を後押しするとともに、その実現に資する経済社会構造への転換を促すことを目的としている。

---

18 再開会合が、本年２月 25 日～27 日にイタリア・ローマにて開催予定となっている。

19 現在、我が国の生物多様性の保全と持続可能な利用についての基本原則は、「生物多様性基本法」（平成 20 年法律第 58 号）において定められている。同法では、政府に生物多様性国家戦略の策定を義務付けている。

20 自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させることに資する経済。個々の企業がネイチャーポジティブな経営に移行し、バリューチェーンにおける負荷の最小化と製品・サービスを通じた自然への貢献の最大化が図られ、また、そうした企業の取組を消費者や市場等が評価する社会へと変化することを通じ、自然への配慮が評価されるとともに、行政や市民等の多様な主体による取組が相まって、資金の流れの変革等がなされた経済を意味する。

(3) 国内における個別課題への対応

ア　30by30 目標の達成

我が国の生物多様性の保全策として、自然環境保全法に基づく原生自然環境保全地域等や自然公園法に基づく国立公園等を始めとする保護地域の指定による保全が挙げられる。

環境省は、ＣＯＰ15 の国際枠組採択に先駆けて、「30by30 目標」の国内達成に向けたロードマップを令和４年４月に策定している。同ロードマップでは、国立公園等の保護地域の拡張に加え、2018 年のＣＯＰ14 で国際的定義が採択された新たな概念の自然環境保全地域である「保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（ＯＥＣＭ[21]）」の認定を通じて30％の目標達成を目指す方針が示されている。

同ロードマップを踏まえ、同省は、保護地域の拡張等を図るとともに、民間の取組等により生物多様性の保全が図られている区域を「自然共生サイト」に認定する仕組みを令和５年度から正式に開始し、令和６年度前期の認定までで 44 都道府県の 253 か所が認定されている。

令和５年度には 184 か所が認定された。認定された区域のうち、保護地域との重複を除いた区域については、ＯＥＣＭとして国際データベースに登録することとされており、令和６年８月には、4.8 万 ha が国際データベースに初登録された。

イ　生物多様性増進活動促進法の制定

令和６年の第 213 回国会においては、ネイチャーポジティブの実現に向け、企業等による地域における生物多様性の増進のための活動を促進するため、主務大臣による基本方針の策定、当該活動に係る計画の認定制度の創設、認定を受けた活動に係る手続のワンストップ化・規制の特例等の措置等を講じることを内容とする「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」（令和６年法律第 18 号）が制定された。同法は令和７年４月から施行される予定となっている[22]。

ウ　クマ被害対策

近年、クマ類が人の生活圏に侵入し、数年おきに大量出没を繰り返しており、とりわけ令和５年度には、人身被害件数が統計上最多を記録した。

このような状況を受け、環境省の検討会は、令和６年２月に、被害防止に向けた総合的な対策の方針を取りまとめた。同方針では、クマ類の地域個体群を維持しつつ、人の生活圏への出没防止によって人とクマ類の空間的なすみ分けを図るため、「ゾーニング管理」を始めとする管理を推進する方針が示され、また、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号。以下「鳥獣保護管理法」という。）に基づく指定管理鳥獣に絶滅のおそれのある四国の個体群を除いたクマ類を指定し、集中的かつ広域的

---

[21] Other Effective area-based Conservation Measures の略。具体例として、企業の森、里地里山、都市内の緑地などが想定されている。

[22] 同法は、現行の「自然共生サイト」制度を土台の一つとして検討され、これを法制化したもので、同法の施行後は、現行「自然共生サイト」制度として新たな募集は実施せず、認定制度は同法に一本化されることとなっている。

な管理を図る必要性が示され、併せて、鳥獣保護管理法において禁止されている住居集合地域等における銃猟について法改正も含めて早急に対応方針を整理することが提言された。

これを受けて、同年４月には、四国の個体群を除くクマ類が指定管理鳥獣に指定されるとともに、銃猟に係る規制の課題について検討が行われ、昨年７月に「鳥獣保護管理法第38条の改正に関する対応方針」が取りまとめられた。同方針を踏まえ、住居集合地域等にクマ類等が出没した場合に、緊急的に銃猟を一定の要件の下で実施可能とする同法の改正案の提出が予定されている。

４　健康被害の補償・救済及び懸念への対応

(1) 水俣病

水俣病とは、化学工場から海や河川に排出されたメチル水銀化合物を、魚、エビ、カニ、貝などの魚介類が直接エラや消化管から吸収して、あるいは食物連鎖を通じて体内に高濃度に蓄積し、これを日常的に食べた住民の間に発生した中毒性の神経疾患である。熊本県水俣湾周辺を中心とする八代海沿岸で発生し、その後新潟県阿賀野川流域においても発生した。水俣湾周辺の水俣病は昭和31年、新潟水俣病は昭和40年に公式確認された。これまで公害健康被害補償法に基づき、水俣病と認定された患者は約3,000人、平成７年の政治解決による救済対象者が約12,400人、平成21年に成立した水俣病被害者特措法（以下、「特措法」という。）に基づく救済対象者は約38,000人となっている。国による補償や救済が図られてきた一方、未だ関係する訴訟が続いている。

なお、令和６年５月の被害者団体等と環境大臣との懇談の場で、団体側の発言中にマイクが切られた問題を機に、同年７月に再懇談が実施された。再懇談では、関係団体から特措法第 37 条に規定のある健康調査等の要望が出され、環境省は疫学調査を令和８年度を目途に開始するため、同年12月から検討会を開催している。

(2) 有機フッ素化合物（ＰＦＡＳ[23]）問題

近年、全国各地において国の暫定指針値を超える濃度のＰＦＡＳが検出されており、関係自治体や地域住民からはその影響に関する不安や、対策強化を求める声が上がっている。

ＰＦＡＳの一種であるＰＦＯＳ等の規制については、国際的には「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（ＰＯＰs条約）」において、ＰＦＯＳが2009年、ＰＦＯＡが2019年、ＰＦＨｘＳ[24]が2022年に廃絶等の対象に決定されている。国内では、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（昭和48年法律第117号）により、ＰＦＯＳが2010年、ＰＦＯＡが2021年、ＰＦＨｘＳが2024年に製造・輸入等が原則禁止されている。また、2020年に、水環境（公共用水域・地下水）において暫定指針値をＰＦＯＳとＰＦＯ

[23] 有機フッ素化合物のうち、ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物を総称し「ＰＦＡＳ」と呼び、１万種類以上の物質があるとされている。ＰＦＡＳのうち、ペルフルオロオクタンスルホン酸（ＰＦＯＳ）とペルフルオロオクタン酸（ＰＦＯＡ）は、難分解性、高蓄積性、長距離移動性という性質があり、環境や食物連鎖を通じて人の健康や動植物の生息・生育に影響を及ぼす可能性が指摘されている。半導体用反射防止剤、泡消火薬剤、フッ素ポリマー加工助剤など幅広い用途で使われてきた。

[24] ペルフルオロヘキサンスルホン酸（ＰＦＨｘＳ）

Ａの合算値 50ng/Ｌ以下と定め、水道水においても暫定目標値をＰＦＯＳとＰＦＯＡの合算値 50ng/Ｌ以下と定めている。

環境省は、令和５年１月に２つの専門家会議[25]を設置し、同年７月に現時点で取り組むべき事項としての「ＰＦＡＳに関する今後の対応の方向性」、国民向けの「ＰＦＯＳ・ＰＦＯＡに関するＱ＆Ａ集」[26]を作成した。また、令和６年６月に食品安全委員会がＰＦＡＳに関する食品健康影響評価書を公表したことを踏まえ、環境省の専門家会議において水道水の目標値等の検討が行われてきた。同年 12 月には、現行の水質管理目標設定項目[27]から水質基準項目[28]への分類見直し等について議論が行われており、同省は今春を目途に方向性を取りまとめることとしている[29]。さらに、同年 11 月には環境省と国土交通省が共同で水道事業者等を対象に実施した「水道におけるＰＦＯＳ及びＰＦＯＡに関する調査」の結果を公表し、令和２年度から令和５年度までのいずれかで暫定目標値を超過した事業数は 14 事業で、最新の検査結果では全て暫定目標値を下回ったとしている[30]。実態調査等が進められている一方、暫定指針値の超過が確認されている地域住民の血液検査[31]、汚染源の特定、ＰＦＯＳ等除去後の活性炭の適正処理等の課題が指摘されている。

５　東日本大震災対応等

(1) 放射性物質汚染対処特措法の制定と政府の主な対応

東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「福島第一原発事故」という。）に由来する放射性物質による環境汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減させるため、平成 23 年８月に「平成 23 年３月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成 23 年法律第 110 号。以下「放射性物質汚染対処特措法」という。）が制定され、平成 24 年１月より全面施行されている。

ア　帰還困難区域の復興・再生に向けた取組

福島第一原発事故後、原子力発電所の周辺約 20～30 ㎞は避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域に分類された。このうち避難指示解除準備区域及び居住制限区域では、放射性物質汚染対処特措法に基づき汚染土壌等の除染を実施し、平成 30 年３月までに全ての面的除染が完了し、令和２年３月までに避難指示が解除された。

---

[25] 「ＰＦＯＳ・ＰＦＯＡに係る水質の目標値等の専門家会議」「ＰＦＡＳに対する総合戦略検討専門家会議」

[26] 令和６年８月に更新されている。<https://www.env.go.jp/content/000242834.pdf>

[27] 評価値が暫定であったり検出レベルは高くないものの水質管理上留意すべき項目等

[28] 水道事業所等に遵守義務・検査義務がある。

[29] 「令和６年度第２回水質基準逐次改正検討会」「第５回ＰＦＯＳ・ＰＦＯＡに係る水質の目標値等の専門家会議」合同会議（令和６年 12 月 24 日）

[30] 調査対象となった水道事業者等のうち約４割は、検査を実施していない、または未回答であった。さらに、専用水道（水道法に規定する寄宿舎、社宅等における自家用の水道等で一定の要件に該当するもの）については 44 か所で暫定目標値の超過が検出されている。

[31] 岡山県吉備中央町では、令和６年 11 月に公費による血液検査が実施されている。

一方、帰還困難区域については、平成 28 年８月に政府方針[32]が定められ、５年を目途に避難指示を解除し居住可能とすることを目指す「復興拠点」を設定して整備することとされ、翌 29 年に除染や廃棄物処理の費用を国が負担すること等を定める「福島復興再生特別措置法」（平成 24 年法律第 25 号）の改正が行われ、帰還困難区域内に特定復興再生拠点区域(以下「拠点区域」という。）が設定された。一部が拠点区域に認定された６町村（双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯舘村及び葛尾村）では、除染や避難指示解除が進められ、令和５年 11 月 30 日に富岡町の点・線拠点の避難指示が解除されたことをもって、拠点区域の全てにおいて避難指示が解除された。

また、拠点区域外についても令和３年８月に政府方針[33]が定められ、2020 年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう帰還に必要な箇所を除染し、避難指示解除の取組を進めることとされた。令和５年の第 211 回国会において成立した改正福島復興再生特別措置法では、「特定帰還居住区域[34]」が制度として創設された。改正法に基づき、一部が同区域として認定された大熊町、双葉町、浪江町及び富岡町において、家屋等の解体や除染等が実施されている。

イ　福島県内除去土壌等の最終処分に向けた取組

放射性物質に汚染された福島県内の土壌等を最終処分するまで安全かつ集中的に管理・保管するための中間貯蔵施設については、政府と地元自治体との協議が進められた結果、平成 26 年９月、福島県は大熊町及び双葉町の２町への施設の建設受入れを容認する旨政府に伝達した。これを受け、特殊会社の中間貯蔵・環境安全事業株式会社（ＪＥＳＣＯ）[35]の中間貯蔵事業への活用と、中間貯蔵開始後 30 年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずることを主な内容とする「日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 120 号）が同年 11 月に成立し、翌 12 月に施行された。

平成 27 年３月には中間貯蔵施設への除去土壌等の搬入が開始され、令和２年３月には中間貯蔵施設における除去土壌と廃棄物の処理・貯蔵の全工程で運転が開始されている。

また、福島県内で発生した除去土壌等の県外最終処分の実現に向けては、その最終処分量を低減することが重要であるため、除去土壌等の減容・再生利用を進めることとしている[36]。令和６年 12 月、政府は、除去土壌の再生利用等による最終処分量の低減方策、風評影響対策等の施策について、政府一体となって推進するため、閣僚会議[37]を設置した。再生利用の推進、再生利用等の実施に向けた理解醸成・リスクコミュニケーション、県外最終処分に向けた取組の推進を３本柱とした基本方針を本年春頃までに取りまとめ、夏頃にロ

32　「帰還困難区域の取扱いに関する考え方」（平成 28 年８月 31 日）

33　「特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方」（令和３年８月 31 日）

34　帰還困難区域内の拠点区域外において、避難指示を解除し、住民の帰還・居住を可能とする地域。帰還住民の日常生活に必要な宅地、道路、集会所、墓地等を含む範囲で、市町村長が設定する。

35　法案提出当時の会社名は、「日本環境安全事業株式会社」。

36　除去土壌等の減容・再生利用については、その中長期的方針を平成 28 年４月に策定し、平成 31 年３月に見直しを行った「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」及び「工程表」に基づき具体的取組が進められている。再生利用の実証事業については、現在福島県内において取り組まれている。

37　「福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等推進会議」

ードマップを策定することとしている。

中間貯蔵事業が実施されている中で、用地の確保[38]、除去土壌の再生利用[39]、法定化されている福島県外での最終処分の方針の実現に向けた取組が、地元自治体や住民、更には広く国民の理解を得つつ、確実かつ適正に行われていくのかが引き続き注目される[40]。

ウ　指定廃棄物の処理

帰還困難区域を除く対策地域内廃棄物[41]及び福島県内の指定廃棄物[42]（特定廃棄物）については、１kg当たり 10 万ベクレル以下のもの[43]は、福島県富岡町の特定廃棄物埋立処分施設[44]において埋立処分が行われていたが、令和５年 10 月末に完了した[45]。

一方、福島県以外で指定廃棄物の発生量が多く保管がひっ迫している５県[46]では、国がこれを各県で集約して管理するため、長期管理施設の建設候補地の選定作業を進めている。

環境省は現在、５県のうち宮城県、栃木県及び千葉県に対して詳細調査候補地[47]を提示している。茨城県においては平成 28 年２月に、群馬県においては同年 12 月に、「現地保管継続・段階的処理」の方針を決定した。この方針を踏まえ、必要に応じた保管場所の補修や強化等を実施しつつ、１kg当たり 8,000 ベクレル以下となったものについては、段階的に既存の処分場等で処理することを目指している。

(2) 原子力規制委員会の発足等

福島第一原発事故により失墜した原子力安全規制行政に対する信頼回復とその機能向上を図るため、政府は、「原子力安全規制に関する組織等の改革の基本方針[48]」を平成 23 年８月に閣議決定した。

---

38 施設用地の全体面積約 1,600ha のうち、地権者と契約済みの面積は令和６年 12 月末現在で約 1,303ha（約 81.4%）となっている。なお、契約済みの面積には、公有地約 95ha が含まれている。

39 除去土壌の再生利用等については、令和６年９月、環境省の取組がＩＡＥＡの安全基準に合致している旨のＩＡＥＡ専門家会合最終報告書が取りまとめられた。

40 環境省は福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた全国での理解醸成活動として、大学生等の若い世代向けの理解醸成 （大学等での講義等）、現地見学会、WEB メディアを活用した情報発信、除去土壌を用いた鉢植えの設置等の取組を展開している。

41 現在、福島県内の 10 市町村にまたがる地域が汚染廃棄物対策地域として指定されており、同地域から排出される廃棄物については対策地域内廃棄物として環境省が処理を進めている。対策地域内廃棄物の例としては、地震・津波によって生じたがれき、家屋解体によって生じた廃棄物等が挙げられる。

42 放射性セシウム濃度が１kg 当たり 8,000 ベクレルを超えると認められる廃棄物（焼却灰や汚泥等）で放射性物質汚染対処特措法に基づき環境大臣が指定するものをいう。

43 １kg当たり 10 万ベクレルを超えるものは中間貯蔵施設に搬入されている。

44 同施設は、既存の民間管理型最終処分場「フクシマエコテッククリーンセンター」を平成 28 年４月に国有化したもの。双葉郡８町村の生活ごみの搬入については令和５年 11 月以降も継続している。

45 帰還困難区域内の特定復興再生拠点区域の整備事業に由来する廃棄物等のうち１kg当たり 10 万ベクレル以下のものについては、東日本大震災後休止していた大熊町の管理型処分場「クリーンセンターふたば」での埋立処分が令和５年６月より開始されている。

46 宮城県、群馬県、栃木県、茨城県及び千葉県。

47 宮城県：栗原市、加美町及び大和町、栃木県：塩谷町、千葉県：千葉市。なお、これらの市町は候補地の返上や詳細調査の受入拒否を表明している。

48 同方針では、「『規制と利用の分離』の観点から、原子力安全・保安院の原子力安全規制部門を経済産業省から分離し、内閣府に設置されている原子力安全委員会の機能をも統合して、環境省の外局とする」などとしていた。

その後、翌 24 年の第 180 回国会において、原子力安全規制改革関連の政府案[49]及び自民・公明案[50]がそれぞれ提出され、与野党協議の結果、いわゆる「３条委員会[51]」の「原子力規制委員会」を環境省の外局として設置し、その事務局として「原子力規制庁」を設けることで合意し、同年６月に政府案及び対案を撤回の上、「原子力規制委員会設置法案」（衆議院環境委員長提出、衆法第 19 号）が起草され、可決・成立した。

同法の成立に伴い、同年９月に、原子力の推進と規制を分離するため、環境省の外局として原子力規制委員会（以下「規制委員会」という。）が発足し、規制委員会の事務局として原子力規制庁が設置された（規制委員会の主な取組等については「原子力問題調査特別委員会」の頁を参照。）。

内容についての問合せ先
環境調査室　鈴木首席調査員（内線68600）

[49] 「原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための環境省設置法等の一部を改正する法律案」（内閣提出、第 180 回国会閣法第 11 号）、「原子力安全調査委員会設置法案」（内閣提出、第 180 回国会閣法第 12 号）及び「地方自治法第 156 条第４項の規定に基づき、産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所並びに産業保安監督部の支部並びに産業保安監督署の設置に関し承認を求めるの件」（内閣提出、第 180 回国会承認第１号）。

[50] 「原子力規制委員会設置法案」（塩崎恭久君外３名提出、第 180 回国会衆法第 10 号）。

[51] 国家行政組織法第３条第２項に基づく委員会をいう。

安全保障委員会

安全保障調査室

１　我が国を取り巻く安全保障環境

2022（令和４）年 12 月に策定された国家安全保障戦略は、普遍的価値を共有しない国家の勢力拡大、また、そのような国家による既存の国際秩序の修正を図ろうとする動きや力による一方的な現状変更の試みを指摘し、我が国を取り巻く安全保障環境を「戦後最も厳しくかつ複雑」と位置付けた。ロシアによるウクライナ侵略や、東シナ海及び南シナ海における領有権の「既成事実化」を狙った中国公船の活動など、一部主要国による力による現状変更の試みにより、これまで我が国の平和と発展の基礎となってきた法の支配に基づく国際秩序が揺らぎつつある。

また、我が国周辺には中国、ロシア、北朝鮮など、核戦力を含む大規模な軍事力を保有する国・地域が複数存在し、これらの国・地域は近年、相互の連携を深めつつある。北朝鮮は 2023（令和５）年秋以降、ウクライナ侵略を続けるロシアに対して砲弾等を供与する代わりに、ロシアから衛星に関する技術支援を受けた可能性が指摘されているほか、2024（令和６）年 11 月には北朝鮮がロシアに派遣した兵士がウクライナとの戦闘に参加したことも確認された。中露間でも、中露両軍による我が国周辺での艦艇の共同航行や爆撃機の共同飛行など、両国の連携による示威行動が続いている。このような動きに対し、我が国を含む自由、民主主義、法の支配などの価値観を共有する諸国は、クアッド（日米豪印）などの枠組みや二国間の防衛協力を通じて連携を強化しているが、2025（令和７）年１月にトランプ氏が再び大統領に就任することになり、これらの取組への影響が注視されている。

加えて、最近の戦い方に目を転じると、ロシアによるウクライナ侵略でも顕著にみられるように、民間の重要インフラ等へのサイバー攻撃やＳＮＳを通じた偽情報の拡散など非軍事と軍事を組み合わせたハイブリッド戦が展開されているほか、こうした行為が軍事侵攻以前の段階から行われるなど、有事と平時の区別も曖昧になりつつある。また、無人機、電磁波、人工知能（ＡＩ）、宇宙空間の活用も今後ますます進むものとみられ、我が国においてもこのような分野での対応が急務となっている。

【参考】我が国周辺における最近の中露による主な動向

年月	内　容
―	尖閣諸島周辺において中国海警局の公船が恒常的に活動し、接続水域への入域及び領海への侵入を繰り返す
2024. 7	中国海軍及びロシア海軍の艦艇計４隻が「共同パトロール」と称して大隅海峡を東に抜けて我が国周辺を共同航行（４日）
8	中国軍のＹ－９情報収集機１機が約２分間、長崎県・男女群島沖の領空を侵犯（26 日、中国の軍用機による領空侵犯が確認された初の事例）
9	ロシア海軍と中国海軍が日本海などで大規模な合同演習を実施（10～16 日） その後、両軍の艦艇計８隻が宗谷海峡を太平洋に向けて共同航行（23 日）

	中国海軍空母「遼寧」が沖縄県・与那国島と西表島の間を初めて通過し、我が国の接続水域に一時入域（17～18 日、中国の空母が我が国の接続水域を航行した初の事例）
	ロシア軍のＩＬ-３８哨戒機が 13 時台から 15 時台にかけて３度にわたり北海道・礼文島付近の領空侵犯。航空自衛隊のＦ－１５戦闘機及びＦ－３５戦闘機が緊急発進し、赤外線誘導ミサイルなどをかく乱するフレア（火炎）を初めて発射（23 日）
	中国が大陸間弾道ミサイル（ＩＣＢＭ）１発を発射し太平洋の公海上に着弾（25 日）
10	中国が台湾を包囲する形で軍事演習を実施（14 日）
11	中露の戦闘機及び爆撃機等計 27 機が東シナ海から太平洋にかけて長距離の共同飛行を実施（29～30 日）
12	ロシア軍の潜水艦が与那国島と西表島の間の海域を航行しているのを初めて確認（３日）

（出所）防衛省資料及び報道を基に作成

２　自衛官の処遇改善閣僚会議基本方針

政府は一層厳しさを増す安全保障環境の中、我が国の平和と独立を守るため身をもって責務の完遂に努めている自衛官の処遇改善、勤務環境の改善、そして新たな生涯設計の確立等のための方策を取りまとめるため、2024（令和６）年 10 月、石破総理を議長とした「自衛官の処遇・勤務環境の改善及び新たな生涯設計の確立に関する関係閣僚会議」を設置し、同年 12 月に基本方針が策定された。

基本方針で示された 33 項目の手当等の新設・拡充等は 2025（令和７）年度予算案においても適切に反映させるとし、自衛官候補生の廃止等、法律・制度改正が必要なものについては、今国会において立法措置が検討されている[1]。また、各方策については、自衛官の採用、中途退職抑制、充足率向上等にいかに寄与しているかという観点から、2025（令和７）年度中に効果の検証を行い、以後、年に１回フォローアップを行うこととしている。

基本方針の主なポイント（2025（令和７年）度予算案に反映する主な事業）

自衛官の処遇改善	**【給与面の処遇改善】** ・航空管制官に支給する手当の新設 ・災害派遣手当等の引上げ ・特殊作戦手当の支給対象にサイバー専門部隊を追加　等 **【士の確保等】** ・指定場所生活調整金（仮称）の新設 ・自衛官任用一時金の引上げ　等 **【予備自衛官の処遇改善】** ・予備自衛官に支給する手当の引上げ　等
生活・勤務環境の改善	・営舎内居室の個室化等の推進 ・駐屯地・基地等における無線ＬＡＮ環境の拡充　等
新たな生涯設計の確立	・再就職に向けた職業訓練の充実 ・就職援護情報ネットワークシステムの導入　等
その他	・人的基盤強化を担う室の設置　等

（出所）防衛省資料を基に作成

[1] 2025（令和７）年度以降に実施するとされているものは、若年定年退職者給付金の引上げ（2026（令和８）年度）、自衛官の俸給表の改定（2028（令和 10）年度）、一般隊員の定年を 2028（令和 10）年度以降２歳程度引き上げること等がある。

３　防衛省・自衛隊をめぐる課題

(1) 不祥事に対する大量処分

防衛省は、2024（令和６）年７月 12 日、一連の不祥事に対する懲戒処分等を公表した。処分の概要は、①特定秘密保護法上の漏えい及び不適切な取扱い（約 120 名を懲戒処分等）、②同省幹部職員による威圧的な言動により部下等を委縮させたパワーハラスメント（３名を懲戒処分）、③海上自衛隊における服務事案（潜水手当の不正受給（約 80 名を懲戒処分等）[2]及び隊員食堂における不正喫食（約 20 名を懲戒処分））であり、処分とは別途、防衛大臣給与の自主返納（１か月）及び海上幕僚長の交代（同月 19 日付）を行った。

同省では、不祥事の発生原因については、個々の被処分者に順法精神・倫理観・使命感・自己規律が欠如していたとするものから、海上自衛隊では幹部職員までが誤った理解の下で特定秘密の取扱いを行っていたように組織全体に関わるものまで多岐にわたるとし、不祥事についての再発防止策の徹底を図るとした。

しかし、同年 12 月 27 日、同省は、出向先の防衛装備庁などから転入した隊員が必要な手続を取っていないなど特定秘密違反等が新たに 100 件以上確認されたことを発表した。同時に、同省における特定秘密に係る情報保全事案の総括及び再発防止策の再構築についての取りまとめを公表した。同省は、部隊運用の実情に即した適正評価の実施など再発防止策の取組やその情報開示・説明を通じて国民や同盟国の米国を始めとする諸外国の懸念の払拭や信頼の回復を図っていくとしている。

(2) 潜水艦修理契約・特別防衛監察

2024（令和６）年４月、防衛省は川崎重工から、潜水艦修理工事に関し、出入業者との架空取引を原資として、同社内及び潜水艦乗組員への物品供与等が行われているとの指摘が大阪国税局からあった旨の報告を受けた。

同年７月、木原防衛大臣は、「潜水艦修理について、隊員と契約の相手方との関係及び契約の適正性に関する特別防衛監察を実施」するよう指示し、同年 12 月 27 日に同特別防衛監察の中間報告が公表された。

中間報告では、同社が架空取引を通じて裏金を作り、潜水艦乗組員に利益供与[3]していた不正の流れが判明した。この架空取引は 2023（令和５）年度までの６年間で総額 17 億円に上り、少なくとも昭和 60 年代から約 40 年間続いているとし、こうした不正が長く続いた背景には、同社の前例踏襲の組織風土や、潜水艦乗組員側にも同社からの物品供与が潜水艦修理契約の範囲内であるとの誤解があったなどと指摘している。

同省は架空取引に伴う潜在的な超過利益等の返納を求めることとしており、引き続き自衛隊員倫理法等に違反する事実の確認のほか、本事案の背景等の調査を実施し、しかるべき時期に報告するとしている。

---

[2] 潜水手当の不正受給事案では、2023（令和５）年 11 月に海上自衛隊警務隊が４名を逮捕していたが、同省は当該事実について、2024（令和６）年７月 18 日深夜まで木原防衛大臣に対する報告を行っていなかったことを後日、公表した。また、同年 12 月 27 日、潜水手当不正受給事案の新規 86 人の処分を公表した。

[3] 物品供与は潜水艦乗組員からの要望にも応じており、潜水艦内で使用する備品のほか、ゲーム機やゴルフ用品など私物用とみられるものもあった。また、川崎重工と自衛隊員の懇談費にも充てられた。

4　安保三文書に基づく防衛力整備等に向けた主な動き

我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中、2022（令和４）年 12 月、①国家安全保障戦略、②国家防衛戦略及び③防衛力整備計画（いわゆる「安保三文書」）が策定された。

安保三文書	期間	主な内容
①国家安全保障戦略	おおむね 10 年程度の期間を念頭に置いて策定されている。	我が国の安全保障に関する最上位の政策文書
②国家防衛戦略		スタンド・オフ防衛能力、統合防空ミサイル防衛能力（反撃能力を含む）、無人アセット防衛能力、領域横断作戦能力、指揮統制・情報関連機能、機動展開能力・国民保護、持続性・強靱性の７つの分野を重点として防衛力整備を行うこととしている。
③防衛力整備計画	おおむね 10 年後の自衛隊の体制と５年間の経費総額・主要装備品の整備数量などを示す。	

（出所）防衛省資料及び内閣官房資料を基に作成

(1) 統合作戦司令部の創設

②国家防衛戦略及び③防衛力整備計画に、陸海空自衛隊の一元的な指揮を行い得る常設の統合司令部を創設することが明記された[4]。これを受け、「統合作戦司令部」が 2024（令和６）年度に市ヶ谷に設置される。同司令部は、当初の人員を約 240 人とし、その長である統合作戦司令官には、陸海空幕僚長と同格の将官を充てることとされている[5]。

2024（令和６）年７月の日米安全保障協議委員会（「２＋２」）の共同発表では、自衛隊の統合作戦司令部の米側のカウンターパートとして、在日米軍をインド太平洋軍司令官隷下の統合軍司令部として再構成する方針が示されており[6]、今後の自衛隊と米軍の指揮統制の連携の在り方が焦点となっている[7]。

(2) スタンド・オフ防衛能力の整備

政府は、スタンド・オフ・ミサイルの早期整備を目指しており、当初の配備計画を１年前倒しした 2025（令和７）年度から配備が始まる。同ミサイルの配備に伴って整備される弾薬庫の新設を巡り、地元から懸念する声が上がっていることが報じられている[8]。

(3) 同志国等との安保協力の進展

②国家防衛戦略に示す同志国等との連携の方針を踏まえ、③防衛力整備計画には、部隊間協力円滑化協定（ＲＡＡ）、物品役務相互提供協定（ＡＣＳＡ）、情報保護協定、防衛装備品・技術移転協定等の制度的枠組みの整備を更に推進すること等が明記されている。

最近の動きとしては、2024（令和６）年５月に日仏ＲＡＡの交渉開始が日仏首脳間で合意されたほか、同年７月の日比「２＋２」の際に日比ＲＡＡが署名された[9]。また、同年１

---

4 『令和６年版　防衛白書』242 頁

5 防衛省「令和６年度予算の概要」（2024.3.29）10 頁

6 外務省「日米安全保障協議委員会（「２＋２」）共同発表（仮訳）」（令和６年７月 28 日）３頁

7 例えば、自衛隊の指揮権の独立性の担保が課題であるといった指摘が見られる（『朝日新聞』（2024.7.29）、『毎日新聞』（2024.7.31）など）。

8 『ＮＨＫ大分放送局』（2024.４.15）

9 我が国のＲＡＡ締結相手国は、２か国（豪州、英国）。このような我が国のＲＡＡ締結による安全保障協力の

月に署名された日独ＡＣＳＡが同年７月に発効したほか[10]、同年 11 月に日伊ＡＣＳＡが署名された。なお、両国政府間で署名済みの日比ＲＡＡ及び日伊ＡＣＳＡについては、承認案件及び関連法案の今国会提出が検討されている。

(4) ＡＩの活用促進、サイバー人材の確保・育成

ア　防衛省ＡＩ活用推進基本方針

②国家防衛戦略及び③防衛力整備計画において、防衛省・自衛隊のＡＩ活用推進が謳われたことを踏まえ、2024（令和６）年７月、防衛省は、初のＡＩ活用推進の基本方針である「防衛省ＡＩ活用推進基本方針」を策定した。同文書では、目標の探知・識別、情報の収集・分析、指揮統制、後方支援業務、無人アセット、サイバーセキュリティ、事務処理作業の効率化の７分野で重点的にＡＩ活用を図ることとされた。また、ＡＩの利用に伴うリスクへの対応、データ基盤の構築、ＡＩ・データ人材の確保・育成、研究開発など、幅広い事柄についての考え方が示されている。

防衛省・自衛隊によるＡＩの活用をめぐっては、大幅な省力化が期待できる一方、ＡＩによる誤判断などのリスクへの対処や、それを使いこなせる人材の確保などが課題として指摘されている[11]。

イ　防衛省サイバー人材総合戦略

安保三文書では、「能動的サイバー防御[12]」の導入のほか、自衛隊のサイバー防衛能力の体制拡充を目指すとしている[13]。これを踏まえ、2024（令和６）年７月に防衛省は、サイバー人材に係る取組の方向性を示した「防衛省サイバー人材総合戦略」を策定した。同文書では、サイバー領域の能力強化に当たり、機能発揮の中核は「ヒト」であるとの認識の下、人材施策が検討されている。そして、具体的な取組としては、個々のサイバー人材の多様な役割や職階などに応じた新たなスキル評価指標の検討・策定、サイバー分野での勤務を重視したキャリアパスの明確化、サイバー分野での予備自衛官の活用、高等工科学校システム・サイバー専修コースや国内外の教育機関における教育コースの拡充、リボルビング・ドアの実現等が挙げられている。

他方、社会全体でのサイバー人材の需要が増してきていることから、同文書で示された民間と自衛隊との間で人材が行き来する柔軟な仕組みを実現できるのか、待遇や機密保持を含めた具体策を問う声もある[14]。

強化について、対中牽制と捉える指摘もある（『読売新聞』（2024.5.1）、『産経新聞』（2024.7.9）など）。

[10] 我が国のＡＣＳＡの締結は、ドイツで７か国目

[11] 『毎日新聞』（2024.8.30）

[12] ①国家安全保障戦略では、武力攻撃に至らないものの、国、重要インフラ等に対する安全保障上の懸念を生じさせる重大なサイバー攻撃のおそれがある場合、これを未然に排除し、また、このようなサイバー攻撃が発生した場合の被害の拡大を防止するために「能動的サイバー防御」を導入することとしている。導入に際して、警察や自衛隊が実施主体となる等、必要な体制整備を行うための新法の今国会提出が検討されている。

[13] ③防衛力整備計画は、2027（令和９）年度を目途に、自衛隊サイバー防衛隊等のサイバー関連部隊を約 4,000 人に拡充し、さらに、システム調達や維持運営等のサイバー関連業務に従事する隊員に対する教育を行い、これにより、防衛省・自衛隊のサイバー要員を約２万人体制とすることとしている。

[14] 『朝日新聞』（2024.7.7）

５　防衛関係予算等

(1) ５年間の防衛力整備水準等

防衛力整備計画では、2023（令和５）年度から５年間に必要な防衛力整備の水準に係る金額は 43 兆円程度[15]とされている。また、各年度の予算の編成に伴う防衛関係費は、一定の措置[16]を別途とることを前提として、40 兆 5,000 億円[17]程度（2027（令和９）年度は８兆 9,000 億円程度）とされている。

さらに、同計画に定められたこれらの金額とは別に、国家安全保障戦略では、2027（令和９）年度において、防衛力の抜本的強化とそれを補完する取組を合わせ、そのための予算水準を 2022（令和４）年現在のＧＤＰの２％に達するよう所要の措置を講ずることが示されている[18]。

同計画を実施するための財源の確保については、歳出改革、決算剰余金の活用、税外収入を活用した防衛力強化資金、税制措置等において所要の措置を講ずることとされている。税制措置の開始時期について、政府は「令和７年度税制改正大綱」（2024（令和６）年 12 月 27 日閣議決定）において、法人税とたばこ税について 2026（令和８）年４月からの実施が明記されたが、所得税の開始時期決定は先送りとされた。

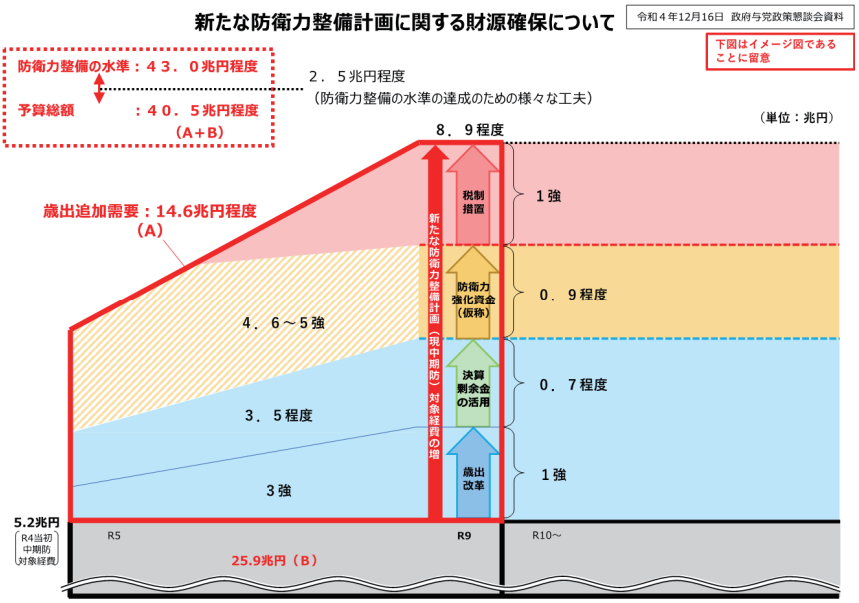

（出所）財務省『令和５年度予算のポイント』６頁

---

[15] 円安や資材価格の高騰により装備品の価格が上昇し、５年間の総額が 43 兆円の枠内に収まらないのではないかとの指摘もなされたが、政府は、43 兆円を超過するということは考えていない旨説明している（第 212 回国会衆議院予算委員会議録第２号 39 頁（令 5.10.27）木原防衛大臣答弁）。

[16] 一定の措置とは、①自衛隊施設等の整備の更なる加速化を事業の進捗状況等を踏まえつつ機動的・弾力的に行うこと（１兆 6,000 億円程度）、②一般会計の決算剰余金が想定よりも増加した場合にこれを活用すること（9,000 億円程度）である。

[17] この 40 兆 5,000 億円と、前掲脚注の①と②の合計額である２兆 5,000 億円を足すと、43 兆円となる。

[18] 国家安全保障戦略では、防衛力の抜本的強化を補完する不可分一体の取組として、研究開発、公共インフラ整備、サイバー安全保障、我が国及び同志国の抑止力の向上等のための国際協力の４分野が挙げられている。また、ＧＤＰの２％は約 11 兆円規模である。

(2) 2025（令和７）年度防衛関係費

2025（令和７）年度予算案においては、防衛力整備計画期間内の防衛力抜本的強化の実現に向けた必要な装備品の取得経費や、自衛官の処遇改善に関する経費など、過去最大の８兆4,748億円（対前年度当初予算7,498億円（9.7%）増）が計上されている。

本予算案における主な事業は、以下のとおりである。

（出所）防衛省資料を基に作成

歳出予算（三分類）　（単位：億円）

区　分	令和6年度予算額	対前年度増△減額	令和7年度予算額	対前年度増△減額
防衛関係費	77,249 (79,496)	11,248[17.0] (11,277[16.5])	84,748 (87,005)	7,498[9.7] (7,508[9.4])
人件・糧食費	22,290	320[1.5]	23,508	1,218[5.5]
物件費	54,960 (57,206)	10,927[24.8] (10,957[23.7])	61,240 (63,497)	6,280[11.4] (6,290[11.0])
歳出化経費	37,928 (39,480)	12,745[50.6] (12,949[48.8])	43,119 (44,553)	5,191[13.7] (5,037[12.9])
一般物件費	17,032 (17,727)	△1,818[△9.6] (△1,992[△10.1])	18,121 (18,944)	1,089[6.4] (1,217[6.9])

（説明）
・[ ]は、対前年度伸率（%）である。
・計数については、四捨五入によっているので計と符合しないことがある。
・「防衛関係費」の行の下段（ ）内は、SACO関係経費、米軍再編関係費のうち地元負担軽減分を含んだものである。
・「防衛関係費」は、防衛省が所管する経費に、防衛省のシステムに係るデジタル庁所管経費を含めたものである。

（出所）防衛省資料を基に作成

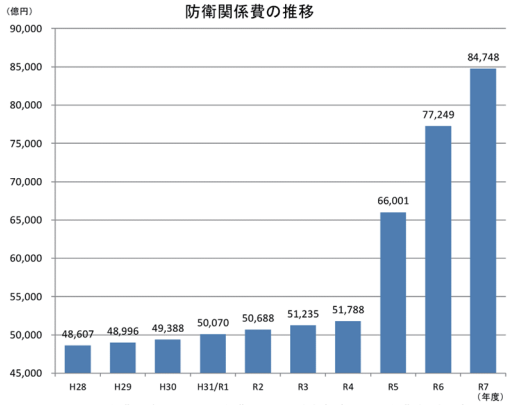

※ SACO関係経費及び米軍再編関係経費のうち地元負担軽減分に係る経費等を含む事項要求を除き、防衛省のシステムに係るデジタル庁所管経費を含む。

（出所）防衛省資料を基に作成

なお、本予算案における、ＦＭＳ（有償援助）[19]による装備品等の取得にかかる要求額は約１兆76億円で、前年度当初予算額に比べ約760億円増加している。

主な事業としては、空中給油・輸送機（ＫＣ－４６Ａ）の取得（４機）に2,231億円、戦闘機（Ｆ－３５Ａ）の取得（８機）に1,387億円、弾道ミサイル防衛用迎撃ミサイル（ＳＭ－３ブロックⅡＡ）の取得に744億円が計上されている。

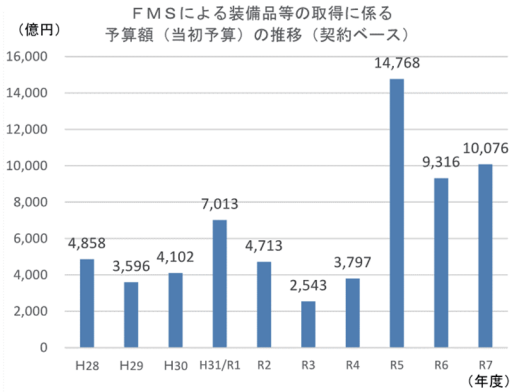

（出所）防衛省資料を基に作成

[19] 米国の武器輸出管理法などのもと、米国の安全保障政策の一環として同盟諸国などに対して装備品を有償で提供するもの（『令和６年版　防衛白書』462頁）

また、会計検査院の調査では、ＦＭＳにおいて、防衛省の契約が為替の影響を考慮しておらず、2023（令和５）年度の支払いが円安の影響を受け、当初の想定より 1,239 億円増加していたことが指摘されている。

６　防衛装備移転三原則等の見直しと次期戦闘機共同開発等

(1) 国家安全保障戦略等を踏まえた防衛装備移転三原則等の改正（2023（令和５）年 12 月）

国家安全保障戦略等において、防衛装備移転や国際共同開発を円滑に行うため、制度の見直しについて検討することが明記された。これを受け、与党（自民、公明）は、2023（令和５）年 12 月、政府への提言を取りまとめた。同提言を受け、政府は、同月防衛装備移転三原則及び運用指針を改正し、ライセンス生産品のライセンス元国への輸出などが認められることとなった[20]。

(2) 次期戦闘機共同開発と防衛装備移転三原則運用指針の改正（2024（令和６）年３月）

2022（令和４）年 12 月、日英伊３か国は、次期戦闘機の共同開発を行う「グローバル戦闘航空プログラム（ＧＣＡＰ）」を発表した。2024（令和６）年 12 月、ＧＣＡＰを管理・運営する国際機関「ＧＣＡＰ政府間機関（ＧＩＧＯ）[21]」が発足し、同３か国は、機体の設計・製造などを担う合弁企業（ＪＶ）[22]の設立に合意した。共同開発では、今後５年程度で仕様や性能を確定させ、2035（令和 17）年までの初号機配備を目指している。

ＧＣＡＰを推進するに当たり、政府は、2024（令和６）年３月、ＧＣＡＰに係る完成品を我が国から第三国に移転し得ること等について閣議決定するとともに、運用指針を一部改正し、①今回、第三国への直接移転を認めるのはＧＣＡＰに限定、②移転先は国連憲章に適合した使用を義務付ける国際約束の締結国（現在 15 か国）に限定、③現に戦闘が行われている国には移転しない、という三つの限定を明記した。しかし、今後、輸出対象の装備品がなし崩し的に拡大する可能性や、実際に第三国に移転する際に政府・与党のみで決定し、国会の関与がないため、防衛装備移転に議会への報告や承認が原則必要な米国と比べ、我が国の厳格性や透明性は低いとの指摘も見られる[23]。

2024（令和６）年 11 月、ＧＣＡＰにサウジアラビアが参画する見通しである旨の報道[24]がなされた。同国は、資金力がある一方で、戦闘機の製造能力を持たず、機密情報保全にも懸念があるとされ、出資比率や役割分担などの参加形態も含め、動向が注目される。

(3) 防衛産業の基盤強化に向けた有識者会議の設置

政府は、防衛産業の基盤を強化するための「国家防衛産業戦略（仮称）」策定に向け、有識者会議を設置する調整に入った。防衛装備品に関する同盟国や友好国の需要を把握した

---

[20] 焦点であった国際共同開発・生産における我が国から第三国への完成品の直接移転や、救難、輸送、警戒、監視及び掃海に完成品の輸出を限定した５類型の在り方等については、引き続き議論を行うこととされた。

[21] ＧＩＧＯの初代トップ（ＧＣＡＰ実施機関の首席行政官）には岡真臣元防衛審議官が就いた。

[22] ＪＶには三菱重工業、英ＢＡＥシステムズ及び伊レオナルドなどが参加する。

[23] 『東京新聞』（2024.3.27）、『毎日新聞』（2024.3.27）など

[24] 『日本経済新聞』（2024.11.30）、『産経新聞』（2024.11.30）など

上で、輸出促進に向けた中長期目標を設定する。政府は有識者会議の議論を踏まえ、2025（令和７）年中の戦略策定を目指すとしている[25]。

【参考１】防衛装備移転三原則等改正による移転基準緩和の主なポイント
（2023（令和５）年 12 月及び 2024（令和６）年３月改正）

	改正前	改正後
ライセンス生産品の提供	米国からのライセンス生産品に係る部品・役務のみが提供可能	米国由来以外も含むライセンス生産品（完成品を含む）をライセンス元国へ提供可能に ※ただし、自衛隊法上の武器[26]のライセンス元国からの更なる提供については、特段の事情がない限り、武力紛争の一環として現に戦闘が行われている国への提供はできない。
修理等の役務の提供	民間事業者が行う修理等の役務提供は米軍向けに限定	米軍以外の安全保障協力関係のある国に対しても、修理等の役務提供を可能に
部品の移転	部品であっても、国際開発生産か米国ライセンス品を除き、５類型（救難、輸送、警戒、監視及び掃海）に該当しない限り、移転できない	「部品」の定義を明確化（※）した上で、安保協力関係のある国に対しては、部品は総じて移転可能に ※「完成品の一部として組み込まれているものをいう。ただし、それのみで装備品としての機能を発揮できるものを除く。」
被侵略国への非武器支援	ウクライナ向け、かつ、自衛隊不用装備品（武器を除く）の無償・低額譲渡に限定	侵略等を受けた国に対し、自衛隊法上の武器には該当しない装備品を移転可能に
５類型（救難、輸送、警戒、監視及び掃海）	５類型に必要な武器が移転可能か否かは、具体案件がなかったこともあり、必ずしも明確ではない	本来業務や自己防護に必要な武器については、搭載したままでの移転が可能に
国際共同開発・生産	パートナー国との国際共同開発・生産と、パートナー国からの第三国移転は可能	①パートナー国が完成品を移転した第三国へ、我が国から部品や技術の直接移転も可能に ②ＧＣＡＰに限定して、完成品の第三国への直接移転が可能（2024（令和６）年３月改正）

（出所）内閣官房資料等を基に作成

【参考２】最近の防衛装備移転に関する動き

相手国	年月日	内　容
インド	2024. 11. 15	インド海軍に対する艦艇搭載用複合アンテナ「ユニコーン」の移転に関して、日印防衛装備品・技術移転協定に基づく細目取極に署名
豪州	11. 25	オーストラリア政府は、新型フリゲート艦の共同開発の最終候補国として、日本とドイツに絞り込んだことを正式発表[27]
ベトナム	12. 23	陸上自衛隊で使用していた中古資材運搬車２両をベトナム国防省へ譲渡
インドネシア	2025. 1. 7 1. 11	防衛相会談において、艦艇の共同開発について協議 首脳会談において、政府安全保障能力強化支援（ＯＳＡ）による高速警備艇の供与で合意

（出所）防衛省資料及び報道を基に作成

[25] 『産経新聞』（2025. 1. 9）

[26] 火器、火薬類、刀剣類その他直接人を殺傷し、又は武力闘争の手段として物を破壊することを目的とする機械、器具、装置等（ただし、本来的に、火器等を搭載し、そのもの自体が直接人の殺傷又は武力闘争の手段としての物の破壊を目的として行動する護衛艦、戦闘機、戦車のようなものを含み、部品を除く。）

[27] 『毎日新聞』（2024. 11. 26）、『産経新聞』（2024. 11. 26）など

７　在日米軍問題

我が国は、日米安全保障条約第６条に基づき米軍に対して施設・区域を提供しているが、在日米軍基地に関連して、航空機事故や騒音、環境汚染、女性に対する暴力などの様々な事件・事故が発生しており、基地を抱える地域にとって大きな負担となっている。また、これらの事件・事故の解明や対応に当たり日米地位協定が壁となることが多いことから、国内では同協定の改定を求める声も上がっている。

近年、注目を集めている事例としては、以下のようなものがある。

(1) オスプレイをめぐる動き

米軍が運用するオスプレイについては、依然として事故が相次いでいる。

2023（令和５）年 11 月には米空軍のＣＶ－22 オスプレイが屋久島沖の海上に墜落し、乗組員８名全員が死亡する事故が発生した。この事故を受けて、米軍と自衛隊はオスプレイの運用を停止したが、2024（令和６）年３月には運用停止を解除。同年８月に公表された報告書では、エンジンからの動力をプロペラに伝えるギアボックス内部の故障などが原因と結論付けた。

また、同年 11 月には、米西部ニューメキシコ州の空軍基地において屋久島沖での墜落事故と類似性のある墜落未遂事故が発生し、米軍は翌 12 月、オスプレイの運用を約２週間にわたり停止したが、12 月 20 日には、ギアボックスの点検など追加の安全対策を行った上で飛行を再開することとした。

なお、陸上自衛隊のオスプレイも同年 10 月、与那国駐屯地において、上昇時にバランスを崩し、左翼の一部が地面に接触して損傷する事故が発生した。陸上自衛隊は翌 11 月、この事故の原因について、揚力を得るためのスイッチを押し忘れるという操縦士のミスとする調査結果を公表している。

(2) 在日米軍関係者による犯罪に関する情報共有体制の見直し

2024（令和６）年６月、相次いで発覚した沖縄県における米軍関係者の性犯罪事案[28]について、県警及び外務省は事案を把握しながら、県や防衛省への情報共有を行っていなかったことが明らかとなり、地元では反発が強まっている。

こうした状況を踏まえて、同年７月５日、政府は在日米軍による犯罪における国内情報共有体制の運用を改め、沖縄県内での米軍関係者による性犯罪事案について、捜査当局が非公表としたものであっても可能な範囲で県に情報提供する方針を明らかにした[29]。その後、同年９月５日と翌 2025（令和７）年１月８日の２回、米兵による性犯罪事案について情報共有が行われている。

---

[28] 2024（令和６）年の性犯罪事案は検挙件数４件（１件は不起訴）と過去 10 年で最多（『朝日新聞』(2025. 1. 9)）。

[29] 首相官邸ホームページ「内閣官房長官記者会見」令和６年７月５日午後

(3) ＰＦＡＳ[30]による水質汚染問題

近年、普天間飛行場（沖縄県）や横田飛行場（東京都）等、各地の在日米軍基地周辺の河川や地下水等から、国の暫定目標値（ＰＦＯＳ・ＰＦＯＡの合計値で 50ng/ℓ）を超える濃度のＰＦＡＳが検出され、周辺住民に不安視されている。

2015（平成 27）年に締結された日米地位協定環境補足協定では、環境に影響を及ぼす事故が発生した場合における米軍基地への立入調査の手続を定めているが、同手続は、環境に影響を及ぼす事故（漏出）が現に発生し、米軍から通報が行われることを前提としている。このため、これらの条件に該当しない、基地周辺で検出されたＰＦＡＳ汚染の原因を特定するための立入調査については、在日米軍が持つ米軍施設・区域に対する排他的な管理権に阻まれ、必ずしも関係自治体の要望どおりには実現していない[31]。

2024（令和６）年８月に横田飛行場で発生した汚染水漏出事案は米側からの通報によるものであり、同年 12 月、国及び関係自治体による立入調査（米軍からの説明聴取）が実施されており、今後、敷地内貯水池のサンプリング調査が実現するか、注目される。

内容についての問合せ先
安全保障調査室　小池首席調査員（内線 68620）

[30] 有機フッ素化合物のうち、ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物の総称。撥水・撥油性や熱・化学的安定等を示すものが使用されてきたが、人体や環境に悪影響を及ぼす可能性が指摘されていることから、一部の物質（ＰＦＯＳ、ＰＦＯＡ等）が条約等により制限の対象物質として指定されている。

[31] 基地周辺で検出されたＰＦＡＳ汚染の原因を特定するための立入調査については、普天間飛行場（沖縄県）、米陸軍貯油施設（同県）、厚木基地（神奈川県）及び横須賀海軍基地（同県）で認められた例がある。

国家基本政策委員会

国家基本政策調査室

国家基本政策委員会の所管事項は、「国家の基本政策に関する事項」であることから、党首討論で討議されるテーマは、国の政策全てを網羅しており、非常に広範囲にわたっている。これまでに計70回開かれており、直近の開催は第214回国会の令和６年10月９日である。

１　党首討論の導入と国家基本政策委員会設置の経緯

(1) 党首討論と国家基本政策委員会の関係

衆参の国家基本政策委員会は、両者による合同審査会において内閣総理大臣と野党党首が討議する、いわゆる「党首討論」を行うことを目的として、平成12年に設置された。

衆参それぞれの委員会は、単独で実質的な審議を行うことはないため[1]、以下では、党首討論（国家基本政策委員会合同審査会）の導入経緯、運営申合せ、開催例等について概説する。

(2) 国会審議活性化法の概要

第145回国会において「国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律」（以下「国会審議活性化法」という。）が成立（平成11年７月26日）し、これに基づき、第147回国会の召集日である平成12年１月20日に、衆参両院に常任委員会として国家基本政策委員会がそれぞれ設置された。

国会審議活性化法は、国会改革の一環として国会審議の在り方を見直そうとするもので、①国家基本政策委員会の設置、②政府委員制度の廃止、③副大臣等の設置の３つを主な内容としている（資料１参照）。

(3) 「国会審議活性化法」成立までの経緯（図表１参照）

国会改革に関する議論は、当初、政府委員の廃止及び副大臣等の設置を軸に進められていた。これに「国家基本政策委員会の設置」が加えられたのは、政府委員の廃止及び副大臣等の設置について協議する「副大臣制度に関する協議会」（以下「実務者協議」という。）のメンバーが、平成11年５月に英国議会を視察して以降である。この視察で、政治家同士の議論が活発に行われている実情を見聞したことに刺激を受け、英国議会の「プライム・ミニスターズ・クエスチョンズ」（以下「首相のクエスチョンタイム」という。）（資料２参照）に倣った党首討論を行う場として「国家基本政策委員会」の設置構想が浮上した。

これを受けて、同年６月14日には、従来からの合意事項である「政府委員の廃止及び副大臣等の設置」という項目に、党首討論の場を設けるため「国家基本政策委員会の設置」を追加した「国家基本政策委員会の設置、政府委員制度の廃止及び副大臣等の設置並びにこれに伴う関連事項の

[1] 衆参の国家基本政策委員会が単独で委員会を開会するのは、理事の互選・補欠選任の場合や、合同審査会を開く前に「国政調査承認要求に関する件」及び「合同審査会開会に関する件」について議決する場合等である。

整理等に関する合意」が自民、自由、民主、明改の４党でまとめられ（「四党合意」）、同月16日、衆議院議院運営委員長に法案起草に向けた申入れが行われた。その後、起草案は議院運営委員長提出とすることになり、７月26日、「国会審議活性化法」が成立した。

この国会審議活性化法により改正された国会法に基づき、施行日の第147回国会召集日（平成12年１月20日）に、衆参両院に国家基本政策委員会が設置された。常任委員会の一つである国家基本政策委員会は、衆議院30名、参議院20名の委員で構成され、衆参両委員会の合同審査会という形で党首討論を行うこととされている(図表２参照)。

（図表１）「国会審議活性化法」成立までの主な動き

平成5年 10 月	新生党（与党）の小沢一郎代表幹事が「政府委員制度廃止の基本構想」を発表
平成9年 11 月 20 日	新進、民主、太陽の野党３党が、「国会における審議の活性化を図るための国会法及び国家行政組織法等の一部を改正する法律案」を共同提出 → 同案は付託されないまま、審議未了、廃案
平成 10 年 11 月 19 日	小渕恵三総理（自民党総裁）と小沢一郎自由党党首が、連立の前提条件の一つとして、政府委員制度の廃止及び副大臣等の設置について合意
平成 11 年 1月 14 日	自民党と自由党の連立内閣が発足
3月 24 日	自民党と自由党プロジェクトチームが、「政府委員の廃止及びこれに伴う措置並びに副大臣の設置等に関する合意」（以下「自自合意」という。）を発表 → 翌日（３月 25 日）、国会対策委員長会談で報告
3月 31 日	上記の「自自合意」を受け、国会対策委員長の下に、自民、自由の与党２党と、民主、明改（公明党・改革クラブの略称）、共産、社民の野党４党からなる実務者協議（衆参両院の議員が参加）の場が設けられ、協議を開始
5月2～5日	上記の「実務者協議」の衆議院のメンバーが「衆議院英国副大臣制度及び議会制度実情調査議員団」（団長：大島理森君）として、英国議会を視察→ **国家基本政策委員会の設置構想が浮上**
6月 14 日	自民、自由、民主、明改の４党が、従来からの合意事項である「政府委員の廃止及び副大臣等の設置」に、党首討論の場を設けるため「国家基本政策委員会の設置」を追加した「国家基本政策委員会の設置、政府委員制度の廃止及び副大臣等の設置並びにこれらに伴う関連事項の整理等に関する合意」（以下「四党合意」という。）を取りまとめ（共産は反対、社民は保留）
6月 16 日	上記の「四党合意」により、衆議院議院運営委員長に法案起草を申入れ
7月 13 日	国会法改正等小委員会が起草した「国会審議活性化法案」を、自民、自由、民主、明改の賛成により、議院運営委員長提出とすることとなり（共産、社民は反対）、衆議院議院運営委員会で採決、本会議に緊急上程され、可決、参議院に送付
7月 26 日	「国会審議活性化法」が参議院本会議で可決、成立し、同月 30 日に公布（平成 11 年法律第 116 号）

（図表２）国家基本政策委員会と合同審査会の関係

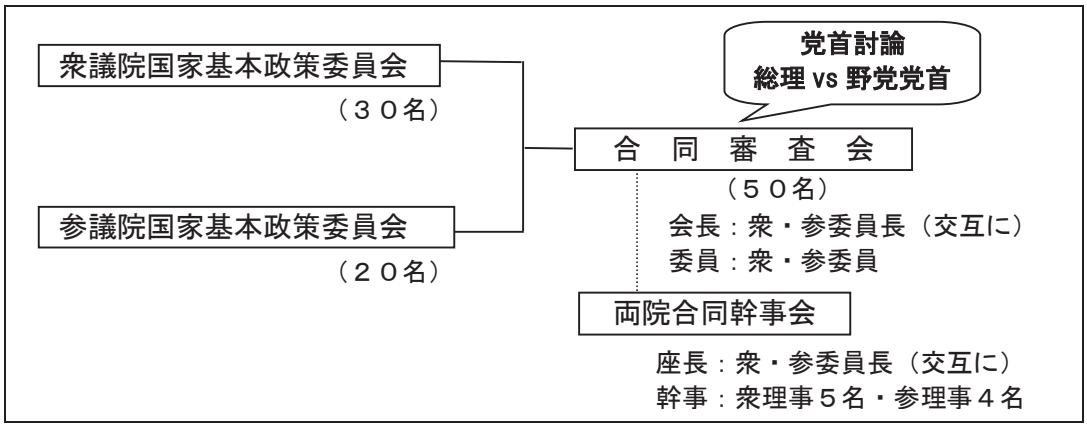

２　党首討論の運営申合せ

(1)　「運営申合せ」決定までの経緯

国会審議活性化法が公布された後も、引き続き国会対策委員長の下に設置された実務者協議で、党首討論の運営に関する協議が続けられた。また、平成 11 年９月 10 日には、与野党の国会対策委員会幹部、予算委員会及び議院運営委員会理事による会談において、自民、自由、民主、明改の４党が、第 146 回国会における党首討論の試行を提案した。なお、同月 14 日から 18 日にわたり、英国の「首相のクエスチョンタイム」をはじめとする議会制度の実情調査のため、衆参両院合同による英国議会制度等実情調査議員団が派遣された[2]。

平成 11 年 10 月 29 日に召集された第 146 回国会では、同年 11 月 10 日及び 17 日の２回にわたり、衆参予算委員会の合同審査会の形で党首討論が試行された。その後、議院運営委員会理事を中心とする衆参両院の議員 19 人から構成される「新制度に関する両院合同協議会」が設置され、党首討論の運営について、試行を踏まえた協議が進められた。その結果、平成 12 年１月 18 日に「国家基本政策委員会等の運用等、国会審議のあり方に関する申合せ」が衆参の各党代表者で合意され、翌日の国会対策委員長会談において確認された。同申合せに基づき、党首討論の運営に関する協議機関として「両院合同幹事会」が設置され、同年２月 16 日に「国家基本政策委員会合同審査会の運営についての申合せ」（以下「運営申合せ」という。）が決定された（資料３参照）。

なお、この運営申合せについては、その見直し条項に基づき、平成 15 年２月７日の両院合同幹事会で、開会回数を増やすよう与野党ともに努める、討議時間を 40 分から 45 分に拡大するなどの変更が行われた。

また、平成 21 年６月 11 日の両院合同幹事会において、党首討論の傍聴についての申合せが合意された（資料４参照）。

(2)　「運営申合せ」の概要

ア　総理と討議を行う野党党首の条件

衆議院又は参議院において所属議員 10 名以上を有する野党会派の党首が、総理と討議を行う。

イ　討議

合同審査会においては、当該内閣の基本政策と各党の基本政策及び時々の重要テーマについて総理と野党党首が相互に議論を展開するものとし、国家の基本政策を審議する委員会にふさわしい内容のものとする。

---

[2] 衆議院からは、羽田孜君（総団長、衆議院団長、民主）、中山正暉君（副団長、自民）、逢沢一郎君（自民）、島聡君（民主）、井上義久君（明改）、小沢一郎君（自由）、西田猛君（自由）、穀田恵二君（共産）、森喜朗君（自民）、冬柴鐵三君（明改）、参議院からは、岡野裕君（副団長、参議院団長、自民）、上野公成君（自民）、今泉昭君（民主）、山下栄一君（公明）、吉川春子君（共産）、三重野栄子君（社民）、戸田邦司君（自由）、奥村展三君（参議院の会）が参加

ウ　開会日時

合同審査会は、会期中、週１回 45 分間(当初は 40 分間)、水曜日午後３時から開会する。

ただし、総理が、衆議院又は参議院の本会議、予算委員会若しくは重要広範議案審査の委員会に出席する週には、開会せず、また、閉会中には開会しない。

エ　会長及び開会場所

合同審査会の会長は、衆参の国家基本政策委員長が交互に務めるものとする。

開会場所は、衆参第１委員（会）室を交互に使用し、会長の属する議院において開会することを原則とするが、委員（会）室の都合により、会長の属しない議院においても開会できる。

また、委員席の配置は、与党と野党の対面方式とする。

（図表３）合同審査会配置図（衆議院第１委員室の場合）

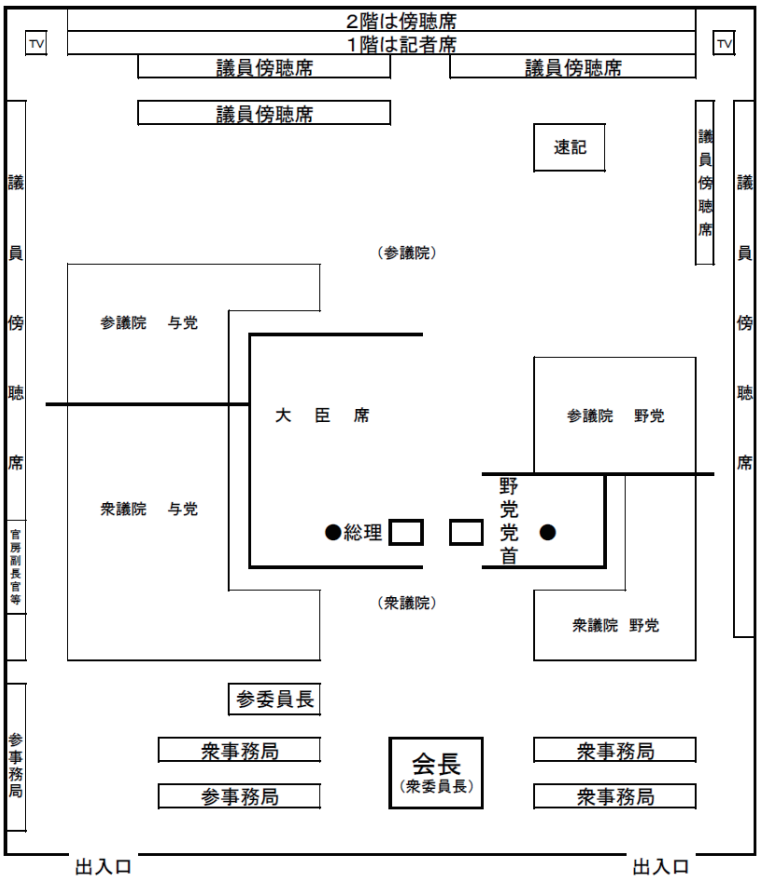

オ　時間配分

45 分間の各党時間配分は、野党間で調整する。その配分時間は、総理の発言時間を含む(いわゆる「往復方式」)。

カ　発言通告

野党党首は、発言の項目及びその要旨等を示して、原則として開会日の前々日正午までに通告する。

３　令和６年 10 月９日の党首討論

第 214 回国会（臨時会）は令和６年 10 月１日に召集され、同日、衆参両院は自由民主党の石破茂総裁を内閣総理大臣に指名した。石破総理は同日の就任会見において、10 月９日に衆議院を解散し、同月 27 日に総選挙を行うと述べた。その後、国会では４日に衆参両院で石破総理による所信表明演説、７日に衆議院、８日に参議院の本会議において各党による質疑(代表質問)が行われ、会期終了日となる９日に国家基本政策委員会合同審査会（党首討論）を行うこととなった。

今回の党首討論では、「運営申合せ」（資料３参照）における開会日時と配分時間について、政党間合意を踏まえ、以下の変更があったが、国家基本政策委員会両院合同幹事会ではこれを「前例としない」としている。

	運営申合せ	10 月９日の党首討論
開会日時	「合同審査会は、 会期中、週１回 45 分間、 水曜日午後３時から開会する」	80 分に延長 午後１時から開会
	「ただし、総理が、衆議院又は 参議院の本会議、予算委員会 若しくは重要広範議案審査の委員会に出席する週には、開会しない」	石破総理が 10 月７日（月）衆議院本会議、 ８日（火）参議院本会議に出席した同じ週の ９日（水）に開会
配分時間	「45 分間の各党配分時間に ついては、野党間で調整する」	80 分に延長し配分 立憲民主党・無所属 40 分 日本維新の会・教育無償化を実現する会 20 分 日本共産党 10 分 国民民主党・無所属クラブ 10 分
発言通告	「野党党首は、発言の項目及びその要旨等を示して、原則として開会日の前々日正午までに通告する」	「すみやかに提出をお願いする」 （10 月９日の党首討論の開会は、前々日の７日 12 時 40 分からの両院合同幹事会で決定されたため、浅田委員長から発言）

また、総理と野党党首の主な討議内容は、以下のとおりであった。（会派名の略称は当時のもの）

国会回次	年月日	会　長	場　所	討　議　者
２１４回 （臨時会）	令和６年 10月９日	参議院委員長 浅田　均君	参議院 第１委員会室	石破　　茂内閣総理大臣 野田　佳彦君（立憲） 馬場　伸幸君（維教） 田村　智子君（共産） 玉木雄一郎君（国民）

討　議　内　容	討　議　者
１　政治改革等関係	
(1)　政治資金規正法の見直しを行う際は企業団体献金の廃止からスタートする必要があることに対する石破総理の見解 (2)　政治資金収支報告書の不記載があった議員の衆議院議員総選挙における自由民主党としての公認について ア　脱税まがいのことをした議員を公認することが国民感情から理解を得られない可能性 イ　非公認とした候補者が当選した場合、追加公認するか否かの確認 ウ　世間の批判が強いため、当該議員を非公認とするという厳しい対応をしたように見せている可能性	野田　佳彦君（立憲） 石破　茂内閣総理大臣

討　議　内　容	討　議　者
(3)　自由民主党における政治資金不記載の問題に対する調査について ア　新しい事実が出てきたことに鑑みて再調査を行う意向の有無 イ　党として再調査を行わないのであれば、会期を延長し予算委員会を開いて、当該議員を証人喚問する必要性に対する石破総理の見解 (4)　石破グループのいわゆる裏金疑惑について ア　疑惑のある複数議員の名前を明らかにし説明責任を果たさせる必要性 イ　上記の複数議員の中に石破総理又は現在の閣僚が入っているか否かの確認	
(1)　平成元年に決定した自由民主党の政治改革大綱を実行してこなかった理由 (2)　政治資金収支報告書への不記載が指摘された参議院議員が、来年の通常選挙に立候補する場合、今回の衆議院議員総選挙と同じ基準で公認するのかの確認 (3)　総理就任後に新たな企業団体献金の申出があった場合の石破総理の対応 (4)　石破総理が自由民主党幹事長在職中に受け取ったとされる約 17 億 5,000 万円の政策活動費の使途	馬場　伸幸君（維教） 石破　茂内閣総理大臣
(1)　次の衆議院議員総選挙において自由民主党が政策活動費を使用しないことの確認 (2)　現行制度において選挙に政策活動費を使用する場合に使途報告の必要があるかの確認 (3)　次の衆議院議員総選挙で政策活動費を使用する場合に使途を報告するかの確認 (4)　次の衆議院議員総選挙で政策活動費を使用しないことを明言する必要性 (5)　政策活動費を使用しないと明言することが政治を変える第一歩になるとの意見に対する見解	玉木雄一郎君（国民） 石破　茂内閣総理大臣
2　能登地域への災害対応関係	
(1)　予備費での対応から会期を延長して補正予算による対応にする必要性 (2)　一定の地域で衆議院議員総選挙の繰延投票を認める必要性	野田　佳彦君（立憲） 石破　茂内閣総理大臣
3　衆議院解散関係	
今回、衆議院を解散することの意義	馬場　伸幸君（維教） 石破　茂内閣総理大臣
4　憲法改正関係	
憲法改正に対する石破総理の意気込み	馬場　伸幸君（維教） 石破　茂内閣総理大臣
5　労働政策等関係	
(1)　中小企業への直接的な支援の必要性 (2)　１日７時間、週 35 時間労働制の実現に向けた検討を行う必要性 (3)　日本共産党が掲げる労働時間の短縮、中小企業支援及び残業規制強化をパッケージとした「自由時間拡大推進法」について検討する必要性	田村　智子君（共産） 石破　茂内閣総理大臣

４　党首討論の課題

近年、形骸化が指摘されている党首討論を活性化させるために、以下のような課題が指摘されている。

(1) 開会回数の確保

党首討論は、導入当初の平成 12 年に８回開かれたが、その後、減少傾向にあり、平成 29 年、令和２年、令和４年及び令和５年は１回も開かれなかった。

開会回数については、平成 26 年５月 27 日に、衆議院の与野党７党（自民、民主、維新、公明、みんな、結い、改革）の国会対策委員長が「国会審議の充実に関する申し合わせ」で、党首討論を毎月１回実施することで合意したものの、党首討論の運営について協議する「両院合同幹事会」には諮られておらず、正規のルールにはなっていない。

なお、平成 30 年７月 20 日には、超党派の議員による「『平成のうちに』衆議院改革実現会議」が、テーマを決めて２週間に１回開催することや、夜間開催を提言した。

(2) 討議時間の拡大

党首討論の開会回数が減っている背景には、全体の討議時間が 45 分間であり、また、野党の多党化で１党当たりの時間が確保できず、議論が深まらないという事情もある。

与党は、野党が求める討議時間の拡大については、総理に負担増となることから難色を示しており、一方、野党も、審議時間の長い予算委員会を重視して、党首討論の開催を積極的に求めない傾向にあるとも報じられている。また、制度のモデルとなった英国は二大政党制であることから、現在の日本の運営方法は、野党の多党化が進んだ現状に適していないとの指摘もある。

(3) 発言時間における「片道方式」の導入

「運営申合せ」において、「野党党首及び総理は、配分時間を厳守し、相互の発言時間を考慮しつつ、簡潔に発言を行うものとする」とされており、また、党首討論の冒頭でも、合同審査会の会長が「発言は簡潔にするように」と注意喚起している。

しかし、実際には、相手の質問に正面から答えなかったり、持論を長々と展開したりして、議論がかみ合っていないと指摘されることもある。こうしたこと等から、平成 30 年には、立憲民主党の枝野幸男代表（当時）が「意味のないことをだらだらしゃべる総理を相手に、今の党首討論という制度の歴史的意味は終えた」と述べ、安倍晋三総理（当時）からは「党首討論終わった後、枝野さんは、党首討論の歴史的な使命は終わったと、そうおっしゃった。まさに今のやり取りを聞いていて、本当に歴史的な使命が終わってしまったなと、こんなように思った次第でございます」との発言があった。

立憲民主党は同年７月 17 日、国会改革の一環として、党首討論について、討議時間の拡大や、野党の配分時間に総理の発言時間を含めない「片道方式」の導入等を提言した。

資料１　国会会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律の概要（要綱より抜粋）

第一　趣旨（第１章関係）

この法律は、国会における審議を活性化するとともに、国の行政機関における政治主導の政策決定システムを確立するため、国家基本政策委員会の設置及び政府委員制度の廃止並びに副大臣等の設置等について定めるものとする。

第二　国家基本政策委員会の設置（第３条関係）

各議院に、常任委員会として国家基本政策委員会を設置するものとする。

第三　政府委員制度の廃止（第２条及び第４条関係）

一　国会における政府委員制度を廃止するものとする。

第五　副大臣等の設置等

一　副大臣及び副長官の設置（第８条関係）

１　内閣府及び各省に副大臣を、各大臣庁に副長官を置くものとする。

三　大臣政務官及び長官政務官の設置（第 10 条関係）

１　内閣府及び各省に大臣政務官を、各大臣庁に長官政務官を置くものとする。

資料２　英国議会のクエスチョンタイム

英国議会には、議員が政策課題や時事問題について政府に対し情報の開示や説明を求める手段として、口頭質問、緊急質問及び書面質問の３種類の質問制度が設けられている。クエスチョンタイムとは、このうち、本会議の場で議員が首相及び閣僚に答弁を求める「口頭質問（口頭答弁を求める質問－Questions for oral answer)」の時間を指すものである。

英国のクエスチョンタイムは、1961 年に導入されたものであり、下院本会議場において、月曜日から木曜日までの本会議の冒頭、与野党の議員による質問に対し各省大臣が順番に日を定めて答弁に立つ形で行われている。その中でも、「首相のクエスチョンタイム」は水曜日の正午から 30 分間行われるもので、その時々の政策課題について野党党首を含む与野党議員と首相との間で討論が展開されている。

党首討論（日本）と首相のクエスチョンタイム（英国）との主な相違点

	党首討論（日本）	首相のクエスチョンタイム（英国）
導入時期	2000 年２月	1961 年７月※１
実施形態	国家基本政策委員会合同審査会（討議）	下院本会議（口頭質問）
議事整理	会長（衆・参の国家基本政策委員長が交代で務める。）	下院議長
日　　時	週１回水曜日午後３時から 45 分間 （ただし、総理が本会議又は予算委員会等に出席する週には開会しない。）	毎週水曜日正午から 30 分間 （毎週必ず開会する。）
討 議 者	内閣総理大臣と 野党（衆議院又は参議院において所属議員 10 名以上を有する野党会派）党首	首相※２と ・野党第１党党首 ・野党第２党党首 ・抽選で選ばれた 10 名程度の下院議員 ・議長指名による６名程度の下院議員

※１　1961 年６月以前は、各大臣に対するクエスチョンタイムの中で、首相にも質問していた。

※２　首相が他の公務の日程の都合で出席できない場合は、代わりの者が答弁することもある。しかし、首相の欠席率は比較的低い。

資料３

（H12.2.16 両院合同幹事会）
（H15.2. 7 見直し反映）

国家基本政策委員会合同審査会の運営についての申合せ

１．合同審査会の開会（総理と野党党首との討議）

衆議院及び参議院の国家基本政策委員会は合同審査会を開き、内閣総理大臣（以下、総理という。）と野党（衆議院又は参議院において所属議員 10 名以上を有する野党会派）党首との直接対面方式での討議を行う。

合同審査会においては、当該内閣の基本政策と各党の基本政策及び時々の重要テーマについて総理と野党党首が相互に議論を展開するものとし、国家の基本政策を審議する委員会にふさわしい内容のものとする。

２．開会日時

合同審査会は、会期中、週１回 ~~40 分間~~ 45 分間、水曜日午後３時から開会する。ただし、総理が、衆議院又は参議院の本会議、予算委員会若しくは重要広範議案審査の委員会に出席する週には、開会しない。また、閉会中には開会しない。

３．会長

合同審査会の会長は、衆議院の国家基本政策委員長と参議院の国家基本政策委員長が交互に務めるものとする。~~毎会期、初回の会長は、衆議院の委員長とする。~~

会長に事故があるときは、会長の属する議院の理事が、会長の職務を行う。

４．開会場所

衆議院第１委員室と参議院第１委員会室を交互に使用し、会長の属する議院において合同審査会を開会することを原則とする。ただし、委員（会）室の都合により、会長の属しない議院においても開会することができるものとする。

委員席の配置は、与党と野党の対面方式とする。

５．両院合同幹事会の設置

合同審査会の運営について協議するため、両院合同幹事会を設置する。両院合同幹事会は、両院の委員長のほか、両院併せて 11 名の幹事（自民４、民主２、明改２、自由１、共産１、社民１）により構成する。理事の割当てのない会派については、オブザーバー幹事とする。

６．配分時間

~~40 分間~~ 45 分間の各党時間配分については、野党間で調整する。

当該配分時間は、総理の発言時間を含むものとする。

７．野党党首の発言等

野党党首は、委員として発言する。

野党党首が出席できない場合の対応については、野党間で調整し、両院合同幹事会において協議する。

８．総理の欠席

総理が、合同審査会に出席できない場合の対応については、両院合同幹事会において協議する。

９．総理以外の国務大臣の陪席

総理以外の国務大臣は、原則として合同審査会に陪席する。

なお、内閣法制局長官は、陪席する。

10．発言通告

野党党首は、発言の項目及びその要旨等を示して、原則として開会日の前々日正午までに通告する。

11．パネル等の使用

パネル等の資料を使用する必要がある場合には、予め両院合同幹事会に提示し、会長の許可を得なければならない。

12. 会議における発言（会長の議事整理）

会議における発言は、会長の議事整理に従う。

野党党首及び総理は、配分時間を厳守し、相互の発言時間を考慮しつつ、簡潔に発言を行うものとする。

13. 開会通知

合同審査会開会の通知は、衆議院公報及び参議院公報をもって行う。

14. 傍聴及び録音、撮影の許可

合同審査会における傍聴及び録音・撮影は会長が許可する。

15. 見直し

本申合せについては、第 147 回国会における合同審査会の運営の状況を踏まえ、国会審議の活性化を図る観点から必要がある場合には、所要の見直しを行うものとする。

資料４

国家基本政策委員会合同審査会の傍聴について

平成 21 年６月 11 日
（両院合同幹事会合意）

議員は、国家基本政策委員会合同審査会において、総理と野党党首が静謐な環境のもと討議を行えるよう、不規則発言等、議事の妨げとなるような言動は、厳に慎まなければならない。

以上、申し合わせる。

内容についての問合せ先
国家基本政策調査室　江成首席調査員（内線 68640）

予算委員会

予算調査室

1　我が国の財政状況

(1) 一般会計における歳出・歳入の状況

令和７年度一般会計歳出（当初）は、115.5 兆円が計上された。令和６年度一般会計歳出（当初）から 3.0 兆円増額されている一方、歳入面では租税及び印紙収入が 78.4 兆円（歳入全体の 67.9%）と前年度から 8.8 兆円増額し過去最高が見込まれることで、公債金は 28.6 兆円と前年度（当初）から 6.8 兆円減額され、公債依存度は 31.5%から 24.8%へと低下している（後掲３(4)参照）。

一般会計における歳入・歳出の状況

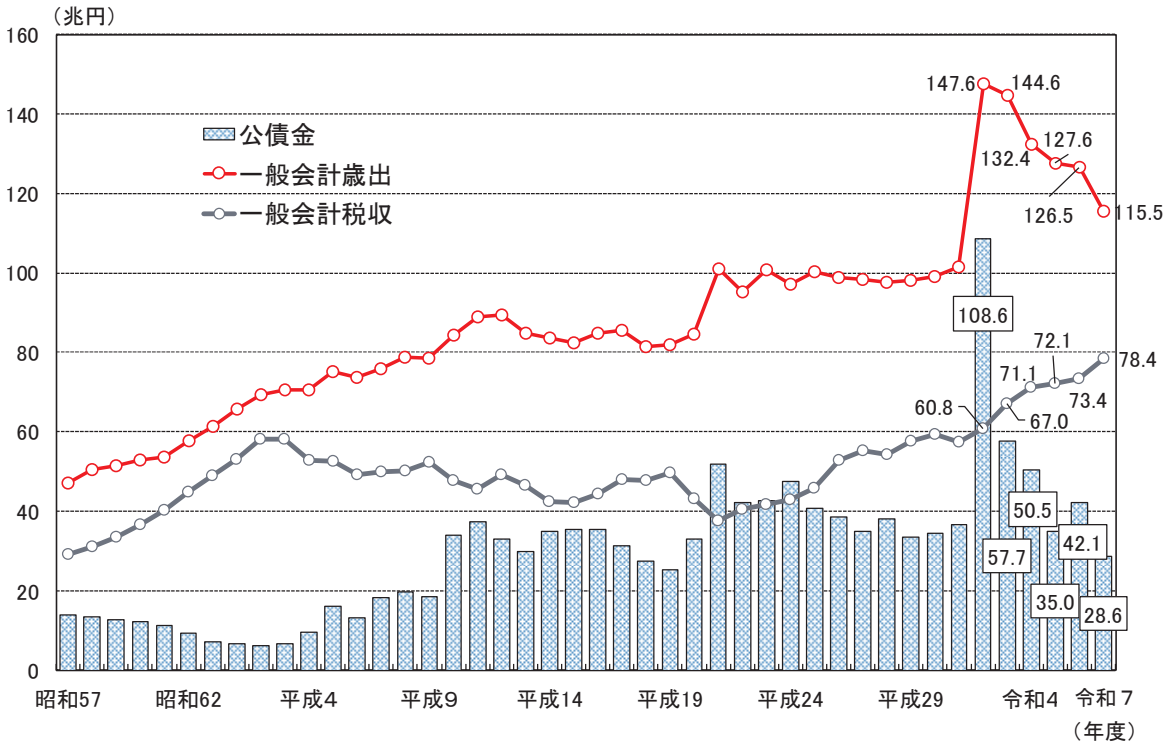

（注）令和５年度までは決算、令和６年度は補正後、令和７年度は政府案による。
（財務省主計局『我が国の財政事情（令和７年度予算政府案）』（令和６年 12 月）より作成）

近年の一般会計歳出では、国債の元利払いに充てられる費用（国債費）、社会保障関係費及び地方交付税交付金等が歳出全体の約７割を占めている。とりわけ高齢化等の影響により社会保障関係費が急増しており、令和７年度予算案では一般歳出[1]の過半を占めている。

[1] 歳出総額から国債費及び地方交付税交付金等を除いた経費。

一般会計歳出の主要経費の推移

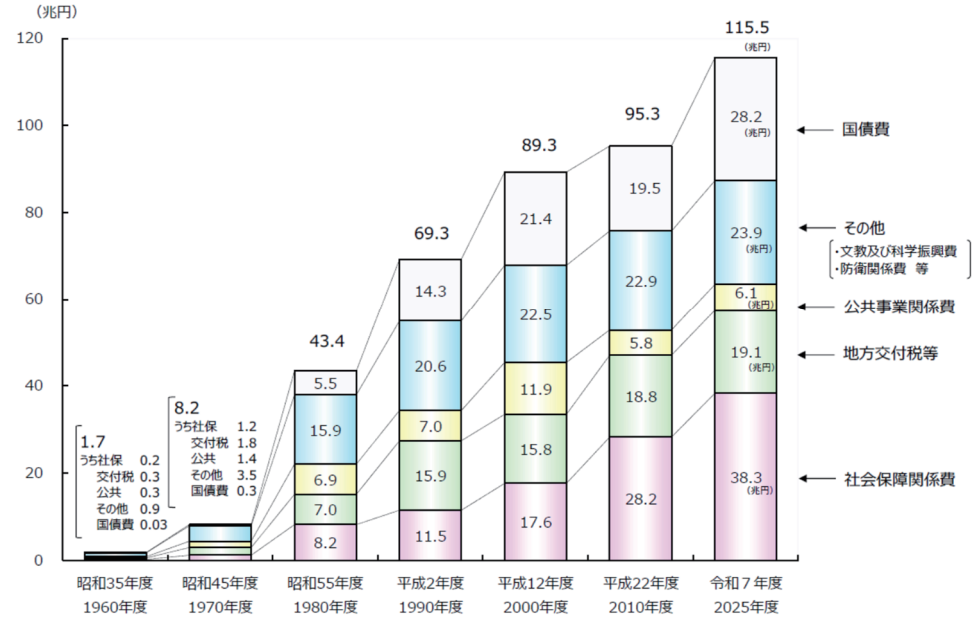

（注）平成 22 年度までは決算、令和７年度は政府案による。
（出所：財務省主計局『我が国の財政事情（令和７年度予算政府案）』（令和６年 12 月））

歳入面では、税収構造がこの 30 年余りで大きく変化している。平成２年度と令和７年度の税収構造を比較すると、消費税が税収全体の 7.7%（4.6 兆円）から同 31.8%（24.9 兆円）へ大幅に増加し、最大の税収項目となっている。他方で、所得税は同 43.3%（26.0 兆円）から同 29.7%（23.3 兆円）へ、法人税は同 30.6%（18.4 兆円）から同 24.5%（19.2 兆円）へと減少している。

一般会計税収の推移

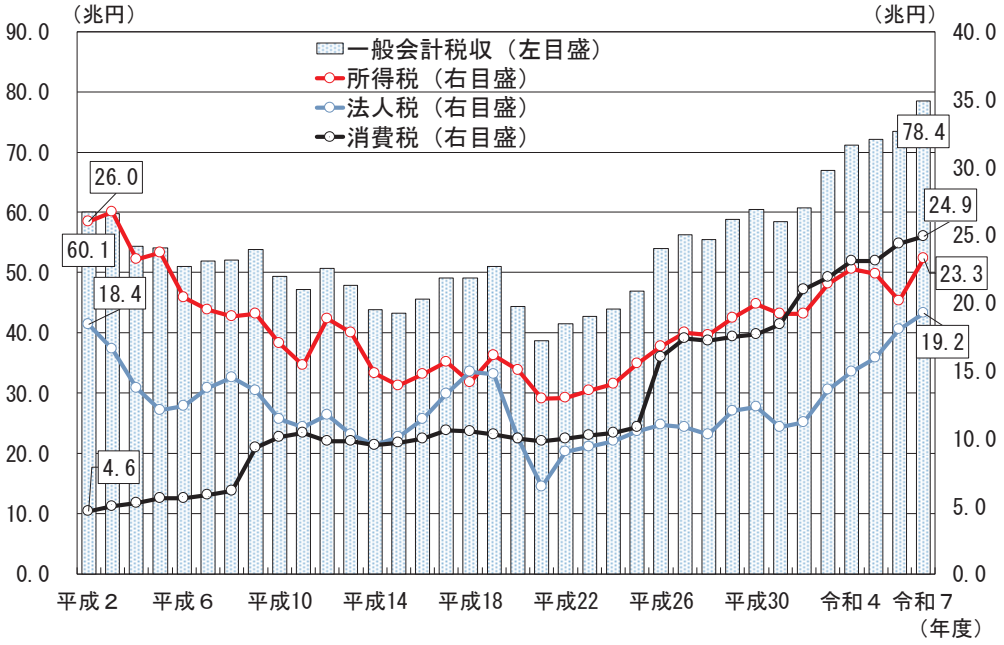

（注）令和５年度までは決算、令和６年度は補正後予算、令和７年度は政府案。
（出所：財務省『日本の財政関係資料』（令和６年 10 月）等より作成）

(2) 普通国債残高の推移

普通国債[2]残高は累増の一途をたどっており、令和７年度末には 1,129 兆円に上ると見込まれている[3]。財務省によれば、特例公債の発行から脱却することのできた平成２年度以降の普通国債残高累増の要因としては、高齢化の進行等に伴う社会保障関係費の増加といった歳出の増加、過去の景気変動による税収減といった歳入の減少が挙げられている。近年は、新型コロナウイルス感染症、物価高騰等への対応のため積極的な財政出動が行われ、普通国債残高は一段と増加している。

公債残高の累増

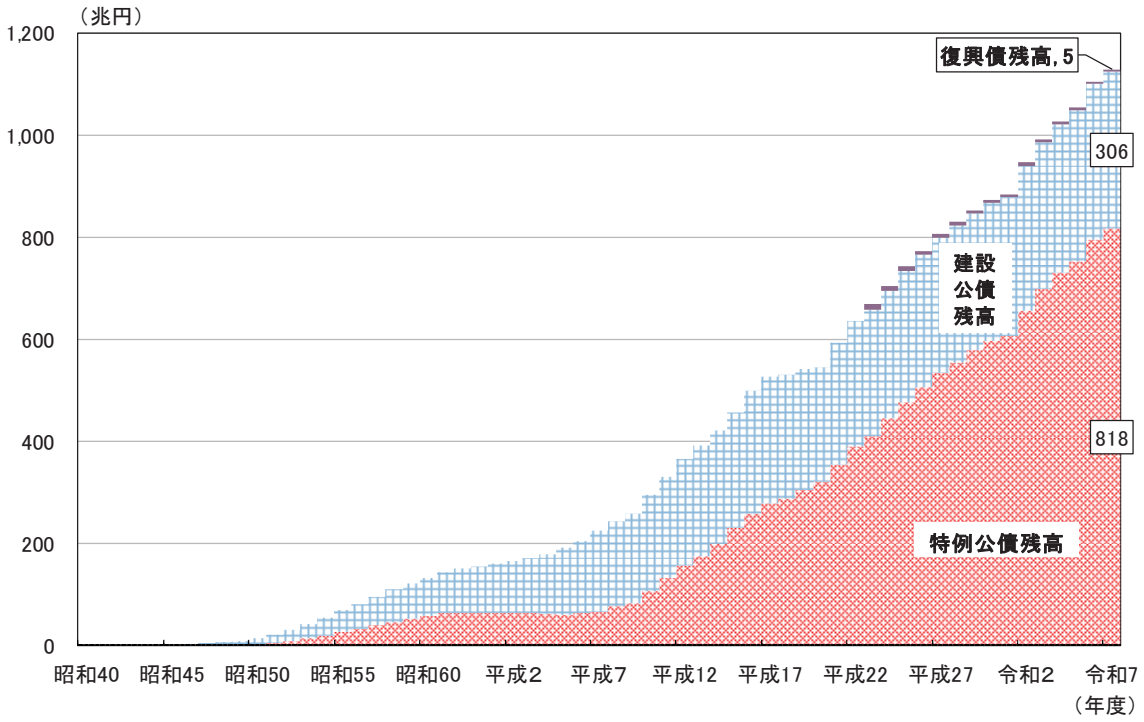

（注１）令和５年度末までは実績、令和６年度末は補正後予算、令和７年度末は政府案に基づく見込み。
（注２）普通国債残高は、建設公債残高、特例公債残高及び復興債残高。特例公債残高は、昭和 40 年度の歳入補填債、国鉄長期債務、国有林野累積債務等の一般会計承継による借換債、臨時特別公債、減税特例公債、年金特例公債、ＧＸ経済移行債及び子ども・子育て支援特例公債を含む。
（注３）令和７年度末の翌年度借換のための前倒債限度額を除いた見込額は 1,074 兆円程度。
（出所：財務省主計局『我が国の財政事情（令和７年度予算政府案）』（令和６年 12 月）より作成）

(3) 国及び地方の長期債務残高

普通国債残高以外にも借入金や地方債務残高などの長期債務が存在している。令和２年度には、新型コロナウイルス感染拡大に対応するため新規国債発行額が 108.6 兆円と過去最大になったことや名目ＧＤＰの水準が落ち込んだことから、国と地方の長期債務残高の対ＧＤＰ比は大幅に上昇した。その後も高水準で推移しており、令和７年度末には 1,330 兆円（対ＧＤＰ比 211％）に達すると見込まれている[4]。

---

[2] 償還や利払いが主に税財源によって賄われている国債。
[3] 令和７年度予算政府案に基づく見込み。
[4] 政府経済見通しに基づく見込み。

国及び地方の長期債務残高

（単位：兆円）

	平成							
	10	15	20	25	26	27	28	29
国	390 (387)	493 (484)	573 (568)	770 (747)	800 (772)	834 (792)	859 (815)	881 (832)
普通国債残高	295 (293)	457 (448)	546 (541)	744 (721)	774 (746)	805 (764)	831 (786)	853 (805)
対GDP比（%）	55 (55)	87 (85)	106 (105)	145 (141)	148 (142)	149 (141)	152 (144)	154 (145)
地方	163	198	197	201	201	199	197	196
対GDP比（%）	30	38	38	39	38	37	36	35
国・地方合計	553 (550)	692 (683)	770 (765)	972 (949)	1,001 (972)	1,033 (991)	1,056 (1,012)	1,077 (1,028)
対GDP比（%）	103 (103)	131 (130)	149 (148)	190 (185)	191 (186)	191 (183)	194 (186)	194 (185)

	平成	令和						
	30	元	2	3	4	5	6	7
国	901 (850)	914 (870)	973 (964)	1,017 (1,002)	1,053 (1,037)	1,080 (1,055)	1,133 (1,088)	1,159 (1,104)
普通国債残高	874 (823)	887 (843)	947 (937)	991 (976)	1,027 (1,012)	1,054 (1,029)	1,104 (1,060)	1,129 (1,074)
対GDP比（%）	157 (148)	159 (151)	176 (174)	179 (176)	181 (179)	177 (173)	180 (173)	179 (171)
地方	194	192	192	191	187	183	178	171
対GDP比（%）	35	35	36	34	33	31	29	27
国・地方合計	1,095 (1,044)	1,106 (1,062)	1,165 (1,156)	1,208 (1,193)	1,239 (1,224)	1,262 (1,238)	1,311 (1,266)	1,330 (1,275)
対GDP比（%）	197 (188)	199 (191)	216 (214)	218 (215)	219 (216)	212 (208)	214 (207)	211 (203)

（注１）計数は各年度末の数値。
（注２）ＧＤＰは、令和５年度までは実績値、令和６年度及び令和７年度は政府経済見通しによる。
（注３）債務残高は、令和５年度までは実績値。国は、令和６年度については補正後予算、令和７年度については政府案に基づく見込み、地方は、令和６年度及び令和７年度については地方債計画等に基づく見込み。
（注４）東日本大震災からの復興のために実施する施策に必要な財源として発行される復興債及び、基礎年金国庫負担２分の１を実現する財源を調達するための年金特例公債、GX 経済移行債、及び子ども・子育て支援特例公債を普通国債残高に含めている。
（注５）令和５年度末までの（ ）内の値は翌年度借換のための前倒債発行額を除いた計数。令和６年度末、令和７年度末の（ ）内の値は、翌年度借換のための前倒債限度額を除いた計数。
（注６）交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金については、その償還の負担分に応じて、国と地方に分割して計上している。なお、平成 19 年度初をもってそれまでの国負担分借入金残高の全額を一般会計に承継したため、平成 19 年度末以降の同特会の借入金残高は全額地方負担分（令和７年度末で 25 兆円）である。
（注７）このほか、令和７年度末の財政投融資特別会計国債残高は 91 兆円。
（出所：財務省主計局『我が国の財政事情（令和７年度予算政府案）』（令和６年 12 月）等より作成）

２　財政健全化に向けた取組

(1) 財政健全化目標

「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（平成 30 年６月 15 日閣議決定）に盛り込まれた「新経済・財政再生計画」（第３章）及び「経済財政運営と改革の基本方針 2021」（令和

３年６月 18 日閣議決定、以下「骨太の方針 2021」という。）において、経済と財政の一体的な再生を目指し、全ての団塊世代が 75 歳になるまでに財政健全化の道筋を確かなものとする必要があるとされ、2025 年度の国・地方を合わせた基礎的財政収支[5]（プライマリーバランス（以下「ＰＢ」という。））黒字化と、債務残高対ＧＤＰ比の安定的な引下げを目指す財政健全化目標が設定された。

（「骨太の方針 2021」で定める歳出の目安）
機動的なマクロ経済運営を行いつつ成長力強化に取り組む中で、2022 年度から 2024 年度までの３年間について、2019 年度から 2021 年度までの３年間の基盤強化期間と同様の歳出改革努力を継続することとし、以下の目安に沿った予算編成を行う。
① 社会保障関係費については、基盤強化期間においてその実質的な増加を高齢化による増加分に相当する伸びにおさめることを目指す方針とされていること、経済・物価動向等を踏まえ、その方針を継続する。
② 一般歳出のうち非社会保障関係費については、経済・物価動向等を踏まえつつ、これまでの歳出改革の取組を継続する。
③ 地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2021 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

（出所：「骨太の方針 2021」より作成）

「経済財政運営と改革の基本方針 2022」（令和４年６月７日閣議決定）では、累次の方針で掲げられていたＰＢ黒字化目標への直接的な言及がなくなり、「財政健全化の『旗』を下ろさず、これまでの財政健全化目標に取り組む。」とする一方で、「経済あっての財政であり、現行の目標年度により、状況に応じたマクロ経済政策の選択肢が歪められてはならない。」「必要な政策対応と財政健全化目標に取り組むことは決して矛盾するものではない。」とする考え方が示された。「経済財政運営と改革の基本方針 2023」（令和５年６月 16 日閣議決定）においても財政健全化について 2022 年の表現が踏襲された。

「経済財政運営と改革の基本方針 2024」（令和６年６月 21 日閣議決定、以下「骨太の方針 2024」という。）では、2030 年度までの６年間を対象期間とする、新たな経済財政の枠組みである「経済・財政新生計画」が盛り込まれるとともに、「2025 年度の国・地方を合わせたＰＢ黒字化を目指す」とされ、ＰＢ黒字化目標が３年ぶりに明記された。2025 年度から 2027 年度までの３年間の予算編成については、「（骨太の方針 2021 に基づき、2022 年度から 2024 年度までの３年間に行われた、）これまでの歳出改革努力を継続する」旨の方針が示された。

(2) 国・地方を合わせたＰＢ黒字化の見通し

内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」（令和７年１月 17 日経済財政諮問会議提出）によれば、令和７（2025）年度の国・地方を合わせたＰＢ対ＧＤＰ比は▲0.7％程度の赤字になると見込まれている。

[5] 基礎的財政収支（プライマリーバランス）とは、「借入れを除く税収等の歳入」から「過去の借入れに対する元利払いを除いた歳出」を差し引いた財政収支のことを表し、その時点で必要とされる政策的経費を、その時点の税収等でどれだけ賄えているかを示す指標。

国・地方のＰＢ（対ＧＤＰ比）

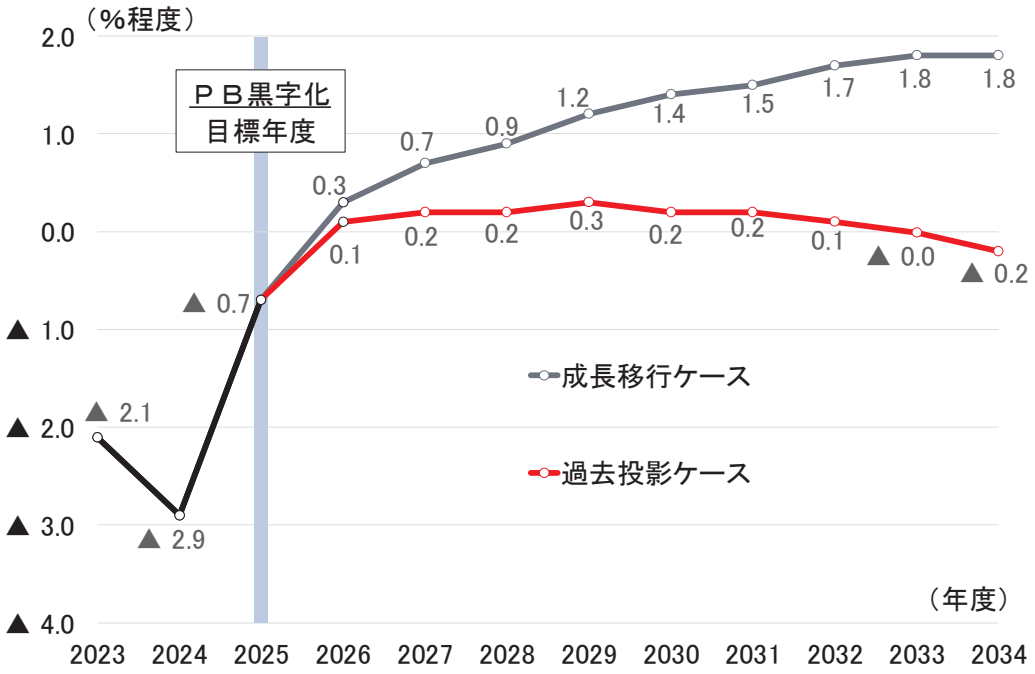

（出所：経済財政諮問会議資料より作成）

３　令和７年度予算編成

(1) 令和７年度予算の編成等に関する建議

財政制度等審議会は令和６年 11 月 29 日、加藤財務大臣に対し、「令和７年度予算の編成等に関する建議」を提出した。その概要は、以下のとおりである。

●「令和７年度予算の編成等に関する建議」（総論）の概要

○経済の新たなステージへの移行に向けて

我が国の経済は、

・個人消費は力強い回復には至っていないものの、春闘の賃上げ率は過去 30 年で最大、企業収益は過去最高を更新、物価上昇はコストプッシュ型から基調的なものへと変化。

・名目・実質ＧＤＰは過去最高水準、ＧＤＰギャップは改善するなど、もはやコロナ禍とは異なり、新たなステージに向けた芽吹きが見られる。他方、人口減少が進む中、デフレ脱却を確実にするためにも、潜在成長率の引上げが急務であり、労働生産性の向上や資本投入の増加を通じて、民需主導の持続的な経済成長を実現していくことが不可欠。

○新たなステージにおける課題

経済の新たなステージへの移行が進む中、

・他の先進国と同様、歳出構造の平時化に取り組む必要。

・物価上昇局面では、予算面においても経済・物価動向等に一定の配慮が必要。他方で、これに伴う社会保険料等の国民負担増や金融政策の調整度合いとの整合性に留意が必要。

・金利上昇局面では、利払費の増加が懸念されることに加え、企業・政府の資金調達コストが上昇することもあり、企業の投資効率向上や政府の投資効果も見据えた政策運営が必要。また、銀行の国債消化余力の度合いや海外投資家の国債保有割合の上昇等を踏まえ、国債を安定的に消化できる環境維持のための政策努力が不可欠。

・これまで金融危機や自然災害等の有事が一定の頻度で発生。今後想定外の有事が発生した場合にも、十分な財政措置を講じることができるよう、財政余力の確保が重要。

○今後の財政運営

・骨太方針 2024 等を踏まえ、2025 年度のプライマリーバランス黒字化目標の達成に向けて取り組むのみならず、それを一里塚として、これまでの取組の進捗・成果を後戻りさせることなく、債務残高対ＧＤＰ比の安定的な引下げを目指し、経済再生と財政健全化を両立させる歩みを前進させる必要。

・ＥＢＰＭによる予算の中身の重点化や施策の優先順位付けを徹底することで、予算の質を高めて

いくことが重要。
・今後財政健全化に取り組んでいくに当たっては、財政の現状や課題に対する国民の理解を醸成し、議論を喚起していくことが重要。

（出所：財政制度等審議会資料より作成）

(2) 令和７年度予算の編成の基本方針

政府は令和６年 12 月６日、「令和７年度予算編成の基本方針」を閣議決定した。同基本方針では、令和７年度予算編成について、以下のような考え方を示している。

・足元の物価高、賃金や調達価格の上昇に対応しつつ、デフレを脱却し、新たなステージとなる「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行を実現することを目指して、物価上昇を上回る賃金上昇の普及・定着、地方創生 2.0 の起動、官民連携による投資の拡大、防災・減災及び国土強靱化、防衛力の抜本的強化を始めとする我が国を取り巻く外交・安全保障環境の変化への対応、充実した少子化・こども政策の着実な実施など、重要政策課題に必要な予算措置を講ずることによって、メリハリの効いた予算編成を行う。
・その際、骨太方針 2024 に基づき、経済・物価動向等に配慮しながら、「中期的な経済財政の枠組みに沿った予算編成を行う。ただし、重要な政策の選択肢をせばめることがあってはならない」との方針を踏まえる。
・骨太方針 2024 を踏まえ、経済・財政一体改革の工程を具体化するとともに、ＥＢＰＭ[6]やＰＤＣＡ[7]の取組を推進し、効果的・効率的な支出（ワイズスペンディング）を徹底する。

（出所：内閣府資料より作成）

(3) 令和７年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度

政府が令和６年 12 月 25 日に閣議了解した「経済見通しと経済財政運営の基本的態度」では、我が国経済の現状について、長期にわたるコストカット型経済から脱却し、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」に移行できるか否かの分岐点にあるとしている。

政府は、賃金の増加が物価上昇を安定的に上回る経済を実現し、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行を確実なものとするため、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和６年 11 月 22 日閣議決定）[8]の裏付けとなる令和６年度補正予算を迅速かつ着実に執行し、同総合経済対策の効果を広く波及させていくとしている。

これらを踏まえ、政府は令和６年度の実質ＧＤＰ成長率を前年度比 0.4%程度、名目ＧＤＰ成長率を同 2.9%程度、消費者物価（総合）の上昇率を同 2.5%程度と見込んでいる。

令和７年度の経済状況については、同総合経済対策が、物価上昇を上回る賃金の増加や消費を下支えするとともに、企業の設備投資が堅調に推移するなど、民需主導の経済成長が期待されることを踏まえ、実質ＧＤＰ成長率を前年度比 1.2%程度、名目ＧＤＰ成長率を同 2.7%程度、消費者物価（総合）の上昇率を同 2.0%程度と見込んでいる。ただし、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があるとしている。

(4) 令和７年度予算（案）の決定

以上のような経緯をたどり、政府は令和６年 12 月 27 日、令和７年度予算の概算を閣議決定した。同予算は、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和６

[6] Evidence Based Policy Making の略称。証拠に基づく政策立案をいう。

[7] 企画立案（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、改善（Act）をいう。

[8] 財政支出は 21.9 兆円程度とされている。この対策の財政的裏付けとなる令和６年度補正予算（第１号）（令和６年 12 月 17 日成立）の総額は 13.9 兆円となっている。

年 11 月 22 日閣議決定）・令和６年度補正予算と合わせて、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」へ移行するための予算とされている。

令和７年度一般会計予算フレーム

（単位：億円）

	６年度予算（当初）	７年度予算	6'→7'	備考
（歳 出）				
一般歳出	677,764	682,452	4,689	
社会保障関係費	377,193	382,778	5,585	
社会保障関係費以外	290,571	299,674	9,103	
原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費	10,000	—	▲ 10,000	
地方交付税交付金等	177,863	190,784	12,921	
国債費	270,090	282,179	12,089	
うち債務償還費（交付国債分を除く）	169,417	173,425	4,008	
うち利払費	96,910	105,230	8,320	
計	1,125,717	1,155,415	29,698	
（歳 入）				
税収	696,080	784,400	88,320	
その他収入	75,147	84,525	9,378	
公債金（歳出と税収等との差額）	354,490	286,490	▲ 68,000	○公債依存度24.8%
債務償還費相当分（交付国債分を除く）	169,417	173,425	4,008	○建設公債　令６：６兆5,790億円　→　令７：６兆7,910億円
利払費相当分	96,910	105,230	8,320	特例公債　令６：28兆8,700億円　→　令７：21兆8,580億円
政策的支出による赤字相当分（基礎的財政収支赤字）	88,163	7,835	▲ 80,328	○財政収支赤字（利払費相当分と政策的支出による赤字相当分の公債金の合計）は11.3兆円。
計	1,125,717	1,155,415	▲ 29,698	

（注1）計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。
（注2）税収には印紙収入を含む。
（注3）公債金の分類は基礎的財政収支や財政収支の観点から行ったものであり、公債金による収入が直ちに債務償還費や利払費に充当されることを意味するものではないことから、「相当分」としている。

（出所：財務省）

一般会計予算総額は、115 兆 5,415 億円（対前年度当初予算２兆 9,698 億円増）である。歳出から国債費の大部分を除いたＰＢ対象経費は 87 兆 6,760 億円であり、歳出から国債費及び地方交付税交付金等を除いた一般歳出は 68 兆 2,452 億円（対前年度当初予算 4,689 億円増）となっている。一般歳出のうち社会保障関係費は 38 兆 2,778 億円（対前年度当初予算 5,585 億円増）となっている。

令和７年度の国の一般会計基礎的財政収支は▲7,835 億円となり、前年度当初の▲８兆 8,163 億円から大幅に改善している。

歳入面では、租税及び印紙収入が 78 兆 4,400 億円（対前年度当初予算８兆 8,320 億円増）となる一方、公債発行は 28 兆 6,490 億円（同６兆 8,000 億円減）で公債依存度は 24.8％となった。税収の内訳は、所得税が 23 兆 2,870 億円（同５兆 3,820 億円増）[9]、法人税が 19 兆 2,450 億円（同２兆 1,990 億円増）、消費税が 24 兆 9,080 億円（同１兆 850 億円増）となっている。

[9] 「103 万円の壁」に関連し、令和７年度予算における税収は、所得税の基礎控除について、合計所得金額が 2,350 万円以下である個人の控除額を 10 万円引上げ 58 万円とすること、給与所得控除の最低保障額について、10 万円引上げ 65 万円とすること（合計 123 万円）等を前提としている。今後、基礎控除等の更なる引上げが行われた場合、その影響分減収となる可能性がある。

歳出面の各分野におけるポイントは以下のとおりである。

【社会保障】

○ 社会保障関係費は 38.3 兆円程度（令和６年度比＋5,600 億円程度）。経済・物価動向等に適切に配慮しつつ、実質的な伸びを高齢化による増加分におさめるとの方針に沿った姿を実現。

○ 令和７年度薬価改定は、その在り方を見直した上で着実に実施し、国民負担を軽減（▲2,466 億円、国費▲648 億円）。イノベーション評価の観点から、革新的新薬は改定対象品目を限定するとともに、各種加算ルールを適用。メリハリ付けの観点から、特許切れ後の医薬品について、適正に価格を引き下げ。安定供給確保にも対応。

○ 高額療養費制度について、セーフティネットとしての役割の持続可能性を確保しつつ、現役世代を含む保険料負担を軽減する観点から、自己負担限度額の引上げを実施するとともに、負担能力に応じたきめ細かい制度設計とするため、所得区分の細分化を段階的に実施。70 歳以上の高齢者にのみ設定されている外来時の負担上限についても見直し。

○ 「こども未来戦略」の加速化プラン（3.6 兆円）を本格的に実施し、８割超を実現。高等教育の負担軽減の更なる充実、１歳児の配置改善など保育の質の向上、時短勤務時の給付の創設など育休給付の充実を実施。

○ 生活保護の令和７・８年度の生活扶助基準は、特例加算と従前額保障からなる臨時的・特例的対応を継続した上で、特例加算を１人当たり月 1500 円に引上げ。

【教育】

○ 教員の処遇改善について、人事院勧告の反映（＋3.7%）に加え、令和 12 年度までに教職調整額を４％から 10%に段階的に引上げ（令和７年度は＋１％）。中間段階で働き方改革の進捗を検証。あわせて、小学校教科担任制の拡大や教員をサポートする外部人材の拡充等により、教員の負担軽減や働き方改革を推進。

【公共事業】

○ 公共事業関係費は 60,858 億円（令和６年度当初比＋30 億円、令和６年度補正：2.4 兆円）。ハード整備のみならず、災害リスクエリアにおける規制・誘導手法の活用などソフト対策との一体的取組で国土強靱化を推進。

○ 能登半島地震等の教訓を踏まえ、上下水道の急所施設の耐震化や、全国の盛土区間の大規模崩落を防ぐためののり面対策などについて、個別補助化により重点的に支援。

【地方創生】

○ 地方公共団体の自主性と創意工夫に基づき、「産官学金労言」における議論を踏まえた地域独自の取組を強力に支援するため、当初予算における地方創生の交付金を倍増（令和６年度:1,000 億円 → 令和７年度：2,000 億円）。

○ 訪日旅行消費 15 兆円の目標達成に向け、国際観光旅客税の増収分（令和６年度比＋50 億円）も活用し、地域の自然環境や文化資源を活用した観光コンテンツの充実などを推進。

【農林水産】

○ 改正「食料・農業・農村基本法」に基づき策定される新たな基本計画に係る施策を着実に推進するため、「新基本計画推進集中対策」（共同利用施設の再編集約・合理化、農地の大区画化、農林水産物の輸出促進、スマート農業技術の開発・導入、中山間地域等対策、養殖業の成長産業化等）を実施（1,470 億円）。

【地方財政】

○ 地方団体に交付される地方交付税は 19.0 兆円（＋0.3 兆円）。人件費の増加への対応を含め一般財源総額を確保しつつ、臨時財政対策債の発行額をゼロ（平成 13 年度の制度創設以来初）にするとともに、交付税特会借入金の償還を増額し（計画額0.6兆円を大幅に上回る2.8兆円）、地方財政の健全化を推進。

【科学技術】

○ 科学技術振興費は 14,221 億円（令和６年度比＋129 億円）。科学技術・イノベーションへの投資として、ＡＩ、量子、健康・医療分野等の重要分野の研究開発を推進するとともに、国際性の高い研究や若手研究者への支援を強化。

【ＧＸ・半導体】

○ ＧＸ実行会議において「ＧＸ2040 ビジョン」案を提示し、分野別の投資戦略を改定。「ＧＸ経済移行債」により、引き続き、官民のＧＸ投資を強力に支援（エネルギー特会）。

○ 経済対策で決定した「ＡＩ・半導体産業基盤強化フレーム」に基づき、次世代半導体の量産化に向けた金融支援（1,000 億円）、先端半導体設計等の拠点整備（318 億円）などを実施（エネルギー特会）。令和６年度補正等と合わせると 1.9 兆円規模の支援を実施。

【防災】

○ 災害時に活用可能なキッチンカー・トレーラーハウス等の登録制度の創設など、災害対応力の強化、事前防災の徹底に向けて、内閣府防災担当の予算・定員を倍増（令和６年度：73 億円・110 人 →令和７年度：146 億円・220 人）。

○ 将来的なダムの事前放流量の増量にもつながるよう、線状降水帯・台風等の予測精度向上に資する研究予算の倍増（令和６年度比＋８億円）など、気象庁の機能強化を推進。（気象庁予算は、令和６年度補正とあわせて 1,000 億円超。）

○ 大規模災害等に活用可能な多目的巡視船をはじめ海保予算・定員を大幅拡充（令和６年度比＋180 億円）。

【復旧・復興】

○ 東日本大震災からの復興について、帰還・移住支援や風評対策など、被災地のニーズにきめ細やかに対応。

○ 能登半島地震・豪雨被害からの復旧・復興に向けて、令和６年度補正や予備費も活用し、被災者の生活・生業の再建支援やインフラ復旧など、被災地のニーズに応じて切れ目なく対応。

【防犯】

○ 現場警察官の装備品や捜査支援分析ツールの整備等により、いわゆる「闇バイト」対策を強化（令和６年度比＋13 億円）。地方創生の交付金等も活用し、防犯カメラの設置、青パト（青色防犯パトロール）の整備等を推進。

【外交】

○ 厳しい国際情勢の中、安全保障対応（ＯＳＡ・情報戦等）や外交基盤（邦人保護・警備等）を中心に強化（令和６年度比＋47 億円）。ＯＤＡ全体は民間資金動員等に重点措置しつつ（令和６年度比＋14 億円）、ＪＩＣＡの支払前資金（令和７年度は 50 億円程度）も活用して、実質稼働可能な資金を十分確保。円借款等も含めたＯＤＡ事業量見込額は大幅増（令和６年度比＋4,326 億円）。

【防衛力強化】

○ 防衛力整備計画に基づき、スタンド・オフ防衛能力の強化など、防衛力の抜本強化を引き続き推進。

○ 関係閣僚会議のとりまとめ内容を踏まえ、入隊後営舎内で生活する自衛官に対する給付金の新設（採用後６年間で 120 万円）など自衛官の処遇改善を進めること等により、自衛隊の人的基盤を強化。

なお、主要経費別の歳出の内訳は以下のとおりである。

令和７年度一般会計歳出概算主要経費別内訳

（単位：億円）

事　　項	前年度予算額（当初）(A)	令和7年度予算額（B）	比較増▲減額（B－A）	伸率（%）
社会保障関係費	377,193	382,778	5,585	1.5
文教及び科学振興費	54,716	55,496	780	1.4
うち科学技術振興費	(14,092)	(14,221)	(129)	(0.9)
国債費	270,090	282,179	12,089	4.5
恩給関係費	771	623	▲ 149	▲ 19.3
地方交付税交付金等	177,863	190,784	12,921	7.3
防衛関係費	79,172	86,691	7,519	9.5
公共事業関係費	60,828	60,858	30	0.0
経済協力費	5,041	5,050	9	0.2
中小企業対策費	1,693	1,695	1	0.1
エネルギー対策費	8,329	8,111	▲ 218	▲ 2.6
食料安定供給関係費	12,618	12,609	▲ 9	▲ 0.1
その他の事項経費	57,403	58,543	1,140	2.0
原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費	10,000	―	▲ 10,000	―
予備費	10,000	10,000	―	―
合　　計	1,125,717	1,155,415	29,698	2.6

（注）前年度予算は、7年度予算との比較対照のため、組替えをしてある。

（出所：財務省）

４　今後の課題

(1) 国債費の増大への備え

令和７年度予算は、一般会計総額が 115.5 兆円と過去最大になった。歳出の３分の１を占める社会保障関係費は、歳出改革が進められているものの、高齢化による自然増や物価

高を背景とした年金支給額の増加により、初めて 38.3 兆円を超えている。社会保障関係費に次いで大きな割合を占めているのは国債費（一般会計歳出総額に占める割合：24.4%）であり、28.2 兆円が計上されている。その内訳を見ると、債務償還費が国債残高の累増を反映して前年度予算比 2.4%（4,008 億円）増の 17.3 兆円、利払費が想定金利の引上げ（令和６年度：1.9%→令和７年度：2.0%）を反映して同 8.6%（8,320 億円）増の 10.5 兆円となっている。利払費が一般会計歳出総額に占める割合は、前年度から 0.5%上昇し 9.1%となった。これまで低金利が続いていたため、国債残高が増加する下でも利払費は減少していた[10]が、令和５年度以降、増加に転じている[11]。

国債は、償還期限を迎えたものから、順次、新たな金利水準の国債に置き換わっていくため、利払費は段階的に増加する。財務省の資料によれば、令和７（2025）年度以降金利が１%上昇した場合の利払費の増額は、2033 年度には令和６（2024）年度比でプラス 8.7 兆円と試算されている[12]。多額の国債を抱えている我が国では、金利上昇の影響が今後大きくなることが予想され、これにいかに備えるかが課題の一つである。

利払費と金利の推移

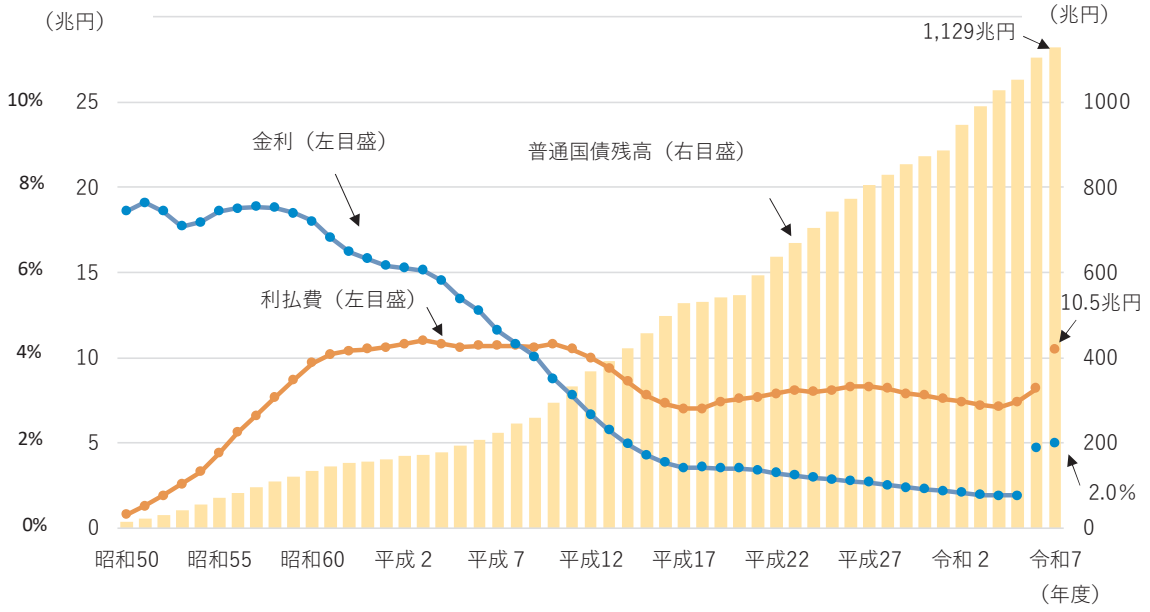

（注１）利払費は、令和５年度までは決算、令和６年度は補正後予算、令和７年度は政府案による。
（注２）金利は、令和５年度までは普通国債の利率の加重平均値。令和６年度及び７年度は政府の想定金利。
（注３）普通国債残高は各年度３月末現在高。ただし、令和６年度は補正後予算、令和７年度は政府案に基づく見込み。
（出所：財務省主計局『我が国の財政事情（令和７年度予算政府案』（令和６年 12 月）より作成）

(2) 財政の持続性確保に向けた取組

令和７年度予算政府案の歳入・歳出総額は、前述のとおり金額では過去最大であるが、

[10] 平成 27 年度から令和４年度にかけて、普通国債残高は 805 兆円から 1,027 兆円に増加したにもかかわらず、利払費は 8.3 兆円から 7.1 兆円まで７年連続で減少を続けた。
[11] 令和５年度補正後予算：7.6 兆円、令和６年度補正後予算：8.2 兆円。
[12] 財政制度等審議会財政制度分科会（令和６年 10 月 16 日）配付資料 28 頁。

前年度比で見ると 2.6%増となっており、物価上昇率を勘案すれば前年度並みとの評価もある[13]。歳出面では、原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費（令和６年度：１兆円）が全額削減され、コロナ禍以降計上されてきた「特定予備費」（使途を指定した予備費）が無くなった[14]。歳入面で税収増が見込まれることなどから、新規国債発行額は 17 年ぶりに 30 兆円を下回り、近年としては収支改善の進んだ予算となっている。

昨年６月に閣議決定された「骨太の方針 2024」では、2025 年度の国・地方を合わせたＰＢ黒字化の目標が３年ぶりに明記され、翌７月に公表された内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」において、令和７（2025）年度の国・地方を合わせたＰＢ対ＧＤＰ比は 0.1%程度の黒字になるとされていた。しかし、本年１月の同試算[15]では一転して、令和７（2025）年度のＰＢ対ＧＤＰ比は▲0.7%程度の赤字になるとの見通しが示された。昨年 11 月の大型の経済対策[16]や令和７年度税制改正（所得税の基礎控除額引上げ等）の影響とされている。これについて、石破内閣総理大臣は、「2025 年度のプライマリーバランスは黒字化しない見込みが示されたものの、プライマリーバランス目標を掲げた 2001 年度以降で最も赤字幅を縮小させることができる見通し」であり、「これまでの経済財政運営の成果もあり、着実に財政状況は改善」しているとして、今後も財政健全化の『旗』を下ろすことはないと述べた[17]。また、赤澤経済再生担当大臣は、今年の骨太の方針に向け、「より具体的な財政の健全化に向けた取り組みや新たな黒字化の目標も検討していく」と述べた[18]。

我が国には、歳出予算額に上限を設け、財政規律を維持する仕組みとして「概算要求基準」（シーリング）がある。しかし、シーリングの対象外とされる補正予算[19]がほぼ毎年度追加計上されており、コロナ禍以降、特にその規模が膨らんで、財政規模を拡大させてきた。コロナ発生前（2019 年）から 2024 年までの政府支出対ＧＤＰ比の推移を見ると、日本は欧米各国と比較して 2020 年以降の減少度合いが小さい。補正予算の在り方も含めて財政を評価し、自然災害等の不測の事態にも耐えられるよう、財政の持続性確保に向けた取組を進めていくことが求められる。

---

[13] 小玉祐一「2025 年度予算と税制改正大綱のポイント」明治安田総合研究所『調査レポート』（2025.1.7）

[14] 令和３年度から令和５年度までは、３年連続で５兆円の特定予備費が計上されていた。

[15] 「中長期の経済財政に関する試算」（令和７年１月 17 日経済財政諮問会議提出）。

[16] 「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和６年 11 月 22 日閣議決定）。

[17] 首相官邸ホームページ「総理の一日　経済財政諮問会議」（2025.1.17）

[18] NHK NEWS WEB（2025.1.17）

[19] 財政法では「特に緊要となった経費の支出」等に必要な予算の追加等を行う場合に限り作成するとされている（第 29 条）。

政府支出対ＧＤＰ比の推移

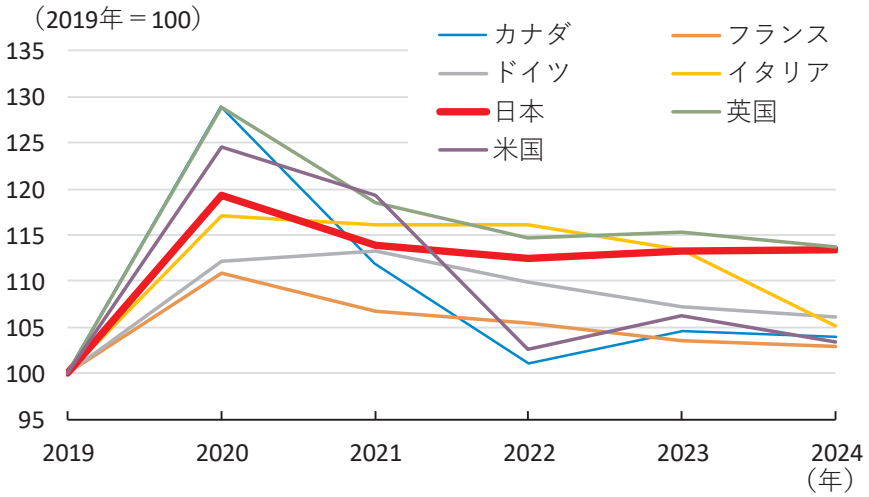

（注）日本、フランス、米国は2023年以降、その他の国は2024年が推計値。
（出所：International Monetary Fund, World Economic Outlook Database, April 2024より作成）

一般会計歳出等の推移

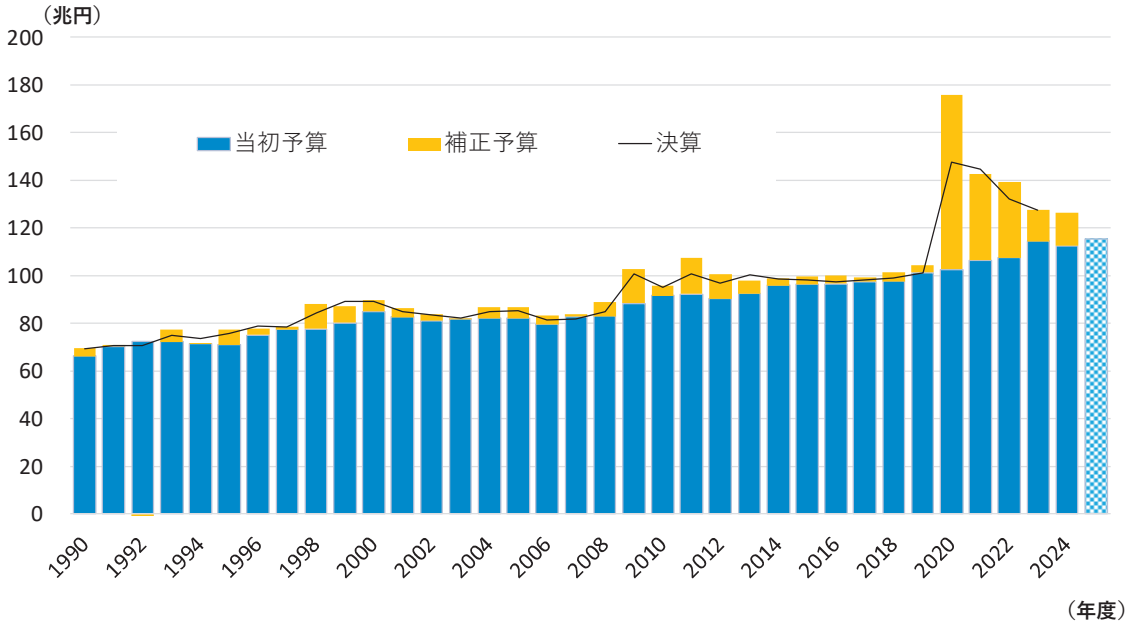

（出所：財務省　財政統計（予算決算等データ）より作成）

内容についての問合せ先
予算調査室　竹田首席調査員（内線68660）

決算行政監視委員会

決算行政監視調査室

１　決算等

決算は、国の一会計年度における予算執行の実績を表示したものであり、財政国会中心主義の下、議会における審査を通じ、予算に基づいて行われた財政行為についての内閣の責任を明らかにし、将来の財政計画や予算編成等に資するものである。

憲法第90条第１項は、決算について、「すべて毎年会計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない」として内閣に国会提出を義務づけており、その提出時期は、「翌年度開会の常会において国会に提出するのを常例とする」（財政法第40条第１項）とされている。この点に関し、決算の早期審査の観点から、決算の提出を早めることを内容とする要請が参議院より内閣に対して行われたことを背景として、平成15年度決算からは、国会が開会している場合には11月20日前後に提出されている[1]。

令和５年度決算については、令和６年11月29日、第216回国会（臨時会）に提出された後、第217回国会（常会）に継続されている。

(1) 令和５年度決算等の概要及び審議状況

一般会計決算は、収納済歳入額140兆2,016億円余、支出済歳出額127兆5,788億円余であり、財政法第41条の差引き剰余は12兆6,227億円余であった。また、財政法第６条の純剰余金は8,517億円余であった。これは、歳出において、予備費の使用決定額が予算計上額よりも少なかったことなどにより６兆8,910億円余が不用となったことのほか、歳入において、税収が見込みを２兆4,651億円余上回り、日本銀行納付金等の税外収入が見込みを１兆7,032億円余上回った一方で、公債金を９兆5,000億円減額したことなどによるものである。

特別会計決算（13特別会計[2]の単純合計）は、収納済歳入合計額428兆2,654億円余、支出済歳出合計額412兆5,344億円余であって、計15兆7,309億円余の決算上の剰余が発生し、そのうち、５兆4,319億円余を積立金に積み立てるなどし、８兆2,837億円余を各特別会計の令和６年度歳入に繰り入れ、２兆152億円余を令和６年度一般会計へ繰り入れることとした[3]。

国税収納金整理資金の受払いは、収納済額100兆7,232億円余、支払命令済額及び歳入組入額99兆413億円余であり、資金残額は１兆6,819億円余である。

---

[1] 11月後半に国会が開会しておらず、その時期に決算が国会に提出されなかった例としては、平成16年度決算、平成26年度決算及び令和２年度決算があり、第164回国会（常会）の召集日（平成18年１月20日）、第190回国会（常会）の召集日（平成28年１月４日）及び第207回国会（臨時会）の召集日（令和３年12月６日）にそれぞれ提出された。

[2] 交付税及び譲与税配付金、地震再保険、国債整理基金、外国為替資金、財政投融資、エネルギー対策、労働保険、年金、食料安定供給、国有林野事業債務管理、特許、自動車安全、東日本大震災復興の各特別会計。

[3] このうち、国債整理基金特別会計の決算上の剰余金は３兆699億円余であり、これは基金残高（将来の国債償還のために積み立てられているもの）等である。これについては、同特別会計の令和６年度歳入に繰り入れることとした。

政府関係機関決算（４機関[4]の単純合計）は、収入決算総額１兆 9,764 億円余、支出決算総額１兆 8,164 億円余である。

国有財産の令和５年度末現在額は、令和４年度末現在額より５兆 8,595 億円余増加し、137 兆 6,943 億円余である。

国が地方公共団体等に無償で貸し付けている国有財産の令和５年度末現在額は、令和４年度末現在額より 367 億円余増加し、１兆 2,804 億円余である。

令和５年度決算等は、令和６年９月３日の閣議決定を経て、会計検査院に送付された。会計検査院は、決算等を検査し、検査報告を作成の上、同年11月６日に内閣へ回付した。その後、決算等は、同月29日の閣議決定を経て、同日第216回国会（臨時会）へ検査報告とともに提出され、同年12月23日の本委員会への付託後、第217回国会（常会）に継続されている。

－最近５年間の予算・決算の推移－

（単位：億円）

			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般会計	歳入	予算額	1,046,516	1,756,877	1,425,992	1,392,195	1,275,803
		決算額	1,091,623	1,845,788	1,694,031	1,537,294	1,402,016
	歳出	予算現額	1,097,283	1,822,658	1,733,796	1,616,468	1,455,332
		決算額	1,013,664	1,475,973	1,446,495	1,323,855	1,275,788
特別会計	歳入	予算額	3,918,113	4,252,632	4,654,997	4,525,290	4,352,264
		決算額	3,865,519	4,175,611	4,555,544	4,478,921	4,282,654
	歳出	予算現額	3,932,456	4,265,286	4,672,537	4,543,612	4,376,515
		決算額	3,741,696	4,045,188	4,410,814	4,323,539	4,125,344
政府関係機関	収入	予算額	17,565	24,316	26,775	20,047	22,340
		決算額	12,645	10,958	9,955	12,693	19,764
	支出	予算現額	18,172	25,370	32,335	25,192	26,461
		決算額	10,644	8,040	6,646	10,243	18,164

（備考）予算額又は予算現額は、補正後の額。決算額は、一般会計及び特別会計では収納済歳入額と支出済歳出額、政府関係機関では収入済額と支出済額

（出所）財務省資料を基に作成

(2) 令和５年度決算検査報告の概要

令和５年度の歳入、歳出等に関し、会計検査院が、国、政府関係機関、国の出資団体等の検査対象機関について実施した検査の結果、「令和５年度決算検査報告」に掲記された事項等の総件数は345件であり、指摘金額は計約648億6,218万円である。

[4] 沖縄振興開発金融公庫、株式会社日本政策金融公庫、株式会社国際協力銀行、独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門の各機関。

－最近５年間の検査報告掲記事項の各事項等[5]の件数と指摘金額－

（単位:件、億円）

	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
①不当事項	205	87.5	157	66.3	265	104.3	285	97.6	294	77.3
②意見表示・処置要求事項	14	55.3	15	204.8	19	327.9	20	309.6	22	522.3
③処置済事項	22	154.2	20	1,837.5	22	23.8	28	173.0	22	50.6
④特記事項	0	－	0	－	0	－	0	－	0	－
指摘事項（①～④の計）	241	297.2	192	2,108.7	306	455.2	333	580.2	338	648.6
⑤国会及び内閣に対する報告(随時報告)	3		2		1		3		1	
⑥国会からの検査要請事項に関する報告	2		5		1		4		0	
⑦特定検査対象に関する検査状況	2		11		2		4		6	
合　計	248	297.2	210	2,108.7	310	455.2	344	580.2	345	648.6

（備考）金額は「指摘金額」（租税等の徴収不足額、工事等に係る過大な支出額、補助金の過大交付額、計算書等に適切に表示されていなかった資産等の額など）。なお、重複があるため、事項等別の金額を合算したものと合計の欄とは一致しない年度がある。

（出所）会計検査院資料を基に作成

(3) 令和２年度決算、令和３年度決算及び令和４年度決算に関する議決

本委員会は、令和６年の第213回国会（常会）において、令和２年度決算、令和３年度決算及び令和４年度決算に関する審査を終了したところである。各年度決算に関する「議決案」については、令和６年６月17日の委員会での議決（賛成多数）を経て、同月18日に本会議で議決（賛成多数）され、内閣に送付された。その内容は次のとおりである。なお、本議決の指摘事項に対して内閣が講じた措置は、第217回国会（常会）において報告されることとなる。

令和２年度、令和３年度及び令和４年度の一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、国税収納金整理資金受払計算書及び政府関係機関決算書に関する議決

本院は、各年度決算について、予算執行の実績とその効果、会計検査院の検査報告などに重点を置いて審議を行ってきたが、さらに改善を要するものが認められるのは遺憾である。

一　予算の執行状況などからみて、所期の目的が十分達成されるよう、なお一層の努力を要する事項などが見受けられる。

次の事項がその主なものであるが、政府は、これらについて特に留意して適切な措置を執り、その結果を次の常会に本院に報告すべきである。

1　予算への多額計上が常態化している予備費については、予備費使用額を財源とする予算の大半を翌年度に繰り越している事例や国会開会中、特に年度末に使用決定が行われていることに加え、多額の不用額を生じさせており、このような財政運営を改めるよう努めるべきである。

本院における決算の議決や審議内容が、次年度以降の予算編成に反映され効率的で適切な予算執行につながるよう迅速かつ適宜適切な決算審議の実現に向けた取組に一層協力すべきである。

---

[5] 各事項等は、検査報告に掲記される事項等であり、①「不当事項」とは検査の結果、法律、政令若しくは予算に違反し又は不当と認めたもの、②「意見表示・処置要求事項」とは会計検査院法第 34 条又は第 36 条の規定により関係大臣等に対して意見を表示し又は改善の処置を要求したもの、③「処置済事項」とは会計検査院が検査において指摘したところ当局において改善の処置を講じたもの、④「特記事項」とは事業効果、事業運営等の見地から広く問題を提起して事態の進展を促すなどのため特に掲記を要すると認めたもの、⑤「国会及び内閣に対する報告（随時報告）」とは会計検査院法第 30 条の２の規定により国会及び内閣に対して報告したもの、⑥「国会からの検査要請事項に関する報告」とは国会法第 105 条の規定による会計検査の要請を受けて検査した事項について、会計検査院法第 30 条の３の規定により国会に報告した検査の結果、⑦「特定検査対象に関する検査状況」とは会計検査院の検査業務のうち、検査報告に掲記する必要があると認めた特定の検査対象に関する検査の状況である。なお、「不当事項」から「特記事項」までは、適切とは認められない事態の記述で通常「指摘事項」と呼ばれている。

公益事業については、国の財政歳入 100 兆円に加え、個人の金融資産を活用したインパクト投資や公益法人・ＮＰＯなどの新しい公共による課題解決を目指し、そのための寄附制度、税制や金融政策等の見直しを検討すべきである。

税と社会保障費の負担については、可処分所得の増加によって我が国の経済成長を加速させるため、適切な国民負担の在り方を検討すべきである。

2　被災者の避難先での支援については、避難先とのつながりが復興時の連携に果たす役割を考慮し、被災者に対する被災地、避難先の両地域での適切な支援が受けられるよう二地域居住対策を講じるべきである。

3　消防団員の確保については、処遇改善や企業の理解促進を図るとともに、消防団員に準中型免許制度の新設に伴う負担を軽減するなど、地域防災力強化のための連携した対策を講じるべきである。

4　外国人材受入れの課題については、今後外国人材を受入れて、定着を促そうとしている自治体に対し、多言語翻訳サービスの導入、日本語教育の充実や居住環境整備をはじめ、地域での共生社会に向けた取り組みを支援すべきである。

5　ＳＤＧｓについては、目標達成への進捗が遅れている分野を中心に、具体的なアクションプランを策定するとともに、外交面において、我が国は途上国支援だけでなく、ポストＳＤＧｓに向けた国際的な議論に主導権を発揮すべきである。

6　厳しい教員不足の状況については、教師の処遇改善や選考時期等を工夫するとともに、情報リテラシーや生成ＡＩ、データ活用などの新しい教育分野に必要な教員の人材確保を図るべきである。

また、給料を含めた再任用教員の処遇改善に取り組むとともに、教員志望者を増やすために効果の出ている好事例を横展開するなど、適切な措置を講じるべきである。

7　緊急小口資金や総合支援資金については、その償還等が困難な者に対する継続した支援や相談など丁寧な対応を行うべきである。

被災地におけるリハビリテーション職種の活動支援については、自治体と保健医療専門職団体との平時からの連携強化を促し、被災地での介護・福祉人材の迅速な確保やロジスティクス業務への支援の在り方を検討すべきである。

8　総合食料自給率については、数値目標を政策評価の対象とした上で、食料安全保障の観点からその達成状況について検証する仕組み作りの検討を進めるべきである。

農業政策については、次世代の農業者を確保するための方策として、就農や経営に係る資金的支援、相談体制の整備及びロボットや水管理システム等を活用したスマート農業の推進を実施すべきである。

9　我が国のエネルギー政策については、今後の電力需要増加を見越した上で温室効果ガス削減目標の実現を図りながら、太陽光発電設備の諸問題や賦課金値上げへの対応を強化しつつ再生可能エネルギーの導入を促進すべきである。

中小企業、小規模事業者の脱炭素化については、既存の補助事業の対象外となっている事業についても支援や補助が受けられるようにするなどして、脱炭素に係る事業に安心して取り組める環境を整備すべきである。

10　財政支出の削減については、公共施設の長寿命化やかかりつけ医制度など、予防的な政策に積極的に取り組み、そのために必要な資金を調達する財政スキームを検討すべきである。また、治水対策についても、流域治水の考え方を取り入れ、地元住民の調査や意見を踏まえ適宜見直すべきである。

少子化対策下での国土形成については、出生率の低い自治体から高い自治体への移住を促進する施策や、地方移住者等を就農に結び付けるため、当初は身分保証をする農業公社のような施策を検討すべきである。

インバウンド振興については、訪日外国人旅行客の旅行消費の拡大を促進するのみならず、我が国の伝統工芸品や特産品等のプロモーションにつながる事業を推進すべきである。

11　在日米軍の施設区域にあるＰＣＢ廃棄物については、我が国が一部費用負担し処理しており、早急に全てを処理する必要があることから、処理方法を検討すべきである。

二　会計検査院が検査報告で指摘した不当事項については、本院もこれを不当と認める。

政府は、これらの指摘事項について、それぞれ是正の措置を講じるとともに、綱紀を粛正して、今後再びこのような不当事項が発生することのないよう万全を期すべきである。

三　決算のうち、前記以外の事項については異議がない。

政府は、今後予算の作成及び執行に当たっては、本院の決算審議の経過と結果を十分考慮して、行財政改革を強力に推進し、財政運営の健全化、行政の活性化・効率化を図るとともに、政策評価等の実施を通じた効果的かつ効率的な行政を推進し、もって国民の信託にこたえるべきである。

２　予備費等

予算の執行段階において、当初予想し得なかった事態の発生や、事情の変更等により、経費の不足が生じたり、新たな経費が必要となることは免れ得ないことから、憲法第87条は「予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基いて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができる。」（第１項）とし「すべて予備費の支出については、内閣は、事後に国会の承諾を得なければならない。」（第２項）と定めている。

(1) 令和５年度予備費使用等の概要及び審議状況

令和５年度一般会計予備費の予算額は5,000億円であって、その使用総額は3,077億円であり、差引使用残額は1,922億円である。

また、令和５年度においては、令和４年度に引き続き、一般会計予算総則により使用範囲が規定された「原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費」[6]が設けられた。当該予備費の予算額は２兆円（補正後）[7]であって、その使用総額は１兆1,310億円であり、差引使用残額は8,689億円である。

なお、令和４年度に引き続き、「ウクライナ情勢経済緊急対応予備費」が設けられ、当該予備費の予算額は5,000億円（補正後）[8]であったが、その使用はなかった。

特別会計予備費の予算総額は7,286億円（補正後）[9]であって、その使用総額は19億円であり、差引使用残額は7,266億円である。

特別会計予算総則第21条第１項（歳入歳出予算の弾力条項）の規定による経費増額総額は710億円である。

令和５年度予備費の使用等については、第213回国会（常会）に「令和５年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）（承諾を求めるの件）」外４件[10]が提出され[11]、その後、継続審議となっていたが、各件は、第214回国会（臨時会）において衆議院が解散されたことに伴い、いずれも審査未了となった。その後、各件は、令和６年11月29日、第216回国会（臨時会）に改めて提出[12]され、同年12月23日、本委員会へ付託された後、第217回国会（常会）に継続されている。

---

6 当初予算で「新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費」として設けられた後、補正予算で使途変更。

7 当初予算で４兆円計上、補正予算で２兆円減額。

8 当初予算で１兆円計上、補正予算で 5,000 億円減額。

9 当初予算で 7,936 億円計上、補正予算で 650 億円減額。

10 「令和５年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）（承諾を求めるの件）」、「令和５年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）（承諾を求めるの件）」、「令和５年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）（承諾を求めるの件）」及び「令和５年度特別会計予算総則第 21 条第１項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（承諾を求めるの件）」。

11 予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書等については、早期の審議機会の確保の観点から、予備費の使用決定に係る閣議決定日等を基準として、毎年４月から翌年１月までの分を記載した「その１」と２月及び３月の分を記載した「その２」の二つに区分されて国会に提出されている。

12 「令和５年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）」、「令和５年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）」、「令和５年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）」及び「令和５年度特別会計予算総則第 21 条第１項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（承諾を求めるの件）」。なお、改めて提出されるに際しては、「その１」及び「その２」の区分はなされていない。

(2) 令和６年度予備費の予算計上等

一般会計予備費の予算額は、１兆円[13]である。

また、令和６年度においては、令和５年度に引き続き、一般会計予算総則により使用範囲が規定された「原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費」が設けられ、当該予備費の予算額は、１兆円である。

特別会計予備費の予算総額は、5,998 億円余（補正後）[14]である。

これらの予備費の使用決定を受けて、予備費使用総調書及び各省各庁使用調書が第 217 回国会（常会）に提出されることが見込まれる。

３　会計検査院による報告

(1) 国会及び内閣に対する報告（随時報告）

会計検査院は、会計検査院法第30条の２の規定により、意見を表示し又は処置を要求した事項その他特に必要と認める事項については、毎年度の決算検査報告の作成を待たず、随時、その検査の結果を国会及び内閣に報告できることとされている。第216回国会（臨時会）の開会以降に会計検査院が行った報告は次のとおりである（令和７年１月17日現在）。

報　告　件　名	報告年月日
中小企業者等に対する新型コロナ特別貸付等に係る貸付債権等及び新型コロナ関連保証に係る保証債務等の状況について	令和6.12.18
租税特別措置（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除制度）における教育訓練費に係る上乗せ税額控除の適用状況、検証状況等について	令和7. 1.15

(2) 国会からの検査要請事項に関する報告

各議院又は各議院の委員会は、国会法第105条の規定により、会計検査院に対し、特定の事項について検査を行い、その結果を報告するよう求めることができる。会計検査院は、会計検査院法第30条の３の規定により、検査要請があった事項について、検査の結果がまとまり次第、要請元に報告している。

なお、第216回国会（臨時会）の開会以降に会計検査院は国会からの検査要請事項に関する報告を行っていない（令和７年１月17日現在）。

４　政策評価及び行政評価・監視に係る調査結果

国会の行政監視機能を充実・強化するため、本委員会は、総務省が行う評価及び監視等の調査結果についての調査に関する事項を所管している。総務省が行う評価及び監視には、政策評価と各行政機関の業務の実施状況について行う行政評価・監視がある。

---

[13] 当初予算で計上。なお、補正予算（令和６年 12 月 17 日成立）により追加された予算総則第 20 条では、この予備費のそれまでに使用決定した金額を除く金額のうちの 1,000 億円については、「令和６年能登半島地震及び令和６年９月 20 日から同月 23 日までの間の豪雨による被害の被災者の生活及び生業の再建その他同被害からの復旧・復興に要する経費に使用する」こととされた。

[14] 当初予算で 6,548 億円計上、補正予算で 550 億円減額。

(1) 政策評価

政策評価には、①各行政機関が行う政策評価と、②総務省が行う政策評価がある。①は、各行政機関が、政策を企画立案し遂行する立場から、その所掌する政策について、必要性、効率性、有効性等の観点から評価を行うことが基本となっている。これに加え、②は評価専担組織としての総務省が、政策を所掌する各行政機関とは異なる立場から、各行政機関が担うことができない、又は各行政機関による政策評価だけでは十分に達成することができない評価を行うため、複数行政機関にまたがる政策の評価（統一性・総合性確保評価）及び各行政機関の評価のチェック（客観性担保評価）を実施している。

令和６年度において、総務省が行った客観性担保評価の取組結果として、「令和４年度規制に係る政策評価の点検結果」が令和６年３月７日に、「令和６年度　租税特別措置等に係る政策評価の点検結果」が同年11月22日に、それぞれ公表されている[15]。

なお、第216回国会（臨時会）の開会以降に総務省は統一性・総合性確保評価に基づく勧告等を行っていない（令和７年１月17日現在）。

(2) 行政評価・監視

行政評価・監視は、総務省が各行政機関の業務の実施状況等を調査して、その結果に基づき、各行政機関に対して勧告等を行い、行政運営を改善させようとするものである。

なお、第216回国会の開会以降に総務省は行政評価・監視に基づく勧告等を行っていない（令和７年１月17日現在）。

内容についての問合せ先
決算行政監視調査室　風間首席調査員（内線 68680）

[15] https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/kisei.html

東日本大震災復興・防災・災害対策に関する特別委員会

第三特別調査室
（東日本大震災復興・防災・災害対策に関する特別委員会担当）

１　東日本大震災復興

(1) 東日本大震災の概要

平成 23 年３月 11 日 14 時 46 分、東日本大震災[1]をもたらした、三陸沖を震源地とする「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震」が発生した。

地震の規模は、モーメントマグニチュード 9.0 という我が国の観測史上最大であり、世界でも 1900 年以降４番目の巨大地震であった。震源域は岩手県沖から茨城県沖までに及び、長さ約 450 ㎞、幅約 200 ㎞の断層が３分程度にわたり破壊されたものと考えられている。そのため、広範囲に揺れが観測され、また大津波が発生し（岩手県大船渡市の綾里湾で 40.1ｍの遡上高を観測）、被害は広域にわたった。

また、東日本大震災は、激しい地震の揺れと巨大な津波に加え、東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質の放出、拡散という、複合的かつ広域な未曽有の大災害となった。

	東日本大震災	（参考）阪神・淡路大震災
発生日時	平成23年3月11日14：46	平成7年1月17日5：46
マグニチュード	9．0	7．3
地震型	海溝型	内陸型
被災地	農林水産地域中心	都市部中心
震度6弱以上県数	8県（宮城，福島，茨城，栃木，岩手，群馬，埼玉，千葉） 震度7：宮城県北部、 震度6強：宮城県南部・中部、福島県中通り・浜通り、茨城県北部・南部、栃木県北部・南部	1県（兵庫）
津波	各地で大津波を観測 （最大波　相馬9．3m以上，宮古8．5m以上，石巻市鮎川8．6m以上）	数十cmの津波の報告あり、被害なし
被害の特徴	大津波により，沿岸部で甚大な被害，多数の地区が壊滅。	建築物の倒壊。長田区を中心に大規模火災が発生。
死者 行方不明者	死者 19，775名（震災関連死を含む） （岩手：5，146名、宮城：10，571名、福島3，943名） 行方不明者 2，550名（岩手：1，107名、宮城：1，215名、福島：224名）	死者 6,434名 行方不明者 3名
住家被害（全壊）	122,050棟（岩手：19，508棟、宮城：83，005棟、福島：15，480棟）	104,906棟
災害救助法の適用	241市区町村 （青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉、東京、長野、新潟の10都県）	25市町 （大阪、兵庫の2府県）
複合災害	東京電力福島第一原子力発電所の事故。 避難指示区域の面積1,150㎢（平成25年8月（最大））、避難者数47万人（発災当初）	－

令和6年版「防災白書」及び緊急災害対策本部とりまとめ報（令和6年3月8日）を基に作成

（出所）復興庁資料

(2) 復興庁の設置

復興の円滑かつ迅速な遂行を図るため、司令塔となる組織が必要となり、平成 24 年２月、復興庁設置法に基づき内閣に復興庁が設置された。復興庁は当初、令和２年度までの時限組織として創設されたが、令和２年に復興庁設置法が改正され、設置期間が 10 年間

[1] 東北地方太平洋沖地震による災害及びこれに伴う原子力発電所事故による災害は、平成 23 年４月１日の閣議了解により「東日本大震災」と呼称することとされた。

延長されることとなり、令和 12 年度まで存続することとなった。

(3) 復興の基本方針の策定等

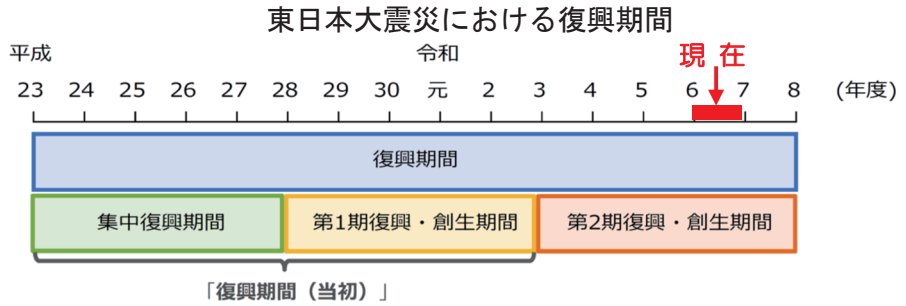

（出所）会計検査院資料を基に当室一部加筆

平成 23 年７月、政府は「東日本大震災からの復興の基本方針」を策定し、復興期間を 10 年間とし、復興需要が高まる当初の５年間（平成 23 年度～27 年度）を「集中復興期間」と位置付け、各種施策を講じてきた。平成 28 年３月には、同基本方針を見直し、「『復興・創生期間』における東日本大震災からの復興の基本方針」を閣議決定し、「復興・創生期間」と位置付けられた平成 28 年度以降の５年間（平成 28 年度～令和２年度）では、地方創生のモデルとなるような復興の実現を目指し、各事項に重点的に取り組んできた。

さらに令和３年３月、政府は基本方針を見直し、令和３年度から令和７年度までの５年間を新たな復興期間として「第２期復興・創生期間」と位置付け、「『第２期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針」を閣議決定した。

地震・津波被災地域では、第２期復興・創生期間において、国と被災地方公共団体が協力して被災者支援を始めとする残された事業に全力を挙げて取り組むことにより、復興事業がその役割を全うすることを目指すとしている。また、原子力災害被災地域では、福島の復興・再生には中長期的な対応が必要であり、第２期復興・創生期間以降も引き続き国が前面に立って取り組むこととし、当面 10 年間、復興のステージが進むにつれて生じる新たな課題や多様なニーズにきめ細かく対応しつつ、本格的な復興・再生に向けた取組を行うとしている。

第２期復興・創生期間の３年目の終わりが近づく令和６年３月19 日には、政府は、これまでの地震・津波被災地域及び原子力災害被災地域における基本的な考え方を維持しつつも、第２期復興・創生期間の開始後に大きな進展のあった復興施策の状況や、自治体の状況等を踏まえ、「『第２期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針」の変更を閣議決定した。

現行の基本方針には、第２期復興・創生期間の５年目に当たる令和７年度に復興事業全体の在り方について見直しを行うことが明記されている。これを受け、令和６年４月30 日、復興庁の復興推進委員会[2]は、同委員会の下に「第２期復興・創生期間までの復興施策の総括に関するワーキンググループ」を設置し、東日本大震災の発災からこれまでに実施され

[2] 復興庁設置法に基づき、復興庁に設置。委員長及び委員は、関係地方公共団体の長及び優れた識見を有する者のうちから内閣総理大臣が任命し、東日本大震災からの復興のための施策の実施状況を調査審議し、必要があると認める場合に内閣総理大臣に意見を述べる等の事務を所掌する。

た復興施策の総括に向けての議論をスタートさせた。

令和６年７月、ワーキンググループは、「地震・津波被災地域等に係る復興施策の総括」を公表し、地震・津波被災地域について「各施策において地域の状況に応じたきめ細かい対応が行われ、第２期復興・創生期間における復興事業の役割の全うに向けて着実に取組が進捗してきていることが確認された。」と総括した。今後、原子力災害被災地域に関する施策を中心とした総括を行い、最終報告を取りまとめる見通しとなっている。令和６年12月27日、石破総理は、伊藤復興大臣に対して令和７年夏までに現行の基本方針の見直しを行えるよう作業を進めることを指示した。

(4) 復興財源フレーム

令和２年７月、政府は「令和３年度以降の復興の取組について」を決定し、平成23年度から令和７年度までの15年間における復興の事業規模と財源の見込みを示した。事業規模については、令和２年度までの10年間で31.3兆円程度、第２期復興・創生期間で1.6兆円程度が見込まれるとし、合わせて平成23年度から令和７年度までの15年間で合計32.9兆円程度と見込まれるとした。一方、財源については、実績を踏まえると32.9兆円程度となり、事業規模と見合うとされた。

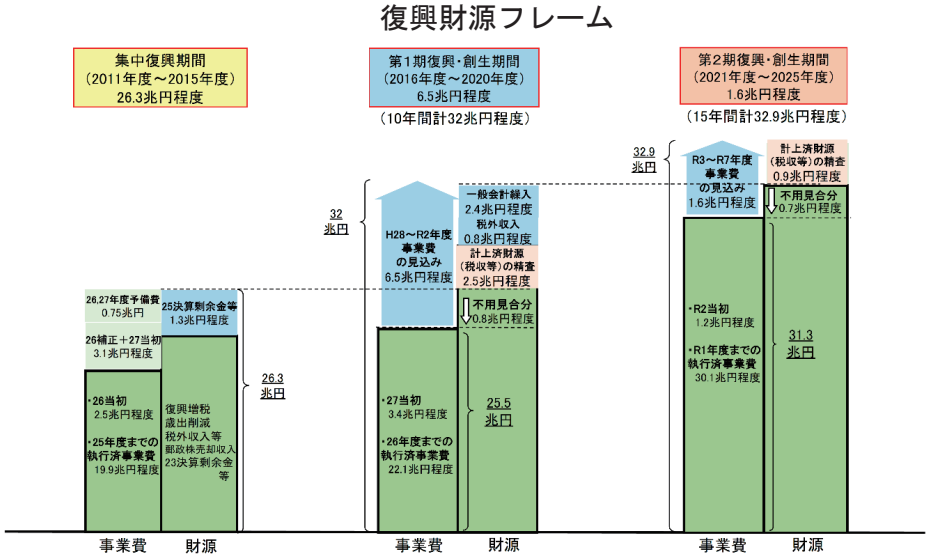

（注１）本資料は、平成28年４月４日の財政制度等審議会財政制度分科会資料をベースにしている。
（注２）上記の事業費には、原子力損害賠償法・放射性物質汚染対処特措法に基づき東京電力が負担すべき経費は含まれない。また、執行済事業費には、繰越額が含まれている。

（出所）復興庁資料

令和６年12月27日、政府は令和７年度予算を閣議決定し、復興庁予算として4,864億円を計上した。そのため、平成23年度から令和７年度までの事業規模は33兆円程度に膨らむ見通しとなった。令和７年度予算を閣議決定した同日、政府は復興推進会議を開催し、「『第２期復興・創生期間』以降の東日本大震災からの復興の基本方針の見直しに向けた主な課題等」（以下「主な課題」という。）を合わせて決定し、「第２期復興・創生期間で追加的に必要となる経費が生じた場合には、令和８年度以降の財源とあわせて対応する。」旨を明らかにした。

また政府は、主な課題において、「次の５年間は本決定に掲げられた課題を解決していく極めて重要な期間であり、今の５年間以上に力強く復興施策を推進していくための財源

を確保する」とし「福島県については、県や市町村が進めている事業を十分に確保した上で、次の５年間の全体の事業規模が今の５年間[3]を十分に超えるものと見込まれる」と示した。その上で「第２期復興・創生期間中の予算の執行状況等を踏まえ、引き続き、事業規模と財源について精査し、令和７年夏頃を目途に、第２期復興・創生期間後の当面５年間の復旧・復興事業の実施に必要な事業規模及び財源を示すこととする。」と明らかにした。

(5) 復旧・復興の現状

地震・津波被災地域では、住まいの再建やインフラ整備が進み、復興は総仕上げの段階を迎えた。また、福島における原子力災害被災地域でも、帰還困難区域の一部で住民の帰還が実現するなど、復興・再生に向けた動きが本格的に始まっている。

その一方で、発災から 13 年 10 か月が経過し、地域によって復興の進捗状況に違いが生じるとともに、被災者一人ひとりが直面している課題は多様化・個別化してきており、心のケア等、政府は今後も残された課題に取り組むとしている。

		震災前又は最大値	現　状
被災者	避難者数	47万人 （発災当初）	2.9万人 【令和６年８月】
	応急仮設住宅の入居者数	31.6万人 【平成24年４月（最大）】	877人 【令和６年８月】
インフラ・住まい	復興道路・復興支援道路 （青森、岩手、宮城、福島）	570km （計画）	570km（100%） 【令和３年12月】
	災害公営住宅 （青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉、新潟、長野） ※帰還者向けを除く	29,654戸 （計画戸数）	29,654戸（100%） 【令和２年12月】
	高台移転による宅地造成 （岩手、宮城、福島）	18,226戸 （計画戸数）	18,226戸(100%) 【令和２年12月】
産業・生業	製造品出荷額等 （岩手、宮城、福島）	10兆7,637億円 【平成22年】	11兆6,193億円 【令和２年】
	営農再開可能な農地面積 （青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉）	19,660ha （津波被災農地面積）	18,870ha（96%） 【令和６年３月】

（出所）復興庁資料を基に当室作成

(6) 福島の復興・再生

ア　福島第一原発事故に伴う避難指示区域の状況

(ｱ) 避難指示の解除状況

福島第一原発事故を受け、設定された「警戒区域」及び「計画的避難区域」は、平成 24 年４月以降、順次警戒区域が解除されるとともに、放射線量の水準に応じ、平成 25 年８月までに「帰還困難区域」、「居住制限区域」及び「避難指示解除準備区域」に再編が完了した[4]。

---

[3] 1.1 兆円程度とされている。

[4] 避難指示区域のうち、平成 24 年３月時点での空間線量率から推定された年間積算線量が 50mSv を超える地域を「帰還困難区域」、20mSv を超えるおそれがあると確認された地域を「居住制限区域」、20mSv 以下となる

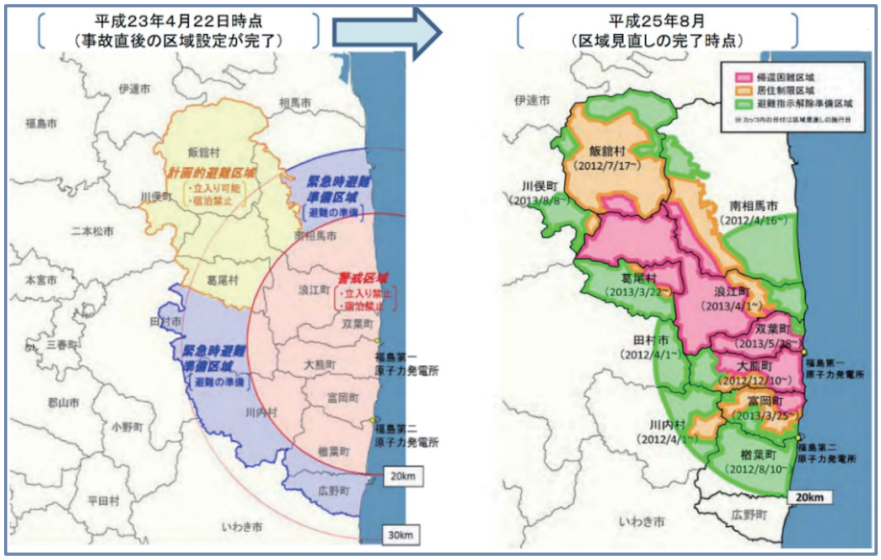

（出所）復興庁資料

再編された避難指示区域では、避難指示解除が進められ、令和２年３月、全町避難が続く双葉町の避難指示解除準備区域の避難指示が解除されたことにより、帰還困難区域を除き全ての避難指示が解除された。

(ｲ) 帰還困難区域の復興・再生

現在も南相馬市、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村の７市町村に帰還困難区域が残されている。

政府は、帰還困難区域については、たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組むとの決意の下、放射線量をはじめ多くの課題があることも踏まえ、可能なところから着実かつ段階的に、政府一丸となって、帰還困難区域の一日も早い復興を目指して取り組んでいくこととしている[5]。

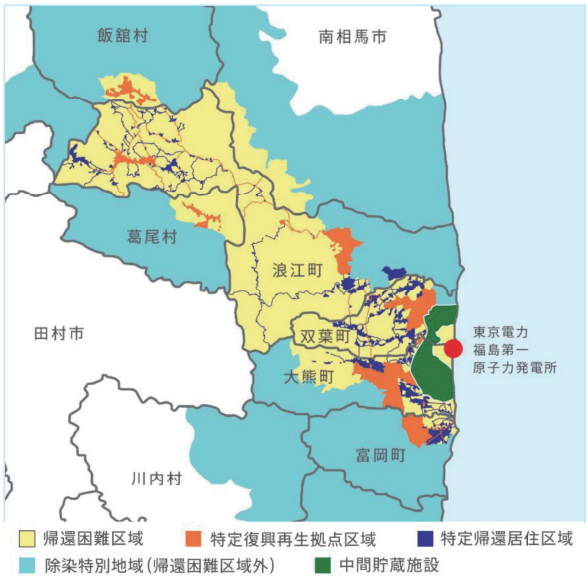

（出所）環境省資料

こうした方針等を踏まえ、平成 29 年の改正福島復興再生特別措置法により、将来にわたって居住を制限するとされてきた帰還困難区域内に、避難指示を解除し、居住を可能とする「特定復興再生拠点区域」（以下「拠点区域」という。）を定めることが可能となった[6]。当該制度に基づき策定された双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯舘村、葛尾村の「特定復興再生拠点区域復興再生計画」の認定の下、令和５年 11 月までに、６町村の拠点区域

ことが確実であると確認された地域を「避難指示解除準備区域」とした。

[5] 「帰還困難区域の取扱いに関する考え方」（平成 28 年８月 31 日 原子力災害対策本部・復興推進会議）

[6] 市町村長は、特定復興再生拠点区域の設定及び同区域における環境整備（除染やインフラ等の整備）に関する計画を作成。同計画を内閣総理大臣が認定し、復興再生に向けて計画を推進。

の避難指示が全て解除された。

帰還困難区域【総面積約 337 ㎢】

特定復興再生拠点区域【約 28 ㎢（8.3%）】

●除染、家屋等の解体を実施中。除染の進捗は９割を超えており、おおむね除染済み（令和５年 11 月末）、解体の進捗は８割を超えている（令和６年 10 月末）

⇒令和４年６月に葛尾村、大熊町、８月に双葉町、令和５年３月に浪江町、４月・11 月に富岡町、５月に飯舘村で避難指示解除。

特定復興再生拠点区域外【約 309 ㎢(91.7%)】
（うち特定帰還居住区域【約 19 ㎢】）

●住民の意向確認を踏まえて必要な箇所を除染し、2020 年代をかけて希望者が帰還できるよう取組を進める旨、政府方針を決定（令和３年８月）

⇒令和５年６月、拠点区域外に「特定帰還居住区域」の設定を可能とする福島復興再生特別措置法案が成立

⇒令和６年４月までに大熊町、双葉町、浪江町、富岡町において、それぞれ認定された「特定帰還居住区域復興再生計画」の下、除染開始

（当室作成）

政府は、特定復興再生拠点区域外（以下「拠点区域外」という。）についても、「特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方」（令和３年８月 31 日原子力災害対策本部・復興推進会議）に基づき、2020 年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう、帰還に関する意向を個別に丁寧に把握した上で、帰還に必要な箇所を除染し、避難指示解除の取組を進めていくこととしている。

この拠点区域外についての政府方針を受けて、内閣府は拠点区域外を有する自治体と共同で、第１期の帰還意向確認調査を大熊町、双葉町、浪江町、富岡町及び葛尾村で実施した。そのうち、大熊町、双葉町、浪江町及び富岡町では拠点区域外の約 2,000 世帯のうち３割弱が帰還の意向を示した。

こうした方針等を踏まえ、令和５年の改正福島復興再生特別措置法により、特定復興再生拠点区域外において、避難指示解除による住民の帰還等を目指す「特定帰還居住区域」を設定できる制度が創設された[7]。

当該制度に基づき、令和５年９月、大熊町及び双葉町の一部区域に係る「特定帰還居住区域復興再生計画」が認定され、同年 12 月から先行的な除染等が開始されている。また、令和６年度以降の本格的な除染についても、帰還意向調査を実施した他の自治体も含めて調整が進められ、令和６年４月までに浪江町及び富岡町の計画が認定され、大熊町及び双葉町の計画も変更された。同年６月には浪江町、９月には富岡町の除染も開始されている。

イ　除去土壌等の中間貯蔵施設の整備

福島県内の除染に伴い発生した放射性物質を含む大量の土壌や廃棄物等を最終処分するまでの間、安全かつ集中的に管理・保管するための中間貯蔵施設の整備が、福島第一原発を取り囲む形で大熊町と双葉町で行われている。

環境省は、帰還困難区域を除く福島県内の除去土壌等について、令和３年度末までにおおむね中間貯蔵施設への搬入を完了するとの目標をおおむね達成した。現在、特定復興再生拠点区域等で発生した除去土壌等の搬入を進めている。

[7] 市町村長は、住民の帰還意向を踏まえ、特定帰還居住区域の設定及び同区域における環境整備（除染やインフラ等の整備）に関する計画を作成。同計画を内閣総理大臣が認定し、復興再生に向けて計画を推進。

中間貯蔵施設で保管された除去土壌等は、法律上[8]、中間貯蔵開始後 30 年以内（2045 年３月）に福島県外で最終処分することとされている。政府は、県外での最終処分の実現に向けて、除去土壌等の減容技術の開発と活用等により、できる限り再生利用可能な量を増やして、最終処分量を減らすための取組を進めている。

減容・再生利用の推進に当たっては、平成 28 年４月に策定し、平成 31 年３月に見直しを行った「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」及び「工程表」に沿って、具体的な取組を進めている。令和６年度を戦略目標として、基盤技術の開発を進めるとともに、最終処分場の必要面積や構造について実現可能ないくつかの選択肢を提示することとしている。その上で、令和７年度以降に最終処分場に係る調査検討・調整などを進めていく。

令和６年 12 月 20 日、政府は石破総理を除く全閣僚を構成員とする第１回「福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等推進会議」を開催した。議長を務める林官房長官は、最終処分の実現に向けて、基本方針を令和７年春頃まで、基本方針を着実に実行するための工程表を夏頃までに取りまとめるよう指示した。

ウ　福島第一原発の廃炉・汚染水・処理水対策

(ｱ) 福島第一原発の廃止措置等に向けた中長期ロードマップの改訂

福島第一原発の廃炉・汚染水・処理水対策は、「東京電力ホールディングス（株）福島第一原子力発電所廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」（令和元年 12 月 27 日 廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議決定。以下「中長期ロードマップ」という。）に基づき行われており、中長期ロードマップには廃炉に向けた中長期の取組を実施していく上での基本方針と主要な目標工程等が定められている。

中長期ロードマップ（令和元年 12 月改訂）

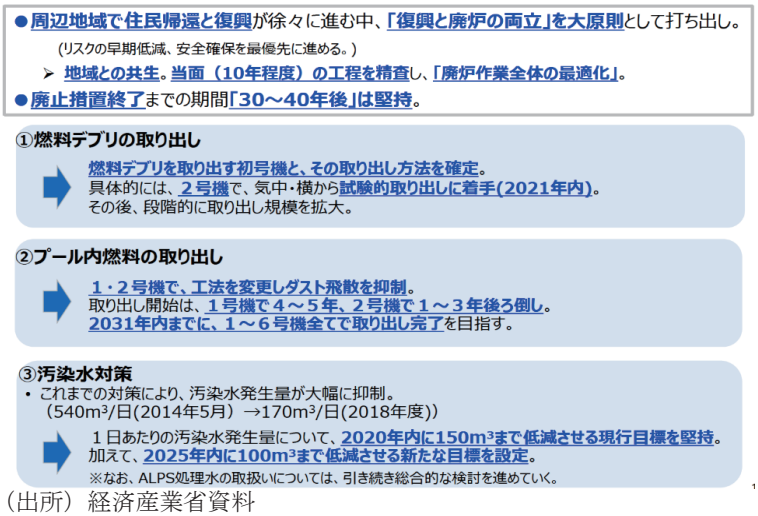

（出所）経済産業省資料

燃料デブリの試験的取り出しについては、２号機から開始することとされており、令和６（2024）年９月 10 日、テレスコ式（伸縮パイプ式）装置を活用し、燃料デブリの試験的取り出しに着手し、同年 11 月７日に原発事故後初めて燃料デブリの回収に成功した。

8　「中間貯蔵・環境安全事業株式会社法」（平成 15 年法律第 44 号）

(ｲ) 東京電力福島第一原発のＡＬＰＳ処理水の海洋放出

令和５年８月 24 日、東京電力は福島第一原発から発生するＡＬＰＳ処理水の海洋への放出を開始した。

我が国のＡＬＰＳ処理水の海洋放出計画については、令和５年７月４日に岸田総理（当時）がＩＡＥＡのグロッシー事務局長から受領したＡＬＰＳ処理水の安全性に対する評価を含む包括報告書において、「国際的な安全基準に合致している」とされ、計画通りの段階的な放出であれば、人や環境への放射線の影響は「無視できるほどごくわずかである」と評価されている。また、東京電力等が放出開始前から実施している海域モニタリングでは、放出開始後も大きな変化がないことが確認されている。令和５年度は４回に分けて３万 1,145 ｔのＡＬＰＳ処理水の海洋放出が行われた。令和６年度は約５万 4,600 ｔを７回に分けて放出する計画で、一部タンクの解体にも着手する予定となっている。

一方、中国、香港、マカオ、ロシアは、ＡＬＰＳ処理水の海洋放出に伴い日本産水産物への輸入規制を強化し、特に日本からの中国向け水産物の輸出額は大きく減少した。政府は、令和５年９月４日、総額 1,007 億円の「『水産業を守る』政策パッケージ」を公表し、これに基づき。全国の水産業支援策を講じるとともに、中国等による科学的根拠に基づかない輸入規制措置の即時撤廃を強く働きかけてきた。

そのような中、令和６年９月 20 日、日本と中国は、ＩＡＥＡの枠組みの下での現行の海域モニタリングを拡充し、中国を含む利害関係国による独立したサンプリング等のモニタリング活動を実施後、科学的根拠に基づき、規制基準に合致した日本産水産物の輸入を着実に回復させることで一致した[9]。

エ　福島国際研究教育機構（Ｆ－ＲＥＩ[10]）の設立

令和５年４月１日、福島県浪江町に「福島国際研究教育機構（Ｆ－ＲＥＩ）」（理事長：山崎光悦前金沢大学学長）が設立された。Ｆ－ＲＥＩは、福島をはじめ東北の復興を実現するための夢や希望となるものとするとともに、我が国の科学技術力・産業競争力の強化を牽引し、経済成長や国民生活の向上に貢献する、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」を目指す特殊法人である。

福島の優位性が発揮できる５分野（①ロボット、②農林水産業、③エネルギー、④放射線科学・創薬医療、放射線の産業利用、⑤原子力災害に関するデータや知見の集積・発信）を基本とした研究開発や産業化、人材育成に取り組むとともに、既存施設等の取組に横串を刺す司令塔の役割を有する。

第一期中期計画期間（令和５年～11 年度）の研究開発等の事業規模として、1,000 億円程度が想定され、最終年度には、50 程度の研究グループによる研究体制を目指している。

Ｆ－ＲＥＩの当初の施設設備は国が行うこととされており、復興庁の設置期間（令和 12 年度）内での順次供用開始を目指し、更に可能な限り前倒しに努めることとしている。

---

[9] 令和６年 10 月 15 日、ＩＡＥＡはＡＬＰＳ処理水の海洋放出を検証するため、中国、韓国、スイスの専門家も参加し、海水を採取したと発表した。

[10] 福島国際研究教育機構(Fukushima Institute for Research, Education and Innovation)の略称

２　防災・災害対策

(1) 最近の自然災害をめぐる状況

ア　我が国における自然災害の状況

我が国は、その位置、地形、気象等の自然的条件から、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑り等による災害が発生しやすい環境にある。

最近の我が国の主な自然災害（令和６年12月24日現在）

年　月　日	災　害　名	主な被災地	死者・行方不明者数(人)
R元. 9. 7～ 9. 9	令和元年房総半島台風	関東地方(特に千葉)、伊豆諸島	9
10.10～10.13	令和元年東日本台風	関東、東北地方	１０８
2. 7. 3～ 7.31	令和２年７月豪雨	全国(特に九州地方)	８８
3. 7. 1～ 7.14	７月１日からの大雨(熱海市土石流災害等)	全国(特に静岡)	２９
8. 7～ 8.23	８月の大雨	全国(特に長野、広島、長崎)	１３
4. 9.17～ 9.20	令和４年台風第14号	九州、中国、四国地方	5
9.23～ 9.24	令和４年台風第15号	東海地方(特に静岡)	3
5. 5. 5	石川県能登地方を震源とする地震(M6.5)	石川	1
6.29～ 7.16	梅雨前線による大雨	福岡、佐賀	１４
6. 1. 1	令和６年能登半島地震(M7.6)	石川、富山、新潟	４９１
8.26～ 9. 3	令和６年台風第10号	全国(特に九州、四国、東海地方)	8
9.20～ 9.22	９月20日からの大雨	全国(特に石川)	17

（出所）令和６年版防災白書、内閣府資料等より作成（※死者数には災害関連死を含む。）

イ　令和６年能登半島地震

令和６年１月１日 16 時 10 分、石川県能登地方を震源とするマグニチュード 7.6、最大震度７の地震が発生し、北陸地方を中心に強い揺れが観測された。津波による浸水、海岸隆起、土砂崩壊等に伴う交通網の寸断、停電、断水等が生じ、また、広い範囲で液状化による被害が出た。各地で火災、住宅倒壊等が発生し、死者 491 名（うち災害関連死 261 名）、住家被害 149,724 棟（令和６年 12 月 24 日付消防庁資料[11]）の甚大な被害となった。

政府は、同日、非常災害対策本部を設置して[12]対応に当たり、同月 11 日、この地震による災害を「激甚災害[13]」及び「特定非常災害[14]」に指定し、同月 19 日には、「非常災害[15]」に指定した。同月 25 日には、緊急に取り組むべき施策について、「被災者の生活と生業（なりわい）支援のためのパッケージ」として決定した。その後、６月末に策定された石川県の「創造的復興プラン」の方針に沿って、国・県・市町の関係者が緊密な連携を図り、創造的復興を進めていくため、「能登創造的復興タスクフォース[16]」が設置された。

---

[11] 富山県の公表情報において住家被害で「未分類」と表記されている情報は反映されていない。

[12] 政府は、１月１日 17 時 30 分に防災担当大臣を本部長とする特定災害対策本部を設置したが、被害状況等に鑑み、同日 22 時 40 分に内閣総理大臣を本部長とする非常災害対策本部に格上げした。

[13] (4)キ 激甚災害制度 参照

[14] 「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」（平成８年法律第 85 号）に基づき指定される。指定により、被害者の行政上の権利利益の保全等を図るための各種措置（免許証等の有効期間の延長等）がとられる。

[15] 「大規模災害からの復興に関する法律」（平成 25 年法律第 55 号）に基づき指定される。指定により、地方公共団体の要請に基づき、災害復旧事業等に係る工事を国等が代行できる。

[16] 次官級をトップとする約 150 人規模の関係省庁職員が被災地に常駐して活動を行っている。

ウ　令和６年９月 20 日からの大雨

９月 20 日頃より東北から西日本の広い範囲で大雨となった。特に、地震の被災地である石川県では 21 日に線状降水帯が発生し、輪島市、珠洲市及び能登町に大雨特別警報が発表されるなど、北陸や東北の日本海側で記録的な大雨[17]となった。

大雨により、河川氾濫、浸水害、土砂災害等が発生し、死者 17 名、住家被害 1,761 棟（令和６年 12 月 24 日付消防庁資料）の被害となった。

政府は、10 月 25 日、当該災害を「激甚災害[13]」に指定した。また、震災からの復旧の最中、同一地域で再び激甚災害が発生したことを踏まえ、個々の災害としてではなく複合的な災害と捉え、一体的に災害査定等を実施し[18]、迅速な復旧支援を行うこととしている。

(2) 国土強靱化の推進

ア　国土強靱化基本法、国土強靱化基本計画

東日本大震災を契機に、強靱な国づくりを進めていく必要性が認識されたことにより、平成 25 年 12 月（第 185 回国会）に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（平成 25 年法律第 95 号。以下「強靱化法」という。）が成立した。強靱化法は、国土強靱化の推進に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、国土強靱化に係る国の他の計画等の指針となるべきものとして、「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）の策定など国土強靱化に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、内閣に国土強靱化推進本部を設置することを定めている。

強靱化法に基づき、国土強靱化推進本部は「起きてはならない最悪の事態」を想定した上で、施策分野（個別施策分野と横断的分野）ごとに、国土の健康診断に当たる「脆弱性評価」を行い、その結果を受けて政府は、基本計画を閣議決定している[19]。なお、基本計画においては、毎年度の国土強靱化に係る施策の進捗を評価し、これを踏まえて取り組むべき方針を取りまとめた計画を年次ごとに策定することとされている。

イ　防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策

平成 30 年 12 月、政府は、「防災・減災、国土強靱化のための３か年緊急対策[20]」を定め、特に緊急に実施すべき施策について３年間（平成 30 年度～令和２年度）で集中的に実施することとした。その後、引き続き、防災・減災、国土強靱化の取組の加速化・深化を図る必要があるとして、令和２年 12 月、「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」

---

[17] 石川県の多いところでは９月 20 日から 22 日までの総降水量が 500㎜ を超え、９月１か月間の平年の降水量の２倍を上回った。

[18] 石川県の公共土木施設について、国土交通省は今回初めて、地震・大雨２つの災害に共通の効率化内容を適用。また、住家被害の認定について、石川県は内閣府と協議し、地震被害も含め一体的に調査できることとし、別々に調査する従来の方法と併せ、市町が選択できることとした。

[19] 強靱化基本計画はおおむね５年ごとに見直しを行うものとされている（平成 26 年６月閣議決定、平成 30 年 12 月改定、令和５年７月改定）。

[20] 重要インフラの緊急点検を実施した結果等を踏まえ、特に緊急に実施すべきハード・ソフト対策について、３年間で集中的に実施することとして取りまとめられたものであり、民間事業者等による事業も含め、おおむね７兆円程度を目途とする事業規模をもって目標の達成を図ることとされた。

を閣議決定した。

同対策は、「激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策」、「予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策の加速」、「国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進」の各分野について取組の更なる加速化・深化を図ることとし、令和３年度から７年度までの５か年に追加的に必要となる事業規模（おおむね 15 兆円程度）等を定め、重点的かつ集中的に対策を講ずることとしている。

ウ　強靱化法の改正

地方自治体等からは、５か年加速化対策終了後も、中長期的かつ明確な見通しの下、継続的・安定的な対策の実施が求められていたが、同対策は法律に根拠を持たないため、今後の継続性等に不安の声もあがっていた。このような状況に鑑み、中長期的な見通しに基づき、国土強靱化に関する施策を引き続き計画的かつ着実に推進するため、令和５年６月（第 211 回国会）の強靱化法改正により、「国土強靱化実施中期計画」の策定が法定された。

(3) 地震・津波対策

ア　南海トラフ地震対策

(ｱ) 南海トラフ法に基づく地震対策

平成 26 年３月、中央防災会議において、駿河湾から四国沖を経て日向灘に至る南海トラフ沿いで発生する大規模な地震[21]（以下「南海トラフ地震」という。）について「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法[22]」（平成 14 年法律第 92 号）に基づき、国の南海トラフ地震の地震防災対策の推進に関する基本的方針及び基本的な施策に関する事項等を定める「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」（以下「南海トラフ基本計画」という。）が策定されるとともに、「地震防災対策推進地域」（29 都府県 707 市町村）及び「津波避難対策特別強化地域」（14 都県 139 市町村）が指定された。

(ｲ) 南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応（南海トラフ地震臨時情報等）

令和元年５月31日に、中央防災会議は、南海トラフ基本計画の変更を決定した[23]。変更された南海トラフ基本計画では、大規模地震の発生可能性が相対的に高まったと評価された場合には、気象庁が「南海トラフ地震臨時情報」（以下「臨時情報」という。）を発表することとし、同情報が発表された場合に国、地方公共団体のとるべき対応が明示された。同年６月には、内閣府から、最新のデータに基づく被害想定の再計算の結果が公表され、新たな被害想定では、死者最大23万１千人、全壊・焼失棟数最大209万４千棟、経済的被害最大213.7兆円とされている。

---

[21] 政府の地震調査研究推進本部地震調査委員会の評価では、今後 30 年以内にＭ８～９クラスの地震が発生する確率は 80％程度とされている。（令和７年１月 15 日発表）

[22] 平成 25 年 11 月（第 185 回国会）、「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が改正され、題名も本文のとおりに改められた。

[23] 南海トラフ基本計画は、その後、令和３年５月に施行された災害対策基本法等の改正等を踏まえ、同月にも変更されている。

令和６年８月８日、16 時 42 分に日向灘を震源とするマグニチュード 7.1 の地震が発生し、宮崎県日南市で震度６を記録した。この地震を受け、19 時 15 分に気象庁が臨時情報（巨大地震注意）を発表[24]した後、防災担当大臣が、関東から沖縄県の太平洋側の地域に対し、今後１週間、日頃からの地震の備えの再確認や直ちに避難できる態勢をとるよう呼びかけを行った。政府は、15 日の 17 時をもって巨大地震注意に伴う防災上の呼びかけを終了したが、この臨時情報は、令和元年の運用開始後に初めて発表されたものであり、各地において様々な対応・反応があったことから、自治体や事業者の対応状況を検証するとともに、情報発信の在り方を検討することとした。

12 月 20 日、政府は、臨時情報の改善方策として、①平時からの周知・広報の強化、②臨時情報発表時の呼びかけの充実、③各主体における防災対応検討の推進について取りまとめた。

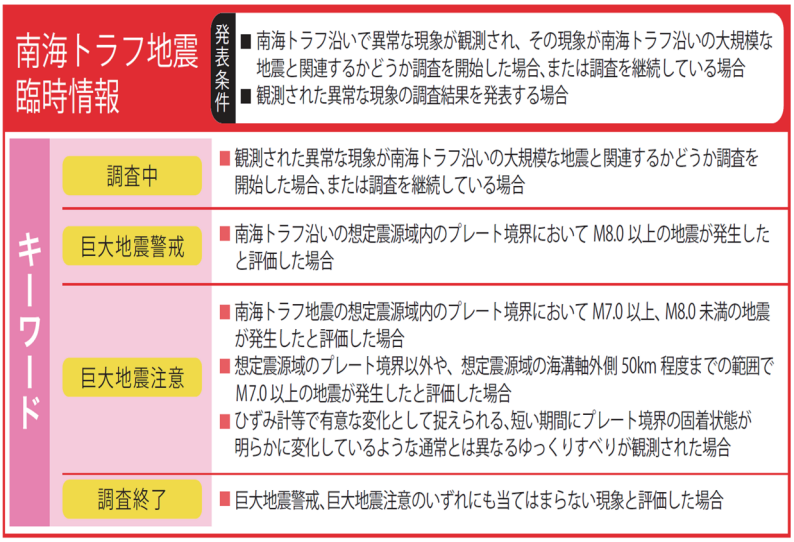

（出所）内閣府資料

(ｳ) 南海トラフ基本計画の見直し

南海トラフ基本計画の策定からまもなく10年を迎えることを踏まえ、令和５年３月に中央防災会議防災対策実行会議の下に「南海トラフ巨大地震防災対策検討ワーキンググループ」が設置された。同WGは、基本計画に掲げた防災対策の進捗状況の確認と課題の整理を行うとともに、「南海トラフ巨大地震モデル・被害想定手法検討会[25]」で検討した新たな計算手法を用いて、防災対策の進捗を反映した被害想定の見直しを行い、今後推進すべき新たな対策の検討を進めることとしている[26]。

イ　首都直下地震対策

(ｱ) 首都直下地震対策の概要

大規模な首都直下地震[27]が発生し、政治、行政及び経済の中枢機能に障害が生じた場合、首都圏に集中している膨大な人的・物的資源に被害が生じるとともに、我が国全体にわたって国民生活及び経済活動に支障をきたすことが懸念される。平成 25 年 12 月に「首都直

[24] 同発表に先立ち、17 時 30 分から南海トラフ地震に関する評価検討会が開催され、「南海トラフ沿いの大規模地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと考えられる」と評価された。

[25] 令和５年２月、最新の科学的知見を踏まえ、津波高や震度分布、被害想定手法等を検討するため、内閣府に設置された。

[26] 当初は、令和５年度内にワーキンググループのとりまとめを予定していたが、令和６年１月に発生した能登半島地震の影響により、予定が変更された。

[27] 政府の地震調査研究推進本部地震調査委員会の評価では、今後30年以内に南関東でＭ７クラスの地震が起きる確率は70％程度とされている。

下地震対策検討ワーキンググループ[28]」が示した被害想定では、死者は最大約２万３千人、全壊・倒壊家屋は最大約 61 万棟、経済的被害は最大約 95 兆円とされている。

平成26年３月、「首都直下地震対策特別措置法[29]」（平成25年法律第88号）に基づき、首都中枢機能の維持をはじめとする首都直下地震に関する施策の基本的な事項を定める「首都直下地震緊急対策推進基本計画[30]」及び首都直下地震発災時に政府が業務を円滑に継続するための対応方針や執行体制を定める「政府業務継続計画（首都直下地震対策）」が策定されるとともに、「首都直下地震緊急対策区域」（10都県の309市区町村）及び「首都中枢機能維持基盤整備等地区」（東京都の千代田区、中央区、港区及び新宿区）が指定された。令和７年３月には、減災目標を定めた首都直下地震緊急対策推進基本計画の策定から10年が経過することから、令和５年12月、中央防災会議防災対策実行会議の下に「首都直下地震対策検討ワーキンググループ」が設置され、防災対策の進捗状況の確認や被害想定の見直し、新たな防災対策が検討されている[31]。

(ｲ) 帰宅困難者対策

他の地域での大規模地震と比して特に問題となる帰宅困難者等対策[32]について、内閣府は、平成 27 年３月、官民が連携して帰宅困難者対策の検討を行う際の参考となるよう、「大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策のガイドライン」を策定した。

その後、公共交通機関の耐震対策やデジタル化の進展などの社会状況の変化等を踏まえ、内閣府は、令和３年 11 月、「首都直下地震帰宅困難者等対策検討委員会」を設置し、令和４年８月に「帰宅困難者等対策に関する今後の対応方針」を取りまとめた。この対応方針に沿って、関係機関との具体施策に関する検討や上記検討委員会からの意見聴取を経て、令和６年７月、ガイドラインが改定された。

同ガイドラインには、①帰宅困難者等の適切な行動判断のための情報提供の在り方、②一斉帰宅抑制後の帰宅場面における再度の混乱発生の防止、の２つの観点が追加された。従来からの「一斉帰宅抑制の基本原則」（原則３日間）を前提とし、帰宅が可能な状況になった場合であっても直ちに帰宅を開始するのではなく、分散帰宅に努めることとしている。

(4) 災害に関する法制度等の動向

ア　防災庁の設置等

令和６年 10 月４日の衆参本会議での所信表明演説において、石破内閣総理大臣は、防災

---

28 平成 24 年３月、中央防災会議「防災対策推進検討会議」の下に設置された。

29 平成 25 年 11 月（第 185 回国会）、首都直下地震発生時の首都中枢機能の維持と、国民の生命、身体及び財産の保護を目的として制定された。

30 平成27年３月31日、「首都直下地震緊急対策推進基本計画」の変更が閣議決定され、今後10年間で達成すべき減災目標等が設定された。

31 同ワーキンググループの検討は、令和５年 12 月 20 日の第１回会合以降、能登半島地震の影響により中断していたが、６月から検討が再開され、令和７年６月を目途に取りまとめを予定している。

32 東日本大震災では、首都圏において約 515 万人（内閣府推計）の帰宅困難者が発生し、首都直下地震発生時に備え、帰宅困難者等対策を一層強化する必要性が顕在化した。なお、「首都直下地震対策検討ワーキンググループ（平成 24 年～25 年）」の最終報告（平成 25 年 12 月）では、平日の 12 時に都心南部直下の地震が発生した場合、東京都市圏で約 1,700 万人の帰宅困難者が発生すると想定されている。

庁の設置に向けた準備[33]を進めることや災害関連死ゼロを実現すべく避難所の在り方の見直しに言及した。

11月１日、政府は、令和８年度中の防災庁の設置に向けて、赤澤防災庁設置準備担当大臣の下、防災庁設置準備室を発足させた。今後、政府としての強化すべき防災施策の方向性と、そのために必要な組織体制の在り方等について、専門家（防災庁設置準備アドバイザー）の意見等を聴取する有識者会議を設置する予定である。

一方、避難所の在り方については、12月13日、政府は、スフィア基準を踏まえた自治体向けの避難所に関する取組指針やガイドライン等の改定を行った。

イ　災害対策関連法の整備等

令和６年８月 26 日、令和６年能登半島地震復旧・復興支援本部（第９回）において、岸田内閣総理大臣（当時）から、能登半島地震の教訓を踏まえ、政府の災害対応体制の強化、被災者に寄り添った支援体制の強化、初動対応などにおける連携の強化を図るために必要な法改正に向けた作業を進める旨の発言があった。

12月20日、防災立国推進閣僚会議[34]（第１回）において、石破内閣総理大臣から災害対応全般の司令塔として次官級の「防災監」（仮称）を新設するとともに、国による災害対応の強化、被災地における福祉支援の充実、ボランティアとの連携促進[35]等のため、災害対策基本法や災害救助法の改正案の次期通常国会提出に向けた検討を行っていく旨の発言があった。

ウ　地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地震財特法）

「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（昭和 55 年法律第 63 号）は、地震防災対策強化地域（東海地方を中心に８都県[36]157 市町村）における地震防災対策の推進を図るため、地方公共団体等が実施する避難地、避難路等の整備（地震対策緊急整備事業）に対する国の財政上の特別措置を講ずるもので、５年間の時限立法として昭和 55 年に制定された。以降、８回、委員会提出法律案により期限を延長する改正が行われ、現行法は、令和７年３月 31 日が期限となっている。

エ　避難行動要支援者に係る個別避難計画

高齢者、障害者等の避難行動要支援者については、平成 25 年（第 183 回国会）の災害対

---

[33] 令和７年度においては、災害対応の司令塔機能を担う内閣府防災担当の機能を予算（令和７年度当初予算約 146 億円（対前年約 73 億円増））・人員（220 人（対前年 110 人増））の両面で抜本的に強化することなどを予定している。

[34] 令和６年 12 月 17 日、防災立国推進閣僚会議は、災害対応の強化や政府の組織体制強化に向け関係行政機関の緊密な連携を確保し、その効果的かつ総合的な推進を図るため、内閣総理大臣を議長、全閣僚を構成員として設置された。

[35] 令和７年１月 10 日、内閣府は、被災地に入る災害ボランティア団体に交通費の一部を補助（申請１件当たり上限 50 万円）する新制度の運用を開始した。

[36] 東京、神奈川、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、三重

策基本法の改正により、市町村に避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられ、同年８月に内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」において、避難行動要支援者一人ひとりに「個別避難計画」を策定することが望ましいとされた。

しかしながら、その後においても、高齢者や障害者の犠牲が多い実情があるため、令和３年４月（第 204 回国会）の法改正で、同計画の作成が市町村の努力義務となった（同年５月 20 日施行)。また、内閣府は同年５月、法改正等を踏まえて、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を改定し、優先度の高い避難行動要支援者の個別避難計画について、市町村が主体となり、地域の実情に応じておおむね５年程度で作成に取り組むとの目標等が盛り込まれた。各市町村（1,722 団体[37]）における個別避難計画の策定状況は、令和６年４月１日現在、1,581 団体（91.8%）が着手しているが、「策定済み 20%以下」が 883 団体（51.3%）となっている。（令和６年６月 28 日付内閣府・消防庁資料)。

令和７年１月８日、政府は、個別避難計画の策定を後押しするため、福祉や介護、防災分野など８団体[38]で構成される個別避難計画推進全国協議会を開催した。

オ　災害救助法による救助

「災害救助法」（昭和 22 年法律第 118 号）は、一定規模以上の災害が発生した場合等[39]に適用され、現に救助を必要とする者に対し、避難所の設置や応急仮設住宅の供与、食品の給与や飲料水の供給、住宅の応急修理などの救助が、原則として現物により行われる。

同法に基づく救助は、都道府県知事等が行い、市町村長がこれを補助して実施することとされており[40]、救助の程度、方法及び期間は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（内閣府告示）（以下「救助の実施基準」という。）に従って都道府県知事等が定めることになっている。令和元年房総半島台風（台風第 15 号）等では、多くの家屋に被害が生じ、被災者の日常生活に著しい支障が生じたことから、内閣府は、令和元年 10 月、救助の実施基準を改正し、住宅の応急修理について、これまでの内容[41]に加え、準半壊[42]の場合も同法による救助の対象とすることが認められた（同年８月 28 日から適用)。

また、住宅の応急修理については、修理期間が長期化し、その間、被災者が避難所生活等を継続せざるを得ない事例が多数存在することが課題となっていた。従来、応急修理と

---

37 石川県管内市町（19 市町）は、令和６年能登半島地震の影響に鑑み、本調査の対象としていない。

38 全国社会福祉協議会、全国自治会連合会、全国保健師長会、日本介護支援専門員協会、日本障害フォーラム、日本消防協会、日本相談支援専門員協会、日本防火・防災協会

39 令和３年の第 204 回国会で成立した「災害対策基本法等の一部を改正する法律」（令和３年法律第 30 号）により、災害が発生するおそれがある場合で、国の災害対策本部（特定・非常・緊急）が設置されたときにも適用することが可能になった（令和３年５月 20 日施行)。

40 救助に関する事務の市町村長への委任は可能

41 ①住家が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理ができない者、②大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊（焼）した者（いわゆる大規模半壊)、が対象とされていた。

42 損害割合が 10%以上 20%未満。なお、各区分の損害割合は、全壊が 50%以上、大規模半壊が 40%以上 50%未満、中規模半壊が 30%以上 40%未満、半壊が 20%以上 30%未満、準半壊に至らない（一部損壊）が 10%未満となっている。

応急仮設住宅への入居との併給は認められなかったが、令和２年７月豪雨の被災自治体からの要望を受け、内閣府は同月、応急修理の期間が１月を超えると見込まれる者であって、自宅が半壊以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者を対象に、災害発生日から原則６月まで応急仮設住宅への入居を可能とする事務連絡を発出した。

カ　被災者生活再建支援制度

災害時の具体的な被災者支援策については、市町村と連携しつつ、都道府県が重要な役割を担い、国がそれを支援する仕組みとなっている。

住宅被害を受けた被災者には、

①一定規模以上の自然災害により、居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対しては、「被災者生活再建支援法」（平成 10 年法律第 66 号）に基づき、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災地方公共団体が一定の支援金を支給する[43]。

②同法の適用に至らない被害であった地域については、必要に応じて被災地方公共団体が支援金等による被災者支援などの措置を講じる[44]。

という枠組みにより支援が行われる。

同法に基づき、住宅の被害程度に応じて支給される基礎支援金として、全壊等の世帯には 100 万円、大規模半壊世帯には 50 万円が支給されるとともに、住宅の再建方法に応じて支給される加算支援金として、居住する住宅を建設・購入する世帯には 200 万円、補修する世帯には 100 万円、民間住宅を賃借する世帯には 50 万円が支給され、基礎支援金と加算支援金を合わせて、最高で 300 万円が支給される。

被災者生活再建支援金の支給対象は、全壊世帯等及び大規模半壊世帯とされてきたが、令和２年 11 月（第 203 回国会）に同法が改正され、支援金の支給対象が、住家半壊[45]世帯のうち大規模半壊世帯には至らないが相当規模の補修を要する世帯（中規模半壊世帯）まで拡大された（令和２年７月豪雨から適用）。中規模半壊世帯には、加算支援金として、建設・購入する世帯には 100 万円、補修する世帯には 50 万円、民間住宅を賃借する世帯には 25 万円が支給される。

キ　激甚災害制度

激甚災害制度は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和 37 年法律第 150 号）に基づき、国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、地方財政の負担の緩和又は被災者に対する特別の助成を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合に、政令により当該災害を激甚災害として指定し、併せて適用すべき措置も指定するものである。激甚災害に指定されると、公共土木施設や農地等の災害復旧事業への国庫補助の

---

[43] 支援金額の 1/2 に相当する額を国が補助する。

[44] 都道府県が同法と同等の範囲内で独自の支援を行った場合には、都道府県による支援金支給額の 1/2 が特別交付税により措置される。

[45] 損害割合が 20%以上 50%未満。大規模半壊及び中規模半壊については脚注 42 参照。

かさ上げ、「中小企業信用保険法」（昭和 25 年法律第 264 号）による災害関係保証の特例等、特別の財政援助又は助成措置が講じられる。

激甚災害には、①全国規模で指定基準を上回る規模となった災害について指定される激甚災害（いわゆる「本激[46]」）と、②市町村単位で指定基準を上回る規模となった災害について指定される局地激甚災害（いわゆる「局激[47]」）がある。②の局激の指定は、被災規模と被災地方公共団体の標準税収入等を勘案する必要があるため、年度末に一括して指定されることが通例であるが、災害発生時点で局激の要件を満たすことが明らかな場合[48]は、年度末を待たずに速やかに指定される（早期局激指定）。

本激及び早期局激の指定は、被害状況を的確に把握し、基準に照らして判断するため、一定の期間[49]を要するが、政府は、激甚災害の指定に関する政令の閣議決定を待たずに中央防災会議の答申[50]を受けた段階で指定見込みを公表する等の運用改善に取り組んできた。平成 29 年 12 月には、中央防災会議幹事会は、激甚災害指定の更なる早期化に向け、被害が甚大になる蓋然性が高いと判断される災害について、指定基準に達したものから順次、内閣府が激甚災害の指定見込みを公表すること等を決定し、これにより、災害の終息後、最速で１週間程度経った時点から指定見込みを公表することが可能となった。

内容についての問合せ先
第三特別調査室　小林首席調査員（内線68740）

[46] 災害被害に係る査定見込額等が所定の基準を超えた場合、地域を指定することなく、その災害自体を激甚災害に指定するもの。

[47] ある特定地域に激甚な被害を及ぼすような場合に対応する制度で、市町村における被害の額が所定の基準を超えた場合、その災害と適用の対象となる地域の両方を指定するもの。

[48] 査定見込額等が局地激甚災害指定基準の２倍超

[49] おおむね１～1.5 か月

[50] 激甚災害の指定に関する政令は、中央防災会議の諮問・答申を経て閣議決定される。

政治改革に関する特別委員会

第二特別調査室

１　本委員会[1]の最近の動き、これから見込まれる動き

(1) 公職選挙法改正に向けた議論

令和６年７月に執行された東京都知事選挙において同一のポスターが多数掲示された問題などを受け、与野党において公職選挙法の改正に向けた動きが活発化している。

与野党６党（自民、立憲、維新、公明、共産、国民）は、９月４日、公職選挙法改正を検討する実務者協議を開始し、同月11日に自民、公明両党から、ポスターに関する品位保持規定を定めることやポスターの掲示に絡んだ営利目的の行為に罰則を科すこと等を内容とする改正案骨子案が提示され、同案に対して、立憲民主党、日本維新の会、国民民主党の３党が賛同したとされる[2]。

さらに、12月23日、与野党７党（自民、立憲、維新、公明、共産、国民、れ新）は、選挙制度に関する各党協議会を開催し、令和７年夏の東京都議会選などを踏まえた改正の実現を目指すことで一致したとされる[3]。

このような経緯から、第217回国会（令和７年常会）以降、公職選挙法改正に向けた議論が一層進展するものと見込まれる。

(2) 第216回国会における政治資金規正法の改正等と今後検討される事項

ア　改正政治資金規正法の再改正の検討

第213回国会（令和６年常会）において成立した改正政治資金規正法（２(2)参照）には、政治資金に関する独立性が確保された機関（いわゆる第三者機関）の具体的な内容をはじめとする検討条項が複数設けられたため、各党において政治資金規正法等の再改正の検討が行われた。

自由民主党は、令和６年10月４日、総裁直属の新たな機関である「政治改革本部」を設置し、石破内閣総理大臣は、第215回国会（令和６年特別会）召集日の記者会見において、政治資金規正法の年内の再改正について「速やかに自民党としての案を取りまとめ、年内にも必要な法制上の措置を可能とするべく、多くの党の協力を得られるよう努力する」旨表明した[4]。公明党は、同年11月15日、同党政治改革本部において、政治資金規正法の再改正に向けた要綱案を決定した。立憲民主党、日本維新の会及び国民民主党の３党も、年内の政治資金規正法の再改正を目指す方針を示した。

---

[1] 本委員会は、令和６年１月26日、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する調査を行うため委員35人よりなる政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会として設置されたが、４月11日、院議によりその目的、名称及び員数が変更された。

[2] 『朝日新聞』（令 6.9.12）

[3] 『読売新聞』（令 6.12.24）

[4] 首相官邸ホームページ　石破内閣総理大臣記者会見（令和６年11月11日）

イ　第216回国会における各案の提出・審査経過

第216回国会（令和６年臨時会）において、12月上旬に政治資金規正法改正案等の法律案が計９本提出され、本委員会において、同月12日から、政策活動費の廃止、自民提出法律案の「公開方法工夫支出[5]」の内容、企業・団体献金、企業・団体による政治資金パーティーの対価の授受、政治資金に関する第三者機関の在り方等について、質疑が行われた。

同月16日、自民提出の政治資金規正法等の一部を改正する法律案に対し、自民から修正案（公開方法工夫支出に係る規定等を削除）が提出された。

翌17日の質疑に先立ち、同委員会理事会において、「企業・団体献金禁止法案については、衆議院政治改革特別委員会において精力的に議論を行い、令和６年度末までに結論を得る。」との申合せがなされた。同日の質疑の後、次の３法律案について採決が行われ、立憲・維新・国民・共産・参政・保守提出法律案及び国民・公明提出法律案はいずれも賛成多数をもって可決すべきものとされ、自民提出法律案については、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決され、修正議決すべきものと議決された。

立憲・維新・国民・共産・参政・保守案 政治資金規正法の一部を改正する法律案 （第216回国会衆法第２号）	政治団体の収支報告の適正の確保及び透明性の向上により政治に対する国民の信頼の回復を図るため、渡切りの方法による支出の禁止等の措置を講ずることにより、いわゆる政策活動費を禁止する。
自民案 政治資金規正法等の一部を改正する法律案 （第216回国会衆法第６号）	渡切りの方法による支出の禁止、公開方法工夫支出についての収支報告書の記載、収支報告書に係るデータベースを用いた公表、外国人等からの寄附及び政治資金パーティーの対価の授受の禁止、政党の選挙区支部に対する寄附をした場合の寄附金控除の特例等の適用除外等の措置を講ずる。 なお、「政策活動費の廃止」及び「公開方法工夫支出についての公開方法の工夫」に係る規定を削除する等の修正を行った。
国民・公明案 政治資金監視委員会等の設置その他の政治資金の透明性を確保するための措置等に関する法律案 （第216回国会衆法第11号）	政治に対する国民の信頼の回復を図るため、政治資金監視委員会等の設置その他の政治資金の透明性を確保するための措置等について定める。 ※　委員会の設置については、別に法律で定めることとされている。

同日、衆議院本会議において、自民提出法律案は修正議決され、他の２法律案は可決され、参議院に送付された。参議院では、同月24日の本会議において、これらの法律案は可決され、成立した。

[5] 政党本部の支出のうち、公開されることにより特別の支障が生じるおそれがあるためその公開の方法に工夫を必要とする安全・外交秘密関連支出、法人等業務秘密関連支出及び個人権利利益関連支出に該当する支出

ウ　今後の課題

国会に設置される第三者機関である政治資金監視委員会については、その組織の在り方を具体的に検討し、別に法律で定めることとされている。

採決されず継続審査となった４法案[6]のうち、立憲・有志・参政提出の企業・団体献金禁止法案については、本委員会理事会における申合せを受けて、令和６年度末までに結論を得るため、第217回国会（令和７年常会）において、精力的に議論が行われる見込みである。

(3) 自由討議

選挙運動をめぐる様々な課題を取り上げて議論を行うため、第210回国会（令和４年臨時会）及び第211回国会（令和５年常会）において２回にわたり、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会において自由討議が行われた。令和５年６月には、これらの自由討議で出された主な意見を踏まえ、(1)公職選挙法等の改正に向けて、おおむね認識の一致が見られた項目、(2)さらに議論を深めるべき論点、その他問題提起があった論点を整理した「選挙運動等のあり方に関する報告書」が取りまとめられた。

なお、(1)の項目は、①公職の候補者の選挙運動用ポスターの規格の統一、②公職の候補者の選挙運動用自動車の規格制限の簡素化、③投票所への移動支援事業等の充実であり、①、②については、公職選挙法改正が必要である。

同報告書の取りまとめ以後、自由討議は行われていないが、各党で公職選挙法の改正に向けた議論（(1)参照）が行われていることから、第217回国会（令和７年常会）以降、これまでの自由討議の内容も踏まえ、さらに公職選挙法改正に向けた議論が行われることが考えられる。

(4) 衆議院選挙制度に関する協議会の設置に係る経緯と同協議会の概要

10増10減の区割り改定等を行った令和４年の公職選挙法改正に際して、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会で、議員定数や地域の実情を反映した選挙区割りの在り方等に関し国会において抜本的な検討を行うこと、当該検討に当たっては速やかに与野党で協議の場を設置して充分な議論を行うこと等を内容とする附帯決議（３(2)参照）が賛成多数により付された。

これを受けて、衆議院議員選出のための望ましい選挙制度の在り方等について幅広く協議するため、与野党６党（自民、立憲、維新、公明、国民、共産）の国対委員長会談の要請を受けて、令和５年２月に政党間の実務者レベルの協議機関として衆議院選挙制度協議会が設置された[7]。同協議会は、16回にわたり協議を重ね、同年12月、現行選挙制度や在り

---

[6] ①立憲・維新・参政・保守案「政治資金規正法の一部を改正する法律案」（大串博志君外７名提出、衆法第９号）（いわゆる世襲制限法案）
②立憲・有志・参政案「政治資金規正法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案」（大串博志君外９名提出、衆法第10号）（いわゆる企業・団体献金禁止法案）
③国民案「政党交付金の交付停止等に関する制度の創設に関する法律案」（古川元久君外２名、衆法第12号）
④立憲案「政治資金規正法等の一部を改正する法律案」（大串博志君外７名提出、衆法第13号）

[7] 『朝日新聞』（令 5.2.3）

方に係る論点の整理、今後本格的な議論を更に深めていく際に必要な「視点」の提示などを内容とする報告書[8]を取りまとめ、与野党国対委員長に提出した[9]。

また、報告書では、次回の令和７年の国勢調査の結果が判明する時点を目途に具体的な結論を得るよう努力していくことが、次のステップとして重要であるとしている。

自由民主党及び立憲民主党の国会対策委員長は、与野党を代表して、令和６年11月28日に額賀衆議院議長に対し、衆議院の選挙制度の抜本的な改革に向けた検討を行うため、議長の下に全ての会派が参加する協議の場を早期に設置するよう申し入れた[10,11]。

衆議院議院運営委員会は、同年12月19日、衆議院の選挙制度について、人口減少や地域間格差が拡大している現状を踏まえつつ、立法府の在り方を含め、議員定数や地域の実情を反映した選挙区割りの在り方等に関し、国会において抜本的な検討を行うため、衆議院議長の下に、全ての会派が参加する衆議院選挙制度に関する協議会（以下「協議会」という。）を置くことを決定した[12]。

協議会の検討の対象は、①衆議院倫理選挙特別委員会の附帯決議（令和４年11月８日）（３(2) 参照）の検討事項、②与野党６党の国対委員長会談の要請を受けて設置された「衆議院選挙制度協議会」の報告書（令和５年12月）において整理された事項、③協議会が必要と認める事項とし、協議会は、①の附帯決議を踏まえ、令和７年の国勢調査の結果が判明する時点を目途に具体的な結論を得るよう努力するものとしている。

(5) 選挙執行経費基準法の一部改正

都道府県及び市区町村の選挙管理委員会が管理する国会議員の選挙等の執行について、国が負担する経費の基準を定める「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）」は、物価変動や選挙の執行状況等を踏まえ、通常３年に一度、参議院議員通常選挙のある年ごとに改正が行われてきている。

直近では、第26回参議院議員通常選挙が執行された令和４年に改正が行われており、第217回国会（令和７年常会）に改正法律案が提出される見込みである。

２　政治資金規正をめぐる動き

(1) 政治資金規正法改正の経緯

政治資金規正法は、昭和23年の制定以後逐次改正され、政治資金の収支の公開と政治資金の授受の規正等の強化がなされてきた。

---

[8] 同報告書で提示された「視点」は、①人口動態の変化を踏まえた一票の較差の是正と地方の声の反映、②政党本位、政策本位の実現と残された課題への対応、③あるべき選挙制度と国民目線の見直しの３点で、これらは、協議会が衆議院の正式な機関（協議体）に移行した場合に議論を開始するポイントとなり得るものとされている。

[9] 『読売新聞』（令 5.12.27）

[10] 『NHK NEWS WEB』（令 6.11.28）

[11] このほか「政治改革の柱として衆議院選挙制度の抜本改革を実現する超党派議員連盟」は、令和６年６月27日及び11月22日に、額賀衆議院議長に対し、衆議院選挙制度の抜本的な検討を行う協議体を早期に設置するよう申入れを行った。

[12] 『日本経済新聞』（令 6.12.20）

昭和50年の法改正で、寄附の量的制限、寄附の質的制限、政治資金の収支の公開の強化などの改正がされた。

平成４年の法改正で、政治資金パーティーの対価の支払の上限は１パーティー当たり150万円までに制限され、同一の者から１パーティー当たり100万円を超える対価の支払を受けた場合には支払者の氏名及び支払金額等を収支報告書に記載することが義務付けられた。

平成６年の法改正では、資金管理団体制度の創設、収支報告書における記載基準の改正（寄附は年間５万円超、政治資金パーティーの対価の支払は１パーティー当たり20万円超）、会社、労働組合等の団体の政党・政治資金団体及び資金管理団体以外への寄附の禁止などの改正がされた。さらに、平成11年の法改正で、会社、労働組合等の団体の資金管理団体への寄附が禁止された。

その後、平成19年７月の法改正で、資金管理団体について、人件費以外の１件５万円以上の支出について収支報告書への明細の記載及び領収書等の写しの添付が義務付けられ、また、不動産の取得が制限された。さらに、同年12月の法改正で、国会議員関係政治団体制度が創設され、国会議員関係政治団体は、人件費を除く１件１万円を超える支出について収支報告書への明細の記載及び領収書等の写しの添付等が義務付けられるとともに、総務省に政治資金適正化委員会を設置する等の措置が講じられた。

(2) 第213回国会（令和６年常会）における政治資金規正法の改正

ア　政治資金パーティーをめぐる問題

令和５年12月、政治資金パーティーをめぐり、いわゆる派閥の政治団体と国会議員側との間で、収支報告書に記載のない多額の資金移動があったとする問題が報道され、以降、国会では政治資金制度に関する多くの議論がなされてきた。また、各党においても政治資金制度に関する議論・検討が行われ、各党から提言や改革案が発表された。

イ　各法律案の提出

第213回国会（令和６年常会）において、各党は、政治資金制度の改正を検討し、令和６年５月、政治資金規正法等を改正する４本の法律案が提出された。

自民提出法律案の主な内容は、国会議員関係政治団体の代表者の責任の強化（代表者による確認書の交付等）、政治資金監査の強化、政治資金の透明性の向上のためのデジタル化の推進、政治資金パーティーの対価支払者の氏名等の公開基準の引下げ、いわゆる政策活動費の使途の明細の公開の導入等の措置を講ずるものである。

立憲・国民・有志提出法律案の主な内容は、収支報告書の不記載等に関する政治団体の代表者に対する罰則の強化（収支報告書の記載及び提出義務者への代表者の追加等）、政治資金監査の対象となる政治団体及び事項の拡大、収支報告書のデジタル化の一層の推進、いわゆる政策活動費の禁止等の措置等を講ずるものである。

このほか、立憲から政治資金パーティーの開催禁止を内容とする法律案が提出され、維教（日本維新の会・教育無償化を実現する会）から企業・団体献金及び企業・団体による政治資金パーティーの対価の支払の禁止、政治資金パーティーの透明性及び公正性の確保、

個人献金の促進、いわゆる政策活動費に係る「特定支出」制度の創設等の措置を講ずる法律案が提出された。

また、第208回国会（令和４年常会）に、立憲から企業・団体献金及び企業・団体による政治資金パーティーの対価の支払の禁止、個人のする政治活動に関する寄附に係る税額控除の拡充等の措置を講ずる法律案が提出され、継続審査となっていた。

ウ　各法律案の審査経過

５法律案は、本委員会において、令和６年５月23日から質疑に入り、同月27日に参考人の意見聴取及び質疑が行われた。６月５日、維教提出法律案の撤回が許可された後、自民提出法律案に対し、自民から修正案が提出され、各案及び同修正案について、質疑が行われた。同日、岸田内閣総理大臣（当時）の出席の下、質疑が行われ、３法律案は賛成少数をもって否決すべきものとされ、自民提出法律案については、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決され、修正議決すべきものと議決された。

（修正の内容）

・政治資金パーティーの対価支払者の氏名等に係る公開基準額の５万円超への引下げ
・政策活動費の支出に係る使途の収支報告書への記載対象の拡大（令和６年12月改正で政策活動費に関する規定は削除）
・政党交付金の交付停止等の制度の創設、政治資金に関する独立性が確保された機関の設置等（令和６年12月に「政治資金監視委員会等の設置その他の政治資金の透明性を確保するための措置等に関する法律」が成立）

なお、修正議決すべきものと議決された自民案に対し、次の内容の附帯決議が付された。

政治資金規正法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

１　政治資金パーティーを開催する者が同一の者から受けることができる当該政治資金パーティーの対価の支払の上限額の在り方及び政党その他の政治団体に係る政治資金パーティー以外の事業による収入の在り方について、政治活動の公正を確保する観点から、検討を行うこと。

２　政治団体の代表者が親族間で異動することによる政治資金の移動の制限の在り方について、公職を担う多様な人材を確保する観点から、検討を行うこと。

３　政党が議会制民主政治において極めて重要な存在であることを踏まえ、政党の望ましいガバナンスの在り方について、政党の自主性及び自律性の確保に配慮しつつ、法整備の要否も含めて、中長期的に検討を行うこと。

４　政治資金の適正化・透明化を図るため、適時に、正確な会計帳簿の作成や、複式簿記の導入などを含め、会計の在り方について検討を行うこと。

５　国会議員関係政治団体の収支報告書について、誰もが閲覧できるようなデータベース化を含め、検索可能性を高める情報提供の在り方について検討を行うこと。

同月６日、衆議院本会議において、自民提出法律案は修正議決され、参議院に送付された。なお、３法律案は否決された。参議院では、同月19日の本会議で自民提出法律案は可決され、成立した。

成立した改正政治資金規正法のポイントは、次のとおりである。

1　代表者の監督責任（監督内容の具体化） 2　監督義務違反に対する罰則の強化 3　収支報告書の不記載・虚偽記入に係る収入等の国庫納付に関する公職選挙法の特例 4　預貯金による政治資金の保管 5　国会議員関係政治団体の範囲の拡充 6　翌年への繰越しの金額の確認等 7　登録政治資金監査人による政治資金監査の拡充 8　収支報告書等のオンライン提出の義務化 9　収支報告書等のインターネット利用による公表 10　政治資金パーティーの対価支払者の氏名等の公開基準の引下げ 11　政治資金パーティーの対価の支払方法の制限 12　いわゆる政策活動費の使途公開（令和６年12月改正で政策活動費に関する規定を削除） 13　政党から公職の候補者個人に対してされる寄附の禁止 14　国会議員関係政治団体から寄附を受けたその他政治団体の透明性確保 15　個人寄附者等の個人情報の保護 16　経過措置
【検討を要する事項】 17　政党交付金の交付停止等の制度の創設（令和６年12月改正により、必要な法制上の措置を公布の日後１年以内を目途として講ずるものとされた。） 18　政策活動費の支出に係る上限金額の設定及び使用状況の公開に関する制度の具体的な内容（令和６年12月改正で政策活動費に関する規定を削除） 19　政治資金に関する独立性が確保された機関の設置（令和６年12月に「政治資金監視委員会等の設置その他の政治資金の透明性を確保するための措置等に関する法律」が成立） 20　検討 (1)外国人による政治資金パーティーの対価の支払に係る収受の適正化を図るための実効的な規制（令和６年12月改正により、外国人等による政治資金パーティーの対価の支払は禁止された。） (2)個人のする政治活動に関する寄附を促進するための措置 (3)自らが代表を務める政党選挙区支部に対する寄附への税制優遇措置の適用除外（令和６年12月改正により、同税制優遇措置は適用除外された。） (4)施行後３年を目途として政治資金の透明性の一層の向上等を図る観点からの検討
21　施行期日（一部を除いて令和８年１月１日）

３　衆議院の一票の較差是正

(1) アダムズ方式による定数配分の導入

第45回衆議院議員総選挙（平成21年８月30日執行）の小選挙区選挙に係る一票の較差訴訟において一人別枠方式とこれによる選挙区割りを違憲状態とした最高裁大法廷判決（平成23年３月23日）等[13]を受けた各党間の協議や、「衆議院選挙制度に関する調査会答申」[14]を受け、平成28年５月20日、いわゆる「衆議院選挙制度改革関連法[15]」が成立した。同法により、小選挙区選挙の都道府県別定数配分及び比例代表選挙のブロック別の定数配分は、10年ごとの大規模国勢調査における日本国民の人口に基づきアダムズ方式により配分することとされ、平成32年（令和２年）の大規模国勢調査から導入することとされた。

アダムズ方式とは

各都道府県の人口を一定の数値で除し、それぞれの商の整数に小数点以下を切り上げて得られた数の合計数が小選挙区選挙の定数と一致する方式。人口規模の小さい県に比較的有利とされる。

(2) 令和２年国勢調査に基づく公職選挙法の改正

令和２年国勢調査の結果に基づき、令和４年６月16日に衆議院議員選挙区画定審議会が行った衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案に関する勧告を受け、10月25日（第210回国会（臨時会））、同勧告を踏まえた小選挙区選挙の区割りの改定と令和２年国勢調査に基づく比例代表選挙のブロック別定数の改定を内容とする法律案が国会に提出され、11月18日、成立した（「公職選挙法の一部を改正する法律（令和４年法律第89号）」、同月28日公布、12月28日施行）。令和６年10月27日に執行された第50回衆議院議員総選挙は、改定後の新たな区割りで行われた。

なお、衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法に関する特別委員会において付された附帯決議は次のとおりである。

---

[13] 第45回衆議院議員総選挙（平成21年８月30日執行）において複数の政党が掲げた衆議院議員定数削減の公約や同選挙に係る平成23年最高裁大法廷判決を受け、平成23年10月に衆議院選挙制度に関する各党協議会が設置され、協議が重ねられたが結論が得られず、平成24年11月16日、１人別枠方式を廃止した上で小選挙区の都道府県定数配分を０増５減することを内容とする「衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第95号）」が成立した。同法に基づく新たな区割りにより第47回衆議院議員総選挙（平成26年12月14日執行）が行われたが、最高裁大法廷は、平成27年11月25日、０増５減の対象県以外は１人別枠方式を含む従前の基準に基づいて配分された定数の見直しが行われていないとして、違憲状態（合理的期間未経過）とする判決を行った。

[14] 平成26年６月19日に議長の下に設置された有識者による「衆議院選挙制度に関する調査会」が平成28年１月14日に提出した答申であり、その主な内容は①衆議院小選挙区比例代表並立制を維持すること、②衆議院議員の定数を10減（小選挙区６減、比例代表４減）すること、③一票の較差是正のため、小選挙区選挙の都道府県定数配分及び比例代表選挙の各ブロック別定数配分をアダムズ方式によるものとし、10年ごとの大規模国勢調査の結果により見直すとともに、中間年の簡易国勢調査の結果によって較差２倍以上の選挙区が生じたときは定数を変更せずに区割りの見直しを行うこと、などであった。

[15] 「衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律（平成28年法律第49号）」

公職選挙法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

1　この法律の施行後においても、国会議員を選出する選挙制度は重要な課題のため不断に見直していくべきものであり、人口減少や地域間格差が拡大している現状を踏まえつつ、立法府の在り方を含め、議員定数や地域の実情を反映した選挙区割りの在り方等に関し、国会において抜本的な検討を行うものとする。

2　当該検討に当たっては、速やかに、与野党で協議の場を設置し、円満かつ公正公平な運営の下、充分な議論を行い、次回の令和７年の国勢調査の結果が判明する時点を目途に具体的な結論を得るよう努力するものとする。

3　今回の区割り改定により、区割りが変更される選挙区が多数に上るため、政府においては、有権者に混乱が生じることのないよう新たな選挙区に関し十分に周知徹底を行うこと。

(3) 次回以降の小選挙区選挙の区割り改定

令和７年簡易国勢調査に基づく区割り改定（※平成27年簡易国勢調査の実績等に基づく想定）	
令和７年10月	簡易国勢調査実施
令和８年２月	速報値公表（日本国民の人口公表）※令和２年大規模国勢調査では、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、６月の公表となった。
	区割り審が区割り改定作業を開始
令和９年２月まで	区割り審が内閣総理大臣へ区割り改定案を勧告
常会中	政府が新たな区割り改定法案を国会に提出、成立、公布
公布から１か月後（※前例による）	新たな区割り改定法施行

小選挙区の区割りについては、10年ごとに行われる大規模国勢調査（次回は令和12年）に基づいて都道府県別定数が見直され、区割り改定案の作成及び勧告が行われる[16]。なお、中間年（大規模国勢調査が行われた年から５年目に当たる年）に実施される簡易国勢調査（次回は本年10月）において、選挙区間の人口較差が２倍以上となったときは、各都道府県別定数は変更せずに関係選挙区の区割り改定案が作成され、その勧告が当該国勢調査の速報値の公表から１年以内に行われる[17]。

(4) 新しい区割りに基づく衆議院議員総選挙に対する一票の較差訴訟

第50回衆議院議員総選挙（令和６年10月27日執行）の小選挙区選挙における選挙区間較差は、選挙当日の有権者数比率で最大2.06倍であり、選挙区によって一票の価値が異なるのは違憲であるとして全選挙区について選挙無効を求める訴訟が全国の高裁・支部に提起

16　衆議院議員選挙区画定審議会設置法第４条第１項

17　衆議院議員選挙区画定審議会設置法第３条第３項及び第４条第２項

された。早ければ今春までに各地の高裁判決が出そろい、令和７年度中にも最高裁が統一判断を示すとみられている[18]。

４　参議院選挙制度改革

平成30年改正公職選挙法（定数６増、特定枠制度導入）が適用された第25回参議院議員通常選挙（令和元年７月21日執行）の選挙区選挙における議員定数配分規定の合憲性に係る訴訟（選挙区間較差は選挙当日の有権者数比率で最大3.00倍、平成27年国勢調査の結果による日本国民人口に基づく人口比率で最大2.99倍）について、令和２年11月18日、最高裁判所大法廷は合憲とした一方で、平成30年改正は立法府における取組が大きな進展を見せているとはいえないと判示した。

この判決を受けて、参議院の組織及び運営に関する諸問題を調査検討するため、山東参議院議長（当時）の下に設置された「参議院改革協議会」は、令和４年６月８日（第208回国会（常会））、山東議長に対し、議論を令和４年の通常選挙後の次の協議会に引き継ぐとする「参議院改革協議会報告書」を提出した。

同年11月11日（第210回国会（臨時会））、尾辻参議院議長（当時）の下に改めて「参議院改革協議会」が設置された。さらに、同年12月16日には「参議院改革協議会選挙制度に関する専門委員会」を設置することが決定された。令和６年６月７日（第213回国会（常会））、同専門委員会はこれまでの協議内容について取りまとめ、合区は解消すべきとの意見が大勢であるが、具体的な選挙制度の枠組みについては意見の集約が難しく、協議会において二院制の下に参議院が担う機能・役割の明確化に向け、充実した議論を求めるとともに、参議院において引き続き真摯な検討を続けるべきとする「選挙制度に関する専門委員会報告書」が松山改革協議会座長に提出された。

なお、第26回参議院議員通常選挙（令和４年７月10日執行）[19]の選挙区選挙における議員定数配分の合憲性に係る訴訟（選挙区間較差は選挙当日の有権者数比率で最大3.03倍、令和２年国勢調査の結果による日本国民人口に基づく人口比率で最大3.03倍）について、令和５年10月18日、最高裁判所大法廷は、同選挙までの間、較差の更なる是正のための法改正の見通しが立つに至っていないのはもとより、その実現に向けた具体的な検討が進展しているともいい難いものの、較差は有意な拡大傾向にあるともいえず、立法府の較差の更なる是正に向けた取組について、合理的な成案に達するにはなお一定の時間を要することが見込まれる等として、合憲と判示した。

５　選挙等をめぐる最近の動き

(1) 投票率の低下

国政選挙・地方選挙を通じて投票率は低下傾向にあり、特に若年層で低下が著しくなっている。

18　『朝日新聞』『日本経済新聞』『東京新聞』等（令6.10.29）

19　参議院選挙制度については、平成30年以降法改正が行われておらず、第26回参議院議員通常選挙は第25回参議院議員通常選挙と同じ選挙区及び定数により執行された。

直近の国政選挙である第50回衆議院議員総選挙（令和６年10月27日執行）における投票率（小選挙区選挙）は、53.85％で、前回から2.08ポイント減少し、戦後３番目に低い投票率であった。このうち18歳の投票率は49.21％、19歳の投票率は36.67％であった。前回の衆議院議員総選挙と比べて、19歳は0.65ポイント微増したものの、18歳は1.14ポイント微減となり、全体の投票率と比較して依然低水準となった。

（図表１）衆議院議員総選挙における投票率の推移

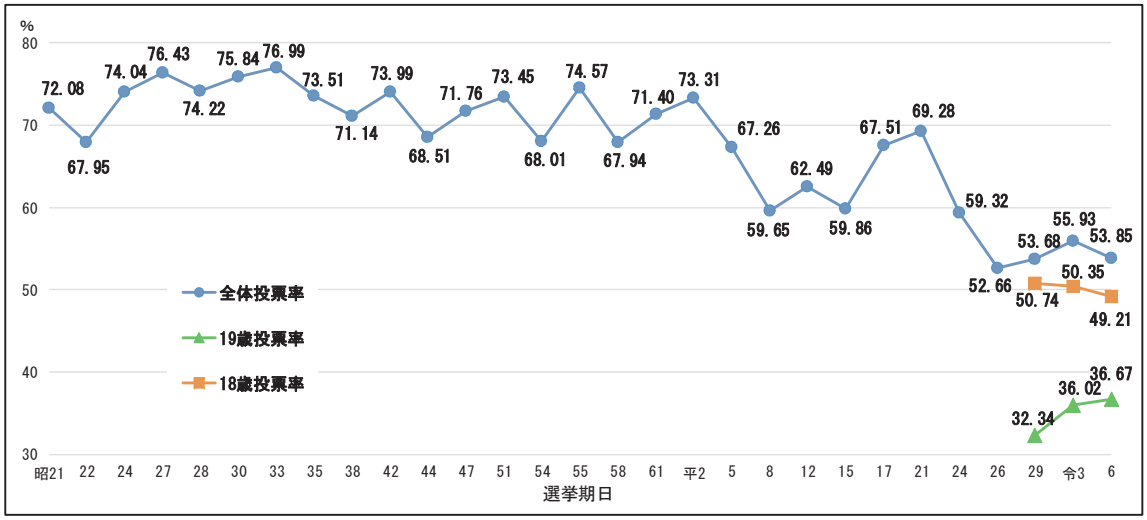

※令和６年総選挙の結果は、速報値である。また、18歳及び19歳投票率は、抽出調査による数値である。
（注）平成８年以降は、小選挙区選挙の結果である。
（出所）総務省資料をもとに当室作成

第26回参議院議員通常選挙（令和４年７月10日執行）の投票率（選挙区選挙）は52.05％（比例代表選挙は52.04％）で、過去４番目に低かった。

（図表２）参議院議員通常選挙（地方区・選挙区）における投票率の推移

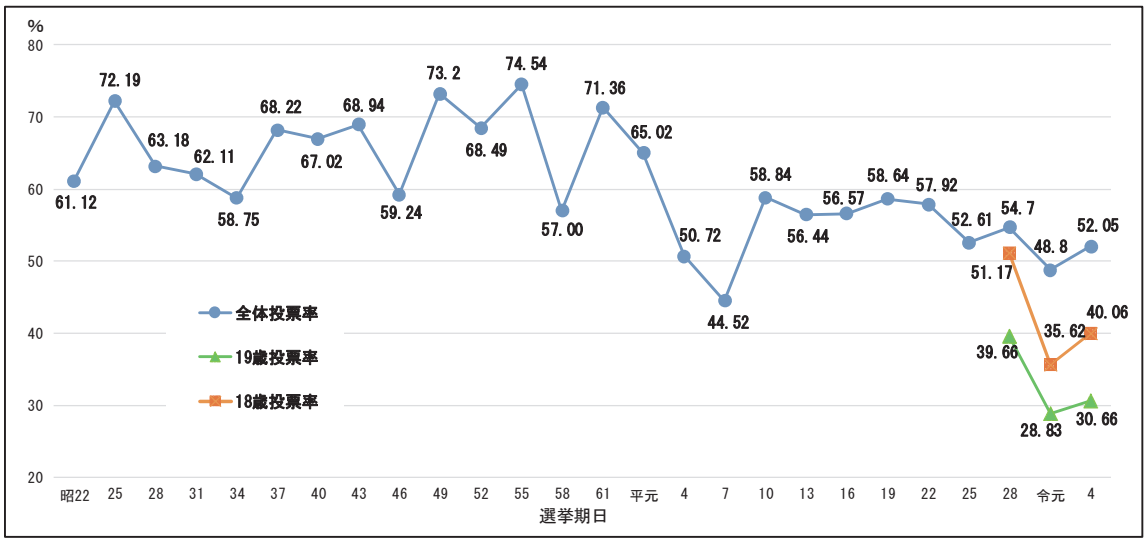

※令和４年通常選挙の結果は、速報値である。また、18歳及び19歳投票率は、抽出調査による数値である。
（出所）総務省資料をもとに当室作成

地方選挙では、令和５年統一地方選挙（前半：令和５年４月９日執行、後半：同月23日執行）における投票率は、市区町村長選挙を除き[20]、統一地方選挙が始まった昭和22年以降で最も低い投票率となった。

（図表３）統一地方選挙における議会の議員の選挙の投票率の推移

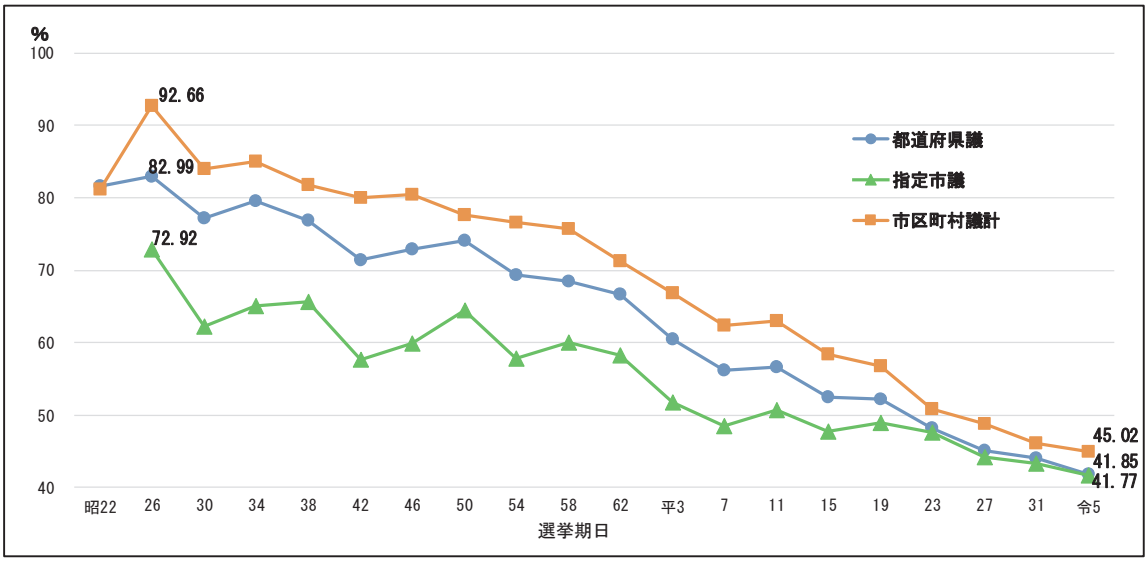

※令和５年統一地方選挙の結果は、速報値である。
（注）昭和22年の市区町村議計には指定市議を含む。
（出所）総務省資料をもとに当室作成

こうした投票率の低下については、国会でもしばしば言及されており、過疎化や市町村合併等により投票所が減少したこと、政治的関心が低下していること等がその要因として指摘されている[21]。このような問題への対策としては、投票機会の確保については投票環境の向上に向けた取組（(2)参照）が、政治的関心の低下への対策については主権者教育の拡充等の取組（(3)参照）が行われている。

(2) 投票環境の向上方策

総務省では、平成26年５月12日から「投票環境の向上方策等に関する研究会」を開催し、投票率の向上を図るため、有権者が投票しやすい環境の整備等について検討が行われた。

同研究会では、投票環境に関する課題として、郵便等投票の対象者の拡大及び在外投票の利便性向上（インターネット投票）等が検討されており、それらの現状はイ・ウで述べるとおりである。

[20] 令和５年統一地方選挙における市区町村長選挙の投票率は47.68％（速報値）である。市区町村長選挙において、昭和22年以降で最も低い投票率となったのは、平成31年統一地方選挙における47.25％である。

[21] 第210回国会衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会議録第６号（令4.11.8）、第189回国会衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会議録第４号（平27.5.29）等

なお、令和４年10月14日（第210回国会（臨時会））、最高裁判所裁判官国民審査法改正案が提出され、11月11日に成立した[22]。これにより、在外国民は在外選挙と同様に、在外国民審査においても、①在外公館投票（分離記号式投票）、②郵便等投票、③国内における投票が可能とされ、第50回衆議院議員総選挙（令和６年10月27日執行）で初めて実施された。

ア　共通投票所や移動支援等の充実

「投票環境の向上方策等に関する研究会」の報告（平成27年３月27日の中間報告、平成28年９月９日の報告）を踏まえて、平成28年には、共通投票所制度の創設等を内容とする公職選挙法等の改正が行われた[23]。

各選挙管理委員会は、大学・高等学校や有権者の利便性の高い商業施設等への期日前投票所の設置を増やしたほか、移動が困難な有権者のための投票所等への移動支援や移動期日前投票所の設置など、地域の実情等を踏まえて工夫した取組を行っている[24]。

イ　郵便等投票の対象者の拡大

「投票環境の向上方策等に関する研究会」は平成28年12月９日から、更なる投票環境の向上に向けて、在宅介護を受ける選挙人の投票機会の確保等について新たに検討を開始し、平成29年６月13日に報告（高齢者の投票環境の向上について）を公表した[25]。同報告において、郵便等による不在者投票（郵便等投票）の対象者のうち要介護者については、現状では要介護５の者に限られている対象を要介護３及び要介護４の者まで拡大することが提言された[26]。

第196回国会（常会）の平成30年５月18日、自民党は、憲法改正推進本部と選挙制度調査会の合同会議において、郵便等投票の対象者を要介護３及び要介護４の者まで拡大する公職選挙法改正案を了承し、同日、公明党も憲法調査会などの合同会議において同改正案を了承した。自公両党は、同改正案について野党に賛同を呼びかけ、共同で国会に提出することを目指すとした[27]が、第216回国会までに提出には至っていない。

---

22 「最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律（令和４年法律第86号）」（令和４年11月18日公布、令和５年２月17日施行）
在外国民に対して最高裁判官国民審査における投票を認めていない現行制度は違憲であると判示した令和４年５月25日の最高裁大法廷判決を受け、在外国民による在外国民審査を可能とすること等を内容としたもの

23 改正項目は、①選挙人名簿の登録制度の見直し（平成28年法律第８号）、②共通投票所制度の創設、期日前投票の投票時間の弾力化、投票所に入ることができる子供の範囲の拡大（平成28年法律第24号）、③都道府県選挙の選挙権に係る同一都道府県内移転時の取扱いの改善、在外選挙人名簿の登録制度の見直し、最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票期間の見直し（平成28年法律第94号）

24 総務省ＨＰ「投票環境向上に向けた取組事例集」（平成29年３月）

25 総務省ＨＰ「投票環境の向上方策等に関する研究会　報告（高齢者の投票環境の向上について）」（平成29年６月13日）

26 対象が拡大すれば、郵便等投票の対象者は約184万人（要介護３の者：約94万人、要介護４の者：約91万人）増えることが想定される（厚生労働省ＨＰ「介護保険事業状況報告（暫定）」（令和６年９月分））。

27 『読売新聞』『毎日新聞』等（平30.5.19）、第203回国会衆議院憲法審査会議録第４号４頁（令2.12.3）北側一雄議員答弁

なお、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、投票困難となっている者がいる状況に鑑み、当分の間の措置として、新型コロナウイルス感染症で宿泊施設や自宅で療養している者等のうち、一定の要件を満たしている者（特定患者等）[28]について、令和３年６月23日以降に公示又は告示される選挙において郵便等による投票を認める、いわゆる特例郵便等投票制度が設けられた[29]。ただし、令和５年５月８日の新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けの変更により、令和７年１月17日現在、同投票制度の対象となる者はいない。

ウ　インターネット投票の検討

「投票環境の向上方策等に関する研究会」は平成29年12月26日から、投票しにくい状況にある選挙人の投票環境向上や選挙における選挙人等の負担軽減、管理執行の合理化に関し、ＩＣＴの利活用などによりいかなる取組ができるかを検討し、平成30年８月10日に報告を公表した[30]。検討項目の一つである「在外投票の利便性向上（インターネット投票）」については、一定の対応方策を講じることにより、実現に向けた技術面・運用面の大きな課題は解決できること等が示された。

これを受け、総務省は、令和２年１月末から２月上旬に全国計５市区町[31]で在外選挙のインターネット投票の実証実験を行っている。

令和５年11月７日、鈴木総務大臣（当時）は衆議院総務委員会での答弁において、在外選挙インターネット投票の導入について引き続き検討し、課題の整理、対応など調査研究を進めるが、インターネット投票という新たな投票方法を導入することは、選挙制度の根幹に関わることであるため、各党各会派で十分な議論をいただきたい旨を述べた[32]。

エ　地方選挙における電子投票の実施

地方公共団体の選挙については、条例により電磁的記録式投票機（電子投票機）を用いた投票を行うことができるよう公職選挙法の特例[33]が定められている。技術的信頼性への不安、電子投票システムで用いる機器が高額であること等により、平成28年１月に青森県六戸町（ろくのへまち）で実施された後に電子投票による選挙は実施されていなかったが、令和６年12月に大阪府四條畷市（しじょうなわてし）において８年ぶりに実施された[34]。

---

[28] ①感染症法又は検疫法の規定により、宿泊施設又は自宅等からの外出自粛要請を受けた者、②検疫法の規定より隔離・停留の措置を受けて宿泊施設内に収容されている者

[29] 「特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律（令和３年法律第82号）」

[30] 総務省ＨＰ「投票環境の向上方策等に関する研究会　報告」（平成30年８月10日）

[31] 岩手県盛岡市、千葉県千葉市、東京都世田谷区、和歌山県有田川町、福岡県小郡市

[32] 第212回国会衆議院総務委員会議録第２号（令5.11.7）

[33] 「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（平成13年法律第147号）」

[34] 『読売新聞』（令6.12.23）

(3) 主権者教育

平成27年の公職選挙法改正[35]により、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられたことに伴い、若年層に対する主権者教育の必要性が一気に高まり、平成28年７月執行の第24回参議院議員通常選挙に向けて、学校や選挙管理委員会をはじめ、マスコミ関係、ＮＰＯ法人、啓発団体等により、政治や選挙等に関する教育が積極的に行われた。その結果、同選挙において、18歳・19歳の投票率は全体の投票率を下回ったものの（５(1) 図表２参照)、20歳代の投票率（35.60％）を上回った。

同選挙の結果を踏まえ、主権者教育の取組の現状と課題等について整理するために開催された「主権者教育の推進に関する有識者会議」は、同選挙について、学校や選挙管理委員会などの関係者による取組が奏功して社会全体で投票参加の機運が高められたと評価する一方、当該取組が短期間において高校での知識学習等に重点を置いて行われたものであることなどを挙げ、主権者教育の取組が一過性に終わることのないよう、更なる充実を図る必要があるとした。また、主権者教育の今後の方向性については、あらゆる世代に対して継続した主権者教育の機会を提供すべきであるとした上で、発達段階に応じた取組、計画的・組織横断的な取組、国及び地方公共団体による取組それぞれについて、有効と考えられる具体的な取組や課題を提示した[36]。

これらを踏まえた主権者教育の拡充の具体的な取組として、選挙管理委員会と学校が連携して実施する選挙の体験プログラムである出前授業や、主権者教育に関する有識者をアドバイザーとして派遣する主権者教育アドバイザー制度、若者選挙啓発団体等による出前授業や同世代の者への啓発活動などが行われている。

(4) 女性や若者の政治参画促進

ア　女性の政治参画の促進

(ｱ) 法律の制定等

政治分野における女性の参画拡大のために制定された「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（平成30年法律第28号)」（以下「政治分野男女共同参画推進法」という。）は、基本原則として、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことを定めており、政党は男女の候補者数の目標設定に努めるものとしている。

本法は、令和３年６月の改正[37]により、政党その他の政治団体が自主的に取り組むよう努める事項の例示として、候補者の選定方法の改善等が規定されるとともに、セクハラ・マタハラ等に対応するための国及び地方公共団体の施策の強化が規定された。

政府は、令和２年12月25日、第５次男女共同参画基本計画を閣議決定した。本基本計画においては、これまでに引き続き、政治分野においても女性の割合が30％程度となることを目指し、衆議院議員の候補者、参議院議員の候補者、統一地方選挙の候補者に占める女

---

35 「公職選挙法等の一部を改正する法律（平成27年法律第43号)」

36 総務省ＨＰ「主権者教育の推進に関する有識者会議　とりまとめ」（平成29年３月28日）

37 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和３年法律第67号)」（令和３年６月16日公布、同日施行）

性の割合を2025（令和７）年までに35％とする目標を設定し、そのための具体策として、政党による自主的な取組のほか、議員活動と家庭生活を両立させる支援の充実、候補者や政治家に対するハラスメント防止の取組などが掲げられた。

なお、政府は、第３次～第５次男女共同参画基本計画に基づき、政治分野における女性の参画拡大に向け、令和５年９月までに計10回にわたり各政党に対して要請を行っている。

（図表４）各政党の女性議員に関する数値目標（女性候補者比率等）

（政党は、令和５年12月１日現在のもの）

	現状の取組	各項目に関する取組を行うに当たっての課題や問題点	今後実施予定の取組
自由民主党	国政における我が党の女性議員割合を、現在の11％から今後10年間で30％まで引き上げることを目標に取組を強化する。	衆参両院において最大議席を保持しているゆえに、現職議員の比率が高く、改選の際に女性候補比率が上昇しにくい。	・選挙区での原則公募による候補者選定 ・衆議院の比例代表上位を女性へ ・参議院比例代表において積極的に女性を擁立
立憲民主党	・最終的にはパリテを目標とする。 ・地方議会における女性議員ゼロ解消を目指す。 ・2030年までに党の候補者、地方を含めた所属議員、党職員の女性比率を３割にすることを目指す。	―	「現状の取組」を継続実施
日本維新の会	―	―	―
公明党	あらゆる分野で活躍されている人材を輩出することを念頭に置いているため、特に数値目標の設定はしていないが、女性新人候補の積極的な擁立を行っている。2022年参院選では新人候補の女性割合は25％、2023年統一地方選挙では、新人候補の女性割合は45％と増加してきている。同統一地方選挙では女性当選者数が全政党トップとなった。 ※地方議員総数（2936名）のうち、女性議員の割合が３割（992名）を超えている。（2023年11月末日現在）	仕事や子育て、介護などの生活上の課題を抱えている方が多い中、立候補することは大変な決断をお願いしなければいけないのが現実。不安や課題の解決にきめ細かく相談に乗りながら、積極的に女性候補の発掘に努めている。	・女性新人候補を積極的に擁立し、当選することで、着実に女性議員の割合を増やしていく。 ・女性候補に関する数値目標について、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律に定める政党の努力義務にのっとり、党内で検討していく。
日本共産党	・女性候補者比率50％ ・地方議会では現在、女性議員の比率で41％、県議では58％となっている。さらに国会、地方議会ともに目標の実現を目指す。	小選挙区では多様な候補者の擁立、当選が困難。比例代表中心の制度への改革が求められる。	議員比率においても男女50％50％を目指す。
国民民主党	女性候補者比率35％	―	―
れいわ新選組	数値目標は特段設けていないが、公募審査等では男女分け隔てなく面接を行い、女性候補者の選定も積極的に行っている。	少数政党ゆえ、明確な数値目標を設定するには至っていない。	今後、国政選挙を重ねていく中で、数値目標を設定するまでに至りたい。
社会民主党	・候補者擁立の中で女性（自認も含む）を考慮 ・半数以上を追求	―	各種地方段階における対話会の実施等
みんなでつくる党	地方選挙、国政選挙ともに女性候補者比率50％を目標とする。	女性が選挙に立候補するための環境整備が遅れていることに対する党が取り組むべき支援策の整理	女性候補者募集キャンペーンを展開予定

	現状の取組	各項目に関する取組を行うに当たっての課題や問題点	今後実施予定の取組
参政党	性別を問わず、人物本位で選定しているため数値目標は定めていない。引き続き立候補の割合が少ない50歳未満の女性候補者の人材発掘・育成に力を入れていく。	―	―

（出所）内閣府男女共同参画局「各政党における男女共同参画の取組状況と課題」（令和６年４月）をもとに当室作成

(ｲ) 国政選挙の状況

衆議院議員総選挙における候補者及び当選者に占める女性の割合の推移を見ると、昭和61年以降おおむね上昇傾向にあるが、諸外国と比較すると依然として低い水準にとどまっている。

（図表５）衆議院議員総選挙における候補者、当選者に占める女性の割合

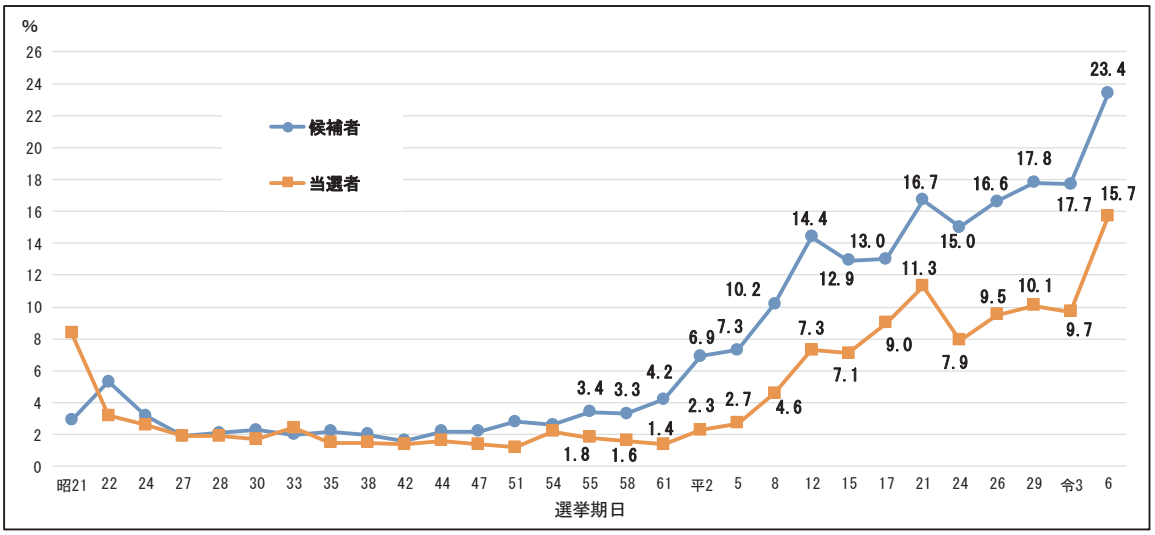

※令和６年総選挙の結果は、速報値である。
（出所）総務省資料をもとに当室作成

第50回衆議院議員総選挙（令和６年10月27日執行）は、令和３年に改正された政治分野男女共同参画推進法の施行後２回目の総選挙であったが、候補者のうち女性は314人で、候補者全体に占める割合は、過去最高の23.4%となった。また、当選者のうち女性は73人で、当選者全体に占める割合も過去最高となる15.7%であった。

また、第26回参議院議員通常選挙（令和４年７月10日執行）においては、候補者のうち女性は181人で、候補者全体に占める割合は33.2%であった。また、当選者のうち女性は34人で、当選者全体に占める割合は27.4%（通常選挙と合併して行われた補欠選挙の当選人を除く。当該当選人を含めると35人となり、28%）であり、候補者・当選者とも女性の占める割合は過去最高であった（いずれも速報値）。

イ　被選挙権年齢の引下げ

選挙権年齢の18歳以上への引下げを踏まえ、被選挙権年齢の引下げについても各党で議論が始められた。第197回国会（臨時会）の平成30年11月28日、超党派の若手議員による「若

者政策推進議員連盟」が、各党の政策責任者に、若者の政治参加促進のための提言を申し入れ、その中に「各級選挙の被選挙権年齢の一律18歳への引下げ」が盛り込まれた[38]。
第50回衆議院議員総選挙（令和６年10月27日執行）においても、各党が被選挙権年齢の引下げを公約に掲げた[39]。

内容についての問合せ先
第二特別調査室　花房首席調査員（内線68720）

[38] 「若者政策推進議員連盟」提言（平成30年11月28日）、『朝日新聞』（平30.11.29）等

[39] 自由民主党は「被選挙権年齢も引下げの方向で検討します」（総合政策集2024Ｊ－ファイル）、立憲民主党は「現行の各種選挙の被選挙権年齢を７歳引き下げ」（政策集2024）、日本維新の会は「衆参両院の被選挙権年齢を18歳に引き下げる」（維新八策2024）、公明党は「国会議員・地方議員の被選挙権年齢を18歳に引き下げる」（衆院選政策集）、日本共産党は「被選挙権年齢を速やかに引き下げます」（2024総選挙政策）、国民民主党は「各級選挙に立候補できる年齢について、衆議院議員、市区町村長、地方議員は18歳、参議院議員、知事は20歳とする」（政策パンフレット）とする旨をそれぞれ掲げた。

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

第一特別調査室
（沖縄及び北方問題に関する特別委員会担当）

１　沖縄関係

(1) 沖縄振興

ア　沖縄の日本復帰と特別措置法の制定・改正の経緯

米国の施政権下におかれた沖縄は、戦後 27 年にわたり我が国の復興政策や産業政策等が適用されなかったこともあり、本土に比べて社会資本整備や産業基盤の面で大きく立ち遅れていた。このほか、広大な米軍施設・区域の存在や基地依存型と言われる経済構造、低い県民所得、高い失業率など多くの分野において本土との著しい格差が存在していた。そのため、政府は、沖縄の日本復帰に先立って「沖縄振興開発特別措置法」「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律[1]」「沖縄振興開発金融公庫法」等の法律を制定し、昭和 47（1972）年５月の復帰以降、これらの法律に基づいて沖縄振興策を進めてきた。

沖縄振興開発特別措置法は、沖縄の特殊事情に鑑み、沖縄の振興開発を図る施策を推進することを目的とした 10 年間の限時法であり、昭和 47（1972）年５月 15 日の施行後、２度の期限延長を経て、平成 13（2001）年度までの約 30 年間、同法に基づき国が策定する沖縄振興開発計画（第１次～第３次計画）により様々な施策が実施された[2]。その結果、社会資本整備の面では本土との格差が縮小するなど一定の成果が上がったものの、１人当たり県民所得は全国平均の約７割にとどまり、失業率も全国平均を大きく上回るなど、依然として沖縄の特殊事情に起因する課題が存在していた。

（図表１）沖縄の特殊事情

歴史的事情	先の大戦における苛烈な戦禍。その後、四半世紀に及ぶ米軍の占領・統治
地理的事情	本土から遠隔。広大な海域(東西1000km, 南北400km)に多数の離島
社会的事情	国土面積0.6%の県土に在日米軍専用施設･区域の70.3%が集中。脆弱な地域経済

等

（出所）内閣府資料を基に当室作成

こうした状況の下、従来の社会資本整備に加え、沖縄の地域的特性を生かした民間主導による自立型経済の構築と豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とした「沖縄振興特別措置法」が 10 年間の限時法として平成 14（2002）年３月に新たに制定（同年４月１日施行）され、沖縄の特殊事情に鑑み、同法に基づいて国が策定する沖縄振興計画（第４次計画）により振興策が進められることとなった[3]。

---

[1] 沖縄の復帰後、直ちに、本土の諸制度を適用した場合、沖縄の社会、経済の全般にわたって急激な変化を伴うことから、制度の移行過程における県民生活の安定や企業の保護等を目的として制定された。経済分野の特別措置として、沖縄県産酒類に係る酒税の軽減措置や揮発油に係る揮発油税の軽減措置等が盛り込まれた。

[2] この期間に実施された施策には、高率補助制度や沖縄開発庁（現在は内閣府沖縄担当部局）への予算の一括計上等がある。

[3] このとき、新たに盛り込まれた特別措置は、銀行業・証券業等の金融業務の集積を図るための「金融業務特別地区」等の創設や国際的に卓越した教育研究を行う大学院を置く大学の整備等である。

沖縄振興特別措置法は、平成 24（2012）年３月に改正され、同年４月１日から 10 年間の限時法として施行された。この改正では、法の目的に「沖縄の自主性の尊重」が追加されるとともに、沖縄県が主体的に施策を展開できるよう、沖縄振興計画の策定主体が国から県に変更されたほか、使途の自由度が高い沖縄振興一括交付金の創設や経済特区制度の拡充・創設等が行われた。県は、政府が策定した沖縄振興基本方針を踏まえ、同年５月に、同法に基づく沖縄振興計画（平成 24 年度～令和３年度）（第５次計画）としての性格を併せ持つ「沖縄 21 世紀ビジョン基本計画」を策定し、各種振興策を実施した。

その後、同法は平成 26（2014）年３月に改正され、従来の「金融業務特別地区」を抜本的に見直した「経済金融活性化特別地区」に係る特例措置の創設、航空機燃料税の軽減措置の対象となる路線の範囲の拡大等が行われた。

イ　令和４年の沖縄振興特別措置法の改正及びその後の沖縄振興策

令和４（2022）年３月、同月末に期限が切れることとなっていた沖縄振興特別措置法が改正された[4]。改正法の延長期間はこれまでと同様に10年とした一方、施行後５年以内の見直し規定が新たに盛り込まれた。この改正では、更なる産業振興のため、全ての特区・地域（観光、情報通信、産業イノベーション、国際物流、経済金融）において、事業者が作成した設備投資等に係る措置実施計画の沖縄県知事による認定制度が導入されたほか、沖縄振興の充実を図るため、離島や北部地域の振興、子どもの貧困対策、脱炭素社会の実現、多様な人材を育成するための教育の充実、デジタル社会の形成等に関し、国及び地方公共団体の努力義務規定が創設された。

政府は、同年５月10日、改正法に基づき新たな沖縄振興基本方針を策定し、約半世紀にわたって講じられてきた沖縄振興策について「社会資本の整備や観光及び情報通信関連産業等のリーディング産業の成長など、一定の成果を挙げてきている」と評価した上で、子どもの貧困問題や一人当たりの県民所得の低さなど様々な課題が引き続き存在していると指摘し、「沖縄振興策を総合的かつ積極的に推進していく必要がある」とした。

県は、同基本方針を踏まえ、同月15日に第６次沖縄振興計画に相当する「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」（令和４年度～13年度）を策定した。同計画は、2030年頃の沖縄の将来像を示した「沖縄21世紀ビジョン」（平成22（2010）年３月策定）の後半期間に当たり、「自立的発展と県民一人ひとりが豊かさを実感できる社会の実現」を目標に、今後10年間の沖縄の施策展開の基本方向として、ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）を取り入れ、社会、経済、環境の３つの分野で「安全・安心で幸福が実感できる島」の形成を目指すとしている。なお、改正沖縄振興特別措置法の施行後５年以内の見直し規定を踏まえ、県は、令和７年度から沖縄振興計画の検証作業に着手するとしており、内閣府も沖縄振興審議会において、同法の施行状況を検討し、見直しの方向性等について令和８年度中に一定の結論を得ることとしている。

---

[4] このほか、「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律」や「沖縄振興開発金融公庫法」などの改正も併せて行われた。なお、これらの改正を含む法律案に対し、衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会において、６会派共同提案による 11 項目の附帯決議が全会一致で付された。

（図表２）沖縄振興計画による振興策

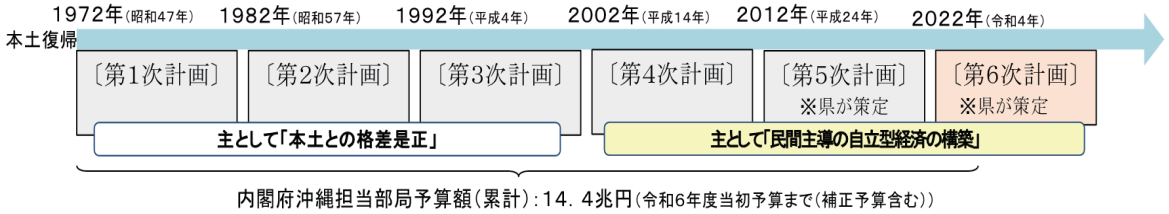

（出所）内閣府資料

ウ　沖縄振興予算（令和７年度予算案）

沖縄振興予算については、沖縄振興計画に基づく関連事業の全体把握及び事業相互間の進度調整等を図る観点から、これらの事業に必要な経費は内閣府に一括計上され、必要に応じて事業を実施する所管府省に予算を移し替えて執行される。

令和６（2024）年 12 月 27 日に閣議決定された令和７年度予算案のうち沖縄振興予算には、前年度比 36 億円減の 2,642 億円が計上された。沖縄振興予算が当初予算で 3,000 億円を下回るのは４年連続となる[5]。なお、内閣府の概算要求額は 2,820 億円（＋事項要求）であった。

（図表３）沖縄振興予算：近年の概算要求額及び当初予算額の推移

（単位：億円）

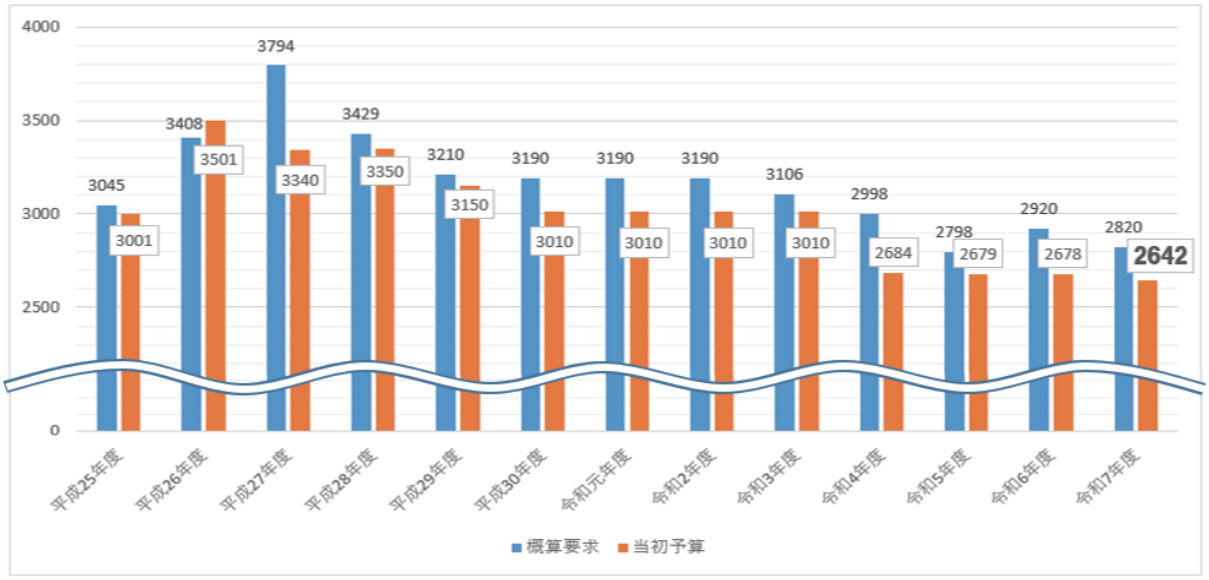

（出所）内閣府資料を基に当室作成

主な事項では、県が自主的な選択に基づき沖縄振興に資する事業を実施できる沖縄振興一括交付金に前年度比 42 億円減の 721 億円が計上された一方、これまで沖縄振興一括交付金のうち沖縄振興特別推進交付金（ソフト交付金）で実施されてきた①駐留軍用地跡地先行取得事業費（68 億円）、②沖縄農林水産物条件不利性解消事業（20 億円）、③沖縄離島住民交通コスト負担軽減事業（31 億円）の３事業については、ソフト交付金から切り離し

[5] 安倍内閣総理大臣（当時）は、平成 25（2013）年 12 月の閣議において、沖縄への投資は未来への投資であり、沖縄振興の取組を強化するため、現行の沖縄振興計画期間（平成 24～令和３年度）においては、沖縄振興予算について、毎年 3,000 億円台を確保すると表明した。以降、令和３年度まで毎年 3,000 億円台の予算額が確保されていた。

て国の直轄事業とされた。また、沖縄振興公共投資交付金（ハード交付金）は前年度比12億円増の380億円となったほか、県を通さずに国から市町村や民間企業に直接配分される沖縄振興特定事業推進費は同10億円増の95億円、公共事業関係費等は同４億円減の1,258億円、沖縄こどもの貧困緊急対策事業は同２億円増の21億円が計上された。

このほか、沖縄航空関連産業クラスター形成促進事業に１億円が新規に計上されるとともに、「強い沖縄経済」の実現に向けて、持続可能な国際観光景観モデル事業に３億円、農林水産物・食品の販売力強化支援事業に１億円、ＩＴ関連産業の沖縄域外競争力強化促進事業に10億円、沖縄型クリーンエネルギー導入促進事業に９億円が計上された。また、沖縄離島活性化推進事業は前年度比５億円増の 31 億円が計上され、特に条件不利性が高い小規模離島町村を対象とした子育て支援を新たに実施するとしている。

エ　近年の主な施策

⑺ 沖縄科学技術大学院大学（ＯＩＳＴ）の整備

沖縄科学技術大学院大学（ＯＩＳＴ〔オイスト〕：Okinawa Institute of Science and Technology Graduate University）は、沖縄振興特別措置法に基づく沖縄振興策の１つとして位置付けられており、平成21（2009）年７月に制定された「沖縄科学技術大学院大学学園法」（以下「学園法」という。）に基づき、平成24（2012）年９月に開学した。

学園法では、ＯＩＳＴの設置について、国際的に卓越した科学技術に関する教育研究の推進を図り、もって沖縄の振興及び自立的発展並びに世界の科学技術の発展に寄与することを目的とすると規定されている。

令和３（2021）年８月、内閣府の「沖縄科学技術大学院大学学園の今後の諸課題に関する検討会」は、ＯＩＳＴの取組等に関する評価及び今後の展開に係る最終報告を取りまとめた。同報告では、ＯＩＳＴの今後の展開について、「研究の質は高く、少数精鋭で世界レベルの研究成果をあげている」と評価した上で、「設置目的の達成には、なお国の財政支援は必要であり、国に対して適切に支援することを求める」とされた。

令和４（2022）年３月、沖縄振興特別措置法の改正に合わせて学園法も改正され、「この法律の施行後 10 年を目途として」行うこととしていたＯＩＳＴに対する財政支援の在り方その他同法の施行の状況の検討について、「おおむね５年ごと」に行うことが規定された。その後、政府が同年５月に策定した沖縄振興基本方針では、「国際的に卓越した科学技術に関する教育研究を持続的に推進し、沖縄の振興と日本及び世界の発展に貢献できるよう、ＯＩＳＴに外部資金の調達の拡大を促しつつ、ＯＩＳＴにおける教育研究活動への支援を適切に図る」との方針が示された。

⑴ 子どもの貧困

沖縄の子どもを取り巻く環境については、高い離婚率や若年出生率に起因すると考えられる母子世帯の出現率（全国平均の約２倍）、１人当たり県民所得（全国最下位）のほか、非正規雇用の割合（全国６位）、大学等進学率（全国最下位）等の指標からも明らかなように、全国と比較して極めて厳しい状況であり、令和４（2022）年５月公表の沖縄県の調査による子どもの相対的貧困率も28.9％（全国：13.5％）と深刻な状況にある。

内閣府は、平成28（2016）年度から令和３（2021）年度までを集中対策期間として「沖縄子供の貧困緊急対策事業」を実施した。同事業は集中対策期間終了後も継続され、寄添い型の支援を行うための「支援員」の配置や、子どもが安心して過ごせる「居場所」の運営支援等が行われてきた。そして、令和４（2022）年５月に政府が策定した沖縄振興基本方針では、支援員の配置や子どもの居場所の運営の支援、雇用の確保を始めとする保護者の支援、担い手となる専門人材の育成・確保等の取組を通じて、子どもの貧困の解消と貧困の世代間連鎖を断ち切ることを目指すこととした。

県は、同基本方針を踏まえて同月に策定した「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」において「子どもの貧困の解消に向けた総合的な支援の推進」を掲げ、子どものライフステージに応じたつながる仕組みの構築及び県民運動の展開、貧困状態にある子どもへの支援及びひとり親家庭等の困難を抱える保護者への支援に取り組むこととしており、現在、同計画に沿って施策を講じている。

(2) 在沖米軍基地問題等

ア　在沖米軍基地の現状と政府及び県の対応

在沖米軍基地については、これまで北部訓練場の過半や西普天間住宅地区等の返還が実現してきているが、今なお国土面積の0.6%の沖縄に、全国の在日米軍専用施設・区域面積の70.3%が集中している。

このような状況を踏まえて、政府は、沖縄の基地負担軽減に向けて、平成25（2013）年４月の「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」で合意された嘉手納飛行場以南の土地の返還等、現行の合意の実施に取り組んでいく考えを示している。

他方、県は、米軍基地について、県土の振興開発上の大きな制約となっているだけでなく、航空機騒音、墜落事故、米軍人等による凶悪犯罪、基地周辺での高濃度ＰＦＡＳの検出等に象徴される過重な負担を沖縄にもたらしているとしており、令和４（2022）年５月に決定した「平和で豊かな沖縄の実現に向けた新たな建議書」において、在沖米軍基地の更なる整理縮小や基地負担の軽減など基地問題の早期解決を図ることを求めている。

イ　普天間飛行場移設問題

(ｱ) 普天間飛行場の移設計画

在日米海兵隊の航空基地である普天間飛行場には24機のオスプレイ等が配備され、岩国飛行場と並ぶ拠点となっているが、周辺には住宅や学校等が密集しているため、その危険性の除去が課題となっている。普天間飛行場については、平成７（1995）年に発生した米軍兵士による少女暴行事件を契機として沖縄県民の怒りの声が高まったことを背景に、平成８（1996）年４月の橋本総理・モンデール駐日米国大使会談で全面返還が合意され、同年12月の「沖縄に関する特別行動委員会」（ＳＡＣＯ）最終報告において、５年ないし７年以内に代替施設が完成し運用可能になった後に全面返還されることが明記された。

その後、日米両政府、沖縄県、関係市町村の間で協議が進められ、平成11（1999）年12月に代替施設を辺野古沿岸域に建設する旨の政府方針が閣議決定された。また、平成18（2006）年５月の日米安全保障協議委員会（「２＋２」）で合意された「再編実施のための日米のロードマップ」において、辺野古沿岸域を埋め立てて２本の滑走路をＶ字型に配置する案が明記された。これらの方針は、平成22（2010）年５月の「２＋２」等において改めて確認され、その後、日米両政府の間で、普天間飛行場の固定化を避けるためには辺野古への移設が唯一の解決策であるとの立場が繰り返し確認されている。

（図表４）米軍普天間飛行場

（出所）防衛省資料

(ｲ) 辺野古崎大浦湾側の工事をめぐる経過

普天間飛行場代替施設の建設地である名護市辺野古では、平成 30（2018）年 12 月から埋立区域への土砂の投入が開始され、辺野古崎南側の埋立区域は陸地化した。

他方、辺野古崎北側の大浦湾側では、海底に広がる軟弱地盤への対応が課題となっている。防衛省は現在、軟弱地盤に約７万 1,000 本の砂杭等を打ち込んで地盤を強化する改良工事を計画しており、令和元（2019）年 12 月、この地盤改良工事を含む全体の工期を、県による設計変更承認から約 12 年、総工費を約 9,300 億円とする再試算の結果を公表した。

防衛省は令和２（2020）年４月、軟弱地盤改良工事の追加等に伴う辺野古埋立ての設計変更承認申請を県に提出したが、玉城知事は令和３（2021）年 11 月、埋立予定地の地盤の調査や環境保全対策が十分でないとして不承認とする処分を下した。

これを受けて、国は県の不承認を取り消す等の処分を行い、県はこれらを不服として国地方係争処理委員会の審査を経て関与取消訴訟を提起したが、令和５（2023）年９月までに最高裁で県の敗訴が確定し、県は設計変更を承認する義務を負った。その後、県は対応を検討していたが、国土交通大臣が設計変更を承認するよう県に勧告・指示したのに対し、玉城知事が期限内に承認することは困難と回答した。このため、国土交通大臣は同年 10 月に承認の代執行に向けた訴訟を福岡高裁那覇支部に提起し、同年 12 月、同支部は県に防衛省の設計変更を承認するよう命じたが、県はこれを承認せず、国は地方自治法に基づき初めて代執行した。これを踏まえ、国は令和６（2024）年１月に工事を始め、12 月には軟弱地盤改良工事に着手したが、前記の防衛省による再試算に基づけば普天間飛行場の移設は早くとも 2030 年代半ば以降になるとみられる。

設計変更をめぐり、県の不承認処分を取り消した国土交通大臣の裁決の取消しを求める抗告訴訟について、令和７（2025）年１月、最高裁は県の上告を退けた。これにより、普天間飛行場の辺野古移設をめぐる国と県との訴訟 14 件は全て終結し、和解や取下げの４件を除く 10 件でいずれも県の敗訴が確定した。

ウ　日米地位協定

日米地位協定[6]は、日米安全保障条約第６条に基づき、在日米軍の日本における施設・区域の使用と法的地位を規定したもので、米軍に対する施設・区域の提供手続や米軍人・軍属[7]・家族に関する出入国や租税、刑事裁判権、民事請求権等について幅広く規定している。

日米地位協定をめぐっては、例えば、米軍人・軍属による公務外犯罪では日本側が第一次裁判権を持つが、米側からの被疑者の身柄引渡しは起訴後とされているために日本側が十分に捜査できないケースがあることや、米軍基地が汚染源と見られる環境汚染が発生していても基地内への立入調査が認められないことなど、様々な問題点が指摘されている。しかし、日米地位協定は昭和 35（1960）年の締結以来、一度も改正されておらず、日米両政府は運用改善や補足協定の締結により対処してきた[8]。

これまでに行われた運用改善の例としては、平成７（1995）年の米軍兵士による少女暴行事件を受けて、殺人又は強姦という凶悪犯罪については起訴前の被疑者の身柄引渡しに米国が「好意的な考慮を払う」ことを定めた日米合同委員会合意がある。また近年では、地位協定の内容を補足するものとして、平成 27（2015）年には環境補足協定が、平成 29（2017）年には軍属補足協定が締結された。さらに令和元（2019）年７月、米軍の施設・区域外で発生した米軍機事故に際し日本の当局が米側の設定した制限区域内に迅速に立ち入ることができるよう「航空機事故ガイドライン」の改正が行われた。ただし、これらの運用改善でも、例えば、起訴前の被疑者引渡しに応じるか否かの判断や、米軍機事故に際し日本側当局の規制線内への立入りに同意するか否かの判断が事実上、米側に委ねられているなど、依然として多くの課題[9]が残されている。

このような状況を踏まえ、県は地位協定の抜本的な見直しを求めており、平成 29（2017）年９月、17 年ぶりに地位協定の見直し案を取りまとめ、日米両政府に要請した[10]。同案には、県が従来要請してきた起訴前の被疑者の身柄引渡しや基地内への立入り、航空法や環境、検疫等に関する国内法の適用、緊急時以外の米軍による民間空港及び港湾の使用禁止等に加え、米軍機事故等を念頭に、米軍の施設・区域外にある米軍の財産に対し日本当局が捜索、差押え又は検証する権限を明記することなどが盛り込まれている。また、県は、

6　正式名称は、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」

7　合衆国の国籍を有する文民で日本国にある合衆国軍隊に雇用され、これに勤務し、又はこれに随伴するものをいう。（日米地位協定第１条（ｂ））

8　この理由について、政府は「日米地位協定は、同協定の合意議事録等を含んだ大きな法的枠組みであり、政府としては、事案に応じて効果的に、かつ機敏に対応できる最も適切な取組を通じ、一つ一つの具体的な問題に対応してきている」と説明している。第 200 回国会衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会議録第３号 10 頁（令和元年 11 月 27 日）有馬外務省大臣官房参事官答弁

9　例えば、令和５（2023）年 11 月に屋久島沖でオスプレイが墜落した際には、日本側は捜査の協力を要請したが、米側は日本側が回収した機体の残骸を回収し、日本側による主体的な墜落原因の調査や捜査が事実上不可能になった。

10　石破総理は、総理就任後の令和６（2024）年 10 月１日の記者会見で、日米地位協定の見直しについて、「日米同盟に懸念が生ずるとは全く思っていない。地位協定を改定していくことが日米同盟を強化することにつながると思っている」とした上で、「総理大臣になったからといって、いきなりそれが実現する、一朝一夕で変わるとは思っていないが、だからといって諦めていいとは全く思っていない」と述べた。

米国が他国と締結している地位協定について独自に調査を行い、欧州諸国や豪州、フィリピンでは、基地受入国の国内法を米軍にも適用していることなどを紹介している。

エ　在日米兵による事件の通報手続

令和５（2023）年12月に発生した在日米兵による性犯罪事件など複数の事件について、外務省が平成９（1997）年に日米間で合意した「在日米軍に係る事件・事故発生時における通報手続」に沿った情報共有を行わなかったことから、県は令和６（2024）年６月の報道まで事件を把握できなかった。こうしたことから政府は、同年７月５日から通報手続の運用を改め、捜査当局が対外的に発表していない米兵の事件の情報であっても県側と共有することとした[11]。また、在日米軍は、事件が相次いだことを受けて米軍幹部、県、地域住民による意見交換の場としてフォーラムを創設する考えを明らかにした。

オ　南西地域の防衛体制の強化等

我が国を取り巻く安全保障環境は厳しさを増しており、尖閣諸島周辺への領海侵入を繰り返す中国が令和４（2022）年８月に与那国島近海に弾道ミサイルを落下させ、台湾有事の可能性も指摘されている。こうした状況の中、自衛隊は、沖縄を含めた南西地域の防衛体制の強化を進めており、平成 28（2016）年以降、与那国島及び宮古島に駐屯地を開設した。また、石垣島でも令和５（2023）年３月に駐屯地を開設し、地対空、地対艦誘導弾部隊を配備している。

令和４（2022）年 12 月 16 日、政府は、国家安全保障に関する最上位政策文書である「国家安全保障戦略」など安全保障関連３文書を閣議決定した。このうち「国家防衛戦略」では、沖縄を「安全保障上極めて重要」と位置付けたうえで、「一層厳しさを増す安全保障環境に対応しつつ、普天間飛行場の移設を含む在沖縄米軍施設・区域の整理・統合・縮小、部隊や訓練の移転等を着実に実施することにより、負担軽減を図っていく」こととしている。また、「防衛力整備計画」では、南西地域における補給処支処の新編や空港・港湾等の整備・強化に取り組むとともに、那覇駐屯地に拠点を置く第 15 旅団を「師団」に改編することとしている。

その後、令和６（2024）年 12 月 27 日に閣議決定された令和７年度予算案では、防衛省予算として、北大東島へのレーダー配備、石垣駐屯地への電子戦部隊配備、与那国駐屯地の沿岸監視隊の増員などのための経費が計上された。

[11] 令和６（2024）年９月５日、沖縄県警は、在沖米海兵隊員を不同意性交致傷の疑いで書類送検するとともに、同日、事件に関する情報を県に伝達し、運用見直し後、初めて情報共有が行われた。

２　北方関係

(1) 北方領土問題と平和条約締結交渉

ア　北方領土問題の発生と日本政府の基本方針

昭和 20（1945）年８月９日、ソ連は、当時まだ有効であった日ソ中立条約[12]を無視して対日参戦し、日本のポツダム宣言受諾後の同年８月 28 日から９月５日までの間に、北方四島（歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島）を占領した。当時、北方四島に住んでいた約 17,000 人[13]の日本人は強制退去等を余儀なくされ、以降、今日に至るまでソ連、ロシアによる不法占拠が続いている。なお、北方領土問題について、日本政府は、「領土問題を解決し、平和条約を締結する」との基本方針[14]に基づいて、ロシア政府との間で平和条約締結交渉を行うとしている。

（図表５）北方領土の面積・元居住者数等

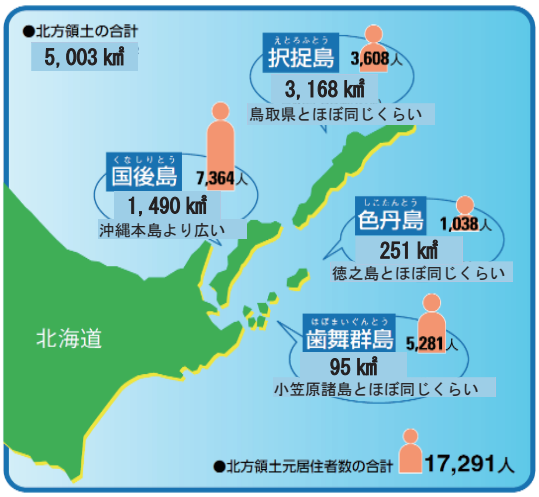

（出所）（独）北方領土問題対策協会資料を基に当室作成
面積は外務省ＨＰ（最終アクセス：令和７年１月 14 日）

イ　北方領土問題と平和条約締結交渉の歴史的経緯

北方領土問題と平和条約締結交渉の歴史的経緯の概要は、次のとおりである。

年　月	概　要
1855 年　２月	**日魯通好条約調印（1856 年 12 月発効）** 択捉島とウルップ島の間に国境を定める。
1875 年　５月	**樺太千島交換条約署名（同年８月発効）** ウルップ島以北の千島列島を日本領とし、樺太をロシア領とする。
1905 年　９月	**ポーツマス条約署名（同年 10 月発効）** 日露戦争の結果、北緯 50 度以南の南樺太が日本に割譲された。
【第二次世界大戦開始後の動き】	
1945 年　２月	**ヤルタ協定（米英ソ三国の首脳により署名）** ソ連の対日参戦の条件の一つとして、「樺太の南部及びこれに隣接する全ての諸島がソ連に返還されること、及び千島列島がソ連に引き渡されること」が規定された[15]。
８月	**９日、ソ連が当時有効であった日ソ中立条約を無視して対日参戦** **14 日、日本、ポツダム宣言受諾（同年９月２日発効）** **28 日、ソ連が択捉島に侵攻開始（同年９月５日北方四島を占領）** **（これ以降、不法占拠し続けている）**

[12] 同条約の有効期間は５年間（昭和 21（1946）年４月 24 日まで有効）であり、期間満了の１年前までに破棄を通告しなければ５年間自動的に延長されると規定、ソ連は昭和 20（1945）年４月に同条約を延長しない旨を通告した。

[13] 元島民等の団体である千島歯舞諸島居住者連盟（千島連盟）によれば、令和６（2024）年 12 月末現在の元島民数は 4,987 人、平均年齢は 89.0 歳となっている。

[14] 外務省ＨＰでは「北方四島の帰属の問題を解決して、平和条約を締結する」としている。

[15] ソ連（ロシア）は、ヤルタ協定により、北方四島のソ連への引渡しの法的確認が得られたと主張しているが、日本は、同協定は当時の連合国の首脳間で戦後の処理方針を述べたに過ぎず、領土の最終的処理に関する決定ではなく、また当事国でないことから法的にも政治的にも拘束されないとの立場である。なお、米国も昭和 31（1956）年９月７日の覚書で、ヤルタ協定に関する法的効果を否定している。

1951 年　9 月	**サンフランシスコ平和条約署名（1952 年４月発効）** 日本が千島列島[16]と北緯 50 度以南の南樺太に対する権利、権原及び請求権を放棄することが規定された。
1956 年 10 月	**日ソ共同宣言署名（同年 12 月発効）** **（鳩山総理、河野農林大臣、松本衆議院議員－ブルガーニン議長、シェピーロフ外務大臣）** 両国間に正常な外交関係が回復された後、平和条約締結交渉を継続することとし、平和条約締結後に歯舞群島及び色丹島を日本に引き渡すことで合意した。
1960 年　1 月	**ソ連政府の対日覚書** （新日米安保条約締結を受け）日本からの外国軍隊（米軍）の撤退及び日ソ間の平和条約の調印を条件として、歯舞群島及び色丹島が引き渡されるだろうと通告した。 この対日覚書に対し、我が国は、同年２月の対ソ覚書により、国際約束である日ソ共同宣言の内容を一方的に変更することはできない旨反論した。
1991 年　4 月	**日ソ共同声明（海部総理－ゴルバチョフ大統領）** 北方四島が平和条約で解決されるべき領土問題の対象と初めて文書で確認した。
【ロシア連邦発足後の動き】	
1993 年 10 月	**東京宣言（細川総理－エリツィン大統領）** 領土問題を北方四島の帰属に関する問題と位置付け、この問題を歴史的・法的事実に立脚し、両国の間で合意の上作成された諸文書及び法と正義の原則を基礎として解決することにより平和条約の早期締結に向けて交渉を継続すること、また、日ソ間の全ての条約その他の国際約束が日露間で引き続き適用されることを確認した[17]。
1997 年 11 月	**クラスノヤルスク合意（橋本総理－エリツィン大統領）** 東京宣言に基づき、2000 年までに平和条約を締結するよう全力を尽くすことで合意した。
1998 年　4 月	**川奈合意（橋本総理－エリツィン大統領）** 平和条約が東京宣言第２項に基づき四島の帰属の問題を解決することを内容とし、21 世紀に向けての日露の友好協力に関する原則等を盛り込むべきことで一致した。
2001 年　3 月	**イルクーツク声明（森総理－プーチン大統領）** 1956 年の日ソ共同宣言が平和条約締結交渉プロセスの出発点と位置付け、その法的有効性を文書で確認した。
2003 年　1 月	**日露行動計画（小泉総理－プーチン大統領）** 日ソ共同宣言、東京宣言、イルクーツク声明及びその他の諸合意が、四島の帰属の問題を解決することにより平和条約を締結し、もって両国関係を完全に正常化することを目的とした交渉における基礎と認識し、交渉を加速することを確認した。
2013 年　4 月	**日露パートナーシップの発展に関する共同声明（安倍総理－プーチン大統領）** 戦後 67 年を経て日露間で平和条約が締結されていない状態は異常との認識で一致し、双方の立場の隔たりを克服して、四島の帰属に関する問題を双方に受入れ可能な形で最終的に解決することにより、平和条約を締結するとの決意を表明した。
2016 年 12 月	**プレス向け声明（安倍総理－プーチン大統領）** 北方四島における日本とロシアによる共同経済活動に関する協議を開始することが、平和条約の締結に向けた重要な一歩になり得るとして、共同経済活動に関する交渉を進めることに合意し、平和条約問題を解決する真摯な決意を表明した。

[16] 日本は、同条約にいう千島列島に北方四島は含まれないとしており、米国も昭和 31（1956）年９月７日の覚書で「択捉、国後両島は（北海道の一部たる歯舞群島及び色丹島とともに）常に固有の日本領土の一部をなしてきたものであり、かつ、正当に日本国の主権下にあるものとして認められなければならない」としている。しかし、ソ連（ロシア）は、同条約により日本は北方四島を含む千島列島を放棄したと主張している。

[17] ソ連は、平成３（1991）年 12 月の独立国家共同体（ＣＩＳ）創設協定署名の際、ロシア、ベラルーシ及びウクライナの指導者により消滅が確認されるなどしたことから、事実上解体した。なお、エリツィン大統領は、日露間で有効な国際約束に日ソ共同宣言も含まれると発言した。

2018年11月	**日露首脳会談（シンガポール、安倍総理－プーチン大統領）** 首脳会談終了後の記者会見で、安倍総理は「1956 年共同宣言を基礎として平和条約交渉を加速させる。本日そのことをプーチン大統領と合意した」と述べた。

（出所）外務省資料等を基に当室作成

ウ　近年の情勢

(ｱ) 平成30（2018）年11月の日露首脳会談後の状況とロシア側の動き

平成30（2018）年11月のシンガポールでの日露首脳会談後、日露双方は、外務大臣を責任者として平和条約に関する交渉を積み重ね、令和元（2019）年６月のG20大阪サミットの際の日露首脳会談では、平和条約締結交渉を引き続き進めていくことで一致した。その一方、同年12月には、北方四島周辺水域で操業していた日本の漁船５隻がロシアの警備当局により国後島に「連行」され、また、令和２（2020）年７月には、領土の割譲禁止等が盛り込まれた改正憲法が発効するなど、ロシア側が実効支配を強める動きも見られた。

(ｲ) ロシアによるウクライナ侵略後の状況

令和４（2022）年２月 24 日、プーチン大統領はウクライナ東部の親露派支配地域に住む住民の保護を目的に特別軍事作戦を実行すると表明し、ロシア軍はウクライナへの侵略を開始した。これを受けて翌 25 日、日本政府は、Ｇ７を始めとする国際社会と緊密に連携し、対露制裁措置を速やかに実施することとした。日本の対露制裁措置に対し、３月 21 日、ロシア外務省は声明を発表し、「ロシアには現状において日本との平和条約に関する交渉を継続する意思はない」とした上で、北方四島における共同経済活動に関する対話からの離脱や北方四島交流等の中止を表明した。

令和６（2024）年１月、ロシアのメドヴェージェフ安全保障会議副議長（前大統領）が北方領土問題は「永久に解決済み」との考えを示し、その後、ロシアは北方領土で軍事パレードを繰り返し行うなど、北方領土問題を含む平和条約締結交渉の進展は厳しい状況にある。このような状況の中、同年 11 月、石破総理は第 216 回国会の所信表明演説で「日露関係は厳しい状況にあるが、我が国としては、領土問題を解決し、平和条約を締結するとの方針を堅持する」と表明した。

(2) 北方四島における共同経済活動に関する動き

平成30（2018）年９月の日露首脳会談において、北方四島における共同経済活動について、５件のプロジェクト候補[18]の実施に向けた「ロードマップ」を承認した。令和元（2019）年６月の日露首脳会談において「ゴミ処理」及び「観光」のパイロット・プロジェクトを実施することで一致し、その後、国後島及び択捉島への観光パイロットツアー等が実施された。

ロシアが令和４（2022）年３月に導入したクリール諸島（北方領土と千島列島のロシア側呼称）への外国企業誘致を目的とした免税特区について、日本政府は、北方四島におけ

[18] 平成 29（2017）年９月の日露首脳会談において、早期に取り組むプロジェクトの候補として合意された①海産物の共同増養殖、②温室野菜栽培、③島の特性に応じた観光ツアーの開発、④風力発電の導入、⑤ゴミ処理のことである。

る共同経済活動の趣旨と相容れない旨を申し入れた。これに対し、ロシア外務省は、北方四島における共同経済活動に関する対話からの離脱を表明し、先行きの見えない状況となっている。

(3) 北方四島訪問に関する枠組み（北方四島交流等事業）

日本政府は、北方四島に対するロシアの管轄権を前提にした形で我が国の国民が北方四島に入域することは、北方領土問題に関する我が国の法的立場と相容れないとして、北方領土問題の解決までの間、①北方四島交流（旅券・査証を必要としない相互訪問、いわゆる「ビザなし交流」）、②自由訪問（元島民及びその家族が旅券・査証なしで元居住地等を訪問）、③北方領土墓参（元島民及びその家族による北方四島への墓参）の枠組みに基づく訪問を除き、四島への入域を行わないよう国民に求めている。

令和２年度以降、新型コロナウイルス感染症をめぐる状況やロシアによるウクライナ侵略の影響により、北方四島交流等事業の実施は見送られている。このような状況の中、北海道や元島民等の団体である千島連盟による洋上慰霊や納沙布岬での慰霊祭等が実施されてきたが、令和４（2022）年９月、ロシアは北方四島交流と自由訪問に関する合意の効力を停止する政府令を発表した。

日本政府は、「北方領土墓参の枠組みは維持されていることについては確認が取れている」としているが[19]、墓参の対象者である元島民等の団体である千島連盟がロシア最高検察庁により「千島連盟の活動がロシアの領土保全を侵害し、ロシアの憲法秩序と安全を脅かしている」との理由で「望ましくない外国ＮＧＯ団体」に指定されるなど、事業の早期再開に向けた具体的な展望は見通せない状況にある。

内容についての問合せ先
第一特別調査室　周藤首席調査員（内線 68700）

[19] 林内閣官房長官記者会見（令和６（2024）年８月１日）

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

北朝鮮による拉致問題等に関する特別調査室
※肩書は当時のもの

１　北朝鮮による拉致問題

(1) 北朝鮮による拉致問題とは

北朝鮮による拉致問題とは、1970～80年代にかけて多くの日本人が行方不明となり、後に警察の捜査や元北朝鮮工作員の証言から、北朝鮮により拉致されたことが判明した問題である。当初、北朝鮮側は拉致を否定し続けていたが、2002（平成14）年９月の第１回日朝首脳会談において、金正日（キム・ジョンイル）国防委員会委員長（以下「金正日国防委員長」という。）は、小泉総理に対し、日本人の拉致を認め、謝罪した。翌10月に５人の拉致被害者の方々が帰国したが、その後は、１人の拉致被害者の帰国も実現していない。

北朝鮮による拉致問題は、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題であり、国の責任において解決すべき喫緊の重要課題である。

岸田総理は、2021（令和３）年10月８日、第205回国会における所信表明演説で、「私自身、条件を付けずに金正恩（キム・ジョンウン）委員長[1]と直接向き合う決意」であると述べ、安倍・菅政権の方針を引き継ぎ日朝首脳会談の実現を目指す旨を表明した。2023（令和５）年５月には、「首脳会談を早期に実現すべく、私直轄のハイレベルで協議を行っていきたい」と述べた[2]。これに対し、同月、北朝鮮側は、外務次官が「日本が新たな決断を下し、関係改善の活路を模索しようとするなら、朝日両国が会えない理由はない」との談話を発表した。

さらに、2024（令和６）年に入ると、１月１日に発生した能登半島地震に関連して、金正恩委員長（以下「金委員長」という。）が、同月５日に岸田総理宛てに見舞電報を送り、２月には金委員長の妹である金与正（キム・ヨジョン）朝鮮労働党副部長が、個人的な見解として、拉致問題は既に解決済みとしながらも、「総理が平壌を訪問する日が来るかもしれない」との談話を発出した。しかし、翌月には拉致問題は解決済みだとする北朝鮮の立場を受け入れない日本政府に反発し、「日本側とのいかなる接触、交渉も無視し、拒否する」との談話を発表するなど岸田政権下で交渉は進展しなかった。

2024（令和６）年10月に就任した石破総理は、同月４日、第214回国会における所信表明演説で「時間的に制約のある拉致問題は、ひとときもゆるがせにできない人道問題、国家主権の侵害であり、政権の最重要課題」とした上で、「全ての拉致被害者の一日も早い御帰国を実現するとともに、北朝鮮との諸問題を解決するため、私自身の強い決意の下で、総力を挙げて取り組んでいく」旨表明した。

2002年10月に帰国した５人以外、拉致被害者の帰国が実現しない中、2020（令和２）年に有本恵子さんの母親の嘉代子さん、横田めぐみさんの父親の滋さんが、また2021（令和３）年末には田口八重子さんの兄の飯塚繁雄さんが、再会を果たせぬまま亡くなられた。2024（令和６）年12月末現

---

[1] 2016年の憲法改正で国防委員会が国務委員会に改編されたため、国務委員長

[2] 首相官邸ホームページ「全拉致被害者の即時一括帰国を求める国民大集会」 2023（令和５）年５月27日

在、帰国していない認定拉致被害者[3]の親世代で御存命なのは、横田めぐみさんの母親の早紀江さんと有本恵子さんの父親の明弘さんの２人のみとなるなど、拉致被害者だけでなく拉致被害者の親世代の高齢化も深刻な問題となっている。

⑵ 経緯と現状

北朝鮮による拉致疑惑が表面化したのは、1988（昭和63）年１月に、1987（昭和62）年11月の大韓航空機爆破事件で犯行を自供した北朝鮮工作員金賢姫（キム・ヒョンヒ）が「日本人女性『李恩恵（リ・ウネ）』から日本人化教育を受けた」と供述し、翌２月に日韓両国の捜査当局が、李恩恵が北朝鮮により拉致されたとする捜査資料を発表したことがきっかけである。「李恩恵」問題は、1988（昭和63）年３月に参議院予算委員会において取り上げられ、政府は答弁で北朝鮮による拉致事件の存在に初めて言及した[4]。

拉致問題がより広く知られるようになったのは、1997（平成９）年２月、新聞各紙が、「1977（昭和52）年に新潟県で失踪した少女が北朝鮮に拉致された可能性が強まった」旨報道してからである。また、同年１月に提出された「北朝鮮工作組織による日本人誘拐拉致に関する質問主意書（第140回国会（衆）質問第１号）」に対し、翌２月、政府は「北朝鮮に拉致された疑いのある日本人の数は、これまでに６件、９人であり、また、拉致が未遂であったと思われるものは、１件、２人であると承知している」との答弁書を国会に送付した[5]。

こうした中、同年３月に「北朝鮮による拉致被害者家族連絡会」（家族会）が、また、1998（平成10）年４月には「北朝鮮に拉致された日本人を救出するための全国協議会」（救う会）が、結成された。

2002（平成14）年９月17日、小泉総理と金正日国防委員長との第１回日朝首脳会談において、拉致問題に大きな動きがみられた。両者が日朝国交正常化に向けた「日朝平壌宣言」に署名した同会談において、日本側が８件11人及び欧州にて失踪した２人の拉致容疑について北朝鮮側にただしたところ、金正日国防委員長は、13人の日本人を拉致した事実を初めて認め、謝罪した。しかし、そのうち生存者は５人に過ぎず、８人は既に死亡していると通告された。拉致被害者５人は同年10月に、その御家族８人は2004（平成16）年５月及び７月に帰国・来日した。

なお、北朝鮮側が認めた拉致事案と日本側が認めていた拉致事案の内容には食い違いがあり、北朝鮮側は、日本側が調査依頼をしていなかった曽我ひとみさんについて拉致を認めた一方で、久米裕さんの入境については否定した。また、その後の調査において、北朝鮮側は、曽我ひとみさんと同時に行方不明となった母親の曽我ミヨシさんについても入境の事実はない旨主張した。

政府は、その後の調査を踏まえ、田中実さんを2005（平成17）年４月に、松本京子さんを2006（平成18）年11月に、それぞれ拉致被害者と認定したが、北朝鮮側は両名の入境を否定した。

現在、政府は、12 件 17 人について北朝鮮による拉致被害者と認定している（図表１参照）。なお、このほかに、認定拉致被害者ではないものの、警察庁は、1974（昭和 49）年６月に朝鮮籍の高

---

[3] 「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」（平成 14 年法律第 143 号）第２条の規定に基づき、北朝鮮当局によって拉致されたと内閣総理大臣が認定した日本国民

[4] 第 112 回国会　参議院予算委員会会議録第 15 号７頁（1988（昭和 63）年３月 26 日）梶山静六国家公安委員会委員長の答弁

[5] その後、警察庁は、1997 年５月及び 2002 年３月に、それぞれ１件１人を新たに拉致容疑事案と判断して公表

敬美・剛姉弟が行方不明になった事案を2007（平成19）年４月に北朝鮮による拉致容疑事案と判断している。

（図表１）政府認定に係る拉致被害者[6]一覧（12件17人、■は帰国者）

		拉致被害者（敬称略） （　）の数字は当時の年齢	事　件・事　案 （　）内は失踪場所	北朝鮮からの回答	備　　考
北朝鮮側が拉致を認めた13人	第１回日朝首脳会談以前に政府が北朝鮮による拉致の疑いがあるとしていた８件11人及び欧州行方不明者２人	久米　裕（ゆたか）（52）	宇出津（うしつ）事件 （石川県） 1977年９月	入境を否定	
		横田めぐみ（13）	少女拉致容疑事案 （新潟県） 1977年11月	1986年に結婚 1987年に一児を出産 1994年病院で自殺	北朝鮮側が提供した遺骨はＤＮＡ鑑定の結果他人のものと判明
		田口八重子（22）	李恩恵（リ・ウネ）拉致容疑事案 （不明） 1978年６月頃	1984年原敕晁（ただあき）さんと結婚 1986年交通事故死	北朝鮮側は墓地された遺骸は豪雨により流失と説明 北朝鮮側は李恩恵の存在を否定
		■地村　保志（23） ■地村（濵本）富貴恵（23）	アベック拉致容疑事案 （福井県） 1978年７月		2002年10月帰国 家族は2004年５月に帰国
		■蓮池　薫（20） ■蓮池（奥土）祐木子（22）	アベック拉致容疑事案 （新潟県） 1978年７月		2002年10月帰国 家族は2004年５月に帰国
		市川　修一（23） 増元るみ子（24）	アベック拉致容疑事案 （鹿児島県） 1978年８月	1979年に結婚 1979年市川修一さん 心臓麻痺で死亡 1981年増元るみ子さん 心臓麻痺で死亡	北朝鮮側は墓地に埋葬された遺骸は豪雨により流失と説明
		原　敕晁（ただあき）（43）	シン・グァンス辛光洙事件 （宮崎県） 1980年６月中旬	1984年田口八重子さんと結婚 1986年病死	北朝鮮側は墓地に埋葬された遺骸は豪雨により流失と説明
		有本　恵子（23）	欧州における日本人女性拉致容疑事案（欧州） 1983年７月頃	1985年石岡亨さんと結婚 1988年ガス中毒で死亡	北朝鮮側は墓地に埋葬された遺骸は豪雨により流失と説明
		石岡　亨（22）	欧州における日本人男性拉致容疑事案（欧州） 1980年５月頃	1985年有本恵子さんと結婚 1988年ガス中毒で死亡	北朝鮮側は墓地に埋葬された遺骸は豪雨により流失と説明
		松木　薫（26）		1996年交通事故死	北朝鮮側が提供した遺骨はＤＮＡ鑑定の結果他人のものと判明
	とに第判政１断府回しが日た拉朝３致首件容脳４疑会人事談案後	■曽我ひとみ（19）	母娘拉致容疑事案 （新潟県） 1978年８月		2002年10月帰国 家族は2004年７月に帰国・来日
		曽我ミヨシ（46）		入境を否定	
		田中　実（28）	元飲食店店員拉致容疑事案（兵庫県） 1978年６月頃	入境を否定[7]	
		松本　京子（29）	女性拉致容疑事案 （鳥取県） 1977年10月	入境を否定[8]	

（出所）政府拉致問題対策本部ホームページ等を基に当室作成

[6] 認定日は、田中実さんが2005年４月27日、松本京子さんが2006年11月20日、それ以外の15人は2003年１月６日

[7] 田中実さんと、警察庁が「拉致の可能性を排除できない」とする金田龍光さんに関しては、2014年に北朝鮮側から生存が伝えられ、一時帰国も打診されたとする情報もあったが、政府は、今後の様々な働き掛けに影響を及ぼすおそれがあることから、その具体的内容や報道の一つひとつにお答えすることは差し控えたいとしている（第211回国会衆議院予算委員会議録第16号13頁（2023（令和５）年５月24日）岸田文雄内閣総理大臣の答弁等）。

[8] 松本京子さんに関しては、マカオで失踪したタイ人女性とみられる女性とともに平壌郊外に居住していることを韓国の拉致被害者でつくる「拉北者家族会」の崔成龍（チェ・ソンヨン）代表が明らかにしたことが2019年11月に報じられた。

(3) 「特定失踪者」の問題

第１回日朝首脳会談で北朝鮮側が13人の日本人拉致事案を認めた後、政府が認めている拉致被害者以外にも、「自分の家族も拉致されたのではないか」という申し出が全国から殺到したとされる。これに関し、警察庁は、北朝鮮による「拉致の可能性を排除できない事案に係る方々」を公表している。また、民間団体である「特定失踪者問題調査会」は、独自の調査に基づき北朝鮮による拉致の可能性を排除できない方々を「特定失踪者」として公表している（図表２参照）。

（図表２）北朝鮮に拉致された疑いがある方々

警察庁公表　北朝鮮による「拉致の可能性を排除できない事案に係る方々」	871 人

特定失踪者問題調査会の調査による「特定失踪者」（政府認定拉致被害者を含む。）		約 470 人
	リスト公開	274 人
	拉致濃厚	77 人

（出所）警察庁及び特定失踪者問題調査会のホームページ（ともに2024年12月現在）等を基に当室作成

２　国会の対応

第 159 回国会の 2004（平成 16）年２月 13 日、北朝鮮による拉致及び核開発問題等に関する調査を行い、我が国外交政策の樹立に資するため、衆議院外務委員会に「北朝鮮による拉致及び核開発問題等に関する小委員会」が設置された。その後、小委員会に代えて、第 161 回国会の同年 11 月 30 日に、北朝鮮による拉致等に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため、「北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会」（以下「拉致問題特別委員会」という。）が衆議院に設置された[9]。

(1) 北朝鮮関連法の制定及び改正

国会は、帰国者の支援、北朝鮮への制裁等を実施するため、以下のとおり北朝鮮関連法を制定及び改正している（図表３参照）。

（図表３）主な北朝鮮関連法

① 被害者支援・人権関連法

法 律 名	制定・改正	委員会	主　な　内　容
北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（拉致被害者支援法）	2002年 制　定	厚生労働	被害者及び被害者の家族の支援に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、帰国被害者等の自立を促進し、被害者の拉致によって失われた生活基盤の再建等に資するため、拉致被害者等給付金の支給等必要な施策を講ずるもの
	2010年 一部改正	拉致問題	「拉致被害者等給付金」の支給期間を５年から10年に延長
	2014年 一部改正	拉致問題	永住被害者及び永住配偶者の老後における所得を補完しその良好かつ平穏な生活の確保に資する等のため、老齢給付金の支給等の施策を講ずるもの
拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律（北朝鮮人権法）	2006年 制　定	拉致問題	2005年12月16日に国連総会で採択された北朝鮮の人権状況に関する決議を踏まえ、北朝鮮当局による人権侵害問題の実態解明及びその抑止を図るため、拉致問題の解決を国の責務として明記し、北朝鮮による人権侵害状況が改善されない場合には、経済制裁等の必要な措置を講ずるものとするもの
	2007年 一部改正	拉致問題	政府は、その施策を行うに当たっては、拉致問題の解決等に資するものとなるよう十分に留意するとともに、外国政府及び国際機関等に対する適切な働き掛けを行わなければならないとする条項を追加

[9] 参議院は、第159回国会の2004（平成16）年６月２日に設置

② 主な経済制裁関連法

法 律 名	制定・改正	委員会	主 な 内 容
外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律 **（外為法）**	2004年	財務金融	従来は国際的な枠組みの中でしか行えなかった経済制裁について、我が国の平和及び安全の維持のため特に必要があるときは、閣議決定に基づき、送金の許可制や輸出入の承認制等の措置を日本単独で行うことを可能とするもの
特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法 **（特定船舶入港禁止法）**	2004年	国土交通	北朝鮮船籍の入港制限を念頭に、政府が我が国の平和及び安全の維持のため特に必要があると認めるときは、閣議決定に基づき、期間を定めて、特定の外国の国籍を有する船舶等（「特定船舶」）の日本の港への入港を禁止することができることとするもの
国際連合安全保障理事会決議第1874号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法	2010年	国土交通	国連安保理決議が、大量破壊兵器関連物資等の北朝鮮への輸出及び北朝鮮からの輸入禁止措置を決定し、貨物検査の実施等を要請していることを踏まえ、我が国が特別の措置として北朝鮮特定貨物の検査等を実施するもの

(2) 拉致問題等に関する調査

拉致問題特別委員会では、(1)で述べた被害者支援・人権関連法の改正・制定に係る審査・起草を行うとともに、国政調査として、政府に対する質疑、拉致被害者家族等の参考人質疑、拉致現場等への委員派遣や視察、海外派遣、決議等を行っている（図表４参照）。

（図表４） 拉致問題特別委員会の主な活動（第216回国会まで） ※ 通常の対政府質疑を除く

事 項	内 容	実 績	直 近 の 例
参考人質疑	拉致被害者家族や有識者等からの意見聴取及び質疑	９回	2024年５月28日（第213回国会） 横田拓也家族会代表外３名
委員派遣 ・視察	拉致現場の視察や拉致被害者家族への面会等	８回 （うち視察６回）	2022年９月14日（第209回国会閉会中） 茨城県（ＫＤＤＩ八俣送信所）［委員派遣］
海外派遣	海外における北朝鮮による拉致問題等に関する実情調査	２回	2017年８月27日～９月３日（第193回国会閉会中） 欧州各国における北朝鮮による拉致問題等に関する実情調査のため、ベルギー外３か国を訪問
委員会決議	拉致被害者の早期帰国の実現等を求める決議を採択	３件	2013年７月26日（第183回国会閉会中） 全ての拉致被害者の安全確保及び即時帰国のための具体的な施策の拡充を求める件
連合審査会	国の安全保障に関する件 （北朝鮮による弾道ミサイル発射等に関する件）	１回	2022年10月13日（第210回国会） 安全保障委員会外務委員会北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会連合審査会

３ 政府の取組

(1) 「拉致問題対策本部」の設置

2013（平成25）年１月、政府は、拉致問題に関する対応を協議し、同問題の解決のための戦略的取組及び総合的対策を推進するため、全ての国務大臣からなる新たな「拉致問題対策本部」を設置した（右図参照）。同対策本部は、総理大臣が本部長を、拉致問題担当大臣、内閣官房長官及び外務大臣が副本部長を務めており、各大臣は、拉致問題の解決に向け、本部長、副本部長を中心に連携を密にしている。

「拉致問題対策本部」の組織体制

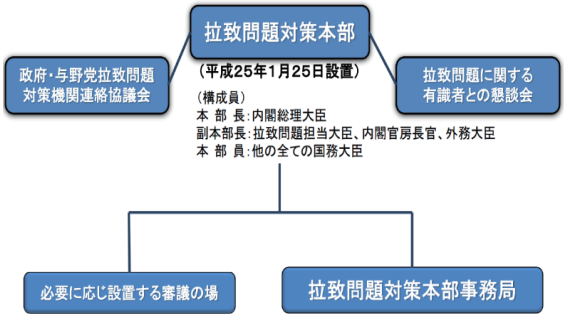

（出所）政府拉致問題対策本部ホームページ

⑵ 日本と北朝鮮との会談・協議等

北朝鮮側との交渉において、日本側は拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決し、国交正常化を実現していくとの方針の下、拉致問題の解決なくして国交正常化はあり得ないとして、北朝鮮に対して拉致問題の解決に向けて行動するよう強く要求するとともに、各国に対し、理解と協力を求めてきた。主な日朝会談・協議等の場として、日本と北朝鮮の交渉や六者会合が挙げられる。

ア　日本と北朝鮮の交渉

2002（平成 14）年９月 17 日、小泉総理は平壌を訪問し、金正日国防委員長と第１回首脳会談を行った。両首脳は、日本と北朝鮮が国交を回復するに当たって障害となっている諸問題を解決するための原則を示す「日朝平壌宣言」（図表５参照）に署名し、同宣言に基づき、同年 10 月に日朝国交正常化交渉が再開された。

（図表５）「日朝平壌宣言」の概要

- 2002 年 10 月中に日朝国交正常化交渉を再開
- 日本側は過去の植民地支配について、痛切な反省と心からのおわびの気持ちを表明
- 日本側は国交正常化の後に、無償資金協力などの経済協力を実施。1945 年８月 15 日以前に生じた財産請求権は、相互に放棄
- 日本国民の生命と安全にかかわる懸案問題について、北朝鮮側は再発しないよう適切な措置をとることを確認
- 北東アジア地域の平和と安定のために、地域の信頼醸成を図るための枠組みを整備
- 核問題及びミサイル問題を含む安全保障上の諸問題に関し、関係諸国間の対話を促進
- 北朝鮮側はミサイル発射のモラトリアムを 2003 年以降も延長

（出所）外務省資料を基に当室作成

しかし、2004（平成 16）年 11 月の日朝実務者協議（於：平壌）で横田めぐみさんのものとして提供された遺骨から別人のＤＮＡが検出されるなど、北朝鮮側の説明には不自然な点が多く、その信憑性が疑われた[10]。

その後、2014（平成 26）年５月の日朝政府間協議（於：ストックホルム）で、北朝鮮側は、拉致被害者を含む全ての日本人に関する包括的かつ全面的な調査の実施を約束した（いわゆる「ストックホルム合意」）（図表６参照）。日本側も、北朝鮮側のこうした動きを踏まえ、北朝鮮側が調査のための特別調査委員会を立ち上げ、調査を開始する時点で、我が国独自の対北朝鮮措置の一部を解除することとした。しかし、調査結果の具体的な回答がない中、北朝鮮による 2016（平成 28 年）年１月の核実験及び同年２月の弾道ミサイル発射等を受け、日本が独自制裁の実施を発表したところ、北朝鮮はこれに反発し、調査の全面中止と特別調査委員会の解体を一方的に宣言した。

これ以降、拉致問題の解決に向けた具体的な進展は見られていない。

[10] 拉致問題対策本部資料「すべての拉致被害者の帰国を目指して －北朝鮮側主張の問題点－」

（図表６）「ストックホルム合意」の概要

「ストックホルム合意」（2014 年５月の日朝政府間協議に基づく合意）

北朝鮮　残留日本人、いわゆる日本人配偶者、拉致被害者及び行方不明者を含む全ての日本人に関する包括的かつ全面的な調査の実施を約束

日　本　北朝鮮に科している独自制裁措置の一部解除を約束

(1) 合意後の経過

2014 年７月	北朝鮮側が日朝政府間協議で特別調査委員会の体制を説明（１日） 北朝鮮側は調査開始を発表、日本側が独自制裁の一部を解除（４日）
2016 年２月	北朝鮮の核実験（１月６日）、弾道ミサイル発射（２月７日）を受け、日本が独自制裁措置の実施を発表（10 日） 北朝鮮は特別調査委員会の調査中止、同委員会の解体を表明（12 日） 以後、日本側に「ストックホルム合意」に基づく公式な調査結果の回答がないまま、協議が中断

(2) 日朝の立場

日　本	北朝鮮に対して「ストックホルム合意」の履行を求めつつ、全ての拉致被害者の１日も早い帰国を実現すべく全力を尽くす
北朝鮮	「ストックホルム合意」について「既に無くなった」（宋日昊（ソン・イルホ）日朝国交正常化交渉担当大使、2017 年４月 17 日）

（出所）外務省資料等を基に当室作成

イ　六者会合

六者会合は、北朝鮮の核問題について、その平和的解決を図るため、2002（平成 14）年から 2003（平成 15）年の北朝鮮核危機の発生を契機に、多国間（日本、米国、韓国、中国、ロシア及び北朝鮮）で協議する場として開催されたものであり、2008（平成 20）年 12 月まで計６回行われた。同会合は、核問題だけでなく、拉致問題の解決を含む日朝国交正常化の問題も同時に解決する包括協議の場となっていたが、非核化の検証方法などをめぐり対立が激化し、2008（平成 20）年 12 月の「第６回六者会合に関する首席代表者会合」を最後に開催されていない。

(3) 近年の日本政府の動き

安倍総理は、2018（平成 30）年１月（第 196 回国会）の施政方針演説までは「北朝鮮に対する国際社会の圧力を梃子としつつ、北朝鮮に拉致問題の早期解決に向けた決断を迫ることが不可欠」として、北朝鮮に対し圧力を重視する方針を維持していた。しかし、同年、平昌（ピョンチャン）冬季オリンピック競技大会や南北首脳会談を通じて南北の融和が進展したことや、６月に初の米朝首脳会談が実現するなど対話へのムードが高まる中、安倍総理も「私自身が金委員長と向き合わなければならない」と言及するようになり、2019（令和元）年５月には「私自身が金正恩委員長と向き合わなければならない、条件を付けずに向き合わなければならないという考え」であると表明した[11]。

また、2018（平成 30）年まで 11 年連続で欧州連合（ＥＵ）と共同提出していた国連人権理事会への北朝鮮人権状況決議案について、我が国は、2019（平成 31）年３月に共同提出を見送るだけでなく共同提案国にもならなかった[12]。その後は国連総会[13]や国連人権理事会[14]への同決議案の提出に

[11] 2019（令和元）年５月６日　安倍総理記者会見

[12] 決議案に関しては、文案作成を主導する提出国と、関与の度合いは低いもののその趣旨に賛同し文案修正に参加できる提案国とがある。なお、決議案への対応を変更した理由について、菅官房長官は、３月 13 日の記者会見で「（２月 28 日の）米朝首脳会談の結果や拉致問題等を取り巻く諸情勢を総合的に検討した結果」としている。

[13] 国連総会での直近の決議は、2024（令和６）年 12 月に採択され、2005（平成 17）年以来 20 年連続の採択となった。

[14] 国連人権理事会での直近の決議は、2024（令和６）年４月に採択され、2008（平成 20）年以来 17 年連続の採択となった。

際してＥＵとの共同提出を見送り、共同提案国となるにとどまっている。

2022（令和４）年10月、岸田総理は「拉致問題は時間的制約のある人道問題」と述べた[15]。さらに、2023（令和５）年５月には、「首脳会談を早期に実現すべく、私直轄のハイレベルで協議を行っていきたい」と表明し[16]、同年11月には、「様々なルートを通じて様々な働き掛けを絶えず行い続けているが、早期の首脳会談実現に向け、働き掛けを一層強めていく」と述べた[17]。

2024（令和６）年６月13日、韓国の中央日報が、日本と北朝鮮が５月にモンゴルのウランバートルで接触していたと複数の消息筋の話として報じたが、同日、林官房長官は記者会見で「報道は承知しているが、事柄の性質上、答えは差し控える」と述べている。

なお、同年10月に就任した石破総理も、これまでの方針を引き継ぎ、同月４日の第214回国会における所信表明演説で、「時間的に制約のある拉致問題は、ひとときもゆるがせにできない人道問題、国家主権の侵害であり、政権の最重要課題」とした上で、「全ての拉致被害者の一日も早い御帰国を実現するとともに、北朝鮮との諸問題を解決するため、私自身の強い決意の下で、総力を挙げて取り組んでいく」旨表明した。

(4) 北朝鮮に対する制裁措置

北朝鮮は、2006（平成18）年に初めての核実験を行って以来、核実験や弾道ミサイル発射をたびたび行うなど、国際社会への挑発行為を繰り返している。

これに対し、国際社会は、国連安保理決議に基づく北朝鮮への制裁措置を実施している。また、我が国や米国、韓国等は、独自の制裁措置の実施により更に圧力を強化することで、北朝鮮に政策変更を促してきた。我が国は独自制裁措置として、2023（令和５）年以降３度にわたり、核・ミサイル開発に関与した団体や個人を資産凍結等の対象とする追加措置を実施するなど、制裁を強化している。

[15] 首相官邸ホームページ「全拉致被害者の即時一括帰国を求める国民大集会」 2022（令和４）年10月23日
[16] 首相官邸ホームページ「全拉致被害者の即時一括帰国を求める国民大集会」 2023（令和５）年５月27日
[17] 首相官邸ホームページ「全拉致被害者の即時一括帰国を求める国民大集会」 2023（令和５）年11月26日

（図表７）我が国が行っている主な制裁措置

2024年12月現在
※　下線：国連安保理決議に基づく措置

１　人・船舶・航空機の往来
(1) 人的往来の規制（国連安保理決議上の特定人物の渡航禁止も担保）
北朝鮮籍者の入国の原則禁止、日本人に対する北朝鮮への渡航自粛要請、我が国国家公務員の北朝鮮渡航の原則見合せ等
(2) 全ての北朝鮮籍船舶（人道目的のものを含む）、北朝鮮に寄港した全ての船舶（日本籍船舶を含む）及び国連安保理の決定等に基づき制裁措置の対象とされた船舶の入港禁止
(3) 北朝鮮との間の航空チャーター便の乗入れ禁止
(4) 禁制品を積載している疑いのある航空機の離着陸・上空通過の不許可

２　物資の流れ
(1) 北朝鮮への全ての品目の輸出禁止
（安保理決議上の輸出禁止（武器（小型武器を含む）、奢侈品、航空燃料、新品のヘリコプター及び船舶等）、原油及び石油精製品の北朝鮮への供給規制も担保）
(2) 北朝鮮からの全ての品目の輸入禁止
（安保理決議上の輸入禁止（武器、特定の天然資源（石炭、鉄、鉄鉱石、銅、ニッケル、銀、亜鉛等を含む）、海産物、繊維製品等）も担保）
(3) 貨物検査法等に基づく北朝鮮関連の特定貨物の検査（安保理決議上の検査を担保）

３　資金の流れ
(1) 北朝鮮の核・ミサイル計画等に関連する団体・個人の資産凍結（安保理決議に基づく措置を含む。）
(2) 北朝鮮との間の資金の移転の防止措置の強化
①北朝鮮の核関連計画等に貢献しうる活動に寄与する目的で行う送金、送金の受取、資本取引の禁止
②北朝鮮向けの送金の原則禁止
③北朝鮮を仕向地とする現金等の携帯輸出届出下限額：10万円超
(3) 本邦金融機関等による北朝鮮における支店開設及び北朝鮮の金融機関とのコルレス関係の確立、並びに北朝鮮金融機関の本邦における支店開設等の原則全面禁止

（出所）外務省資料を基に当室作成

(5) 拉致問題に関する主な広報・理解促進活動

拉致問題の解決を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が国際社会を挙げて取り組むべき課題であることに鑑み、北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、2006（平成18）年６月、衆議院北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員長が提出した「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律案」は衆参両院で可決され、成立した。同月、同法（平成18年法律第96号）[18]は公布・施行された。

同法に基づき政府は、小冊子やポスターの配布、拉致問題啓発映画やアニメの上映、各種研修会等への職員の派遣、中高生を対象とした作文コンクール、教員や教員を目指す大学生等を対象とした研修、北朝鮮向けラジオ放送（日本語・朝鮮語）、拉致問題啓発の舞台芸術公演等を行っている。特に、北朝鮮人権侵害問題啓発週間では、政府や地方自治体等が多くの会議、シンポジウム等を開催し、国内外に拉致問題等の解決を訴えている。

また、拉致問題対策本部は、拉致問題に触れる機会の少ない若い世代への啓発活動が重要な課題となっていることを踏まえ、動画投稿サイト「ユーチューブ」に公式チャンネルを、「X（旧ツイッター）」に公式アカウントを開設して情報を発信しているほか、小中高生向け電子図書館の開設、拉致問題に関する中学生サミットの開催など、若年層への啓発も行っている。

[18] 同法は、拉致問題等の解決に向けた国の責務のほか、拉致問題等の啓発を図る国及び地方公共団体の責務、北朝鮮人権侵害問題啓発週間（12月10日～16日）の創設及び同週間での国・地方公共団体の啓発事業の実施等を定めている。

４　米朝協議の動き

（出所）外務省ホームページを一部加工

北朝鮮は、2006（平成18）年10月、2009（平成21）年５月、2013（平成25）年２月、2016（平成28）年１月、同年９月及び2017（平成29）年９月の計６回にわたり核実験を実施している。これらの核実験により、北朝鮮は、必要なデータの収集を行うなどして核兵器開発計画を進展させている可能性が高いとみられている。

こうした北朝鮮の核開発問題等について協議するため、2018（平成30）年６月に、米国のトランプ大統領と金正恩委員長による史上初の米朝首脳会談がシンガポールで開催された。同会談においては、共同声明で、米国は北朝鮮に対し安全の保証の提供を約束すること、北朝鮮は朝鮮半島の完全な非核化に向けての取組を約束すること等が明記された。しかし、2019（平成31）年２月にベトナムのハノイで行われた２回目の首脳会談は非核化に向けた協議で合意に至らず決裂し、同年６月の南北軍事境界線がある板門店（パンムンジョム）での３回目の面会では、両国が膠着状態にある非核化交渉の再開で合意するにとどまった。

米朝協議の実現により、朝鮮半島の非核化のみならず拉致問題の解決に対する期待も膨らんだが、2019（令和元）年10月の実務者協議が物別れに終わって以降は、米朝間の公式な協議は行われていない。

2021（令和３）年１月に発足した米国のバイデン政権は、対北朝鮮政策の見直し作業を行い、「朝鮮半島の完全な非核化という目標は変わらない」とした上で、「調整された現実的アプローチ」を掲げ、北朝鮮との対話を通じた解決を目指す方針を示している[19]。しかし、同政権発足直後から複数のルートで「非核化に向けた措置をとるなら、米国も段階的に（制裁緩和で）対応する用意がある」と北朝鮮へ対話を呼び掛けてきたものの、北朝鮮は対話を拒絶し続けている[20]。

５　近年の北朝鮮の核・ミサイル開発の状況等

北朝鮮は、核開発に関し、2022（令和４）年１月には、米国に対して論じてきた「信頼醸成措置」の全面的な再考と「暫定的に中止していた全ての活動」の再稼働を指示したとされる[21]。これについて、防衛省は「北朝鮮は核実験を実施するための準備が整っている可能性がある」として、「引き続き、米国、韓国等と緊密に連携しながら、必要な情報の収集、そして分析及び警戒監視に全力を挙げていく」との方針を示している[22]。

また、北朝鮮は、金正恩体制（2012（平成24）年以降）になってから高い頻度でミサイル発射を繰り返しており、特に2022（令和４）年における弾道ミサイルの発射は少なくとも31回、59発と、過去最多となった。

---

[19] 2021（令和３）年５月２日　読売新聞
[20] 2022（令和４）年12月２日　朝日新聞デジタル
[21] 2022（令和４）年１月20日　時事通信ニュース
[22] 第210回国会参議院外交防衛委員会会議録第１号５頁（令和４年10月13日）浜田靖一防衛大臣の答弁

北朝鮮は、2024（令和６）年も弾道ミサイルや衛星打ち上げを目的とした弾道ミサイル技術を使用した発射を 12 月末までに計 11 回行っている[23]。

一方、国連安保理は、北朝鮮への対応を協議するため、事あるごとに会合を開催している。国連安保理は、2006（平成 18）年から 2017（平成 29）年にかけて、11 件の北朝鮮制裁決議をいずれも全会一致で採択してきたが、欧米と中露の意見が対立し、2022 年５月、制裁を強化する米国提出の決議案が初めて否決された。このように、現在は、議長声明の採択など一致した対応には至っていない。さらに、対北朝鮮制裁の実施状況を調査してきた安保理の専門家パネルが、ロシアの拒否権によって任期が延長されず、2024（令和６）年４月 30 日で活動を停止しており、北朝鮮による核・ミサイル開発への国連の監視が弱まることが懸念されている[24]。

６　国際社会への働き掛け

拉致問題の解決のためには、日本が主体的に北朝鮮側に対して強く働き掛けることはもちろん、拉致問題解決の重要性について諸外国からの理解と支持を得ることが不可欠とされる。そのため、政府は、米国や韓国を始めとする各国首脳との会談やＧ７サミット、国連関係会合を含む国際会議などの外交上のあらゆる機会を捉え、拉致問題について提起している。また、2005（平成 17）年 12 月から人権担当大使を任命しているほか、米国等との共催により、拉致問題解決に向けた国連シンポジウムを開催している。

国連では、人権理事会[25]、総会（第３委員会（社会開発・人権問題）及び本会議）において、北朝鮮による外国人拉致などの人権侵害を非難した「北朝鮮人権状況決議」が採択されている。また、安保理においては、北朝鮮の人権問題について公式会合で協議する等の取組が行われている。さらに、拉致被害者家族の方々は、国内はもとより、国際シンポジウムへの参加等を通じて国際社会に拉致問題の早期解決を訴えている。

---

[23] 防衛省ホームページ

[24] 2024（令和６）年４月 30 日　NHKニュース

[25] 2006（平成 18）年３月 15 日、国連総会の決議により、国連人権委員会が発展的に解消され、同年６月に、人権問題に広く対応するための国連人権理事会が創設された。

（図表８）北朝鮮の人権問題に関する国際社会への働き掛け

１　政府の働き掛け

・2017 年５月、拉致問題を含む北朝鮮の人権状況に関する日本と欧州議会との初の政策対話（於：ベルギー・ブリュッセル）
・2019 年５月、菅官房長官兼拉致問題担当大臣が国連本部で開かれた北朝鮮による拉致問題に関するシンポジウムで講演（於：ニューヨーク）
・2021 年から４年連続で「拉致問題に関するオンライン国連シンポジウム」を米国等と共催

２　国連の取組

・国連人権理事会における「北朝鮮人権状況決議」の採択（2008 年から 17 年連続）
直近の決議は 2024 年４月４日に採択（日本は 2018 年までＥＵと共同提出していたが、2019 年から 2024 年は米朝首脳会談の結果や拉致問題などを取り巻く諸情勢に鑑み、共同提出は見送り。2019 年は採択には賛成。2020 年から 2024 年は、決議案の共同提案国になり、採択に賛成した。）

・国連総会第３委員会（社会・人道問題）及び国連総会本会議における「北朝鮮人権状況決議」の採択（2005 年から 20 年連続）
直近の決議は 2024 年 11 月 20 日（第３委員会）、同年 12 月 17 日（本会議）に採択（日本は 2018 年までＥＵと共同提出していたが、2019 年から 2024 年は共同提出を見送り、共同提案国として賛同するにとどまった。）

・「北朝鮮における人権に関する国連調査委員会（ＣＯＩ）」最終報告書（2014 年２月公表）
北朝鮮において組織的で広範かつ深刻な人権侵害が行われていること、日本人を含む外国人の拉致や強制失踪について、北朝鮮が国家政策として関与したことなどが「人道に対する罪」に当たると認定。北朝鮮、国連等に対して勧告

・国連人権理事会の「北朝鮮の人権状況を審査する作業部会」
2019 年５月、北朝鮮に対し、拉致問題の解決等を求める 262 件の勧告を盛り込んだ報告書を採択
2024 年 11 月、北朝鮮に対し、拉致問題の解決等を求める 294 件の勧告を盛り込んだ報告書を採択

・国連安保理における北朝鮮人権問題の議題化
直近は 2024 年６月に開催（2014 年から４年連続で公式に議題とされたが、2018 年及び 2019 年は、開催に必要な９か国以上の賛同が得られず断念。2020 年から 2022 年は、非公式・非公開の会合が開かれ、日本、米国等が共同声明を発表。2023 年から２年連続で再び公式に議題化）

３　家族会・救う会などの最近の活動

・2019 年２月、2021 年４月及び 2023 年２月、家族会・救う会が、金委員長宛てに「全拉致被害者の即時一括帰国を決断していただきたい」とのメッセージを発表
・米国政府関係者、各国国連代表部関係者らとの意見交換（2017 年、2018 年及び 2019 年にはワシントンD. C.、ニューヨーク、2023 年及び 2024 年にはワシントンD. C. を訪問）
・国際シンポジウム等への参加（上記１で例示した政策対話やシンポジウム等）
・2019 年５月、来日したトランプ大統領と面会
・2022 年５月、来日したバイデン大統領と面会

（出所）外務省資料等を基に当室作成

内容についての問合せ先
拉致問題特別調査室　江成首席調査員（内線 68640）

消費者問題に関する特別委員会

第一特別調査室
（消費者問題に関する特別委員会担当）

１　令和７年度の消費者庁関係予算案の概要

(1) 予算案の概要

令和７年度予算案における消費者庁関係予算額については、一般会計 141.1 億円（前年度当初予算 137.8 億円）のほか、デジタル庁一括計上額 3.6 億円（前年度当初予算 3.6 億円）、東日本大震災復興特別会計 2.3 億円（前年度当初予算３億円）が計上されている。消費者庁は、主な取組の概要として、①消費者を取り巻く取引環境の変化への対応、②消費者市民社会の実現に向けた取組の推進、③食品関係政策の総合的な推進、④消費者政策の推進に必要な基盤の整備を挙げている。

機構については、食品表示課保健表示室長が新設され、定員については、令和６（2024）年に起きた小林製薬が製造した紅麹を原料とするサプリメントによる健康被害を発端とした機能性表示食品制度の見直しを始めとする保健機能食品に係る体制強化のため９名の増員、公益通報者保護法に係る内部通報対応体制整備に対する調査の実施等のための体制整備のため２名の増員等、合計 18 名の増員（ただし、定員合理化等により５名削減となっており、定員 13 名の純増）となっている。

なお、令和６年度補正予算においては、地域における消費者行政の充実・強化のため、地方消費者行政強化交付金及び（独）国民生活センター運営費交付金として 20.0 億円、消費者の安全・安心を守るため、紅麹関連製品に係る事案を受けた機能性表示食品制度等に関する対応として 1.9 億円など、合計 24.7 億円が措置された。

(2) 地域の消費者行政の充実・強化に関する予算案の概要

消費者行政の現場は「地域」にあり、地方公共団体による消費者行政（地方消費者行政）の役割が極めて大きい。国で法律や制度を作っても、地方消費者行政が充実していなければ、消費者が安心・安全に消費生活を送ることは困難である。

地方消費者行政は、地方自治法上の自治事務と位置付けられており[1]、地方公共団体自らが予算の措置、人員の配置に努めることにより、その充実・強化を図ることが基本とされている。

しかしながら、地方財政の悪化により、地方公共団体の消費者行政予算は、平成７年度の約 200 億円から平成 20 年度には約 101 億円に半減した。平成 21（2009）年の消費者庁を設立するための法案の国会審議などにおいて、地方消費者行政の充実・強化が課題とな

[1] 昭和 44 年の地方自治法の改正により「消費者の保護」が地方公共団体の事務（いわゆる「固有事務」）として規定された。その後、平成 12 年の地方自治法の改正により、現在では、地方公共団体における消費者行政に関する事務は「自治事務」として位置付けられている。

り、政府は「地方消費者行政推進交付金[2]」などを平成 29 年度まで累計約 540 億円計上し、地方消費者行政を支援してきた。平成 30 年度には、国として取り組むべき重要な消費者政策の推進のため、積極的な取組を行う地方公共団体を支援する観点から、「地方消費者行政強化交付金」が創設された。

令和７年度予算案においては、同交付金として 15.5 億円（前年度当初予算額 16.5 億円）が計上されている。また、同交付金に関連する先進モデル事業、消費生活相談員等の担い手確保等のための経費 1.6 億円（前年度当初予算額 1.6 億円）が、（独）国民生活センター運営費交付金 31.3 億円（前年度当初予算額 31.7 億円）がそれぞれ計上されている。

なお、令和６年度補正予算においては、地域の消費生活相談体制の強化・デジタル化、見守り機能の強化等に取り組む地方公共団体を支援し、消費生活の安全・安心の確保、ひいては地域経済の活性化を促進するため、地方消費者行政強化交付金が 16 億円措置された。

(3) 紅麹関連製品に係る事案を受けた機能性表示食品制度等の対応に関する予算案の概要

紅麹を含むサプリメントによる健康被害を契機とした機能性表示食品制度の見直しが「紅麹関連製品への対応に関する関係閣僚会合」において取りまとめられた[3]ことを踏まえ、令和７年度予算案において、錠剤・カプセル剤等の機能性表示食品について、ＧＭＰに基づく製造管理に係る立入検査等を行うための必要な体制整備及び機能性表示の裏付けとなる安全性・機能性の課題について専門家の意見を聴く仕組みを導入等するため、機能性表示食品における信頼性確保等に向けた取組等として 1.6 億円（新規）、買上調査等による検証事業として 0.5 億円（前年度当初予算額 0.2 億円）を計上している。

（図表１）機能性表示食品制度の信頼性を高めるための措置

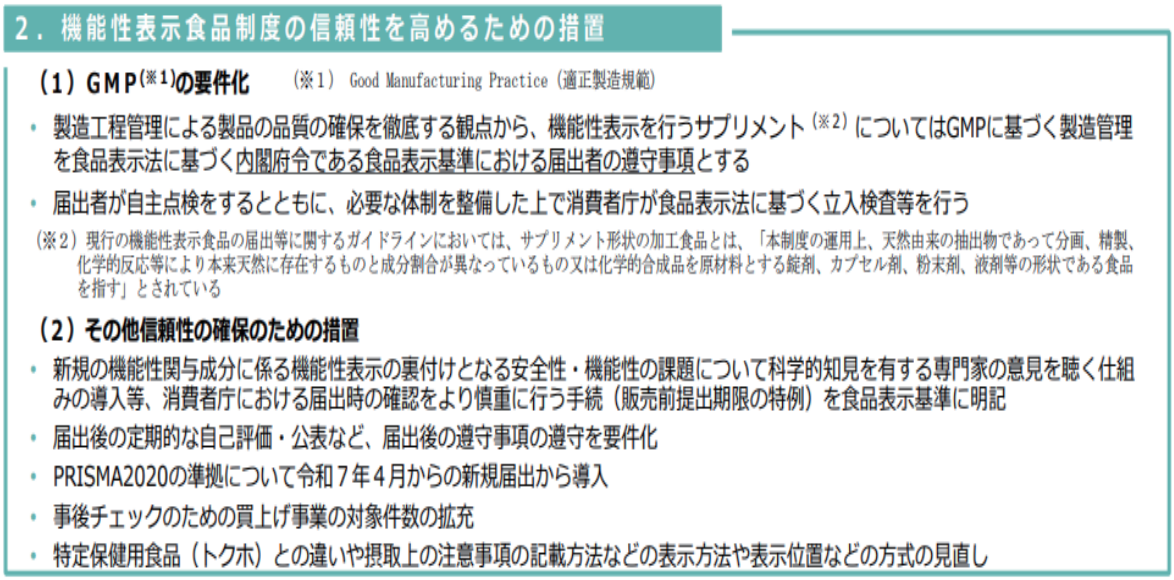

（出所）内閣官房「紅麹関連製品に係る事案を受けた機能性表示食品制度等に関する今後の対応」より抜粋

[2] 本交付金は、地方消費者行政の充実・強化のためのスタートアップ支援（支援例：消費生活センターの整備、消費生活相談員の計画的・集中的な養成）を目的とするものであった。

[3] 令和６（2024）年５月 31 日「紅麹関連製品に係る事案を受けた機能性表示食品制度等に関する今後の対応」

２　最近の消費生活相談の傾向と特徴

(1) 消費生活相談の傾向と特徴

全国の消費生活センター等に寄せられた消費生活相談件数は、令和５（2023)年度 89 万件で、令和４（2022）年度の 89.9 万件に比べ約 9,000 件減少した。

また、相談件数について、契約当事者を年代別にみると、70 歳以上の相談の割合が 24.2%と依然として最も高くなっている。

令和５（2023）年度において、前年度に比べ相談件数の増加が見られる商品・役務等としては、①「自分宛に身に覚えのない商品が届いた」という相談や、「クレジットカードで身に覚えのない請求を受けた」という不正利用の相談がみられた「商品一般」、②「パソコン上にウイルスに感染したという警告画面が出たため、表示された番号に電話をかけたところ、セキュリティサポート費用を請求された」といった相談がみられた「他の役務サービス」、③「中古自動車の購入後に事故歴があることが分かった」という相談や、「中古自動車の購入直後から不具合が出た。修理を求めたが、修理に応じない」といった相談がみられた「四輪自動車」、④ＳＮＳで知り合った人にアフィリエイトで稼げると言われて副業の契約をしたが、指示されたとおりにしてももうからないのでやめたい」といった相談がみられた「内職・副業その他」、⑤「無料カウンセリングのみのつもりで美容外科に行ったところ、高額な契約を勧誘された」といった相談がみられた「医療サービス」などがある。

（図表２）2023 年度に件数が増加した商品・役務等（上位 10 位）

順位	商品・役務等	2023年度	2022年度	差	対前年度比(%)
1	商品一般	86,651	80,904	5,747	107.1
2	他の役務サービス	25,196	20,155	5,041	125.0
3	四輪自動車	15,619	12,804	2,815	122.0
4	内職・副業その他	11,192	8,538	2,654	131.1
5	医療サービス	10,086	7,679	2,407	131.3
6	修理サービス	17,581	15,323	2,258	114.7
7	屋根工事	9,606	7,721	1,885	124.4
8	外国為替証拠金取引	4,310	2,536	1,774	170.0
9	その他金融関連サービス	12,677	11,099	1,578	114.2
10	ファンド型投資商品	6,117	4,573	1,544	133.8

（注）表中の対前年度比は2022年度の総件数を100として算出し、小数点以下第２位を四捨五入した値である。

（出所）（独）国民生活センター「2023 年度全国の消費生活相談の状況－PIO-NET より－」

このような全国で受け付けられた消費生活相談は全国消費生活情報ネットワークシステム（ＰＩＯ－ＮＥＴ[4]）によって集約されており、その情報は法執行の端緒となったり、消費者政策の立案に活用されたりしている。

[4] ＰＩＯ－ＮＥＴ（パイオネット）とは、（独）国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する相談情報を蓄積しているデータベースのこと。なお、現在、消費生活相談のデジタル化が進められており、ＰＩＯ－ＮＥＴは令和８年 10 月にシステム更改が予定されている。

(2) インターネット通販・定期購入に関する相談

令和５（2023）年度の消費生活相談件数を販売方法・手口別にみると、１位が「インターネット通販」、２位が「定期購入」となっており、令和４（2022)年度と比べると相談件数はどちらも減少しているものの、依然として多くの相談が寄せられている。

（図表３）販売方法・手口別の相談件数（2023・2022 年度、上位 10 位）

順位	2023年度	件数	順位	2022年度	件数
1	インターネット通販	200,511	1	インターネット通販	220,570
2	定期購入	84,885	2	定期購入	102,255
3	家庭訪販	49,993	3	家庭訪販	46,134
4	電話勧誘販売	42,770	4	電話勧誘販売	37,128
5	かたり商法（身分詐称）	22,869	5	かたり商法（身分詐称）	21,605
6	代引配達	19,575	6	代引配達	21,404
7	無料商法	16,046	7	偽サイト	18,414
8	サイドビジネス商法	15,776	8	無料商法	16,698
9	フィッシング	14,393	9	フィッシング	14,362
10	偽サイト	13,962	10	サイドビジネス商法	13,879

（注１） １件の相談に複数の販売方法・手口が含まれる場合は、各々に対し１件ずつカウントしている。
（注２）「インターネット通販」「電話勧誘販売」「家庭訪販」「代引配達」は、販売方法に問題があるとカウントされたもののみを対象に集計した。
（注３）「インターネット通販」「定期購入」は、販売購入形態が「通信販売」以外のものも含めて集計した。
（出所）（独）国民生活センター「2023 年度全国の消費生活相談の状況－PIO-NET より－」

インターネット通販に関する消費生活相談は、ショッピングサイト等で商品を購入する「商品」に関する相談と、コンテンツ配信等のサービスを契約する「サービス」に関する相談に分けられ、令和５（2023)年のインターネット通販の相談は、「商品」に関する相談が約７割を占めており、相談件数が前年より増加している。

また、令和５（2023)年の通信販売における「定期購入」に関する消費生活相談について、年齢層別にみると 50 歳代以上の年齢層が占める割合が大きい傾向にあり、商品・サービス別（令和５（2023)年４－12 月）においては化粧品や健康食品が上位を占めている。

定期購入における具体的な相談事例としては「１回のつもりで美容クリームを購入したが、後で定期購入品だと分かった。解約したいが電話がつながらない」等、消費者が定期購入であることを認識しないまま商品を注文しているケースがみられ、解約したくても事業者と連絡がとれないといった相談や、「定期縛りなしのファウンデーションを購入したが、２回目以降でないと解約できないと言われた」、「初回だけで解約したはずの定期購入の化粧品が再度届いた」等、解約をめぐる相談もみられる。

（図表４）「定期購入」に関する消費生活相談の商品・サービス別上位件数（2023 年４－12 月）

順位	商品・サービス	件数	割合
1	他の健康食品	11,202	18.7%
2	化粧クリーム	5,847	9.8%
3	養毛剤	5,408	9.0%
4	乳液	5,234	8.8%
5	ファウンデーション	4,576	7.7%
6	電子タバコ	2,881	4.8%
7	シャンプー	2,435	4.1%
8	歯みがき粉	2,333	3.9%
9	パック	2,189	3.7%
10	化粧品（全般）	1,809	3.0%
11	健康食品（全般）	1,782	3.0%
12	化粧品その他	1,463	2.4%
13	洗顔クリーム	1,111	1.9%
14	化粧水	803	1.3%
15	酵素食品	791	1.3%
16	防虫・殺虫用品	701	1.2%
17	毛髪着色料	612	1.0%
18	染毛剤	450	0.8%
19	脱毛剤	416	0.7%
20	基礎化粧品（全般）	362	0.6%

黄緑色：健康食品　　ピンク色：化粧品

（備考）１．PIO-NETに登録された消費生活相談情報（2024年３月31日までの登録分）。
２．通信販売での「定期購入」に関する相談件数。
３．品目は商品キーワード（下位）。
４．2023年４月から同年12月までの消費生活相談情報を集計。

（出所）消費者庁「令和６年版消費者白書」

このような定期購入に関するトラブルに関して、国民生活センターでは消費者に向けて、①インターネットで注文する際は、契約条件の細部までしっかり確認する、②「いつでも解約できる」と表示されていても、実際には容易に解約ができないケースもあるので、注文する前に、販売業者の情報や評判を入念に確認する、③不安に思った場合や、トラブルが生じた場合は、すぐに最寄りの消費生活センター等へ相談する、といったアドバイスを行うとともに、契約条件のチェックリストを作成し注意喚起を促している。

３　公益通報者保護制度の見直し

平成 12（2000）年頃から、食品偽装やリコール隠しなど、消費者の安全・安心を損なう企業の不祥事が、組織内部からの通報を契機として相次いで明らかとなった。こうした状況を踏まえ、事業者の法令遵守を推進し、国民の安全・安心を確保するため、労働者等が事業者の不正行為を通報したことを理由とした、解雇や降格などの不利益な取扱いを禁止すること等を定めた「公益通報者保護法」（平成 16 年法律第 122 号）が、平成 16（2004）年に公布、平成 18（2006）年に施行された。

同法は、公益通報者保護制度の実効性の向上を図るため、令和２（2020）年に、従業員数 300 人超の事業者に対し、通報窓口の設置等の内部通報に係る体制整備や公益通報対応業務（内部調査等）を行う「従事者」の指定を義務付けるなどの改正（以下「令和２年改正」という。）が行われ、令和４（2022）年６月に施行された。

（図表５）令和２年改正の主なポイント

●従業員数 300 人超の事業者に対する内部通報の体制整備等（窓口設定、公益通報対応業務「従事者」指定、調査、是正措置等）の義務付け
※「従事者」に情報の守秘義務違反に対する刑事罰の導入
※従業員数 300 人以下の中小事業者は努力義務
●上記の体制整備等義務違反に対する行政措置の導入（助言・指導、勧告及び勧告に従わない場合の公表）　等

（出所）消費者庁資料を基に当室作成

しかし、昨今においても、中古車販売大手ビッグモーター社（現：ＷＥＣＡＲＳ）による自動車保険の不正請求など企業の不祥事が発覚した際に、当該企業における内部通報体制の不十分さが露呈する事態が相次いだ。消費者庁においては、令和５（2023）年９月、ビッグモーター社に対し、初の公益通報者保護法に基づく指導措置を実施しており、それ以降、是正指導件数は計 24 件（令和６（2024）年３月末現在）となっている。

また、消費者庁が令和５（2023）年度に実施した、公益通報者保護制度についての就労者・民間事業者等の実態調査では、従業員数 300 人超の事業者において、従業員の過半数が制度を理解していない、勤務先の窓口について認知していない等、必ずしも周知等が徹底されていないことや、内部通報制度を導入している事業者の割合は増えている一方で、３分の２の事業者において、年間の通報件数が５件以下又は把握していないという状況であるなど、窓口が十分に活用されていない等の課題も明らかとなった。

こうした中、消費者庁は、令和６（2024）年５月、令和２年改正の附則第５条の検討規定に基づき有識者等による「公益通報者保護制度検討会」を設置した。同検討会では、近年における国内外の動向を踏まえ、我が国の公益通報者保護制度の課題と対応について、合計９回にわたり議論を重ね、同年 12 月、制度の実効性の向上と国民生活の安心・安全を確保するため、制度の見直しの方向性についての報告書を公表した。

この結果を踏まえ、消費者庁は、今国会に同改正法案を提出する予定としている[5]。

[5] 伊東消費者担当大臣記者会見（令和７年１月７日）

（図表６）公益通報者保護制度検討会報告書における主な提言

事業者	＜体制整備の徹底と実効性の向上＞ ●事業者の対応体制について労働者・派遣労働者への周知義務を法律上明示（周知事項については法定指針で規定） ＜公益通報の阻害要因への対処＞ ●通報者探索行為の禁止 ●通報妨害行為の禁止 ＜公益通報を理由とする不利益取扱いの抑止・救済＞ ●解雇・懲戒に限定して、違反した個人・事業者に対する刑事罰を導入 ●解雇・懲戒理由の立証責任を事業者に転換
通報者 （保護対象）	●フリーランスを追加
消費者庁	●事業者における「従事者」指定義務違反に対する命令権・立入検査権・刑事罰の導入

（出所）消費者庁「公益通報者保護制度検討会」資料を基に当室作成

４　不当寄附勧誘防止法施行後の動向

令和４（2022）年７月に発生した安倍晋三元内閣総理大臣に対する銃撃事件を契機として、旧統一教会に関連していわゆる霊感商法への対応の強化を求める社会的な要請が高まっていたことを踏まえ、消費者庁は「霊感商法等の悪質商法への対策検討会」を設置し、10 月 17 日、同検討会は、報告書を取りまとめた。また、10 月以降、被害者救済に関する立法に関して与野党間で協議が行われた。

こうした中、法人等からの寄附の勧誘を受ける者の保護を図るため、不当な寄附の勧誘を禁止するとともに、当該勧誘を行う法人等に対する行政上の措置等を定めた「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律」（令和４年法律第 105 号。以下「不当寄附勧誘防止法」という。）が、令和４（2022）年 12 月 16 日に公布[6]され、令和５（2023）年６月１日をもって全面施行された。

令和５（2023）年４月、消費者庁は、不当寄附勧誘防止法の運用を担当する「寄附勧誘対策室」を設置した。同室では、消費者庁のホームページに開設されたウェブフォーム、法テラス（日本司法支援センター）に開設された霊感商法等対応ダイヤル及び全国の消費生活センター等の３つの窓口に寄せられた情報の件数等について、収集・分析が行われている。これらの窓口に寄せられた寄附の不当勧誘に関する情報の件数は 2,400 件（令和５年４月～令和６年９月）、そのうち、違反が疑われる内容が含まれるケースは計 118 件あり、勧告・命令の行政措置が実施されたものは０件となっている（令和６年 11 月 14 日現在）。

[6] 同法律とともに、霊感商法等の悪質商法の被害の発生を予防し、救済を容易にするために必要な法整備として「消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律」（令和４年法律第 99 号）が同日公布された。

また、同月、消費者庁は、不当寄附勧誘防止法に基づく不利益処分（第６条及び第７条に規定されている、寄附の勧誘に関する規制等の違反に対する行政措置）に関する基準となる「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律に基づく消費者庁長官の処分に係る処分基準等について[7]」を公表した。

なお、同法附則第５条では、施行後２年（令和７（2025）年）を目途に、法律の施行状況や経済社会情勢の変化を勘案して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされている。

（図表７）寄附の不当勧誘※1に係る情報の受理・処理等件数概要

期間※2	令和５年度 R5. 4. 1 ～ R6. 3.31	令和６年度上半期 R6. 4. 1 ～ R6. 9.30
情報の受付件数	1,701	699
調査対象情報件数※3	97	33
新受（当期受理件数）	97	21
旧受（前期調査中件数）	—	12
処理件数	85	25
調査中件数	12	8

※１　寄附の不当勧誘：不当寄附勧誘防止法で定める配慮義務（第３条）又は禁止行為（第４条、第５条）の規定に違反するもの
※２　期間：消費者庁における手続の期間
※３　調査対象情報件数：情報の受付件数計上の全件について、寄附の不当勧誘が疑われる内容を含むものを確認した結果、調査すべき対象として受理した情報の新受及び旧受

（出所）消費者庁資料を基に当室作成

５　食品ロスの削減の推進

2015 年に国連総会で採択された持続可能な開発のための 2030 アジェンダ「持続可能な開発目標（ＳＤＧs）」を踏まえ、我が国では、まだ食べられるのに廃棄される食品、いわゆる「食品ロス」を家庭系及び事業系ともに 2030 年度までに 2000 年度（980 万ｔ）と比べて半減させる目標（489 万ｔ）を設定している。2022 年度において食品ロス量を 472 万ｔ（事業系 236 万ｔ、家庭系 236 万ｔ）まで削減しており、政府目標を８年前倒しで達成[8]した。

また、令和元（2019）年の第 198 回国会には、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するための「食品ロスの削減の推進に関する法律」（令和元年法律第 19 号。以下「食品ロス推進法」という。）が議員立法により成立（同年 10 月施行）し、令和２（2020）年３月 31 日には、同法に基づき「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）が閣議決定され、食品ロスの削減に向けた取組が実施されている。

こうした中、令和５（2023）年６月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2023」（骨太の方針）を踏まえ、同年 12 月、食品ロス削減推進会議において「食品ロス削

[7] 令和５（2023）年４月 17 日消政策第 136 号

[8] その内訳については、事業系は、半減目標（2030 年度までに 273 万ｔ）を達成したが、家庭系は、半減目標（2030 年度までに 216 万ｔ）まであと約 20 万ｔとなっている。

減目標達成に向けた施策パッケージ」が策定された。その具体的な施策として、未利用食品等の提供（食品寄附）を促進するため、①一定の管理責任を果たすことができる食品寄附関係者を特定するための食品寄附に関するガイドラインの作成、②食品寄附関係者が加入しやすい保険の仕組みについての検討、③「食品期限表示の設定のためのガイドライン[9]」を、食品ロス削減の観点から見直すことなど[10]が示されている。

これを受けて、①、②などについて協議・取りまとめを行うため、令和６（2024）年４月、消費者庁において「食品寄附等に関する官民協議会」が設置され、令和６（2024）年度内に、①のガイドライン第一版を作成し、その趣旨を同年度内に改定予定の基本方針に盛り込むことが示された。また、③の食品の期限表示の見直しについては、同年５月、消費者庁において、「食品期限表示の設定のためのガイドラインの見直し検討会」が設置され、同年度末を目途にガイドライン案の取りまとめを行うこととされた。

（図表８）食品ロス量の推移と削減目標

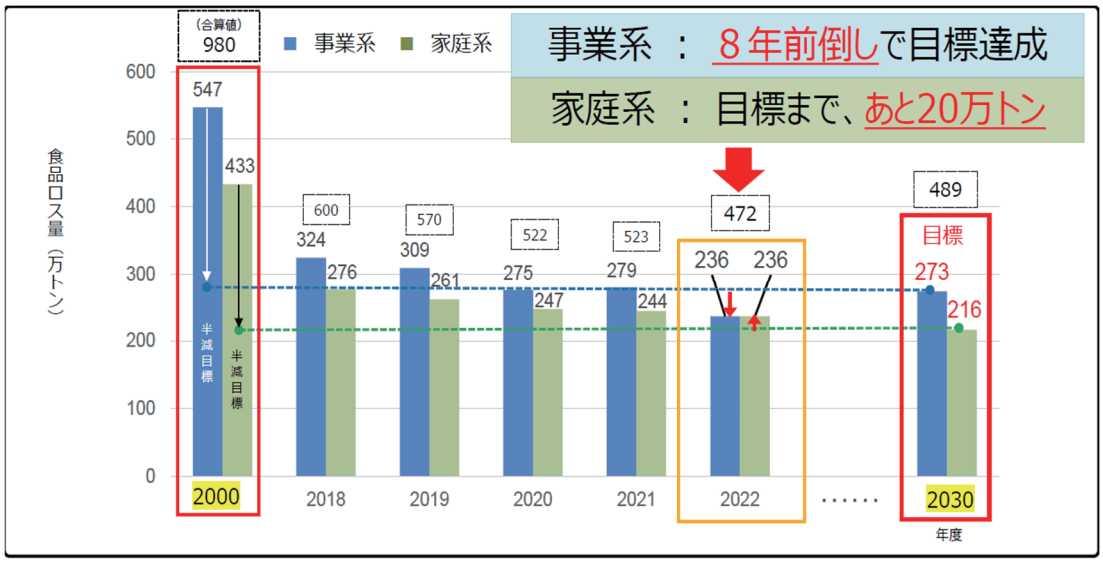

（出所）消費者庁資料

６　機能性表示食品制度をめぐる状況

機能性表示食品制度は、事業者が、食品の安全性と機能性に関する科学的な根拠などの必要な事項を販売前に消費者庁長官に届け出れば、機能性を表示することができる制度として、平成 27（2015）年４月から始まったものである。

令和６（2024）年３月 22 日、小林製薬株式会社が同社の販売する紅麹を使った機能性表示食品について、摂取した消費者において腎疾患などの健康被害が報告されたとして自主回収する旨を公表して以降、死亡事例も明らかとなり、購入者からは不安の声が上がるなど影響が広がった[11]。

---

[9] 厚生労働省・農林水産省による「食品期限表示の設定のためのガイドライン」（平成 17 年２月）

[10] この他、消費者の自己責任を前提としつつ協力する飲食店等が民事・食品衛生上留意すべき事項を規定する「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」の策定などの施策がある。

[11] 『読売新聞』（2024. 3. 27）

同月 29 日、「紅麹関連製品への対応に関する関係閣僚会合」（以下「関係閣僚会合」という。）が開催され、官房長官より今後の対応について指示があった[12]。これを受け、消費者庁は、４月 19 日、様々な分野の有識者から構成される「機能性表示食品を巡る検討会」を設置し、５月 27 日、同検討会は報告書を取りまとめた。こうした中、同月 31 日の第２回関係閣僚会合において、紅麹関連製品に係る事案を受けた機能性表示食品制度等に関する今後の対応が示された。そこでは、健康被害の原因究明は継続中であるものの、再発防止の取組について早急に対応が必要であるとされ、①健康被害の情報提供の義務化、②機能性表示食品制度の信頼性を高めるための措置、③情報提供のＤＸ化、消費者教育の強化、の３点について、速やかに対応を実施することとされた。

こうした状況を踏まえ、消費者庁は、８月 23 日、機能性表示食品制度が規定されている「食品表示基準」（平成 27 年内閣府令第 10 号）の一部改正を行った[13]。主な改正内容は、❶機能性表示食品について、事業者（届出者）は、健康被害と疑われる情報を収集し、健康被害と疑われる情報（医師が診断したものに限る。）を把握した場合、当該食品との因果関係が不明であっても速やかに消費者庁長官及び都道府県知事等へ情報提供すること、❷機能性表示を行うサプリメント[14]について、ＧＭＰ[15]（Good Manufacturing Practice：適正製造規範）に基づく製造管理を届出時はもとより、届出後の遵守事項とすること、❸医薬品等との相互作用や過剰摂取防止のための注意喚起を具体的に記載するなどの表示方法や、「機能性表示食品」の文字を主要面上部に枠で囲むなどの表示方式の見直し、❹新規の機能性関与成分の届出資料について、慎重な確認が必要と消費者庁長官が認める場合、その提出期限を販売日の 120 日営業日前とすることなどである。

（図表９）機能性表示食品制度に係る食品表示基準の主な改正内容

❶	・医師の診断による健康被害情報の消費者庁長官及び都道府県知事等への提供等の義務化	令和６年９月１日施行
❷	・サプリメントに関するＧＭＰ基準の適用	令和６年９月１日施行 令和８年９月１日実施
❸	・届出情報の表示方法等の見直し	
❹	・新規成分に係る届出資料の提出期限を販売日の 120 営業日前とすること	令和７年４月１日施行

※特定保健用食品（トクホ）についても、運用通知改正により上記❶❷を許可の要件等とする。
（出所）消費者庁資料を基に当室作成

[12] 今後の対応として、厚生労働省において食品による健康被害等に関する情報収集体制の見直し及び国の関与の在り方、消費者庁において今回の事案を受けた機能性表示食品制度の今後の在り方等について、５月末を目途に取りまとめるよう指示があった。（「紅麹関連製品への対応に関する関係閣僚会合」議事要旨）

[13] 同日、「食品衛生法施行規則」（昭和 23 年厚生省令第 23 号）の一部改正も行われており、機能性表示食品の営業者（届出者）に対し、健康被害と疑われる情報（医師が診断したものに限る。）を把握した場合、都道府県知事等への情報提供が義務付けられた。

[14] 天然物、若しくは天然由来の抽出物を用いて分画、精製、濃縮、乾燥、化学的反応等により本来天然に存在するものと成分割合が異なっているもの又は化学的合成品を原材料とする錠剤、カプセル剤、粉末剤、液剤等の形状である加工食品

[15] ＧＭＰは原料の受入れから最終製品の出荷に至るまでの全工程において、「適正な製造管理と品質管理」を求めるもの

なお、消費者委員会は、同食品表示基準改正の答申に付した附帯意見において、報告期限の短期間化、情報の積極的収集、早期の公表に向けた仕組みづくり等について、消費者庁等に対し更なる検討等を求めている[16]。

内容についての問合せ先
第一特別調査室　周藤首席調査員（内線 68700）

[16] 消費者委員会「答申書」（令和６年７月 16 日）

原子力問題調査特別委員会

原子力問題調査特別調査室

１　原子力問題調査特別委員会の設置等

(1) 原子力問題調査特別委員会の設置

平成 23 年３月に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「福島第一原発事故」という。）の調査のため、政府は、「東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会」を設置し、同年６月から調査を開始した。

国会においても、政府から独立した立場で調査を行う第三者機関を設置することについて与野党間で協議が行われた結果、「東京電力福島原子力発電所事故調査委員会」（国会事故調）が設置され、同年 12 月８日に調査を開始し、翌 24 年７月に７項目にわたる提言をまとめた報告書を衆参両院の議長に提出した。

同報告書は、国会に原子力問題に関する常設の委員会等を設けて規制当局の活動を監視し、定期的に当局から報告を求めるよう提言しており、当該委員会には専門家からなる諮問機関を設けるよう求めている。同提言を受けて、第 183 回国会、平成 25 年１月 28 日の衆議院本会議において、原子力に関する諸問題を調査するための「原子力問題調査特別委員会」の設置が議決された[1]。また、諮問機関の設置については、委員会設置後も引き続き与野党間で協議が続けられ、平成 29 年５月 25 日の原子力問題調査特別委員会理事会において、助言機関「アドバイザリー・ボード」の設置が決定された。

(2) 原子力規制委員会の発足

福島第一原発事故の発生後、資源エネルギー庁の原子力安全・保安院と内閣府の原子力安全委員会によるダブルチェック体制の実効性や規制と推進の分離が不十分であることなど、これまでの原子力安全規制体制の問題点が指摘された。

これらの指摘を受け、平成 24 年９月、いわゆる３条委員会の「原子力規制委員会」[2]を環境省の外局として設置し、その事務局として「原子力規制庁」が設置された[3]。

これに伴い、原子力安全・保安院及び原子力安全委員会は廃止された。また、翌 25 年４月には、原子力規制に関する業務の一元化のため、それまで文部科学省が所管していた原子力規制に関する業務が原子力規制庁に移管された。さらに、同年の第 185 回国会において、「独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律」が成立し、翌 26 年３月に独

---

[1] 参議院においても、第 184 回国会から「原子力問題特別委員会」が設けられたが、その後「東日本大震災復興特別委員会」と統合され、第 189 回国会から第 191 回国会まで「東日本大震災復興及び原子力問題特別委員会」が設置されていた。

[2] 現在の委員長の山中伸介氏は、令和４年９月、更田豊志氏の後任として任命された。また、現在の委員は、伴信彦委員、杉山智之委員、長﨑晋也委員、山岡耕春委員の４名となっている。

[3] 平成 24 年の第 180 回国会において、原子力安全規制改革関連の政府案及び自民・公明案が提出されたが、与野党協議の結果、同年６月に政府案及び対案を撤回の上、「原子力規制委員会設置法案」（衆議院環境委員長提出、衆法第 19 号）が起草され、可決・成立した。

立行政法人原子力安全基盤機構（ＪＮＥＳ）が規制委員会（原子力規制庁）に統合された。

２　現行の規制基準の概要等

(1) 原子炉等規制法に基づく規制基準の見直し

福島第一原発事故を受け、事故の教訓や最新の技術的知見、ＩＡＥＡ安全基準等の海外の動向等を踏まえた新たな規制を導入するため、平成 24 年の第 180 回国会において「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。）が改正され、法の目的に、国民の健康の保護、環境の保全等が掲げられた。また、実用発電用原子炉施設（原子力発電所）については、以下の措置等が講じられた。

① 重大事故（シビアアクシデント）対策の強化
② 最新の技術的知見を取り入れ、既に許可を得た原子力施設にも新たな規制基準への適合を義務付ける制度（バックフィット制度）の導入
③ 運転期間延長認可制度の導入
④ 発電用原子炉の安全規制に関する規定の原子炉等規制法への一元化

この法改正を受けて、平成 25 年７月に、実用発電用原子炉施設の新たな規制基準（新規制基準）が施行された。

新規制基準では、地震・津波に対する基準を強化した上で、「深層防護[4]」の考え方の下、仮に新規制基準における想定を超える事故や自然災害が発生した場合においても、炉心損傷の防止、格納容器の破損の防止、放射性物質の拡散抑制など、影響を最小限に抑えられるようなシビアアクシデント対策を要求している。

（図表１）発電用原子炉に係る従来の規制基準と新規制基準の比較

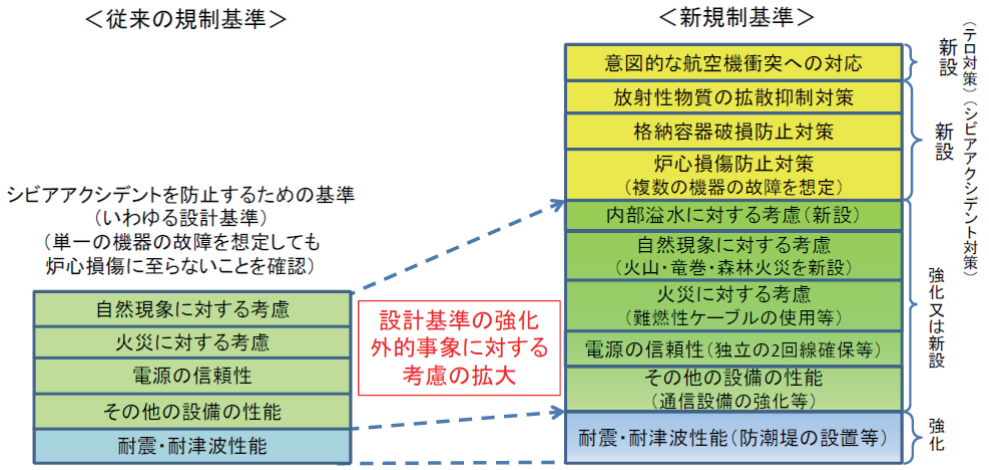

（出所）原子力規制委員会ＨＰ

[4] 原子力施設の安全確保に関する考え方の一つで、安全対策が多層的に構成されていることをいう。この考え方では、ある目標（「異常発生の防止」、「事故発生時の影響の最小化」など）を持ったいくつかの障壁（防護レベル）が設定され、各層ごとの対策が独立して有効に機能することが求められる。

(2) 実用発電用原子炉施設の適合性審査の進捗状況

平成 25 年７月の新規制基準施行を受け、各電力会社は同基準への適合性審査を相次いで申請し、原子力規制委員会において順次審査が進められている。

これまでに各事業者から 27 基の原子炉設置変更許可の申請があり、令和７年１月 10 日現在、17 基が許可（14 基が稼働済み）され、９基が審査中となっている。

なお、原発の再稼働に当たっては、立地自治体の同意[5]が実質的な条件となっている[6]。

（図表２）実用発電用原子炉の新規制基準適合性審査状況（令和７年１月 10 日現在）

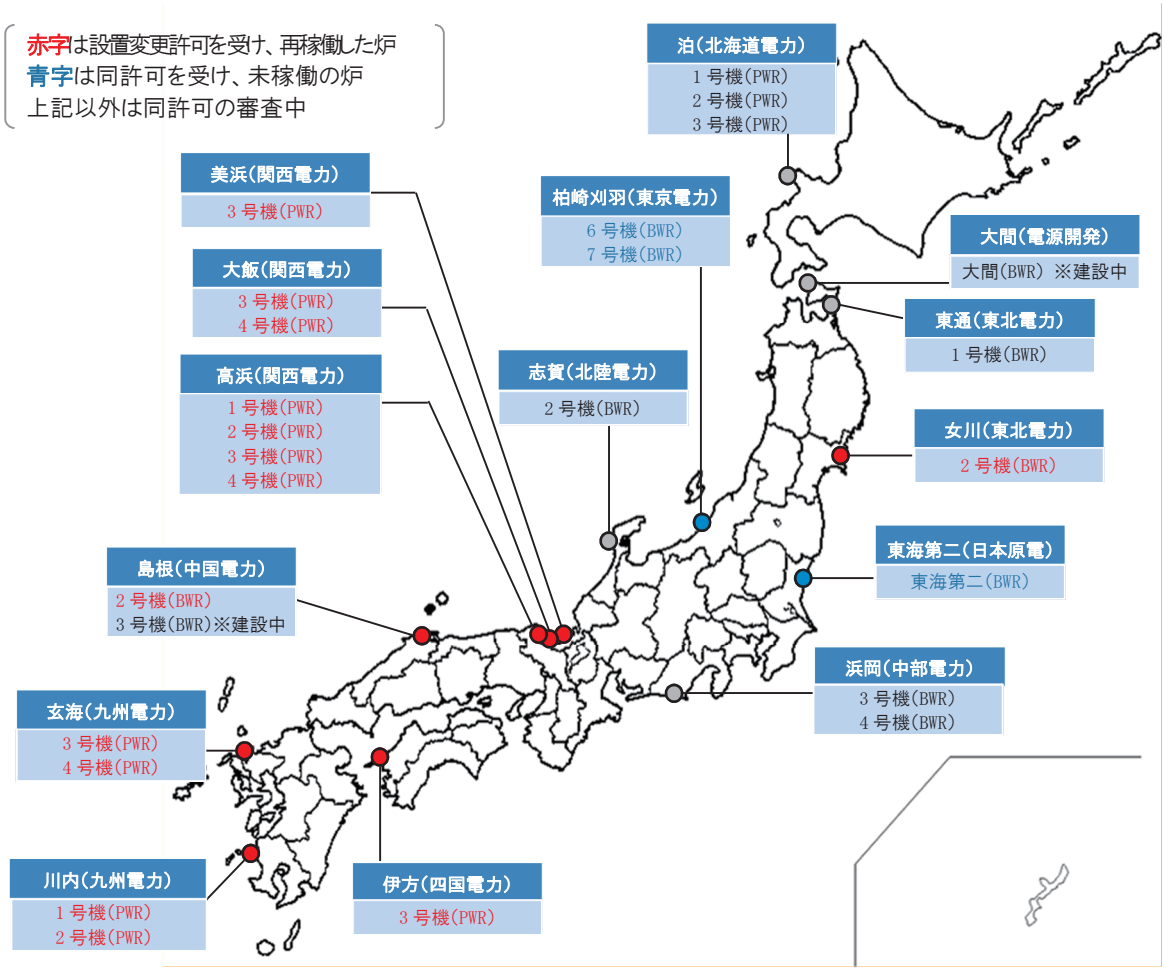

※　我が国で使用している実用発電用原子炉は、蒸気を発生させる仕組みの違いによって沸騰水型炉（ＢＷＲ）と加圧水型炉（ＰＷＲ）の２種類に分けられる。

（出所）原子力規制委員会資料を基に作成

[5] 同意は法定の要件ではないが、設備の新増設や再稼働に当たっては、原子力安全協定に基づき、原子力事業者が事前に立地自治体の同意を得ることが通例となっている。

[6] 避難計画の策定は、地域住民の安全、安心の観点から、原発が稼働するか否かにかかわらず必要であり、しっかりとした避難計画がない中での再稼働は実態として進むことはないとされている（第 211 回国会参議院経済産業委員会会議録第 10 号 10 頁（令 5.5.18）等）。

（図表３）原子炉設置（変更）許可に至った原発の審査経過等（令和７年１月 10 日現在）

会社名	発電炉名	原子炉設置(変更)許可手続		工事計画認可	営業運転再開
		審査申請	審査書決定		
東北電力	女川２	2013.12.27	2020.02.26	2021.12.23	2024.12.26
日本原子力発電	東海第二	2014.05.20	2018.09.26	2018.10.18	
東京電力	柏崎刈羽６	2013.09.27	2017.12.27	2024.09.02	
	柏崎刈羽７	2013.09.27	2017.12.27	2020.10.14	
関西電力	美浜３	2015.03.17	2016.10.05	2016.10.26	2021.07.27
	高浜１	2015.03.17	2016.04.20	2016.06.10	2023.08.28
	高浜２	2015.03.17	2016.04.20	2016.06.10	2023.10.16
	高浜３	2013.07.08	2015.02.12	2015.08.04	2016.02.26
	高浜４	2013.07.08	2015.02.12	2015.10.09	2017.06.16
	大飯３	2013.07.08	2017.05.24	2017.08.25	2018.04.10
	大飯４	2013.07.08	2017.05.24	2017.08.25	2018.06.05
中国電力	島根２	2013.12.25	2021.09.15	2023.08.30	2025.01.10
四国電力	伊方３	2013.07.08	2015.07.15	2016.03.23	2016.09.07
九州電力	玄海３	2013.07.12	2017.01.18	2017.08.25	2018.05.16
	玄海４	2013.07.12	2017.01.18	2017.09.14	2018.07.19
	川内１	2013.07.08	2014.09.10	2015.03.18	2015.09.10
	川内２	2013.07.08	2014.09.10	2015.05.22	2015.11.17

（出所）一般社団法人日本原子力産業協会資料、原子力規制委員会ＨＰを基に作成

原子力規制委員会は、令和６年 11 月 13 日、日本原子力発電敦賀発電所２号機の敷地内断層について、その活動性及び原子炉建屋直下を通過する破砕帯との連続性が否定できず、新規制基準に適合しているとは認められないとする審査書を決定し、これを踏まえ、同発電所２号機の原子炉設置変更許可の申請について、不許可とする決定をした。

(3) 特重施設の設置

新規制基準は、意図的な航空機の衝突等のテロリズムへの対策として、可搬型設備の分散保管・接続を要求している。また、信頼性向上のためのバックアップ対策として、航空機の衝突等の際に遠隔で原子炉の冷却などを行うための「特定重大事故等対処施設」（特重施設）を導入している。

特重施設は、設置期限が原発本体の工事計画認可から５年以内とされているが、大規模な工事が必要なため、設置期限に間に合わないとの見通しが九州、四国、関西電力から示された。これに対して、平成 31 年４月、特重施設の期限内設置が行われない原発について、その設置者に対し、使用停止命令を行う方針が原子力規制委員会によって決定された。

ただし、同年 10 月の原子力規制委員会で、定期検査により使用を停止していることが明らかである発電用原子炉施設には、使用の停止を命ずることはしない方針が了承されている。この結果、電力各社は特重施設が期限内に完成しない発電用原子炉施設の使用を定期検査により停止しているため、原子力規制委員会による停止命令が行われたことはない。

(4) 現行の運転期間延長認可制度（令和５年改正前）

発電用原子炉を運転することができる期間は、原子炉等規制法第 43 条の３の 32 において、運転開始から 40 年とされ、その満了に際し、原子力規制委員会の認可を受けた場合は、１回に限り、20 年を上限として延長することができることとされている。

延長が認められるためには、当該期間において安全性の基準に適合することが求められる。

これまで、関西電力高浜発電所１～４号機、美浜発電所３号機及び日本原子力発電東海第二発電所、九州電力川内原子力発電所１・２号機の運転延長が原子力規制委員会により認可されている。なお、このうち高浜発電所１号機が、令和６年 11 月 14 日に国内で初めて運転開始から 50 年を経過した。

(5) 高経年化した発電用原子炉に関する安全規制の見直し

令和４年８月に開催された政府のＧＸ実行会議[7]において、岸田内閣総理大臣は、ＧＸの推進とエネルギーの安定供給確保の観点から、既設原発の長期運転等について検討を加速するよう指示した。

この指示を受けた政府内における検討、同会議の取りまとめを経て令和５年２月、「ＧＸ実現に向けた基本方針」が閣議決定された。この中では既存原発を可能な限り活用するため、現行制度と同様に、「運転期間は 40 年、延長を認める期間は 20 年」との制限を設けた上で、原子力規制委員会による厳格な安全審査が行われることを前提に、一定の停止期間に限り、追加的な延長を認めることとされた。

他方、上記のような運転期間の在り方の検討が進められる中、原子力規制委員会は、どのような運転期間の定めになろうとも高経年化した発電用原子炉に関する安全規制を引き続き厳格に実施できるよう検討を行い、令和５年２月に高経年化した発電用原子炉に関する安全規制の概要及び同安全規制を盛り込んだ原子炉等規制法改正案を取りまとめた。

そして、これらの基本方針の内容や原子炉等規制法改正案を含む「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案」（ＧＸ脱炭素電源法案）が第 211 回国会に提出され、同年５月 31 日に成立した[8]。この中で既存原発の活用については、運転期間は 40 年、延長を認める期間は 20 年とした原子炉等規制法上の枠組みを維持した上で、運転期間のカウントから他律的な要因によって止まっていた一定の停止期間に限り 60 年の運転期間のカウントから除外することを認める制度を設けるなどの措置を講じている。この運転期間の定めについては、電気事業法に新たに設けられており、これまで原子炉等規制法に置かれていた規定（(4)参照）は削除されている。

また、高経年化した発電用原子炉に関する新たな安全規制として、運転開始後 30 年を超えて運転しようとする発電用原子炉に対して、10 年を超えない期間ごとに、事業者があら

---

[7] 化石燃料中心の経済・社会、産業構造をクリーンエネルギー中心に移行させ、経済社会システム全体の変革、すなわちＧＸ（グリーントランスフォーメーション）を実行するべく、必要な施策を検討するため、令和４年７月より政府が開催している会議。内閣総理大臣（議長）と関係大臣、有識者から構成されている。

[8] 本年６月６日から本格施行される予定となっている。

かじめ施設の劣化を管理するための計画（長期施設管理計画）を策定して原子力規制委員会の認可を受けることを義務付けることとされた[9]。

（図表４）高経年化原子炉の安全を確保するための制度

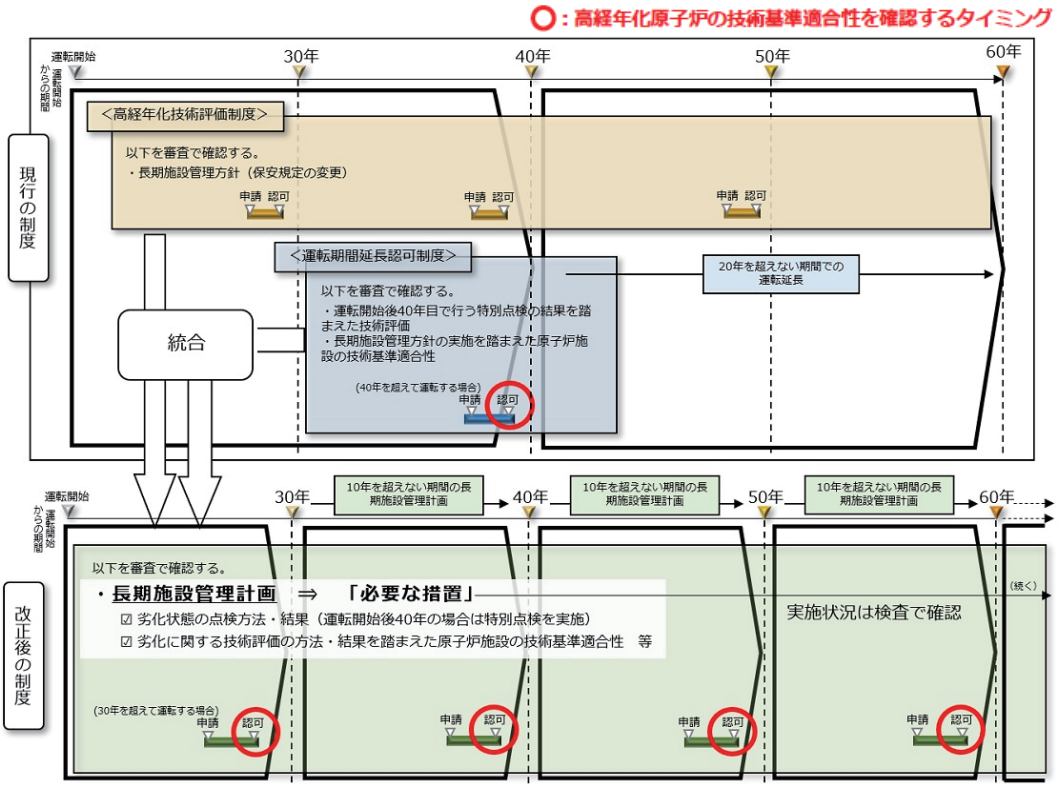

（出所）原子力規制委員会ＨＰ

３　原子力規制検査制度

(1) 現行の検査制度

平成 29 年の第 193 回国会において改正された原子炉等規制法により、事業者検査及び原子力規制検査等の見直しを始めとする原子力事業者等に対する検査制度の見直しに関する規定等が整備され、現行の検査制度（原子力規制検査）が令和２年４月１日に施行された。

それまでの検査制度には事業者が安全を確保するという一義的責任を負っていることが不明確などの問題点があったが、改正後の制度では、事業者自らに検査義務等を課した上で原子力規制検査が行われている。

これにより、原子力規制庁が、事業者に対し、自ら改善活動を積極的かつ的確に運用することを求めた上で、原子力規制検査を行うことで、事業者の弱点や懸念点等に注視して監督を行えるようになり、安全上の影響が大きい事象に至る前に改善に結びつくことが期待されている。

[9] 電力会社が運転開始から 30 年を超えて運転しようとする場合に必要な審査の申請については、令和５年 10 月１日から受付が開始されている。

（図表５）原子力規制検査における監視業務の概略フロー

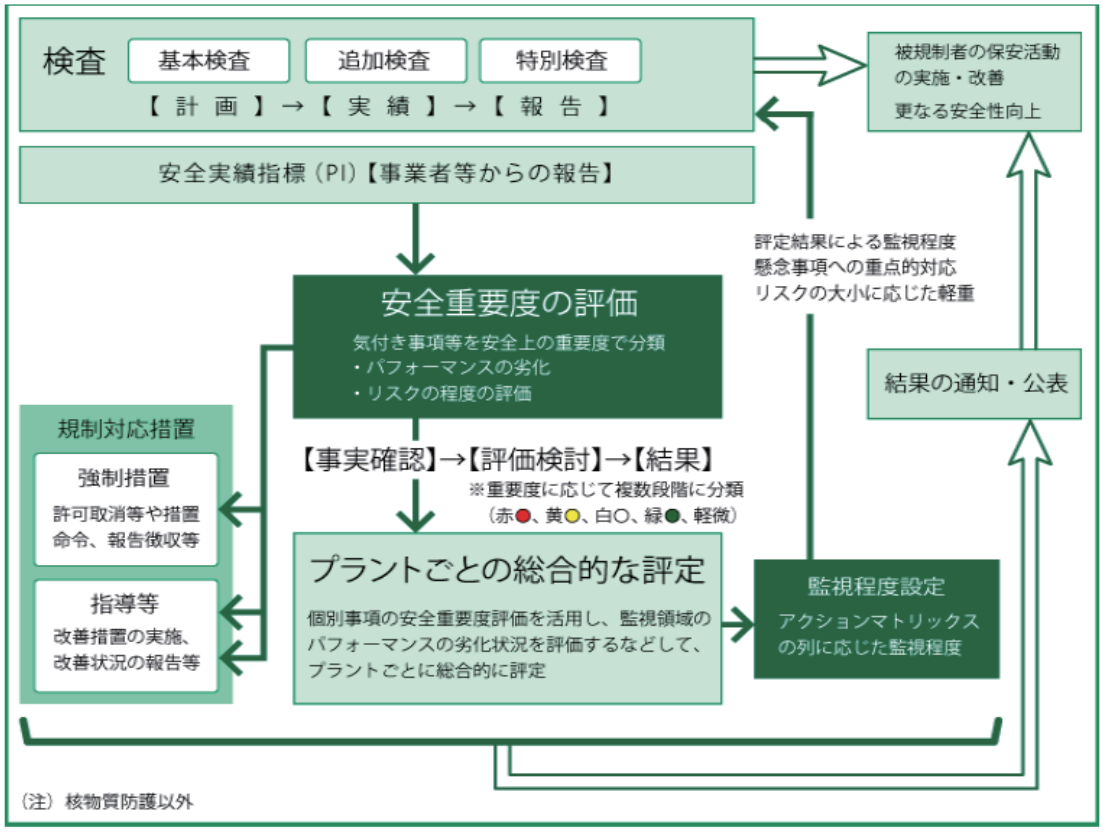

（出所）原子力規制委員会ＨＰ

(2) 東京電力柏崎刈羽原子力発電所に対する原子力規制検査の状況

東京電力柏崎刈羽原子力発電所では、令和２年度において、①東京電力社員が他人のＩＤカードを使用して防護区域にある中央制御室まで入域した事案と②核物質防護設備の機能の一部が喪失し、複数箇所において不正侵入を検知できない可能性がある状態となっていた事案が発覚した。

原子力規制委員会は令和３年４月、同発電所における特定核燃料物質の移動を禁止する是正措置命令を発出するとともに追加検査を開始した。その後、令和５年 12 月の原子力規制委員会において、追加検査報告書が了承され、是正措置命令の解除が決定された。

なお、同発電所の再稼働については、令和６年９月、政府の原子力関係閣僚会議が、再稼働に向けた対応として、避難路や屋内退避施設の整備など、避難対策の実効性向上に向けた具体的方針を決定している。

４　東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組

(1) 廃止措置等の実施に向けた基本方針等

東京電力福島第一原子力発電所は６基全てで廃炉が決定しており、「東京電力ホールディングス（株）福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」（以下「ロードマップ」という。）（令和元年 12 月改訂版）に基づき、廃炉に向けた取組が進められている。

ロードマップでは、同発電所の安定化に向けた取組を３期に分けて実施することとしており、令和６年９月 10 日から２号機の燃料デブリの試験的取り出しに着手したことにより、現在は最終段階の第３期の工程に入っている。

(2) 燃料デブリの試験的取り出し

同発電所１～３号機では、事故により溶融した燃料や原子炉内構造物等が冷えて固まった「燃料デブリ」が原子炉内の広範囲に存在していることが分かっており、その総量は880トンと推定されている。現状では、原子炉建屋内は線量が非常に高く、燃料デブリの所在や状態を直接確認できる状況にないが、燃料デブリ取り出しに向け、遠隔操作機器・装置等による除染や内部状況調査が進められてきた。

平成31年２月、２号機において、燃料デブリと思われる堆積物を機器による遠隔操作で掴んで動かせることが確認された。これを踏まえ、ロードマップにおいては、最初に燃料デブリ取り出しに着手する号機を２号機とし、令和３年内に開始すること、その後、段階的に取り出し規模の更なる拡大を図っていくことが示された。

一方で、新型コロナウイルスの感染拡大による準備作業への影響や取り出しに使用するロボットアームの開発や設計の見直し等により、取り出し開始時期の延期が続いていたが、令和６年９月、試験的取り出しに着手し、同年11月には、約0.7グラムのデブリの回収に成功した。回収されたデブリは、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（ＪＡＥＡ）の大洗原子力工学研究所において、その成分等について分析が行われ、同年12月、ＪＡＥＡは、核燃料成分であるウランの成分が検出されたと発表した。なお、ＪＡＥＡは、デブリをさらに大型放射光施設「SPring-8」など、４つの施設に分配し、５施設で詳細に分析することとしている。

(3) 汚染水・処理水対策

ア　汚染水問題への対応

原子炉建屋内では、原子炉内に注水して冷却を続けることで低温の安定状態を維持しているが、この放射性物質に汚染された水が建屋に流入した地下水と混ざり合うことで、日々新たな汚染水が発生している。このため、平成25年９月に原子力災害対策本部が「東京電力（株）福島第一原子力発電所における汚染水問題に関する基本方針」を決定し、①汚染源を「取り除く」、②汚染源に水を「近づけない」、③汚染水を「漏らさない」という３つの基本方針に沿って対策が進められている。

汚染源に水を「近づけない」対策は、建屋への地下水等の流入を抑制することにより汚染水の発生量の低減を図るものである。ロードマップでは、汚染水の発生量を2025（令和７）年内に１日当たり100㎥程度に抑制することが掲げられていたが、令和５年度の実績では１日当たり約80㎥の発生量となり、目標は前倒しで達成された。今後は、2028（令和10）年度までに１日当たり約50～70㎥に抑制することを目指すとされている。

汚染源を「取り除く」対策として、原子炉建屋内に滞留している汚染水は、多核種除去

設備（ＡＬＰＳ）[10]などを含む複数の浄化設備で処理されている。汚染水を浄化処理し、放射性物質の大部分を取り除いたＡＬＰＳ処理水[11]には、ＡＬＰＳ等の浄化設備で除去できず放射性物質の環境放出に関する規制基準値を超えるトリチウム[12]が含まれるため、その取扱いについて検討が重ねられてきた。

イ　ＡＬＰＳ処理水の海洋放出

敷地内のタンクに貯蔵されているＡＬＰＳ処理水等については、令和２年12月に約137万㎥のタンクの設置が完了しているが、東京電力の試算（令和５年４月27日）によれば、令和６年２月頃から６月頃にはタンクが満杯になる見通し[13]とされていた。

ＡＬＰＳ処理水の処分方法について、政府の「多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会」における議論が３年以上かけて行われた結果、令和２年２月、「実績のある水蒸気放出及び海洋放出が現実的な選択肢である」こと等を内容とする報告書が取りまとめられた。

同報告書を踏まえ、政府は、令和３年４月に開催した「廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議」において、処分方法としては、国内での実績がある点やモニタリング等を確実に実施可能とされている点を評価して、２年後を目途に、ＡＬＰＳ処理水を海洋放出する基本方針を決定した。

基本方針では、海洋放出の具体的な方法として、風評影響を最大限抑制するため、トリチウムの濃度は、サブドレン等の排水濃度の運用目標（１Ｌ当たり1,500ベクレル未満）[14]と同水準まで海水で希釈することとし、海洋放出の実施に当たっては、周辺環境に与える影響等を確認しつつ、慎重に少量での放出から開始して客観性・透明性を最大限高めるべく放出前・放出後のモニタリングを強化・拡充することとしている。

令和３年12月に、東京電力は、ＡＬＰＳ処理水希釈放出設備等に係る実施計画を原子力規制委員会に申請した。同実施計画は、令和４年７月、原子力規制委員会より認可され、翌８月には、設備の本格工事が開始された。

その後、令和５年６月にＡＬＰＳ処理水希釈放出設備等の工事が完了し、７月に原子力規制委員会による設備の使用前検査が終了した。また、同月には、ＡＬＰＳ処理水の安全性レビューを行ってきたＩＡＥＡが「海洋放出に対する取組及び、東京電力、原子力規制

---

[10] 薬液による沈殿処理や吸着材による吸着など、化学的・物理的性質を利用した処理方法で、トリチウムを除く62種類の放射性物質を国の安全基準を満たす水準まで取り除くことができる設備。

[11] トリチウム以外の放射性物質が、環境放出の際の規制基準値を確実に下回るまで、ＡＬＰＳ等で浄化処理した水を指す。令和３年４月のＡＬＰＳ処理水の処分に関する基本方針の決定を機に風評被害防止を目的にＡＬＰＳ処理水の定義が変更された。なお、ＡＬＰＳ等で浄化処理したものの、規制基準を上回る水については「処理途上水」と呼び、これらも敷地内のタンクに貯蔵されている。

[12] 三重水素とも呼ばれるトリチウムは、水素の放射性同位体で、極めて弱いベータ線を放出する。核分裂や放射化によっても生成するが、宇宙線でも発生するため、自然界にも存在する。その多くが水の形で拡散し、原子炉や再処理施設の排気・排水中にも含まれる。トリチウムを含む水は、生物学的半減期が10日で、体内に取り込んだ場合も速やかに体外に排出され、特定の臓器に蓄積することはないとされている。

[13] 令和５年度以降の汚染水増加量を１日当たり120㎥±20㎥と仮定した場合の試算。

[14] トリチウム濃度の規制基準値は１Ｌ当たり60,000ベクレルであるため、海洋放出されるＡＬＰＳ処理水のトリチウム濃度は規制基準値の40分の１の水準となる。

委員会及び日本政府による関連の活動は、関連する国際安全基準に合致している」と結論付けた包括報告書を公表した。

このような状況を踏まえ、政府は同年８月22日、関係閣僚等会議を開催し、東京電力に対して速やかに海洋放出開始に向けた準備を進めるように求め、放出の開始は８月24日を見込むと示し、東京電力は同日に海洋放出を開始した。その後は断続的に放出を続けており、令和６年11月５日現在、放出された処理水は累計で約78,000㎥となっている。

なお、福島第一原発の周辺の海域等では、政府のモニタリング調整会議が策定した総合モニタリング計画等を踏まえ、関係省庁や福島県、東京電力等が連携して環境中に放出された放射性物質の拡散や移行等の状況の把握を目的として、セシウムやストロンチウム、トリチウムを中心に海域モニタリングを実施し、その濃度を計測・公表している。

放出開始後の海水中のトリチウム濃度は、運用上の上限値を下回っている。

ＩＡＥＡによる海洋放出開始後のレビューミッションは、令和５年10月（１回目）、令和６年４月（２回目）[15]及び12月（３回目）に行われ、計画どおりの放出が安全に行われていることが確認されたとしている。

５　原子力災害対策

現行の原子力災害対策は、原子力規制委員会が策定した「原子力災害対策指針」に基づき、原子力災害対策重点区域等が設定され、緊急時には定められた基準に則って避難や屋内退避等の防護措置が実施されることとなっている。

（図表６）原子力災害対策重点区域

ＯＰＡＺ：予防的防護措置を準備する区域（即時避難区域）
原子力施設から概ね半径5km圏内（発電用原子炉の場合）。
放射性物質が放出される前の段階から予防的に避難等を行う。

ＯＵＰＺ：緊急防護措置を準備する区域（避難準備区域）
PAZの外側の概ね半径30km圏内（発電用原子炉の場合）。
・全面緊急事態となった場合、放射性物質の放出前の段階において、住民の屋内退避を実施。
・放射性物質の放出後、原子力災害対策本部が緊急時モニタリングの結果に基づき空間放射線量率が一定値以上となる区域を特定し、同本部長（総理大臣）の指示を受け一時移転等を実施。

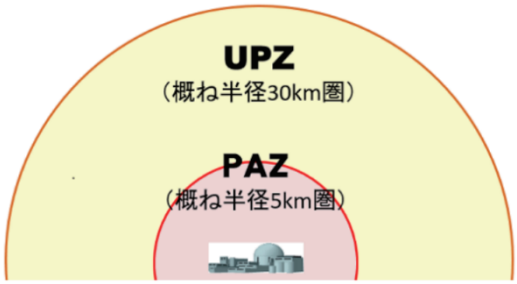

（出所）内閣府ＨＰを一部加工

[15] 令和６年７月には、ＩＡＥＡからレビューミッションの報告書が公開された。同報告書では、処理水放出の実施が国際安全基準と合致していることが確認されたとしている。

地方公共団体は、地域防災計画（原子力災害対策編）を策定する際には、上記ＰＡＺ及びＵＰＺの数値を一つの目安として、地勢、行政区画等及び施設の特徴を勘案して原子力災害対策重点区域を設定することとされている。また、地方公共団体は、地域防災計画等に基づき避難方法や経路等に関して避難計画を策定している。

地域防災計画・避難計画の策定に当たっては、原発が立地する13の地域ごとに内閣府が設置した「地域原子力防災協議会」及びその作業部会において、その具体化・充実化の取組が行われている。同協議会において、各自治体の避難計画を含む当該地域の「緊急時対応」が取りまとめられ、原子力災害対策指針等に照らして具体的かつ合理的であることが確認された上で、全閣僚と原子力規制委員長等で構成される「原子力防災会議」に確認結果が報告され、「緊急時対応」に対する国としての了承が行われる。

これまで、「原子力防災会議」において、地域の緊急時対応の確認結果が了承されたのは、川内、伊方、高浜、泊、玄海、大飯、女川、美浜及び島根の計９地域となっている。

原子力災害対策指針では、万が一、原子力発電所が全面緊急事態[16]となった場合、ＵＰＺ内の住民は被ばく低減を目的とする防護措置として屋内退避をすることとしているが、同指針では、放射性物質の放出後に空間放射線量率を踏まえた避難や一時移転の実施が定められているものの、屋内退避の解除や避難への切替えの判断は示されていないことから、原子力規制委員会において、自治体との意見交換や能登半島地震の状況等を踏まえ、屋内退避の実施や解除等の判断の在り方に関する検討が行われており、令和６年10月18日には検討チーム[17]において中間まとめ案が了承された。中間まとめでは、①屋内退避は３日間継続できることを１つの目安として、さらなる継続の可否を判断すること、②屋内退避から避難への切替えは、地方自治体からの情報提供等を踏まえて国が総合的に判断することなどが示された。検討チームは、今後、地方自治体の意見も聞きつつ、同年度中を目途に報告書の取りまとめを行うことを目指している。

６　核燃料サイクル

(1) 核燃料サイクルの仕組み

我が国は、資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する核燃料サイクルの推進を基本的方針としている。

核燃料サイクルとは、原子力発電所から発生する使用済燃料の中からウランやプルトニウムといった燃料として再利用可能な物質を取り出し（再処理）、ウランやプルトニウムを混ぜ合わせた「ＭＯＸ燃料」と呼ばれる燃料に加工して、もう一度発電に利用することをいい、現在の原発（軽水炉）にＭＯＸ燃料を使用することを「プルサーマル」という。ＭＯＸ燃料を現在の原発で使用するサイクルを軽水炉[18]サイクル、高速炉を開発しＭＯＸ燃

[16] 原子力施設で冷却機能喪失などの事象が発生し、住民に放射線による影響が生じる可能性が高い段階。

[17] 原子力災害時の屋内退避の運用に関する検討チーム

[18] 軽水（普通の水）が減速材と冷却材に兼用されており、濃縮ウランが燃料に用いられる。軽水炉は世界の原子力発電の主流となっており、蒸気を発生させる仕組みの違いによって沸騰水型炉（ＢＷＲ）と加圧水型炉

料を使用するサイクルを高速炉[19]サイクルという。

現在、再稼働を経て営業運転している12の原発のうち、ＭＯＸ燃料を使用する炉（プルサーマル炉）は４基ある。

(2) 使用済燃料の貯蔵

再処理が行われるまで使用済燃料を安全に管理することは核燃料サイクルの重要なプロセスとなっている。使用済燃料は、各原子力発電所の貯蔵プールなどで貯蔵・管理されているが、令和６年９月末で各原子力発電所には16,830tU（トンウラン：金属ウランの重量を示す単位）が存在し、貯蔵容量がひっ迫している状況にあり、敷地内の乾式貯蔵施設の設置、使用済燃料プールのリラッキング[20]をはじめ、中間貯蔵施設の建設など、使用済燃料の貯蔵能力の拡大に向けた取組が実施されている。

使用済燃料の乾式貯蔵施設[21]については、令和２年９月に四国電力伊方原子力発電所、令和３年４月に九州電力玄海原子力発電所における設置変更許可が原子力規制委員会からなされている。

中間貯蔵施設については、東京電力と日本原子力発電の両社が設立したリサイクル燃料貯蔵株式会社（ＲＦＳ）のむつ中間貯蔵施設が令和２年11月に原子力規制委員会から使用済燃料貯蔵事業の変更許可を受けている。令和６年８月には、青森県及びむつ市とＲＦＳ間で操業に向けて貯蔵施設の使用期間を50年とすること等を盛り込んだ安全協定等が締結され、翌９月に東京電力柏崎刈羽原子力発電所から同中間貯蔵施設へ使用済燃料を収納した金属キャスク１基（約12tU）が輸送された。その後、原子力規制委員会の使用前確認を経て、11月６日に確認証が交付されたことを受け、同日より中間貯蔵施設の事業が開始された。

また、令和５年８月、山口県上関町は、中間貯蔵施設の立地可能性調査に関する中国電力からの申入れ[22]に対して受入れを表明しており、中国電力による地質の調査等が行われている。

(3) 使用済燃料の再処理

使用済燃料の再処理、ＭＯＸ燃料の加工等は、青森県六ヶ所村にある日本原燃六ヶ所再処理施設を始めとする関連施設で行われる予定となっている。発電用原子炉以外の新規制

（ＰＷＲ）の２種類に分けられる。

[19] 高速炉は、核分裂により発生する高速中性子による核分裂連鎖反応を用いて発電する原子炉である。従来の軽水炉とは異なり、減速材は使用せず、冷却材には中性子を減速・吸収しにくいナトリウムを使用し、原子炉で発生した熱で水を蒸気に変えタービンを回す。
高速増殖炉は、高速炉の一種で、高速中性子による核分裂反応を用いてウラン238からプルトニウム239を生産することで、発電により使用する燃料より多くの燃料を新たに生成することができるとされている。

[20] 使用済燃料プールの大きさを変えることなく、使用済燃料の貯蔵ラックの間隔を狭めることにより貯蔵能力を増やすことを指す。

[21] 貯蔵用プールで水を循環させ冷却する湿式貯蔵によって十分冷却された使用済燃料を、金属製の頑丈な容器（乾式キャスク）に収納し、空気の自然対流によって冷却する貯蔵方法。

[22] 調査・検討は、中国電力と関西電力との共同開発を前提に進めるとしている。

基準に基づいて審査が行われ、六ヶ所再処理施設は令和２年７月に、ＭＯＸ燃料加工施設については、同年12月に事業の変更許可がなされた。現在は、使用済燃料の再処理施設等が未完成のため、フランスで再処理・加工されたＭＯＸ燃料を使用したプルサーマルが行われているが、今後、設備の工事計画の認可等を経て、竣工、稼働すれば、年間約800トンの使用済燃料を処理することが可能とされている。

(4) 高速炉開発

我が国における高速炉開発については、日本原子力研究開発機構の高速増殖原型炉「もんじゅ」が平成６年に初臨界に達したが、平成７年に発生したナトリウム漏えい事故等のトラブルが相次ぎ、平成28年、原子力関係閣僚会議において、もんじゅの廃止移行措置が決定し、平成30年３月に原子力規制委員会により廃止措置計画が認可された。平成19年より運転を停止している同機構の高速実験炉「常陽」については、現在、実験炉のための研究開発等に向けた運転再開を目指しており、令和５年７月に原子力規制委員会より原子炉設置変更許可を受けている。

７　高レベル放射性廃棄物の処理・処分に関する取組

高レベル放射性廃棄物の処分方法については、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」（平成12年法律第117号。以下「最終処分法」という。）に基づき、地下300m以深の安定的な地層中に処分すること等が定められている。また、最終処分法に基づき、高レベル放射性廃棄物の最終処分施設建設地の選定、最終処分施設の建設と管理、最終処分、処分場の閉鎖、閉鎖後の管理等の実施主体として、原子力発電環境整備機構（ＮＵＭＯ）が平成12年10月に設立され、事業に当たっている。

最終処分法では、処分地の選定プロセスとして、①概要調査地区の選定（文献調査）、②精密調査地区の選定（概要調査）、③最終処分施設建設地の選定（精密調査）という３段階のプロセスを経ることが定められている。

（図表７）処分地選定のプロセス

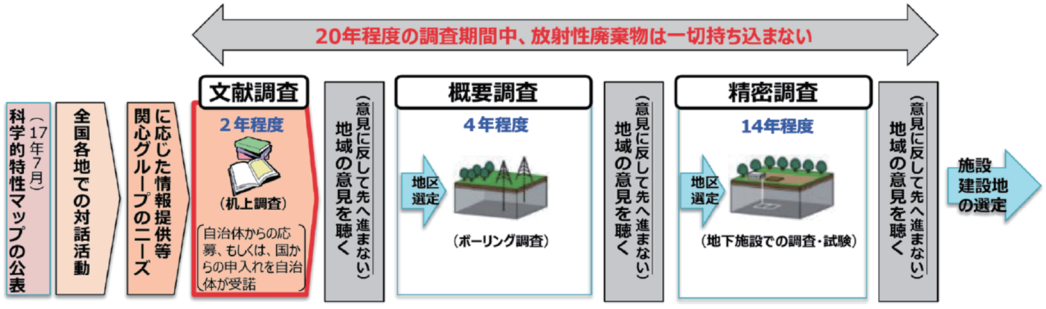

（出所）経済産業省ＨＰ

また、最終処分法に基づき、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針」が策定されており、平成27年の改定においては、現世代の責任で地層処分を前提に取組を進めること、地域の地下環境等の科学的特性を国から提示すること等を通じ、国民や地域の理解と

協力を得ていくことに努めること等とされた。

同方針の下、地下環境の科学的特性を提示するための要件・基準が政府において議論され、地層処分に関する地域の科学的特性を全国地図の形で示した「科学的特性マップ」が平成29年７月に公表された。同マップは、地層処分の仕組みや地質環境等についての国民的理解を深めるために、文献等により一律の基準で特性の有無を処分地の可能性として評価したものである。

処分地選定までには、処分の実施主体であるＮＵＭＯにより、様々な要素を含めて法律に基づいた段階的な調査（文献調査、概要調査、精密調査）等がなされる必要がある。そこで、科学的特性マップの公表後、最終処分事業の更なる理解の促進を図るため、ＮＵＭＯと国によって全国各地で対話活動が進められている。

また、令和２年11月より北海道寿都町と神恵内村で実施されていた文献調査に関し[23]、ＮＵＭＯは、文献調査の報告書を取りまとめ、令和６年11月に、北海道並びに寿都町及び神恵内村に報告書を提出し、本年２月まで北海道内各地において説明会を開催する予定としている。

また、佐賀県玄海町では、令和６年５月、国からの文献調査の申入れに対して脇山玄海町長が文献調査を受け入れる考えを表明し、翌６月から文献調査が開始されている[24]。

次の概要調査に進む場合には、最終処分法において、経済産業大臣が都道府県知事及び市町村長の意見を聴き、それを十分に尊重しなければならない旨が規定されており、その意見に反して次の調査に進むことはないとされている。北海道は、「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」を平成12年に制定し、同条例において、特定放射性廃棄物の持込みは慎重に対処すべきであり、受け入れ難いことを宣言している。

なお、政府は、上記基本方針を令和５年４月28日に改定し、その中で、最終処分に向けた取組強化策として、①関心自治体の掘り起こしのための全国行脚とＮＵＭＯの地域体制強化、②関心等を有する自治体との協議の場の設置、③関心地域における文献調査受入れ判断の前段階からの地元関係者への段階的な申入れ、④文献調査受入れ自治体等への政府一丸となった支援などを示している[25]。

内容についての問合せ先

原子力問題調査特別調査室　荒井首席調査員（内線 68790）

[23] 文献調査については、令和５年９月 12 日、長崎県対馬市議会で文献調査受入れ促進を求める請願が採択されたが、同月 27 日に比田勝市長は同調査を受け入れない方針を表明した。

[24] なお、最終処分場について、山口佐賀県知事は、新たな負担を受け入れる考えはない旨を表明している。

[25] 改定内容の要旨は令和５年２月のＧＸ実現に向けた基本方針と令和５年７月のＧＸ推進戦略の二つの閣議決定にも盛り込まれている。

地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会

地域・こども・デジタル特別調査室

１　地域活性化

(1) 地方創生

ア　背景

我が国は、急速に人口減少・少子高齢化が進行しており、生産年齢人口の減少[1]が、我が国の経済成長の制約になることが懸念されている。加えて、地方からの人口流出と東京圏（東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県）への人口集中が続いており、地方の人手不足や地域産業の衰退等が大きな課題となっている[2]。

このため、政府は、平成26年以降、①活力ある地域社会の実現、②東京圏への一極集中の是正などを目標に掲げ、地方創生（まち・ひと・しごと創生[3]）の取組を進めており、地方自治体による地方創生の取組を積極的に支援してきた。

地方創生関連の主な支援策（地方創生の交付金は**エ**参照）

事業名	概　　要
企業版ふるさと納税 【令和６年度まで[4]】	○地方自治体の地方創生の取組に法人が寄附を行った場合、寄附額の６割相当額を法人住民税・法人事業税等の税額から控除（損金算入措置による軽減効果と合わせて、寄附額の約９割相当額を軽減）
地方拠点強化税制 【令和７年度まで】	○事業者が本社機能を有する業務施設（事務所、研究所等）を①東京23区から移転する場合、②三大都市圏の中心部以外の地域において拡充する場合等に、法人税等の課税の特例（オフィス減税・雇用促進税制）により支援
地方創生移住支援事業 【補助率1/2】	○東京23区在住者又は通勤者が、地方へ移住して起業や就業等を行う場合（テレワークにより移住前の業務を継続する場合を含む。）に、移住支援金（最大100万円＋子供１人当たり最大100万円）を支給
地方創生起業支援事業 【補助率1/2】	○地域の課題解決に資する社会的事業を新たに起業等する者に対して起業等のための伴走支援と起業支援金（最大200万円）を支給
地方創生人材支援制度	○地方創生に積極的に取り組む市町村に対し、意欲と能力のある国家公務員、大学研究者、民間専門人材を市町村長の補佐役として派遣

（内閣府地方創生推進事務局資料等を基に当室作成）

岸田内閣発足（令和３年10月）以降は、デジタル技術の活用による地方の社会課題の解決や魅力の向上を実現することで、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す「デジタル田園都市国家構想」が推進され、地方創生の取組についても、デジタルの力に

---

[1] 生産年齢人口（15～64歳人口）は、平成７年（8,716万人）をピークに減少しており、令和２年国勢調査では7,509万人（平成７年比1,208万人減）となっている。

[2] 東京圏の転入超過数の大半は若年層（15～29歳）が占めているため、地方の若い世代が出生率の低い東京圏に流出することにより、我が国全体の少子化・人口減少を加速化させているとの指摘もある。

[3] 政府は、「地方創生」と「まち・ひと・しごと創生」は「同じもの」としている（第187回国会衆議院地方創生に関する特別委員会議録第３号26頁（平26.10.15）石破地方創生担当大臣（当時）答弁）。

[4] 「令和７年度税制改正の大綱」（令和６年12月閣議決定）において、制度改善策（寄附活用事業について、実施に当たってのチェック機能の強化、実施状況の透明化等）を講じることを前提に、税額控除の特例措置を３年間（令和９年度まで）延長することとされた。

よって加速化・深化させることとされた。

しかし、これらの地方創生10年の取組にもかかわらず、人口減少や東京圏への一極集中などの大きな流れを変えるには至らなかった[5]。

イ　石破内閣の発足と地方創生2.0

令和６年10月１日、「地方を守る」との方針を掲げた石破内閣が発足した。石破内閣総理大臣は、同月４日の所信表明演説において、地方創生をめぐる成果と反省を活かし、「地方創生2.0」として再起動させると述べた上で、具体的な取組として、①地方創生の交付金を当初予算ベースで倍増することを目指す、②少子高齢化や人口減少に対応するため、「新しい地方経済・生活環境創生本部」を創設し、今後10年間集中的に取り組む「基本構想」を策定するなどとした。

これを受け、同月11日には、経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策を講ずるため、「新しい地方経済・生活環境創生本部」（本部長：内閣総理大臣）が設置され、同本部は、同年12月24日、地方創生2.0の「基本的な考え方」を決定した。

ウ　地方創生2.0の「基本的な考え方」

地方創生2.0の「基本的な考え方」では、「地方創生2.0起動の必要性」や「これまでの取組の反省」などを整理した上で、当面は人口・生産年齢人口が減少するという事態を正面から受け止めた上で、人口規模が縮小しても経済成長し、社会を機能させる適応策を講じていくことや、「若者・女性に選ばれる地方（＝楽しい地方）」をつくることを主眼とすることなどを検討の方向性として掲げた。加えて、下表のとおり、基本構想の５本柱を示し、これに沿った政策体系を検討し、令和７年夏に「基本構想」を取りまとめるとした。

地方創生2.0の基本構想の５本柱（概要）

①安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生	③付加価値創出型の新しい地方経済の創生
○「若者・女性にも選ばれる地方（＝楽しい地方）」をつくる ○地域のコミュニティ、日常生活に不可欠なサービスを維持 ○災害から地方を守るための事前防災、危機管理に取り組む	○地域資源を最大限活用した高付加価値型の産業・事業を創出 ○地方起点で成長し、ヒト・モノ・金・情報の流れをつくるエコシステムを形成
②東京一極集中のリスクに対応した人や企業の地方分散	**④デジタル・新技術の徹底活用**
○企業や大学の地方分散や政府機関等の移転などに取り組む。 ○地方への移住や企業移転、関係人口の増加など人の流れを創り、東京圏への過度な一極集中の弊害を是正	○デジタル基盤の構築等を支援し、生活環境の改善につなげる ○デジタル技術の活用や地方の課題を起点とする規制・制度改革を大胆に進める
	⑤「産官学金労言」の連携など、国民的な機運の向上
	○地域自らが考え、行動を起こすための合意形成に努める取組を進める ○地方・都市間等で人材シェアの流れをつくる

（地方創生2.0の「基本的な考え方」を基に当室作成）

[5] 内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局・内閣府地方創生推進事務局「地方創生10年の取組と今後の推進方向」（令和６年６月10日）

エ　「新しい地方経済・生活環境創生交付金」の創設

平成28年度の地方創生推進交付金の創設以来、歴代の内閣は、各種の地方創生の交付金によって、地方自治体の自主的・主体的な取組を分野横断的に支援しており、その予算規模は、当初予算において毎年度1,000億円、補正予算において各年度600億円から900億円が計上され、令和６年度当初予算時点で総額1.4兆円となっていた。

このうち、岸田内閣時には、複数の地方創生の交付金を統合して、デジタル田園都市国家構想交付金（令和５年度補正予算：735億円、令和６年度当初予算：1,000億円）が創設され、同交付金には、①デジタル実装タイプ（デジタル実装に必要な経費を支援）、②地方創生推進タイプ（地方創生に資するソフト事業等を支援）、③地方創生拠点整備タイプ（地方創生に資する拠点施設の整備等を支援）、④地域産業構造転換インフラ整備推進タイプ（半導体等の大規模生産拠点整備を支援）の４種類が設けられた。

これに対し、石破内閣は、令和６年度補正予算（令和６年12月成立）において、「地方創生の交付金を当初予算ベースで倍増」する先行的な取組として、「新しい地方経済・生活環境創生交付金」（以下「新地方創生交付金」という。）を創設し、1,000億円を計上した。次いで、令和７年度予算においても、同交付金2,000億円（前年度1,000億円）を措置した。

新地方創生交付金は、補正予算分では①第２世代交付金、②デジタル実装型、③地域防災緊急整備型、④地域産業構造転換インフラ整備推進型の４種類が設けられたが、当初予算分は①第２世代交付金の１種類とされた。現時点で第２世代交付金の詳細は不明であるが、当初予算分については、地方自治体からの申請は一本で受け付け、国において事業内容を確認の上、「ソフト事業」「拠点整備事業」「インフラ整備事業」に振り分けて支援を行うとされている[6]。また、③地域防災緊急整備型（補正予算分）は、従来の地方創生の交付金にはなかったもので、避難所の生活環境を抜本的に改善するため、地方自治体の先進的な防災の取組への支援を行うものとされている。

オ　令和の日本列島改造

石破内閣総理大臣は、令和７年１月６日の年頭記者会見において、地方創生2.0を「令和の日本列島改造」と位置付け、強力に推し進めるとした上で、そのための施策として、「防災庁」も含めた政府機関の地方移転、国内最適立地を強力に推進するとし、これまでの取組[7]を検証しつつ、地方からの提案を改めて募り、順次結論を出していくとした。

そのほか、石破内閣総理大臣は、若者・女性にも選ばれる地方にしていく観点から、企業の本社機能の移転等を実現する環境整備を積極的に進めるとしたほか、都市と地方といった２地域を拠点とする活動を支援していくとし、まずは、国の若手職員による二拠点活動を支援する制度を新設するなどとしている。

---

[6] 財務省「令和７年度予算のポイント」（令和６年12月27日）

[7] 政府機関の地方移転については、平成27年３月から８月まで、東京圏を除く道府県に対して、誘致を希望する政府関係機関についての提案募集を行い、当該提案を踏まえ、平成28年には、中央省庁について、①全面的移転１件（文化庁（京都府））、②本庁の拠点整備等２件（消費者庁（徳島県）、総務省統計局（和歌山県））、③地方支分部局等の体制整備４件（特許庁（大阪府）、中小企業庁（大阪府）、観光庁、気象庁（三重県））が決定されたほか、研究機関・研修機関等について、全部移転２件、一部移転48件が決定された。

(2) 地方分権改革

ア　提案募集方式による地方分権改革

地方分権改革は、平成５年６月の衆参両院における「地方分権の推進に関する決議」を契機として取組が推進されてきたもので、第１次分権改革（平成５年～）、三位一体の改革（平成16年～）、第２次分権改革（平成18年～）を経て、平成26年以降は、提案募集方式による改革が進められている。

地方分権改革のあゆみ

年	主な動き	改革等の概要
平成 5	地方分権の推進に関する決議（衆参両院）	
7	地方分権推進法成立 地方分権推進委員会発足（～平成13年７月） （平成８年12月第１次～平成10年11月第５次勧告）	【第１次地方分権改革】 ・機関委任事務制度の廃止と事務の再編成 ・国の関与の新しいルールの創設 ・権限移譲 ・条例による事務処理特例制度の創設 等
11	地方分権一括法成立	
16	三位一体改革（平成14～17年骨太の方針） 国庫補助負担金改革、税源移譲、交付税改革（平成16～18年度）	
18	地方分権改革推進法成立	【第２次地方分権改革】 ・地方に対する規制緩和 （義務付け・枠付けの見直しなど） ・国から地方への事務・権限の移譲 ・都道府県から市町村への事務・権限の移譲 等
19	地方分権改革推進委員会発足（～平成22年３月） （平成20年５月第１次～平成21年11月第４次勧告）	
23	国と地方の協議の場法成立 第１次一括法成立 第２次一括法成立	
25	地方分権改革推進本部発足 地方分権改革有識者会議発足 第３次一括法成立	
26	第４次一括法成立 「地方分権改革の総括と展望」取りまとめ 提案募集方式（平成26年～）	【提案募集方式】 ・委員会勧告方式に代えて、地方の発意に根ざした新たな取組として、個々の地方公共団体等から提案を募集し、提案の実現に向けて検討
27 〜 令和 6	第５次一括法成立 〜 第14次一括法成立	

（内閣府資料を基に当室作成）

提案募集方式は、従来の委員会勧告方式に代えて個々の地方自治体等から地方分権改革に関する提案を広く募集し、それらの提案の実現に向けて検討を行うもので、毎年１回、３か月程度の期間提案募集が実施されている。

地方からの提案等に関し政府は、毎年12月、対応方針を閣議決定し、このうち、法制化が必要な事項については、翌年の通常国会に、地方分権一括法案を提出しており[8]、平成27年から令和６年までの間に第５次一括法から第14次一括法が成立している。

なお、地方分権改革有識者会議は令和５年12月、提案募集方式を導入してから10年目の

[8] 地方分権改革推進本部「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」（平成26年４月）

節目を迎え、その総括と地方分権改革を一層推進する観点から、今後の方向性を取りまとめ、公表した[9]。この中では、引き続き「提案募集方式」による取組の推進を求めた上で、①提案を行ったことのある町村の割合が３割弱にとどまっていること、②近年、現行制度の見直しにとどまる提案が少なくないこと、③国民の関心が高まっているとはいえないことなどを指摘し、これらの課題への適切な対応を求めている。

イ　令和６年の提案募集

令和６年の提案募集では、内閣府において、同年１月25日から５月10日まで、地方自治体への事務・権限の移譲及び地方に対する規制緩和に係る提案の募集が実施され、地方自治体等283団体から293件の提案がなされた（令和５年：236団体から230件）。

今回の提案募集においては、重点募集テーマとして「デジタル化」が設定されており、提案件数293件のうち、「デジタル化」に関する提案が107件となっている[10]。

令和６年12月24日、「令和６年の地方からの提案等に関する対応方針」が閣議決定され、法律の改正により措置すべき事項については、所要の一括法案等を令和７年通常国会に提出することを基本とするとされた。

【令和６年の提案等のうち法律の改正が見込まれる主な事項】

○住基ネット利用事務の拡大
○条例公布時における首長の署名の方法に電子署名を追加
○公立大学法人の出資可能対象拡大

ウ　計画等の策定の見直しに関する取組

我が国においては、計画等の策定を通じた行政が進められる中で、近年、計画等の策定の義務付け等の規定（努力義務規定及び「できる」規定を含む。）が増加してきている[11]。

計画等の策定については、地方分権改革において一定の見直しが行われてきたものの、平成22年から令和２年の10年間で法律により地方公共団体が策定主体とされる計画等に関する条項数が約1.5倍になっており、地方公共団体においては、増加し続ける計画等に係る事務への対応に多大な労力を要している。

こうしたことを背景として、令和５年３月、地方分権改革推進本部における決定を経て、「計画策定等における地方分権改革の推進について～効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド～」が閣議決定された。この中では、新規の計画等の策定や既存計画等の統合などの基本原則[12]を踏まえ、各府省の制度の検討等に当たっての計画行政の

---

[9] 地方分権改革有識者会議「地方分権改革の今後の方向性について―提案募集方式の導入以後 10 年の総括と展望―」（令和５年 12 月 15 日）

[10] 令和６年の地方からの提案状況（「第 58 回地方分権改革有識者会議・第 163 回提案募集検討専門部会 合同会議」配布資料）

[11] 計画等の策定を努力義務や任意としながら財政支援等の要件とするケースも増加傾向にある。

[12] 「経済財政運営と改革の基本方針2022 新しい資本主義へ～課題解決を成長のエンジンに変え、持続可能な経済を実現～」（令和４年６月閣議決定）において、計画等の策定に関する基本原則が明記された。

指針が示された。

各府省における既存計画の見直し状況については、内閣府において取りまとめられ、地方分権改革有識者会議に報告がなされている[13]。

(3) 国家戦略特区制度

ア　概要

国家戦略特区制度は、平成25年６月、第２次安倍内閣における成長戦略である「日本再興戦略」に盛り込まれ、同年12月、国家戦略特区法[14]の成立により創設された。

同制度は、規制の特例措置の整備等によって「岩盤規制」の突破口を開き、世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備し、経済成長につなげることを目的としており、国家戦略特区における地域経済活性化の手段であるとともに、全国規模で規制改革の成果を享受できるよう、積極的な全国展開も進められている。

規制の特例措置は、政令[15]により指定された区域について、国家戦略特区ワーキンググループによる調査・検討を踏まえ、必要に応じて国家戦略特別区域諮問会議において審議が行われ、国家戦略特区法等の改正により創設された後、個別の事業認定を経て実施される。

イ　国家戦略特区の指定区域

国家戦略特区には、これまでに以下の区域が指定されている。

国家戦略特区の指定区域

平成26年：東京圏（東京都・神奈川県・成田市）、関西圏（大阪府・兵庫県・京都府）、沖縄県、新潟市、養父市、福岡市
平成27年：愛知県、仙台市、仙北市
平成28年：広島県・今治市、北九州市[16]、千葉市[17]
令和４年：【スーパーシティ型】つくば市、大阪市[18]
【デジタル田園健康特区】加賀市・茅野市・吉備中央町
令和６年：【連携“絆”特区】福島県・長崎県、宮城県・熊本県
【金融・資産運用特区[19]】北海道

（内閣府国家戦略特区ＨＰを基に当室作成）

スーパーシティとは、自動運転、遠隔医療、キャッシュレス決済など生活全般にわたり、大胆な規制改革と併せてデータ連携基盤を活用して、複数の先端的サービスを提供する未来社会を先行実現することを目指すものである。また、デジタル田園健康特区は、デジタ

---

13 第58回 地方分権改革有識者会議・第163回 提案募集検討専門部会 合同会議 議事録（令和６年６月24日）

14 「国家戦略特別区域法」（平成25年法律第107号）

15 「国家戦略特別区域を定める政令」（平成26年政令第178号）

16 福岡市の区域拡大による指定

17 東京圏の一部として指定

18 大阪市は、既に国家戦略特区に指定されている大阪府とともに、スーパーシティの実現を目指している。

19 金融・資産運用特区には、既に国家戦略特区に指定されている東京、大阪、福岡に加えて、北海道が指定された。

ル技術を活用し、健康・医療などをはじめとした地域の課題解決に重点的に取り組むものである。スーパーシティ及びデジタル田園健康特区は、地域の活性化や持続可能な経済社会の実現を目指すデジタル田園都市国家構想を先導するとされている。

連携“絆”特区とは、地理的に離れた複数の自治体が連携して共通課題の解決を目指すものであり、福島県と長崎県はドローン等の新技術実装について、宮城県と熊本県は人材不足に対処し半導体を核とした産業拠点形成について、それぞれ連携して取り組んでいる。

金融・資産運用特区とは、国内外の金融・資産運用業者の集積と成長分野の発展を目指す取組であり、新たに指定された北海道では、ＧＸ（グリーン・トランスフォーメーション）と金融集積を結び付けた取組を進める。

ウ　国家戦略特区をめぐる最近の動き

令和６年12月24日、国家戦略特別区域諮問会議において、合計16項目の規制・制度改革事項の新たな方針が取りまとめられた。このうち３項目について規制の特例措置を全国展開するとされ、小規模認可保育所における対象年齢に係る特例[20]については、全国展開に向けて必要な規定を盛り込んだ児童福祉法改正案の早期の国会提出を図るとされた[21]。

また、石破内閣総理大臣は、同会議において、特区制度の新たな運用の在り方について、令和７年６月までに具体的な検討を進め、「地方創生2.0」につなげるよう指示した[22]。

２　こども政策

(1) 少子化の現状

令和５（2023）年、我が国の出生数は72万7,288人と、統計を開始した明治32（1899）年以来最低の数字となり、合計特殊出生率も過去最低の1.20となった。

出生数及び合計特殊出生率の推移

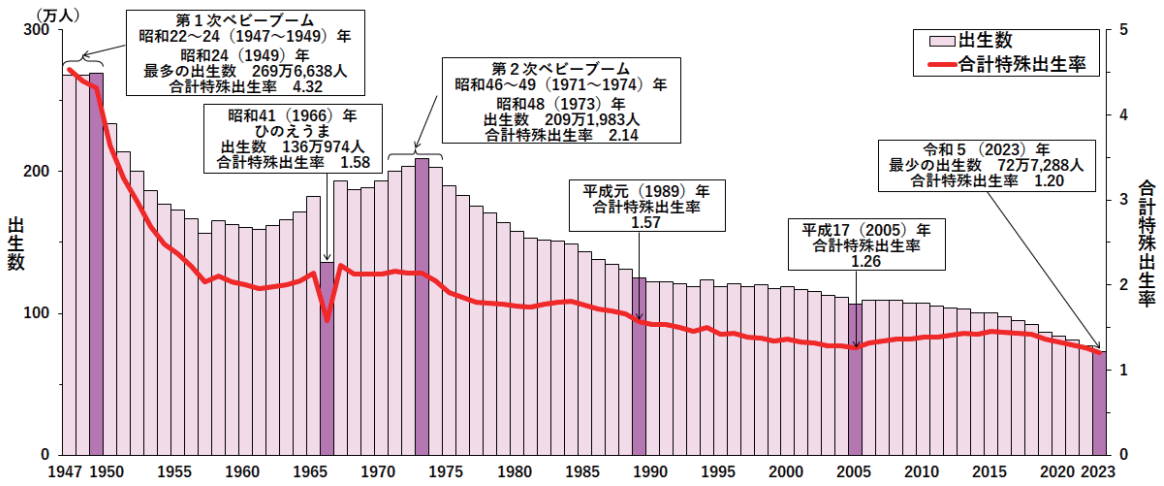

（厚生労働省「令和５年（2023）人口動態統計（確定数）」第２表－１、第２表－２を基に当室作成）

[20] 原則として０～２歳を対象とする小規模認可保育所について、３～５歳のみの保育を可能とする特例。

[21] なお、提出予定の児童福祉法等改正案には、令和５年12月26日の国家戦略特別区域諮問会議において決定された、地域限定保育士制度の全国展開に向けた制度改正も盛り込まれる予定である。

[22] 首相官邸ＨＰ「総理の一日」（令和６年 12 月 24 日）

(2) こども未来戦略（こども・子育て支援加速化プラン）

令和５年１月、岸田内閣総理大臣（当時）は、少子化の問題はこれ以上放置できない課題であるとの認識を示した上で、従来とは次元の異なる少子化対策の実現に取り組む方針を表明した[23]。これを受けて、同年12月、「こども未来戦略」が閣議決定[24]され、そのうち「こども・子育て支援加速化プラン」（以下「加速化プラン」という。）とされた具体的施策は、今後３年間（令和８年度まで）の集中取組期間にその大宗を実施することとされた。そして、第213回国会（常会）において、こども未来戦略の内容を具体化する「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律[25]」が成立した。

石破内閣総理大臣は、令和６年10月４日の所信表明演説において、少子化とその結果生ずる人口減少は、国の根幹に関わる課題、いわば静かな有事であり、今の子育て世代が幸せでなければ少子化の克服はないと述べた上で、子育て支援に全力を挙げ、こども未来戦略を着実に実施するとした。

(3) 保育政策の新たな方向性

こども家庭庁は、令和６年12月20日、持続可能で質の高い保育を通じたこどもまんなか社会の実現に向けて、「保育政策の新たな方向性」を取りまとめた。これまでの待機児童対策を中心とした「保育の量の拡大」から転換し、令和７年度から令和10年度末を見据えた保育政策は、①地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実、②全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進、③保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善といった３つの柱を軸に推進するとした。

---

[23] 第211回国会衆議院会議録第１号４頁（令5.1.23）岸田内閣総理大臣の施政方針に関する演説

[24] 令和５年12月22日閣議決定

[25] 令和６年法律第47号

保育政策の新たな方向性（概要）

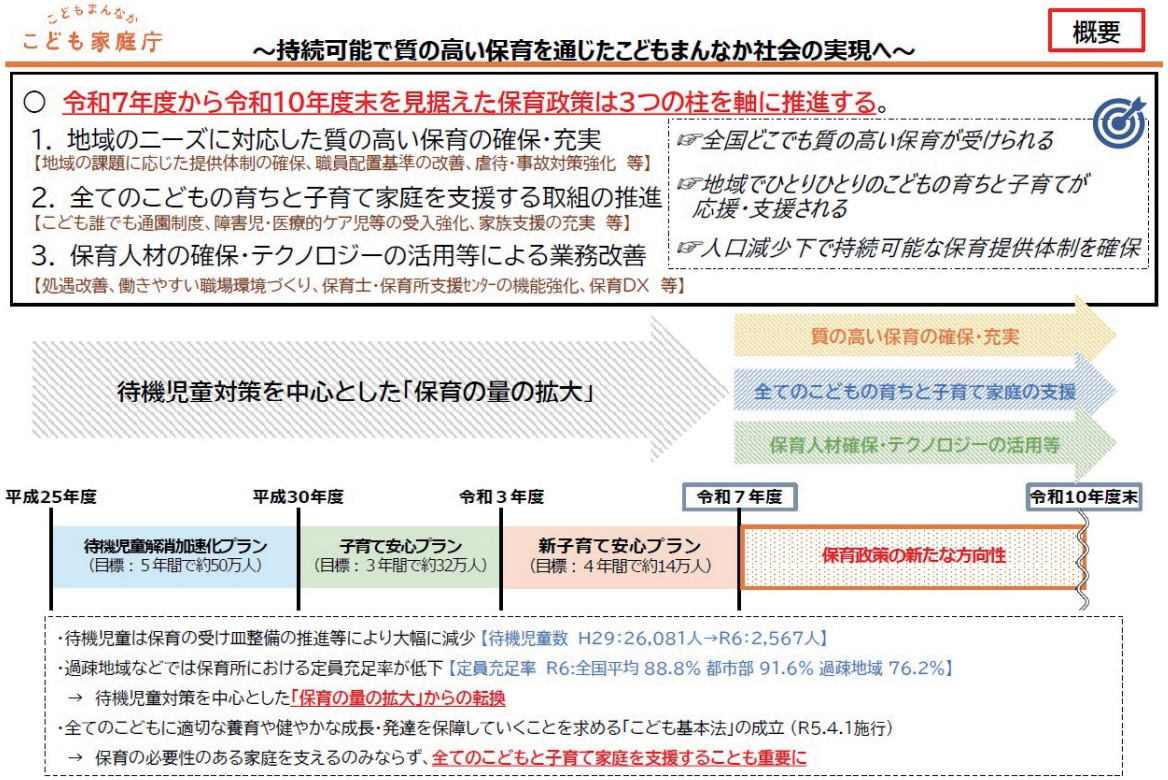

（出所）こども家庭庁ＨＰ

ア　地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実

近年大幅に減少している待機児童を更に減少させるため、待機児童が生じる要因は様々であることを踏まえ、地域の課題に応じたきめ細やかな対策を講ずるとしている。

また、人口減少に伴い、過疎地域で定員充足率（利用定員数に対する利用児童数の割合）が低下している状況を踏まえ、多機能化や合併・事業譲渡等の環境整備を進めるとし、原則０～２歳児を対象とする小規模保育について、国家戦略特区法に基づく特例措置（３～５歳児のみを対象とすることを可能とする措置）を全国展開する法律改正をできるだけ早期に行うとしている。

さらに、職員配置基準について、保育の安全性と質を確保・向上させるため、改善を進めるとしている[26]。

[26] 令和７年度の１歳児職員配置については、配置基準そのものは据え置くものの、業務の情報通信技術（ＩＣＴ）化を進める等の職場環境改善を進めている施設において配置改善した場合の加算措置を設けるとしている。

保育所等の職員配置基準

子どもの年齢	配置基準	備考
０歳	３：１	
１歳	６：１	令和７年度以降、加速化プラン期間中の早期に５：１への改善を進める
２歳	６：１	
３歳	15：１	令和６年度に改善されたが、当分の間は従前の基準（20：１）により運営することも妨げないとする経過措置あり
４・５歳	25：１	令和６年度に改善されたが、当分の間は従前の基準（30：１）により運営することも妨げないとする経過措置あり

（当室作成）

イ　全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進

就労要件を問わず月一定時間までの利用可能枠の中で柔軟に利用できる「こども誰でも通園制度」について、令和７年度の制度化（地域子ども・子育て支援事業の１つである乳児等通園支援事業として各自治体の判断で実施）、令和８年度の給付化（乳児等のための支援給付として全自治体で実施）に向けて、制度構築と体制整備を推進するとしている。

また、多様なニーズに対応した保育の充実として、障害児・医療的ケア児等について、専門的な支援の充実を図り、インクルージョンの観点から保育所等による受入れを強化するとしている。病児保育・延長保育・一時預かり等については、働き方やライフスタイルが多様化する中、多様なニーズに対応した保育の提供体制を確保するとしている。

さらに、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）[27]」の趣旨を反映した関連施策を総合的に推進し、全てのこどもの「はじめの100か月」の育ちを社会全体で支援・応援する気運を醸成するとしている。

ウ　保育人材の確保とテクノロジーの活用等による業務改善

保育士の平均賃金は全産業平均を下回っているところ、令和６年度は、公定価格の保育士等の人件費について過去最大の10.7%の改善を実施した。令和７年度以降も引き続き民間給与動向等を踏まえた処遇改善に取り組むとともに、各保育所等におけるモデル賃金や人件費比率等の見える化を進めるとしている。

また、保育士の有効求人倍率は2.42倍（令和６年４月）と全職種平均（1.18倍）と比べて高い水準となっている中で、保育人材の確保のため、働きやすい職場環境づくり、新規資格取得と就労の促進、離職者の再就職・職場復帰の促進、保育の現場・職業の魅力発信の取組を総合的に推進するとしている。このうち、法律改正を伴うものとして、①国家戦略特区法に基づく特例措置である地域限定保育士制度の一般制度化、②再就職に関する相談や就職あっせん等を行う保育士・保育所支援センターの法制化については、できるだけ早期に行うとしている。

[27] 令和５年 12 月 22 日閣議決定

(4) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

共働き家庭などの小学生に対しては、放課後に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊びや生活の場を提供する放課後児童クラブが実施されている。

放課後児童クラブの登録児童数は、年々増加傾向にあり、受け皿となる支援の単位数[28]も増加している。他方で、利用できなかった児童数（放課後児童クラブの待機児童数）は、令和６年５月１日時点で、１万7,686人（前年比1,410人増）と高水準にある。

政府は、令和６年12月、「放課後児童対策パッケージ2025」を取りまとめ、民間事業者の参入促進や人材確保支援、夏季休業期間中における開所支援の拡充等に取り組むこととしている。

(5) 児童虐待防止対策

児童虐待防止対策については、累次の法改正等により取組が進められているが、全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数は依然として増加を続けており、令和４年度は21万4,843件と過去最多を更新した。

こうした状況を受け、政府は、令和６年12月、「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」の改定を行い、児童福祉司等の増員や負担軽減による児童相談所の体制強化等に取り組むこととしている。

また、同月に開催された児童虐待防止対策部会（第５回）では、制度改正を要する事項として、①一時保護委託の登録制度の創設、②一時保護中の児童の面会通信制限、③保育所等における虐待対応の強化、といった項目が示された。こども家庭庁は、児童福祉法等の改正案を令和７年の常会に提出する方針であるとされる。

児童虐待について制度改正を要する事項

一時保護委託の登録制度の創設	一時保護委託先の質を担保するため、都道府県知事の登録を受けた者や児童養護施設・里親等に対してのみ委託できることとするもの
一時保護中の児童の面会通信制限	一時保護中の児童について、児童虐待の疑い段階においても、一定の要件の下、保護者の同意なく面会通信制限を行えることとするもの
保育所等における虐待対応の強化	児童養護施設等と同様に、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等を設けるもの

（児童虐待防止対策部会（第５回）資料を基に当室作成）

こどもに対する性犯罪・性暴力の防止については、令和６年６月、こども性暴力防止法[29]が成立し、学校設置者等[30]及び認定を受けた民間教育保育等事業者が、教育や保育に従事さ

[28] 支援の単位とは、児童の集団の規模を示す基準であり、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）によって、１の支援の単位を構成する児童の数はおおむね 40 人以下とされている。

[29] 「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」（令和６年法律第 69 号）

[30] 児童虐待防止対策部会（第５回）では、一時保護委託の登録制度の創設に伴い、こども性暴力防止法の学校

せようとする者の性犯罪の前科確認など、こどもへの性暴力を防止するための措置を講ずることが定められた。「保育政策の新たな方向性」においては、令和８年12月を期限とする同法の施行に向けた対応を推進するとともに、性被害を起こさない研修の充実等の取組を進めるとしている。

３　旧優生保護法被害者の救済

優生保護法[31]は、優生上の見地から不良な子孫の出生を防止すること等を目的として、昭和23年に議員立法により制定された。障害等を理由とする優生手術（生殖を不能にする手術。「不妊手術」と同じ。）に関する規定が同法から削除される平成８年９月25日[32]までの間、約２万5,000件の優生手術が実施された。

平成30年１月以降、優生手術の被害者らが国に損害賠償を求める訴訟が全国で提起された。令和６年７月、最高裁判決[33]において、障害等を理由とする優生手術について定めた旧優生保護法の規定は違憲であり、当該規定に係る国会議員の立法行為は違法であると判断され、国の損害賠償責任が認められた。同判決を受けて、同年10月、優生手術等の被害者に対する新たな補償制度の創設などを定めた旧優生保護法補償金等支給法[34]が制定された[35]。

政府は、同法の施行日（令和７年１月17日）から補償金等の請求ができるよう、個々の被害者が置かれた状況に十分に配慮した上で必要な広報・周知を行い、補償金等を被害者に確実に届けることに全力を尽くしていくとしている。また、国会においては、同法第33条に基づく調査及び検証等を第三者機関に委託して行うための具体的な手続が進められていく見込みである。

４　デジタル社会形成

(1) デジタル行財政改革の経緯

令和５年10月、急激な人口減少社会への対応として、利用者起点で我が国の行財政の在り方を見直し、デジタルを最大限に活用して公共サービス等の維持・強化と地域経済の活性化を図り、社会変革を実現するため、「デジタル行財政改革会議」が設置された。

同会議は令和６年６月に「デジタル行財政改革取りまとめ2024」、「国・地方デジタル共

設置者等への登録一時保護委託者（一時保護を適正に行うことができる者として都道府県知事の登録を受けた者）の追加を行うという案が示された。

31 昭和 23 年法律第 156 号

32 平成８年９月 26 日、障害者の権利の実現に向けた取組が進められる中で、法律の題名を優生保護法から母体保護法に改めること、法律の目的中「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止する」を削除すること、障害等を理由とする優生手術に関する規定を削除すること等を内容とする「優生保護法の一部を改正する法律」が施行された。

33 最大判令和６年７月３日民集 78 巻３号 382 頁

34 「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」（令和６年法律第 70 号）

35 法案と併せて、「旧優生保護法に基づく優生手術等の被害者に対する謝罪とその被害の回復に関する決議案」も両院において議決された。

通基盤の整備・運用に関する基本方針」及び「デジタルライフライン全国総合整備計画」を決定[36]し、これに基づき、①デジタル活用を阻害する規制・制度の徹底した見直し、②国・地方デジタル共通基盤の整備・運用、③ＥＢＰＭの推進の３本柱でデジタルによる社会変革を進めていくこととされた[37]。

令和６年11月のデジタル行財政改革会議において、石破内閣総理大臣は、①デジタル技術を活用した地方創生の取組の後押し、②イノベーションの進展に合わせたレギュレーション（規制）の見直しやデジタル技術を活用した公共サービスの維持・強化、③医療・金融等の分野におけるデータの利活用の３点を中心に、新しい地方経済・生活環境創生本部とも連携しながら取組を進めていくことを指示した[38]。

(2) データ利活用

データの利活用については、これまで医療や金融等の分野ごとに法整備[39]が行われてきたが、個人情報保護法[40]では個人データの第三者への提供を制限しており、組織をまたいだデータの利活用は進みにくいとされている[41]。そこで、令和６年12月からデータ利活用制度・システム検討会において、データの利活用に向けた検討が行われており、令和７年夏を目途にデータ利活用制度の在り方についての基本的な方針を策定することとされている[42]。今後の法整備に当たっては、データ保護と利活用の両立を目指す現実的な議論が求められるとの指摘がなされている[43]。

(3) マイナンバー制度

ア　概要

マイナンバー制度は、マイナンバー法[44]に基づき、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることの確認を行うための基盤である。同法は、行政運営の効率化及び行政分野におけるより公正な給付と負担の確保を図り、かつ、国民が利便性の向上を得られるようにするために必要な事項を定めている。

マイナンバーは、本人を識別するための12桁の番号である。日本国内に住民票を有する個人に対して付番され、最新の「基本４情報」（氏名、生年月日、性別、住所）と関連付けて管理されている。また、マイナンバーは、社会保障制度、税制、災害対策その他の行政

---

36 令和６年６月18日デジタル行財政改革会議決定

37 第７回デジタル行財政改革会議　議事録等（令和６年６月18日）11-12頁

38 第８回デジタル行財政改革会議　議事録等（令和６年11月12日）13-14頁

39 「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律」（平成29年法律第28号）、「新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律」（令和３年法律第46号）など

40 「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）

41 『朝日新聞デジタル』（2024.11.13）

42 内閣官房デジタル行財政改革会議事務局「データ利活用制度・システムの検討について」（第１回データ利活用制度・システム検討会（令和６年12月26日）資料３）６頁

43 前掲注41

44 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）

分野において利用を促進することとし、マイナンバーを利用できる事務は法律又は条例において限定列挙されている（ポジティブリスト方式）。

マイナンバーカードは、本人に交付されるＩＣチップ付きのプラスチック製のカードであり、住民の申請により市区町村長から交付される（カードの取得は任意）。表面には基本４情報・顔写真・有効期限等が表示され、本人確認書類として利用でき、裏面にはマイナンバーが表示される。マイナンバーカードの申請・交付・保有状況は下表のとおりである。

マイナンバーカードの申請・交付・保有状況

	合　計	人口に対する割合※1
有効申請受付数（累計）※2 令和７年１月12日時点	108,446,236	約86.8%
交付枚数（累計）※2 令和７年１月12日時点	105,916,615	約84.8%
保有枚数※3 令和６年12月末時点	96,314,449	約77.1%

※１　令和６年１月１日時点の住基人口（124,885,175人）に対する割合

※２　再交付、更新を含む有効に申請受付された又は交付されたマイナンバーカードの累計枚数

※３　現に保有されているマイナンバーカードの枚数（交付枚数から死亡や有効期限切れ等により廃止されたマイナンバーカードの枚数を除いたもの）

（総務省ＨＰ「マイナンバーカード交付状況について」を基に当室作成）

イ　近年の法改正

令和５年の法改正[45]において、マイナンバーの利用範囲の拡大（国家資格等に関する事務等）、戸籍等の記載事項への「氏名の振り仮名」の追加のほか、マイナンバーカードと健康保険証の一体化（マイナ保険証）等の措置が講じられた。これにより令和６年12月２日以降、従来の健康保険証の新規発行が終了となり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行されたが、マイナ保険証を保有していない者に対しては、当分の間、「資格確認書」が申請によらず交付されることとされた。

また、令和６年の法改正[46]において、マイナンバーカードに係る機能をスマートフォンに搭載するとともに、性別について電磁的記録事項としては残しつつ、次期マイナンバーカードの券面記載事項から削除する等の措置が講じられた。

ウ　マイナンバー制度の推進

令和６年重点計画においては、マイナンバーの利用や情報連携を行うべきものについて同年夏までに省庁に対して調査を行い、その結果を踏まえ、令和７年の常会への法案提出を目指すこととしていた[47]。

これを受けて政府は、マイナンバーの利用範囲に、司法書士や公認会計士など約40の国

45　「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和５年法律第48号）

46　「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」（令和６年法律第 46 号）

47　「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和６年６月 21 日閣議決定）10, 39 頁

家資格等に関する事務及び酒類免許に関する事務等を加えるマイナンバー法改正案の提出を目指しているとされる[48]。

内容についての問合せ先
地域・こども・デジタル特別調査室　相原首席調査員（内線68777）

[48] 『時事通信社 iJAMP』(2024.12.3)

【参考】衆議院調査局「問合せ窓口」(2025.1.24)

○ 総 合 案 内　TEL 68800 … 調査局全般・調査依頼相談

各室・課（内線）		所管事項
内閣（TEL 68400）		皇室制度、栄典、経済財政政策、国家公務員制度、行政組織、公文書管理、公益法人制度、規制改革、共生社会政策、男女共同参画、警察
総務（TEL 68420）		行政の基本的制度及び運営、恩給、地方行財政、地方税制、消防、情報通信、放送、郵政
法務（TEL 68440）		民事、刑事、人権、登記、国籍、戸籍、矯正、更生保護、検察、出入国管理、公安、裁判所の司法行政
外務（TEL 68460）		国際情勢（地域情勢、国連、軍縮・不拡散、日米安全保障体制、ＯＤＡ、経済外交等）、条約
財務金融（TEL 68480）		財政、税制、関税、外国為替、国有財産、たばこ事業・塩事業、印刷事業、造幣事業、金融、証券取引
文部科学（TEL 68500）		学校教育、生涯学習、文教施設、文化、スポーツ、科学技術・学術政策、研究振興、研究開発
厚生労働（TEL 68520）		医療、介護、年金、健康、生活衛生、障害者福祉、生活保護、労働基準、職業安定、雇用環境・均等、人材開発
農林水産（TEL 68540）		食料・農業・農村、森林・林業、水産業
経済産業（TEL 68560）		経済・事業環境整備、地域経済、通商貿易・経済協力、技術革新、ベンチャー、製造産業、情報産業、商務・流通、知的財産、資源・エネルギー、中小企業、競争政策
国土交通（TEL 68580）		国土計画、土地・水資源、建設産業、都市計画、建築、地域整備、河川、道路、港湾、住宅、陸運、海運、航空、観光、北海道開発、気象、海上保安
環境（TEL 68600）		地球温暖化防止・脱炭素社会構築、循環型社会形成、自然環境保護・生物多様性確保、公害防止・公害健康被害救済、原子力規制、公害紛争処理
安全保障（TEL 68620）		我が国の防衛、防衛省・自衛隊、安全保障法制
国家基本政策（TEL 68640）		国家の基本政策、党首討論
予算（TEL 68660）		予算（一般会計、特別会計、政府関係機関）、財政・経済政策
決算行政監視（TEL 68680）		決算、予備費、会計検査院、政策評価及び行政評価・監視に係る調査結果、行政に関する国民からの苦情処理
沖縄北方	第一特別（TEL 68700）	沖縄振興、在沖米軍基地問題等、北方領土問題
消費者問題		消費者問題
政治改革	第二特別（TEL 68720）	選挙制度、政治資金制度、政党助成制度、政治改革
震災復興・災害対策	第三特別（TEL 68740）	東日本大震災復興の総合的対策、災害対策
拉致問題特（TEL 68640）		北朝鮮による拉致等に関する諸問題
原子力特（TEL 68790）		原子力に関する諸問題
地域・こども・デジタル特（TEL 68777）		地域活性化、こども政策、デジタル社会形成
総務課（TEL 68800）		局内外総合調整、予備的調査
調査情報課（TEL 31853）		局内情報システムの管理、刊行物の編纂、資料管理